令和元年度　地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査
調査結果報告書

令和２年３月

株式会社　野村総合研究所

令和元年度環境省大臣官房環境計画課委託

令和元年度「2018 年度から 2019 年度までの地方公共団体実行計画
策定・管理等支援システムのプロジェクト管理支援及び政策的助言等」
に係る委託業務

令和元年度地方公共団体における
地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査
調査結果報告書

令和２年３月

株式会社 野村総合研究所

目次

第１章　調査の概要 1

１．　調査の目的 1

２．　調査の方法 1

３．　調査対象 3

４．　調査内容 4

５．　回答状況 4

６．　分析結果についての留意点 4

第２章　施行状況調査結果の概要 5

１．　本章の構成 5

（１）　調査結果の PDCA サイクルに沿った分類 5

（２）　テーマ型分析 5

２．　地方公共団体実行計画（事務事業編） 6

（１）　Plan 6

（２）　Do 10

（３）　Check 14

（４）　Act 19

３．　地方公共団体実行計画（区域施策編） 21

（１）　Plan 21

（２）　Do 29

（３）　Check 36

（４）　Act 43

４．　テーマ別分析 45

（１）　地域エネルギー事業の実施状況 45

（２）　気候変動適応に関する取組状況 48

（３）　地域循環共生圏に関する取組状況 51

（４）　国際イニシアチブへの参加状況 52

第３章　施行状況調査詳細 55

１．　基礎情報 55

（１）　団体区分 55

（２）　団体内の体制 56

（３）　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況 61

（４）　一部事務組合及び広域連合の事務内容 63

（５） 地域エネルギー事業の実施状況 65
（６） 特定事業者及び特定事業所排出者該当可否 69

２． 事務事業に関する事項 70
（１） 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 70
（２） 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象 94
（３） 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み 108
（４） 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況 114
（５） 事務事業に関する吸収源対策の取組状況 117
（６） 地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況 120
（７） 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等 124
（８） 実行計画（事務事業編）の見直し 143
（９） 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの 151
（１０） 算定対象となる施設の把握 153
（１１） 地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設 163
（１２） 再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況 172
（１３） 温室効果ガス削減に向けて実施している取組 177
（１４） 職員に対する取組 179

３． 区域施策に関する事項 185
（１） 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 185
（２） 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 206
（３） 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み 307
（４） 区域施策に関する吸収源対策の取組状況 311
（５） 国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況 315
（６） 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの 332
（７） 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 334
（８） 実行計画（区域施策編）の見直し 350
（９） エネルギー事業者からのデータ提供 359

４． その他地球温暖化対策に関する事項 371
（１） 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策 371
（２） 気候変動適応に関する取組状況 375
（３） 地域循環共生圏に関する取組状況 401
（４） 国際イニシアチブへの参加状況 405

５． 意見・要望 415
（１） 実行計画の策定・改定のために必要な行政支援 415
（２） 「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」を利用した調査形式に関する

意見・要望 423
（３） 環境省に対する意見、要望 424

参考資料

参考１．団体別の策定状況と最新の地方公共団体実行計画名称一覧

（１）地方公共団体実行計画（事務事業編）

（２）地方公共団体実行計画（区域施策編）

参考２．調査票

はじめに

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に我が国が国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した。同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしている。また、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が今後の地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

併せて、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの国の方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、地球温暖化対策推進法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行された。

「地方公共団体実行計画」（通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成）は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められている。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）により地球温暖化対策推進法第 21 条が適用又は準用されている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が、「地球温暖化対策計画」に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である。これは、全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合に策定が義務付けられている。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、「地球温暖化対策計画」に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画である。全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられている。また、その他の市町村（特別区を含む。）についても、策定・実施に努めることが期待されている。

このため、環境省では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況等を毎年度調査しており、今般、令和元年 10 月 1 日現在の調査結果を取りまとめた。

第１章　調査の概要

１．調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

２．調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

調査は、①事前登録（各団体の連絡先及び実行計画策定状況等を把握）と②施行状況調査の 2 段階で行った。事前登録は各団体へ Microsoft Excel ファイル調査票を配布し、電子メール又は郵送により回収した。本調査は、調査対象団体の負担軽減や調査票の回収を円滑に行うことを目的として、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」での調査を実施した。「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

- 実施期間
  - ① 事前登録　　：2019 年 9 月 2 日から 2020 年 2 月 28 日まで
  - ② 施行状況調査：2019 年 10 月 1 日から 2020 年 3 月 12 日まで
- 配布方法
  - ① 事前登録

    環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・Microsoft Excel ファイル調査票等を配布した。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を経由した。
  - ② 施行状況調査

    事前登録に御回答いただいた各団体のメールアドレスに対し「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」のアカウントを発行した。アカウントの発行が完了した団体分については、「地方公共団体実行

計画策定・管理等支援システム」上で調査を実施した。「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」を使用できない団体については、電子メール又は郵送による調査票の配布を行った。

- 回収方法

① 事前登録

電子メールにより回収した。電子メールによる回答ができない団体については、郵送または FAX により調査票を回収した。

② 施行状況調査

「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」により回収した。「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

図表 1　調査フロー【事前登録】

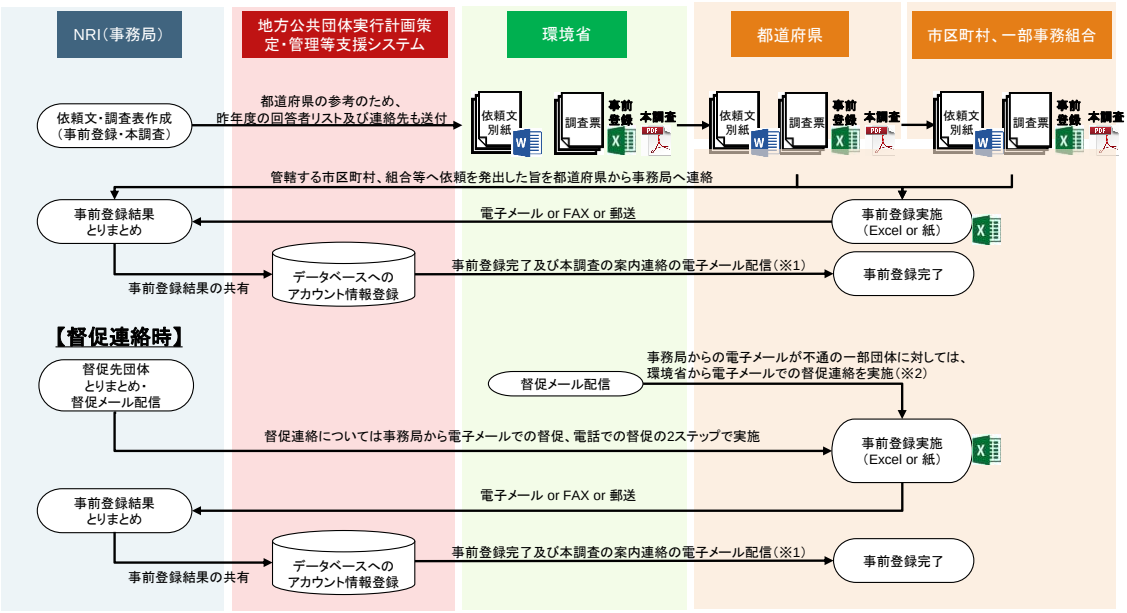

※1…電子メールでの連絡ができない団体については、電話連絡を実施。
※2…「lg.jp」のアドレスを持つ一部団体については、事務局からの電子メールが不通となるため、対象団体を環境省に共有の上、環境省から督促連絡（電子メール）を実施。

図表 2　調査フロー【本調査】

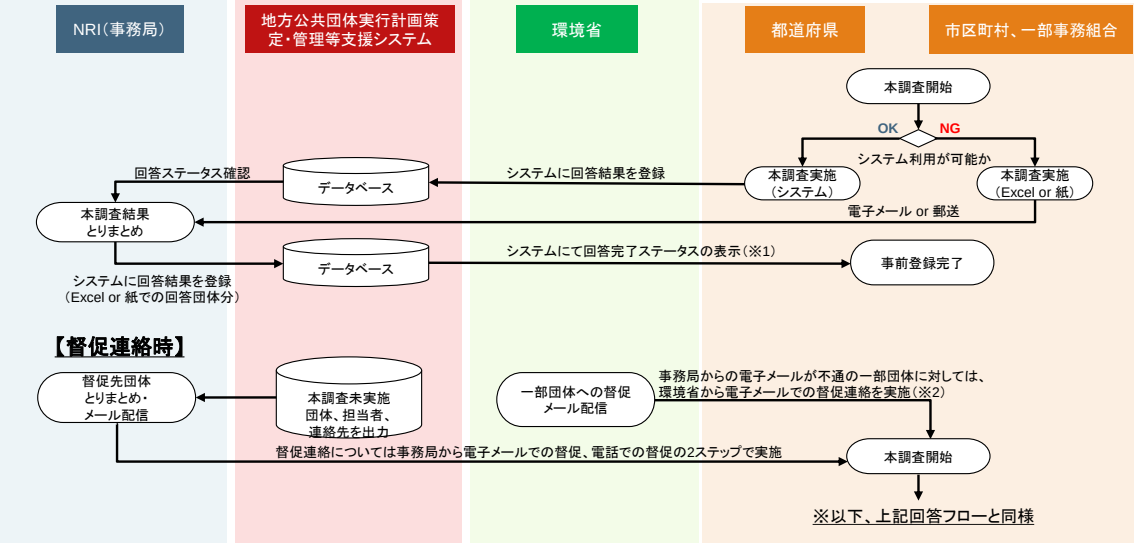

※1…地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムの閲覧ができない団体については、事務局より個別で電話での回答確認連絡を実施。
※2…「lg.jp」のアドレスを持つ一部団体については、事務局からの電子メールが不通となるため、対象団体を環境省に共有の上、環境省から督促連絡（電子メール）を実施。

3．調査対象

都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,561 団体の合計 3,349 団体を調査の対象とした。

図表 3　都道府県及び市町村（特別区含む。）の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	58
施行時特例市	27
上記以外の市町村（特別区含む。）[1]	1,636
合計	1,788

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（平成 31 年 4 月 1 日現在）に記載されている 1,569 団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体については、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象

[1] 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。

とした。しかし、調査開始後に他の団体と統合された団体、制度上廃止となっている団体、解散が確認された団体が 8 団体あったため、最終的な調査対象は1,561団体となった。このため、最終的に調査対象としたのは3,349団体である。

４．調査内容

以下の５項目に関する設問を設定し、都道府県及び市町村（特別区含む。）については次の①～⑤の５項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の３項目について調査を行った。

① 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項
③ 区域施策における地球温暖化対策に関する事項
④ その他の地球温暖化対策に関する事項
⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市町村（特別区含む。）のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に留意されたい。

５．回答状況

① 事前登録では、調査対象 3,349 団体のうち 3,340 団体（回答率 99.7%）から回答を得た。都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得た。
② 施行状況調査では、調査対象 3,349 団体のうち 3,197 団体（回答率 95.4%）から回答を得た。都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得た。

６．分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第２位以下を四捨五入し、小数点第１位までの値で表記しているため、全ての値の合計が 100%にならないことがある。
- 人口規模については、平成 31 年住民基本台帳（総務省統計局）の平成 31 年１月１日時点の人口を参照した。

第２章　施行状況調査結果の概要

１．本章の構成

本章「施行状況調査結果の概要」では、事務事業編及び区域施策編の調査結果の概要を PDCA サイクルに沿った形で示し、次に特定のテーマに沿った分析を行っている。

（１）調査結果の PDCA サイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編及び区域施策編は PDCA サイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれを PDCA サイクルに沿った形で概要を示す。

図表 4　PDCA サイクルに沿った分類

	事務事業編	区域施策編
Plan	・策定・改定状況 ・未策定又は未改定の理由 ・共同策定の検討状況	・策定・改定状況 ・未策定又は未改定の理由 ・排出量の算定で困難だったこと ・策定又は改定過程で困難だったこと ・共同策定の検討状況 ・直近の目標設定の有無
Do	・実施・進行管理を円滑に行うための取組 ・各種措置の実施状況（再生可能エネルギーの導入、吸収源対策、物品購入の配慮に係る事項）	・進捗管理を協議・審議する場 ・各種対策・施策の実施状況（吸収源対策、再エネ施設に係る固定資産税減免、地域金融機関等との連携、報告・計画書制度等の整備・運用、低炭素型の都市・地域づくり、他団体との広域的な協調・連携） ・現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
Check	・実施状況に関する点検のタイミング ・点検の対象 ・推進過程で困っていること ・点検結果・評価の公表方法 ・直近の進捗状況に係る評価 ・中間見直しの予定の有無	・策定後の排出量の算定や対策・施策効果の把握の状況 ・進捗評価結果の公表方法 ・進捗評価結果に係る評価、順調・困難な要因 ・推進過程で困っていること ・中間見直しの予定の有無
Act	・計画期間終了後の円滑な改定 ・点検結果の活用	・計画期間終了後の円滑な改定 ・点検結果の活用

（２）テーマ型分析

テーマ型の分析として、「地域エネルギー事業の実施状況」及び「気候変動適応に関する取組状況」について、概要を記述する。

２．地方公共団体実行計画（事務事業編）

（１）Plan

１）　令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況

実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、回答団体全体の 44.6%である。

回答団体全体の 37.0%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の 11.3%は今後策定予定があると回答しているが、25.7%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の 18.5%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の 9.9%は今後改定予定があると回答しているが、8.6%は改定する予定がないと回答している。実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での 2,018 団体から 2,104 団体に増加した。

図表 5　令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況

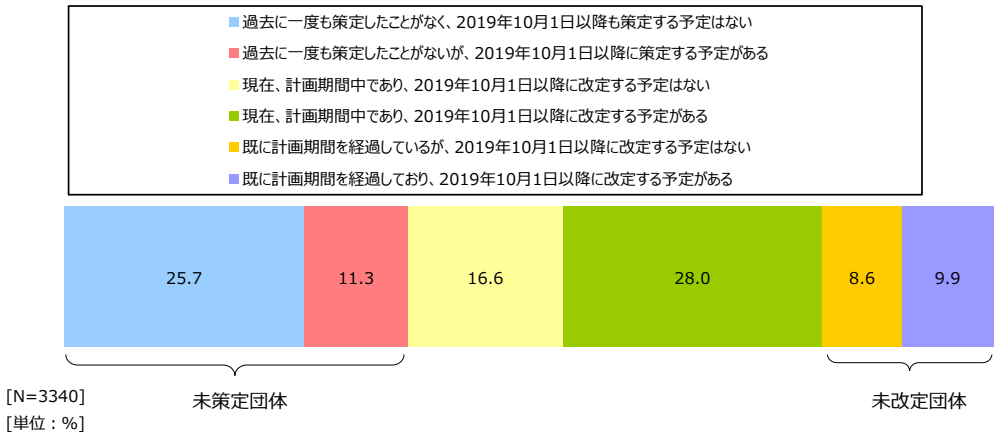

[N=3340]
[単位：%]

図表 6　平成 30 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況【昨年度調査】

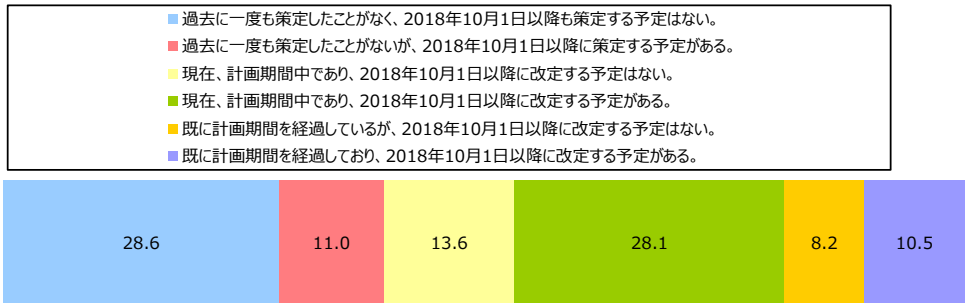

[N=3381]
[単位：%]

図表 7　令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況【団体区分別】

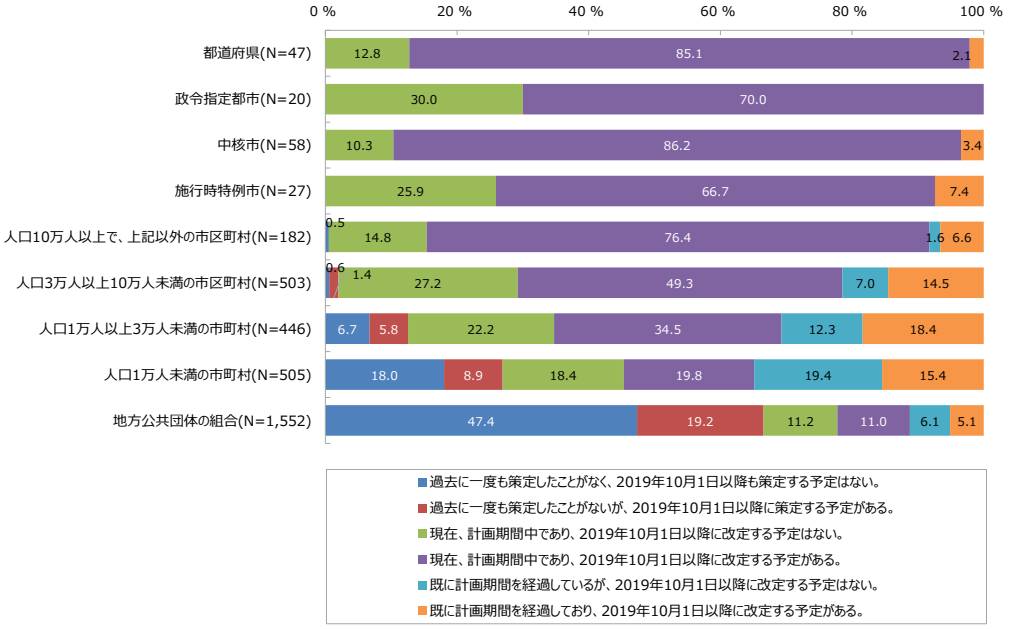

２）　事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の団体について、事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため。」（65.5%）が最も多く、「専門知識がないため。」（51.2%）、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」（35.1%）、「これまでの実績の検証・評価ができていないため。」（24.2%）、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。（一部事務組合及び広域連合のみ）」（21.9%）と続く。

図表 8　事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由[2]

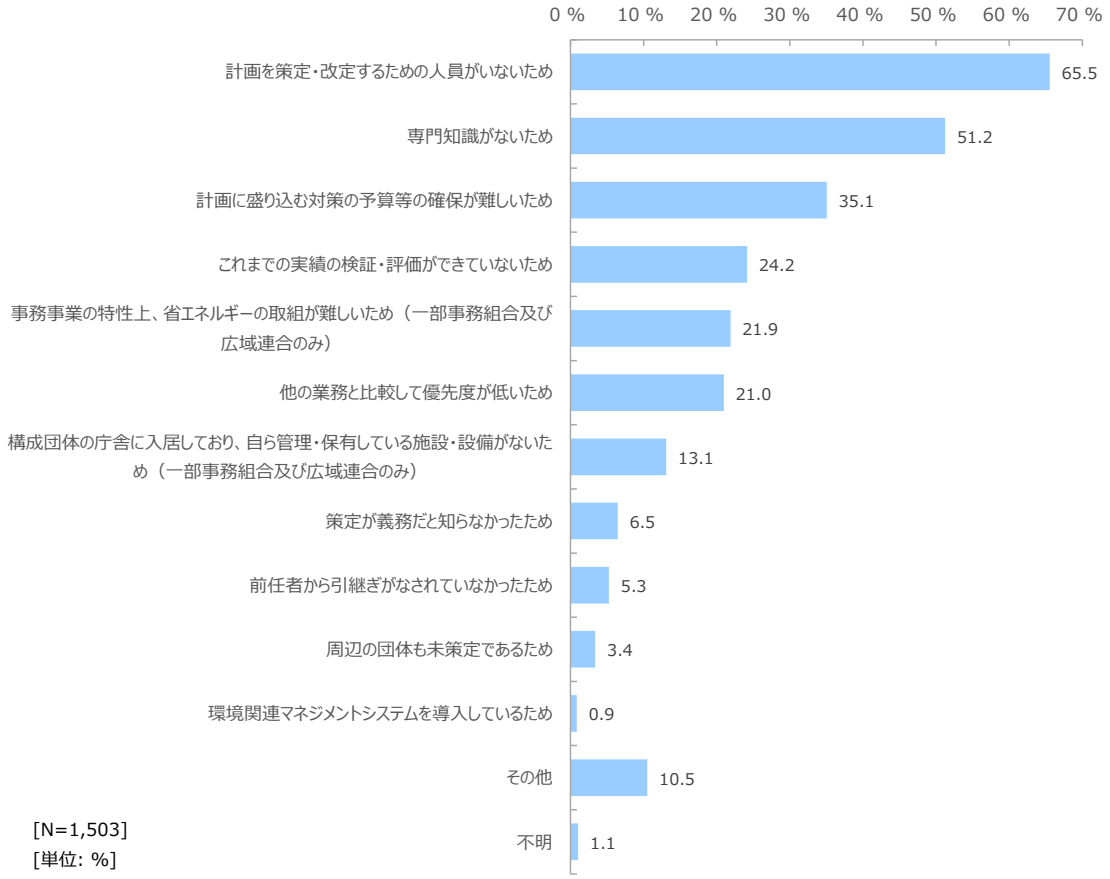

[2] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

３） 事務事業編の共同策定の検討状況

回答団体全体における事務事業編の共同策定の検討状況を見ると、「共同策定の予定がなく関心もない。」（47.0%）が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」（21.9%）、「共同策定ができることを知らなかった。」（20.9%）と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 1.9%から 2.1%に増加した。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体の割合は昨年度の 22.2%から 20.9%に減少しているものの、制度の周知は引き続き課題となっている

図表 9　事務事業編の共同策定の検討状況

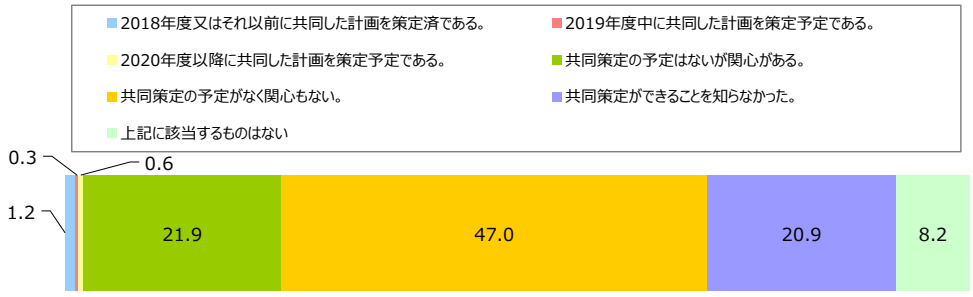

[N=3,182]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人未満の市区町村や地方公共団体の組合において、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体は 2 割以上存在している。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体も 2 割以上存在している。

図表 10　事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

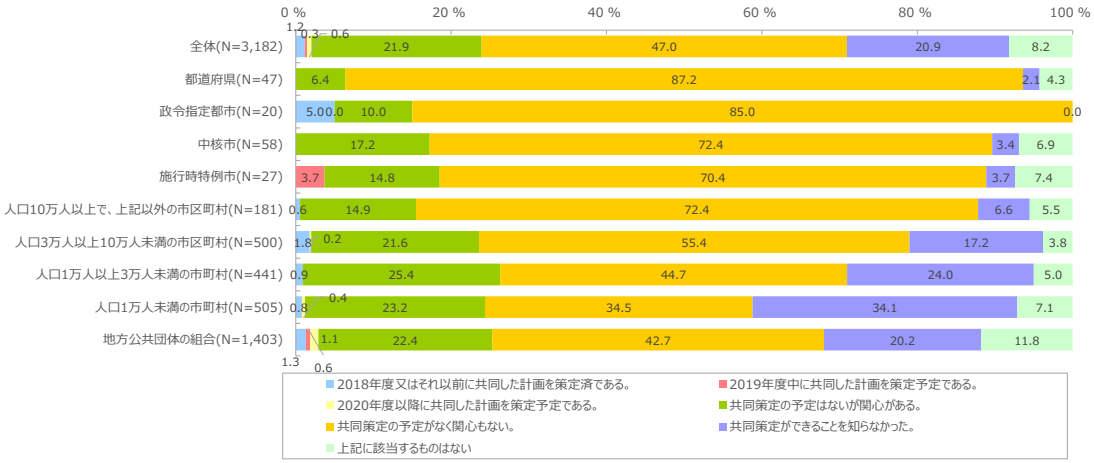

（２）Do

１）　事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」（54.2%）が最も多く、「取組の自己評価」（35.6%）、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」（31.9%）、「進行管理の仕組みの見直し・改善」（26.6%）と続く。

図表 11 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの[3]

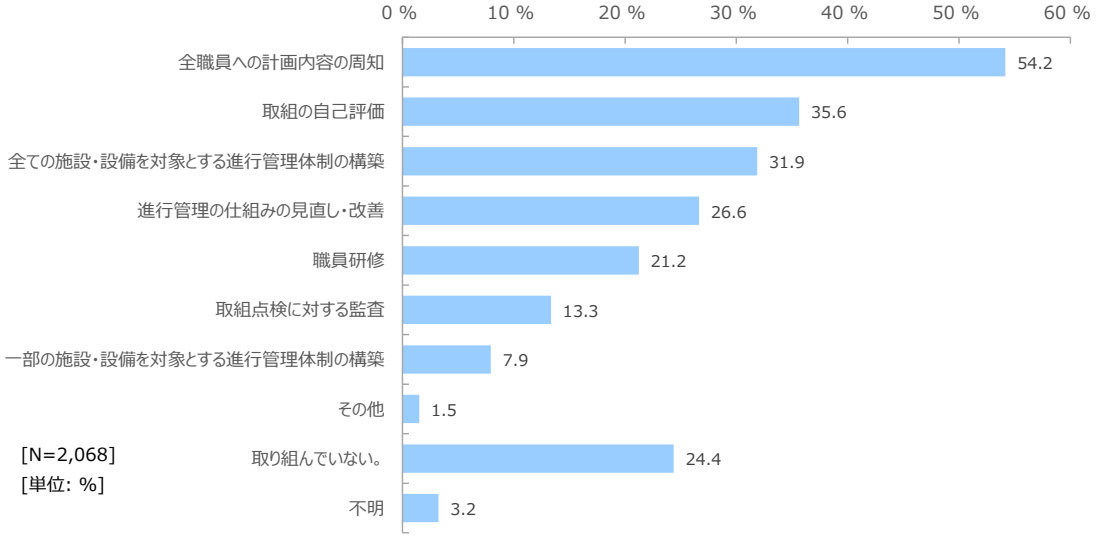

[3] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

２） 再生可能エネルギー導入の取組状況

回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 26.8%である。「実行計画（事務事業編）に位置づけていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 23.3%である。

図表 12　再生可能エネルギー導入の取組状況

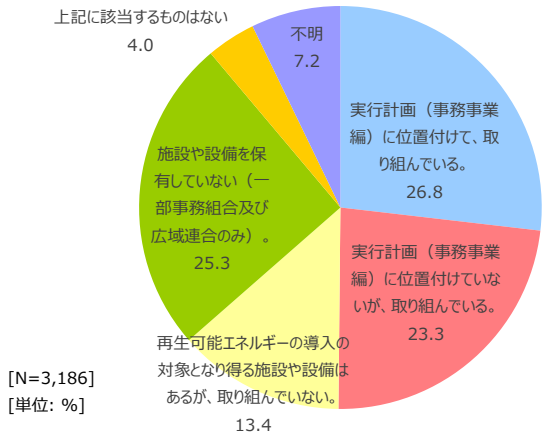

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 13　再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】

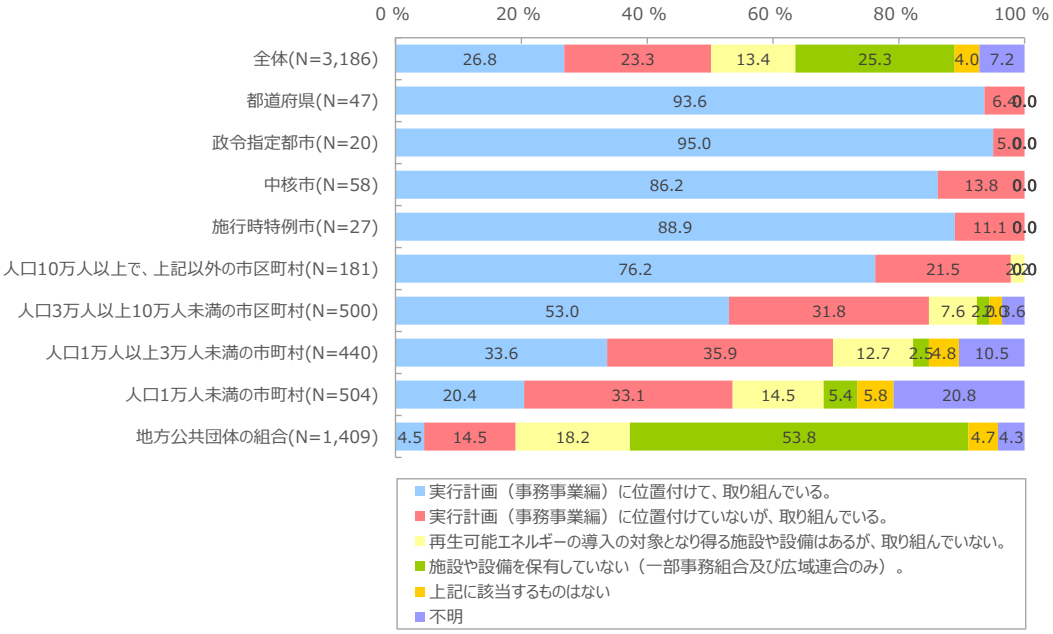

都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県、人口 10 万人以上の市区町村については、どの団体区分においても概ね 9 割以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、政令指定都市において導入している割合が高い。

図表 14　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況
【団体区分×エネルギー種類別】

	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱熱利用	地中熱熱利用	雪氷熱熱利用	バイオマス熱熱利用	廃棄物熱熱利用	温泉熱熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用
全体(N=1,786)	76.7	1.5	6.6	0.7	6.0	13.5	2.6	8.0	1.5	11.1	9.8	1.3	2.1	2.3	8.0
都道府県(N=47)	95.7	4.3	42.6	0.0	23.4	2.1	2.1	23.4	4.3	31.9	4.3	6.4	14.9	10.6	23.4
政令指定都市(N=20)	100.0	5.0	70.0	0.0	50.0	0.0	5.0	40.0	5.0	45.0	70.0	0.0	0.0	25.0	40.0
中核市(N=58)	100.0	5.2	32.8	3.4	29.3	3.4	13.8	19.0	5.2	22.4	50.0	0.0	15.5	5.2	19.0
施行時特例市(N=27)	100.0	3.7	22.2	0.0	25.9	7.4	11.1	18.5	3.7	11.1	48.1	3.7	3.7	11.1	18.5
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=182)	99.5	1.1	8.8	0.0	10.4	6.6	6.0	13.2	1.1	12.6	30.8	1.1	3.3	4.4	13.2
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=503)	88.3	0.4	4.4	0.6	4.8	14.5	2.6	8.7	0.4	11.1	8.9	1.2	1.6	1.8	8.7
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=445)	73.3	1.8	3.1	1.3	2.2	17.8	0.9	4.9	1.8	6.1	2.5	0.7	0.7	0.4	4.9
人口1万人未満の市町村(N=504)	53.4	1.6	1.4	0.4	1.8	14.5	1.0	3.4	1.6	10.5	1.0	1.8	0.8	1.2	3.4

３）　吸収源対策の取組状況

「森林吸収源対策」に取り組んでいる団体は 12.4%、農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいる団体は 2.1%、「都市緑化等の推進」に取り組んでいる団体は 18.2%である。

図表 15　吸収源対策の取組状況

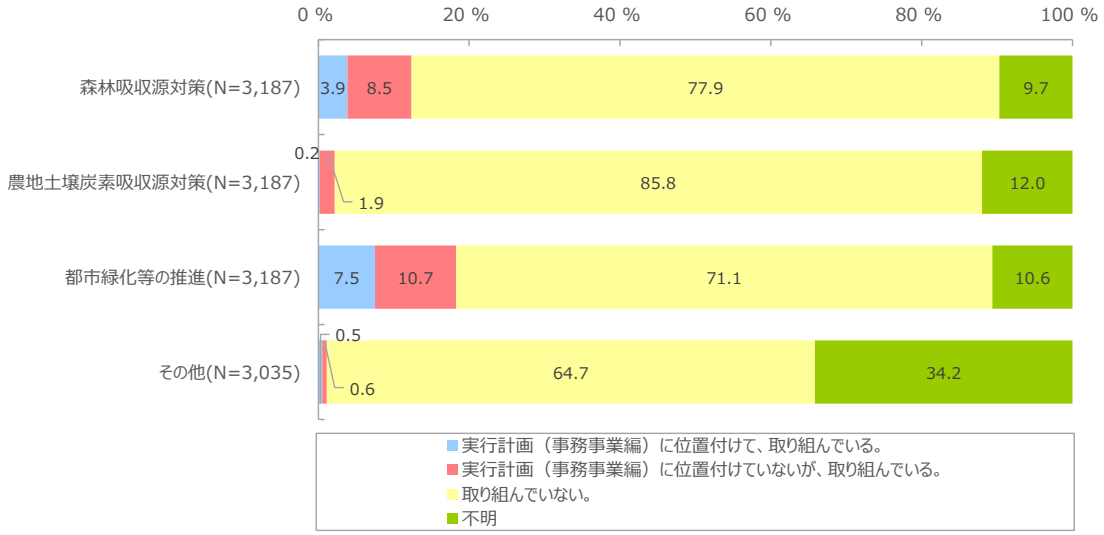

４）　物品購入の配慮に係る事項の取組状況

「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」に取り組んでいる団体は20.7%、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進」に取り組んでいる団体は54.2%と過半数を超えている。また、「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」に取り組んでいる団体は12.9%、「ＢＡＴの積極的な導入」に取り組んでいる団体は4.3%である。

注）「BAT（Best Available Technology）」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

図表 16　物品購入の配慮に係る事項の取組状況

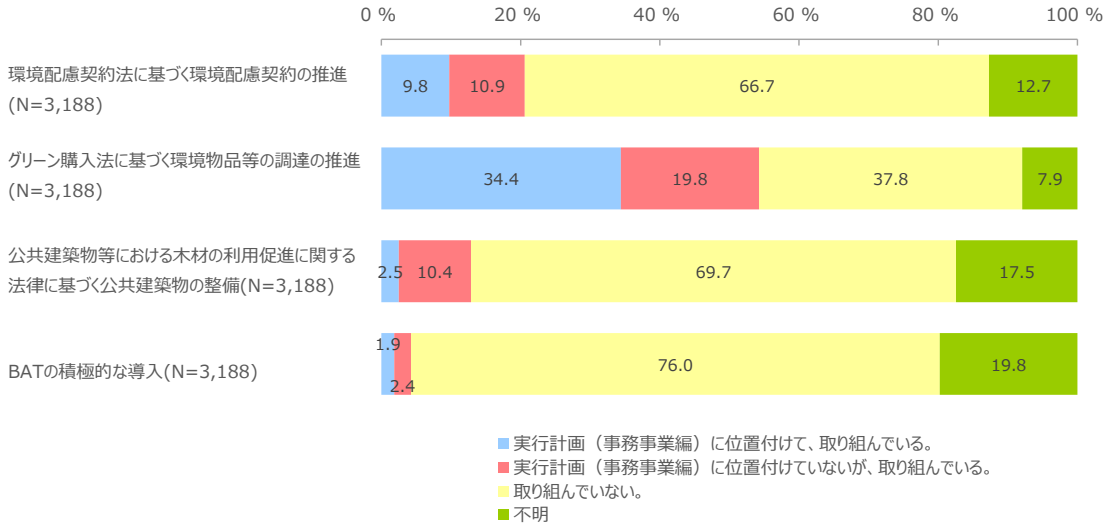

（３）Check

１）　事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」（52.4%）が最も多く、「点検していない。」（26.2%）、「毎年ではないが点検している。」（8.1%）と続く。

図表 17　事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

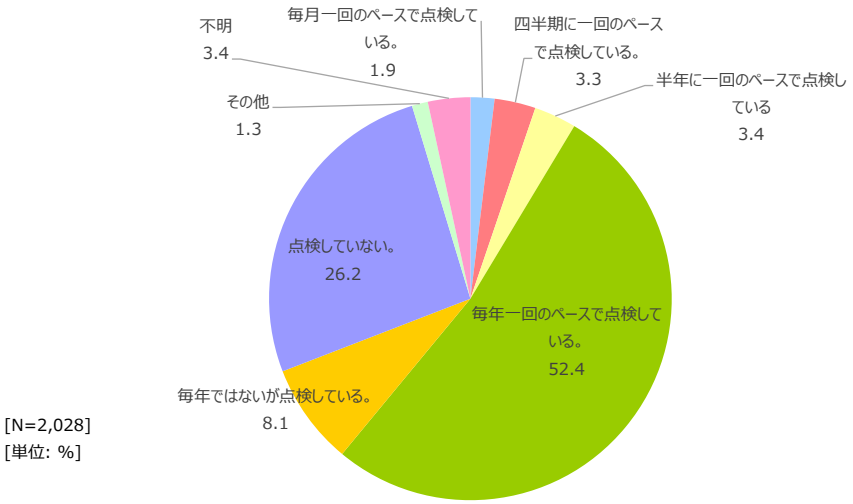

地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している。」団体が多いが、人口３万人未満の市町村や地方公共団体の組合では「点検していない。」と回答した団体も３割以上存在する。

図表 18　事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】

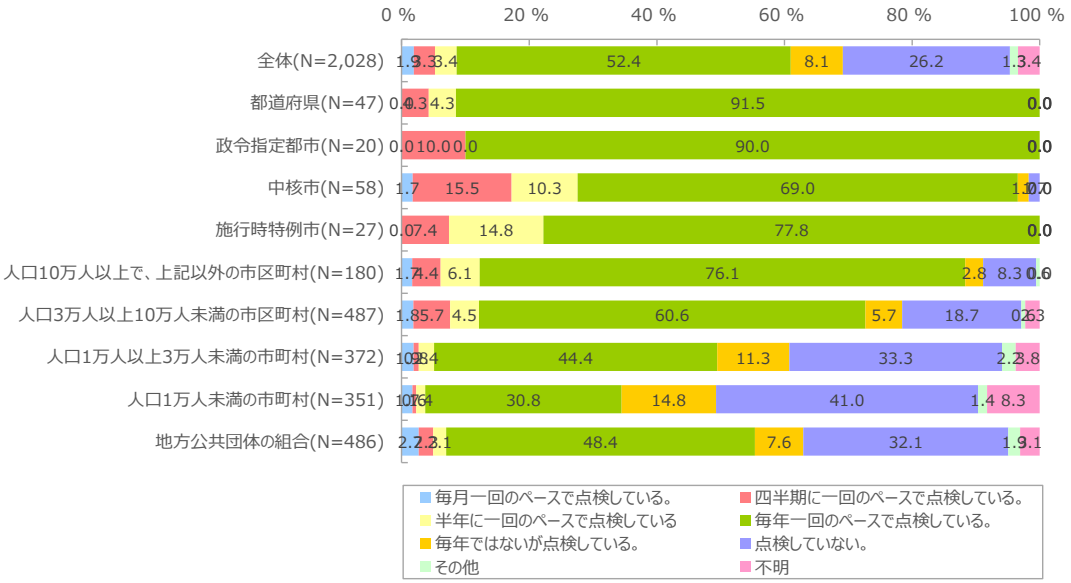

２） 事務事業編における点検の対象

事務事業編の点検を行っていると回答した団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（90.4%）が最も多く、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（45.3%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.0%）、「建物単位の温室効果ガス排出量」（32.6%）と続く。

図表 19　事務事業編における点検の対象[4]

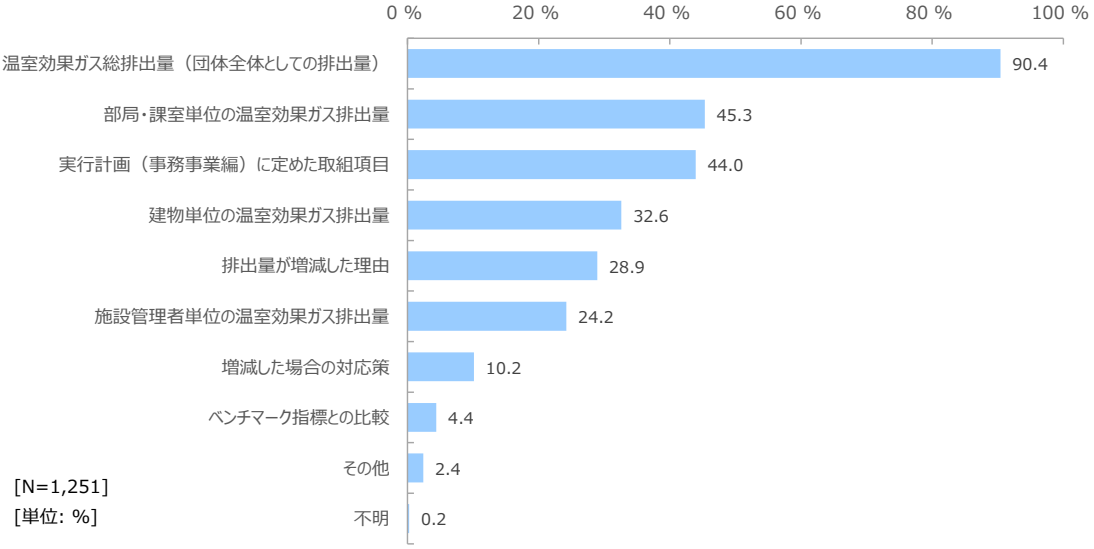

[4] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

３） 事務事業編の推進過程で困っていること

事務事業編の点検を行っていると回答した団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」（52.9%）が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」（47.1%）、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」（43.5%）、「財源が不足している。」（35.7%）、「最新の技術情報や知見が不足している。」（32.5%）と続く。

図表 20　事務事業編の推進過程で困っていること[5]

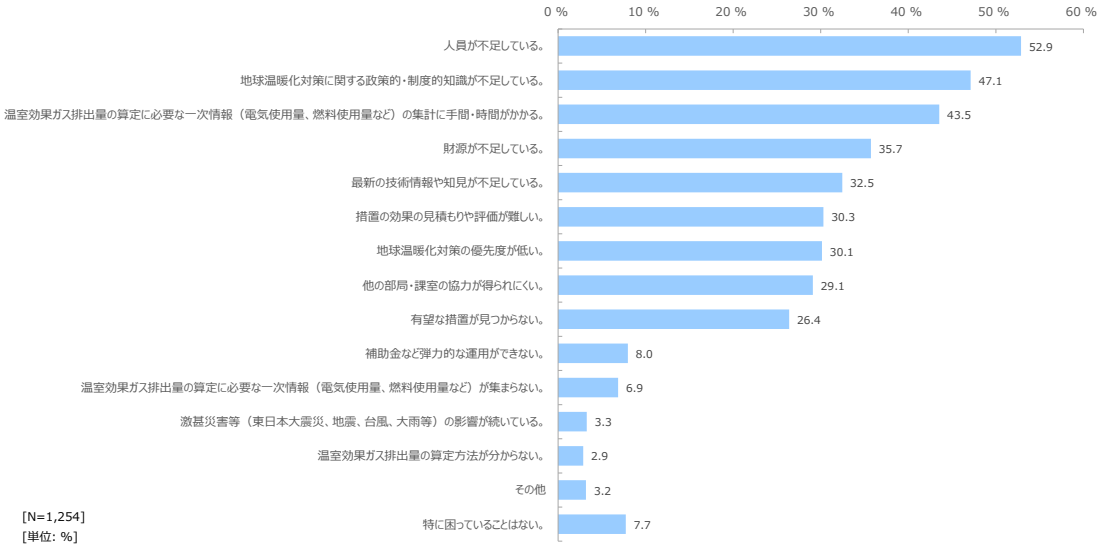

[5] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

４）　事務事業編の点検結果・評価の公表方法

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」（60.4%）が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」（24.6%）、「環境審議会で公表している。」（20.2%）と続く。「公表していない。」団体も 12.6%存在する。

図表 21　事務事業編の点検結果・評価の公表方法[6]

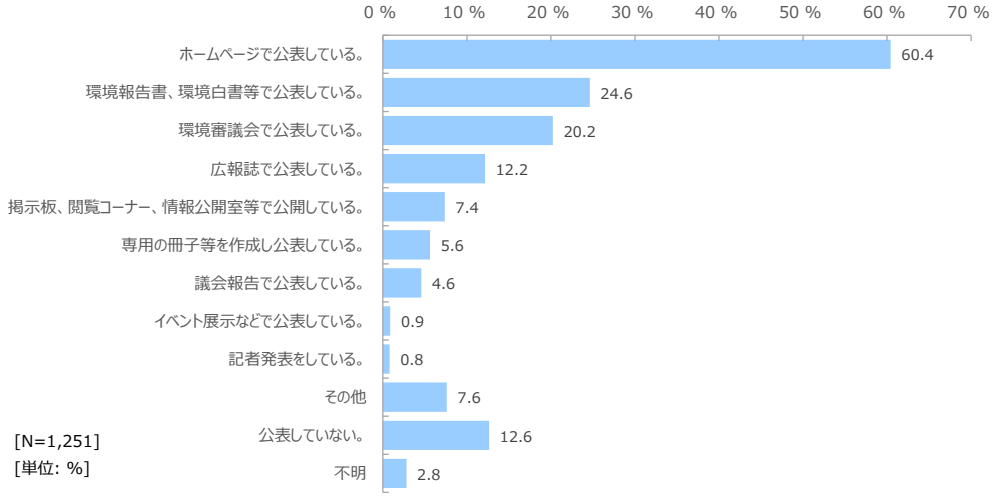

５）　事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は 53.5%である。

図表 22　事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

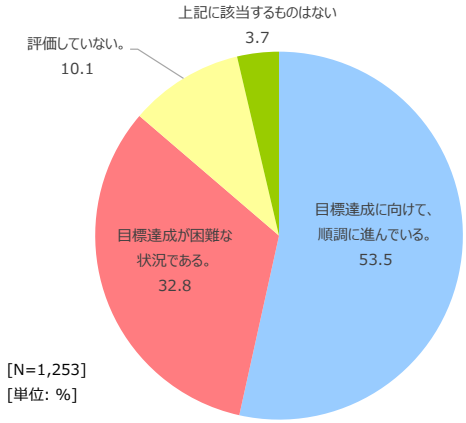

[6] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

６）　事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 11.1%である。

図表 23　事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

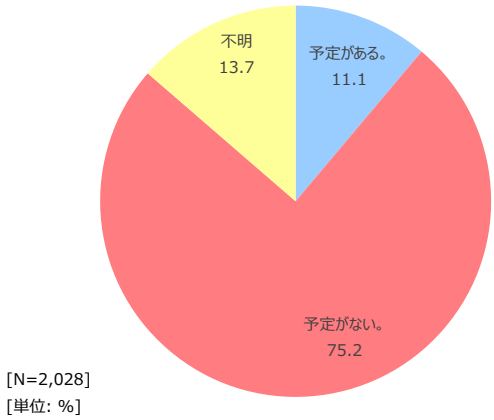

図表 24　事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無
【団体区分別】

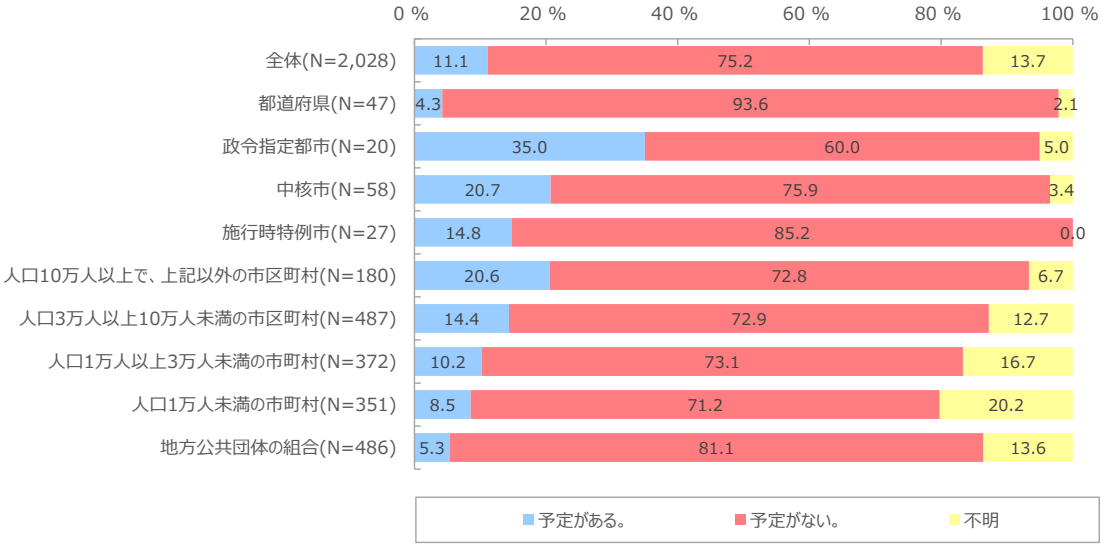

（４）Act

１）　計画期間終了後の円滑な改定

回答団体全体を対象に、地方公共団体の区分別に、最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定状況を見ると、都道府県及び人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）においては策定済み団体のほとんどが計画期間中であるのに対し、それより規模の小さい市町村（特別区含む。）では計画期間終了後の円滑な改定が行われていない。

図表 25　事務事業編の策定・改定の状況

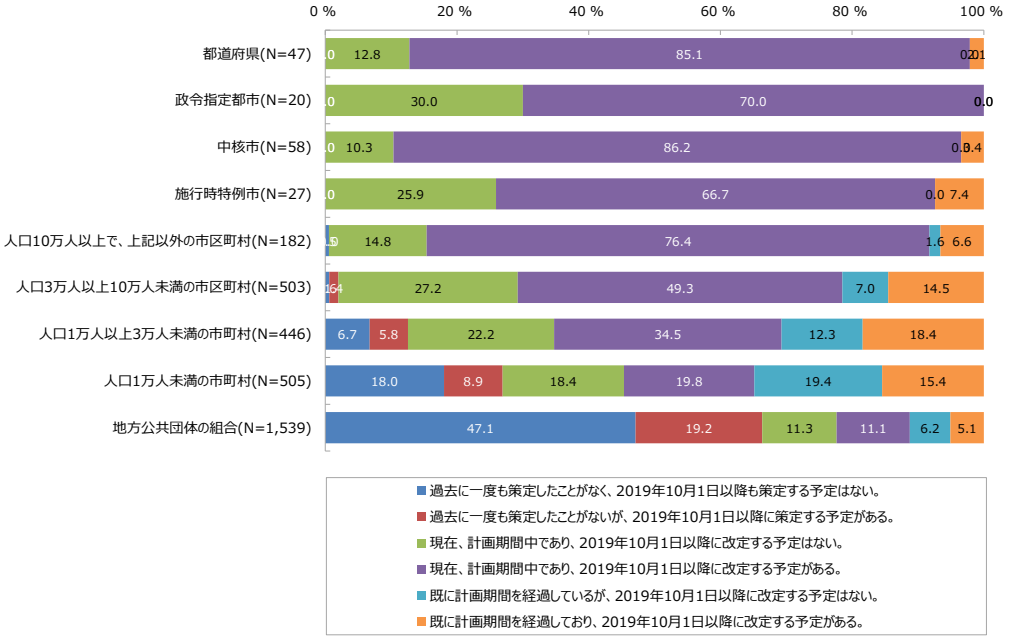

２） 点検結果の活用

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」（49.4%）が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」（34.2%）、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」（30.7%）、「国内機関（国や都道府県など）へ報告している。」（17.9%）と続く。「活用していない。」団体も 11.8%存在している。

図表 26　事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い[7]

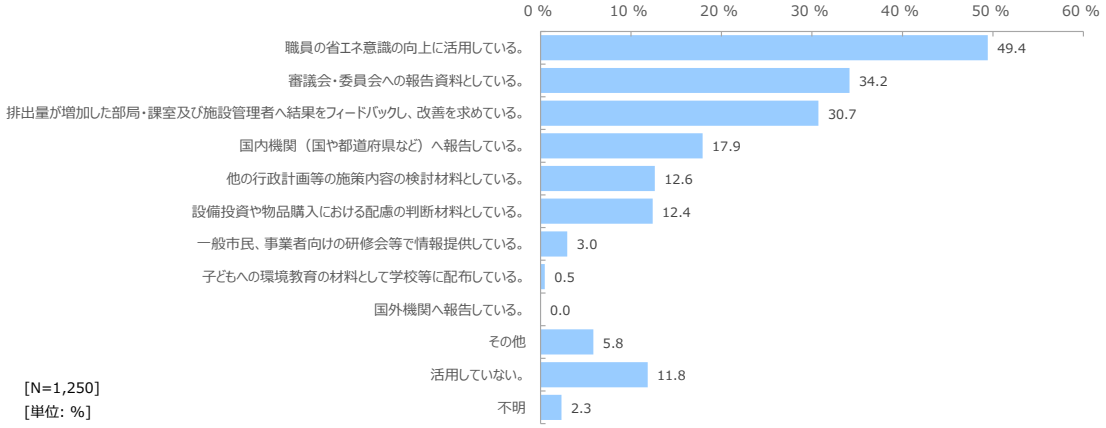

[7] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

３．地方公共団体実行計画（区域施策編）

（１）Plan

１）　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の 26.6%である。

全体の 68.2%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の 7.1%は今後策定予定があると回答しているが、61.1%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の 5.2%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の 2.0%は今後改定予定があると回答しているが、3.2%は改定する予定がないと回答している。なお、実行計画（区域施策編）の策定済み団体は昨年度調査の 523 団体から 569 団体に増加した。

図表 27　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況

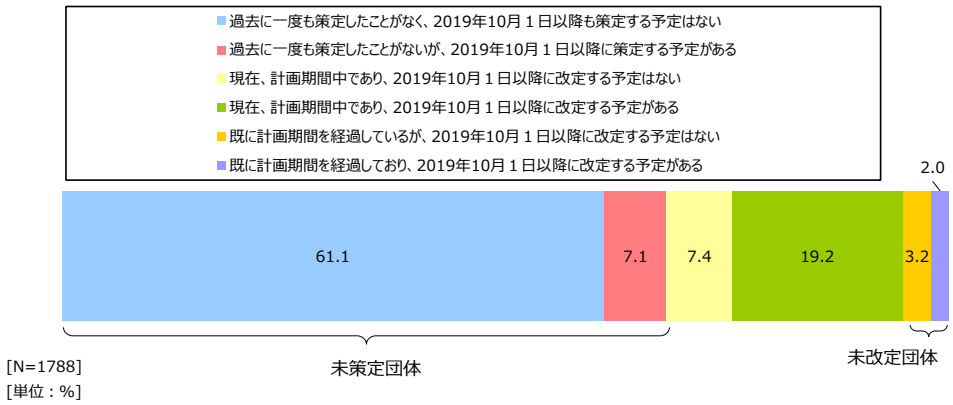

[N=1788]
[単位：%]

図表 28　平成 30 年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【昨年度調査】

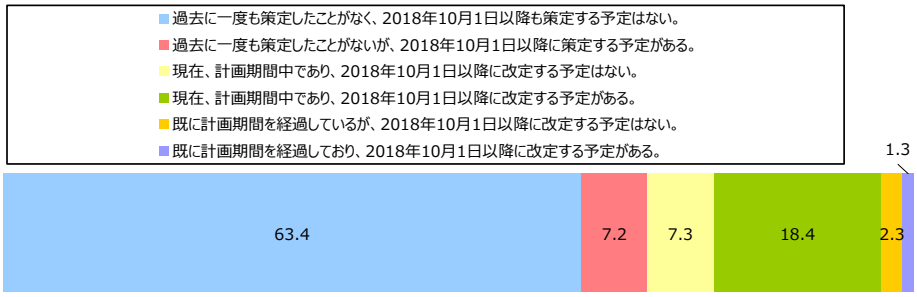

[N=1780]
[単位：%]

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、都道府県で 2 団体、政令指定都市、中核市でそれぞれ 1 団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）の 61.5%、人口 3 万人以上 10 万人未満の市町村（特別区含む。）の 31.0%、人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村の 14.3%、人口 1 万人未満の市町村の 11.7%が計画を策定している。

図表 29　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【策定義務のある団体】

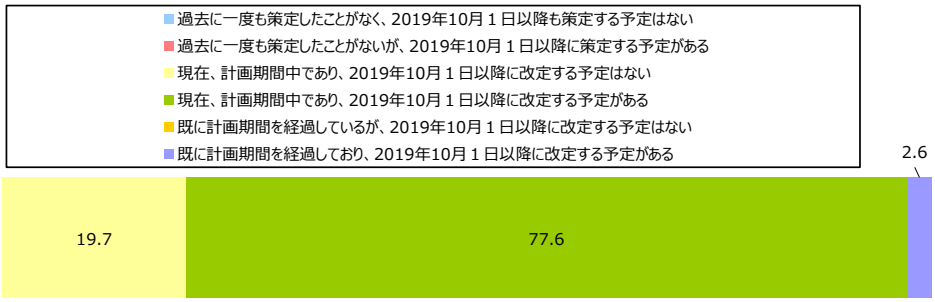

[N=152]
[単位：%]

図表 30　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【団体区分別】

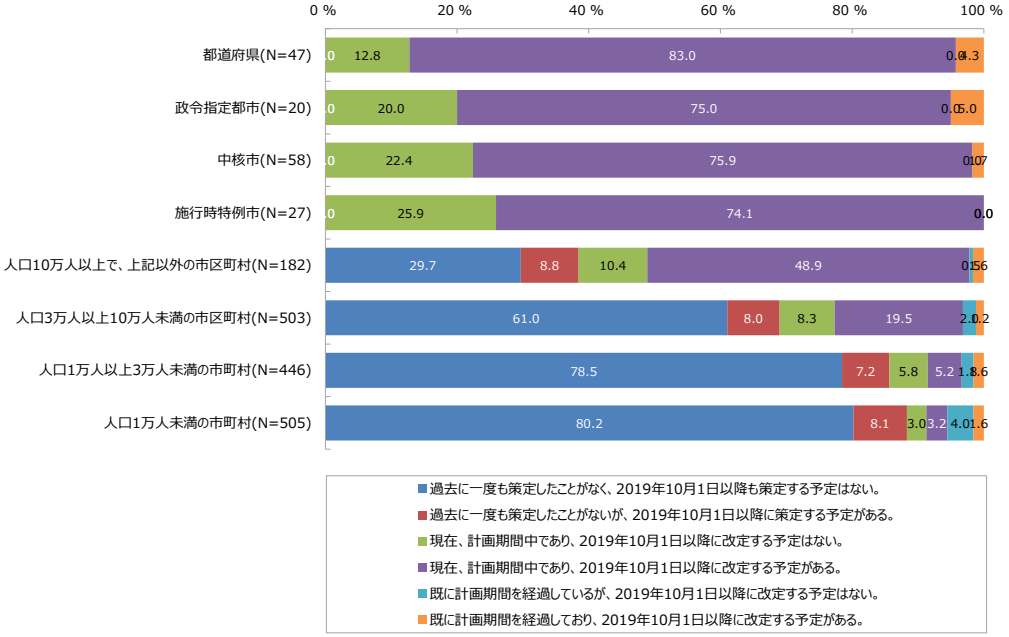

２） 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」（82.9%）が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」（63.5%）「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」（50.4%）、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」（39.5%）、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」（37.3%）と続く。

図表 31　区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由[8]

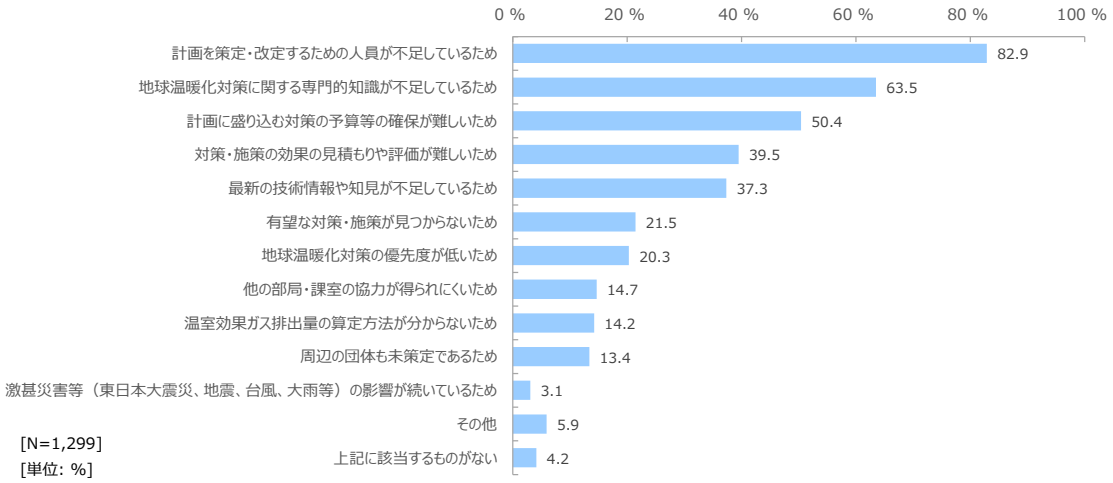

[8] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

３） 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」（53.8%）が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない。」（51.1%）、「計画を策定・改定するための人員が不足している。」（46.0%）、「専門家の助言が必要である。」（43.1%）と続く。

図表 32　区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと[9]

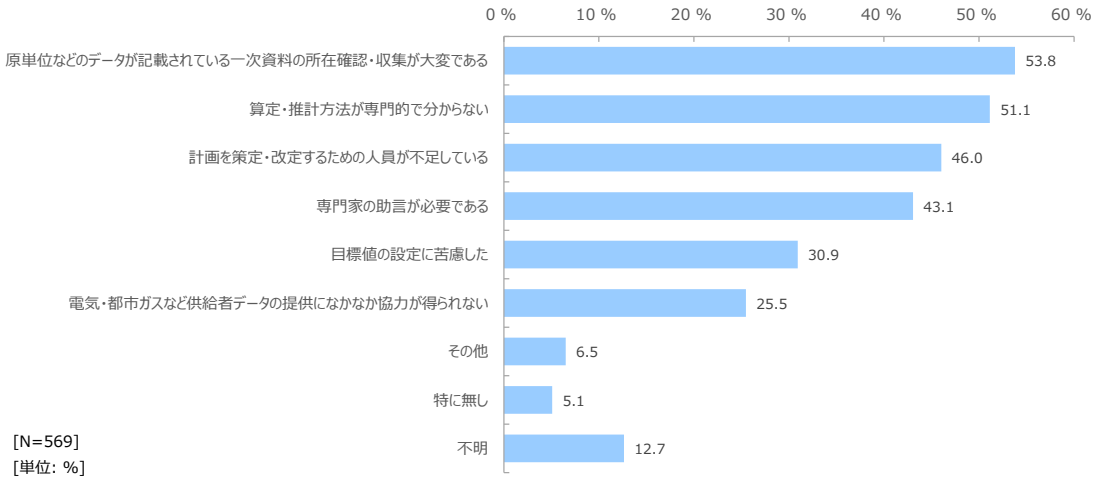

[9] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

４） 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「対策・施策の検討」（59.1%）が最も多く、「削減目標の設定」（57.0%）と続く。

図表 33　区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと[10]

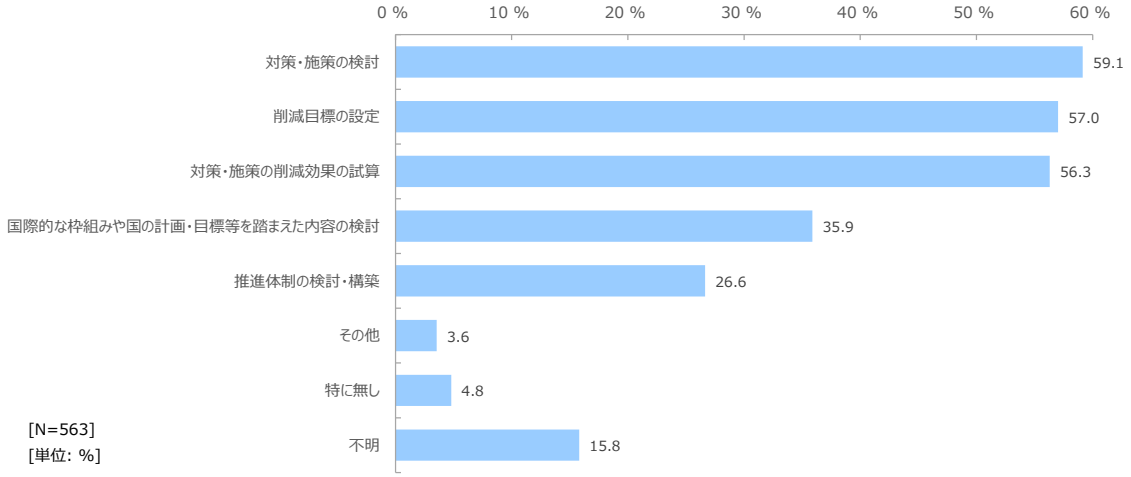

[10] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

５）　区域施策編の共同策定の検討状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（59.4%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（20.3%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（14.5%）と続く。

策定済又は策定予定の団体は昨年度の 0.7%から 1.1%に増加した。

図表 34　区域施策編の共同策定の検討状況

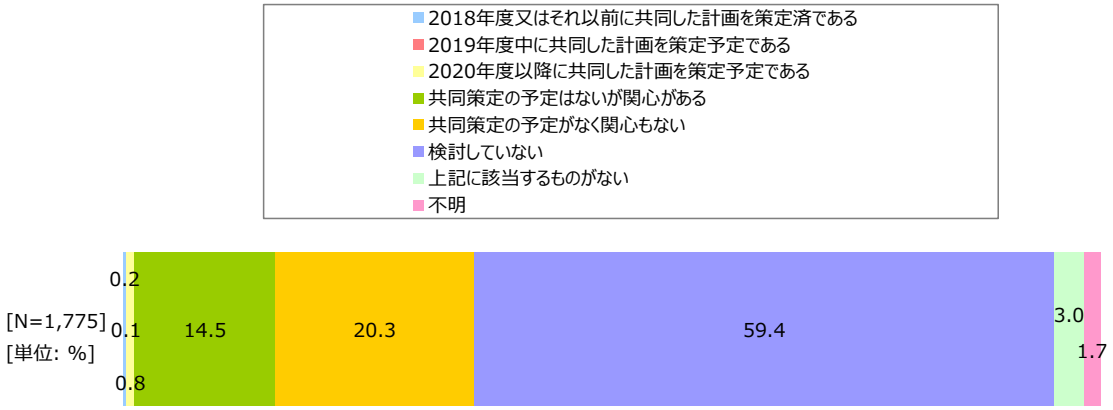

図表 35　区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】

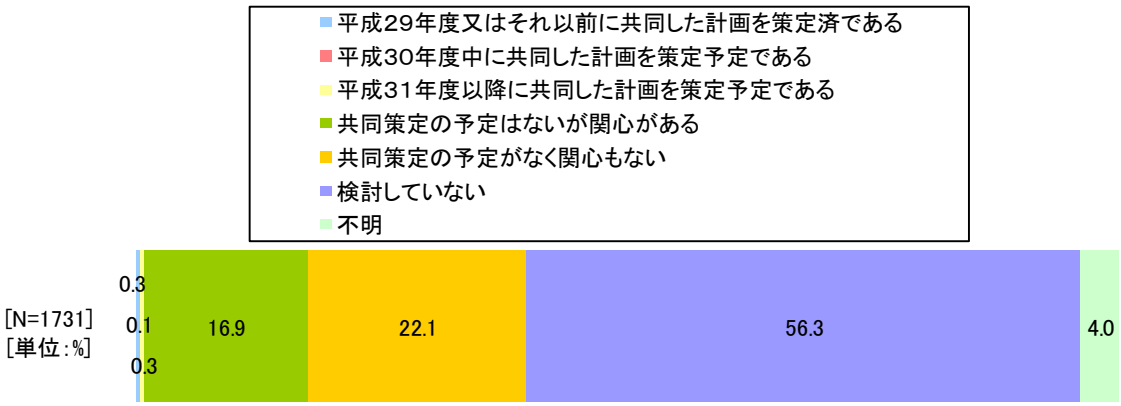

地方公共団体の区分別に見ると、中核市以下の市区町村では 15%前後の団体が「共同策定の予定はないが関心がある」を選択している。

図表 36　区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】

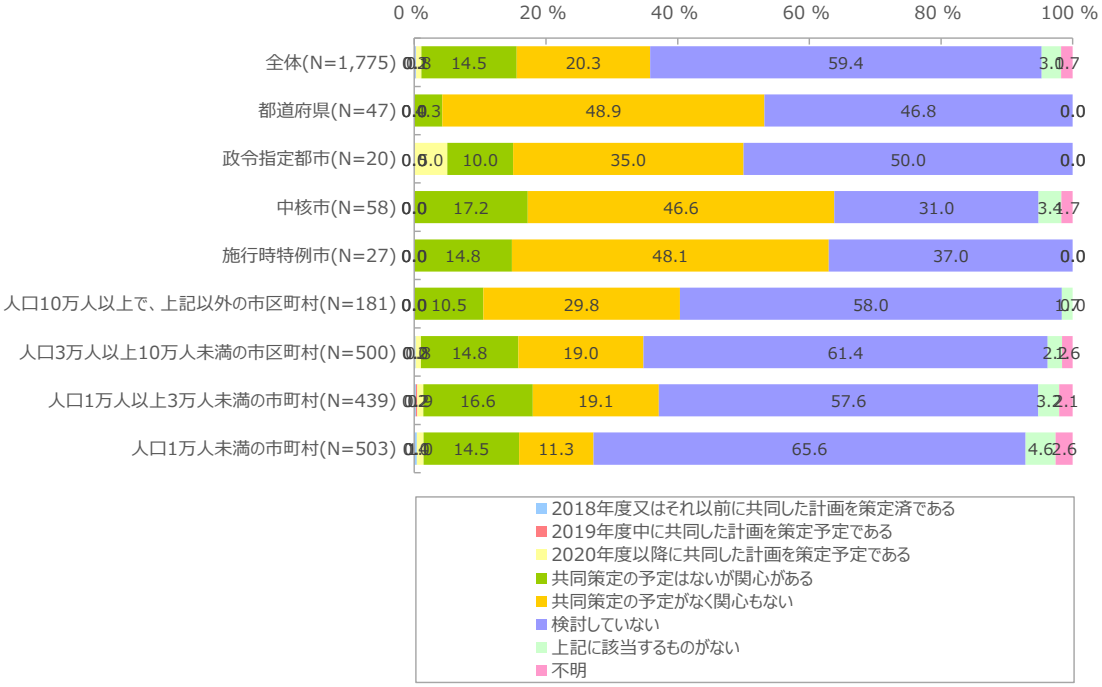

６） 区域施策編における直近の目標設定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、設定している目標の種類を、設定している団体が多い順に並べると、「区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の総量目標」（82.3%）、「産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標」（38.1%）、「人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標」（18.2%）、「区域の再生可能エネルギーの導入量の目標」（15.6%）、「人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標」（13.6%）、「区域の最終エネルギー消費原単位目標」（5.4%）の順となる。

図表 37　区域施策編における直近の目標設定の有無

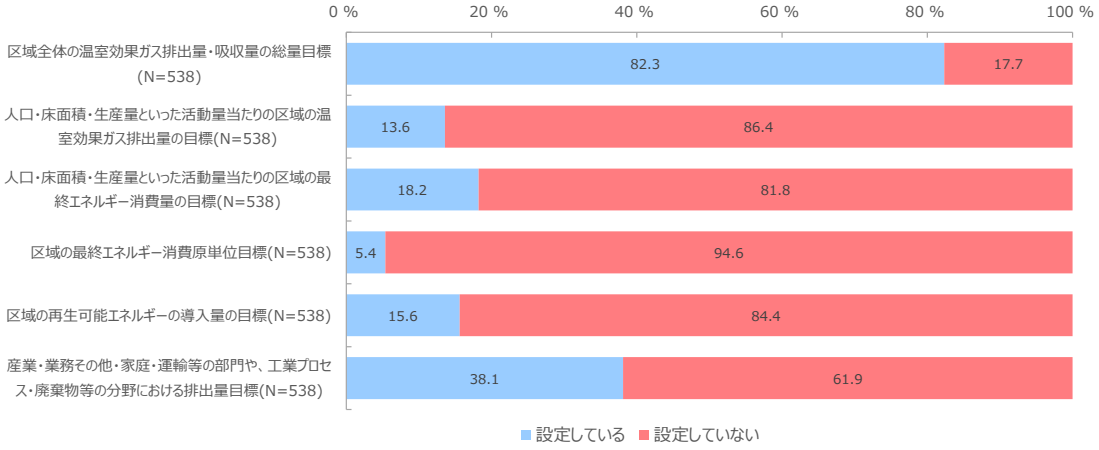

（２）Do

１）　区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（55.1%）が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」（47.7%）、「地球温暖化対策地域協議会」（12.9%）と続く。

図表 38　区域施策編の進捗管理を協議・審議する場[11]

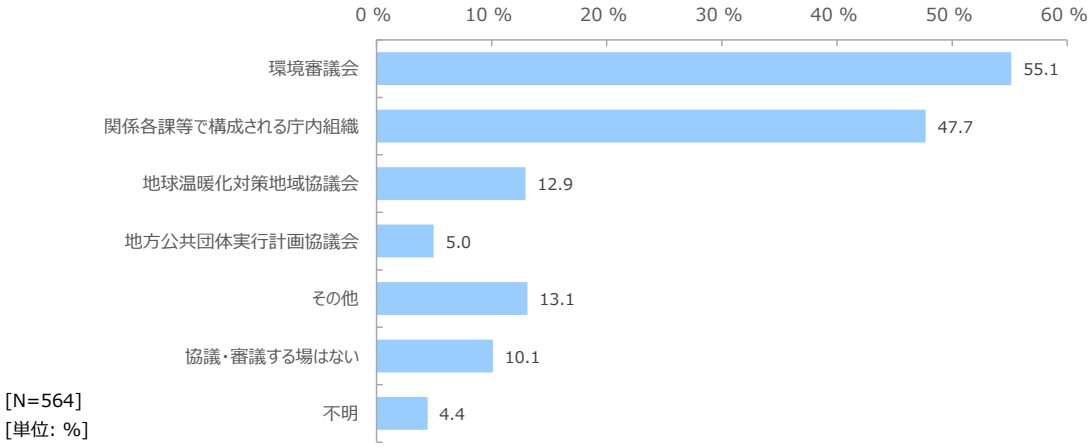

２）　吸収源対策の取組状況

区域施策編を策定している団体においては、「都市緑化等の推進」については全体の 61.6%が、「森林吸収源対策」については全体の 50.3%が取り組んでいる。

図表 39　吸収源対策の取組状況（区域施策編策定済団体のみ）

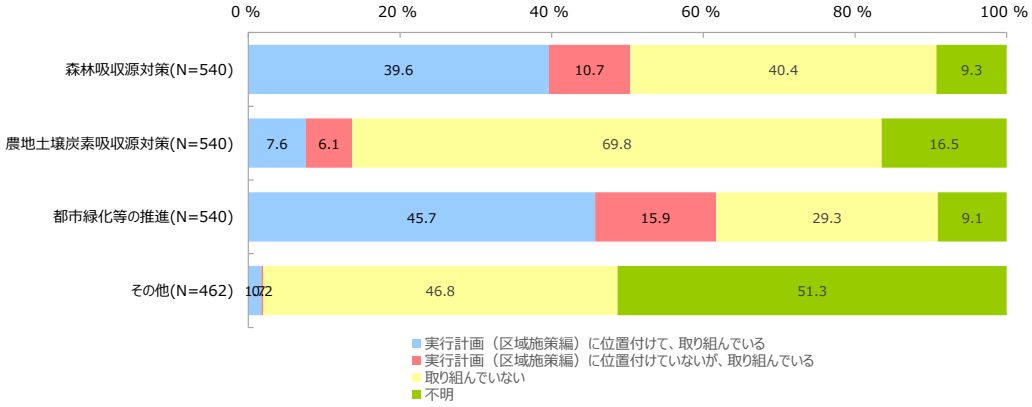

[11] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

３） 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は 12.2%、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.7%である

図表 40　再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置
（区域施策編策定済団体のみ）

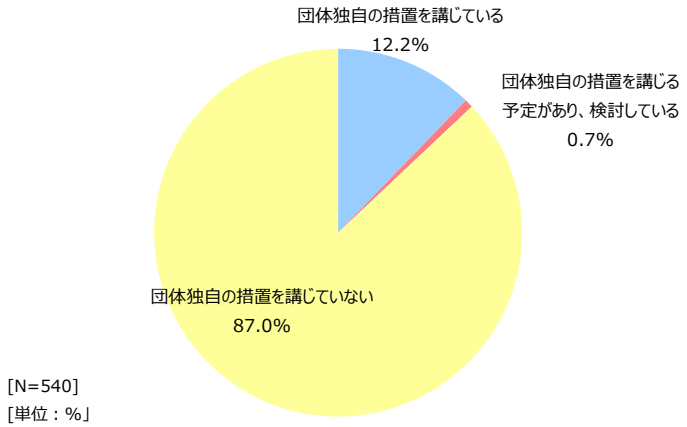

４） 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は 12.8%、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.6%である。

図表 41　地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
（区域施策編策定済団体のみ）

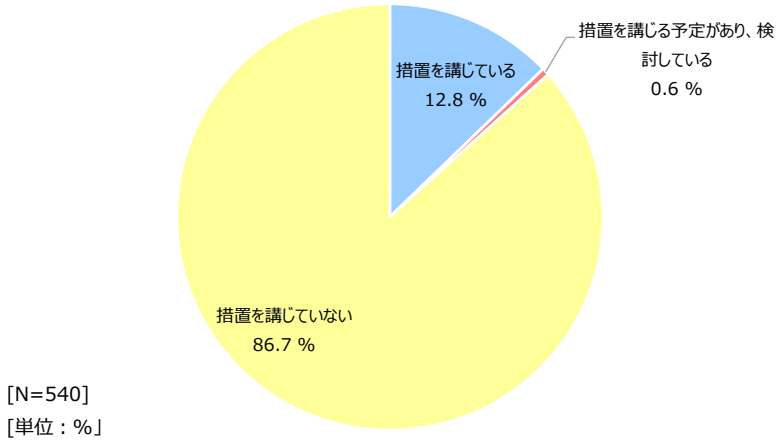

５） 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」が 7.0%、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している」が 5.9%、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」が 2.2%、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」が 1.9%となっている。

また、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体は全体の 17.8%である。

図表 42　事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
（区域施策編策定済団体のみ）[12]

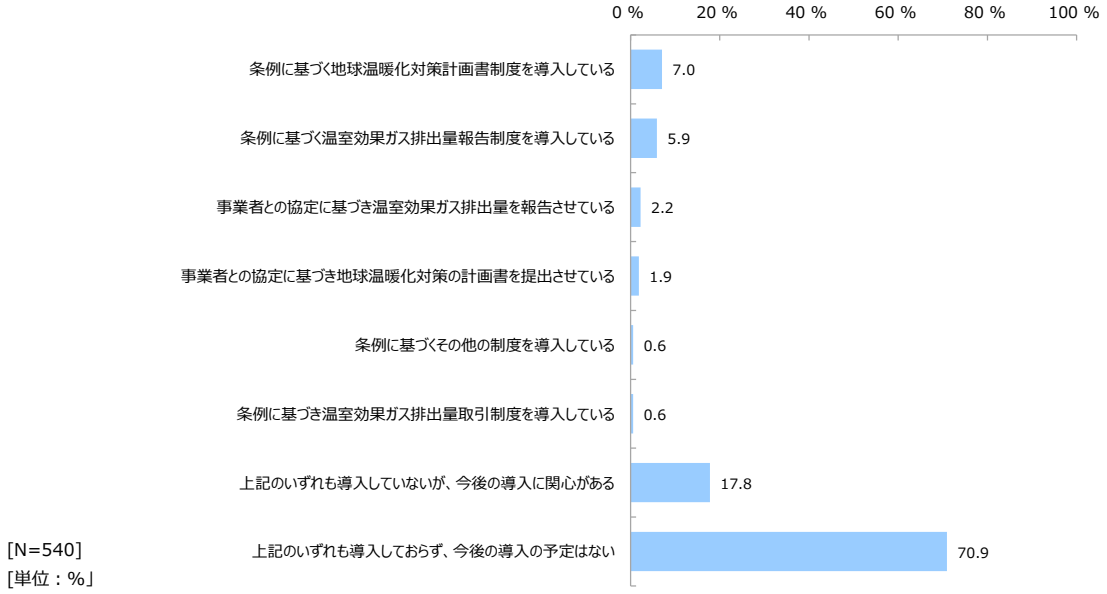

[12] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

６） 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市･地域づくりの推進として取り組んでいるもの

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が 47.2%と最も多く、「公共交通網の再構築」が 23.0%、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」が 21.3%、「都市のコンパクト化」が 20.2%と多くなっている。

図表 43　地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（区域施策編策定済団体のみ）[13]

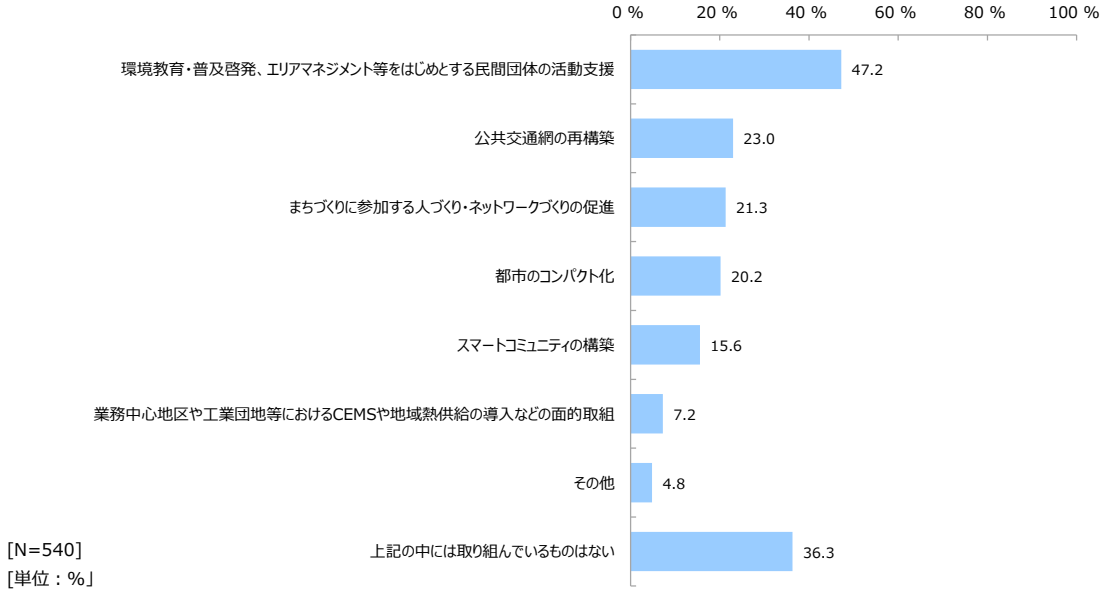

[13] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

７） 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業

①取組状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は 18.0%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 3.0%である。

図表 44　他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(区域施策編策定済団体のみ)

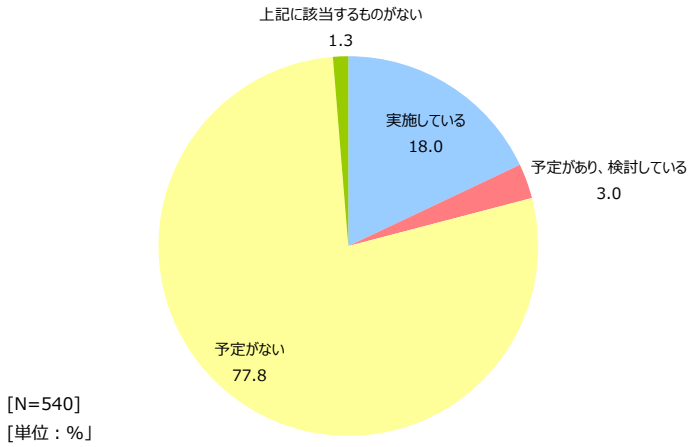

②取組内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有」（42.2%）が最も多く、これに「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」（37.5%）が続く。

図表 45　他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容[14]

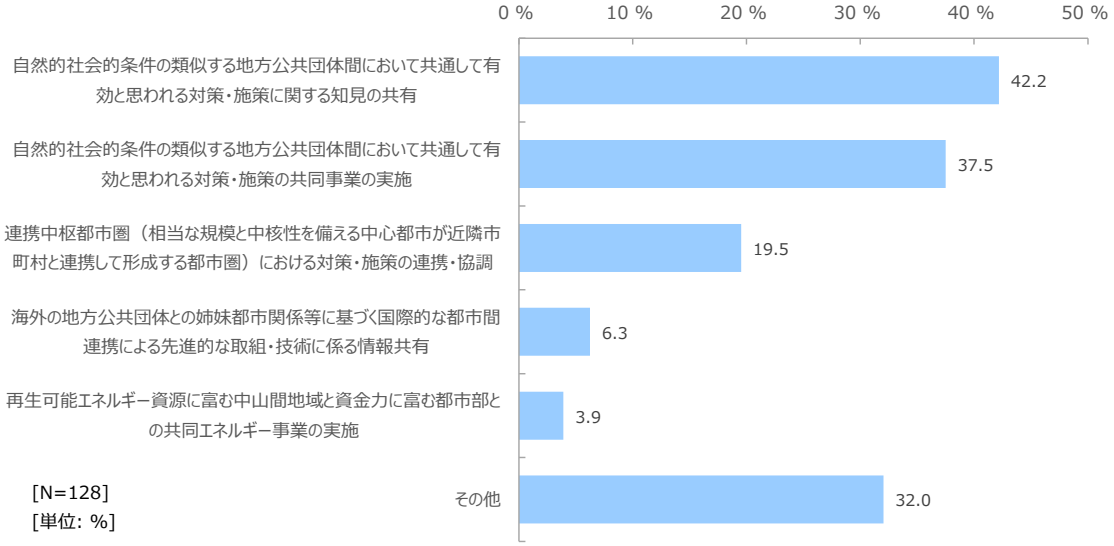

[14] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

８） 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」（30.3%）が最も多く、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」（13.5%）、「廃棄物焼却量の削減」（12.5%）、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」（8.3%）、「家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及」（5.1%）、と続く。

図表 46　現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策[15]

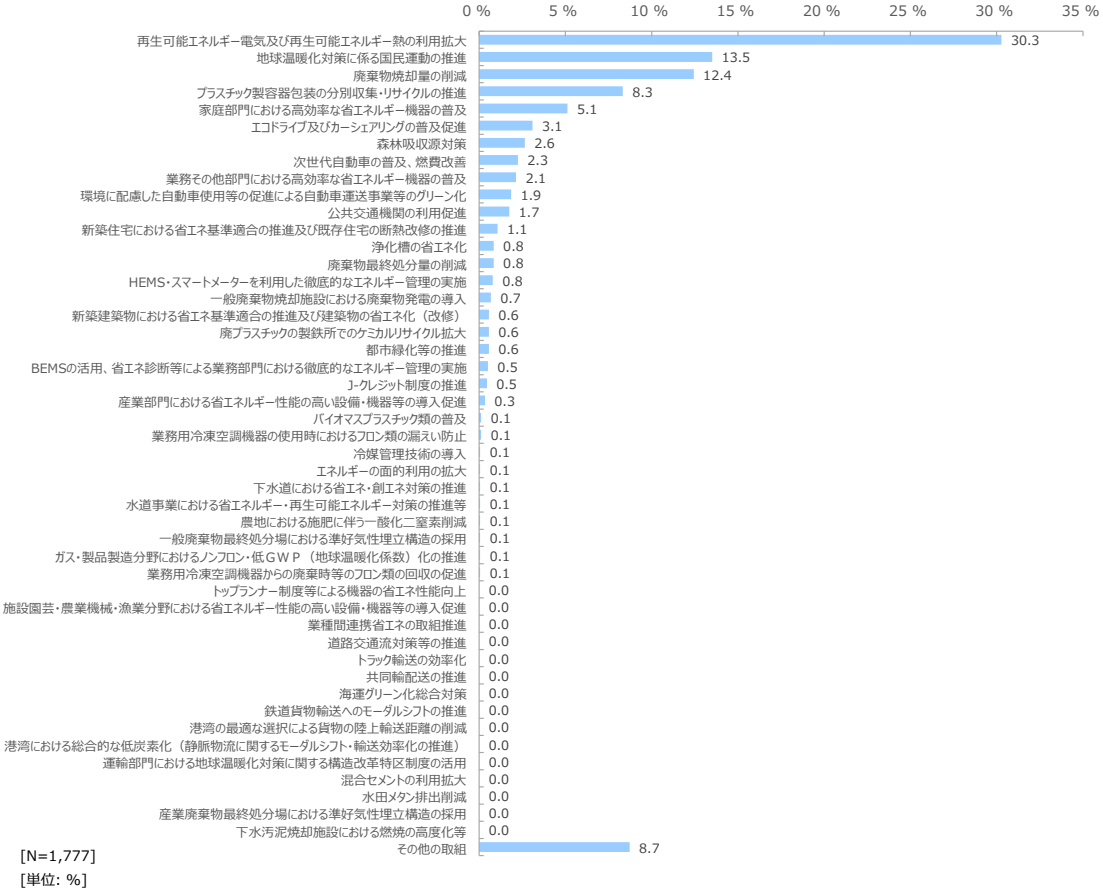

[15] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

（３） Check

１） 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策･施策の効果の把握

区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」団体が 51.2%と過半数を超えている。「毎年ではないが、定期的に実施している。」団体（5.5%）を合わせ、６割弱の団体が点検を実施している。

図表 47　区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握

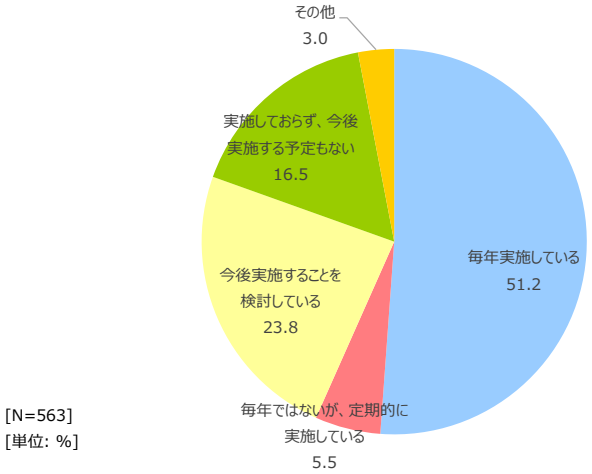

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では９割以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

図表 48　区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】

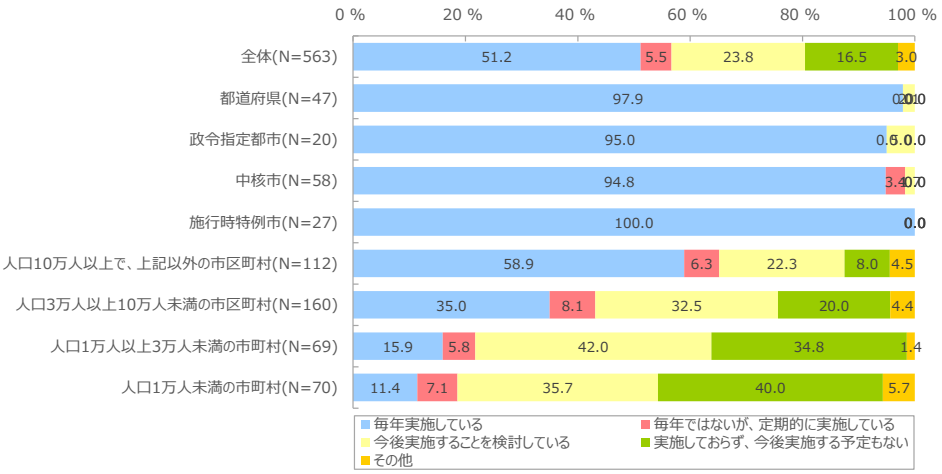

２） 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している。」（73.4%）が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」（60.4%）、「環境審議会で公表している。」（56.7%）と続く。

図表 49　区域施策編の進捗評価結果の公表方法[16]

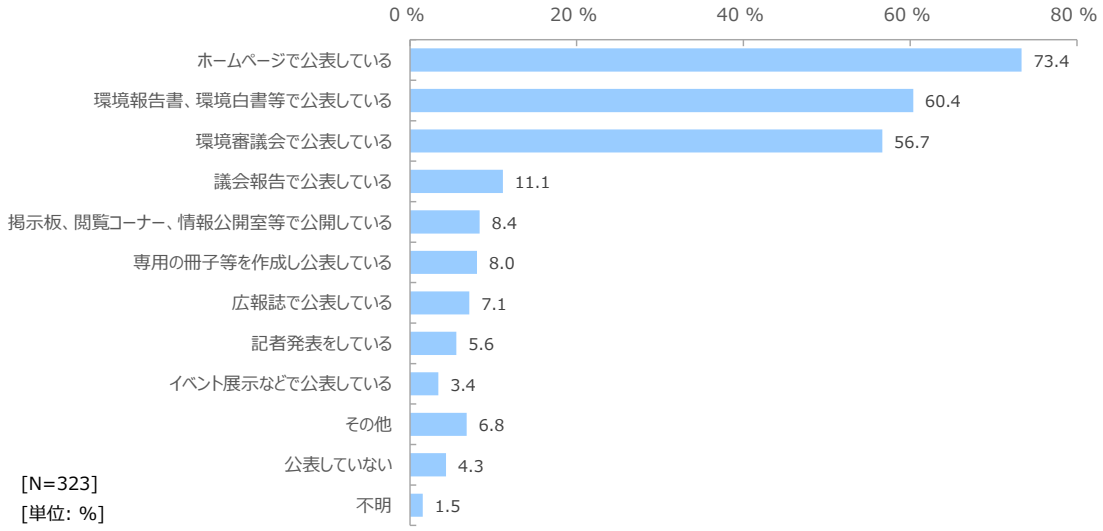

[16] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

３）　区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の 38.6%である。

一方、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体は全体の 48.6%である。

図表 50　区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

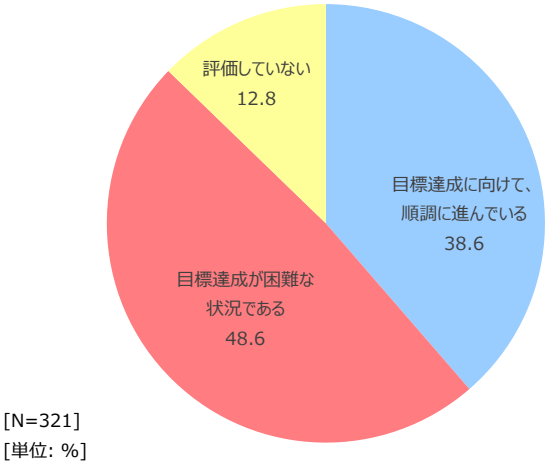

４）　＜順調＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主な要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」（55.8%）が最も多く、「再生可能エネルギーの導入の拡大」（53.5%）、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」（52.7%）と続く。

図表 51　＜順調＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因[17]

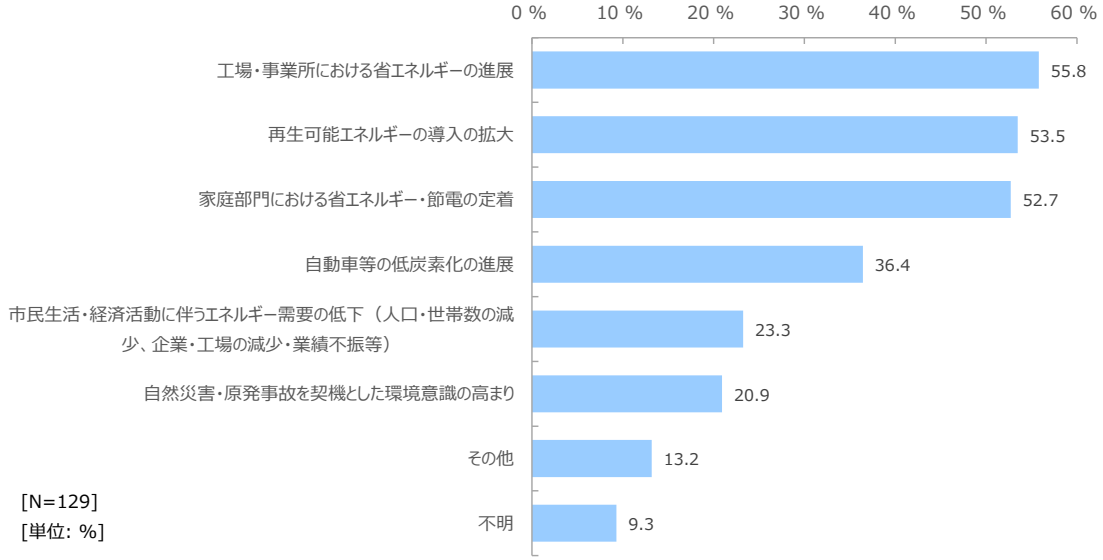

[17] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

５）　＜困難＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主な要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（62.3%）が最も高く、「電力排出係数の悪化」（52.8%）、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」（29.6%）と続く。

図表 52　＜困難＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因[18]

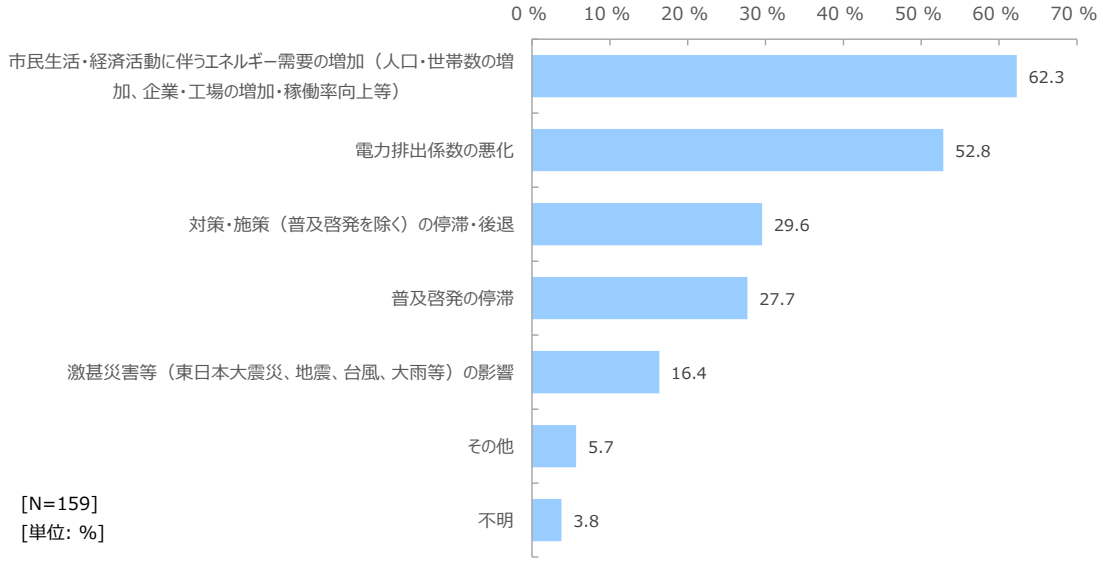

[18] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

６） 区域施策編の推進過程で困っていること

区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」（67.3%）が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。」（62.5%）、「住民に対する普及啓発が難しい。」（57.1%）、「財源が不足している。」（56.8%）、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」（48.2%）と続く。

図表 53　区域施策編の推進過程で困っていること[19]

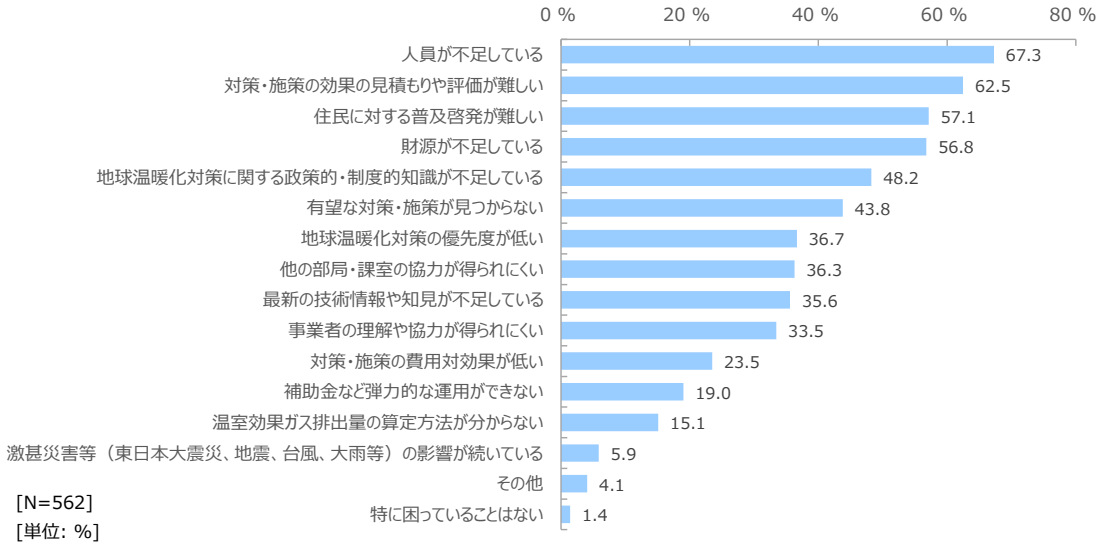

[19] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

７） 区域施策編の中間見直しの予定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体は 21.2%、「予定がない。」と回答した団体は 62.8%である。

図表 54　区域施策編の中間見直しの予定の有無

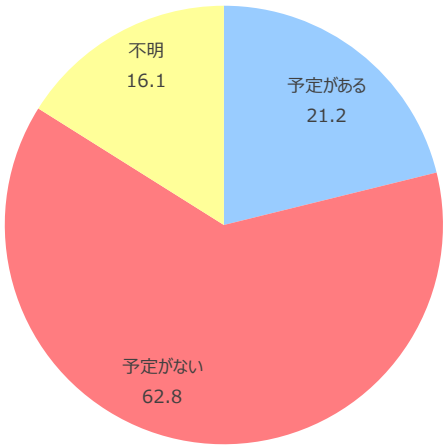

[N=1,775]
[単位: %]

図表 55　区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

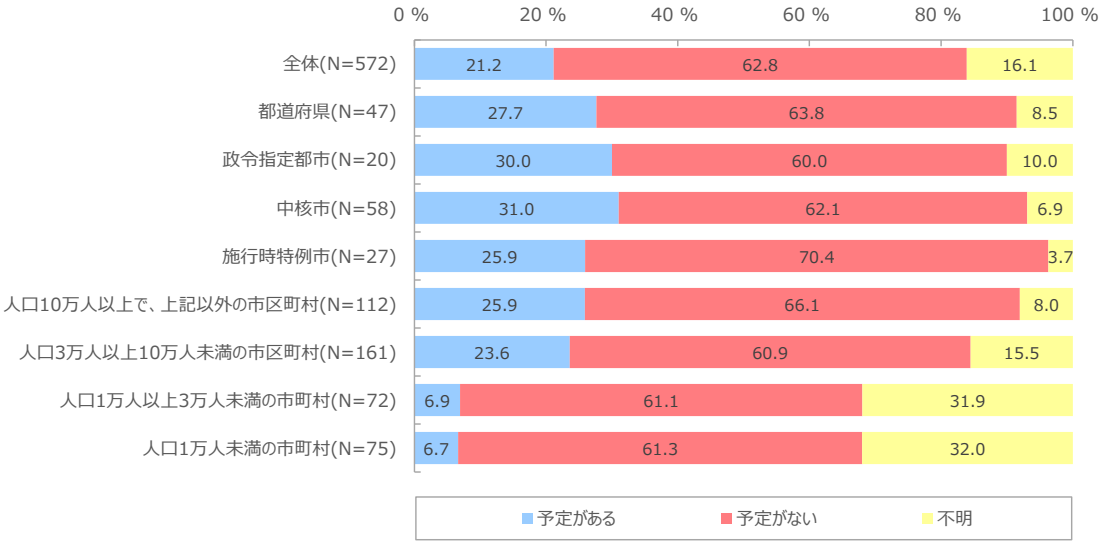

（４）Act

１）　計画期間終了後の円滑な改定

都道府県・市町村（特別区含む。）について、地方公共団体の区分別に、最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定状況を見ると、都道府県及び施行時特例市以上の市においては策定済み団体のほとんどが計画期間中である。それより規模の小さい市町村（特別区含む。）ではそもそも計画を策定していない団体が多い。

図表 56　区域施策編の策定・改定の状況（再掲）

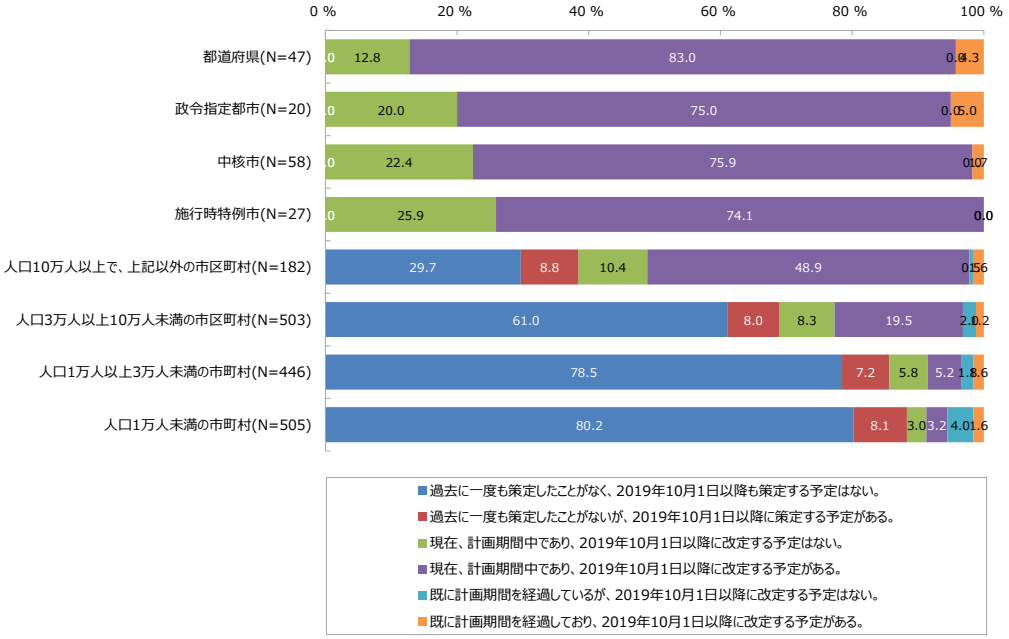

２） 点検結果の活用

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている。」（71.1%）が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。」（28.0%）、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。」（23.3%）と続く。

図表 57　区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い[20]

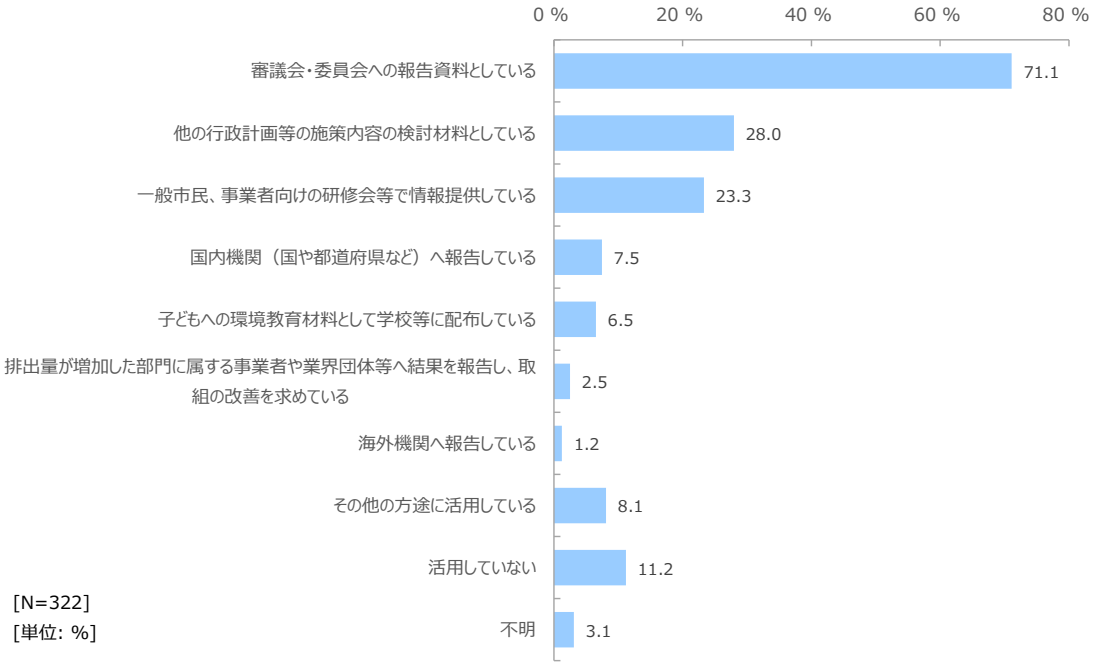

[20] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

４．テーマ別分析

（１）地域エネルギー事業の実施状況

１）　地域エネルギー事業の取組状況

地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」（82.7%）が最も多く、地域エネルギー事業に取り組んでいない団体が大部分を占めている。

地域エネルギー事業の取組内容としては、「団体が直接事業を行っている。」（4.2%）が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。」（3.0%）が多い。

図表 58　地域エネルギー事業の取組状況

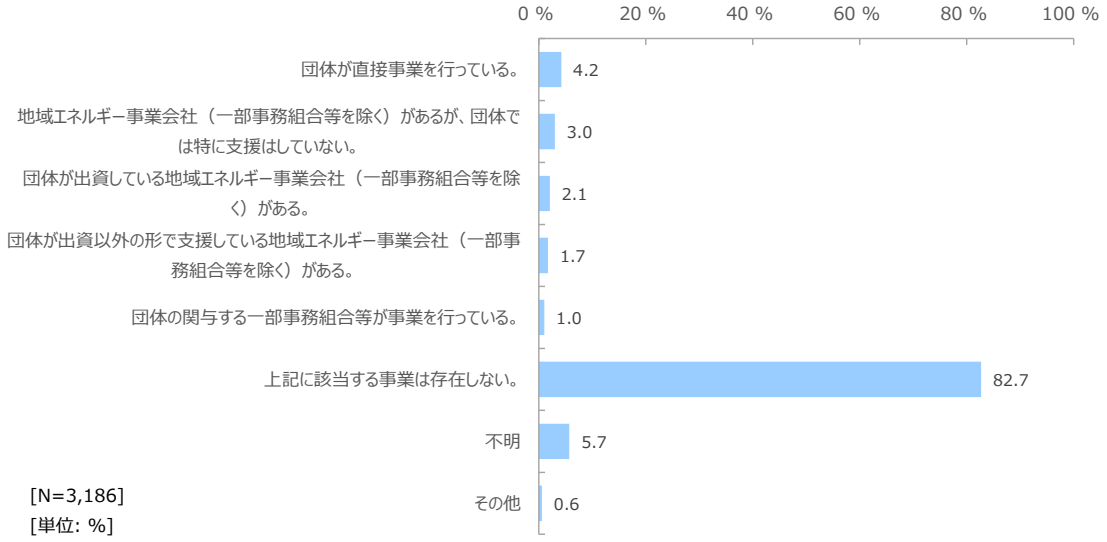

地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

図表 59　地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】

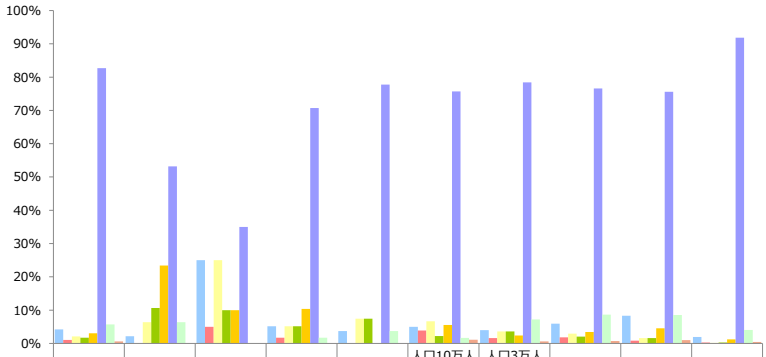

[単位：%]

	全体 (N=3,186)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	人口1万人未満の市町村(N=504)	地方公共団体の組合 (N=1,409)
団体が直接事業を行っている。	4.2	2.1	25.0	5.2	3.7	5.0	4.0	5.9	8.3	1.9
団体の関与する一部事務組合等が事業を行っている。	1.0	0.0	5.0	1.7	0.0	3.9	1.6	1.8	0.8	0.3
団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	2.1	6.4	25.0	5.2	7.4	6.6	3.6	3.0	1.6	0.1
団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	1.7	10.6	10.0	5.2	7.4	2.2	3.6	2.0	1.6	0.3
地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。	3.0	23.4	10.0	10.3	0.0	5.5	2.4	3.4	4.6	1.2
上記に該当する事業は存在しない。	82.7	53.2	35.0	70.7	77.8	75.7	78.4	76.6	75.6	91.8
不明	5.7	6.4	0.0	1.7	3.7	1.7	7.2	8.6	8.5	4.0
その他	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.6	0.7	1.0	0.4

２）　地域エネルギー事業の検討状況

地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」（89.8%）が多いが、「団体が直接事業を行う。」（1.7%）をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

図表 60　地域エネルギー事業の検討状況

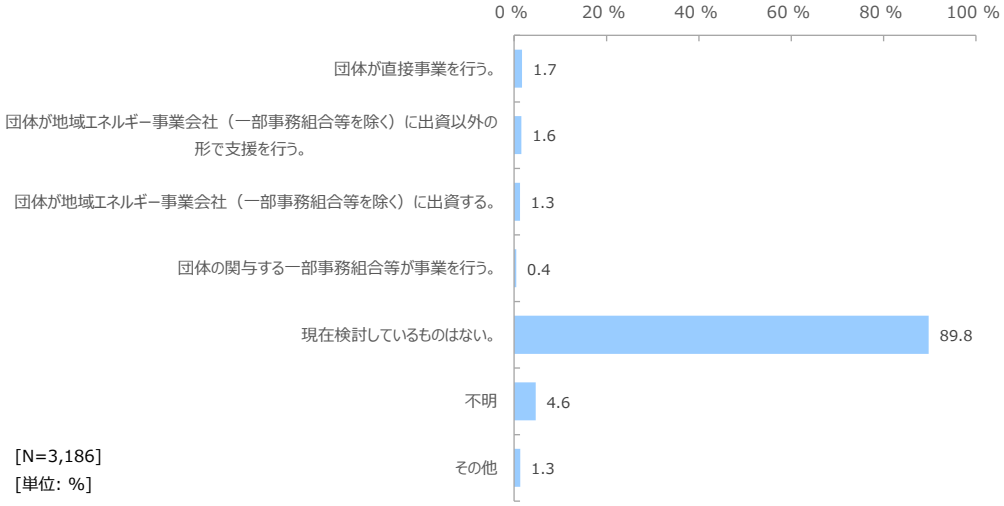

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市や中核市では、他の団体区分に比べると、地域エネルギー事業を検討している団体の割合が相対的に高い。それ以外の市町村（特別区含む。）に関しては、人口による違いはあまり見られない。

図表 61　地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】

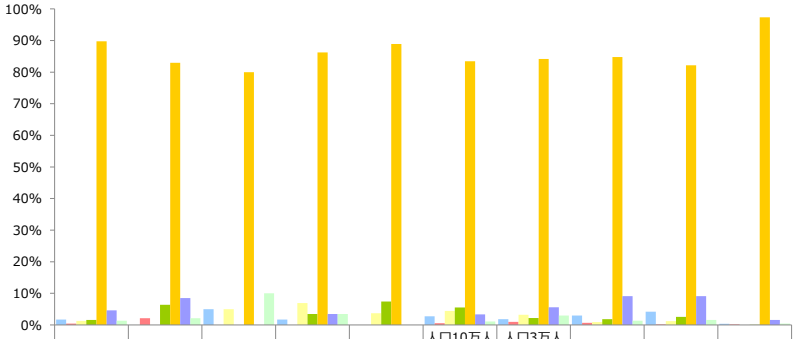

[単位：%]

	全体(N=3,186)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	人口1万人未満の市町村(N=504)	地方公共団体の組合(N=1,409)
団体が直接事業を行う。	1.7	0.0	5.0	1.7	0.0	2.8	1.8	3.0	4.2	0.4
団体の関与する一部事務組合等が事業を行う。	0.4	2.1	0.0	0.0	0.0	0.6	1.0	0.7	0.2	0.2
団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する。	1.3	0.0	5.0	6.9	3.7	4.4	3.2	0.9	1.2	0.0
団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う。	1.6	6.4	0.0	3.4	7.4	5.5	2.2	1.8	2.6	0.1
現在検討しているものはない。	89.8	83.0	80.0	86.2	88.9	83.4	84.2	84.8	82.1	97.4
不明	4.6	8.5	0.0	3.4	0.0	3.3	5.6	9.1	9.1	1.6
その他	1.3	2.1	10.0	3.4	0.0	1.1	3.0	1.4	1.6	0.4

（２）気候変動適応に関する取組状況

１）　気候変動の影響が懸念される分野

都道府県・市町村（特別区含む。）において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害・沿岸域」（75.1%）が最も多く、「農業、森林・林業、水産業」（68.1%）、「自然生態系」（46.0%）、「健康」（43.8%）と続く。

図表 62　気候変動の影響が懸念される分野[21]

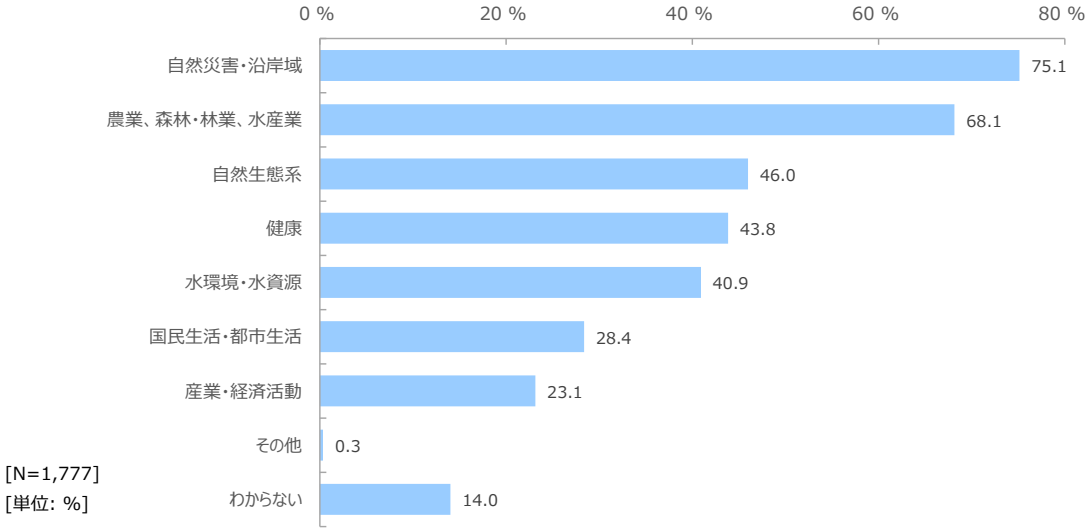

[21] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

２） 地域気候変動適応計画の策定状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応計画の策定状況としては、「策定する予定がない」（63.1%）が最も多い。

一方、「既に策定している」団体は 2.3%、「これから策定する予定」団体も 6.3%、「法には基づかないが、自主的に策定している」団体も 1.8%存在している。

図表 63　地域気候変動適応計画の策定状況

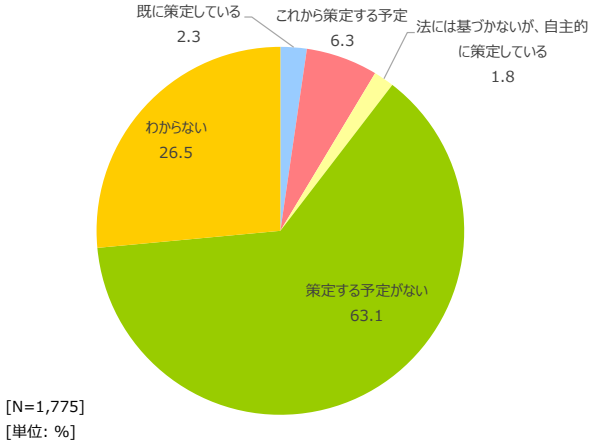

３） 地域気候変動適応センターの確保状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応センターの確保状況について、「確保する予定はない」（62.0%）が最も多い。「既に確保している」団体は 1.0%、「これから確保する予定」の団体は 2.9%に留まる。

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「既に確保している」、「これから確保する予定」の団体があわせて 8 割以上となっている。

図表 64　地域気候変動適応センターの確保状況

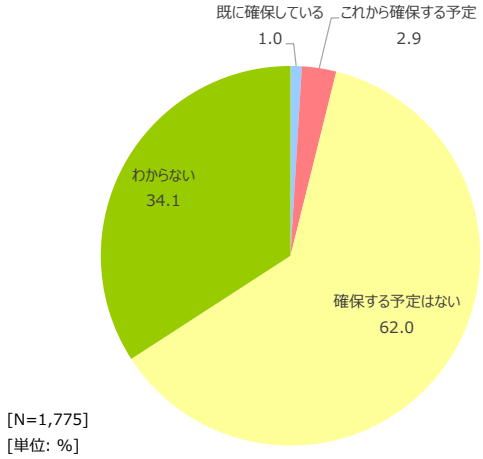

４） 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」(20.8%) が最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」(18.8%) と続く。「実施している取組はない」団体は 67.8%となっている。

図表 65　気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容[22]

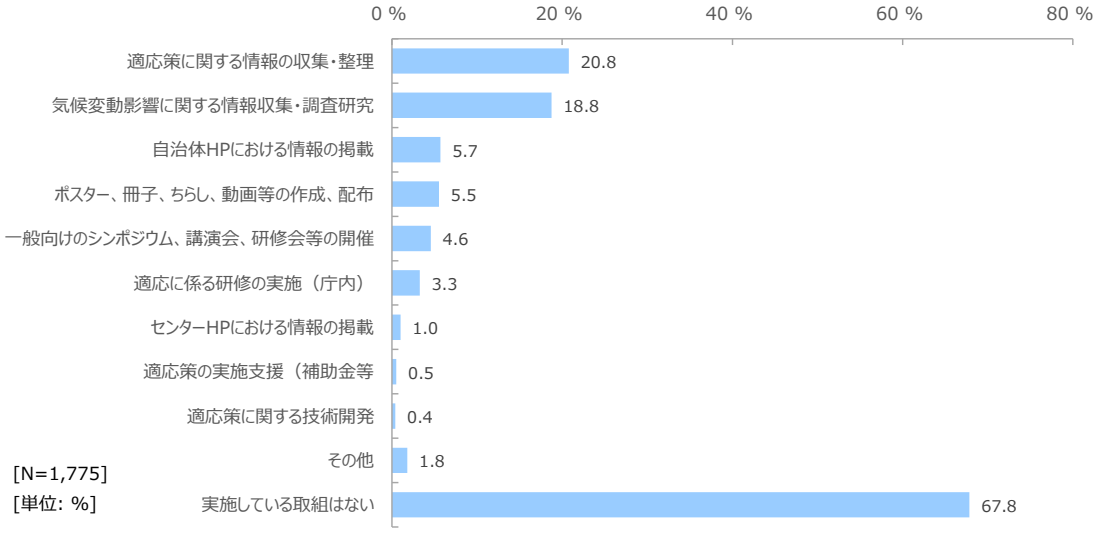

[22] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

（３）地域循環共生圏に関する取組状況

１）　地域循環共生圏の認知度

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域循環共生圏の認知度について、「名前を聞いたことはあったが、内容は理解していなかった」（38.5%）、「名前を聞いたこともなかった」（34.8%）団体が合わせて７割以上となっている。「内容を理解している」団体は 20.5%に留まる。

図表 66　地域循環共生圏の認知度

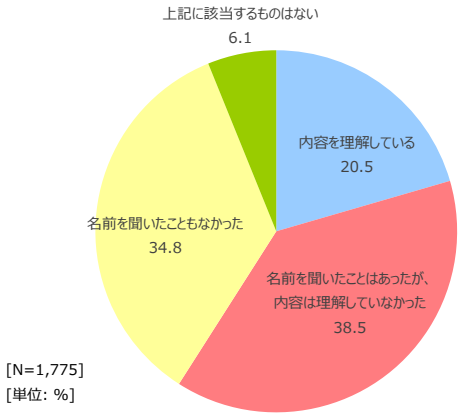

２）　地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無

地域循環共生圏の概念を理解している団体において、具体的な取組を「行っている」団体は 23.9%である。

図表 67　地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無

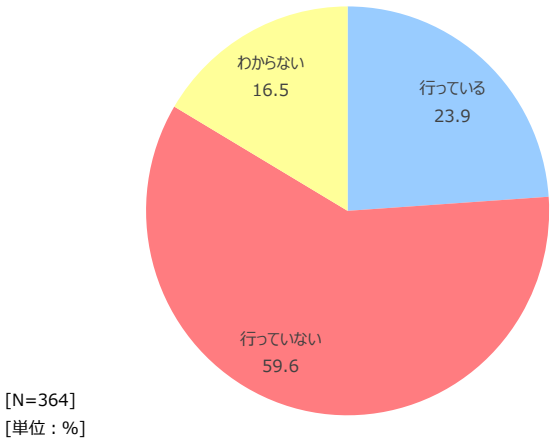

（４）国際イニシアチブへの参加状況

１）　気候変動に対するイニシアチブへの参加状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動に対するイニシアチブへの参加状況について、「わからない、知らない」団体が約 9 割（89.4%）となっている。「参加している」団体は 2.5%で、「参加を検討している」団体は 0.3%、「関心がある」団体も 7.8%存在している。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市においては「参加している」、「参加を検討している」団体があわせて 5 割以上となっている。

図表 68　気候変動に対するイニシアチブへの参加状況

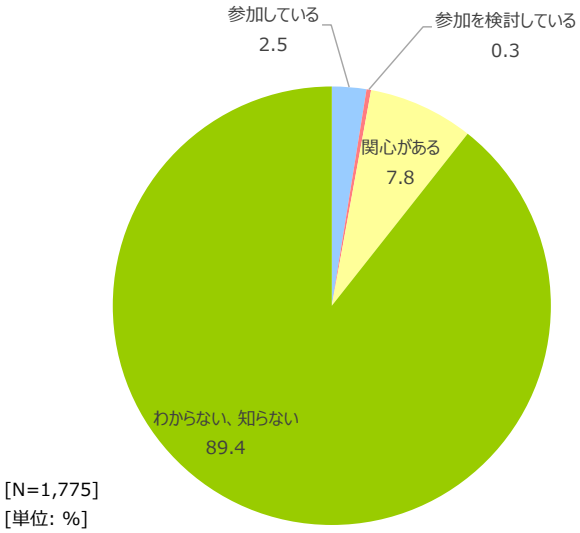

２） 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ

気候変動に対するイニシアチブへ参加している、もしくは参加を検討している、関心がある団体における、参加（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブは、「RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）」（50.3%）が最も多く、「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」（39,8%）、「世界首長誓約（Compact of Mayors）」（31.1%）と続く。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市、人口 1 万人未満の市町村では「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」の割合が最も多い。

図表 69 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ[23]

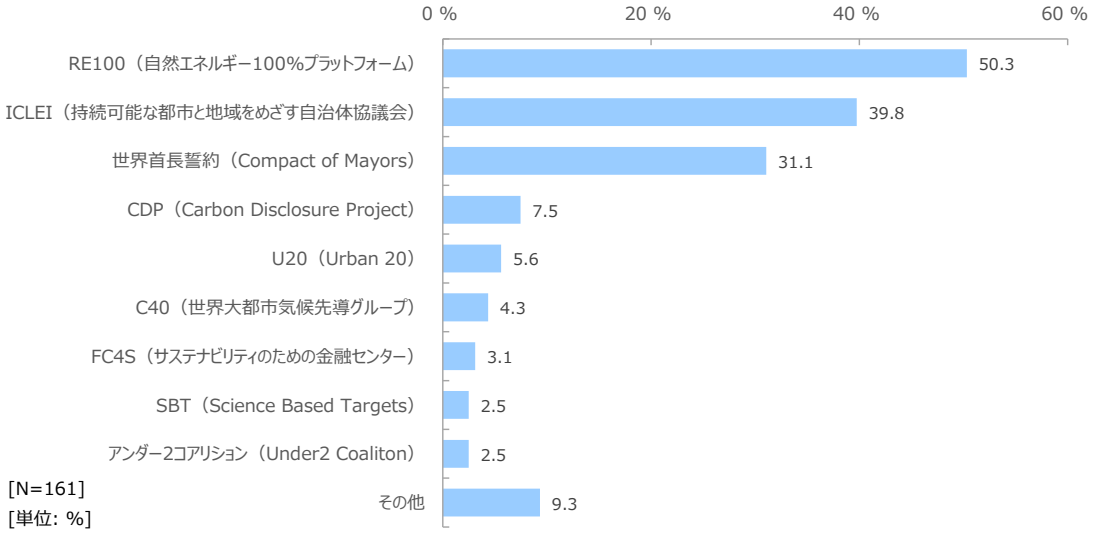

[23] 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

第３章　施行状況調査詳細

１．基礎情報

（１）団体区分

１）　地方公共団体の区分

本調査に回答した地方公共団体の構成は、都道府県・市町村（特別区含む。）が 1788 団体（全体の 55.9%）、地方公共団体の組合が 1409 団体（同 44.1%）である。

図表 70　地方公共団体の区分

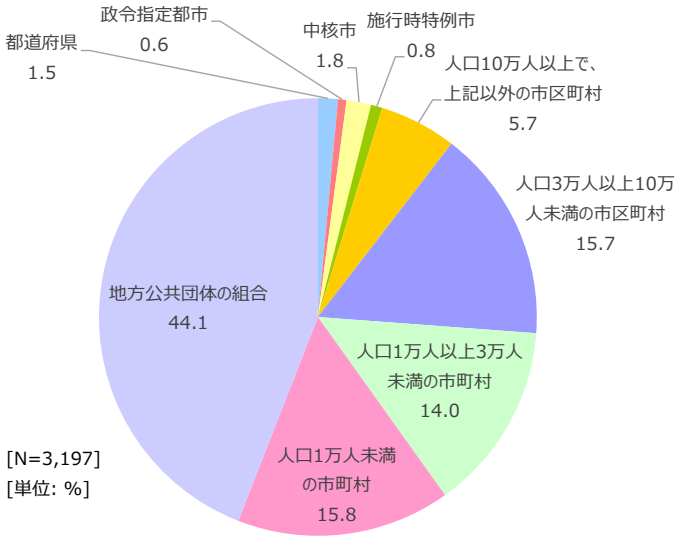

	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	合計
団体数	47	20	58	27	182	503	446	505	1,409	3,197
比率（%）	1.5	0.6	1.8	0.8	5.7	15.7	14.0	15.8	44.1	

（２）団体内の体制

１）　地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無

回答団体全体では、地球温暖化対策を担当する部（局）課係が有る団体が全体の 64.8%となっている。

図表 71　地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無

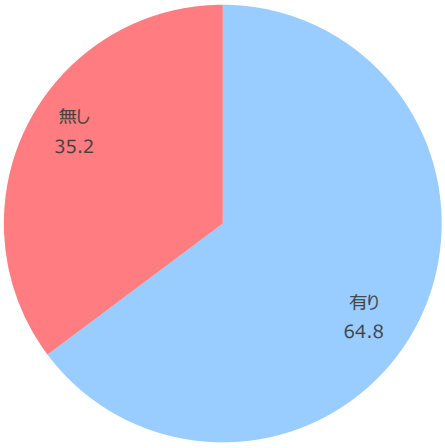

[N-3186]
[単位：%]

地方公共団体の区分別に見ると、地方公共団体の組合の 69.8%、人口 1 万人未満の市町村の 18.7%においては、地球温暖化対策を担当する部署が存在しない。

図表 72　地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無
【団体区分別】

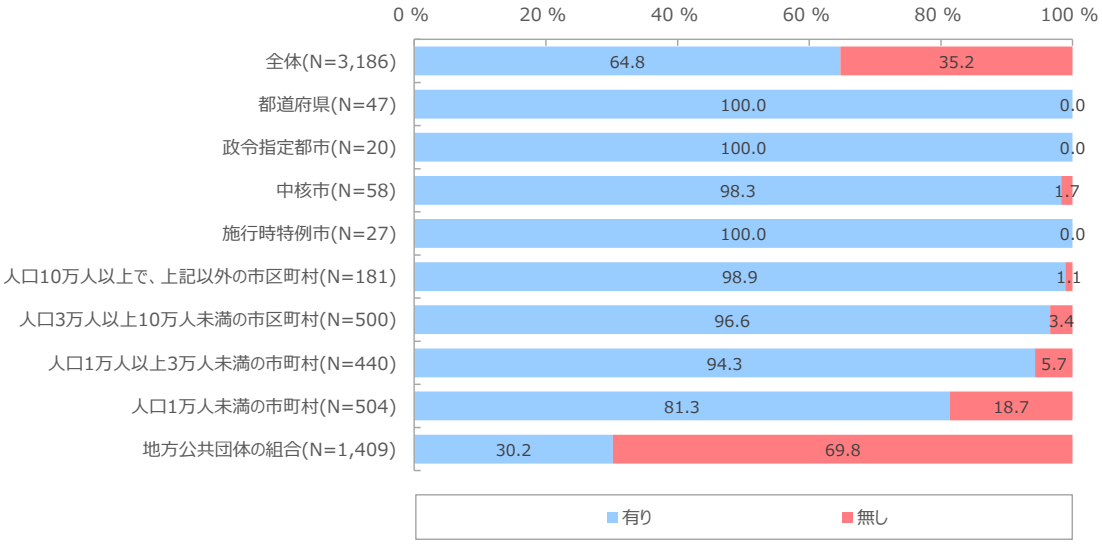

		有り	無し	合計
回答数	全体	2,063	1,123	3,186
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	57	1	58
	施行時特例市	27	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	179	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	483	17	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	415	25	440
	人口1万人未満の市町村	410	94	504
	地方公共団体の組合	425	984	1,409
比率（%）	全体(N=3,186)	64.8	35.2	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	98.3	1.7	
	施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	98.9	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	96.6	3.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	94.3	5.7	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	81.3	18.7	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	30.2	69.8	

２） 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の所属職員数

地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体の中では、所属職員数は「5～10 人未満」（32.1%）が最も多い。

地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体の中では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数は「0 人」（72.3%）が最も多く、「1 人」（18.6%）と続く。

図表 73　地球温暖化対策を担当する部（局）課係の所属職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体＞

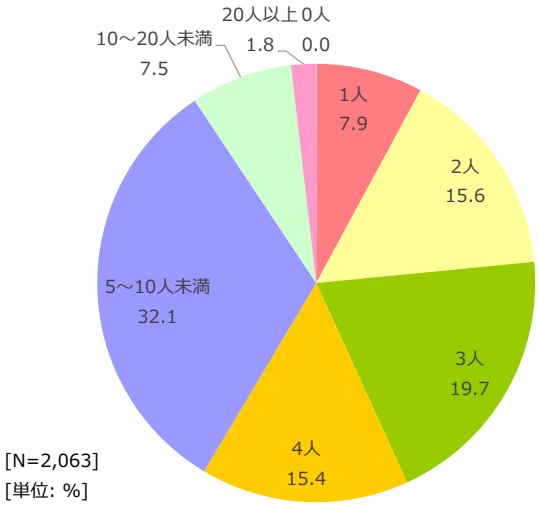

図表 74　地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体＞

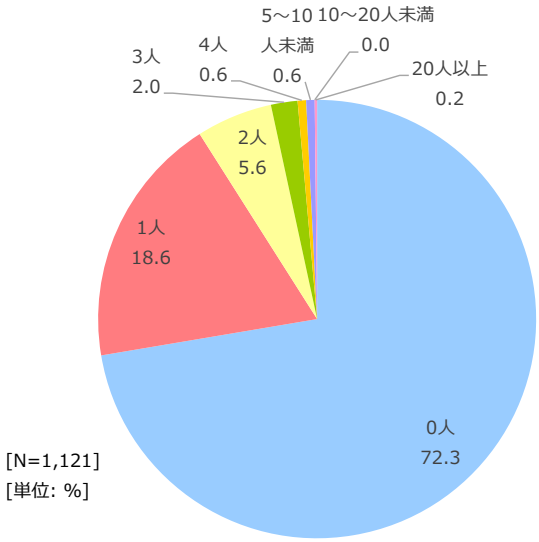

地球温暖化対策を担当する部署がある団体の中では、小規模な団体や組合になるほど、地球温暖化対策を担当する部署の所属職員数が少ない傾向がある。

図表 75　地球温暖化対策を担当する部（局）課係の所属職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体＞【団体区分別】

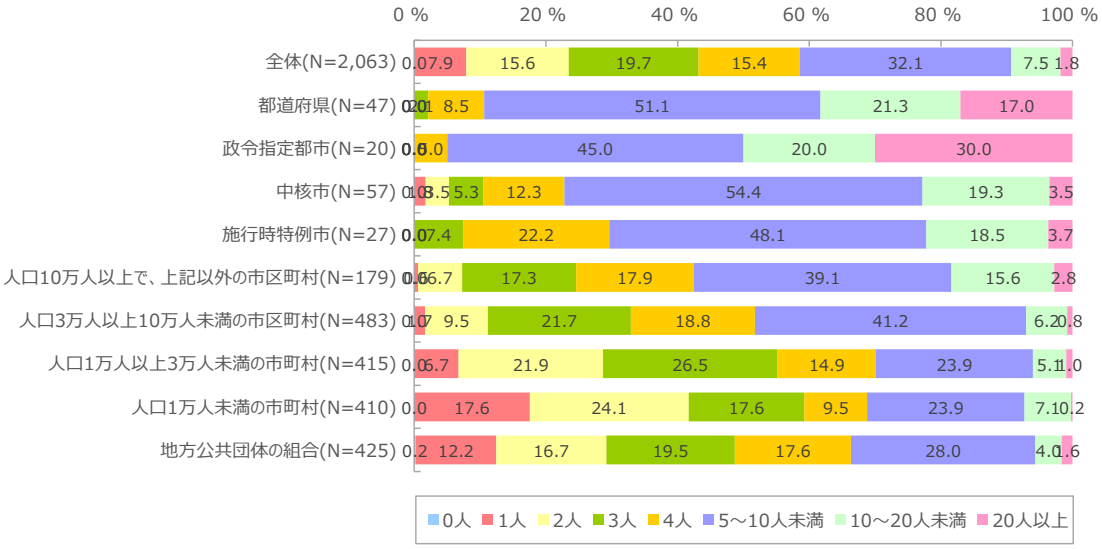

		0人	1人	2人	3人	4人	5～10人未満	10～20人未満	20人以上	合計
回答数	全体	1	162	321	407	317	662	155	38	2,063
	都道府県	0	0	0	1	4	24	10	8	47
	政令指定都市	0	0	0	0	1	9	4	6	20
	中核市	0	1	2	3	7	31	11	2	57
	施行時特例市	0	0	0	2	6	13	5	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	12	31	32	70	28	5	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	8	46	105	91	199	30	4	483
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	28	91	110	62	99	21	4	415
	人口1万人未満の市町村	0	72	99	72	39	98	29	1	410
	地方公共団体の組合	1	52	71	83	75	119	17	7	425
比率（%）	全体(N=2,063)	0.0	7.9	15.6	19.7	15.4	32.1	7.5	1.8	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	2.1	8.5	51.1	21.3	17.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	45.0	20.0	30.0	
	中核市(N=57)	0.0	1.8	3.5	5.3	12.3	54.4	19.3	3.5	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	0.0	7.4	22.2	48.1	18.5	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	0.0	0.6	6.7	17.3	17.9	39.1	15.6	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=483)	0.0	1.7	9.5	21.7	18.8	41.2	6.2	0.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=415)	0.0	6.7	21.9	26.5	14.9	23.9	5.1	1.0	
	人口1万人未満の市町村(N=410)	0.0	17.6	24.1	17.6	9.5	23.9	7.1	0.2	
	地方公共団体の組合(N=425)	0.2	12.2	16.7	19.5	17.6	28.0	4.0	1.6	

地球温暖化対策を担当する部署がない団体の中では、人口１万人未満の市町村や地方公共団体の組合において、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0 人」の団体が相当数存在する。

図表 76　地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体＞【団体区分別】

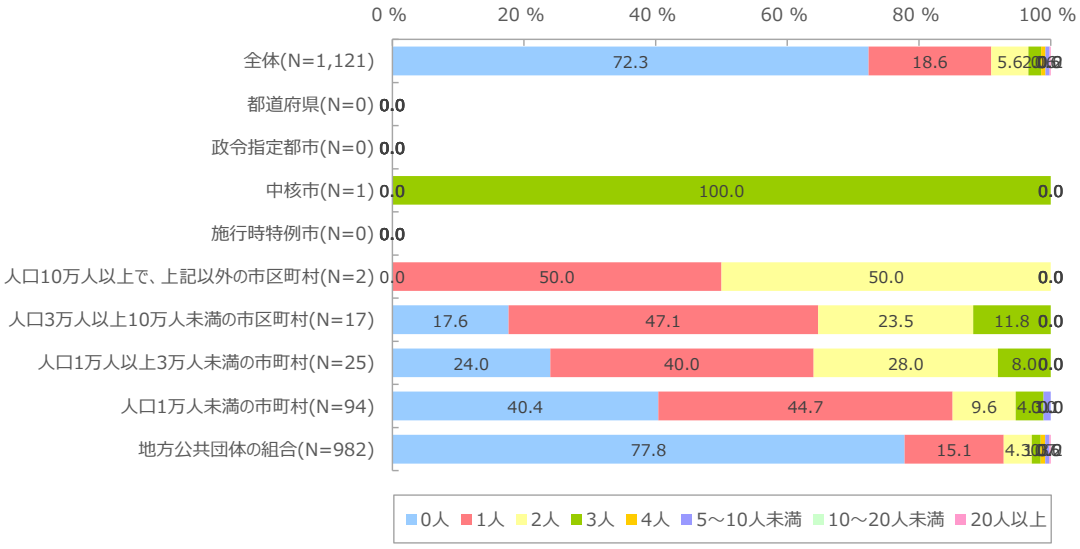

		0人	1人	2人	3人	4人	5～10人未満	10～20人未満	20人以上	合計
回答数	全体	811	209	63	22	7	7	0	2	1,121
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	8	4	2	0	0	0	0	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	10	7	2	0	0	0	0	25
	人口1万人未満の市町村	38	42	9	4	0	1	0	0	94
	地方公共団体の組合	764	148	42	13	7	6	0	2	982
比率（%）	全体(N=1,121)	72.3	18.6	5.6	2.0	0.6	0.6	0.0	0.2	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中核市(N=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=2)	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	17.6	47.1	23.5	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=25)	24.0	40.0	28.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=94)	40.4	44.7	9.6	4.3	0.0	1.1	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=982)	77.8	15.1	4.3	1.3	0.7	0.6	0.0	0.2	

（３）地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

１）　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体は、回答団体全体の 24.0%である。

図表 77　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

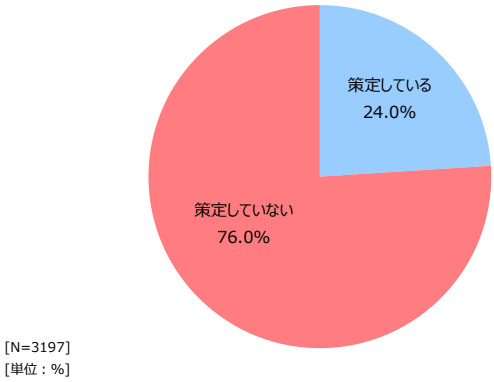

２）　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年・目的

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年は、「2005～2009 年」（27.3%）が最も多く、「2000～2004 年」（22.6%）、「2010～2014 年」（18.7%）と続く。

図表 78　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年

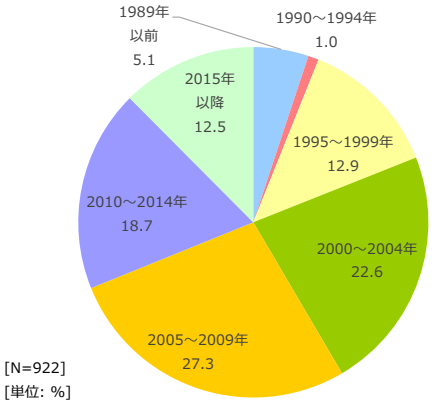

注）１つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

	1989年以前	1990～1994年	1995～1999年	2000～2004年	2005～2009年	2010～2014年	2015年以降	合計
全体	47	9	119	208	252	172	115	922
比率（%）	5.1	1.0	12.9	22.6	27.3	18.7	12.5	

条例の目的は、「地球温暖化対策の推進」（89.6%）が最も多く、「省エネルギーの推進」（53.7%）、「再生可能エネルギー利用の促進」（38.4%）と続く。

図表 79　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の目的

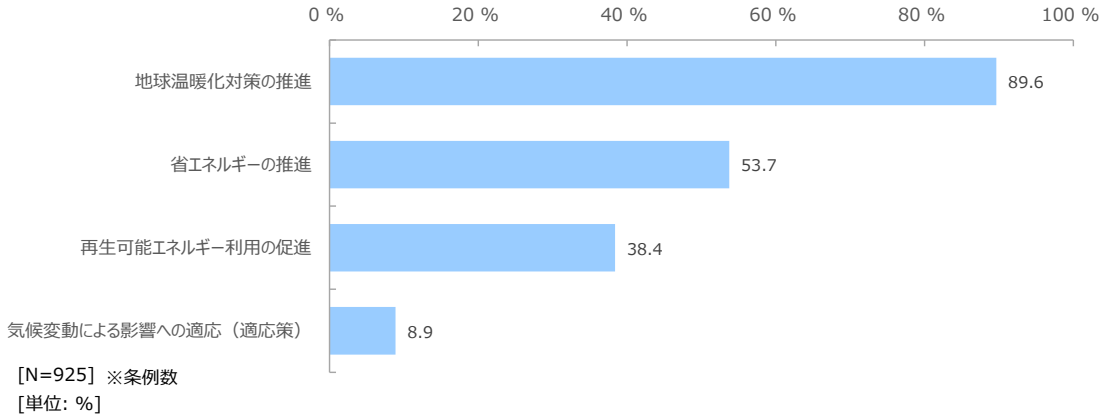

注）１つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応（適応策）	合計
全体	829	355	497	82	925
比率（%）	89.6	38.4	53.7	8.9	

（４）一部事務組合及び広域連合の事務内容

１）　団体の事務内容

地方公共団体の組合における団体の事務内容は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(27.3%) が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」(22.4%)、「消防」（19.8%）、「火葬・斎場・墓地等」（15.3%）と続く。

団体の事務内容のうち、事務事業編の対象としている事務内容は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」（34.8%）が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」（26.3%）、「消防」（23.9%）、「救急」（18.9%）と続く。

図表 80　団体の事務内容

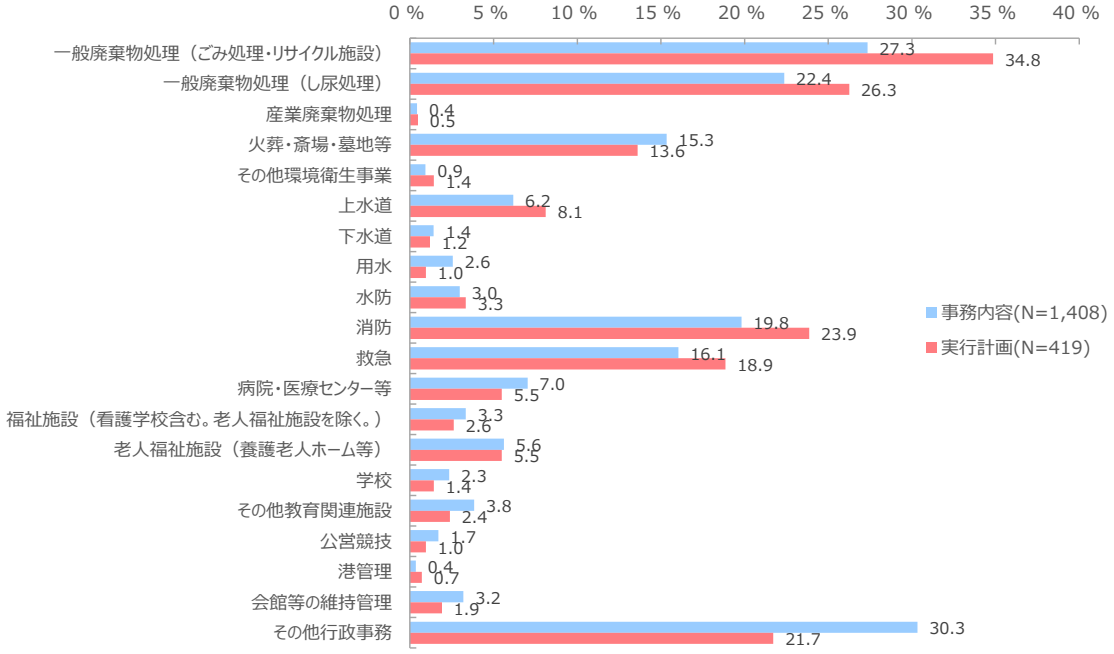

		一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）	一般廃棄物処理（し尿処理）	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急
全体	事務内容	385	315	6	216	13	87	20	36	42	279	226
	実行計画	146	110	2	57	6	34	5	4	14	100	79
比率（%）	事務内容(N=1,408)	27.3	22.4	0.4	15.3	0.9	6.2	1.4	2.6	3.0	19.8	16.1
	実行計画(N=419)	34.8	26.3	0.5	13.6	1.4	8.1	1.2	1.0	3.3	23.9	18.9

		病院・医療センター等	福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務	合計
全体	事務内容	99	47	79	33	54	24	5	45	427	1,408
	実行計画	23	11	23	6	10	4	3	8	91	419
比率（%）	事務内容(N=1,408)	7.0	3.3	5.6	2.3	3.8	1.7	0.4	3.2	30.3	
	実行計画(N=419)	5.5	2.6	5.5	1.4	2.4	1.0	0.7	1.9	21.7	

２）　団体が活動量を把握している施設の有無

地方公共団体の組合のうち、活動量を把握している施設がある団体は62.5%、である。

図表 81　団体が活動量を把握している施設の有無

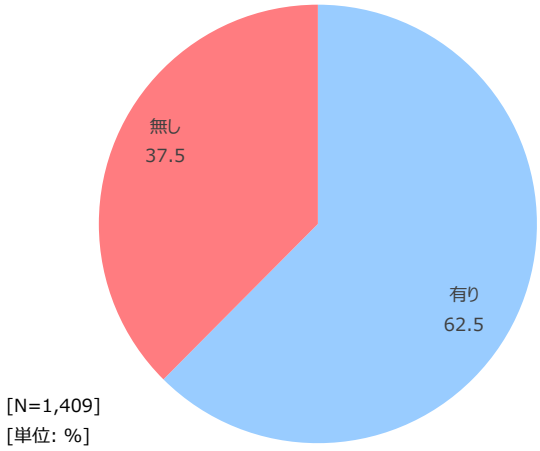

	有り	無し	合計
全体	880	529	1,409
比率（%）	62.5	37.5	

（５）地域エネルギー事業の実施状況

１）　地域エネルギー事業の取組状況

地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」（82.7%）が最も多く、地域エネルギー事業に取り組んでいない団体が大部分を占めている。

地域エネルギー事業の取組内容としては、「団体が直接事業を行っている。」（4.2%）が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。」（3.0%）が多い。

図表 82　地域エネルギー事業の取組状況

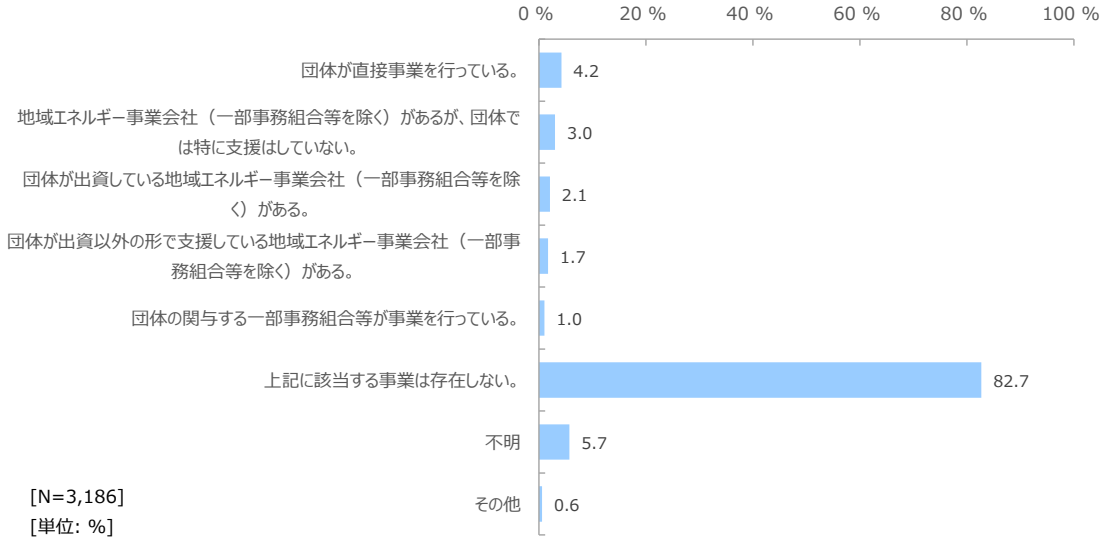

地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

図表 83　地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】

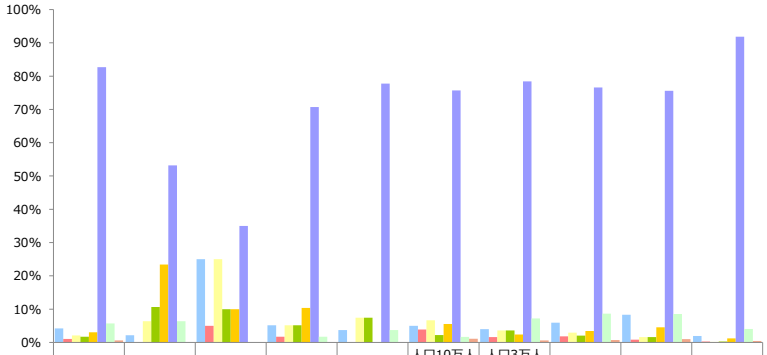

[単位：%]	全体(N=3,186)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	人口1万人未満の市町村(N=504)	地方公共団体の組合(N=1,409)
団体が直接事業を行っている。	4.2	2.1	25.0	5.2	3.7	5.0	4.0	5.9	8.3	1.9
団体の関与する一部事務組合等が事業を行っている。	1.0	0.0	5.0	1.7	0.0	3.9	1.6	1.8	0.8	0.3
団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	2.1	6.4	25.0	5.2	7.4	6.6	3.6	3.0	1.6	0.1
団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	1.7	10.6	10.0	5.2	7.4	2.2	3.6	2.0	1.6	0.3
地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。	3.0	23.4	10.0	10.3	0.0	5.5	2.4	3.4	4.6	1.2
上記に該当する事業は存在しない。	82.7	53.2	35.0	70.7	77.8	75.7	78.4	76.6	75.6	91.8
不明	5.7	6.4	0.0	1.7	3.7	1.7	7.2	8.6	8.5	4.0
その他	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.6	0.7	1.0	0.4

		団体が直接事業を行っている。	団体の関与する一部事務組合等が事業を行っている。	団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。	上記に該当する事業は存在しない。	不明	その他	合計
回答数	全体	134	33	66	55	96	2,635	182	19	3,186
	都道府県	1	0	3	5	11	25	3	0	47
	政令指定都市	5	1	5	2	2	7	0	0	20
	中核市	3	1	3	3	6	41	1	0	58
	施行時特例市	1	0	2	2	0	21	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	7	12	4	10	137	3	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	20	8	18	18	12	392	36	3	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	26	8	13	9	15	337	38	3	440
	人口1万人未満の市町村	42	4	8	8	23	381	43	5	504
	地方公共団体の組合	27	4	2	4	17	1,294	57	6	1,409
比率（%）	全体(N=3,186)	4.2	1.0	2.1	1.7	3.0	82.7	5.7	0.6	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	6.4	10.6	23.4	53.2	6.4	0.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	25.0	10.0	10.0	35.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	5.2	1.7	5.2	5.2	10.3	70.7	1.7	0.0	
	施行時特例市(N=27)	3.7	0.0	7.4	7.4	0.0	77.8	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	5.0	3.9	6.6	2.2	5.5	75.7	1.7	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	4.0	1.6	3.6	3.6	2.4	78.4	7.2	0.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	5.9	1.8	3.0	2.0	3.4	76.6	8.6	0.7	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	8.3	0.8	1.6	1.6	4.6	75.6	8.5	1.0	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	1.9	0.3	0.1	0.3	1.2	91.8	4.0	0.4	

２） 地域エネルギー事業の検討状況

地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」（89.8%）が多いが、「団体が直接事業を行う。」（1.7%）をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

図表 84　地域エネルギー事業の検討状況

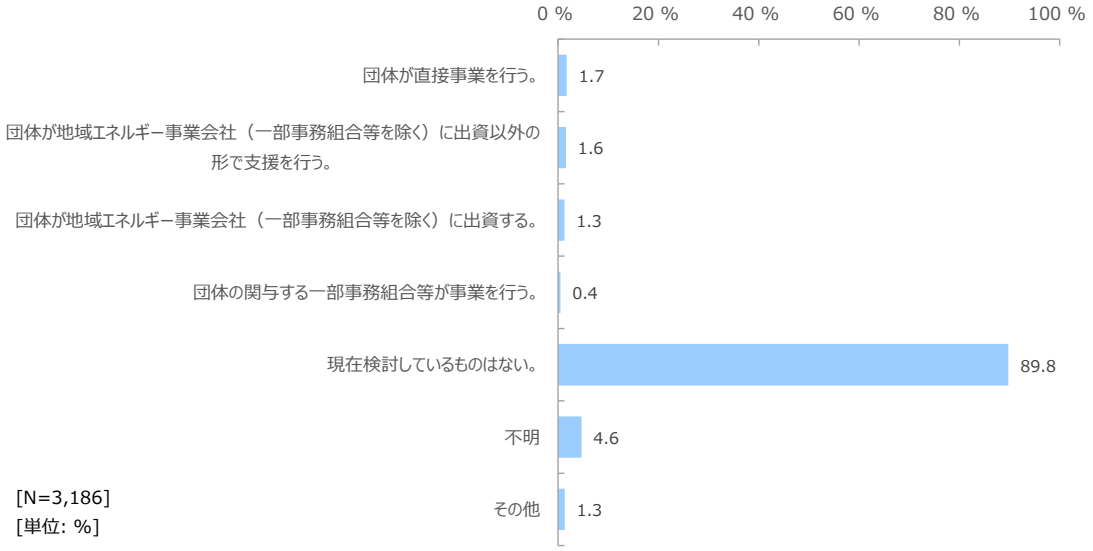

図表 85　地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】

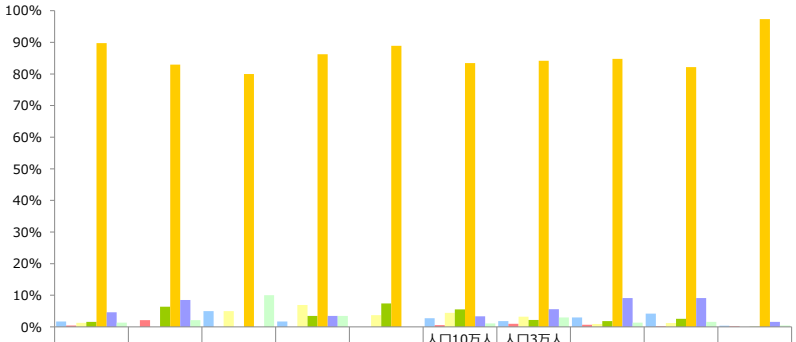

[単位：%]

	全体(N=3,186)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	人口1万人未満の市町村(N=504)	地方公共団体の組合(N=1,409)
団体が直接事業を行う。	1.7	0.0	5.0	1.7	0.0	2.8	1.8	3.0	4.2	0.4
団体の関与する一部事務組合等が事業を行う。	0.4	2.1	0.0	0.0	0.0	0.6	1.0	0.7	0.2	0.2
団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する。	1.3	0.0	5.0	6.9	3.7	4.4	3.2	0.9	1.2	0.0
団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う。	1.6	6.4	0.0	3.4	7.4	5.5	2.2	1.8	2.6	0.1
現在検討しているものはない。	89.8	83.0	80.0	86.2	88.9	83.4	84.2	84.8	82.1	97.4
不明	4.6	8.5	0.0	3.4	0.0	3.3	5.6	9.1	9.1	1.6
その他	1.3	2.1	10.0	3.4	0.0	1.1	3.0	1.4	1.6	0.4

		団体が直接事業を行う。	団体の関与する一部事務組合等が事業を行う。	団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する。	団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う。	現在検討しているものはない。	不明	その他	合計
回答数	全体	55	14	40	50	2,860	148	42	3,186
	都道府県	0	1	0	3	39	4	1	47
	政令指定都市	1	0	1	0	16	0	2	20
	中核市	1	0	4	2	50	2	2	58
	施行時特例市	0	0	1	2	24	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	1	8	10	151	6	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	5	16	11	421	28	15	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	3	4	8	373	40	6	440
	人口1万人未満の市町村	21	1	6	13	414	46	8	504
	地方公共団体の組合	5	3	0	1	1,372	22	6	1,409
比率（%）	全体(N=3,186)	1.7	0.4	1.3	1.6	89.8	4.6	1.3	
	都道府県(N=47)	0.0	2.1	0.0	6.4	83.0	8.5	2.1	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	5.0	0.0	80.0	0.0	10.0	
	中核市(N=58)	1.7	0.0	6.9	3.4	86.2	3.4	3.4	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	3.7	7.4	88.9	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	2.8	0.6	4.4	5.5	83.4	3.3	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.8	1.0	3.2	2.2	84.2	5.6	3.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	3.0	0.7	0.9	1.8	84.8	9.1	1.4	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	4.2	0.2	1.2	2.6	82.1	9.1	1.6	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	0.4	0.2	0.0	0.1	97.4	1.6	0.4	

（６）特定事業者及び特定事業所排出者該当可否

省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当状況について、「該当しない」団体が 70.0%、「両方に該当する」団体が 25.4%となっている。また、「省エネ法に基づく特定事業所排出者にのみ該当する」団体も 4.7%存在する。

図表 86　省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当可否

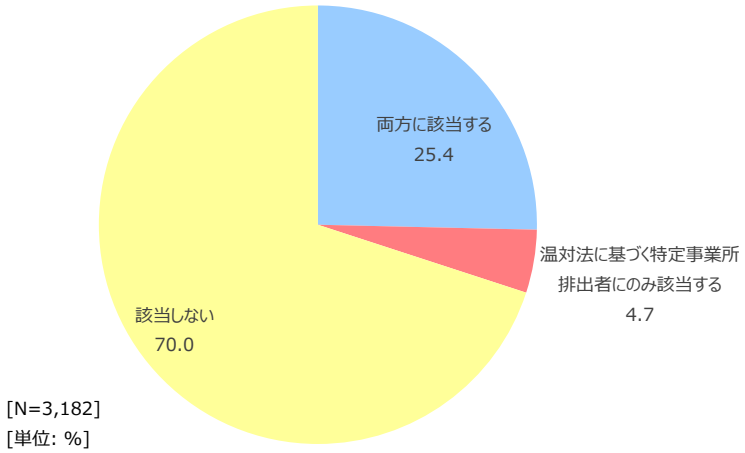

２．事務事業に関する事項

（１）実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

１）　令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況

実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、回答団体全体の 44.6%である。

回答団体全体の 37.0%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の 11.3%は今後策定予定があると回答しているが、25.7%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の 18.5%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の 9.9%は今後改定予定があると回答しているが、8.6%は改定する予定がないと回答している。実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での 2,018 団体から 2,104 団体に増加した。

図表 87　令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況

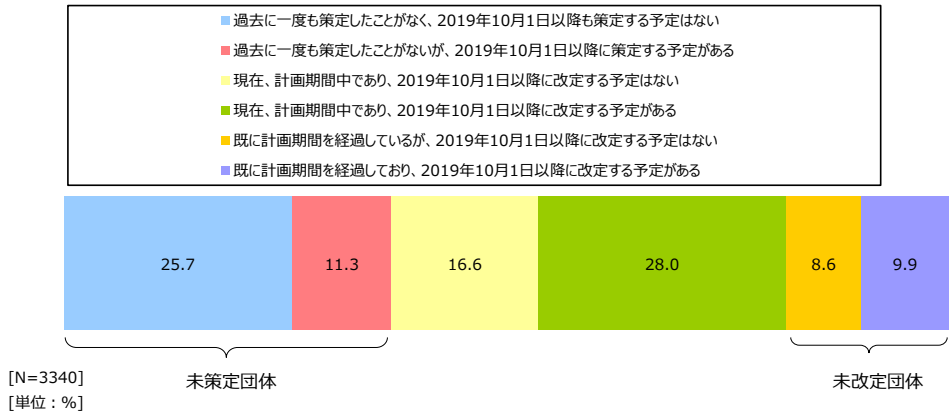

※令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況については事前登録に回答頂いた団体の有効回答を集計。

図表 88　平成 30 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況【昨年度調査】

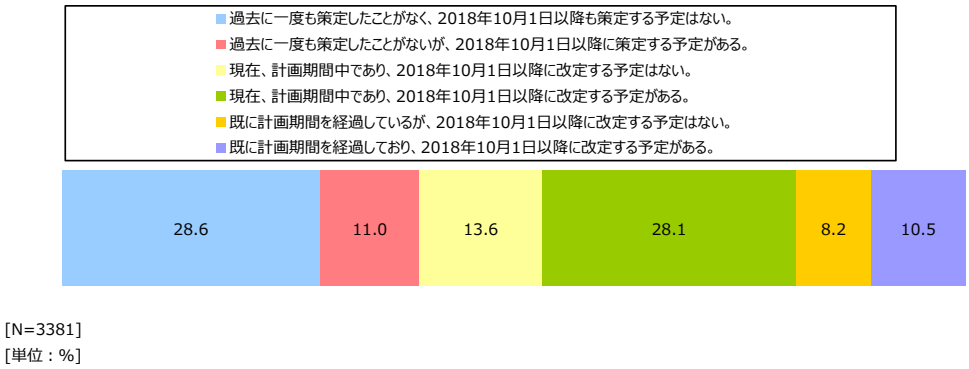

図表 89　令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況【団体区分別】

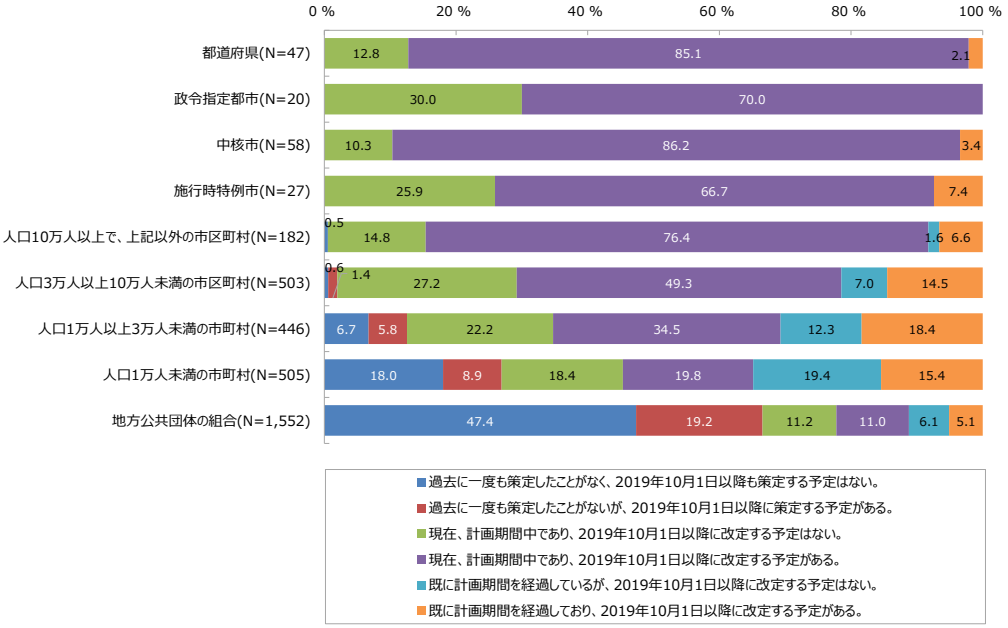

		過去に一度も策定したことがなく、2019年10月1日以降も策定する予定はない。	過去に一度も策定したことがないが、2019年10月1日以降に策定する予定がある。	現在、計画期間中であり、2019年10月1日以降に改定する予定はない。	現在、計画期間中であり、2019年10月1日以降に改定する予定がある。	既に計画期間を経過しているが、2019年10月1日以降に改定する予定はない。	既に計画期間を経過しており、2019年10月1日以降に改定する予定がある。	合計
回答数	全体	860	376	555	934	286	329	3,340
	都道府県			6	40		1	47
	政令指定都市			6	14			20
	中核市			6	50		2	58
	施行時特例市			7	18		2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1		27	139	3	12	182
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	7	137	248	35	73	503
	人口1万人以上3万人未満の市町村	30	26	99	154	55	82	446
	人口1万人未満の市町村	91	45	93	100	98	78	505
	地方公共団体の組合	735	298	174	171	95	79	1,552
比率（%）	全体(N=3,340)	25.7	11.3	16.6	28.0	8.6	9.9	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	12.8	85.1	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	30.0	70.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	0.0	10.3	86.2	0.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	25.9	66.7	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=182)	0.5	0.0	14.8	76.4	1.6	6.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=503)	0.6	1.4	27.2	49.3	7.0	14.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=446)	6.7	5.8	22.2	34.5	12.3	18.4	
	人口1万人未満の市町村(N=505)	18.0	8.9	18.4	19.8	19.4	15.4	
	地方公共団体の組合(N=1,552)	47.4	19.2	11.2	11.0	6.1	5.1	

２） 事務事業編の策定・改定予定年度

事務事業編の策定・改定を予定していると回答した団体のうち、策定・改定年度は、「2020 年度」（48.1%）が最も多く、「2021 年度」（23.8%）、「2022 年度」（14.4%）と続く。

図表 90 事務事業編の策定・改定予定年度

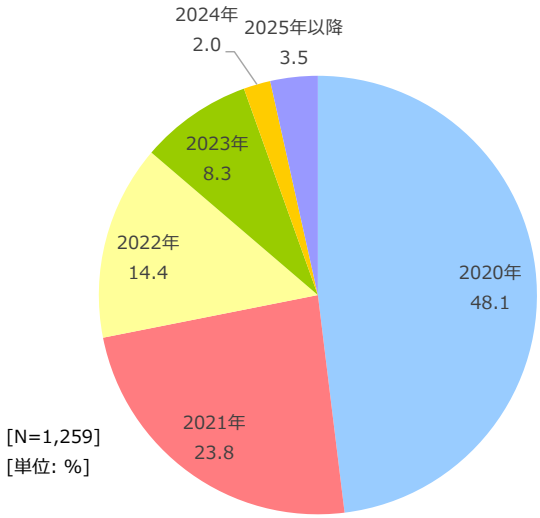

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降	合計
全体	605	300	181	104	25	44	1,259
比率（%）	48.1	23.8	14.4	8.3	2.0	3.5	

３）　事務事業編の当初策定年度・その計画期間

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の当初策定年度は、「2008 年度」（8.6%）、「2007 年度」（7.4%）、「2009 年度」（7.0%）が多い。

図表 91　事務事業編の当初策定年度

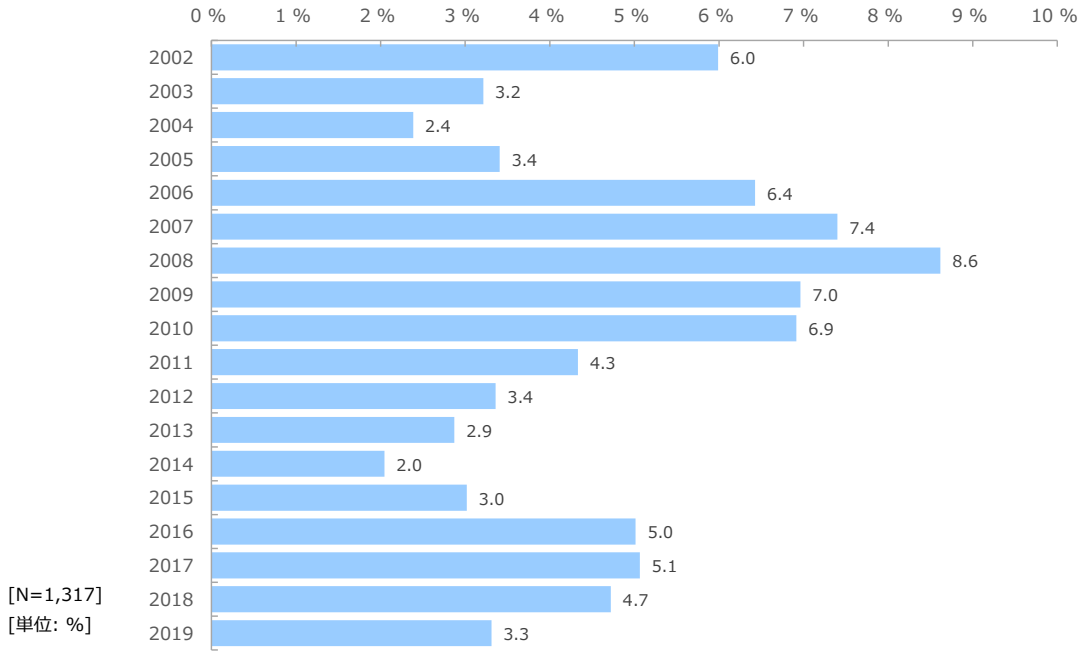

また、当初策定した事務事業編の計画期間は「５年」（75.2%）が多い。

図表 92　当初計画の計画期間

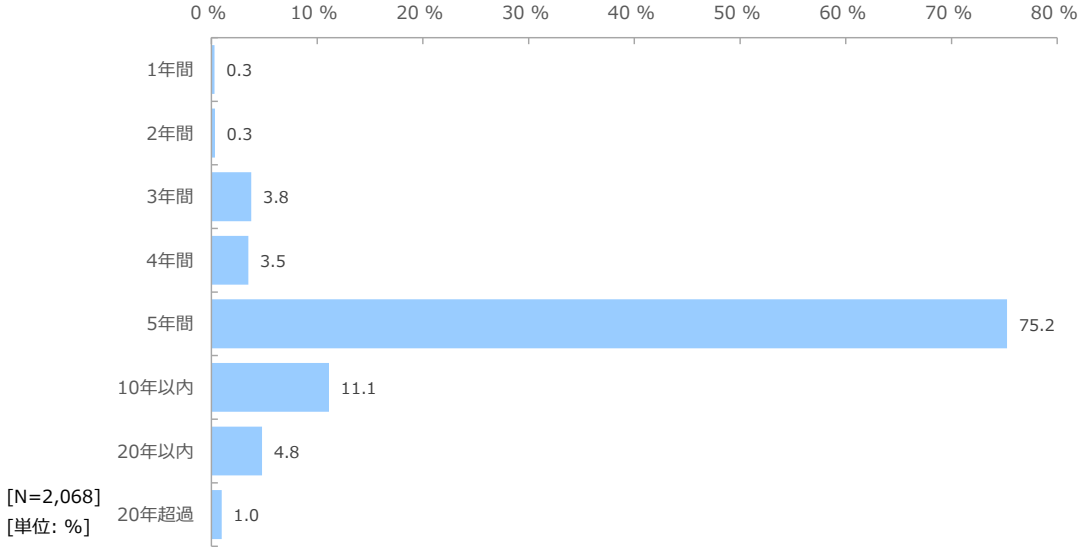

４） 事務事業編の最終改定年度・その計画期間

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の最終改定年度は、「2017 年度」（19.2%）、「2018 年度」（19.1%）と近年に集中している。

図表 93　事務事業編の最終改定年度

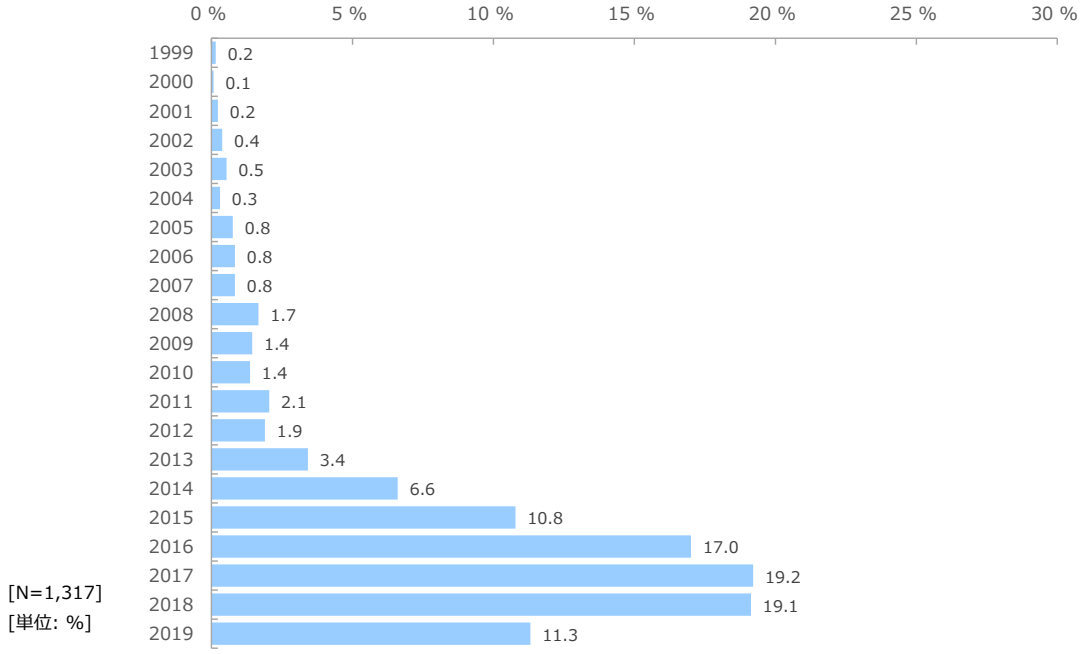

また、最新の事務事業編の計画期間は「５年」（68.8%）が多い。

図表 94　改定後の最新計画の計画期間

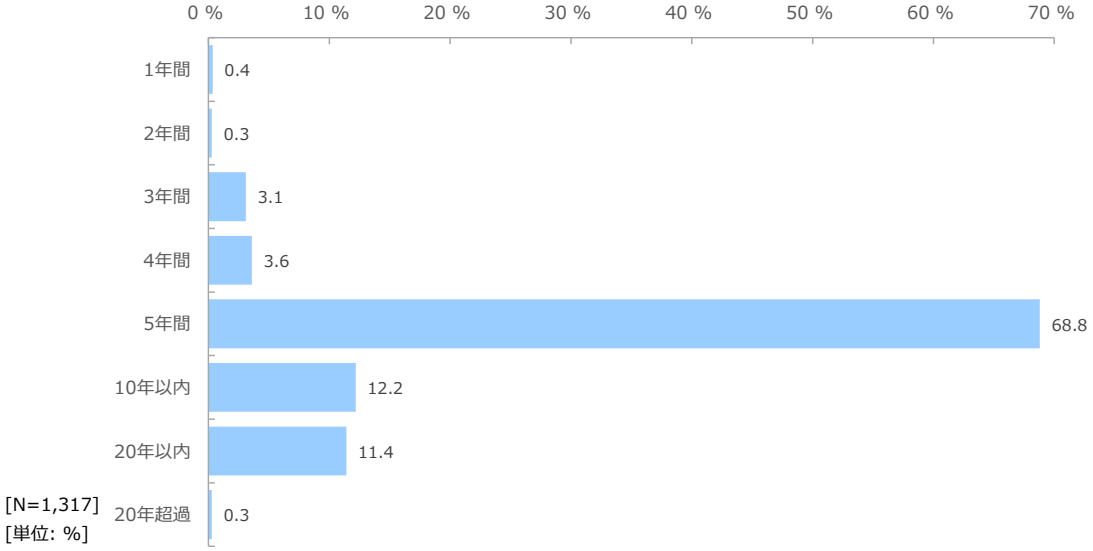

５） 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の団体について、事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため。」（65.5%）が最も多く、「専門知識がないため。」（51.2%）、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」（35.1%）、「これまでの実績の検証・評価ができていないため。」（24.2%）、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。（一部事務組合及び広域連合のみ）」（21.9%）と続く。

図表 95　事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

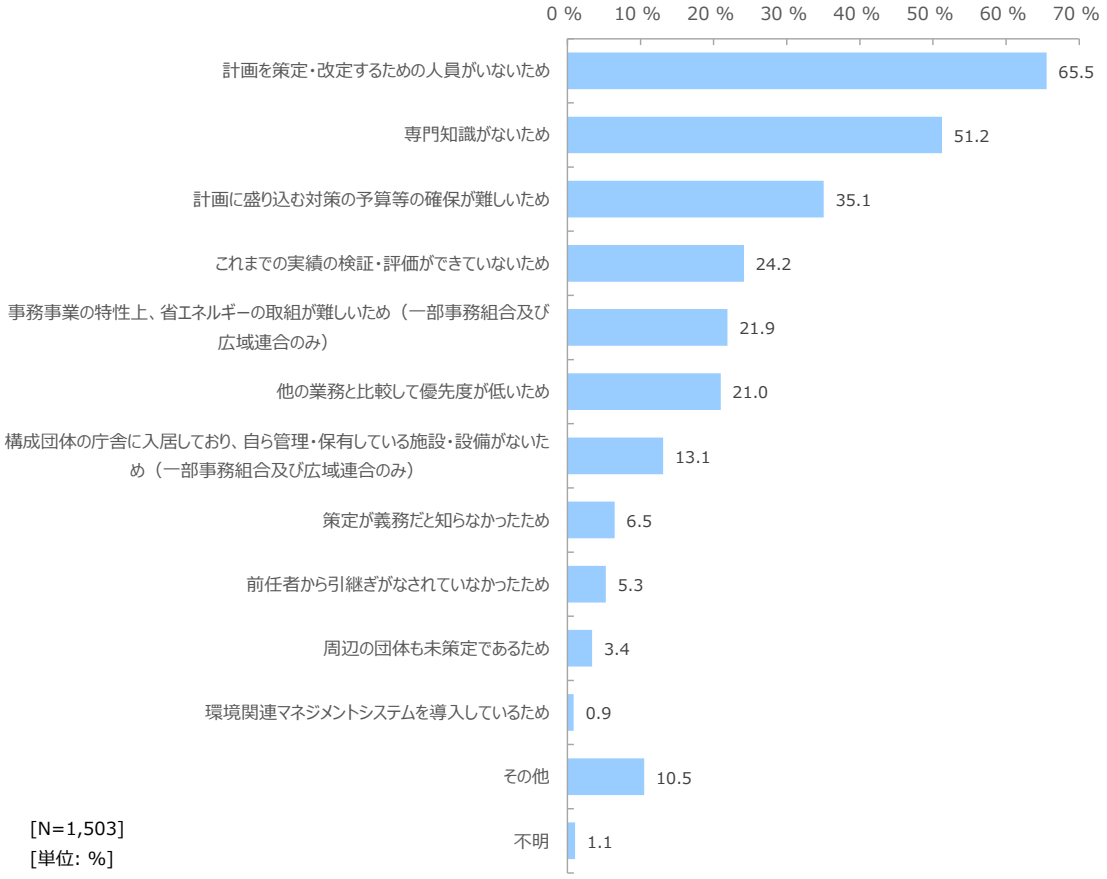

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員がいないため。」が最も多い。

地方公共団体の組合においては、他の区分に比べると、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。」「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため。」の割合が相対的に高い。

図表 96　事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

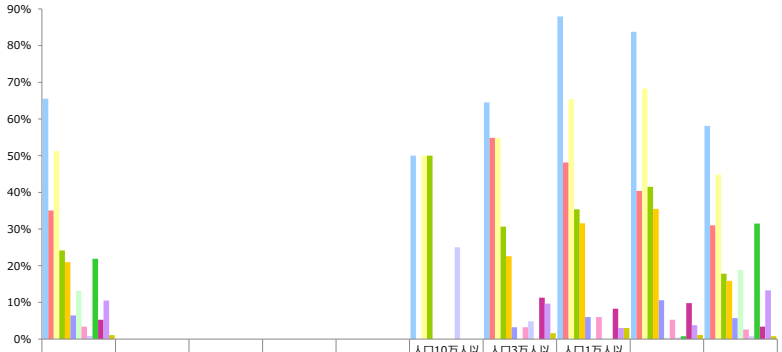

[単位：%]

	全体 (N=1,503)	都道府県 (N=0)	政令指定都市 (N=0)	中核市(N=0)	施行時特例市 (N=0)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=4)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=62)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=133)	人口1万人未満の市町村 (N=265)	地方公共団体の組合 (N=1,039)
計画を策定・改定するための人員がいないため	65.5	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	64.5	88.0	83.8	58.1
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	35.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	54.8	48.1	40.4	31.0
専門知識がないため	51.2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	54.8	65.4	68.3	44.9
これまでの実績の検証・評価ができていないため	24.2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	30.6	35.3	41.5	17.8
他の業務と比較して優先度が低いため	21.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.6	31.6	35.5	15.9
策定が義務だと知らなかったため	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	6.0	10.6	5.7
構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	13.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	18.9
周辺の団体も未策定であるため	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	6.0	5.3	2.6
環境関連マネジメントシステムを導入しているため	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	4.8	0.0	0.4	0.8
事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	21.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	31.5
前任者から引継ぎがなされていなかったため	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.3	8.3	9.8	3.4
その他	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7	3.0	3.8	13.3
不明	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	3.0	1.1	0.8

		計画を策定・改定するための人員がいないため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	専門知識がないため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低いため	策定が義務だと知らなかったため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	周辺の団体も未策定であるため	環境関連マネジメントシステムを導入しているため	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	前任者から引継ぎがなされていなかったため	その他	不明	合計
回答数	全体	985	527	770	363	315	97	197	51	13	329	79	158	16	1,503
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	40	34	34	19	14	2	0	2	3	0	7	6	1	62
	人口1万人以上3万人未満の市町村	117	64	87	47	42	8	0	8	0	0	11	4	4	133
	人口1万人未満の市町村	222	107	181	110	94	28	1	14	1	2	26	10	3	265
	地方公共団体の組合	604	322	466	185	165	59	196	27	8	327	35	138	8	1,039
比率（%）	全体(N=1,503)	65.5	35.1	51.2	24.2	21.0	6.5	13.1	3.4	0.9	21.9	5.3	10.5	1.1	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	施行時特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=4)	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=62)	64.5	54.8	54.8	30.6	22.6	3.2	0.0	3.2	4.8	0.0	11.3	9.7	1.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=133)	88.0	48.1	65.4	35.3	31.6	6.0	0.0	6.0	0.0	0.0	8.3	3.0	3.0	
	人口1万人未満の市町村(N=265)	83.8	40.4	68.3	41.5	35.5	10.6	0.4	5.3	0.4	0.8	9.8	3.8	1.1	
	地方公共団体の組合(N=1,039)	58.1	31.0	44.9	17.8	15.9	5.7	18.9	2.6	0.8	31.5	3.4	13.3	0.8	

６） 排出量算定の対象としているガスの種類

事務事業編を策定済みの団体において、「二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）」（99.6%）は、ほぼ全ての団体が排出量算定の対象としている。

一方、非エネルギー起源のガスについては、「メタン」（44.1%）、「一酸化二窒素」（43.2%）は、事務事業編を策定済みの団体の約４割が排出量算定の対象としている。

図表 97　排出量算定の対象としているガスの種類

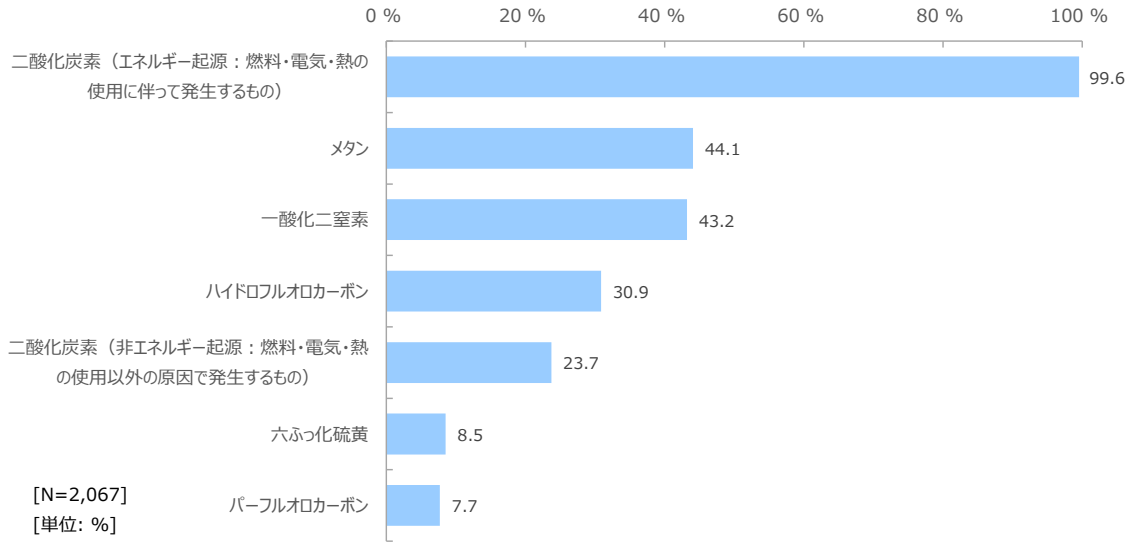

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模の小さな市町村や組合では、それ以外の団体に比べて、非エネルギー起源のガスを算定対象としている団体の割合が相対的に低い。

図表 98　排出量算定の対象としているガスの種類【団体区分別】

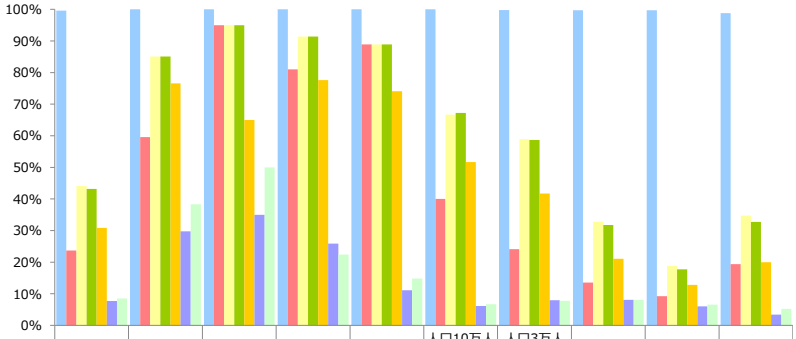

[単位：%]

	全体(N=2,067)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	人口1万人未満の市町村(N=367)	地方公共団体の組合(N=495)
二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8	99.7	99.7	98.8
二酸化炭素（非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの）	23.7	59.6	95.0	81.0	88.9	40.0	24.1	13.5	9.3	19.4
メタン	44.1	85.1	95.0	91.4	88.9	66.7	58.9	32.8	18.8	34.7
一酸化二窒素	43.2	85.1	95.0	91.4	88.9	67.2	58.7	31.8	17.7	32.7
ハイドロフルオロカーボン	30.9	76.6	65.0	77.6	74.1	51.7	41.7	21.1	12.8	20.0
パーフルオロカーボン	7.7	29.8	35.0	25.9	11.1	6.1	8.0	8.1	6.0	3.4
六ふっ化硫黄	8.5	38.3	50.0	22.4	14.8	6.7	7.8	8.1	6.5	5.3

		二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）	二酸化炭素（非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの）	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	六ふっ化硫黄	合計
回答数	全体	2,058	490	911	893	638	159	176	2,067
	都道府県	47	28	40	40	36	14	18	47
	政令指定都市	20	19	19	19	13	7	10	20
	中核市	58	47	53	53	45	15	13	58
	施行時特例市	27	24	24	24	20	3	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	180	72	120	121	93	11	12	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	488	118	288	287	204	39	38	489
	人口1万人以上3万人未満の市町村	383	52	126	122	81	31	31	384
	人口1万人未満の市町村	366	34	69	65	47	22	24	367
	地方公共団体の組合	489	96	172	162	99	17	26	495
比率（%）	全体(N=2,067)	99.6	23.7	44.1	43.2	30.9	7.7	8.5	
	都道府県(N=47)	100.0	59.6	85.1	85.1	76.6	29.8	38.3	
	政令指定都市(N=20)	100.0	95.0	95.0	95.0	65.0	35.0	50.0	
	中核市(N=58)	100.0	81.0	91.4	91.4	77.6	25.9	22.4	
	施行時特例市(N=27)	100.0	88.9	88.9	88.9	74.1	11.1	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	100.0	40.0	66.7	67.2	51.7	6.1	6.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	99.8	24.1	58.9	58.7	41.7	8.0	7.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	99.7	13.5	32.8	31.8	21.1	8.1	8.1	
	人口1万人未満の市町村(N=367)	99.7	9.3	18.8	17.7	12.8	6.0	6.5	
	地方公共団体の組合(N=495)	98.8	19.4	34.7	32.7	20.0	3.4	5.3	

７） 排出量算定の担当部署

事務事業編を策定済みの団体においては、排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署は「環境部局」（63.3%）、「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署も「環境部局」（70.0%）が最も多い。

エネルギー使用量等の収集は「管財部局、公共施設マネジメント所管部局」が行い、収集したデータに基づく排出量の算定は「環境部局」が行っている団体も一定数存在する。

図表 99　排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署

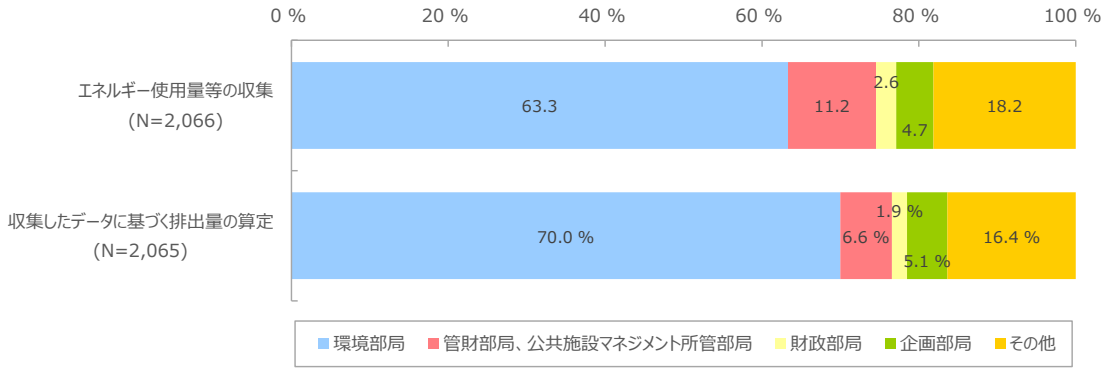

「エネルギー使用量等の収集」の担当部署について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や市町村（特別区含む。）では「環境部局」の割合が高いが、地方公共団体の組合においては「その他」の割合が高い。これは、組合では環境政策を主管する部署が無い団体が多いためと考えられる。

図表 100　排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署【団体区分別】

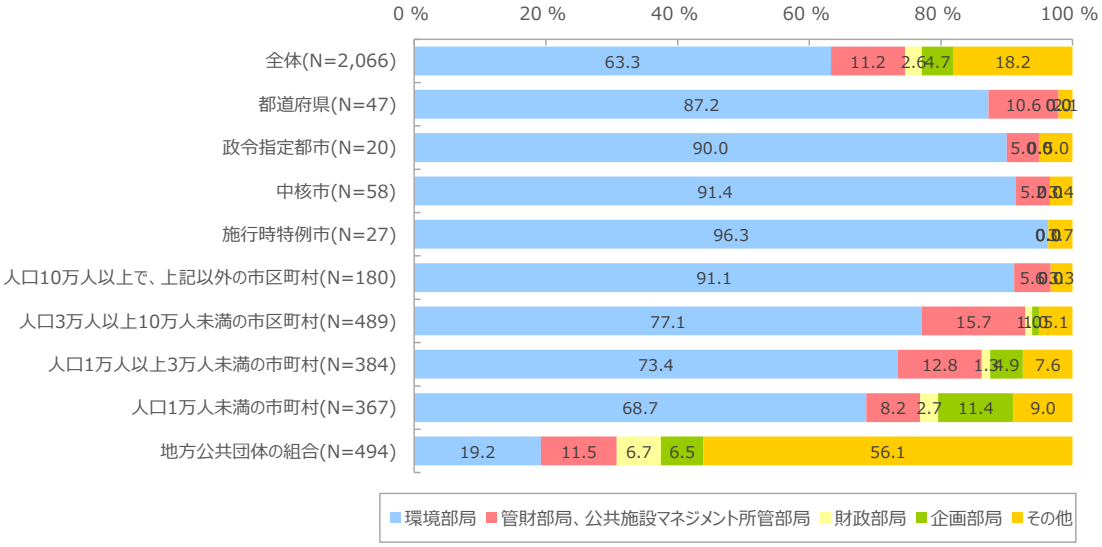

		環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数	全体	1,308	232	53	98	375	2,066
	都道府県	41	5	0	0	1	47
	政令指定都市	18	1	0	0	1	20
	中核市	53	3	0	0	2	58
	施行時特例市	26	0	0	0	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	164	10	0	0	6	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	377	77	5	5	25	489
	人口1万人以上3万人未満の市町村	282	49	5	19	29	384
	人口1万人未満の市町村	252	30	10	42	33	367
	地方公共団体の組合	95	57	33	32	277	494
比率（%）	全体(N=2,066)	63.3	11.2	2.6	4.7	18.2	
	都道府県(N=47)	87.2	10.6	0.0	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	0.0	0.0	5.0	
	中核市(N=58)	91.4	5.2	0.0	0.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	96.3	0.0	0.0	0.0	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	91.1	5.6	0.0	0.0	3.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	77.1	15.7	1.0	1.0	5.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	73.4	12.8	1.3	4.9	7.6	
	人口1万人未満の市町村(N=367)	68.7	8.2	2.7	11.4	9.0	
	地方公共団体の組合(N=494)	19.2	11.5	6.7	6.5	56.1	

「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や市町村（特別区含む。）では「環境部局」の割合が高いが、地方公共団体の組合においては「その他」の割合が高い。これは、組合では環境政策を主管する部署が無い団体が多いためと考えられる。

図表 101　排出量算定のための「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署【団体区分別】

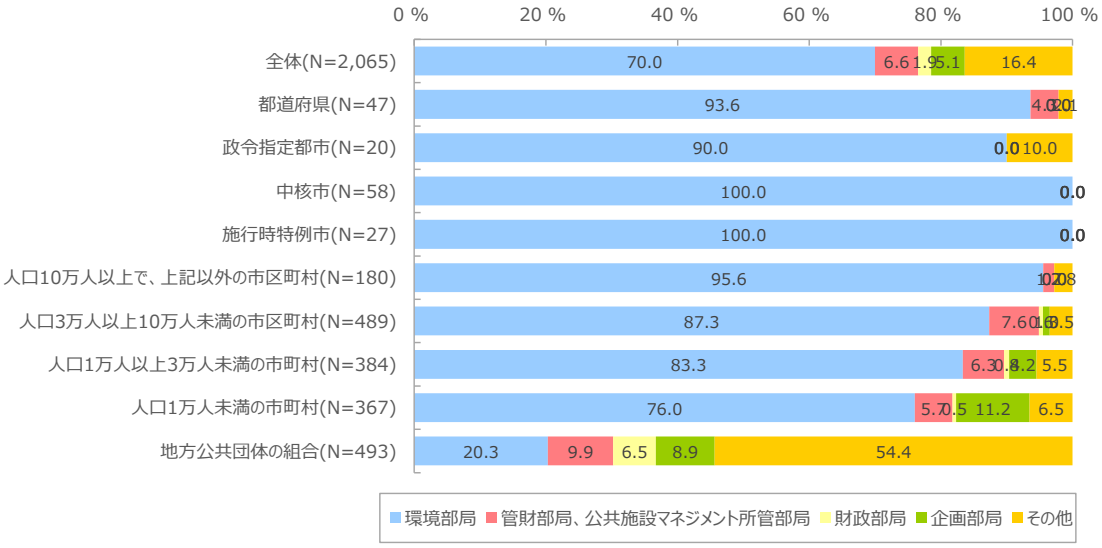

		環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数	全体	1,445	136	40	106	338	2,065
	都道府県	44	2	0	0	1	47
	政令指定都市	18	0	0	0	2	20
	中核市	58	0	0	0	0	58
	施行時特例市	27	0	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	172	3	0	0	5	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	427	37	3	5	17	489
	人口1万人以上3万人未満の市町村	320	24	3	16	21	384
	人口1万人未満の市町村	279	21	2	41	24	367
	地方公共団体の組合	100	49	32	44	268	493
比率（%）	全体(N=2,065)	70.0	6.6	1.9	5.1	16.4	
	都道府県(N=47)	93.6	4.3	0.0	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	90.0	0.0	0.0	0.0	10.0	
	中核市(N=58)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	95.6	1.7	0.0	0.0	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	87.3	7.6	0.6	1.0	3.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	83.3	6.3	0.8	4.2	5.5	
	人口1万人未満の市町村(N=367)	76.0	5.7	0.5	11.2	6.5	
	地方公共団体の組合(N=493)	20.3	9.9	6.5	8.9	54.4	

８） マニュアルやツール類のうち、使用したもの

事務事業編を策定済み、または策定予定の団体においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」（39.9%）、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）」（31.5%）、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）」（20.5%）と、改定後のマニュアル・ガイドラインを活用している団体が多くなっている。

図表 102　マニュアルやツール類のうち、使用したもの

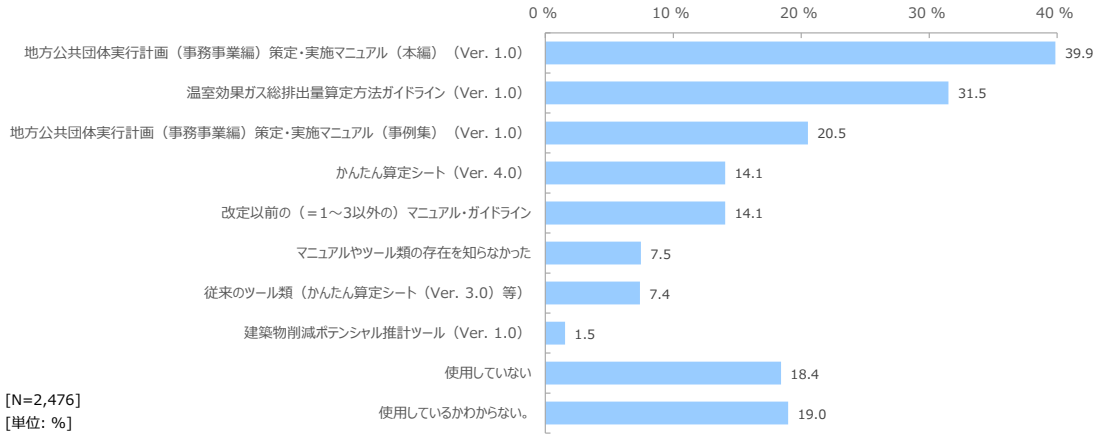

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては、改定前のマニュアル・ガイドラインの使用率が高い。この理由としては、現行計画を策定した時期が古い団体が多いためと考えられる。

図表 103　マニュアルやツール類のうち、使用したもの【団体区分別】

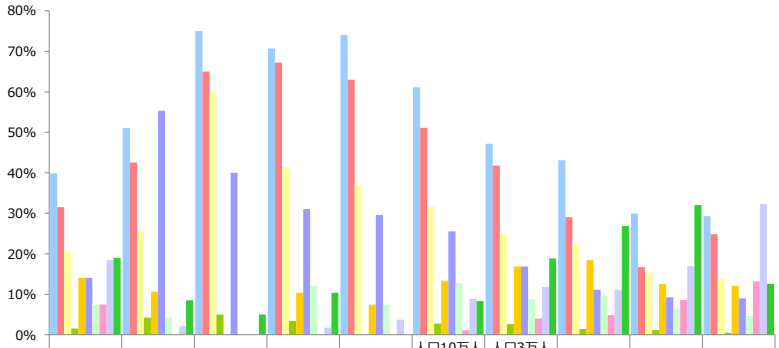

[単位：%]

	全体(N=2,476)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=498)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=413)	人口1万人未満の市町村(N=431)	地方公共団体の組合(N=802)
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定･実施マニュアル（本編）（Ver. 1.0）	39.9	51.1	75.0	70.7	74.1	61.1	47.2	43.1	29.9	29.3
温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver. 1.0）	31.5	42.6	65.0	67.2	63.0	51.1	41.8	29.1	16.7	24.8
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定･実施マニュアル（事例集）（Ver. 1.0）	20.5	25.5	60.0	41.4	37.0	31.7	24.9	22.3	15.3	13.8
建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ver. 1.0）	1.5	4.3	5.0	3.4	0.0	2.8	2.6	1.5	1.2	0.5
かんたん算定シート（Ver. 4.0）	14.1	10.6	0.0	10.3	7.4	13.3	16.9	18.4	12.5	12.1
改定以前の（＝1～3以外の）マニュアル･ガイドライン	14.1	55.3	40.0	31.0	29.6	25.6	16.9	11.1	9.3	9.0
従来のツール類（かんたん算定シート（Ver. 3.0）等）	7.4	4.3	0.0	12.1	7.4	12.8	8.8	9.7	6.5	4.6
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	4.0	4.8	8.6	13.2
使用していない	18.4	2.1	0.0	1.7	3.7	8.9	11.8	11.1	16.9	32.3
使用しているかわからない。	19.0	8.5	5.0	10.3	0.0	8.3	18.9	26.9	32.0	12.6

		地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver. 1.0）	温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver. 1.0）	地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver. 1.0）	建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ver. 1.0）	かんたん算定シート（Ver. 4.0）	改定以前の（＝1～3以外の）マニュアル・ガイドライン	従来のツール類（かんたん算定シート（Ver. 3.0）等）	マニュアルやツール類の存在を知らなかった	使用していない	使用しているかわからない。	合計
回答数	全体	987	780	508	38	348	348	183	185	456	470	2,476
	都道府県	24	20	12	2	5	26	2	0	1	4	47
	政令指定都市	15	13	12	1	0	8	0	0	0	1	20
	中核市	41	39	24	2	6	18	7	0	1	6	58
	施行時特例市	20	17	10	0	2	8	2	0	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	110	92	57	5	24	46	23	2	16	15	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	235	208	124	13	84	84	44	20	59	94	498
	人口1万人以上3万人未満の市町村	178	120	92	6	76	46	40	20	46	111	413
	人口1万人未満の市町村	129	72	66	5	54	40	28	37	73	138	431
	地方公共団体の組合	235	199	111	4	97	72	37	106	259	101	802
比率（%）	全体(N=2,476)	39.9	31.5	20.5	1.5	14.1	14.1	7.4	7.5	18.4	19.0	
	都道府県(N=47)	51.1	42.6	25.5	4.3	10.6	55.3	4.3	0.0	2.1	8.5	
	政令指定都市(N=20)	75.0	65.0	60.0	5.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	5.0	
	中核市(N=58)	70.7	67.2	41.4	3.4	10.3	31.0	12.1	0.0	1.7	10.3	
	施行時特例市(N=27)	74.1	63.0	37.0	0.0	7.4	29.6	7.4	0.0	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	61.1	51.1	31.7	2.8	13.3	25.6	12.8	1.1	8.9	8.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=498)	47.2	41.8	24.9	2.6	16.9	16.9	8.8	4.0	11.8	18.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=413)	43.1	29.1	22.3	1.5	18.4	11.1	9.7	4.8	11.1	26.9	
	人口1万人未満の市町村(N=431)	29.9	16.7	15.3	1.2	12.5	9.3	6.5	8.6	16.9	32.0	
	地方公共団体の組合(N=802)	29.3	24.8	13.8	0.5	12.1	9.0	4.6	13.2	32.3	12.6	

９）　事務事業編の共同策定の検討状況

回答団体全体における事務事業編の共同策定の検討状況を見ると、「共同策定の予定がなく関心もない。」（47.0%）が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」（21.9%）、「共同策定ができることを知らなかった。」（20.9%）と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 1.9%から 2.1%に増加した。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体の割合は昨年度の 22.2%から 20.9%に減少しているものの、制度の周知は引き続き課題となっている。

図表 104　事務事業編の共同策定の検討状況

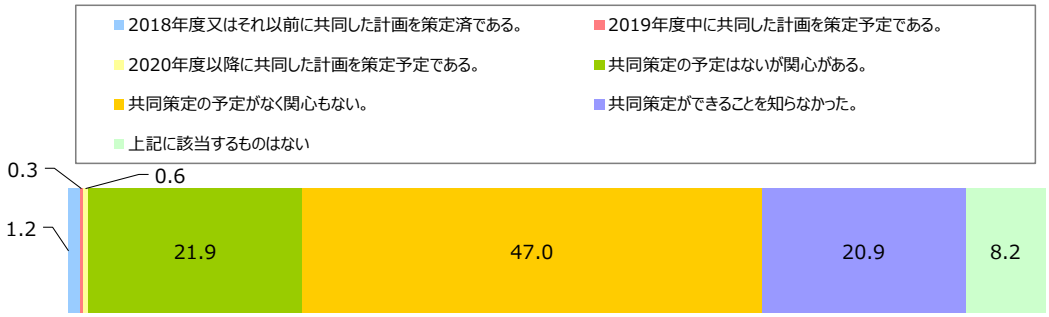

[N=3,182]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人未満の市区町村や地方公共団体の組合において、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体は 2 割以上存在している。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体も 2 割以上存在している。

図表 105　事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

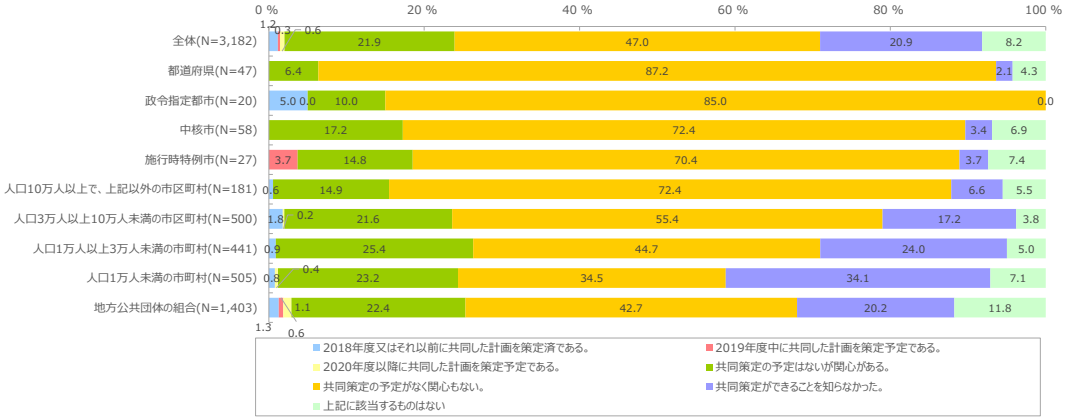

		2018年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である。	2019年度中に共同した計画を策定予定である。	2020年度以降に共同した計画を策定予定である。	共同策定の予定はないが関心がある。	共同策定の予定がなく関心もない。	共同策定ができることを知らなかった。	上記に該当するものはない	合計
回答数	全体	37	9	18	697	1,497	664	260	3,182
	都道府県	0	0	0	3	41	1	2	47
	政令指定都市	1	0	0	2	17	0	0	20
	中核市	0	0	0	10	42	2	4	58
	施行時特例市	0	1	0	4	19	1	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	0	0	27	131	12	10	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	0	1	108	277	86	19	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	0	0	112	197	106	22	441
	人口1万人未満の市町村	4	0	2	117	174	172	36	505
	地方公共団体の組合	18	8	15	314	599	284	165	1,403
比率（%）	全体(N=3,182)	1.2	0.3	0.6	21.9	47.0	20.9	8.2	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	6.4	87.2	2.1	4.3	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	0.0	10.0	85.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	0.0	0.0	17.2	72.4	3.4	6.9	
	施行時特例市(N=27)	0.0	3.7	0.0	14.8	70.4	3.7	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.6	0.0	0.0	14.9	72.4	6.6	5.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.8	0.0	0.2	21.6	55.4	17.2	3.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=441)	0.9	0.0	0.0	25.4	44.7	24.0	5.0	
	人口1万人未満の市町村(N=505)	0.8	0.0	0.4	23.2	34.5	34.1	7.1	
	地方公共団体の組合(N=1,403)	1.3	0.6	1.1	22.4	42.7	20.2	11.8	

１０）＜組合以外＞共同したい相手先

共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（75.4%）が最も多い。

図表 106　＜組合以外＞共同したい相手先

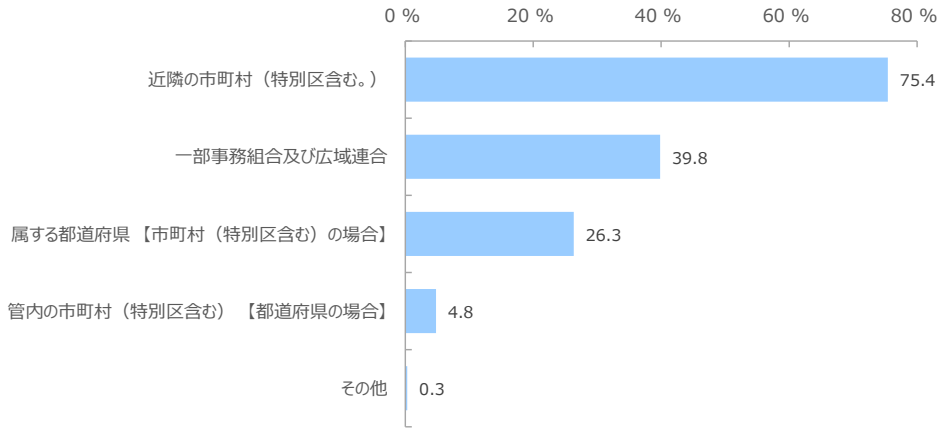

[N=334]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、中核市や施行時特例市では、都道府県との共同策定を希望する割合が高い。一方、その他の市町村（特別区含む。）では「近隣の市町村」との共同策定を希望する割合が高い。

図表 107　＜組合以外＞共同したい相手先【団体区分別】

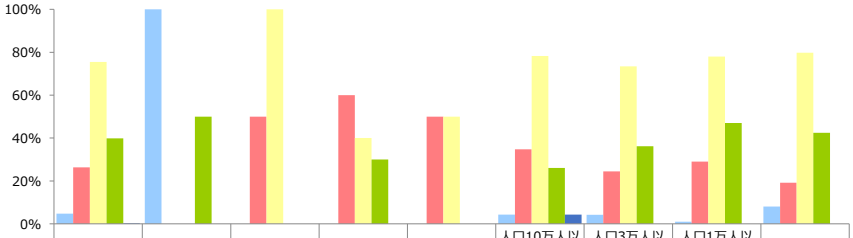

[単位：%]

	全体(N=334)	都道府県(N=2)	政令指定都市(N=2)	中核市(N=10)	施行時特例市(N=4)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=23)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=94)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=100)	人口1万人未満の市町村(N=99)
管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	4.8	100.0	0.0	0.0	0.0	4.3	4.3	1.0	8.1
属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	26.3	0.0	50.0	60.0	50.0	34.8	24.5	29.0	19.2
近隣の市町村（特別区含む。）	75.4	0.0	100.0	40.0	50.0	78.3	73.4	78.0	79.8
一部事務組合及び広域連合	39.8	50.0	0.0	30.0	0.0	26.1	36.2	47.0	42.4
その他	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0

		管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	近隣の市町村（特別区含む。）	一部事務組合及び広域連合	その他	合計
回答数	全体	16	88	252	133	1	334
	都道府県	2	0	0	1	0	2
	政令指定都市	0	1	2	0	0	2
	中核市	0	6	4	3	0	10
	施行時特例市	0	2	2	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	8	18	6	1	23
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	23	69	34	0	94
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	29	78	47	0	100
	人口1万人未満の市町村	8	19	79	42	0	99
比率（%）	全体(N=334)	4.8	26.3	75.4	39.8	0.3	
	都道府県(N=2)	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	
	政令指定都市(N=2)	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=10)	0.0	60.0	40.0	30.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=23)	4.3	34.8	78.3	26.1	4.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=94)	4.3	24.5	73.4	36.2	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=100)	1.0	29.0	78.0	47.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=99)	8.1	19.2	79.8	42.4	0.0	

１１）＜組合＞共同したい相手先

共同策定に関心があると回答した組合において、共同したい相手先としては、「構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合」（37.3%）と「自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村」（35.9%）が多い。

図表 108　＜組合＞共同したい相手先

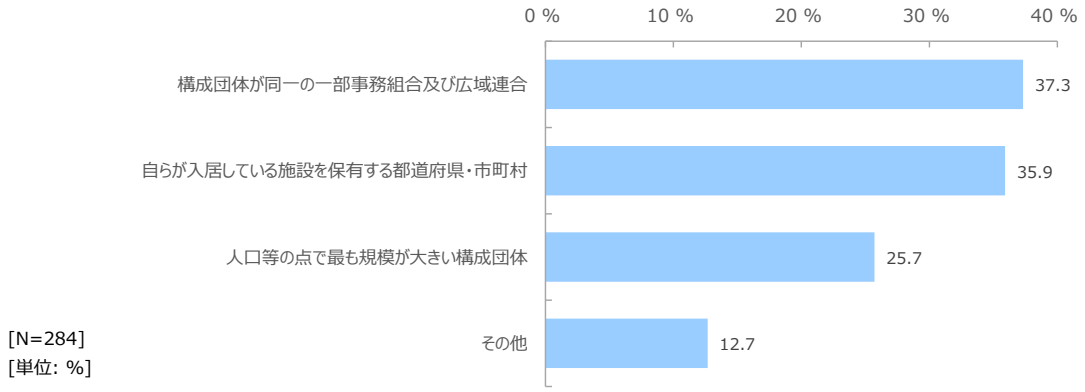

[N=284]
[単位: %]

	自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村	人口等の点で最も規模が大きい構成団体	構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合	その他	合計
全体	102	73	106	36	284
比率（%）	35.9	25.7	37.3	12.7	

１２）＜組合＞共同策定に関心がない理由

共同策定に関心がないと回答した組合において、関心がない理由としては、「構成団体や他の組合に相談したことがない。」（58.2%）、「組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい。」（35.0%）が多い。

図表 109　＜組合＞共同策定に関心がない理由

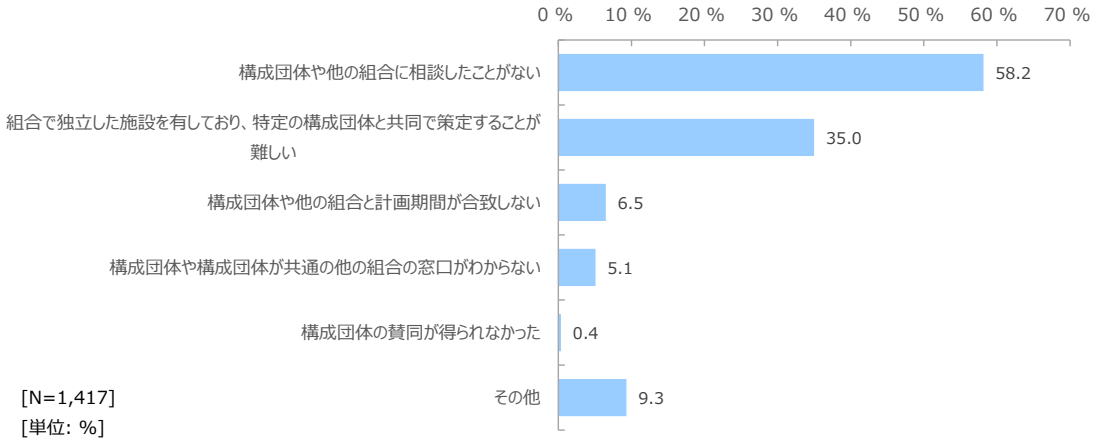

	組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい	構成団体や構成団体が共通の他の組合の窓口がわからない	構成団体や他の組合に相談したことがない	構成団体や他の組合と計画期間が合致しない	構成団体の賛同が得られなかった	その他	合計
全体	496	72	824	92	5	132	1,417
比率（%）	35.0	5.1	58.2	6.5	0.4	9.3	

１３） 事務事業編の公表方法

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の公表方法は、「ホームページで公表している。」（58.2%）が最も多く、「環境審議会で公表している。」（15.2%）、「専用の冊子等を作成し公表している。」（12.0%）と続く。「公表していない」団体も 20.6%存在する。

図表 110　事務事業編の公表方法

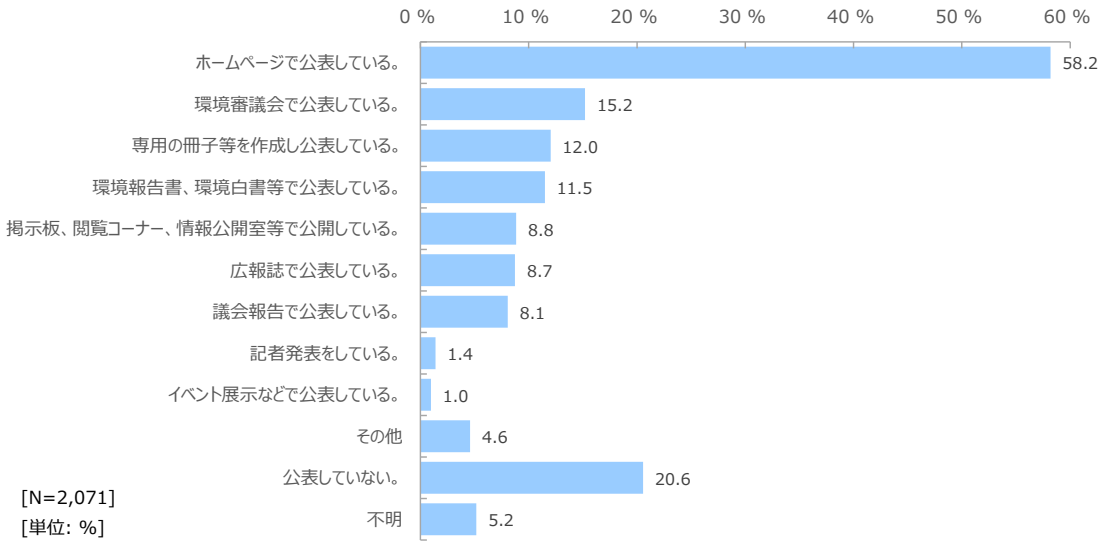

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、一方で「公表していない。」の割合が高くなる傾向がある。

図表 111　事務事業編の公表方法【団体区分別】

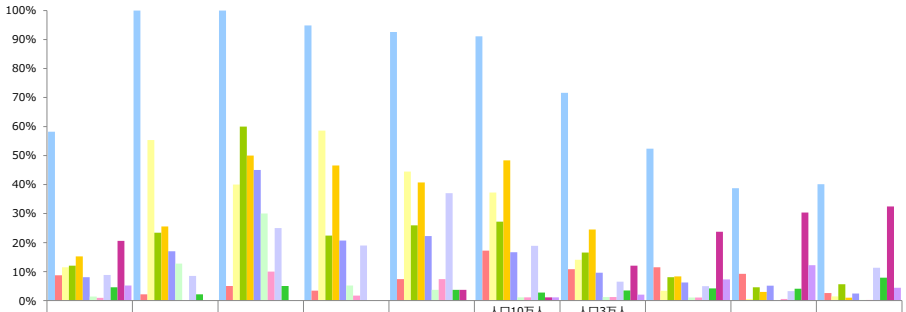

[単位：%]	全体 (N=2,071)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=490)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	人口1万人未満の市町村(N=369)	地方公共団体の組合 (N=496)
ホームページで公表している。	58.2	100.0	100.0	94.8	92.6	91.1	71.6	52.3	38.8	40.1
広報誌で公表している。	8.7	2.1	5.0	3.4	7.4	17.2	10.8	11.5	9.2	2.6
環境報告書、環境白書等で公表している。	11.5	55.3	40.0	58.6	44.4	37.2	14.1	3.4	0.5	1.4
専用の冊子等を作成し公表している。	12.0	23.4	60.0	22.4	25.9	27.2	16.5	8.1	4.6	5.6
環境審議会で公表している。	15.2	25.5	50.0	46.6	40.7	48.3	24.5	8.3	3.0	1.0
議会報告で公表している。	8.1	17.0	45.0	20.7	22.2	16.7	9.6	6.3	5.1	2.4
記者発表をしている。	1.4	12.8	30.0	5.2	3.7	1.1	1.2	1.0	0.0	0.2
イベント展示などで公表している。	1.0	0.0	10.0	1.7	7.4	1.1	1.2	1.0	0.5	0.2
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	8.8	8.5	25.0	19.0	37.0	18.9	6.5	4.9	3.3	11.3
その他	4.6	2.1	5.0	0.0	3.7	2.8	3.5	4.2	4.1	7.9
公表していない。	20.6	0.0	0.0	0.0	3.7	1.1	12.0	23.7	30.4	32.5
不明	5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	2.0	7.3	12.2	4.4

		ホームページで公表している。	広報誌で公表している。	環境報告書、環境白書等で公表している。	専用の冊子等を作成し公表している。	環境審議会で公表している。	議会報告で公表している。	記者発表をしている。	イベント展示などで公表している。	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	その他	公表していない。	不明	合計
回答数	全体	1,205	181	238	249	315	167	29	20	183	95	426	107	2,071
	都道府県	47	1	26	11	12	8	6	0	4	1	0	0	47
	政令指定都市	20	1	8	12	10	9	6	2	5	1	0	0	20
	中核市	55	2	34	13	27	12	3	1	11	0	0	0	58
	施行時特例市	25	2	12	7	11	6	1	2	10	1	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	164	31	67	49	87	30	2	2	34	5	2	2	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	351	53	69	81	120	47	6	6	32	17	59	10	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	201	44	13	31	32	24	4	4	19	16	91	28	384
	人口1万人未満の市町村	143	34	2	17	11	19	0	2	12	15	112	45	369
	地方公共団体の組合	199	13	7	28	5	12	1	1	56	39	161	22	496
比率（%）	全体(N=2,071)	58.2	8.7	11.5	12.0	15.2	8.1	1.4	1.0	8.8	4.6	20.6	5.2	
	都道府県(N=47)	100.0	2.1	55.3	23.4	25.5	17.0	12.8	0.0	8.5	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	5.0	40.0	60.0	50.0	45.0	30.0	10.0	25.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	94.8	3.4	58.6	22.4	46.6	20.7	5.2	1.7	19.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	92.6	7.4	44.4	25.9	40.7	22.2	3.7	7.4	37.0	3.7	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	91.1	17.2	37.2	27.2	48.3	16.7	1.1	1.1	18.9	2.8	1.1	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	71.6	10.8	14.1	16.5	24.5	9.6	1.2	1.2	6.5	3.5	12.0	2.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	52.3	11.5	3.4	8.1	8.3	6.3	1.0	1.0	4.9	4.2	23.7	7.3	
	人口1万人未満の市町村(N=369)	38.8	9.2	0.5	4.6	3.0	5.1	0.0	0.5	3.3	4.1	30.4	12.2	
	地方公共団体の組合(N=496)	40.1	2.6	1.4	5.6	1.0	2.4	0.2	0.2	11.3	7.9	32.5	4.4	

（２）実行計画（事務事業編）の目標設定と対象

１）　温室効果ガス総排出量：基準年度

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度は、「2013 年度」（27.5%）が最も多い。

図表 112　温室効果ガス総排出量：基準年度

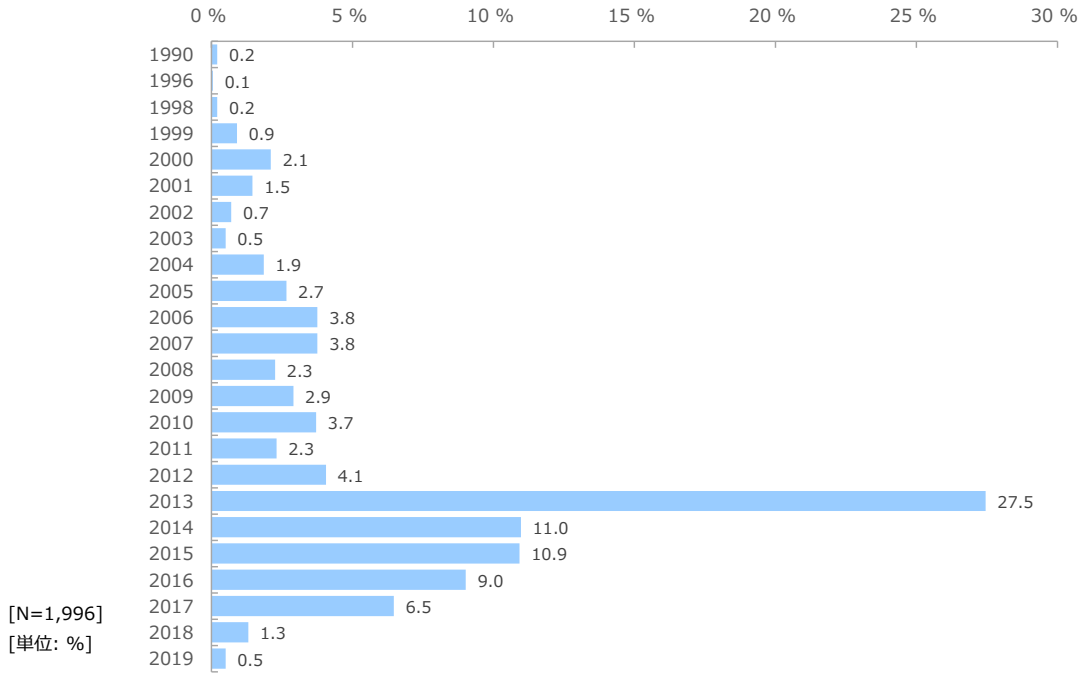

	1990	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	4	1	4	18	42	29	14	10	37	53	75	75	45
比率（%）	0.2	0.1	0.2	0.9	2.1	1.5	0.7	0.5	1.9	2.7	3.8	3.8	2.3

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	58	74	46	81	548	219	218	180	129	26	10	1,996
比率（%）	2.9	3.7	2.3	4.1	27.5	11.0	10.9	9.0	6.5	1.3	0.5	

２） 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス総排出量は、「10000～20000t 未満」（13.2%）が最も多く、「1000～2000t 未満」（12.1%）、「～500t 未満」(9.3%)、「500～1000t 未満」(8.5%)、「2000～3000t 未満」(8.1%)、と続く。

図表 113 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量

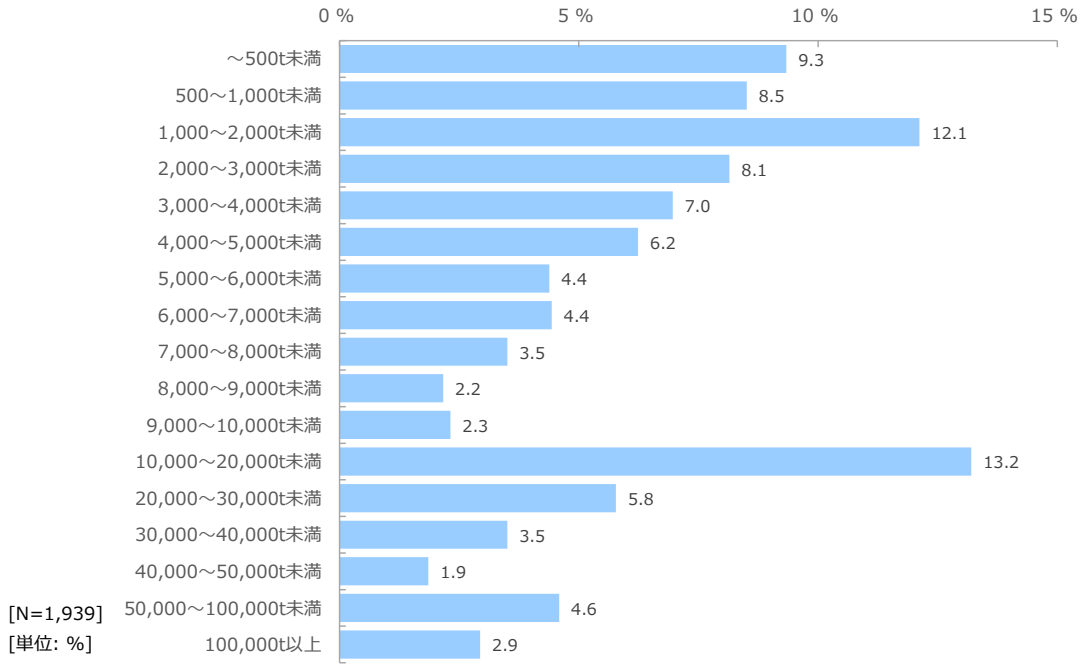

	～500t未満	500～1,000t未満	1,000～2,000t未満	2,000～3,000t未満	3,000～4,000t未満	4,000～5,000t未満	5,000～6,000t未満	6,000～7,000t未満	7,000～8,000t未満
全体	181	165	235	158	135	121	85	86	68
比率（%）	9.3	8.5	12.1	8.1	7.0	6.2	4.4	4.4	3.5

	8,000～9,000t未満	9,000～10,000t未満	10,000～20,000t未満	20,000～30,000t未満	30,000～40,000t未満	40,000～50,000t未満	50,000～100,000t未満	100,000t以上	合計
全体	42	45	256	112	68	36	89	57	1,939
比率（%）	2.2	2.3	13.2	5.8	3.5	1.9	4.6	2.9	

地方公共団体の区分別に、温室効果ガス総排出量（基準年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（407,872t）が最も多く、「都道府県」（146,938t）、「中核市」（83,228t）と続く。

図表 114　温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別平均値】

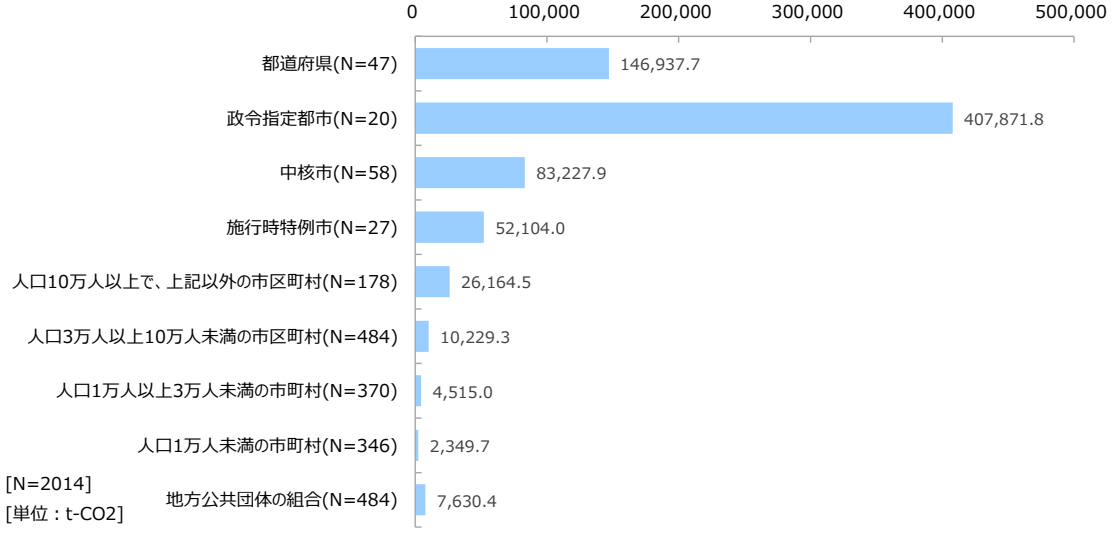

３） 温室効果ガス総排出量：目標年度

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度は、「2020 年度」（21.1%）が最も多く、「2030 年度」（14.2%）が続く。

図表 115 温室効果ガス総排出量：目標年度

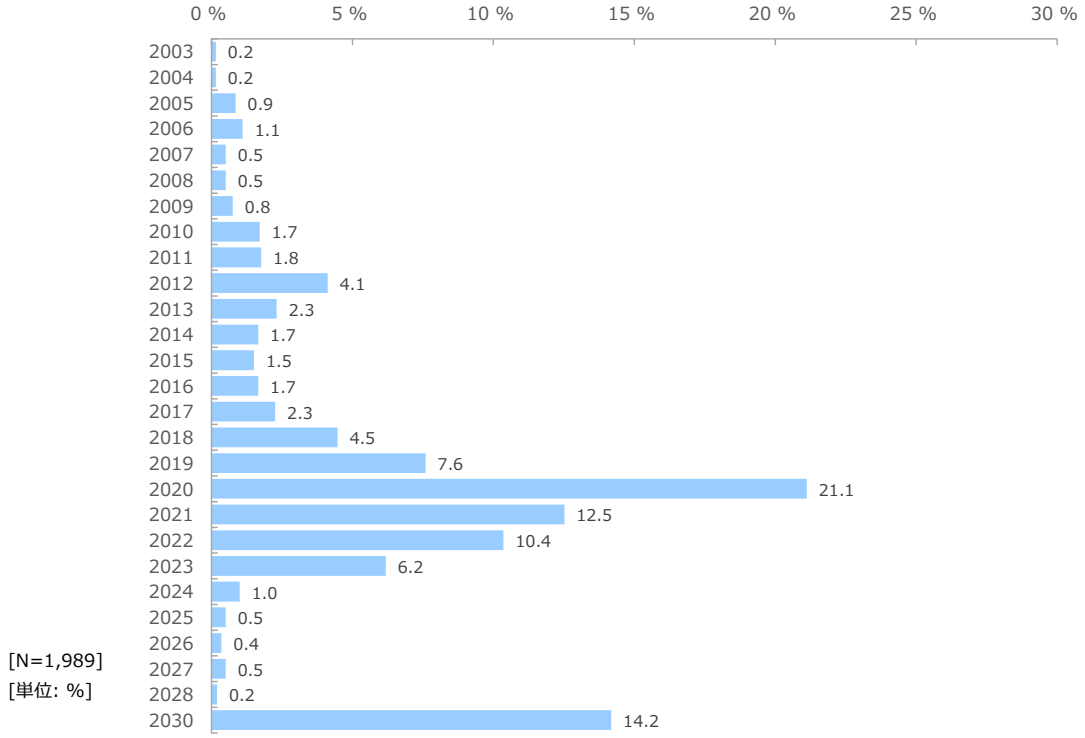

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全体	3	3	17	22	10	10	15	34	35	82
比率（%）	0.2	0.2	0.9	1.1	0.5	0.5	0.8	1.7	1.8	4.1

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全体	46	33	30	33	45	89	151	420	249	206
比率（%）	2.3	1.7	1.5	1.7	2.3	4.5	7.6	21.1	12.5	10.4

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2030	合計
全体	123	20	10	7	10	4	282	1,989
比率（%）	6.2	1.0	0.5	0.4	0.5	0.2	14.2	

４） 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度の温室効果ガス総排出量は、1000～2000t 未満」（14.0%）が最も多く、「10000～20000t 未満」（12.3%）、「～500t 未満」（9.9%）、「500～1000t 未満」（9.2%）、「2000～3000t 未満」（8.5%）、と続く。

図表 116　温室効果ガス総排出量：目標年度排出量

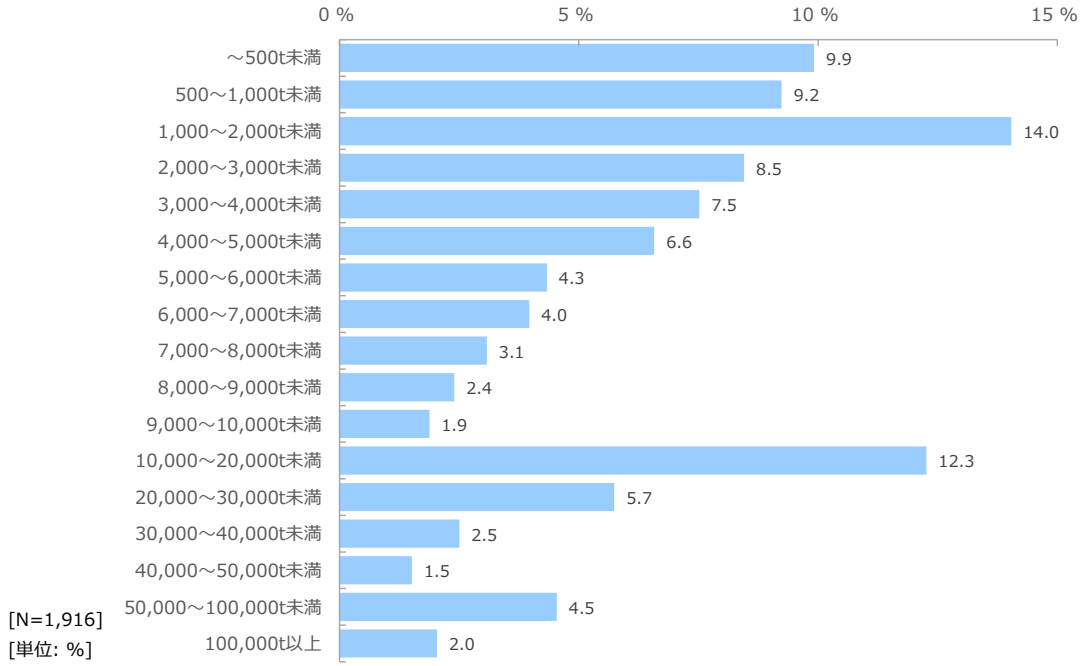

	～500t未満	500～1,000t未満	1,000～2,000t未満	2,000～3,000t未満	3,000～4,000t未満	4,000～5,000t未満	5,000～6,000t未満	6,000～7,000t未満	7,000～8,000t未満
全体	190	177	269	162	144	126	83	76	59
比率（%）	9.9	9.2	14.0	8.5	7.5	6.6	4.3	4.0	3.1
	8,000～9,000t未満	9,000～10,000t未満	10,000～20,000t未満	20,000～30,000t未満	30,000～40,000t未満	40,000～50,000t未満	50,000～100,000t未満	100,000t以上	合計
全体	46	36	235	110	48	29	87	39	1,916
比率（%）	2.4	1.9	12.3	5.7	2.5	1.5	4.5	2.0	

５） 温室効果ガス総排出量：点検年度

事務事業編を策定済みの団体において、点検年度は、「2018 年度」（54.8%）が最も多く、「2017 年度」（18.1%）が続く。

図表 117 温室効果ガス総排出量：点検年度

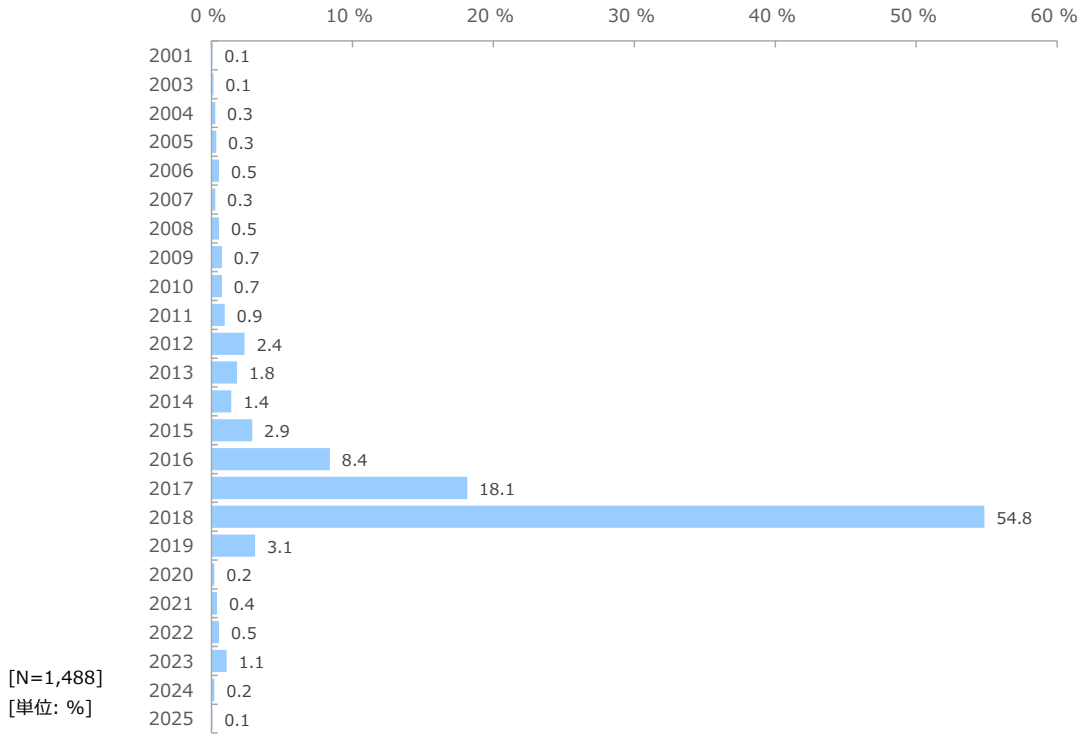

	2001	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体	1	2	4	5	8	4	8	11	11	14	35	27	21
比率（%）	0.1	0.1	0.3	0.3	0.5	0.3	0.5	0.7	0.7	0.9	2.4	1.8	1.4

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
全体	43	125	270	816	46	3	6	8	16	3	1	1,488
比率（%）	2.9	8.4	18.1	54.8	3.1	0.2	0.4	0.5	1.1	0.2	0.1	

６） 温室効果ガス総排出量：点検年度排出量

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度の温室効果ガス総排出量は、「10000～20000t 未満」（13.0%）が最も多く、「1000～2000t 未満」（9.6%）、「～500t 未満」（9.0%）、「2000～3000t 未満」（8.6%）と続く。

図表 118 温室効果ガス総排出量：点検年度排出量

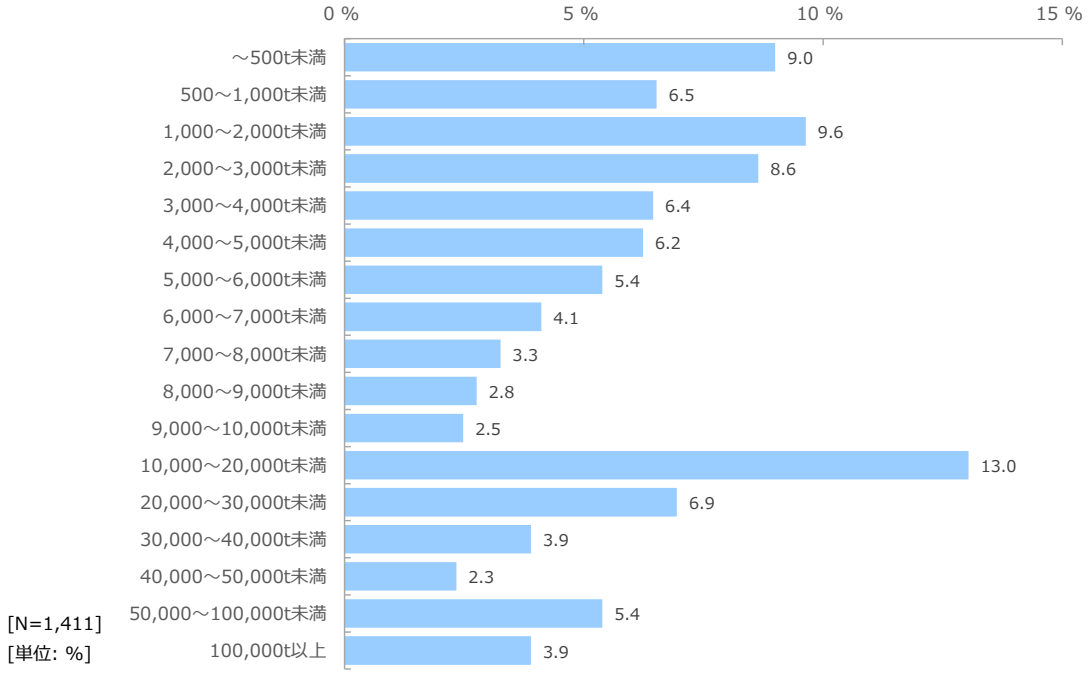

	～500t未満	500～1,000t未満	1,000～2,000t未満	2,000～3,000t未満	3,000～4,000t未満	4,000～5,000t未満	5,000～6,000t未満	6,000～7,000t未満	7,000～8,000t未満
全体	127	92	136	122	91	88	76	58	46
比率（%）	9.0	6.5	9.6	8.6	6.4	6.2	5.4	4.1	3.3

	8,000～9,000t未満	9,000～10,000t未満	10,000～20,000t未満	20,000～30,000t未満	30,000～40,000t未満	40,000～50,000t未満	50,000～100,000t未満	100,000t以上	合計
全体	39	35	184	98	55	33	76	55	1,411
比率（%）	2.8	2.5	13.0	6.9	3.9	2.3	5.4	3.9	

７）　温室効果ガス総排出量：目標・点検年度排出量の基準年度からの削減率

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度から目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減率は、「5～10%未満」（39.8%）が最も多い。

また、基準年度から直近点検年度までの削減率は、「0～5%未満」（26.9%）が最も多く、次いで「5～10%未満」（19.3%）が多い。

図表 119　目標年度排出量の基準年度からの削減率

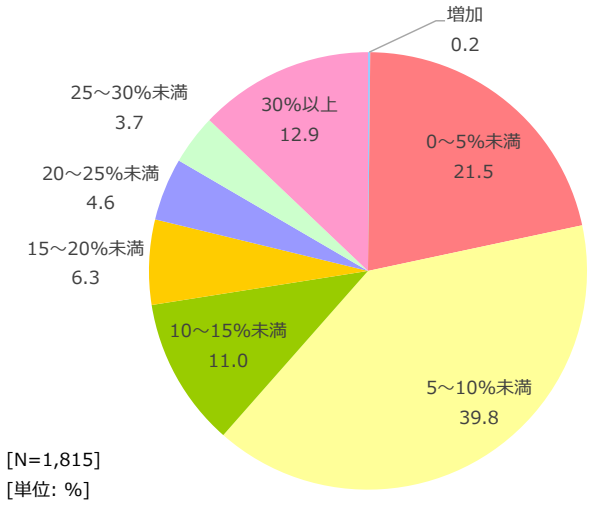

図表 120　直近点検年度排出量の基準年度からの削減率

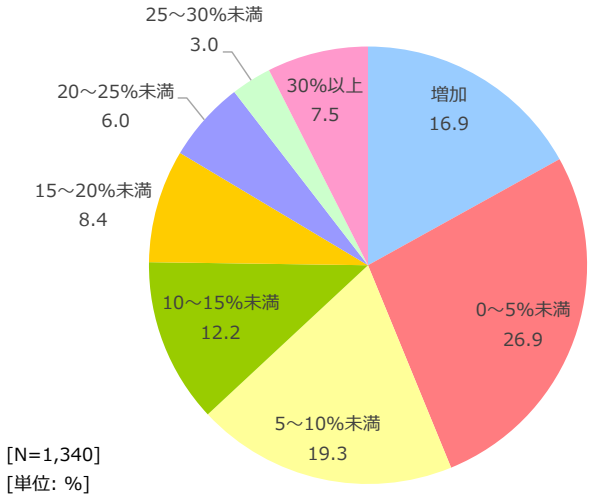

基準年度から目標年度までの削減率は、規模の大きな団体ほど、大きくなる傾向がある。

一方、基準年度から直近点検年度までの削減率は、団体区分による違いはあまりない。

図表 121　目標年度排出量の基準年度からの削減率【団体区分別】

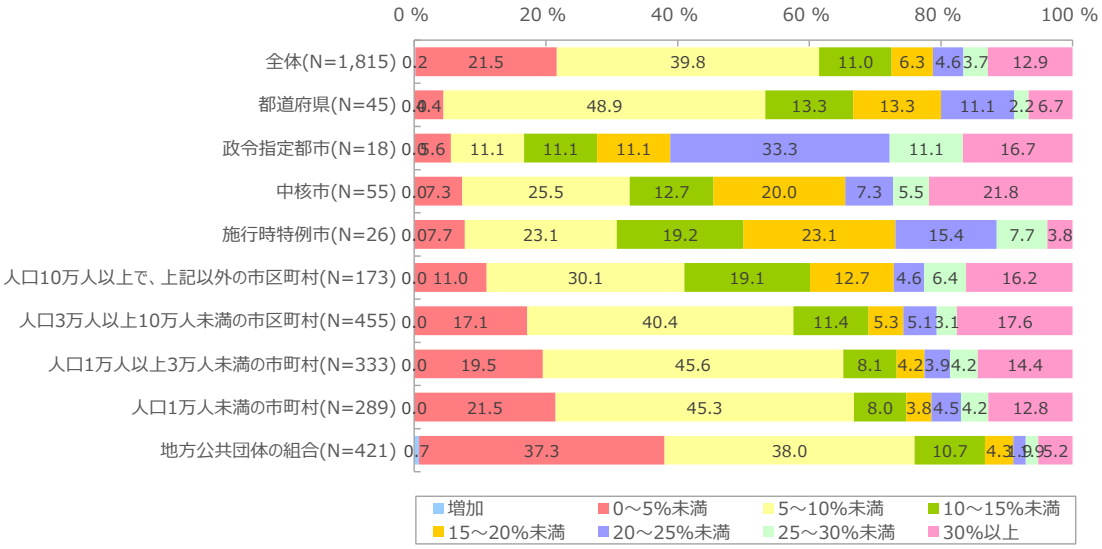

		増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
回答数	全体	3	390	723	200	114	84	67	234	1,815
	都道府県	0	2	22	6	6	5	1	3	45
	政令指定都市	0	1	2	2	2	6	2	3	18
	中核市	0	4	14	7	11	4	3	12	55
	施行時特例市	0	2	6	5	6	4	2	1	26
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	19	52	33	22	8	11	28	173
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	78	184	52	24	23	14	80	455
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	65	152	27	14	13	14	48	333
	人口1万人未満の市町村	0	62	131	23	11	13	12	37	289
	地方公共団体の組合	3	157	160	45	18	8	8	22	421
比率（%）	全体(N=1,815)	0.2	21.5	39.8	11.0	6.3	4.6	3.7	12.9	
	都道府県(N=45)	0.0	4.4	48.9	13.3	13.3	11.1	2.2	6.7	
	政令指定都市(N=18)	0.0	5.6	11.1	11.1	11.1	33.3	11.1	16.7	
	中核市(N=55)	0.0	7.3	25.5	12.7	20.0	7.3	5.5	21.8	
	施行時特例市(N=26)	0.0	7.7	23.1	19.2	23.1	15.4	7.7	3.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=173)	0.0	11.0	30.1	19.1	12.7	4.6	6.4	16.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=455)	0.0	17.1	40.4	11.4	5.3	5.1	3.1	17.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=333)	0.0	19.5	45.6	8.1	4.2	3.9	4.2	14.4	
	人口1万人未満の市町村(N=289)	0.0	21.5	45.3	8.0	3.8	4.5	4.2	12.8	
	地方公共団体の組合(N=421)	0.7	37.3	38.0	10.7	4.3	1.9	1.9	5.2	

図表 122　直近点検年度排出量の基準年度からの削減率
【団体区分別】

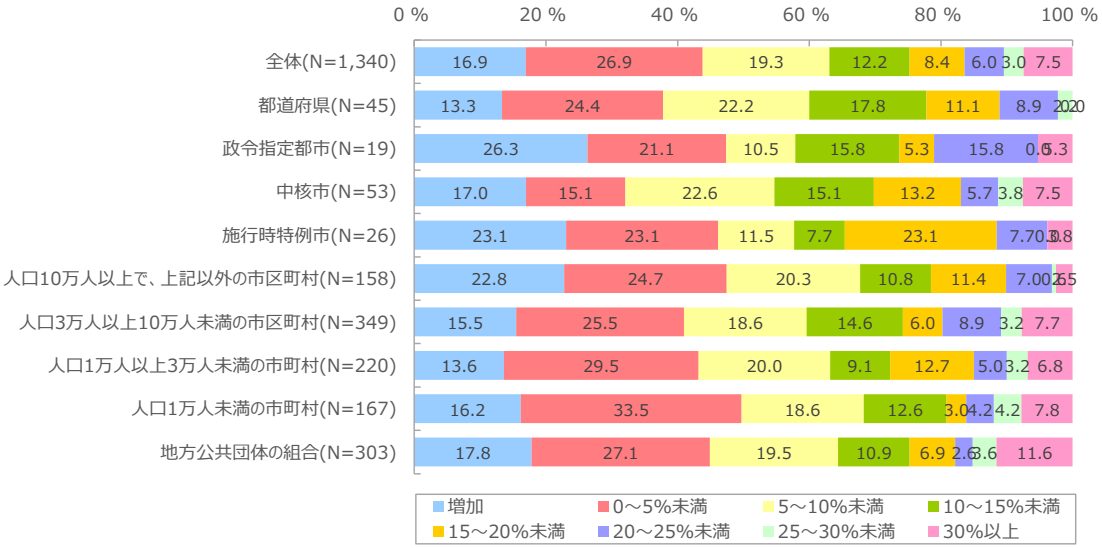

		増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
回答数	全体	227	360	258	163	112	80	40	100	1,340
	都道府県	6	11	10	8	5	4	1	0	45
	政令指定都市	5	4	2	3	1	3	0	1	19
	中核市	9	8	12	8	7	3	2	4	53
	施行時特例市	6	6	3	2	6	2	0	1	26
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	39	32	17	18	11	1	4	158
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	89	65	51	21	31	11	27	349
	人口1万人以上3万人未満の市町村	30	65	44	20	28	11	7	15	220
	人口1万人未満の市町村	27	56	31	21	5	7	7	13	167
	地方公共団体の組合	54	82	59	33	21	8	11	35	303
比率（%）	全体(N=1,340)	16.9	26.9	19.3	12.2	8.4	6.0	3.0	7.5	
	都道府県(N=45)	13.3	24.4	22.2	17.8	11.1	8.9	2.2	0.0	
	政令指定都市(N=19)	26.3	21.1	10.5	15.8	5.3	15.8	0.0	5.3	
	中核市(N=53)	17.0	15.1	22.6	15.1	13.2	5.7	3.8	7.5	
	施行時特例市(N=26)	23.1	23.1	11.5	7.7	23.1	7.7	0.0	3.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=158)	22.8	24.7	20.3	10.8	11.4	7.0	0.6	2.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=349)	15.5	25.5	18.6	14.6	6.0	8.9	3.2	7.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=220)	13.6	29.5	20.0	9.1	12.7	5.0	3.2	6.8	
	人口1万人未満の市町村(N=167)	16.2	33.5	18.6	12.6	3.0	4.2	4.2	7.8	
	地方公共団体の組合(N=303)	17.8	27.1	19.5	10.9	6.9	2.6	3.6	11.6	

８） 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と総合計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が 49.5%となっている。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 123 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(1)総合計画【団体区分別】

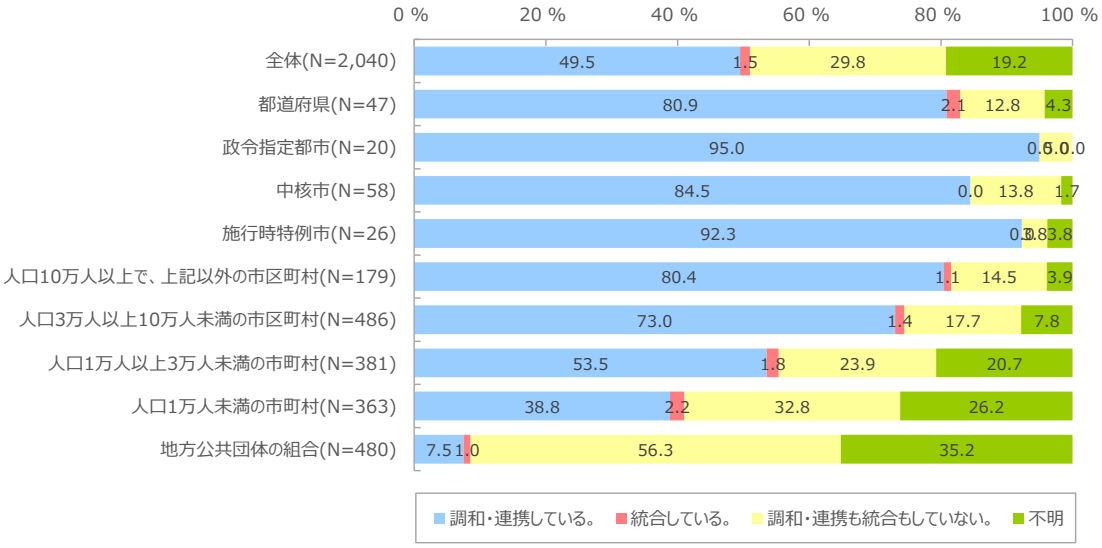

		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	1,010	30	608	392	2,040
	都道府県	38	1	6	2	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	49	0	8	1	58
	施行時特例市	24	0	1	1	26
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	144	2	26	7	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	355	7	86	38	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	204	7	91	79	381
	人口1万人未満の市町村	141	8	119	95	363
	地方公共団体の組合	36	5	270	169	480
比率	全体(N=2,040)	49.5	1.5	29.8	19.2	
	都道府県(N=47)	80.9	2.1	12.8	4.3	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	84.5	0.0	13.8	1.7	
	施行時特例市(N=26)	92.3	0.0	3.8	3.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	80.4	1.1	14.5	3.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	73.0	1.4	17.7	7.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=381)	53.5	1.8	23.9	20.7	
	人口1万人未満の市町村(N=363)	38.8	2.2	32.8	26.2	
	地方公共団体の組合(N=480)	7.5	1.0	56.3	35.2	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が 42.3%である。

都道府県を除き、規模の大きな団体ほど、「調和・連携している。」と回答した割合が高い。

図表 124　既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(2)環境基本計画【団体区分別】

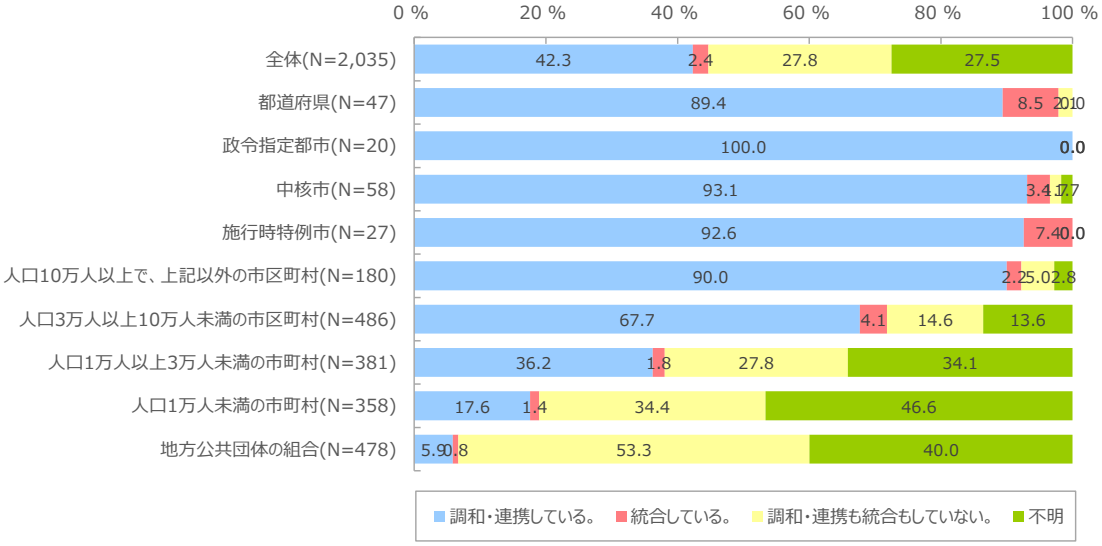

		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	861	48	566	560	2,035
	都道府県	42	4	1	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	54	2	1	1	58
	施行時特例市	25	2	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	162	4	9	5	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	329	20	71	66	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	138	7	106	130	381
	人口1万人未満の市町村	63	5	123	167	358
	地方公共団体の組合	28	4	255	191	478
比率	全体(N=2,035)	42.3	2.4	27.8	27.5	
	都道府県(N=47)	89.4	8.5	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	93.1	3.4	1.7	1.7	
	施行時特例市(N=27)	92.6	7.4	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	90.0	2.2	5.0	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	67.7	4.1	14.6	13.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=381)	36.2	1.8	27.8	34.1	
	人口1万人未満の市町村(N=358)	17.6	1.4	34.4	46.6	
	地方公共団体の組合(N=478)	5.9	0.8	53.3	40.0	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が 15.9%である。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 125　既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(3)公共施設等総合管理計画【団体区分別】

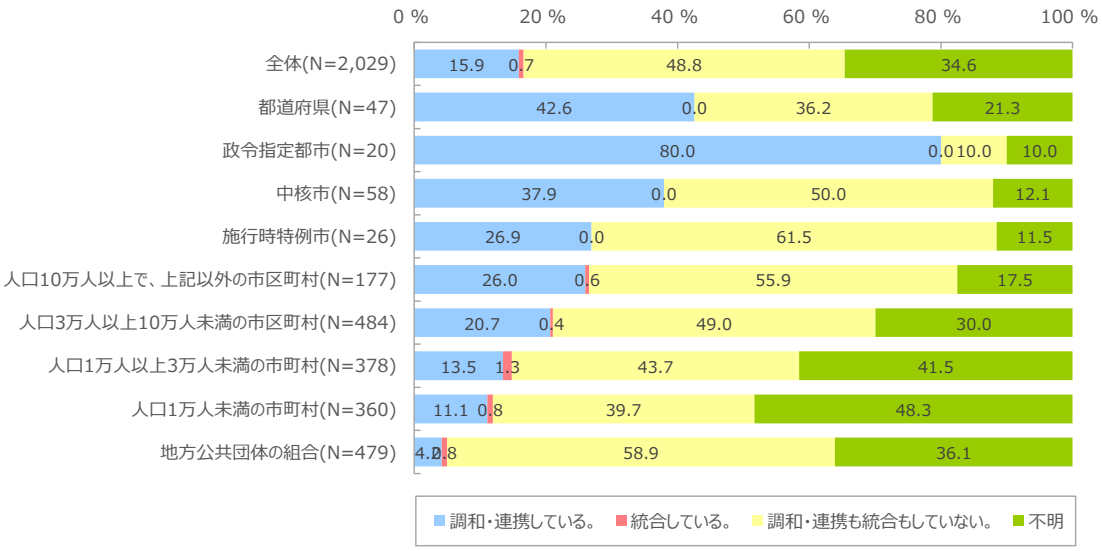

		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	322	15	990	702	2,029
	都道府県	20	0	17	10	47
	政令指定都市	16	0	2	2	20
	中核市	22	0	29	7	58
	施行時特例市	7	0	16	3	26
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	46	1	99	31	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	100	2	237	145	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	51	5	165	157	378
	人口1万人未満の市町村	40	3	143	174	360
	地方公共団体の組合	20	4	282	173	479
比率	全体(N=2,029)	15.9	0.7	48.8	34.6	
	都道府県(N=47)	42.6	0.0	36.2	21.3	
	政令指定都市(N=20)	80.0	0.0	10.0	10.0	
	中核市(N=58)	37.9	0.0	50.0	12.1	
	施行時特例市(N=26)	26.9	0.0	61.5	11.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	26.0	0.6	55.9	17.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	20.7	0.4	49.0	30.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=378)	13.5	1.3	43.7	41.5	
	人口1万人未満の市町村(N=360)	11.1	0.8	39.7	48.3	
	地方公共団体の組合(N=479)	4.2	0.8	58.9	36.1	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と廃棄物処理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している」団体が 26.8%である。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 126　既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(4)廃棄物処理計画【団体区分別】

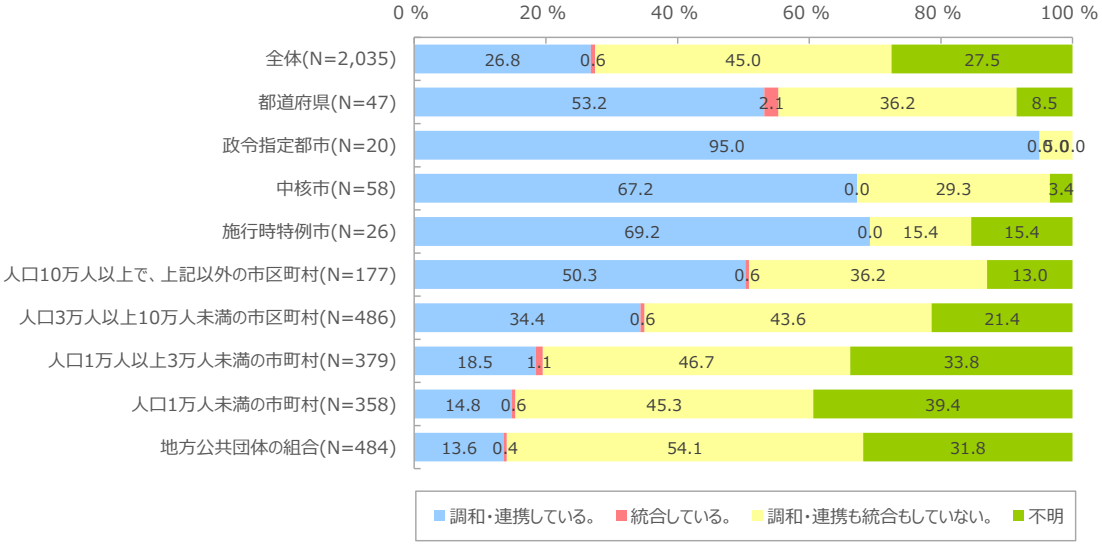

		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	546	13	916	560	2,035
	都道府県	25	1	17	4	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	39	0	17	2	58
	施行時特例市	18	0	4	4	26
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	89	1	64	23	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	167	3	212	104	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	70	4	177	128	379
	人口1万人未満の市町村	53	2	162	141	358
	地方公共団体の組合	66	2	262	154	484
比率	全体(N=2,035)	26.8	0.6	45.0	27.5	
	都道府県(N=47)	53.2	2.1	36.2	8.5	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	67.2	0.0	29.3	3.4	
	施行時特例市(N=26)	69.2	0.0	15.4	15.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	50.3	0.6	36.2	13.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	34.4	0.6	43.6	21.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=379)	18.5	1.1	46.7	33.8	
	人口1万人未満の市町村(N=358)	14.8	0.6	45.3	39.4	
	地方公共団体の組合(N=484)	13.6	0.4	54.1	31.8	

（３）実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み

１）　導入している環境関連マネジメントシステム

事務事業編を策定済みの団体において導入している環境関連マネジメントシステムは、「独自の環境マネジメントシステム」（17.2%）、「環境マネジメントシステム ISO14001」（3.8%）と続く。「導入していない」団体も 38.1%存在する。

図表 127　導入している環境関連マネジメントシステム

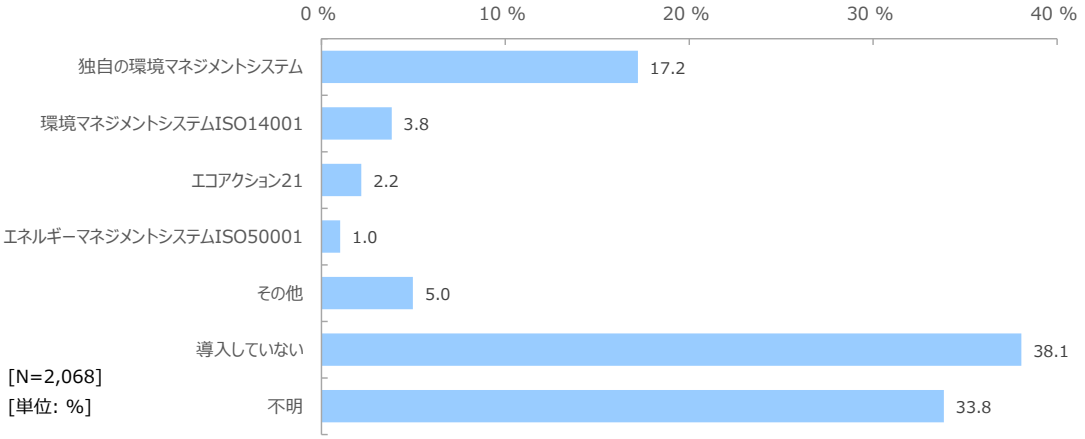

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では、「独自の環境マネジメントシステム」を導入している団体が多い。

一方、小規模な市町村や地方公共団体の組合では、「不明」「導入していない。」との回答が多い。

図表 128　導入している環境関連マネジメントシステム【団体区分別】

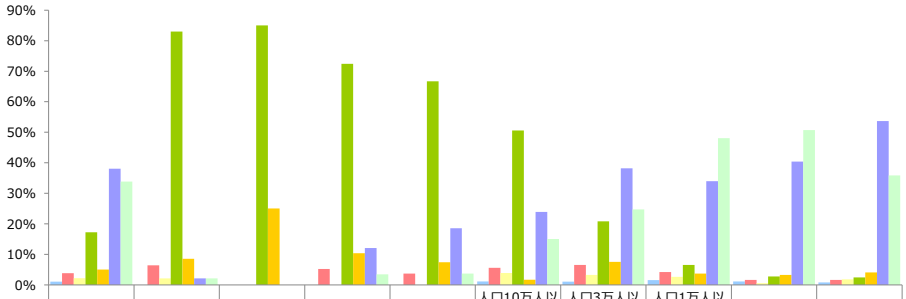

[単位：%]

	全体 (N=2,068)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=490)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=383)	人口1万人未満の市町村 (N=369)	地方公共団体の組合 (N=494)
エネルギーマネジメントシステムISO50001	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.0	1.6	1.1	0.8
環境マネジメントシステムISO14001	3.8	6.4	0.0	5.2	3.7	5.6	6.5	4.2	1.6	1.6
エコアクション21	2.2	2.1	0.0	0.0	0.0	3.9	3.3	2.6	0.5	1.8
独自の環境マネジメントシステム	17.2	83.0	85.0	72.4	66.7	50.6	20.8	6.5	2.7	2.4
その他	5.0	8.5	25.0	10.3	7.4	1.7	7.6	3.7	3.3	4.0
導入していない	38.1	2.1	0.0	12.1	18.5	23.9	38.2	33.9	40.4	53.6
不明	33.8	2.1	0.0	3.4	3.7	15.0	24.7	48.0	50.7	35.8

		エネルギーマネジメントシステムISO50001	環境マネジメントシステムISO14001	エコアクション21	独自の環境マネジメントシステム	その他	導入していない	不明	合計
回答数	全体	21	79	45	356	103	787	700	2,068
	都道府県	0	3	1	39	4	1	1	47
	政令指定都市	0	0	0	17	5	0	0	20
	中核市	0	3	0	42	6	7	2	58
	施行時特例市	0	1	0	18	2	5	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	10	7	91	3	43	27	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	32	16	102	37	187	121	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	16	10	25	14	130	184	383
	人口1万人未満の市町村	4	6	2	10	12	149	187	369
	地方公共団体の組合	4	8	9	12	20	265	177	494
比率（%）	全体(N=2,068)	1.0	3.8	2.2	17.2	5.0	38.1	33.8	
	都道府県(N=47)	0.0	6.4	2.1	83.0	8.5	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	85.0	25.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	5.2	0.0	72.4	10.3	12.1	3.4	
	施行時特例市(N=27)	0.0	3.7	0.0	66.7	7.4	18.5	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.1	5.6	3.9	50.6	1.7	23.9	15.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	1.0	6.5	3.3	20.8	7.6	38.2	24.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=383)	1.6	4.2	2.6	6.5	3.7	33.9	48.0	
	人口1万人未満の市町村(N=369)	1.1	1.6	0.5	2.7	3.3	40.4	50.7	
	地方公共団体の組合(N=494)	0.8	1.6	1.8	2.4	4.0	53.6	35.8	

２） 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」（54.2%）が最も多く、「取組の自己評価」（35.6%）、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」（31.9%）、「進行管理の仕組みの見直し・改善」（26.6%）と続く。

図表 129　事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

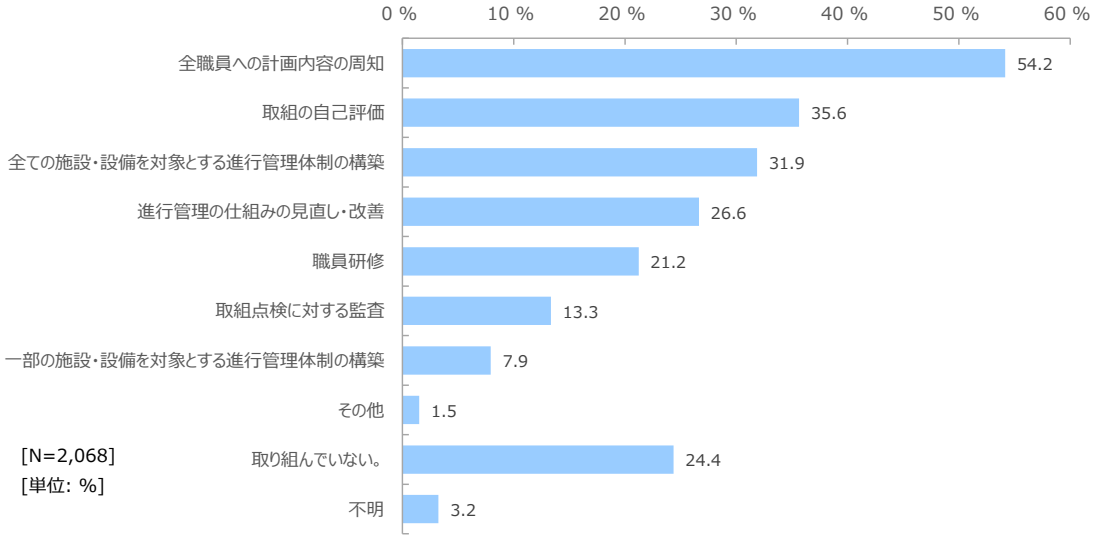

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」「全職員への計画内容の周知」「職員研修」「取組の自己評価」の割合が高く、小規模な団体や組合においては、「全職員への計画内容の周知」「取り組んでいない。」の割合が高い。

図表 130　事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの【団体区分別】

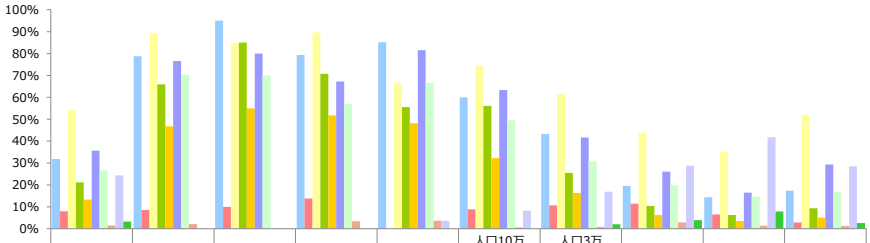

[単位：%]

	全体(N=2,068)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=383)	人口1万人未満の市町村(N=369)	地方公共団体の組合(N=494)
全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	31.9	78.7	95.0	79.3	85.2	60.0	43.3	19.6	14.4	17.4
一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	7.9	8.5	10.0	13.8	0.0	8.9	10.6	11.5	6.5	2.8
全職員への計画内容の周知	54.2	89.4	85.0	89.7	66.7	74.4	61.6	43.9	35.2	52.0
職員研修	21.2	66.0	85.0	70.7	55.6	56.1	25.5	10.4	6.2	9.3
取組点検に対する監査	13.3	46.8	55.0	51.7	48.1	32.2	16.3	6.3	3.5	5.1
取組の自己評価	35.6	76.6	80.0	67.2	81.5	63.3	41.6	26.1	16.5	29.4
進行管理の仕組みの見直し・改善	26.6	70.2	70.0	56.9	66.7	49.4	30.8	19.8	14.6	16.8
その他	1.5	2.1	0.0	3.4	3.7	0.6	0.8	2.9	1.4	1.2
取り組んでいない。	24.4	0.0	0.0	0.0	3.7	8.3	16.9	28.7	41.7	28.5
不明	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	3.9	7.9	2.6

		全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	全職員への計画内容の周知	職員研修	取組点検に対する監査	取組の自己評価	進行管理の仕組みの見直し・改善	その他	取り組んでいない。	不明	合計
回答数	全体	659	164	1,120	439	276	737	551	31	504	67	2,068
	都道府県	37	4	42	31	22	36	33	1	0	0	47
	政令指定都市	19	2	17	17	11	16	14	0	0	0	20
	中核市	46	8	52	41	30	39	33	2	0	0	58
	施行時特例市	23	0	18	15	13	22	18	1	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	108	16	134	101	58	114	89	1	15	0	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	212	52	302	125	80	204	151	4	83	10	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	75	44	168	40	24	100	76	11	110	15	383
	人口1万人未満の市町村	53	24	130	23	13	61	54	5	154	29	369
	地方公共団体の組合	86	14	257	46	25	145	83	6	141	13	494
比率（%）	全体(N=2,068)	31.9	7.9	54.2	21.2	13.3	35.6	26.6	1.5	24.4	3.2	
	都道府県(N=47)	78.7	8.5	89.4	66.0	46.8	76.6	70.2	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	10.0	85.0	85.0	55.0	80.0	70.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	79.3	13.8	89.7	70.7	51.7	67.2	56.9	3.4	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	85.2	0.0	66.7	55.6	48.1	81.5	66.7	3.7	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	60.0	8.9	74.4	56.1	32.2	63.3	49.4	0.6	8.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	43.3	10.6	61.6	25.5	16.3	41.6	30.8	0.8	16.9	2.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=383)	19.6	11.5	43.9	10.4	6.3	26.1	19.8	2.9	28.7	3.9	
	人口1万人未満の市町村(N=369)	14.4	6.5	35.2	6.2	3.5	16.5	14.6	1.4	41.7	7.9	
	地方公共団体の組合(N=494)	17.4	2.8	52.0	9.3	5.1	29.4	16.8	1.2	28.5	2.6	

３）　事務事業編の進捗状況を協議・審議する場

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の進捗状況を協議・審議する場としては、「関係各課等で構成される庁内組織」（61.3%）が最も多く、「環境審議会」（15.9%）と続く。

図表 131　事務事業編の進捗状況を協議・審議する場

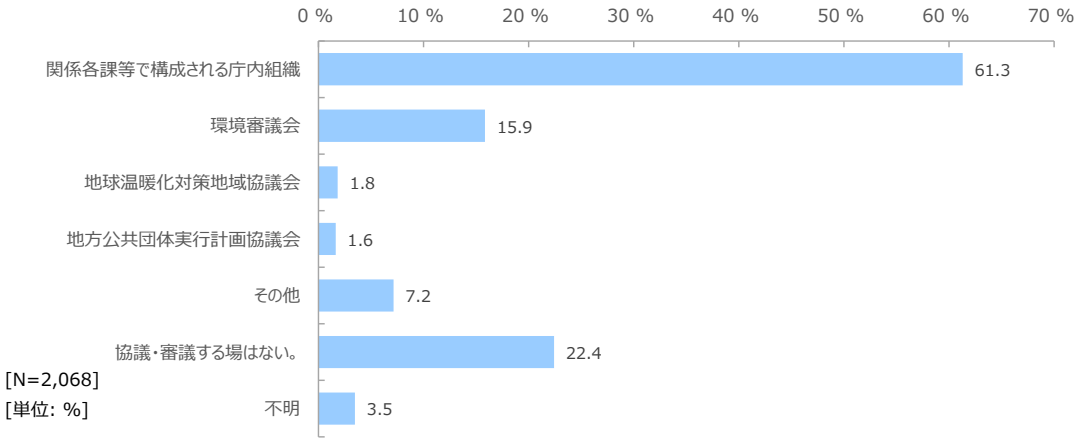

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体類型においても「関係各課等で構成される庁内組織」の割合が最も高い。小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「協議・審議する場はない。」の割合も高い。

図表 132　事務事業編の進捗状況を協議・審議する場【団体区分別】

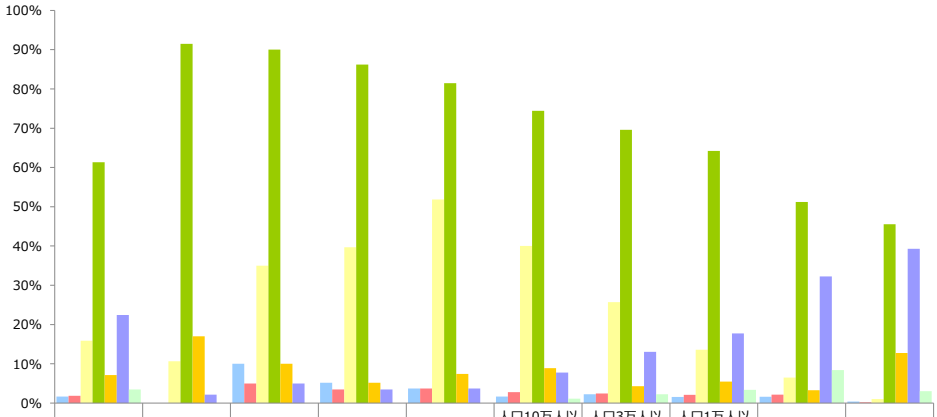

[単位：%]

	全体 (N=2,068)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=490)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=383)	人口1万人未満の市町村 (N=369)	地方公共団体の組合 (N=494)
地方公共団体実行計画協議会	1.6	0.0	10.0	5.2	3.7	1.7	2.2	1.6	1.6	0.4
地球温暖化対策地域協議会	1.8	0.0	5.0	3.4	3.7	2.8	2.4	2.1	2.2	0.2
環境審議会	15.9	10.6	35.0	39.7	51.9	40.0	25.7	13.6	6.5	1.0
関係各課等で構成される庁内組織	61.3	91.5	90.0	86.2	81.5	74.4	69.6	64.2	51.2	45.5
その他	7.2	17.0	10.0	5.2	7.4	8.9	4.3	5.5	3.3	12.8
協議・審議する場はない。	22.4	2.1	5.0	3.4	3.7	7.8	13.1	17.8	32.2	39.3
不明	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	2.2	3.4	8.4	3.0

		地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策地域協議会	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない。	不明	合計
回答数	全体	34	38	328	1,268	148	464	72	2,068
	都道府県	0	0	5	43	8	1	0	47
	政令指定都市	2	1	7	18	2	1	0	20
	中核市	3	2	23	50	3	2	0	58
	施行時特例市	1	1	14	22	2	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	5	72	134	16	14	2	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	12	126	341	21	64	11	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	8	52	246	21	68	13	383
	人口1万人未満の市町村	6	8	24	189	12	119	31	369
	地方公共団体の組合	2	1	5	225	63	194	15	494
比率（%）	全体(N=2,068)	1.6	1.8	15.9	61.3	7.2	22.4	3.5	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	10.6	91.5	17.0	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	10.0	5.0	35.0	90.0	10.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	5.2	3.4	39.7	86.2	5.2	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=27)	3.7	3.7	51.9	81.5	7.4	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.7	2.8	40.0	74.4	8.9	7.8	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	2.2	2.4	25.7	69.6	4.3	13.1	2.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=383)	1.6	2.1	13.6	64.2	5.5	17.8	3.4	
	人口1万人未満の市町村(N=369)	1.6	2.2	6.5	51.2	3.3	32.2	8.4	
	地方公共団体の組合(N=494)	0.4	0.2	1.0	45.5	12.8	39.3	3.0	

（４）事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

１）　再生可能エネルギー導入の取組状況

回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 26.8%である。「実行計画（事務事業編）に位置づけていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 23.3%である。

図表 133　再生可能エネルギー導入の取組状況

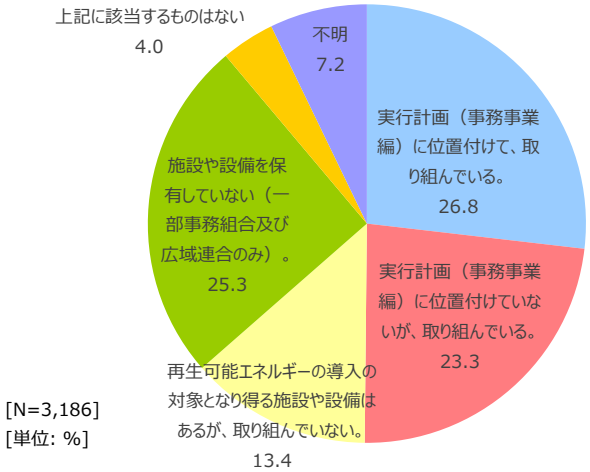

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 134　再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】

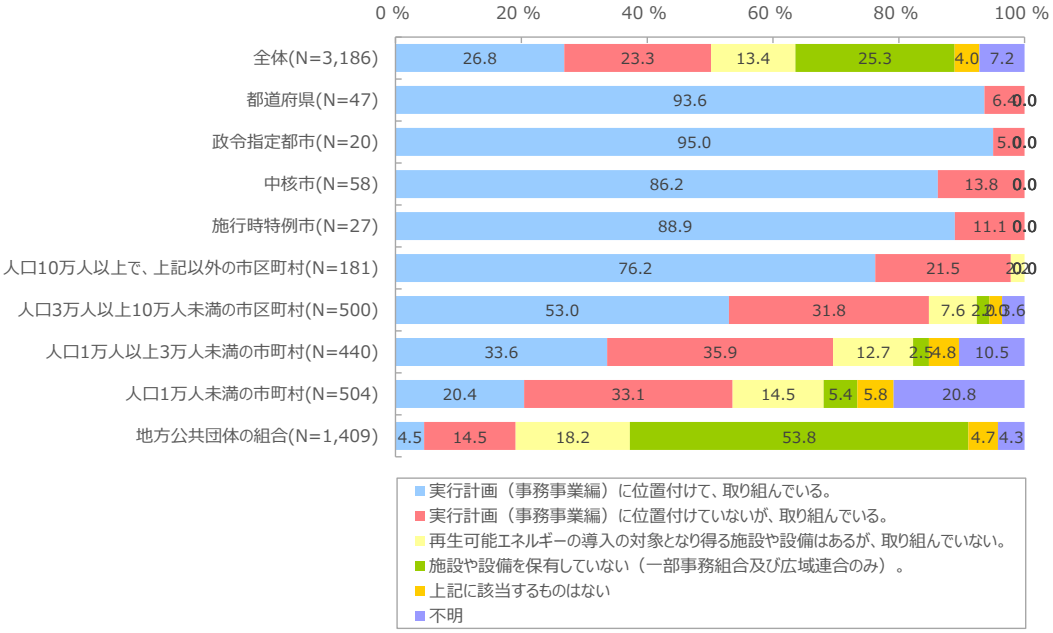

		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない。	施設や設備を保有していない（一部事務組合及び広域連合のみ）。	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	全体	855	743	427	806	126	229	3,186
	都道府県	44	3	0	0	0	0	47
	政令指定都市	19	1	0	0	0	0	20
	中核市	50	8	0	0	0	0	58
	施行時特例市	24	3	0	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	138	39	4	0	0	0	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	265	159	38	10	10	18	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	148	158	56	11	21	46	440
	人口1万人未満の市町村	103	167	73	27	29	105	504
	地方公共団体の組合	64	205	256	758	66	60	1,409
比率	全体(N=3,186)	26.8	23.3	13.4	25.3	4.0	7.2	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	86.2	13.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	76.2	21.5	2.2	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	53.0	31.8	7.6	2.0	2.0	3.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	33.6	35.9	12.7	2.5	4.8	10.5	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	20.4	33.1	14.5	5.4	5.8	20.8	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	4.5	14.5	18.2	53.8	4.7	4.3	

２） 具体的な取組状況

回答団体全体における再生可能エネルギー導入の具体的な取組状況について、「再エネ設備を持ち、自家消費している」と回答した割合は 79.1%で最も多く、「再エネ設備を持ち、FIT やエネルギー事業者に販売している」（33,7%）、「再エネ由来の電気・熱を購入している」（7.3%）と続く。

図表 135　再生可能エネルギー導入の取組内容

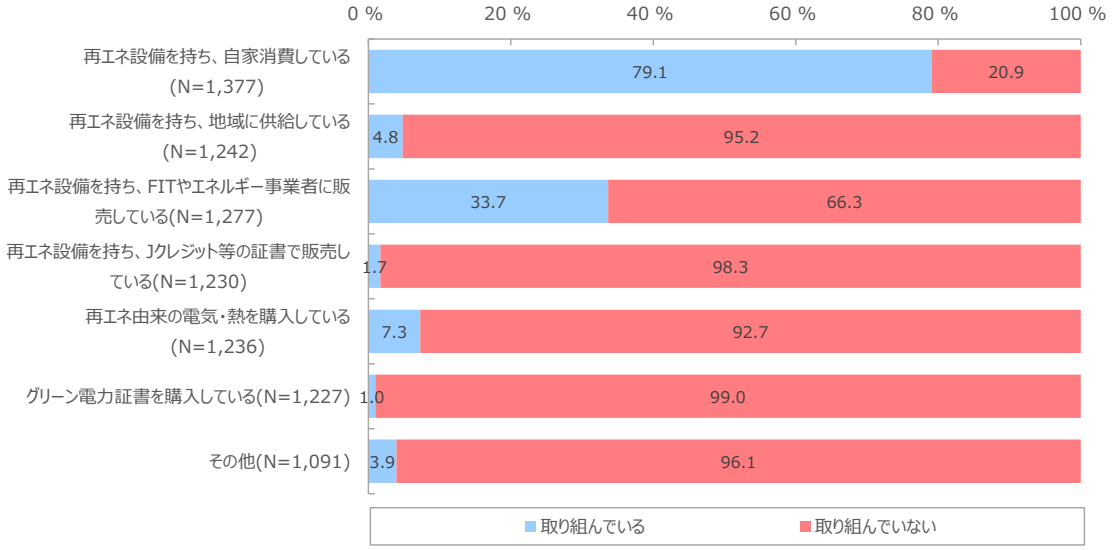

（５）事務事業に関する吸収源対策の取組状況

１）　森林吸収源対策

回答団体全体における「森林吸収源対策」の取組状況については、取り組んでいる団体は 12.4%で、昨年度の 11.7%から 0.7%増加した。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、都道府県、政令指定都市、施行時特例市である。

図表 136　吸収源対策の取組状況(1)森林吸収源対策
【団体区分別】

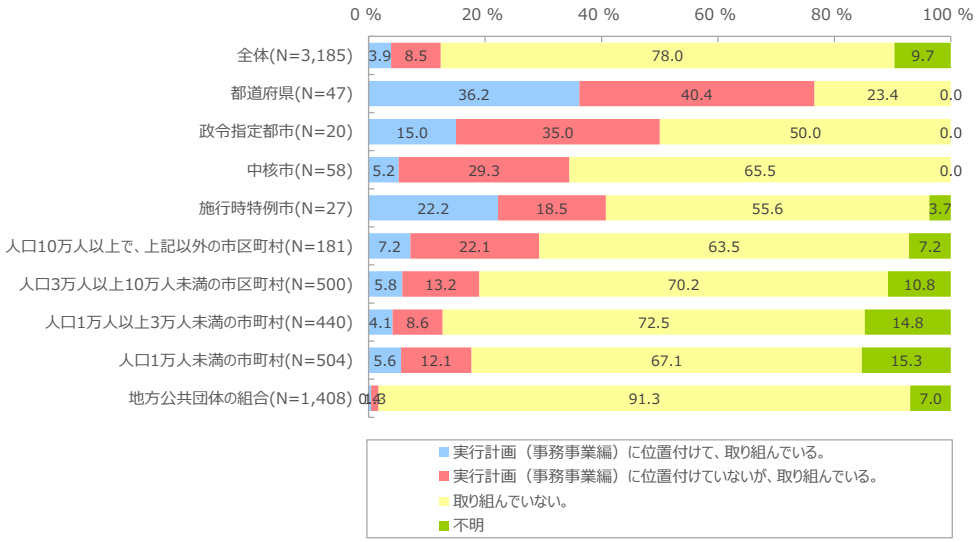

		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	全体	123	271	2,483	308	3,185
	都道府県	17	19	11	0	47
	政令指定都市	3	7	10	0	20
	中核市	3	17	38	0	58
	施行時特例市	6	5	15	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	40	115	13	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	29	66	351	54	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18	38	319	65	440
	人口1万人未満の市町村	28	61	338	77	504
	地方公共団体の組合	6	18	1,286	98	1,408
比率	全体(N=3,185)	3.9	8.5	78.0	9.7	
	都道府県(N=47)	36.2	40.4	23.4	0.0	
	政令指定都市(N=20)	15.0	35.0	50.0	0.0	
	中核市(N=58)	5.2	29.3	65.5	0.0	
	施行時特例市(N=27)	22.2	18.5	55.6	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	7.2	22.1	63.5	7.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	5.8	13.2	70.2	10.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	4.1	8.6	72.5	14.8	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	5.6	12.1	67.1	15.3	
	地方公共団体の組合(N=1,408)	0.4	1.3	91.3	7.0	

２） 農地土壌炭素吸収源対策

回答団体全体における「農地土壌炭素吸収源対策」の取組状況については、「取り組んでいる団体は 2.1%である。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、都道府県、施行時特例市である。ただ、事務事業編に位置づけていない団体がほとんどである。

図表 137　吸収源対策の取組状況(2)農地土壌炭素吸収源対策【団体区分別】

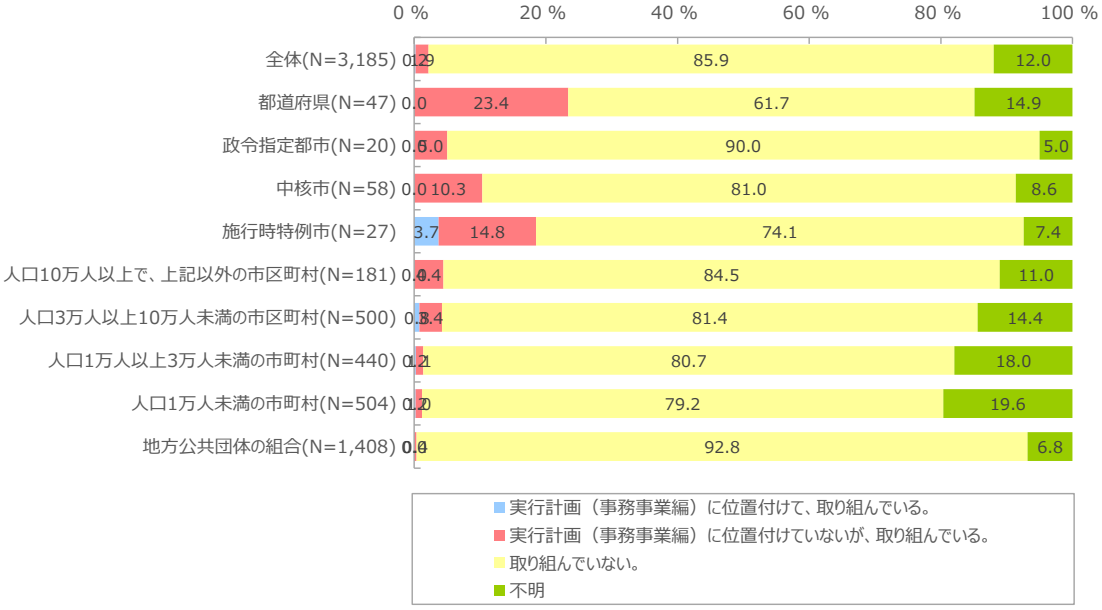

		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	全体	7	62	2,735	381	3,185
	都道府県	0	11	29	7	47
	政令指定都市	0	1	18	1	20
	中核市	0	6	47	5	58
	施行時特例市	1	4	20	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	153	20	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	17	407	72	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	5	355	79	440
	人口1万人未満の市町村	1	5	399	99	504
	地方公共団体の組合	0	5	1,307	96	1,408
比率	全体(N=3,185)	0.2	1.9	85.9	12.0	
	都道府県(N=47)	0.0	23.4	61.7	14.9	
	政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	90.0	5.0	
	中核市(N=58)	0.0	10.3	81.0	8.6	
	施行時特例市(N=27)	3.7	14.8	74.1	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.0	4.4	84.5	11.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.8	3.4	81.4	14.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.2	1.1	80.7	18.0	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	1.0	79.2	19.6	
	地方公共団体の組合(N=1,408)	0.0	0.4	92.8	6.8	

３） 都市緑化等の推進

回答団体全体における「都市緑化等の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は 18.2%である。

人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 138 吸収源対策の取組状況(3)都市緑化等の推進
【団体区分別】

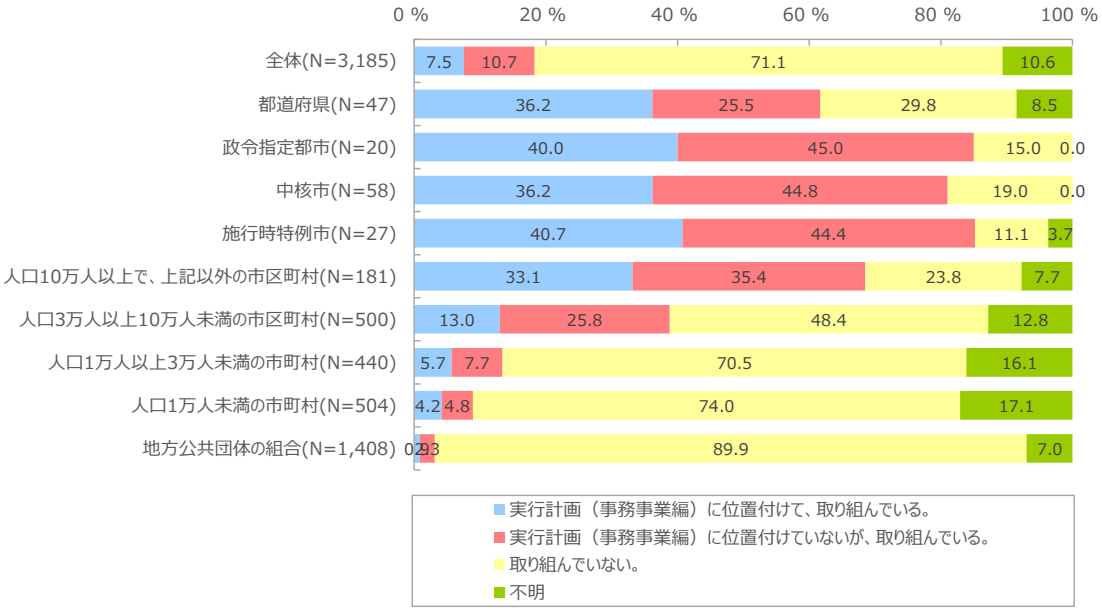

		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	全体	240	342	2,265	338	3,185
	都道府県	17	12	14	4	47
	政令指定都市	8	9	3	0	20
	中核市	21	26	11	0	58
	施行時特例市	11	12	3	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	60	64	43	14	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	65	129	242	64	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	34	310	71	440
	人口1万人未満の市町村	21	24	373	86	504
	地方公共団体の組合	12	32	1,266	98	1,408
比率	全体(N=3,185)	7.5	10.7	71.1	10.6	
	都道府県(N=47)	36.2	25.5	29.8	8.5	
	政令指定都市(N=20)	40.0	45.0	15.0	0.0	
	中核市(N=58)	36.2	44.8	19.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	40.7	44.4	11.1	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	33.1	35.4	23.8	7.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	13.0	25.8	48.4	12.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	5.7	7.7	70.5	16.1	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	4.2	4.8	74.0	17.1	
	地方公共団体の組合(N=1,408)	0.9	2.3	89.9	7.0	

（６）地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況

１）　環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進

回答団体全体における「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は 20.7%である。

人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 139　物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(1)環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進【団体区分別】

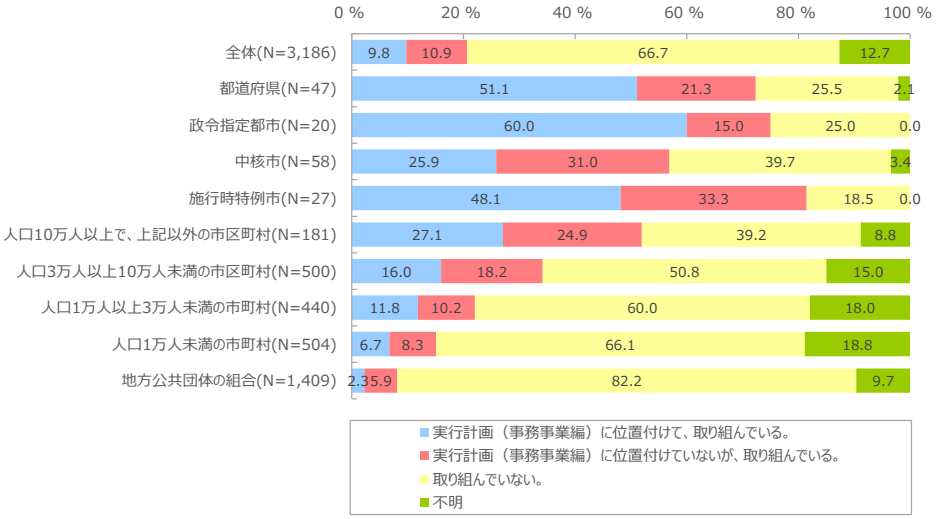

		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	全体	311	346	2,125	404	3,186
	都道府県	24	10	12	1	47
	政令指定都市	12	3	5	0	20
	中核市	15	18	23	2	58
	施行時特例市	13	9	5	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	49	45	71	16	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	80	91	254	75	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	52	45	264	79	440
	人口1万人未満の市町村	34	42	333	95	504
	地方公共団体の組合	32	83	1,158	136	1,409
比率	全体(N=3,186)	9.8	10.9	66.7	12.7	
	都道府県(N=47)	51.1	21.3	25.5	2.1	
	政令指定都市(N=20)	60.0	15.0	25.0	0.0	
	中核市(N=58)	25.9	31.0	39.7	3.4	
	施行時特例市(N=27)	48.1	33.3	18.5	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	27.1	24.9	39.2	8.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	16.0	18.2	50.8	15.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	11.8	10.2	60.0	18.0	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	6.7	8.3	66.1	18.8	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	2.3	5.9	82.2	9.7	

２） グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進

回答団体全体における「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体が 54.2%と過半数を超えている。

人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、ほとんどの団体が取り組んでいる。

図表 140　物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進【団体区分別】

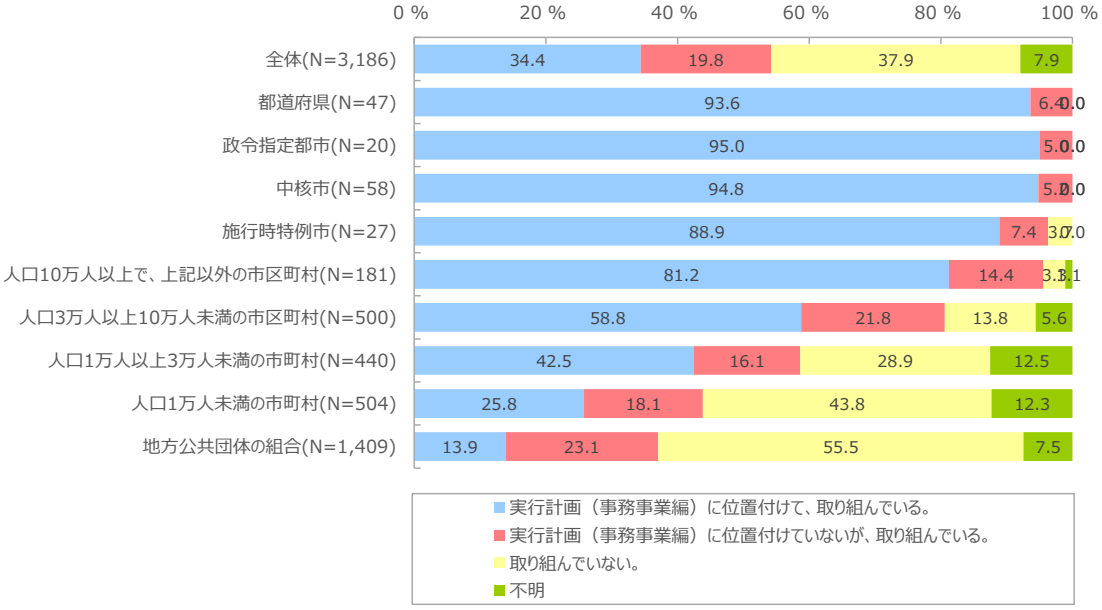

		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	全体	1,096	632	1,206	252	3,186
	都道府県	44	3	0	0	47
	政令指定都市	19	1	0	0	20
	中核市	55	3	0	0	58
	施行時特例市	24	2	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	147	26	6	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	294	109	69	28	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	187	71	127	55	440
	人口1万人未満の市町村	130	91	221	62	504
	地方公共団体の組合	196	326	782	105	1,409
比率	全体(N=3,186)	34.4	19.8	37.9	7.9	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	94.8	5.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	88.9	7.4	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	81.2	14.4	3.3	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	58.8	21.8	13.8	5.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	42.5	16.1	28.9	12.5	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	25.8	18.1	43.8	12.3	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	13.9	23.1	55.5	7.5	

３） 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備

回答団体全体における「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」の取組状況については、取り組んでいる団体が12.9%である。

取り組んでいる割合は、都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市の順で高い。

図表 141　物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(3)公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく
公共建築物の整備【団体区分別】

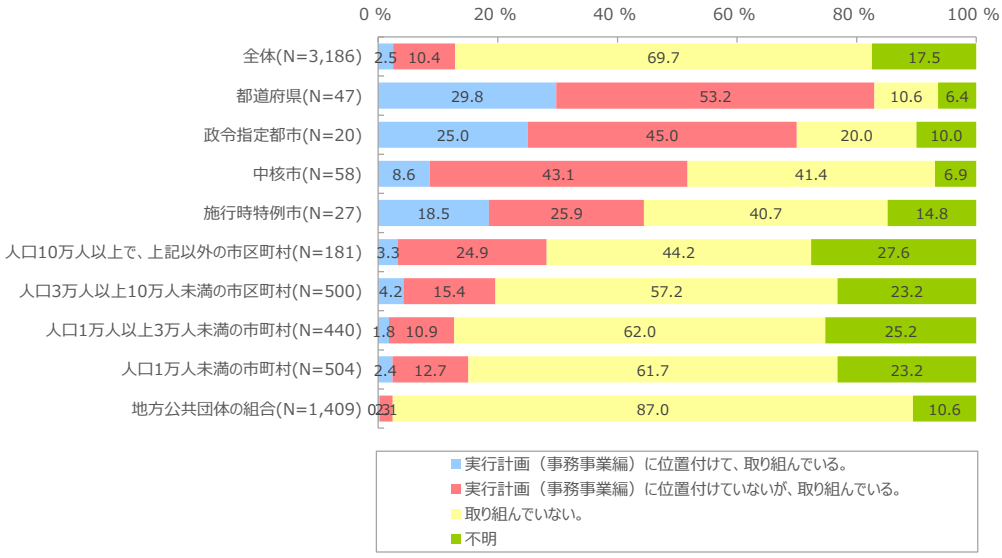

		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	全体	80	330	2,220	556	3,186
	都道府県	14	25	5	3	47
	政令指定都市	5	9	4	2	20
	中核市	5	25	24	4	58
	施行時特例市	5	7	11	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	45	80	50	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	21	77	286	116	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	48	273	111	440
	人口1万人未満の市町村	12	64	311	117	504
	地方公共団体の組合	4	30	1,226	149	1,409
比率	全体(N=3,186)	2.5	10.4	69.7	17.5	
	都道府県(N=47)	29.8	53.2	10.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	25.0	45.0	20.0	10.0	
	中核市(N=58)	8.6	43.1	41.4	6.9	
	施行時特例市(N=27)	18.5	25.9	40.7	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.3	24.9	44.2	27.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	4.2	15.4	57.2	23.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	1.8	10.9	62.0	25.2	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	2.4	12.7	61.7	23.2	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	0.3	2.1	87.0	10.6	

４）　ＢＡＴの積極的な導入

注）「BAT（Best Available Technology）」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

回答団体全体における「ＢＡＴの積極的な導入」の取組状況については、取り組んでいる団体が 4.3%である。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、政令指定都市、施行時特例市、中核市である。

図表 142　物品購入の配慮に係る事項の取組状況(4)ＢＡＴの積極的な導入【団体区分別】

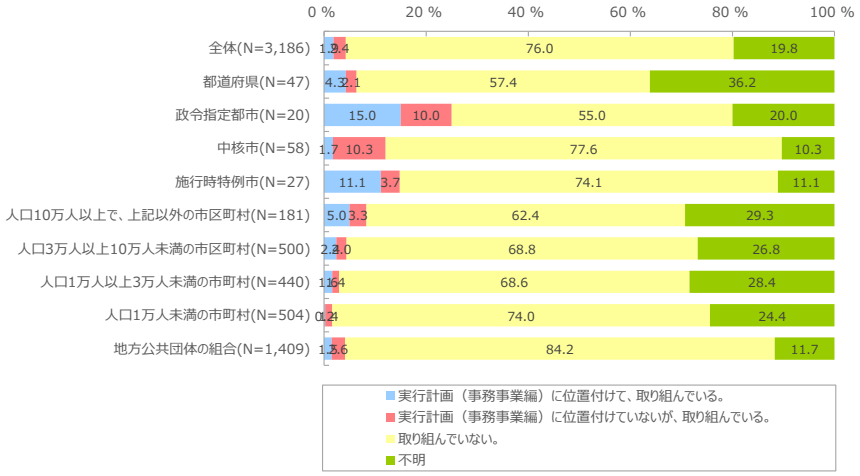

		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	全体	59	76	2,421	630	3,186
	都道府県	2	1	27	17	47
	政令指定都市	3	2	11	4	20
	中核市	1	6	45	6	58
	施行時特例市	3	1	20	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	6	113	53	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	10	344	134	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	6	302	125	440
	人口1万人未満の市町村	1	7	373	123	504
	地方公共団体の組合	21	37	1,186	165	1,409
比率	全体(N=3,186)	1.9	2.4	76.0	19.8	
	都道府県(N=47)	4.3	2.1	57.4	36.2	
	政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	55.0	20.0	
	中核市(N=58)	1.7	10.3	77.6	10.3	
	施行時特例市(N=27)	11.1	3.7	74.1	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	5.0	3.3	62.4	29.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	2.4	2.0	68.8	26.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	1.6	1.4	68.6	28.4	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	1.4	74.0	24.4	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	1.5	2.6	84.2	11.7	

（７）実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等

１）　事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」（52.4%）が最も多く、「点検していない。」（26.2%）、「毎年ではないが点検している。」（8.1%）と続く。

図表 143　事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

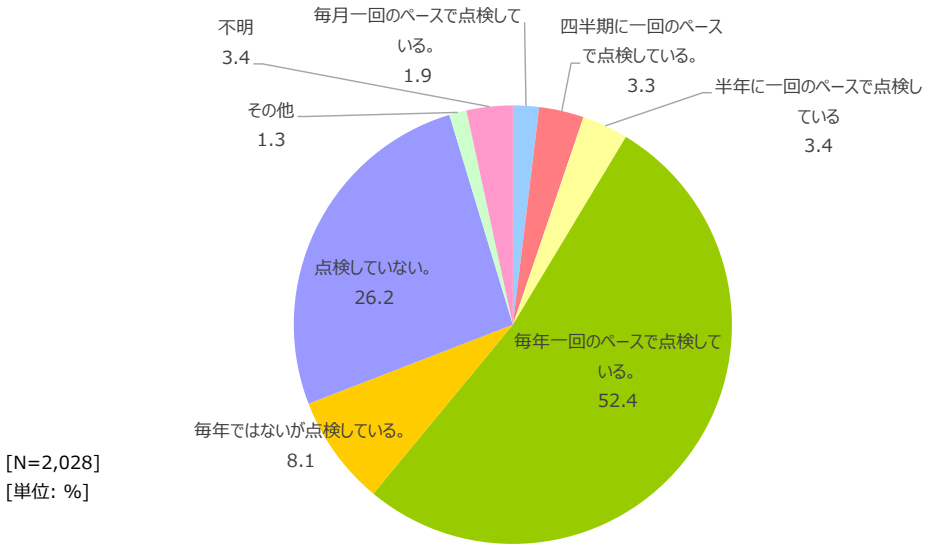

地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している。」団体が多いが、人口３万人未満の市町村や地方公共団体の組合では「点検していない。」と回答した団体も３割以上存在する。

図表 144　事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】

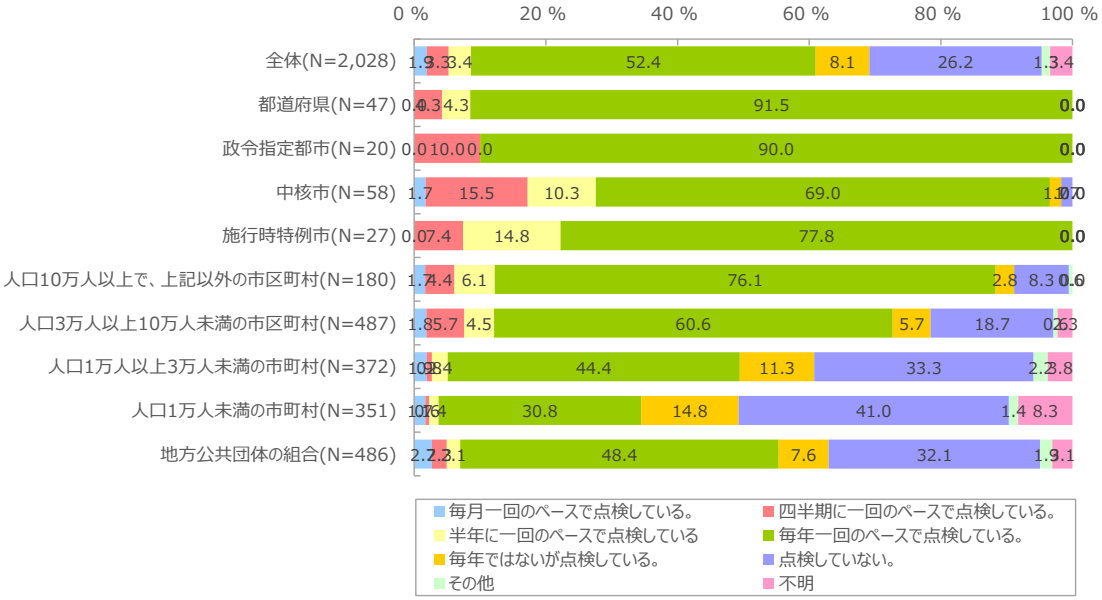

		毎月一回のペースで点検している。	四半期に一回のペースで点検している。	半年に一回のペースで点検している	毎年一回のペースで点検している。	毎年ではないが点検している。	点検していない。	その他	不明	合計
全体	全体	39	67	69	1,062	165	531	26	69	2,028
	都道府県	0	2	2	43	0	0	0	0	47
	政令指定都市	0	2	0	18	0	0	0	0	20
	中核市	1	9	6	40	1	1	0	0	58
	施行時特例市	0	2	4	21	0	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	8	11	137	5	15	1	0	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	28	22	295	28	91	3	11	487
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	3	9	165	42	124	8	14	372
	人口1万人未満の市町村	6	2	5	108	52	144	5	29	351
	地方公共団体の組合	13	11	10	235	37	156	9	15	486
比率	全体(N=2,028)	1.9	3.3	3.4	52.4	8.1	26.2	1.3	3.4	
	都道府県(N=47)	0.0	4.3	4.3	91.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	10.0	0.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	1.7	15.5	10.3	69.0	1.7	1.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	0.0	7.4	14.8	77.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.7	4.4	6.1	76.1	2.8	8.3	0.6	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=487)	1.8	5.7	4.5	60.6	5.7	18.7	0.6	2.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=372)	1.9	0.8	2.4	44.4	11.3	33.3	2.2	3.8	
	人口1万人未満の市町村(N=351)	1.7	0.6	1.4	30.8	14.8	41.0	1.4	8.3	
	地方公共団体の組合(N=486)	2.7	2.3	2.1	48.4	7.6	32.1	1.9	3.1	

２） 事務事業編における点検の対象

事務事業編の点検を行っていると回答した団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（90.4%）が最も多く、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（45.3%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.0%）、「建物単位の温室効果ガス排出量」（32.6%）と続く。

図表 145　事務事業編における点検の対象

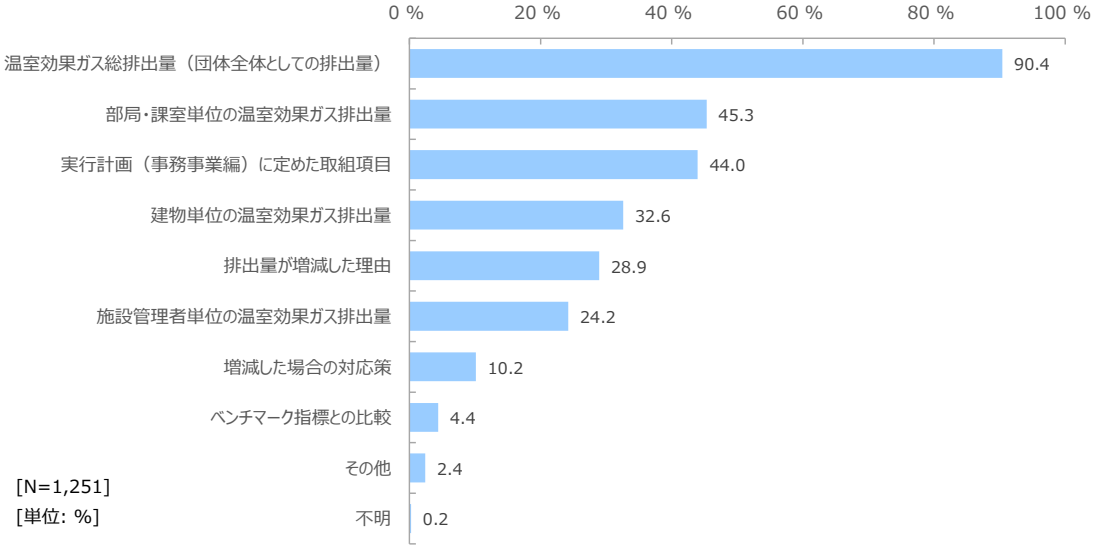

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」の割合が最も高い。

図表 146　事務事業編における点検の対象【団体区分別】

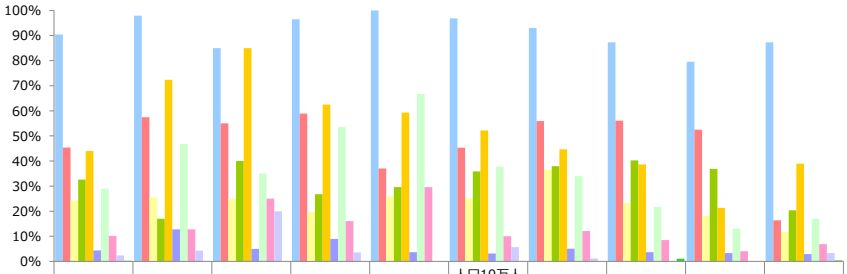

[単位：%]

	全体 (N=1,251)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=56)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=159)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=189)	人口1万人未満の市町村 (N=122)	地方公共団体の組合 (N=275)
温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）	90.4	97.9	85.0	96.4	100.0	96.9	93.0	87.3	79.5	87.3
部局・課室単位の温室効果ガス排出量	45.3	57.4	55.0	58.9	37.0	45.3	55.9	56.1	52.5	16.4
施設管理者単位の温室効果ガス排出量	24.2	25.5	25.0	19.6	25.9	25.2	36.5	23.3	18.0	11.6
建物単位の温室効果ガス排出量	32.6	17.0	40.0	26.8	29.6	35.8	37.9	40.2	36.9	20.4
実行計画（事務事業編）に定めた取組項目	44.0	72.3	85.0	62.5	59.3	52.2	44.7	38.6	21.3	38.9
ベンチマーク指標との比較	4.4	12.8	5.0	8.9	3.7	3.1	5.1	3.7	3.3	2.9
排出量が増減した理由	28.9	46.8	35.0	53.6	66.7	37.7	34.0	21.7	13.1	17.1
増減した場合の対応策	10.2	12.8	25.0	16.1	29.6	10.1	12.1	8.5	4.1	6.9
その他	2.4	4.3	20.0	3.6	0.0	5.7	1.1	0.0	0.0	3.3
不明	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.4

		温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）	部局・課室単位の温室効果ガス排出量	施設管理者単位の温室効果ガス排出量	建物単位の温室効果ガス排出量	実行計画（事務事業編）に定めた取組項目	ベンチマーク指標との比較	排出量が増減した理由	増減した場合の対応策	その他	不明	合計
回答数	全体	1,131	567	303	408	550	55	362	127	30	3	1,251
	都道府県	46	27	12	8	34	6	22	6	2	0	47
	政令指定都市	17	11	5	8	17	1	7	5	4	0	20
	中核市	54	33	11	15	35	5	30	9	2	0	56
	施行時特例市	27	10	7	8	16	1	18	8	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	154	72	40	57	83	5	60	16	9	0	159
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	331	199	130	135	159	18	121	43	4	0	356
	人口1万人以上3万人未満の市町村	165	106	44	76	73	7	41	16	0	2	189
	人口1万人未満の市町村	97	64	22	45	26	4	16	5	0	0	122
	地方公共団体の組合	240	45	32	56	107	8	47	19	9	1	275
比率（%）	全体(N=1,251)	90.4	45.3	24.2	32.6	44.0	4.4	28.9	10.2	2.4	0.2	
	都道府県(N=47)	97.9	57.4	25.5	17.0	72.3	12.8	46.8	12.8	4.3	0.0	
	政令指定都市(N=20)	85.0	55.0	25.0	40.0	85.0	5.0	35.0	25.0	20.0	0.0	
	中核市(N=56)	96.4	58.9	19.6	26.8	62.5	8.9	53.6	16.1	3.6	0.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	37.0	25.9	29.6	59.3	3.7	66.7	29.6	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	96.9	45.3	25.2	35.8	52.2	3.1	37.7	10.1	5.7	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	93.0	55.9	36.5	37.9	44.7	5.1	34.0	12.1	1.1	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=189)	87.3	56.1	23.3	40.2	38.6	3.7	21.7	8.5	0.0	1.1	
	人口1万人未満の市町村(N=122)	79.5	52.5	18.0	36.9	21.3	3.3	13.1	4.1	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=275)	87.3	16.4	11.6	20.4	38.9	2.9	17.1	6.9	3.3	0.4	

３）　事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における温室効果ガス排出量の集計方法は、「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」（67.5%）が最も多く、「環境省の支援ツールにより集計」（22.0%）、「独自様式の紙媒体により集計」（7.3%）、「独自開発の情報システムを利用」（4.9%）と続く。

図表 147　事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法

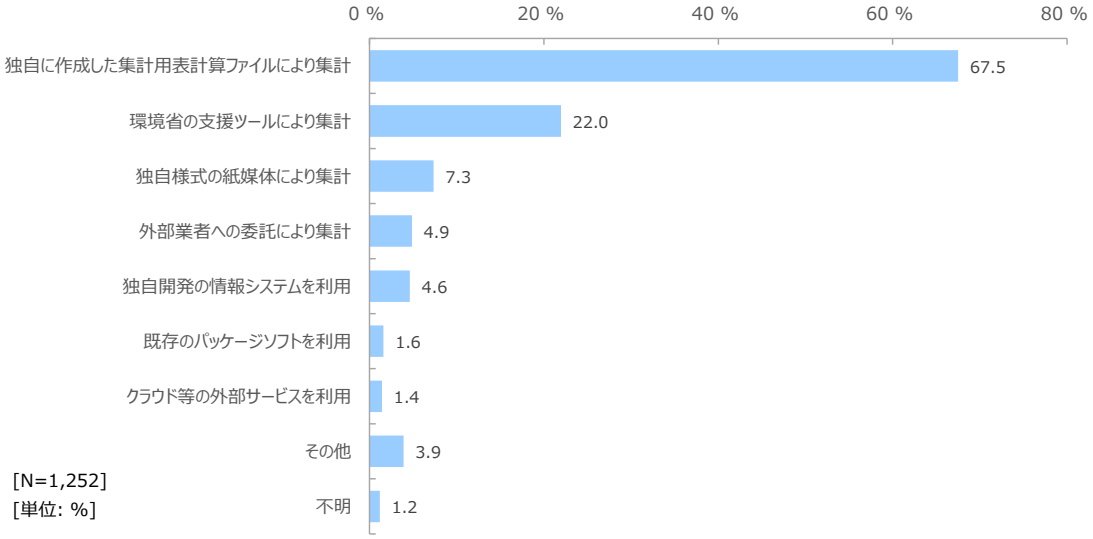

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」の割合が最も高い。都道府県や政令指定都市では「独自開発の情報システムを利用」、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「環境省の支援ツールにより集計」の割合も高い。

図表 148　事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法【団体区分別】

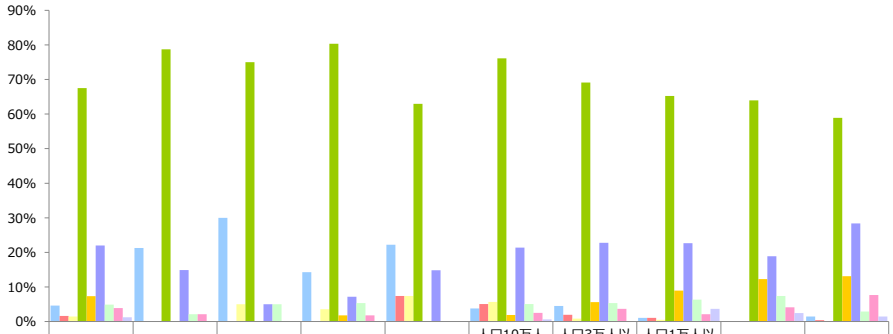

[単位：%]

	全体 (N=1,252)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=56)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=356)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=190)	人口1万人未満の市町村 (N=122)	地方公共団体の組合 (N=275)
独自開発の情報システムを利用	4.6	21.3	30.0	14.3	22.2	3.8	4.5	1.1	0.0	1.5
既存のパッケージソフトを利用	1.6	0.0	0.0	0.0	7.4	5.0	2.0	1.1	0.0	0.4
クラウド等の外部サービスを利用	1.4	0.0	5.0	3.6	7.4	5.7	0.8	0.5	0.0	0.0
独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	67.5	78.7	75.0	80.4	63.0	76.1	69.1	65.3	63.9	58.9
独自様式の紙媒体により集計	7.3	0.0	0.0	1.8	0.0	1.9	5.6	8.9	12.3	13.1
環境省の支援ツールにより集計	22.0	14.9	5.0	7.1	14.8	21.4	22.8	22.6	18.9	28.4
外部業者への委託により集計	4.9	2.1	5.0	5.4	0.0	5.0	5.3	6.3	7.4	2.9
その他	3.9	2.1	0.0	1.8	0.0	2.5	3.7	2.1	4.1	7.6
不明	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	3.7	2.5	1.5

		独自開発の情報システムを利用	既存のパッケージソフトを利用	クラウド等の外部サービスを利用	独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	独自様式の紙媒体により集計	環境省の支援ツールにより集計	外部業者への委託により集計	その他	不明	合計
回答数	全体	58	20	18	845	92	275	61	49	15	1,252
	都道府県	10	0	0	37	0	7	1	1	0	47
	政令指定都市	6	0	1	15	0	1	1	0	0	20
	中核市	8	0	2	45	1	4	3	1	0	56
	施行時特例市	6	2	2	17	0	4	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	8	9	121	3	34	8	4	1	159
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	7	3	246	20	81	19	13	0	356
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	2	1	124	17	43	12	4	7	190
	人口1万人未満の市町村	0	0	0	78	15	23	9	5	3	122
	地方公共団体の組合	4	1	0	162	36	78	8	21	4	275
比率（%）	全体(N=1,252)	4.6	1.6	1.4	67.5	7.3	22.0	4.9	3.9	1.2	
	都道府県(N=47)	21.3	0.0	0.0	78.7	0.0	14.9	2.1	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	30.0	0.0	5.0	75.0	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=56)	14.3	0.0	3.6	80.4	1.8	7.1	5.4	1.8	0.0	
	施行時特例市(N=27)	22.2	7.4	7.4	63.0	0.0	14.8	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	3.8	5.0	5.7	76.1	1.9	21.4	5.0	2.5	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	4.5	2.0	0.8	69.1	5.6	22.8	5.3	3.7	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=190)	1.1	1.1	0.5	65.3	8.9	22.6	6.3	2.1	3.7	
	人口1万人未満の市町村(N=122)	0.0	0.0	0.0	63.9	12.3	18.9	7.4	4.1	2.5	
	地方公共団体の組合(N=275)	1.5	0.4	0.0	58.9	13.1	28.4	2.9	7.6	1.5	

４） 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数

事務事業編の策定を行っていると回答した団体における温室効果ガスの排出量算定に用いている策定時の排出係数の年度は「2013 年度」（14.7%）が最も多く、「2017 年度」（13.6%）と続く。

点検時に用いている排出係数の年度は「2018 年度」（48.0%）が最も多く、「2017 年度」（18.7%）と続く。

図表 149 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度【策定時】

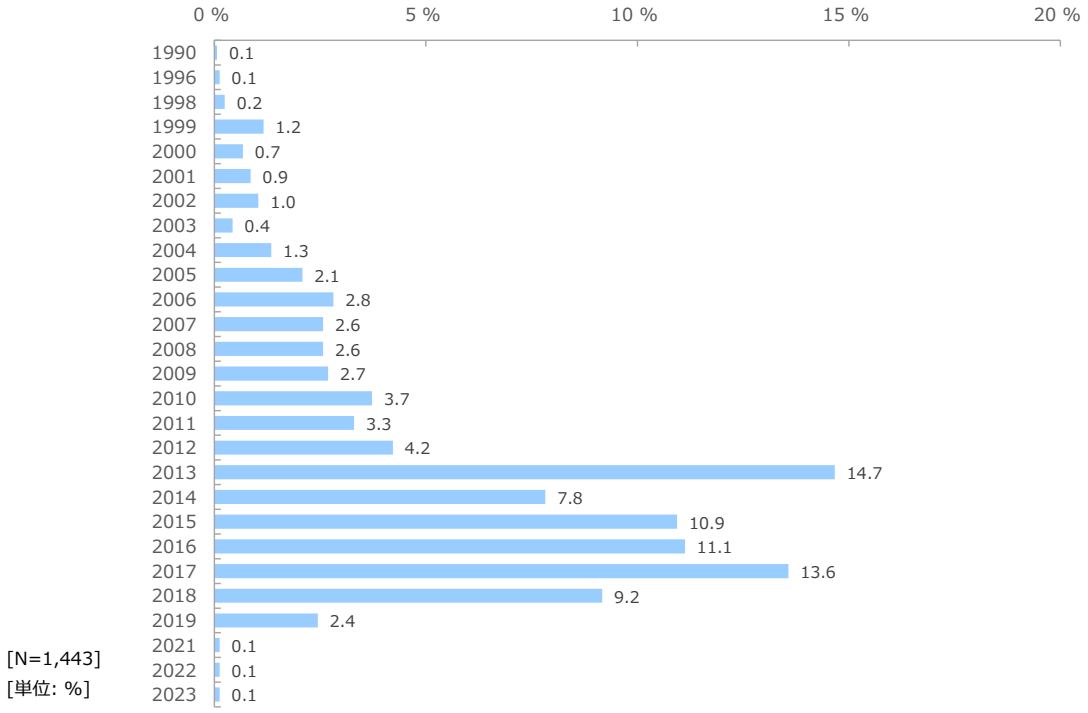

図表 150　事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度【点検時】

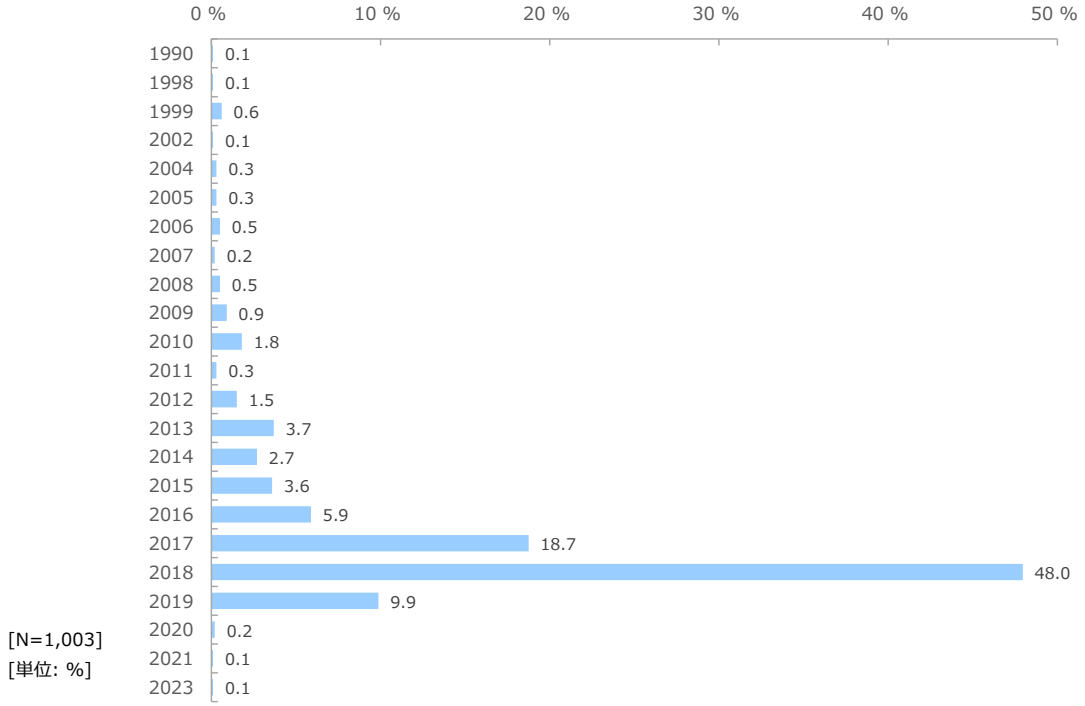

５）　事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、「施設」に係るエネルギー消費量等の情報収集単位は、「施設別」（64.6%）が最も多く、「部局・課室別」（39.3%）と続く。また、「自動車」に係るエネルギー消費量等の情報収集単位は、「部局・課室別」（54.1%）が最も多く、「自動車別」（39.8%）と続く。

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定の際のエネルギー消費量等の情報の収集時間単位は、「一年で一括」（58.1%）が最も多く、「月ごと」（34.7%）と続く。

図表 151　事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位【施設】

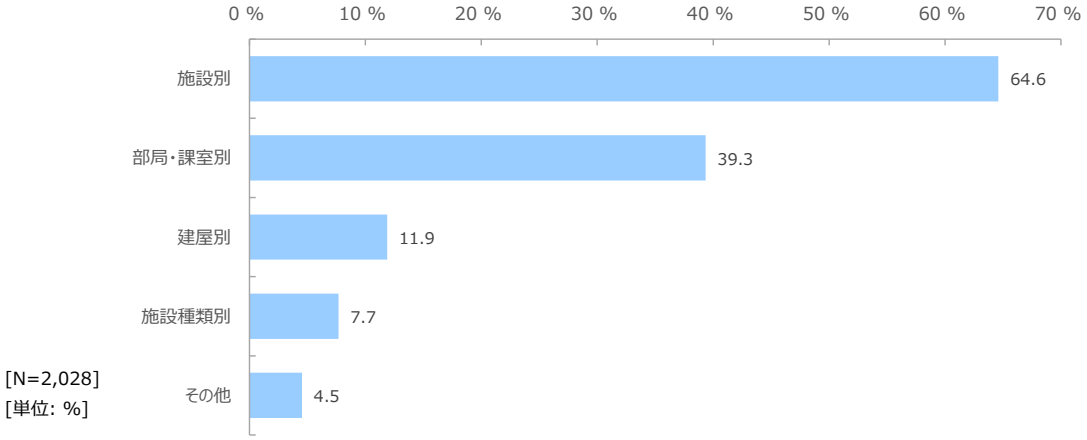

図表 152　事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位【自動車】

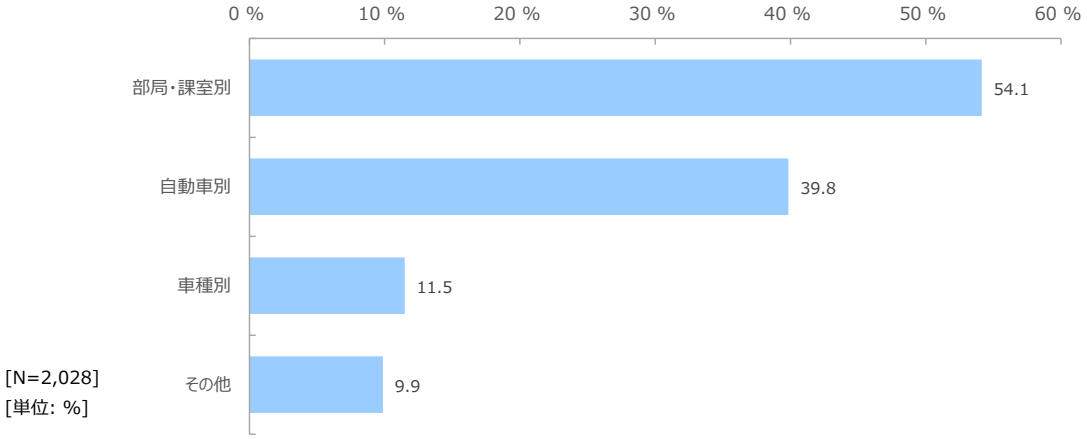

図表 153　事務事業編における温室効果ガス排出量算定におけるエネルギー消費量情報収集の時間単位【自動車】

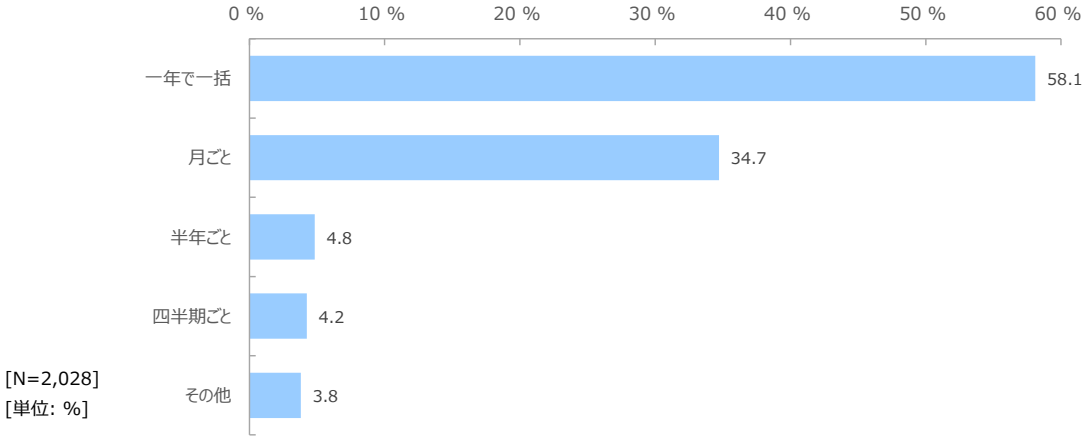

６） 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に際し収集している情報

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、エネルギー消費量とあわせて収集している情報は、「水道使用量」（32.9%）が最も多く、「燃料、電気、上水道、下水道等に関する使用料金」（29.8%）、「用紙購入量」（23.1%）、「グリーン購入実績（紙、トイレットペーパー、コピー機、パソコン等の購入量・割合）」（12.0%）と続く。

図表 154　事務事業編における温室効果ガス排出量算定においてエネルギー消費量と合わせて収集している情報

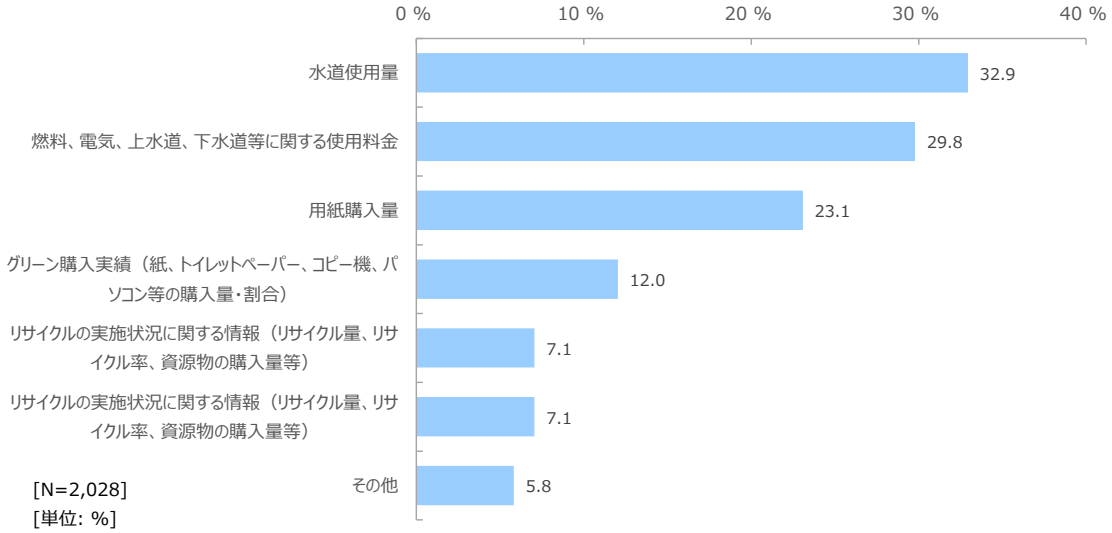

7） 事務事業編の推進過程で困っていること

事務事業編の点検を行っていると回答した団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」（52.9%）が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」（47.1%）、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」（43.5%）、「財源が不足している。」（35.7%）、「最新の技術情報や知見が不足している。」（32.5%）と続く。

図表 155 事務事業編の推進過程で困っていること

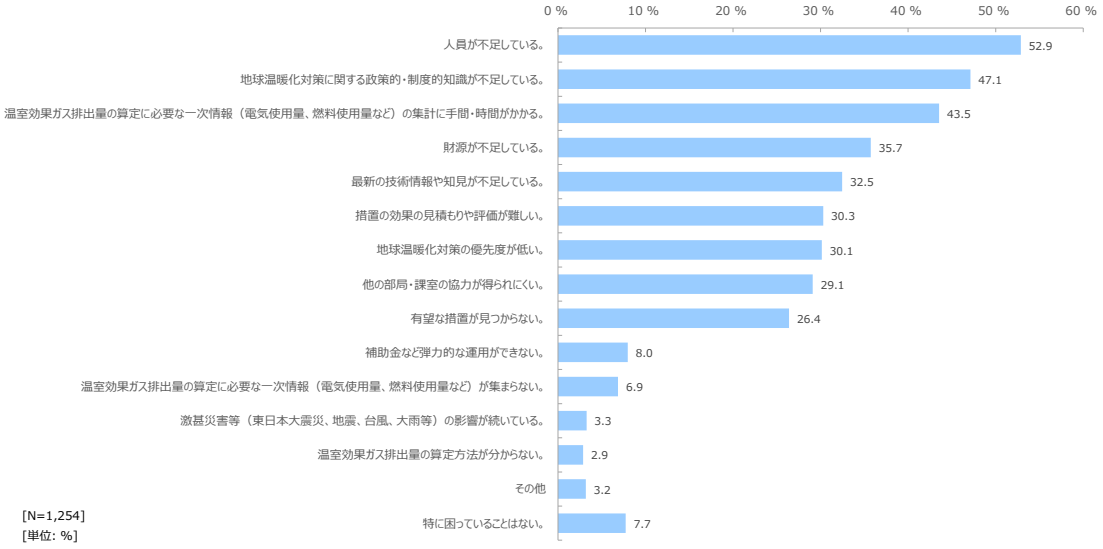

地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「財源が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」、小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している。」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」の割合が高い。

図表 156　事務事業編の推進過程で困っていること【団体区分別】

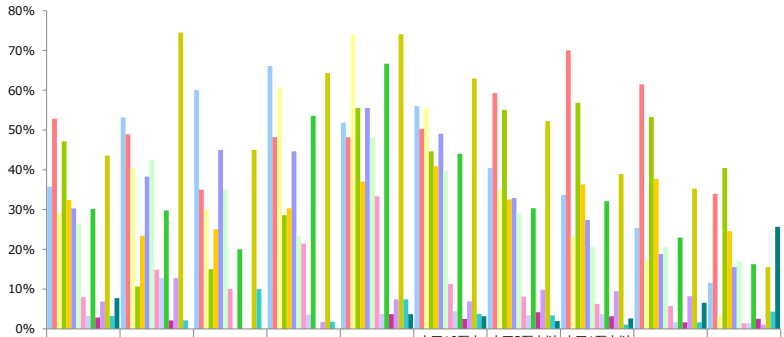

[単位：%]

	全体 (N=1,254)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=56)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=356)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=190)	人口1万人未満の市町村 (N=122)	地方公共団体の組合 (N=277)
財源が不足している。	35.7	53.2	60.0	66.1	51.9	56.0	40.4	33.7	25.4	11.6
人員が不足している。	52.9	48.9	35.0	48.2	48.1	50.3	59.3	70.0	61.5	33.9
他の部局・課室の協力が得られにくい。	29.1	40.4	30.0	60.7	74.1	55.3	34.8	23.2	17.2	3.2
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。	47.1	10.6	15.0	28.6	55.6	44.7	55.1	56.8	53.3	40.4
最新の技術情報や知見が不足している。	32.5	23.4	25.0	30.4	37.0	40.9	32.6	36.3	37.7	24.5
措置の効果の見積もりや評価が難しい。	30.3	38.3	45.0	44.6	55.6	49.1	32.9	27.4	18.9	15.5
有望な措置が見つからない。	26.4	42.6	35.0	23.2	48.1	39.6	29.2	20.5	20.5	17.0
補助金など弾力的な運用ができない。	8.0	14.9	10.0	21.4	33.3	11.3	8.1	6.3	5.7	1.4
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている。	3.3	12.8	0.0	3.6	3.7	4.4	3.4	3.7	1.6	1.4
地球温暖化対策の優先度が低い。	30.1	29.8	20.0	53.6	66.7	44.0	30.3	32.1	23.0	16.2
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。	2.9	2.1	0.0	0.0	3.7	2.5	4.2	3.2	1.6	2.5
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない。	6.9	12.8	0.0	1.8	7.4	6.9	9.8	9.5	8.2	1.1
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。	43.5	74.5	45.0	64.3	74.1	62.9	52.2	38.9	35.2	15.5
その他	3.2	2.1	10.0	1.8	7.4	3.8	3.4	1.1	1.6	4.3
特に困っていることはない。	7.7	0.0	0.0	0.0	3.7	3.1	2.0	2.6	6.6	25.6

		財源が不足している。	人員が不足している。	他の部局・課室の協力が得られにくい。	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。	最新の技術情報や知見が不足している。	措置の効果の見積もりや評価が難しい。	有望な措置が見つからない。	補助金など弾力的な運用ができない。	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている。	地球温暖化対策の優先度が低い。	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない。	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。	その他	特に困っていることはない。	合計
回答数	全体	448	663	365	591	407	380	331	100	41	378	36	86	546	40	97	1,254
	都道府県	25	23	19	5	11	18	20	7	6	14	1	6	35	1	0	47
	政令指定都市	12	7	6	3	5	9	7	2	0	4	0	0	9	2	0	20
	中核市	37	27	34	16	17	25	13	12	2	30	0	1	36	1	0	56
	施行時特例市	14	13	20	15	10	15	13	9	1	18	1	2	20	2	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	89	80	88	71	65	78	63	18	7	70	4	11	100	6	5	159
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	144	211	124	196	116	117	104	29	12	108	15	35	186	12	7	356
	人口1万人以上3万人未満の市町村	64	133	44	108	69	52	39	12	7	61	6	18	74	2	5	190
	人口1万人未満の市町村	31	75	21	65	46	23	25	7	2	28	2	10	43	2	8	122
	地方公共団体の組合	32	94	9	112	68	43	47	4	4	45	7	3	43	12	71	277
比率（%）	全体(N=1,254)	35.7	52.9	29.1	47.1	32.5	30.3	26.4	8.0	3.3	30.1	2.9	6.9	43.5	3.2	7.7	
	都道府県(N=47)	53.2	48.9	40.4	10.6	23.4	38.3	42.6	14.9	12.8	29.8	2.1	12.8	74.5	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	35.0	30.0	15.0	25.0	45.0	35.0	10.0	0.0	20.0	0.0	0.0	45.0	10.0	0.0	
	中核市(N=56)	66.1	48.2	60.7	28.6	30.4	44.6	23.2	21.4	3.6	53.6	0.0	1.8	64.3	1.8	0.0	
	施行時特例市(N=27)	51.9	48.1	74.1	55.6	37.0	55.6	48.1	33.3	3.7	66.7	3.7	7.4	74.1	7.4	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	56.0	50.3	55.3	44.7	40.9	49.1	39.6	11.3	4.4	44.0	2.5	6.9	62.9	3.8	3.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	40.4	59.3	34.8	55.1	32.6	32.9	29.2	8.1	3.4	30.3	4.2	9.8	52.2	3.4	2.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=190)	33.7	70.0	23.2	56.8	36.3	27.4	20.5	6.3	3.7	32.1	3.2	9.5	38.9	1.1	2.6	
	人口1万人未満の市町村(N=122)	25.4	61.5	17.2	53.3	37.7	18.9	20.5	5.7	1.6	23.0	1.6	8.2	35.2	1.6	6.6	
	地方公共団体の組合(N=277)	11.6	33.9	3.2	40.4	24.5	15.5	17.0	1.4	1.4	16.2	2.5	1.1	15.5	4.3	25.6	

８） 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」（60.4%）が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」（24.6%）、「環境審議会で公表している。」（20.2%）と続く。「公表していない。」団体も 12.6%存在する。

図表 157　事務事業編の点検結果・評価の公表方法

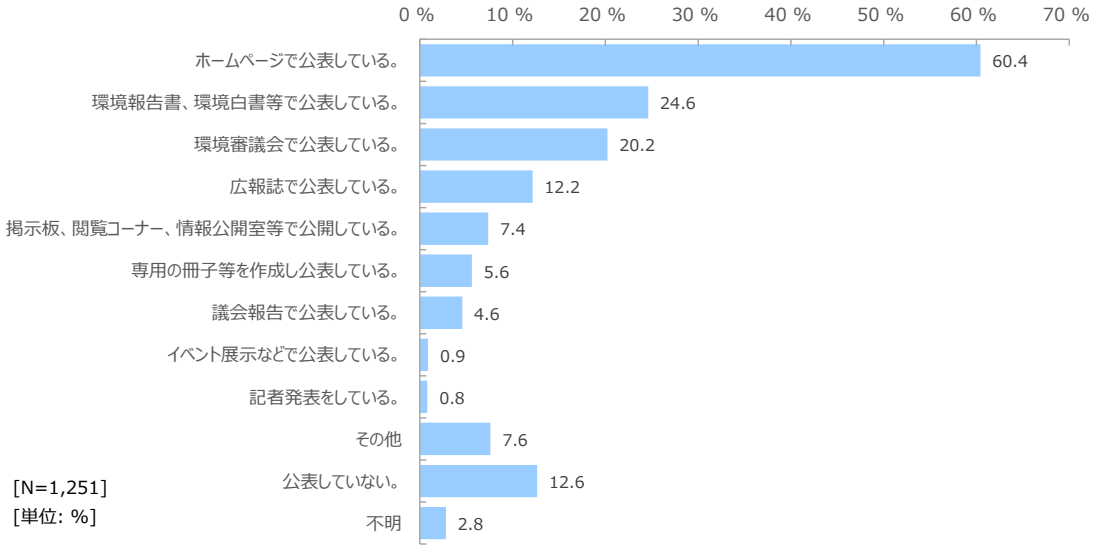

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、「広報誌で公表している」団体割合も大きい。一方で「公表していない」の割合も高い。

図表 158　事務事業編の点検結果・評価の公表方法【団体区分別】

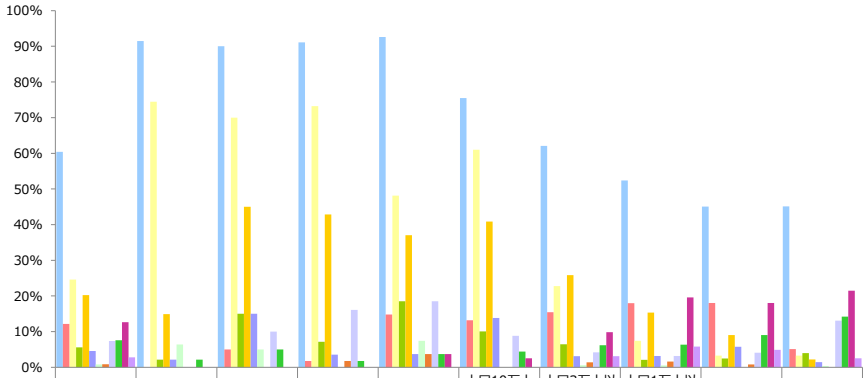

[単位：%]

	全体(N=1,251)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=56)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=189)	人口1万人未満の市町村(N=122)	地方公共団体の組合(N=275)
ホームページで公表している。	60.4	91.5	90.0	91.1	92.6	75.5	62.1	52.4	45.1	45.1
広報誌で公表している。	12.2	0.0	5.0	1.8	14.8	13.2	15.4	18.0	18.0	5.1
環境報告書、環境白書等で公表している。	24.6	74.5	70.0	73.2	48.1	61.0	22.8	7.4	3.3	3.3
専用の冊子等を作成し公表している。	5.6	2.1	15.0	7.1	18.5	10.1	6.5	2.1	2.5	4.0
環境審議会で公表している。	20.2	14.9	45.0	42.9	37.0	40.9	25.8	15.3	9.0	2.2
議会報告で公表している。	4.6	2.1	15.0	3.6	3.7	13.8	3.1	3.2	5.7	1.5
記者発表をしている。	0.8	6.4	5.0	0.0	7.4	0.0	0.6	0.5	0.0	0.4
イベント展示などで公表している。	0.9	0.0	0.0	1.8	3.7	0.0	1.4	1.6	0.8	0.0
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	7.4	0.0	10.0	16.1	18.5	8.8	4.2	3.2	4.1	13.1
その他	7.6	2.1	5.0	1.8	3.7	4.4	6.2	6.3	9.0	14.2
公表していない。	12.6	0.0	0.0	0.0	3.7	2.5	9.8	19.6	18.0	21.5
不明	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	5.8	4.9	2.5

		ホームページで公表している。	広報誌で公表している。	環境報告書、環境白書等で公表している。	専用の冊子等を作成し公表している。	環境審議会で公表している。	議会報告で公表している。	記者発表をしている。	イベント展示などで公表している。	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	その他	公表していない。	不明	合計
回答数	全体	756	152	308	70	253	57	10	11	92	95	158	35	1,251
	都道府県	43	0	35	1	7	1	3	0	0	1	0	0	47
	政令指定都市	18	1	14	3	9	3	1	0	2	1	0	0	20
	中核市	51	1	41	4	24	2	0	1	9	1	0	0	56
	施行時特例市	25	4	13	5	10	1	2	1	5	1	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	120	21	97	16	65	22	0	0	14	7	4	0	159
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	221	55	81	23	92	11	2	5	15	22	35	11	356
	人口1万人以上3万人未満の市町村	99	34	14	4	29	6	1	3	6	12	37	11	189
	人口1万人未満の市町村	55	22	4	3	11	7	0	1	5	11	22	6	122
	地方公共団体の組合	124	14	9	11	6	4	1	0	36	39	59	7	275
比率（%）	全体(N=1,251)	60.4	12.2	24.6	5.6	20.2	4.6	0.8	0.9	7.4	7.6	12.6	2.8	
	都道府県(N=47)	91.5	0.0	74.5	2.1	14.9	2.1	6.4	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	70.0	15.0	45.0	15.0	5.0	0.0	10.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=56)	91.1	1.8	73.2	7.1	42.9	3.6	0.0	1.8	16.1	1.8	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	92.6	14.8	48.1	18.5	37.0	3.7	7.4	3.7	18.5	3.7	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	75.5	13.2	61.0	10.1	40.9	13.8	0.0	0.0	8.8	4.4	2.5	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	62.1	15.4	22.8	6.5	25.8	3.1	0.6	1.4	4.2	6.2	9.8	3.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=189)	52.4	18.0	7.4	2.1	15.3	3.2	0.5	1.6	3.2	6.3	19.6	5.8	
	人口1万人未満の市町村(N=122)	45.1	18.0	3.3	2.5	9.0	5.7	0.0	0.8	4.1	9.0	18.0	4.9	
	地方公共団体の組合(N=275)	45.1	5.1	3.3	4.0	2.2	1.5	0.4	0.0	13.1	14.2	21.5	2.5	

９）　事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」（49.4%）が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」（34.2%）、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」（30.7%）、「国内機関（国や都道府県など）へ報告している。」（17.9%）と続く。「活用していない。」団体も 11.8%存在している。

図表 159　事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い

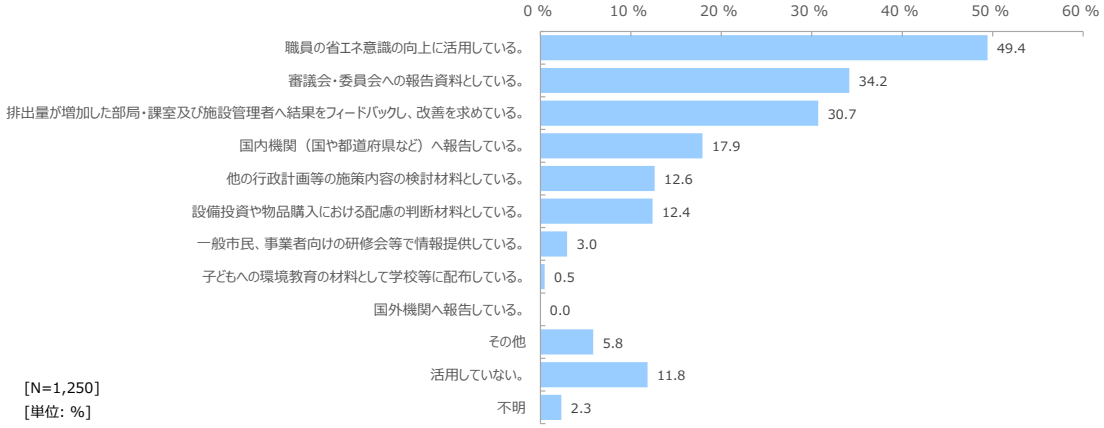

地方公共団体の区分別に見ると、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」の割合は、どの団体区分においても高い。都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」の割合が高い。また、施行時特例市及びそれと同等規模の団体においては「審議会・委員会への報告資料としている。」の割合が高い。

図表 160　事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】

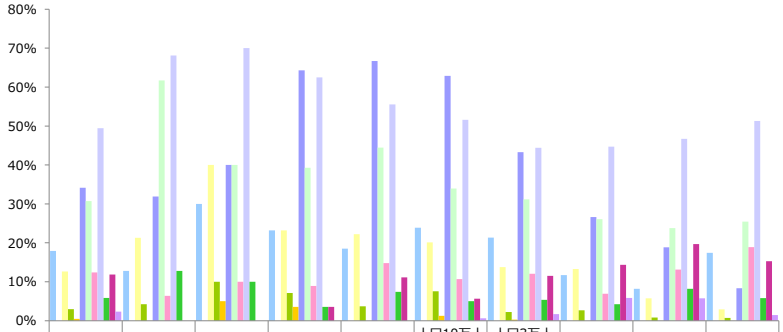

[単位：%]

	全体(N=1,250)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=56)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=188)	人口1万人未満の市町村(N=122)	地方公共団体の組合(N=275)
国内機関（国や都道府県など）へ報告している。	17.9	12.8	30.0	23.2	18.5	23.9	21.3	11.7	8.2	17.5
国外機関へ報告している。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。	12.6	21.3	40.0	23.2	22.2	20.1	13.8	13.3	5.7	2.9
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	3.0	4.3	10.0	7.1	3.7	7.5	2.2	2.7	0.8	0.7
子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している。	0.5	0.0	5.0	3.6	0.0	1.3	0.3	0.0	0.0	0.0
審議会・委員会への報告資料としている。	34.2	31.9	40.0	64.3	66.7	62.9	43.3	26.6	18.9	8.4
排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。	30.7	61.7	40.0	39.3	44.4	34.0	31.2	26.1	23.8	25.5
設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている。	12.4	6.4	10.0	8.9	14.8	10.7	12.1	6.9	13.1	18.9
職員の省エネ意識の向上に活用している。	49.4	68.1	70.0	62.5	55.6	51.6	44.4	44.7	46.7	51.3
その他	5.8	12.8	10.0	3.6	7.4	5.0	5.3	4.3	8.2	5.8
活用していない。	11.8	0.0	0.0	3.6	11.1	5.7	11.5	14.4	19.7	15.3
不明	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.7	5.9	5.7	1.5

		国内機関（国や都道府県など）へ報告している。	国外機関へ報告している。	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している。	審議会・委員会への報告資料としている。	排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。	設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている。	職員の省エネ意識の向上に活用している。	その他	活用していない。	不明	合計
回答数	全体	224	0	158	37	6	427	384	155	618	73	148	29	1,250
	都道府県	6	0	10	2	0	15	29	3	32	6	0	0	47
	政令指定都市	6	0	8	2	1	8	8	2	14	2	0	0	20
	中核市	13	0	13	4	2	36	22	5	35	2	2	0	56
	施行時特例市	5	0	6	1	0	18	12	4	15	2	3	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	38	0	32	12	2	100	54	17	82	8	9	1	159
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	76	0	49	8	1	154	111	43	158	19	41	6	356
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	0	25	5	0	50	49	13	84	8	27	11	188
	人口1万人未満の市町村	10	0	7	1	0	23	29	16	57	10	24	7	122
	地方公共団体の組合	48	0	8	2	0	23	70	52	141	16	42	4	275
比率（%）	全体(N=1,250)	17.9	0.0	12.6	3.0	0.5	34.2	30.7	12.4	49.4	5.8	11.8	2.3	
	都道府県(N=47)	12.8	0.0	21.3	4.3	0.0	31.9	61.7	6.4	68.1	12.8	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	30.0	0.0	40.0	10.0	5.0	40.0	40.0	10.0	70.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=56)	23.2	0.0	23.2	7.1	3.6	64.3	39.3	8.9	62.5	3.6	3.6	0.0	
	施行時特例市(N=27)	18.5	0.0	22.2	3.7	0.0	66.7	44.4	14.8	55.6	7.4	11.1	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	23.9	0.0	20.1	7.5	1.3	62.9	34.0	10.7	51.6	5.0	5.7	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	21.3	0.0	13.8	2.2	0.3	43.3	31.2	12.1	44.4	5.3	11.5	1.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=188)	11.7	0.0	13.3	2.7	0.0	26.6	26.1	6.9	44.7	4.3	14.4	5.9	
	人口1万人未満の市町村(N=122)	8.2	0.0	5.7	0.8	0.0	18.9	23.8	13.1	46.7	8.2	19.7	5.7	
	地方公共団体の組合(N=275)	17.5	0.0	2.9	0.7	0.0	8.4	25.5	18.9	51.3	5.8	15.3	1.5	

１０）事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は 53.5%である。

図表 161　事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

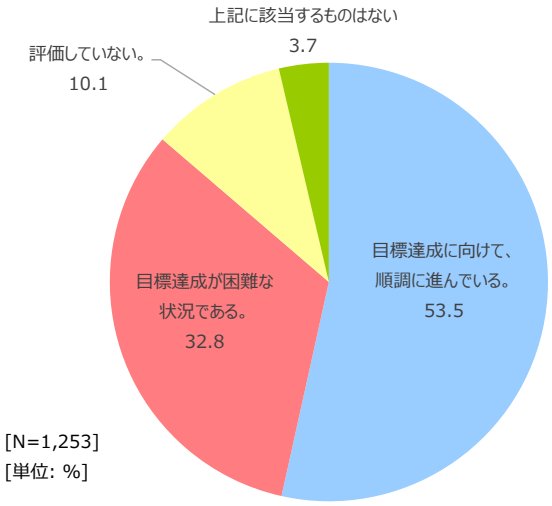

図表 162　事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価【団体区分別】

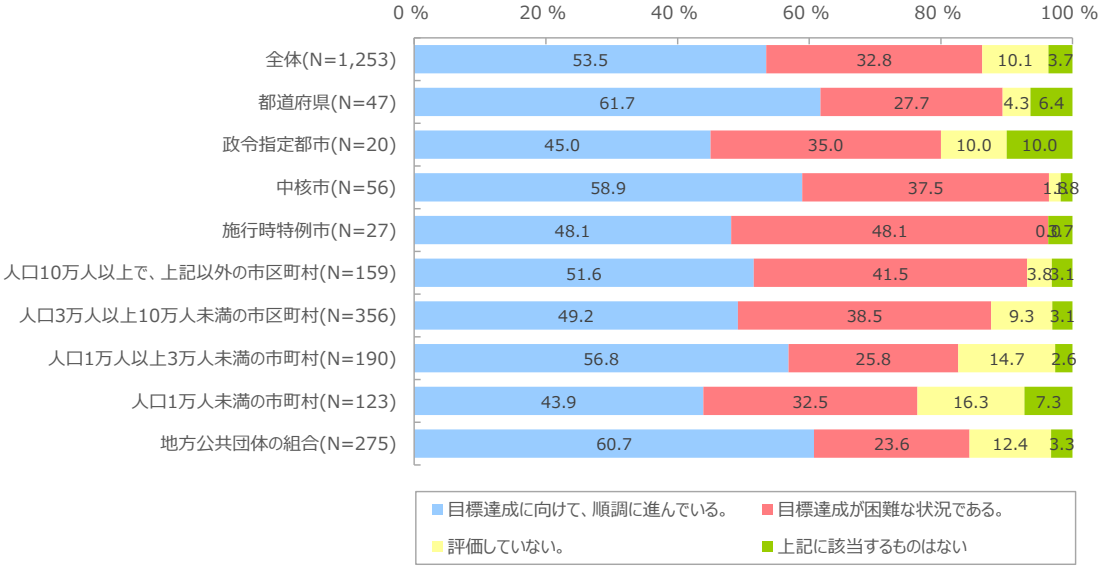

		目標達成に向けて、順調に進んでいる。	目標達成が困難な状況である。	評価していない。	上記に該当するものはない	合計
全体	全体	670	411	126	46	1,253
	都道府県	29	13	2	3	47
	政令指定都市	9	7	2	2	20
	中核市	33	21	1	1	56
	施行時特例市	13	13	0	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	82	66	6	5	159
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	175	137	33	11	356
	人口1万人以上3万人未満の市町村	108	49	28	5	190
	人口1万人未満の市町村	54	40	20	9	123
	地方公共団体の組合	167	65	34	9	275
比率	全体(N=1,253)	53.5	32.8	10.1	3.7	
	都道府県(N=47)	61.7	27.7	4.3	6.4	
	政令指定都市(N=20)	45.0	35.0	10.0	10.0	
	中核市(N=56)	58.9	37.5	1.8	1.8	
	施行時特例市(N=27)	48.1	48.1	0.0	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	51.6	41.5	3.8	3.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	49.2	38.5	9.3	3.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=190)	56.8	25.8	14.7	2.6	
	人口1万人未満の市町村(N=123)	43.9	32.5	16.3	7.3	
	地方公共団体の組合(N=275)	60.7	23.6	12.4	3.3	

（８）実行計画（事務事業編）の見直し

１）　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況

政府の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年５月 13 日閣議決定）を受けた事務事業編の策定・改定状況について、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は 24.9%である。しかし「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体も 47.7%存在している。全体の 27.5%が策定・改定予定団体である。

図表 163　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況

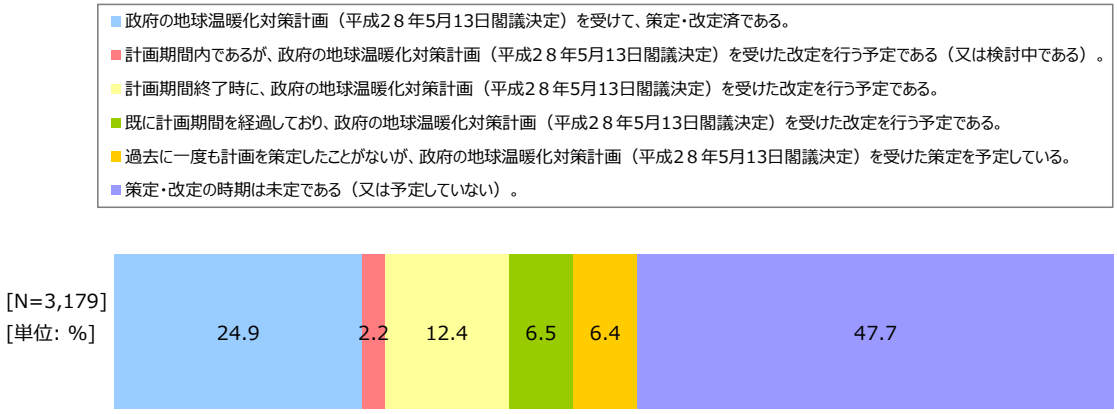

地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人以上の団体の大部分は、政府の地球温暖化対策計画を受けた改定を実施済みか、実施の予定がある。一方、小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」の割合が高く、人口 1 万人未満の市町村及び組合では過半数を超えている。

図表 164　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況【団体区分別】

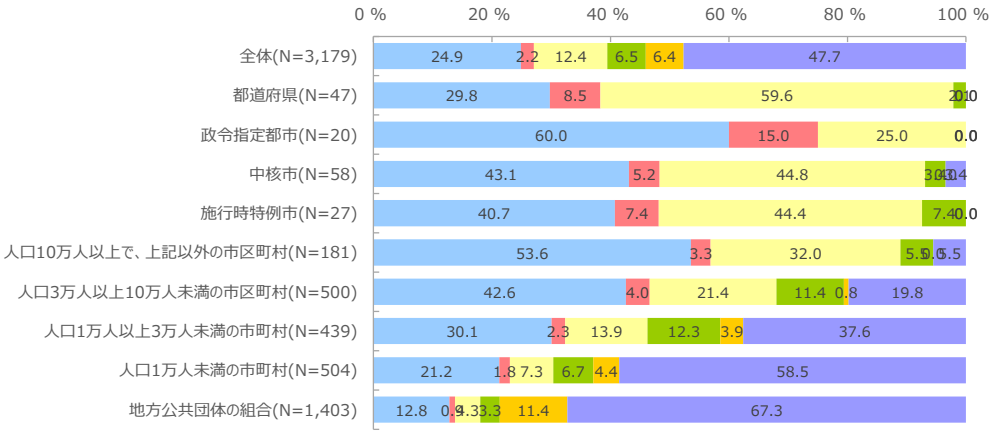

		政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けて、策定・改定済である。	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた策定を予定している。	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	合計
全体	全体	791	70	394	206	203	1,515	3,179
	都道府県	14	4	28	1	0	0	47
	政令指定都市	12	3	5	0	0	0	20
	中核市	25	3	26	2	0	2	58
	施行時特例市	11	2	12	2	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	97	6	58	10	0	10	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	213	20	107	57	4	99	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	132	10	61	54	17	165	439
	人口1万人未満の市町村	107	9	37	34	22	295	504
	地方公共団体の組合	180	13	60	46	160	944	1,403
比率	全体(N=3,179)	24.9	2.2	12.4	6.5	6.4	47.7	
	都道府県(N=47)	29.8	8.5	59.6	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	15.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	43.1	5.2	44.8	3.4	0.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	40.7	7.4	44.4	7.4	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	53.6	3.3	32.0	5.5	0.0	5.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	42.6	4.0	21.4	11.4	0.8	19.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	30.1	2.3	13.9	12.3	3.9	37.6	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	21.2	1.8	7.3	6.7	4.4	58.5	
	地方公共団体の組合(N=1,403)	12.8	0.9	4.3	3.3	11.4	67.3	

２）　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）

政府の「地球温暖化対策計画」を受けて事務事業編を策定・改定した（または、予定がある）団体において、その策定・改定（予定）年度は、「2020 年度」（26.7%）が最も多く、「2018 年度」（17.7%）が続く。

図表 165　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）

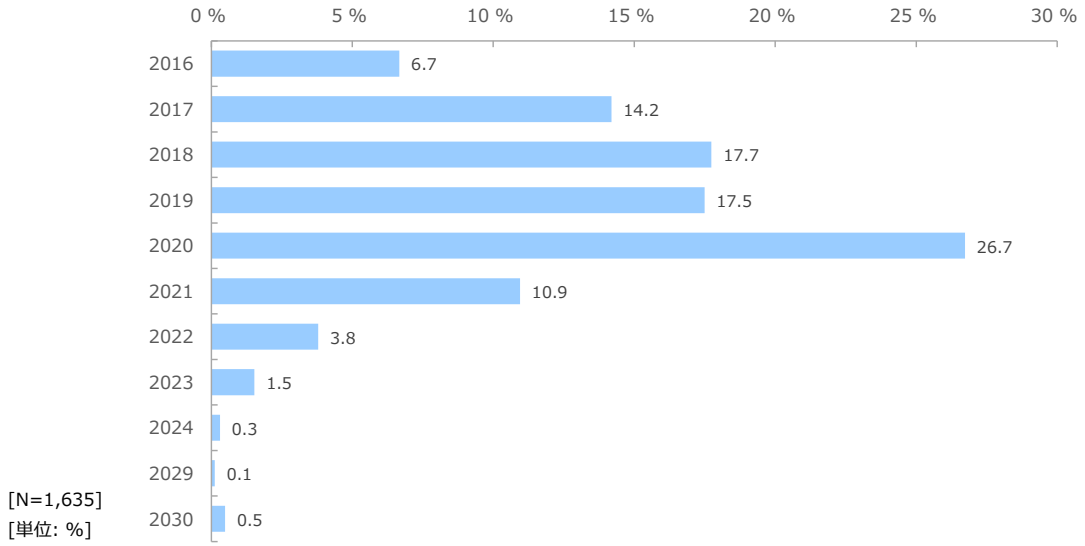

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2029	2030	合計
全体	109	232	290	286	437	179	62	25	5	2	8	1,635
比率（%）	6.7	14.2	17.7	17.5	26.7	10.9	3.8	1.5	0.3	0.1	0.5	

３）　事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 11.1%である。

図表 166　事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

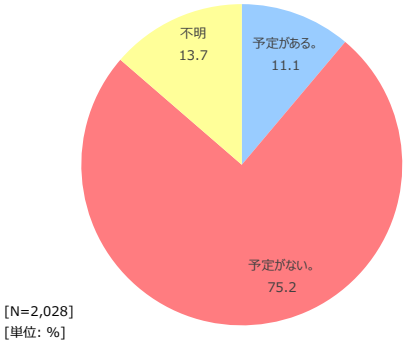

図表 167　事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無【団体区分別】

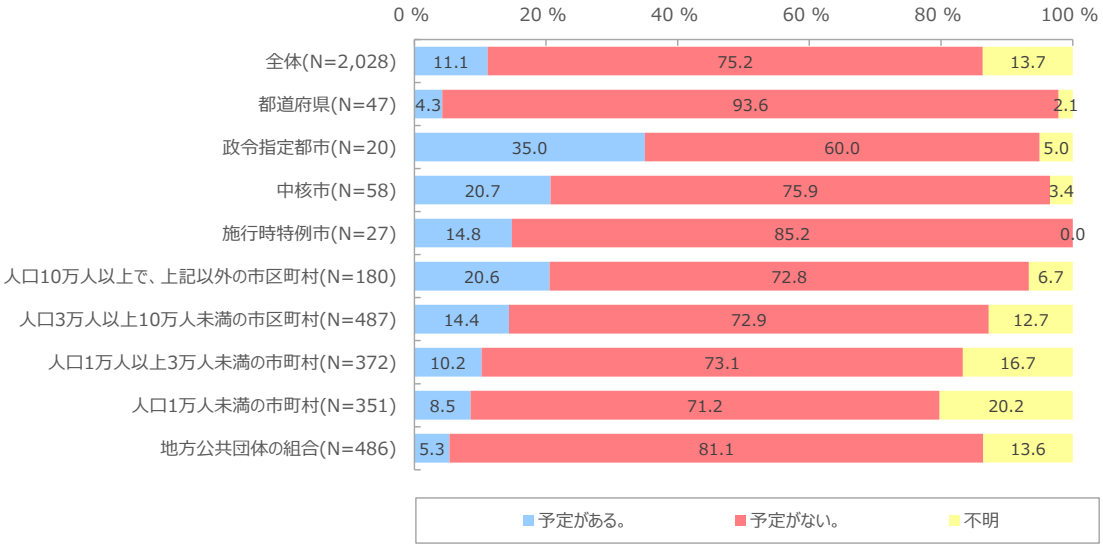

		予定がある。	予定がない。	不明	合計
全体	全体	226	1,525	277	2,028
	都道府県	2	44	1	47
	政令指定都市	7	12	1	20
	中核市	12	44	2	58
	施行時特例市	4	23	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	37	131	12	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	70	355	62	487
	人口1万人以上3万人未満の市町村	38	272	62	372
	人口1万人未満の市町村	30	250	71	351
	地方公共団体の組合	26	394	66	486
比率	全体(N=2,028)	11.1	75.2	13.7	
	都道府県(N=47)	4.3	93.6	2.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	60.0	5.0	
	中核市(N=58)	20.7	75.9	3.4	
	施行時特例市(N=27)	14.8	85.2	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	20.6	72.8	6.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=487)	14.4	72.9	12.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=372)	10.2	73.1	16.7	
	人口1万人未満の市町村(N=351)	8.5	71.2	20.2	
	地方公共団体の組合(N=486)	5.3	81.1	13.6	

４） 事務事業編の中間見直しの予定年度

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、その予定年度は、「2020 年度」（22.3%）、「2023 年度」（19.1%）、「2022 年度」（17.2%）の順で多い。

図表 168　事務事業編の中間見直しの予定年

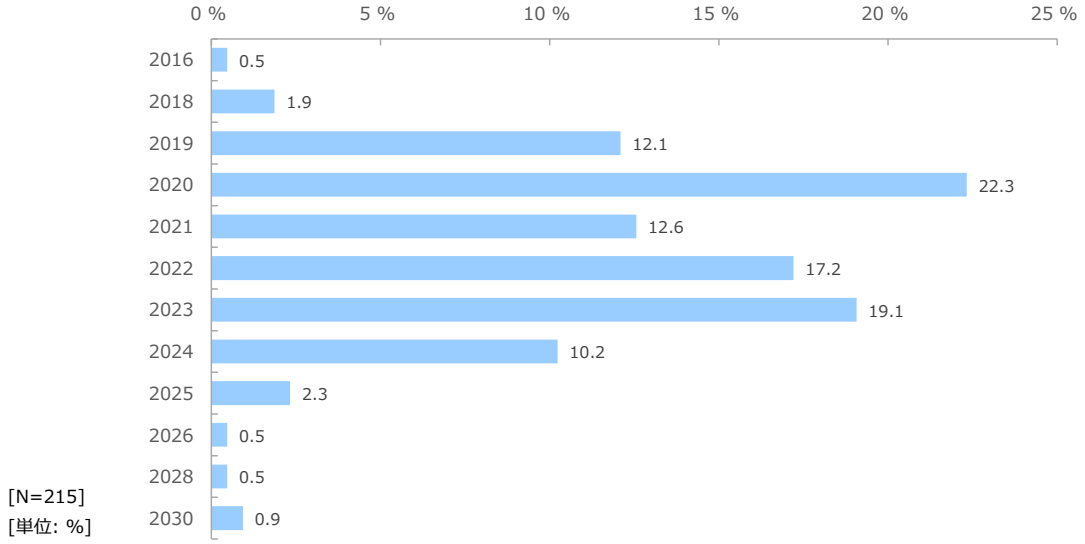

	2016	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2028	2030	合計
全体	1	4	26	48	27	37	41	22	5	1	1	2	215
比率（%）	0.5	1.9	12.1	22.3	12.6	17.2	19.1	10.2	2.3	0.5	0.5	0.9	

５） 事務事業編における中間見直しの対象

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）」を中間見直しの対象としている団体は80.7%である。

図表 169 事務事業編における中間見直しの対象
(1)目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

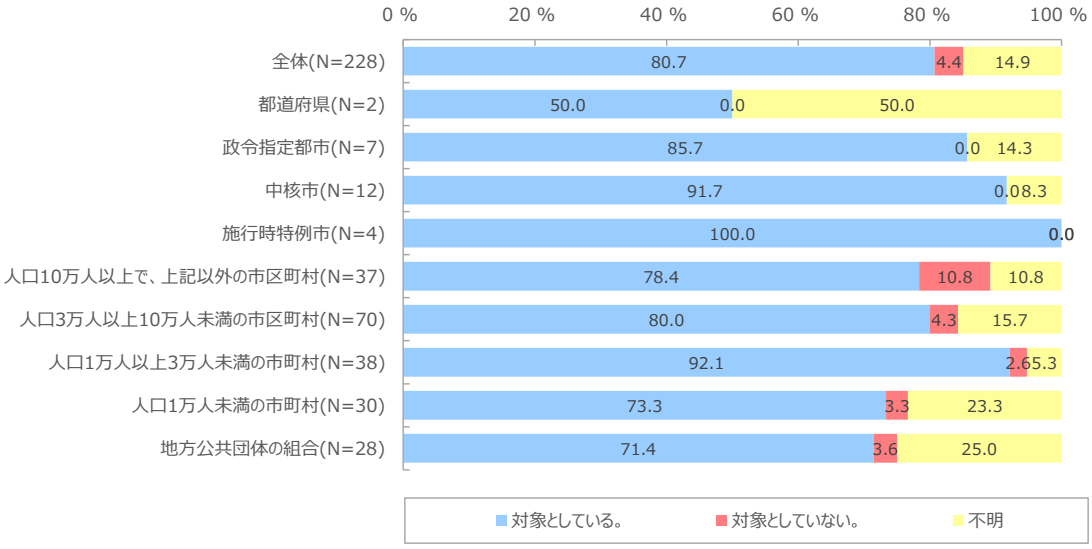

		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	184	10	34	228
	都道府県	1	0	1	2
	政令指定都市	6	0	1	7
	中核市	11	0	1	12
	施行時特例市	4	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	4	4	37
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	56	3	11	70
	人口1万人以上3万人未満の市町村	35	1	2	38
	人口1万人未満の市町村	22	1	7	30
	地方公共団体の組合	20	1	7	28
比率	全体(N=228)	80.7	4.4	14.9	
	都道府県(N=2)	50.0	0.0	50.0	
	政令指定都市(N=7)	85.7	0.0	14.3	
	中核市(N=12)	91.7	0.0	8.3	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=37)	78.4	10.8	10.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=70)	80.0	4.3	15.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=38)	92.1	2.6	5.3	
	人口1万人未満の市町村(N=30)	73.3	3.3	23.3	
	地方公共団体の組合(N=28)	71.4	3.6	25.0	

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「取組（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など）」を中間見直しの対象としている団体は 68.9%である。

市区町村では、最低でも６割以上の団体が「取組」を中間見直しの対象としている。

図表 170　事務事業編における中間見直しの対象
(2)取組（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

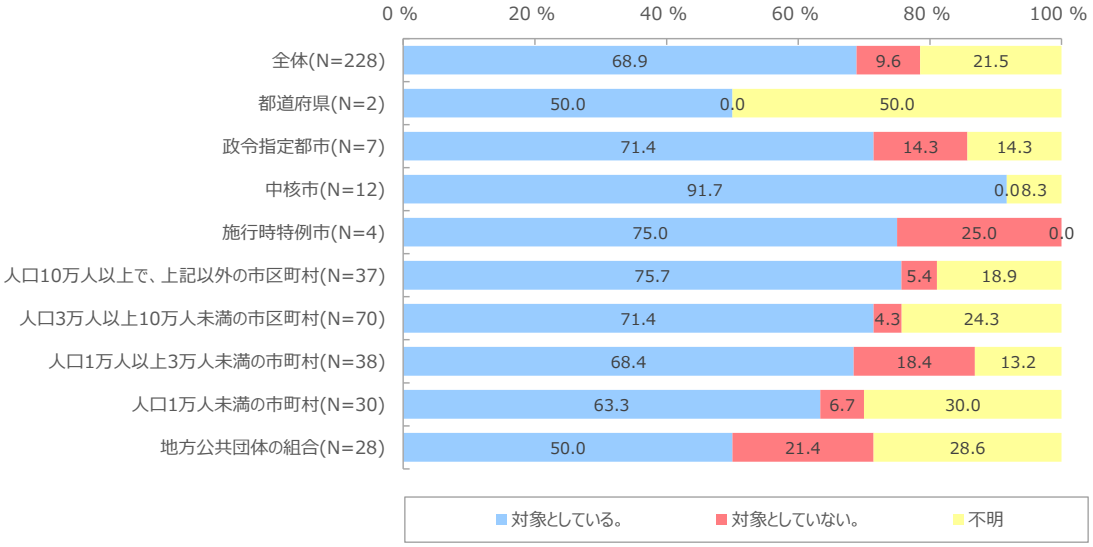

		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	157	22	49	228
	都道府県	1	0	1	2
	政令指定都市	5	1	1	7
	中核市	11	0	1	12
	施行時特例市	3	1	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	2	7	37
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	50	3	17	70
	人口1万人以上3万人未満の市町村	26	7	5	38
	人口1万人未満の市町村	19	2	9	30
	地方公共団体の組合	14	6	8	28
比率	全体(N=228)	68.9	9.6	21.5	
	都道府県(N=2)	50.0	0.0	50.0	
	政令指定都市(N=7)	71.4	14.3	14.3	
	中核市(N=12)	91.7	0.0	8.3	
	施行時特例市(N=4)	75.0	25.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=37)	75.7	5.4	18.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=70)	71.4	4.3	24.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=38)	68.4	18.4	13.2	
	人口1万人未満の市町村(N=30)	63.3	6.7	30.0	
	地方公共団体の組合(N=28)	50.0	21.4	28.6	

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「管理（進行管理の仕組みや評価・公表の在り方など）」を中間見直しの対象としている団体は 54.8%で、目標や取組に比べると割合は低くなっている。

図表 171　事務事業編における中間見直しの対象
(3)管理（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

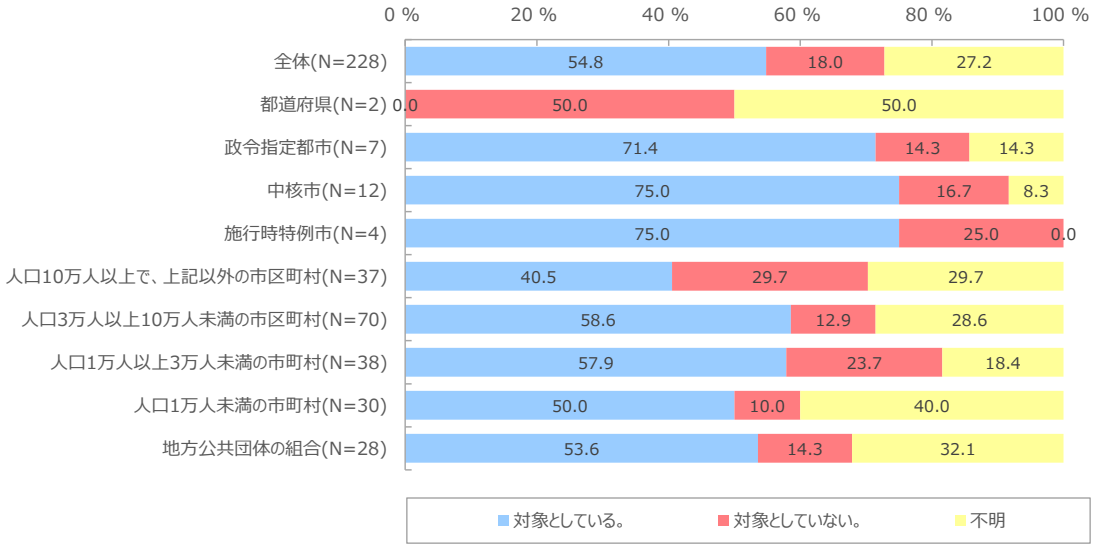

		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	125	41	62	228
	都道府県	0	1	1	2
	政令指定都市	5	1	1	7
	中核市	9	2	1	12
	施行時特例市	3	1	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	11	11	37
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	41	9	20	70
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	9	7	38
	人口1万人未満の市町村	15	3	12	30
	地方公共団体の組合	15	4	9	28
比率	全体(N=228)	54.8	18.0	27.2	
	都道府県(N=2)	0.0	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=7)	71.4	14.3	14.3	
	中核市(N=12)	75.0	16.7	8.3	
	施行時特例市(N=4)	75.0	25.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=37)	40.5	29.7	29.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=70)	58.6	12.9	28.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=38)	57.9	23.7	18.4	
	人口1万人未満の市町村(N=30)	50.0	10.0	40.0	
	地方公共団体の組合(N=28)	53.6	14.3	32.1	

（９）地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

１）　「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

政府の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、都道府県が取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」（46.8%）が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」（42.6%）、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」（34.0%）と続く。

図表 172　「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

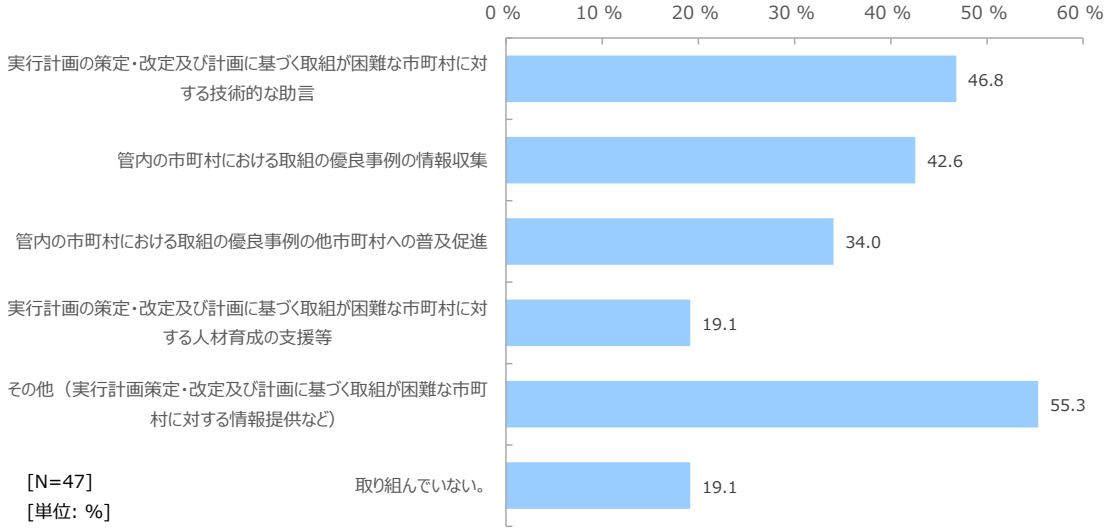

	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など）	取り組んでいない。	合計
都道府県	20	16	22	9	26	9	47
比率（%）	42.6	34.0	46.8	19.1	55.3	19.1	

２） 市町村に対する支援を行っていない理由

都道府県で、市町村に対する支援を行っていない理由を回答した団体が 9 つあり、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）。」が 4 団体、「日常業務で忙しく、時間をとることができない」、「知識・情報が足りない」が 3 団体あった。

図表 173　市町村に対する支援を行っていない理由

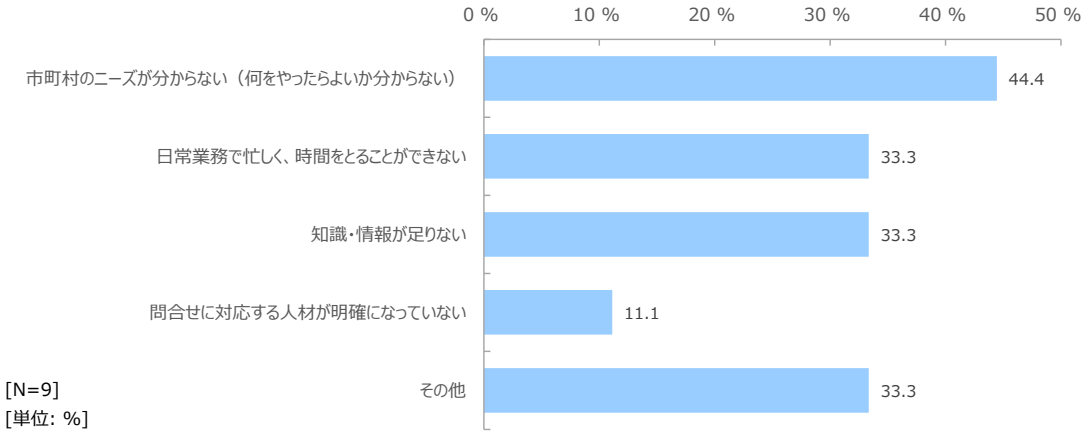

	日常業務で忙しく、時間をとることができない	知識・情報が足りない	問合せに対応する人材が明確になっていない	市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）	その他	合計
都道府県	3	3	1	4	3	9
比率（%）	33.3	33.3	11.1	44.4	33.3	

（１０）算定対象となる施設の把握

１）　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータの活用方法としては、「活用したいと考えているが現状は活用していない。」（33.8%）、「活用することを考えていない。」（18.2%）と続く。

図表 174　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法

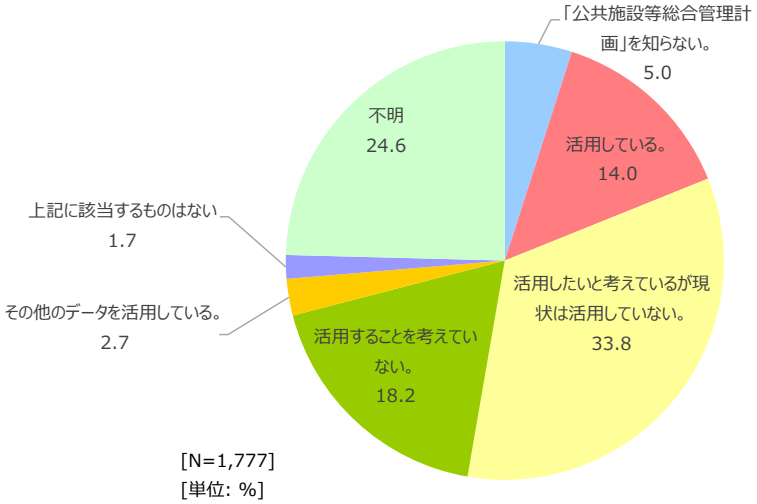

地方公共団体の区分別に見ると、活用していたり、活用意欲のある団体は、中核市及び施行時特例市に多い。

図表 175　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法【団体区分別】

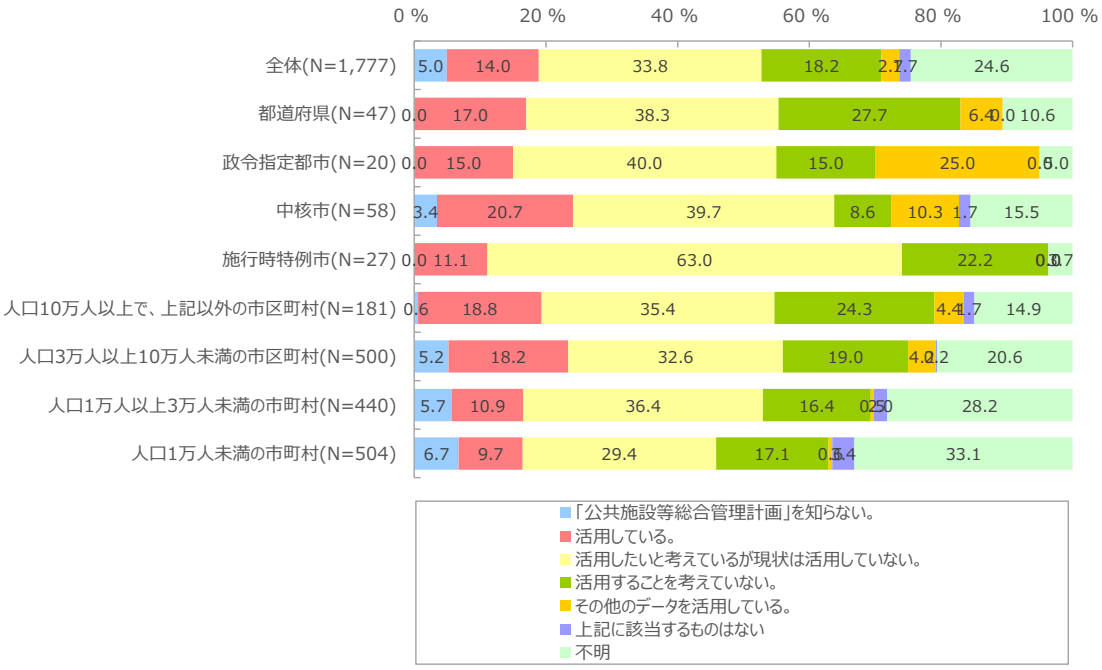

		「公共施設等総合管理計画」を知らない。	活用している。	活用したいと考えているが現状は活用していない。	活用することを考えていない。	その他のデータを活用している。	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	全体	88	248	601	324	48	31	437	1,777
	都道府県	0	8	18	13	3	0	5	47
	政令指定都市	0	3	8	3	5	0	1	20
	中核市	2	12	23	5	6	1	9	58
	施行時特例市	0	3	17	6	0	0	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	34	64	44	8	3	27	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	91	163	95	21	1	103	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	48	160	72	2	9	124	440
	人口1万人未満の市町村	34	49	148	86	3	17	167	504
比率	全体(N=1,777)	5.0	14.0	33.8	18.2	2.7	1.7	24.6	
	都道府県(N=47)	0.0	17.0	38.3	27.7	6.4	0.0	10.6	
	政令指定都市(N=20)	0.0	15.0	40.0	15.0	25.0	0.0	5.0	
	中核市(N=58)	3.4	20.7	39.7	8.6	10.3	1.7	15.5	
	施行時特例市(N=27)	0.0	11.1	63.0	22.2	0.0	0.0	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.6	18.8	35.4	24.3	4.4	1.7	14.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	5.2	18.2	32.6	19.0	4.2	0.2	20.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	5.7	10.9	36.4	16.4	0.5	2.0	28.2	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	6.7	9.7	29.4	17.1	0.6	3.4	33.1	

２）　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由

公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータについて「活用することを考えていない。」と回答した団体において、その理由としては、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」（29.3%）が最も多く、「計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため。」（17.2%）、「その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため。」（16.7%）と続く。

図表 176　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由

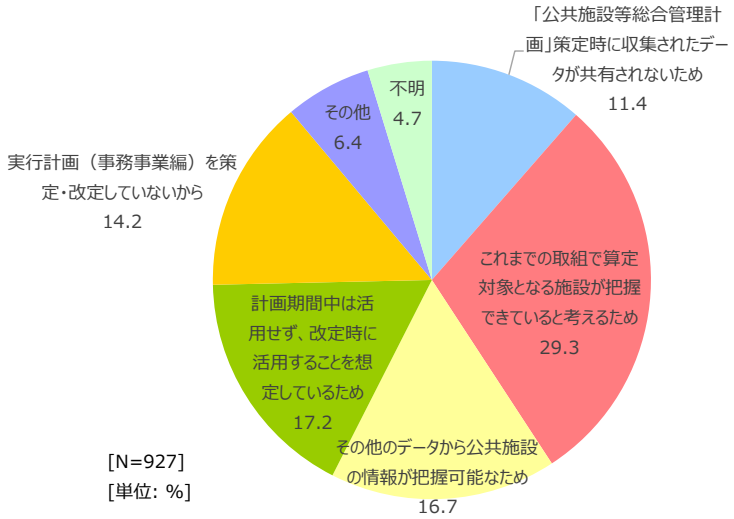

地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」の割合が高く、小規模な団体では「実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから。」の割合が高い。

図表 177「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由【団体区分別】

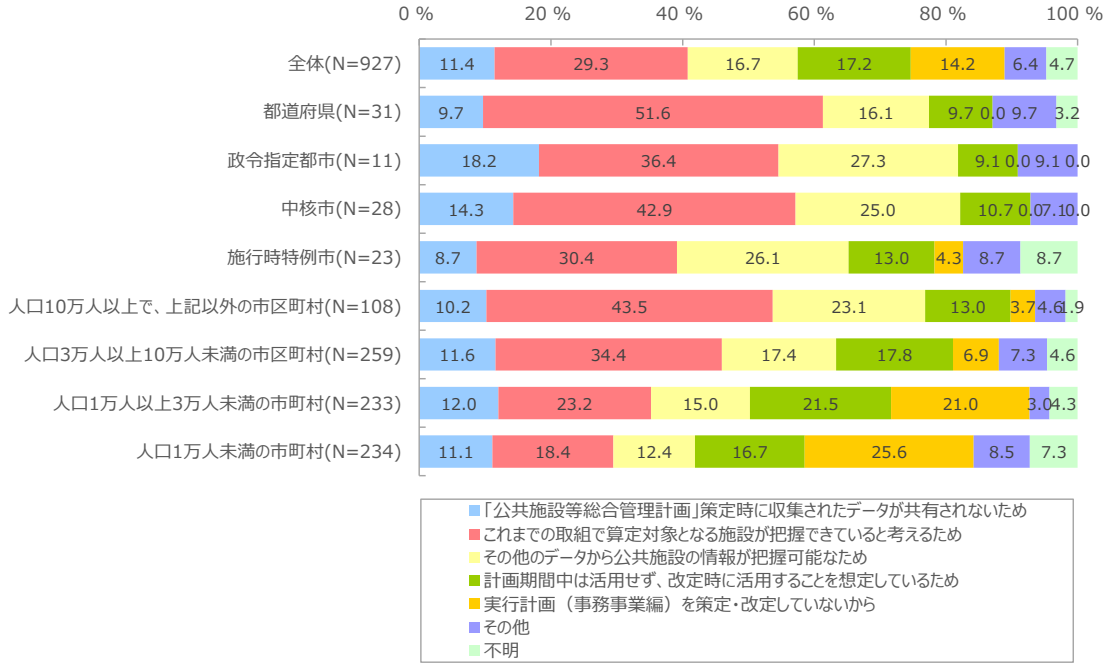

		「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータが共有されないため	これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため	その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため	計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため	実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから	その他	不明	合計
全体	全体	106	272	155	159	132	59	44	927
	都道府県	3	16	5	3	0	3	1	31
	政令指定都市	2	4	3	1	0	1	0	11
	中核市	4	12	7	3	0	2	0	28
	施行時特例市	2	7	6	3	1	2	2	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	47	25	14	4	5	2	108
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	89	45	46	18	19	12	259
	人口1万人以上3万人未満の市町村	28	54	35	50	49	7	10	233
	人口1万人未満の市町村	26	43	29	39	60	20	17	234
比率	全体(N=927)	11.4	29.3	16.7	17.2	14.2	6.4	4.7	
	都道府県(N=31)	9.7	51.6	16.1	9.7	0.0	9.7	3.2	
	政令指定都市(N=11)	18.2	36.4	27.3	9.1	0.0	9.1	0.0	
	中核市(N=28)	14.3	42.9	25.0	10.7	0.0	7.1	0.0	
	施行時特例市(N=23)	8.7	30.4	26.1	13.0	4.3	8.7	8.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=108)	10.2	43.5	23.1	13.0	3.7	4.6	1.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=259)	11.6	34.4	17.4	17.8	6.9	7.3	4.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=233)	12.0	23.2	15.0	21.5	21.0	3.0	4.3	
	人口1万人未満の市町村(N=234)	11.1	18.4	12.4	16.7	25.6	8.5	7.3	

３）　建物台帳の作成状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における建物台帳の作成状況について、「全ての施設を対象にした建物台帳を作成している。」団体は 50.6%、「建物台帳は作成していない。」団体は 13.3%ある。

図表 178　建物台帳の作成状況

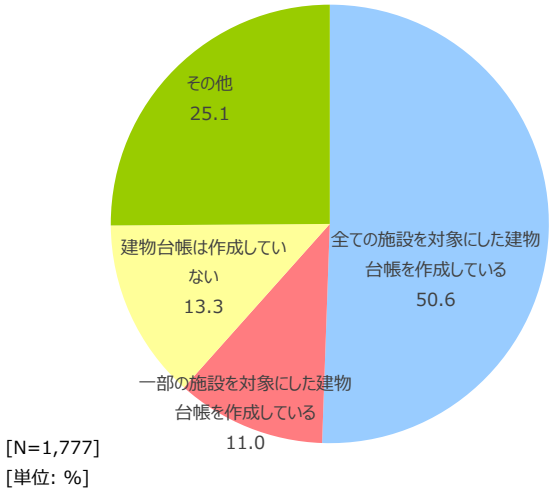

地方公共団体の区分別に見ると、施工時特例市以上の市区町村では 6 割以上の団体が建物台帳を作成しているが、人口 3 万人以下の市町村では 5 割以下に留まる。

図表 179　建物台帳の作成状況【団体区分別】

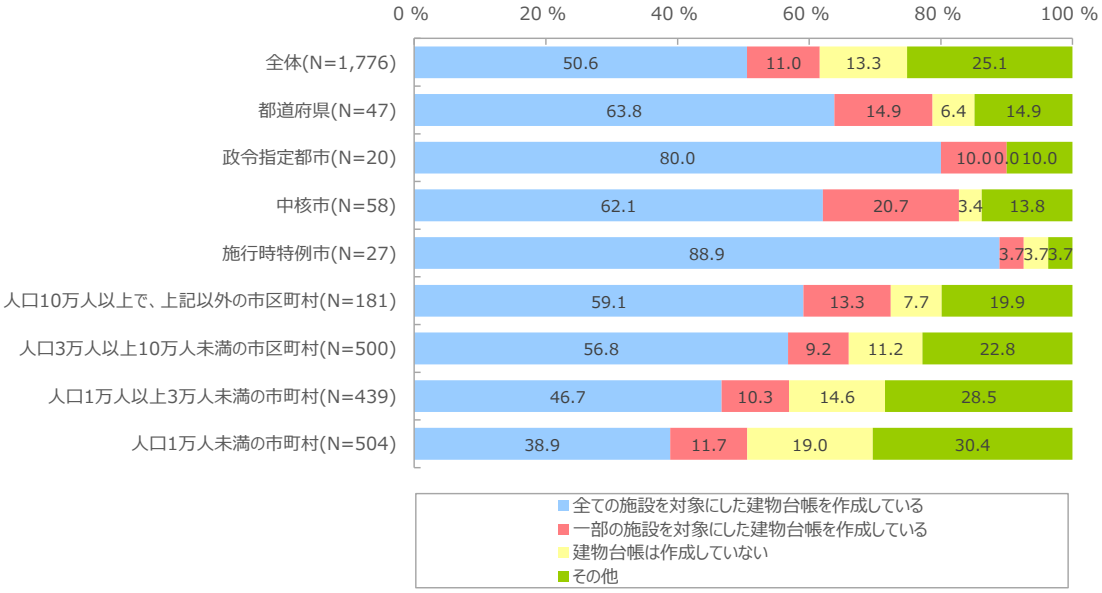

		全ての施設を対象にした建物台帳を作成している	一部の施設を対象にした建物台帳を作成している	建物台帳は作成していない	その他	合計
全体	全体	898	196	236	446	1,776
	都道府県	30	7	3	7	47
	政令指定都市	16	2	0	2	20
	中核市	36	12	2	8	58
	施行時特例市	24	1	1	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	107	24	14	36	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	284	46	56	114	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	205	45	64	125	439
	人口1万人未満の市町村	196	59	96	153	504
比率	全体(N=1,776)	50.6	11.0	13.3	25.1	
	都道府県(N=47)	63.8	14.9	6.4	14.9	
	政令指定都市(N=20)	80.0	10.0	0.0	10.0	
	中核市(N=58)	62.1	20.7	3.4	13.8	
	施行時特例市(N=27)	88.9	3.7	3.7	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	59.1	13.3	7.7	19.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	56.8	9.2	11.2	22.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	46.7	10.3	14.6	28.5	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	38.9	11.7	19.0	30.4	

４） 設備台帳の作成状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における設備台帳の作成状況について、「全ての施設を対象にした設備台帳を作成している。」団体は 16.9%に留まる。「設備台帳は作成していない。」団体は 38.7%である。

図表 180　設備台帳の作成状況

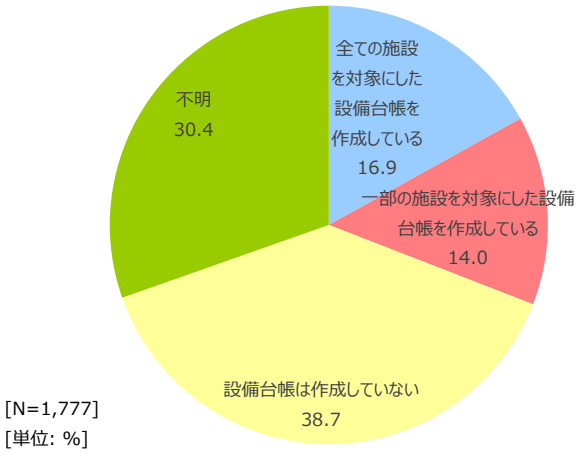

地方公共団体の区分別に見ると、団体の規模が大きくなるほど、設備台帳の作成率は高い傾向にある。施工時特例市以下の市区町村では、設備台帳を作成している団体は2割以下である。

図表 181　設備台帳の作成状況【団体区分別】

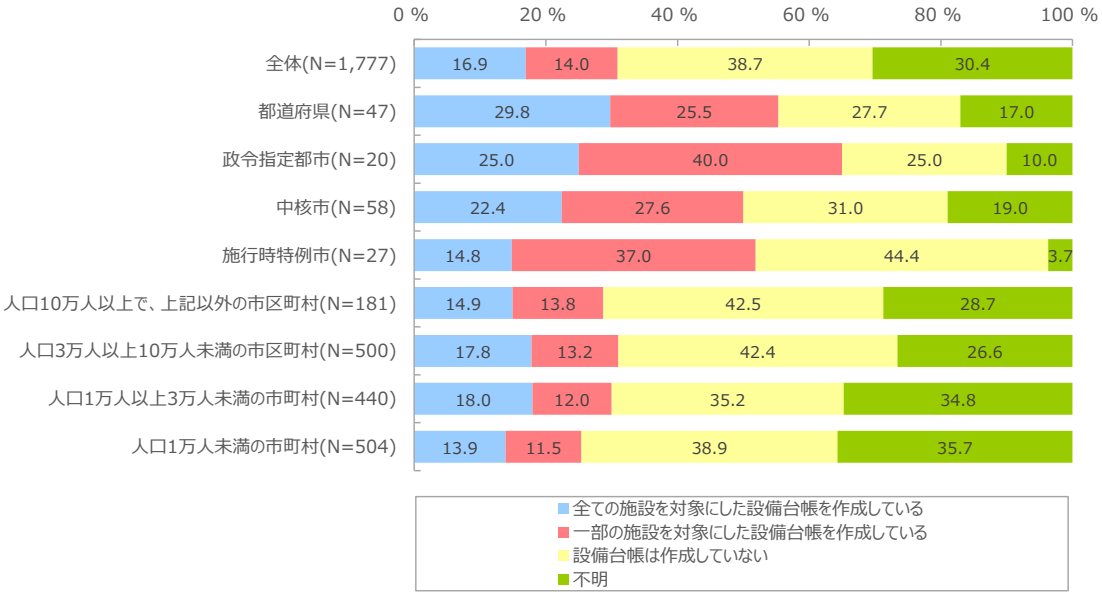

		全ての施設を対象にした設備台帳を作成している	一部の施設を対象にした設備台帳を作成している	設備台帳は作成していない	不明	合計
全体	全体	301	248	688	540	1,777
	都道府県	14	12	13	8	47
	政令指定都市	5	8	5	2	20
	中核市	13	16	18	11	58
	施行時特例市	4	10	12	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	27	25	77	52	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	89	66	212	133	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	79	53	155	153	440
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0
比率	全体(N=1,777)	16.9	14.0	38.7	30.4	
	都道府県(N=47)	29.8	25.5	27.7	17.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	40.0	25.0	10.0	
	中核市(N=58)	22.4	27.6	31.0	19.0	
	施行時特例市(N=27)	14.8	37.0	44.4	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	14.9	13.8	42.5	28.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	17.8	13.2	42.4	26.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	18.0	12.0	35.2	34.8	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	13.9	11.5	38.9	35.7	

５） 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画の運用の際に活用しているシステムとしては、「Excel で管理している（特別なソフトウェアは活用していない）」（36.5%）、「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」（12.5%）と続く。

図表 182　公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

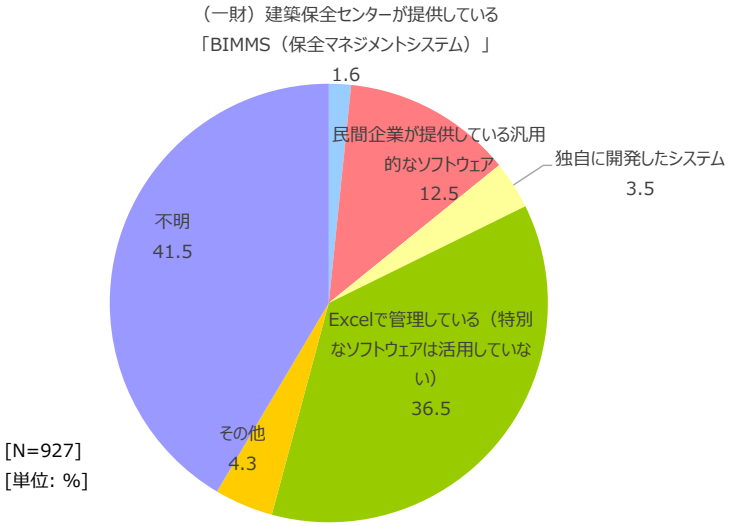

地方公共団体の区分別に見ると、すべての団体区分において「Excel で管理している（特別なソフトウェアは活用していない）。」の割合が最も高い。

都道府県や政令指定都市では「独自に開発したシステム」「BIMMS」、中核市や施行時特例市では「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」の割合が相対的に高い。

図表 183　公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム【団体区分別】

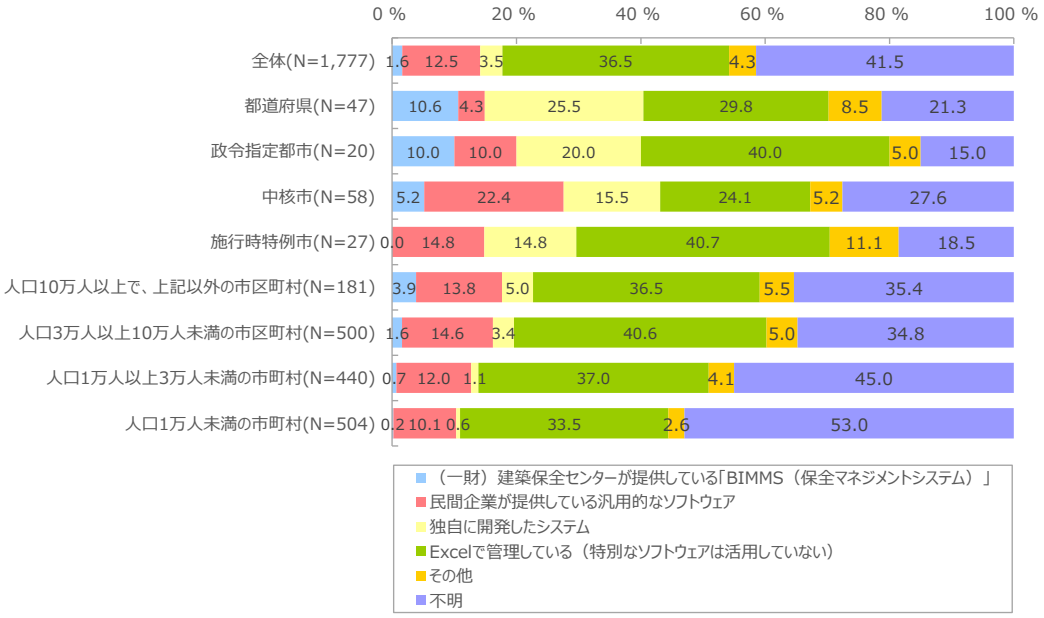

		（一財）建築保全センターが提供している「BIMMS（保全マネジメントシステム）」	民間企業が提供している汎用的なソフトウェア	独自に開発したシステム	Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）	その他	不明	合計
全体	全体	29	223	63	648	77	737	1,777
	都道府県	5	2	12	14	4	10	47
	政令指定都市	2	2	4	8	1	3	20
	中核市	3	13	9	14	3	16	58
	施行時特例市	0	4	4	11	3	5	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	25	9	66	10	64	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	73	17	203	25	174	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	53	5	163	18	198	440
	人口1万人未満の市町村	1	51	3	169	13	267	504
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率	全体(N=1,777)	1.6	12.5	3.5	36.5	4.3	41.5	
	都道府県(N=47)	10.6	4.3	25.5	29.8	8.5	21.3	
	政令指定都市(N=20)	10.0	10.0	20.0	40.0	5.0	15.0	
	中核市(N=58)	5.2	22.4	15.5	24.1	5.2	27.6	
	施行時特例市(N=27)	0.0	14.8	14.8	40.7	11.1	18.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.9	13.8	5.0	36.5	5.5	35.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.6	14.6	3.4	40.6	5.0	34.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.7	12.0	1.1	37.0	4.1	45.0	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	10.1	0.6	33.5	2.6	53.0	

（１１）地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設

１）　事務事業編の対象施設の有無

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としている団体が多い施設・設備種別は、「庁舎等」（93.6%）、「中学校」（85.9%）、「小学校」（85.4%）である。対象外としている団体が多い施設・設備種別は、「公営住宅（居住部除く。）」（61.1%）、「街路灯・信号機等」（47.6%）、「公園」（31.3%）である。

図表 184　事務事業編の対象施設の有無

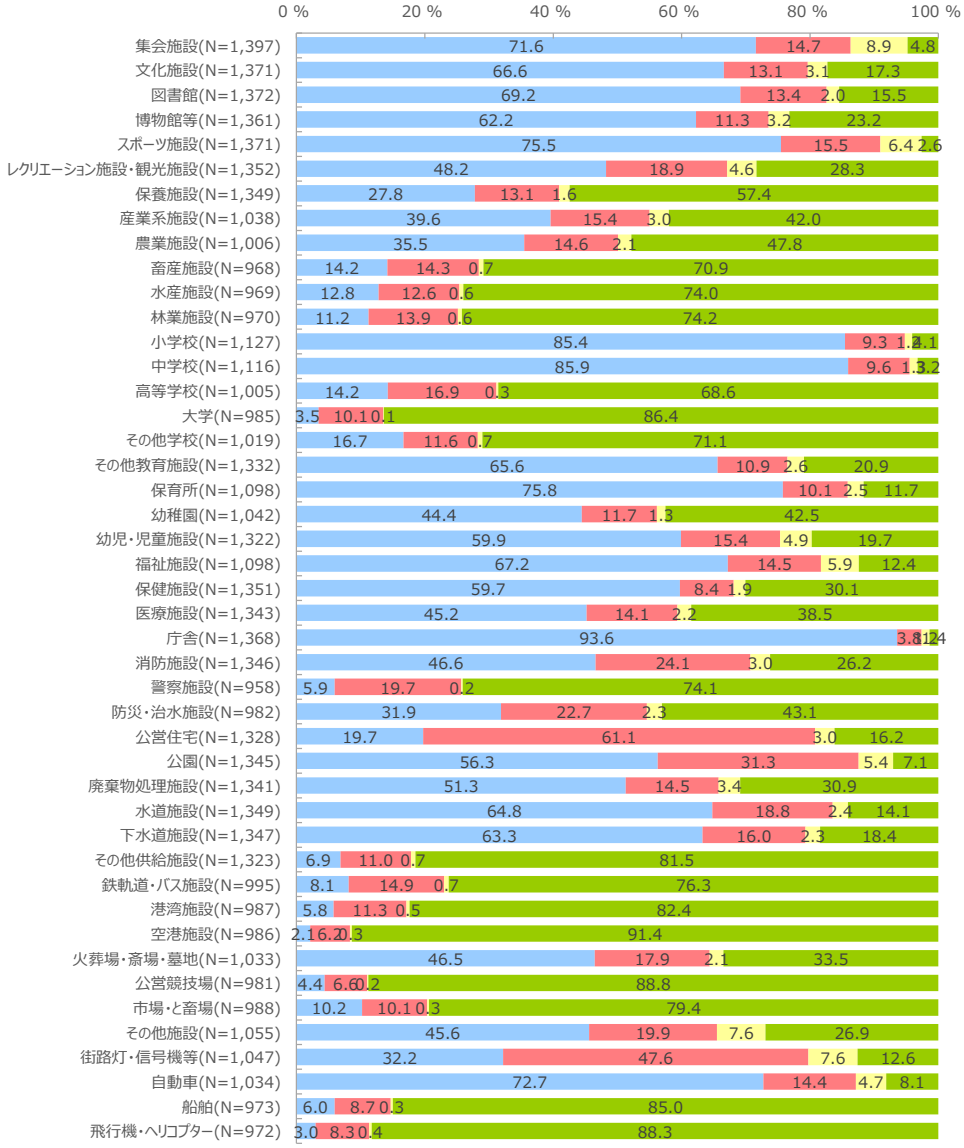

	全体					比率（%）			
	対象	対象外	一部対象外	保有無し	合計	対象	対象外	一部対象外	保有無し
集会施設	1,000	206	124	67	1,397	71.6	14.7	8.9	4.8
文化施設	913	179	42	237	1,371	66.6	13.1	3.1	17.3
図書館	949	184	27	212	1,372	69.2	13.4	2.0	15.5
博物館等	847	154	44	316	1,361	62.2	11.3	3.2	23.2
スポーツ施設	1,035	212	88	36	1,371	75.5	15.5	6.4	2.6
レクリエーション施設・観光施設	652	255	62	383	1,352	48.2	18.9	4.6	28.3
保養施設	375	177	22	775	1,349	27.8	13.1	1.6	57.4
産業系施設	411	160	31	436	1,038	39.6	15.4	3.0	42.0
農業施設	357	147	21	481	1,006	35.5	14.6	2.1	47.8
畜産施設	137	138	7	686	968	14.2	14.3	0.7	70.9
水産施設	124	122	6	717	969	12.8	12.6	0.6	74.0
林業施設	109	135	6	720	970	11.2	13.9	0.6	74.2
小学校	963	105	13	46	1,127	85.4	9.3	1.2	4.1
中学校	959	107	14	36	1,116	85.9	9.6	1.3	3.2
高等学校	143	170	3	689	1,005	14.2	16.9	0.3	68.6
大学	34	99	1	851	985	3.5	10.1	0.1	86.4
その他学校	170	118	7	724	1,019	16.7	11.6	0.7	71.1
その他教育施設	874	145	34	279	1,332	65.6	10.9	2.6	20.9
保育所	832	111	27	128	1,098	75.8	10.1	2.5	11.7
幼稚園	463	122	14	443	1,042	44.4	11.7	1.3	42.5
幼児・児童施設	792	204	65	261	1,322	59.9	15.4	4.9	19.7
福祉施設	738	159	65	136	1,098	67.2	14.5	5.9	12.4
保健施設	807	113	25	406	1,351	59.7	8.4	1.9	30.1
医療施設	607	190	29	517	1,343	45.2	14.1	2.2	38.5
庁舎	1,280	52	17	19	1,368	93.6	3.8	1.2	1.4
消防施設	627	325	41	353	1,346	46.6	24.1	3.0	26.2
警察施設	57	189	2	710	958	5.9	19.7	0.2	74.1
防災・治水施設	313	223	23	423	982	31.9	22.7	2.3	43.1
公営住宅	262	811	40	215	1,328	19.7	61.1	3.0	16.2
公園	757	421	72	95	1,345	56.3	31.3	5.4	7.1
廃棄物処理施設	688	194	45	414	1,341	51.3	14.5	3.4	30.9
水道施設	874	253	32	190	1,349	64.8	18.8	2.4	14.1
下水道施設	852	216	31	248	1,347	63.3	16.0	2.3	18.4
その他供給施設	91	145	9	1,078	1,323	6.9	11.0	0.7	81.5
鉄軌道・バス施設	81	148	7	759	995	8.1	14.9	0.7	76.3
港湾施設	57	112	5	813	987	5.8	11.3	0.5	82.4
空港施設	21	61	3	901	986	2.1	6.2	0.3	91.4
火葬場・斎場・墓地	480	185	22	346	1,033	46.5	17.9	2.1	33.5
公営競技場	43	65	2	871	981	4.4	6.6	0.2	88.8
市場・と畜場	101	100	3	784	988	10.2	10.1	0.3	79.4
その他施設	481	210	80	284	1,055	45.6	19.9	7.6	26.9
街路灯・信号機等	337	498	80	132	1,047	32.2	47.6	7.6	12.6
自動車	752	149	49	84	1,034	72.7	14.4	4.7	8.1
船舶	58	85	3	827	973	6.0	8.7	0.3	85.0
飛行機・ヘリコプター	29	81	4	858	972	3.0	8.3	0.4	88.3

２） 事務事業編の対象施設・設備数

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編の対象施設数の平均値は、「警察施設」（50 施設）が最も多く、「小学校」（42 施設）、「下水道施設」（36 施設）と続く。

図表 185　事務事業編の対象施設数の平均値

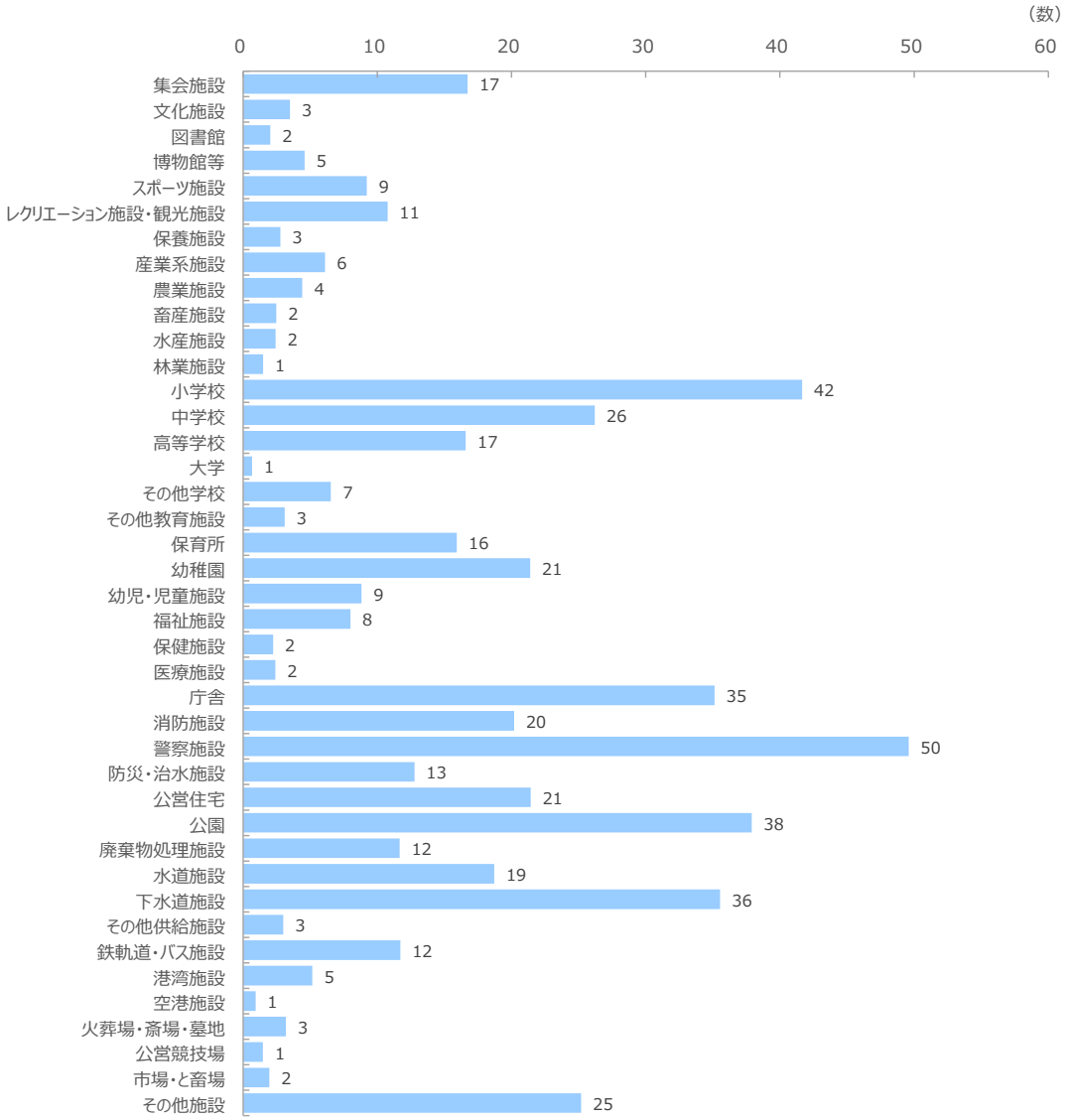

図表 186　事務事業編の対象設備数の平均値

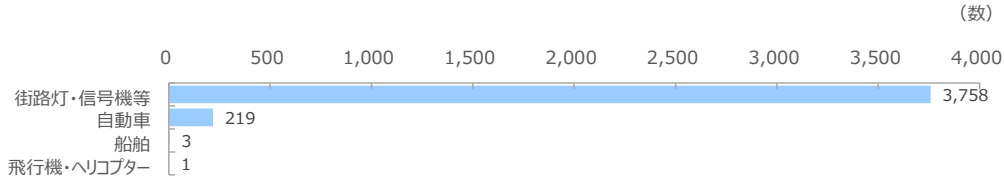

３） 施設種別毎の「延床面積」

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編対象施設の平均延床面積は、「高等学校」（354,251 ㎡）が最も大きく、「公園」（160,756 ㎡）、「空港施設」（158,430 ㎡）と続く。

図表 187　施設類型毎の「延床面積」の平均値

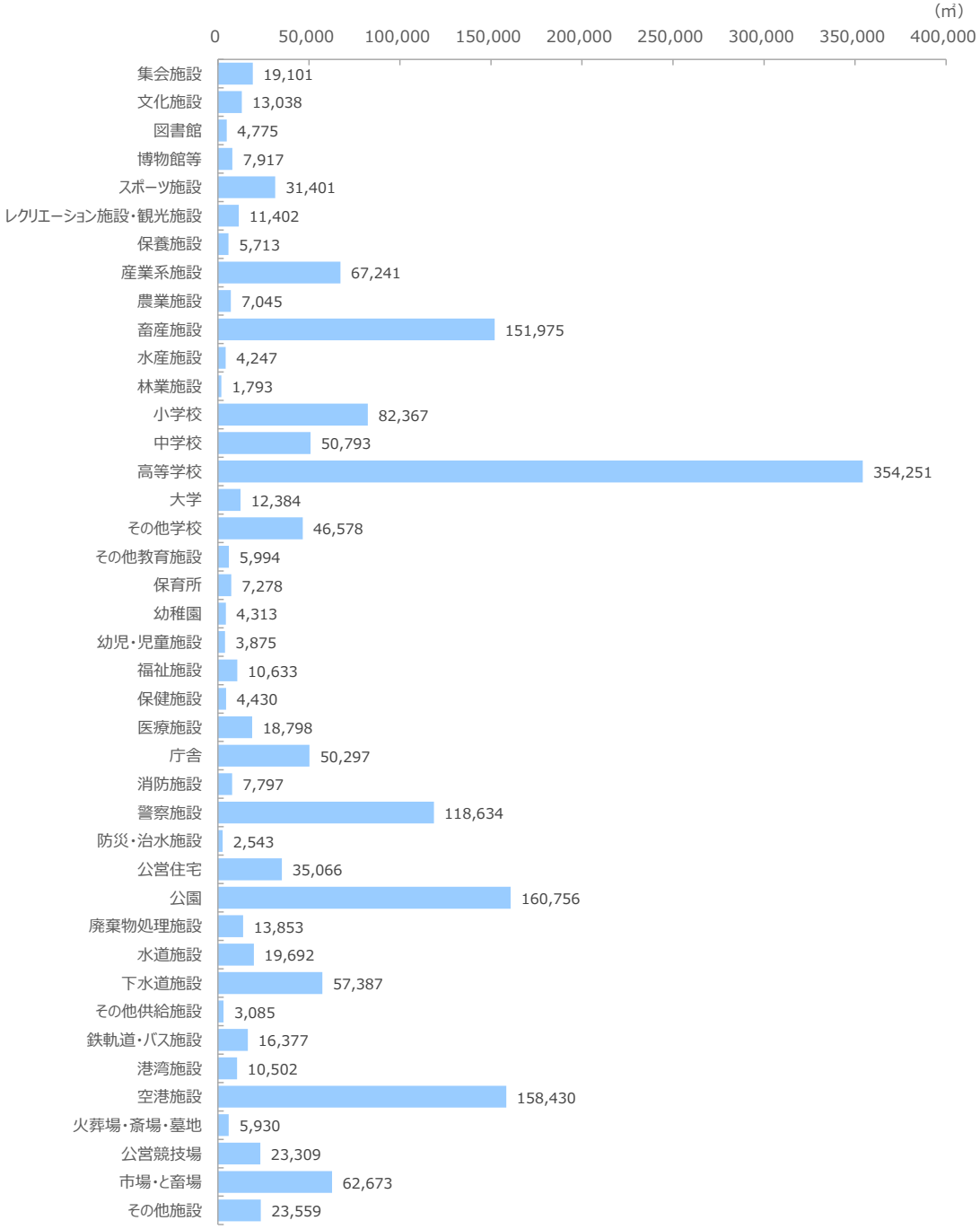

４） 施設・設備種別毎の「温室効果ガス排出量」

都道府県・市町村（特別区含む。）における温室効果ガス排出量を施設・設備類型別に見ると、「警察施設」（12,077t）が最も多く、「下水道施設」（5,972t）、「廃棄物処理施設」（5,758t）、「鉄軌道・バス施設」（5,669t）と続く。

図表 188　施設類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値

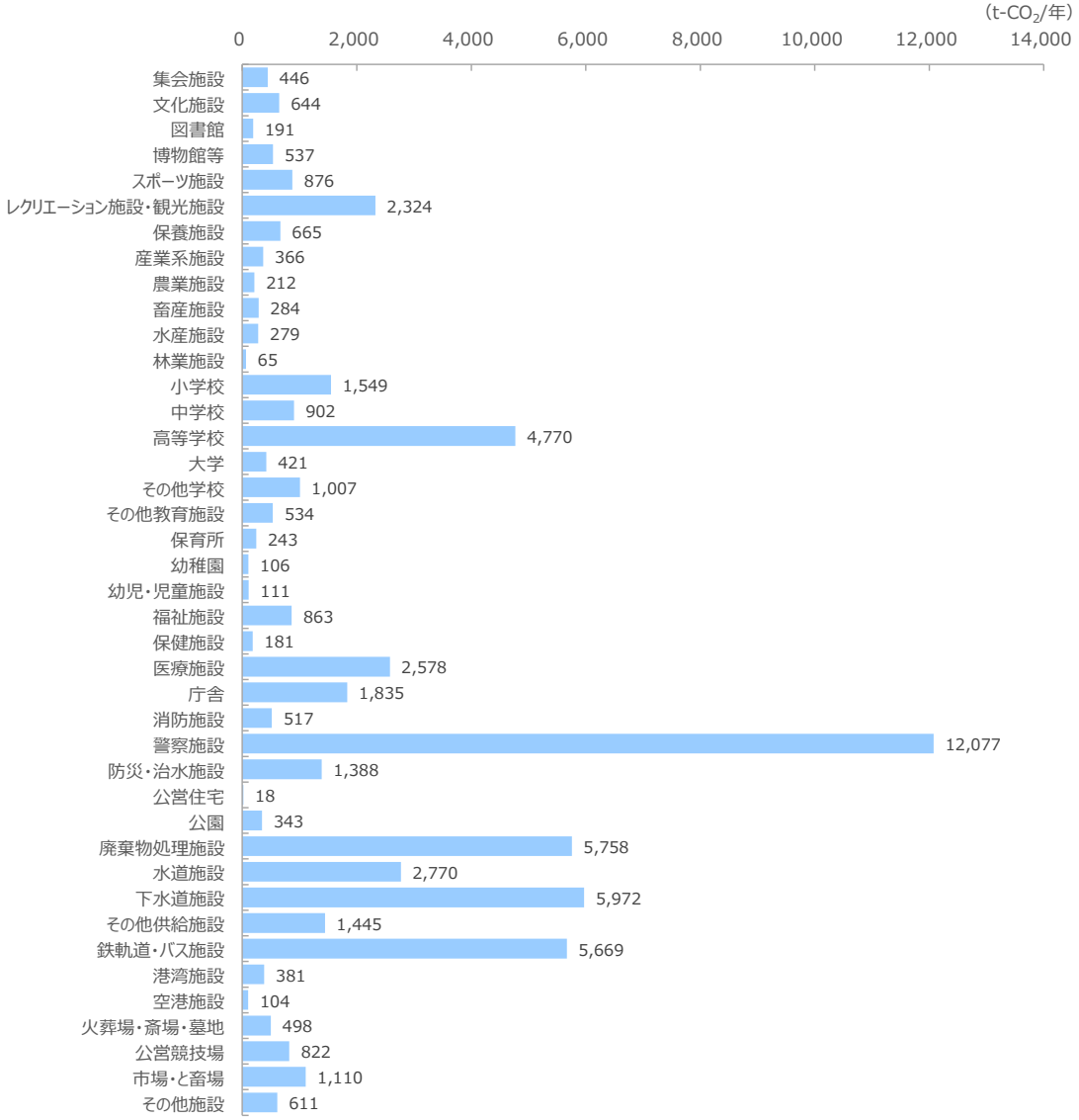

図表 189　設備類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値

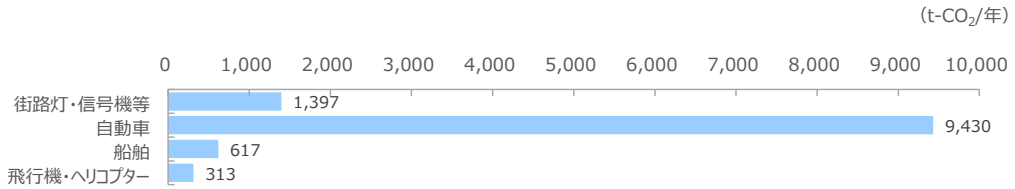

５） 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」

都道府県・市町村（特別区含む。）における施設・設備類型別の温室効果ガス排出量原単位（施設は延床面積あたり、設備は設備数あたり）の平均値を比較すると、施設の中では「水道施設」（2,849kg/㎡）が最も多く、「中学校」（2,256kg/㎡）、「その他供給施設」（1,664kg/㎡）、「庁舎」（1,611 kg/㎡）と続く。

図表 190　施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値

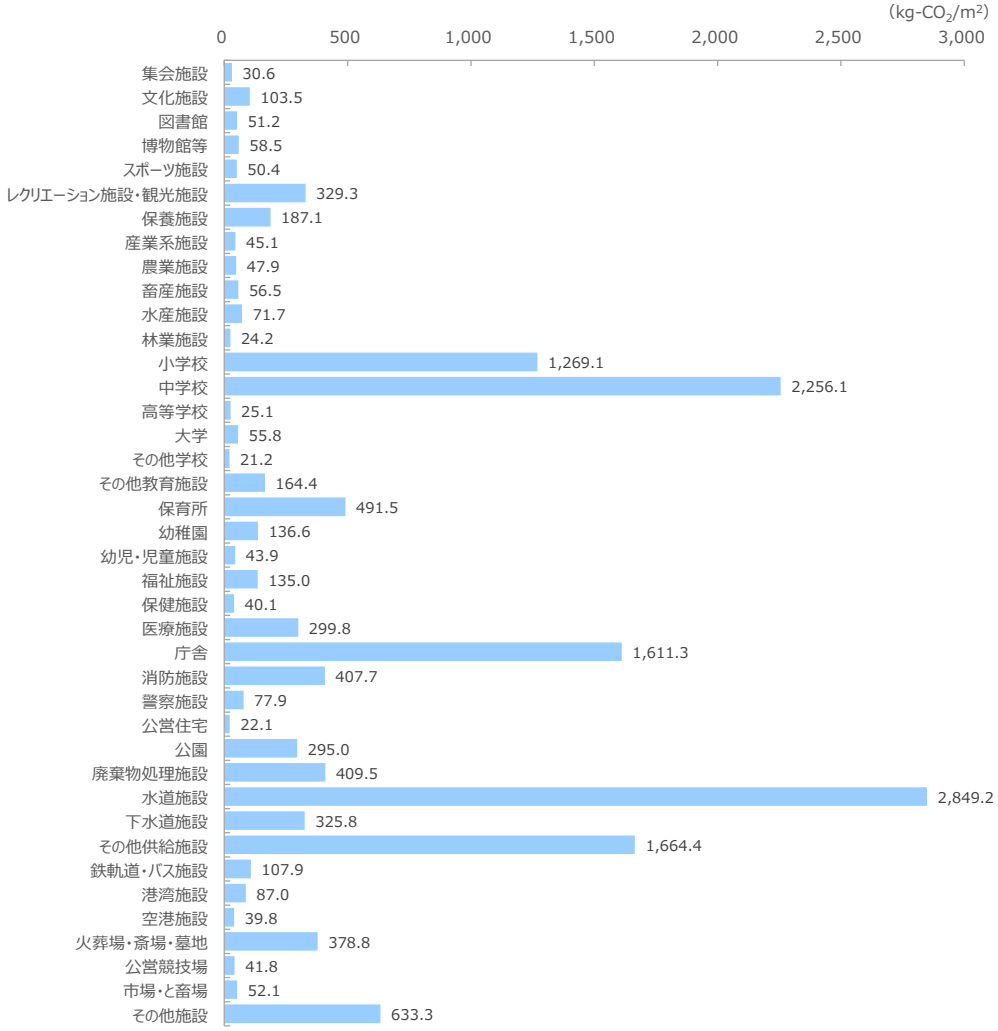

※防災・治水施設は、延床面積の回答に大きなばらつきがあり、団体によって想定する単位が異なっている可能性が高いため、集計対象としていない。

図表 191　設備類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値

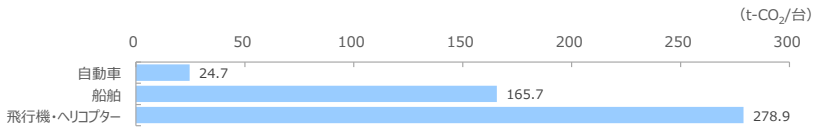

※街路灯・信号機は、設備数の回答に大きなばらつきがあり、団体によって想定する単位が異なっている可能性が高いため、集計対象としていない。

ただし、同じ施設・設備種別でも、規模や機能のばらつきが大きい場合には、平均値がその種別の標準的な姿を表していない可能性がある。

そこで、施設・設備規模と排出量の関係を見るために、延床面積を説明変数、排出量を被説明変数として回帰分析を行った。

その結果、施設の回帰係数（延床面積あたり排出量[kg-CO_2/㎡]）は、「一般廃棄物処理施設」（442.8）が最も大きく、「鉄軌道・バス施設」（406.9）、「医療施設」（152.5）が続く結果となった。ただし、決定係数が低い施設類型が含まれる点に注意が必要である。決定係数が低くなった要因としては、さまざまなタイプの施設が含まれていたり、機械・設備の占めるウェイトが大きいなど、必ずしも延床面積のみでは説明しづらいためと考えられる。

図表 192　回帰分析結果

	回帰係数	決定係数
集会施設	0.562	0.008
文化施設	50.515	0.282
図書館	42.826	0.767
博物館等	51.465	0.361
スポーツ施設	5.458	0.109
レクリエーション施設・観光施設	6.783	0.000
保養施設	92.554	0.338
産業系施設	0.267	0.115
農業施設	30.222	0.761
畜産施設	0.010	0.001
水産施設	35.814	0.653
林業施設	30.796	0.817
小学校	24.495	0.797
中学校	23.126	0.704
高等学校	10.325	0.688
大学	39.002	0.619
その他学校	21.211	0.960
その他教育施設	51.835	0.420
保育所	37.057	0.750
幼稚園	10.978	0.300
幼児・児童施設	29.464	0.728
福祉施設	56.324	0.083
保健施設	5.939	0.110
医療施設	152.503	0.657
庁舎	8.026	0.441
消防施設	27.446	0.005
警察施設	94.248	0.922
公営住宅	0.143	0.008
公園	0.502	0.133
廃棄物処理施設	442.783	0.293
水道施設	69.640	0.086
下水道施設	3.879	0.021
その他供給施設	18.982	0.000
鉄軌道・バス施設	406.946	0.985
港湾施設	48.385	0.809
空港施設	0.124	0.360
火葬場・斎場・墓地	2.690	0.001
公営競技場	4.226	0.080
市場・と畜場	5.725	0.141
その他施設	19.614	0.111

注）色付きは決定係数0.7以上

図表 193　回帰係数推定結果
（延床面積あたり排出量）【施設のみ】

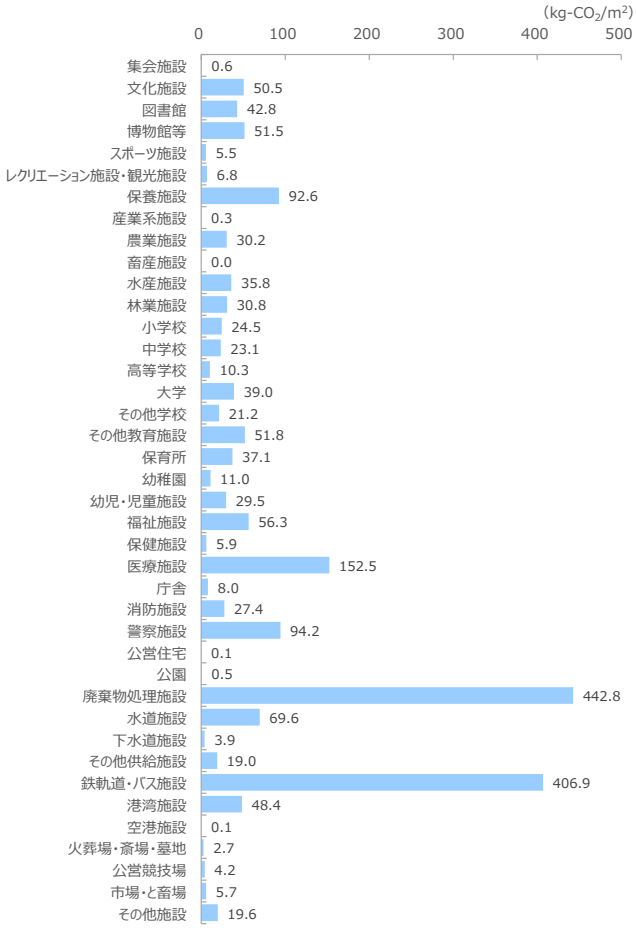

図表 194　回帰分析結果（一部施設抜粋）

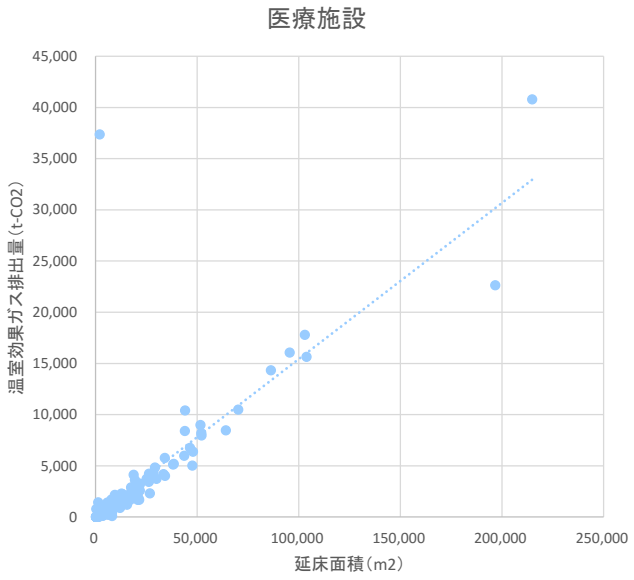

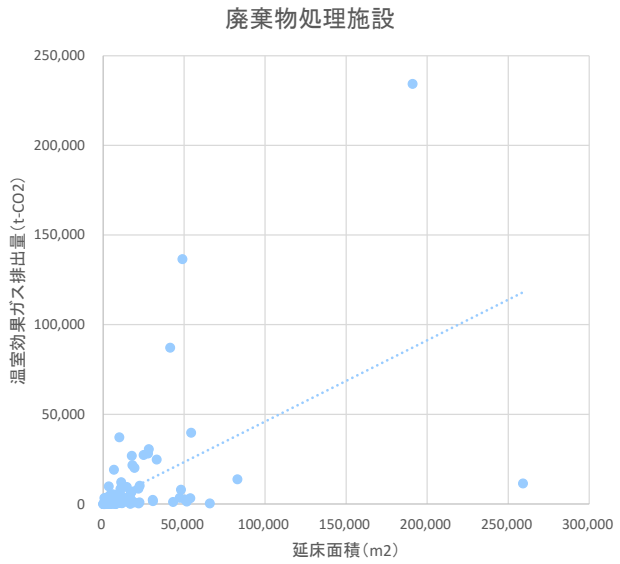

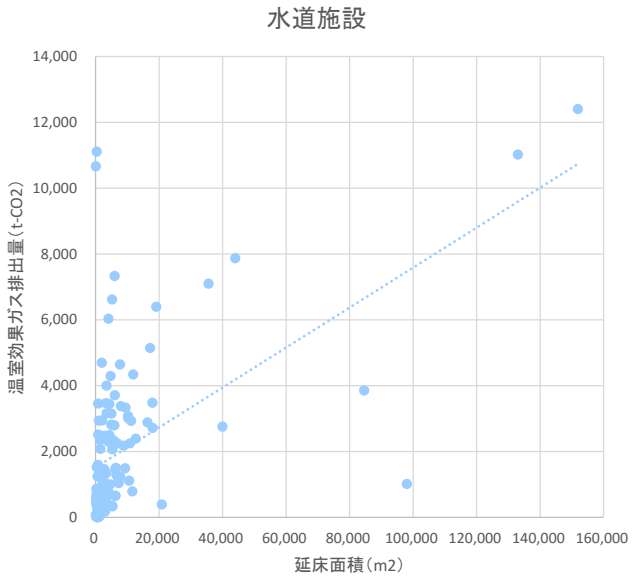

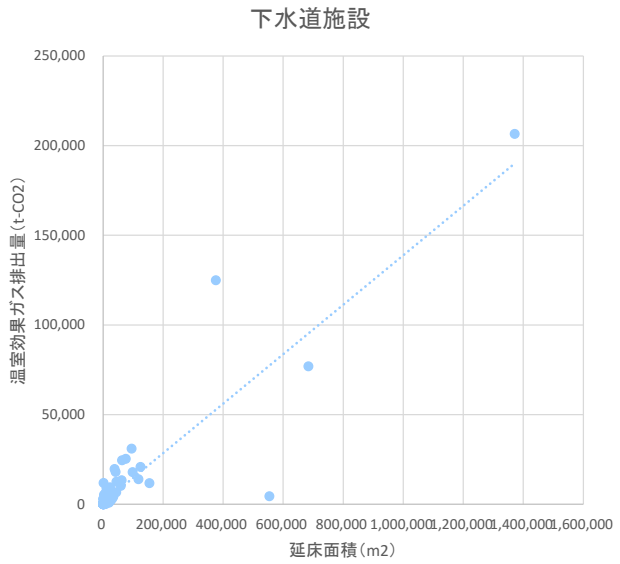

６） 対象としていない主な理由

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としていない施設がある理由としては、「街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため。」（37.9%）が最も多く、「公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため。」（32.4%）、「指定管理をしているため。」（26.8%）、「光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため。」（25.3%）と続く。

図表 195　対象としていない主な理由

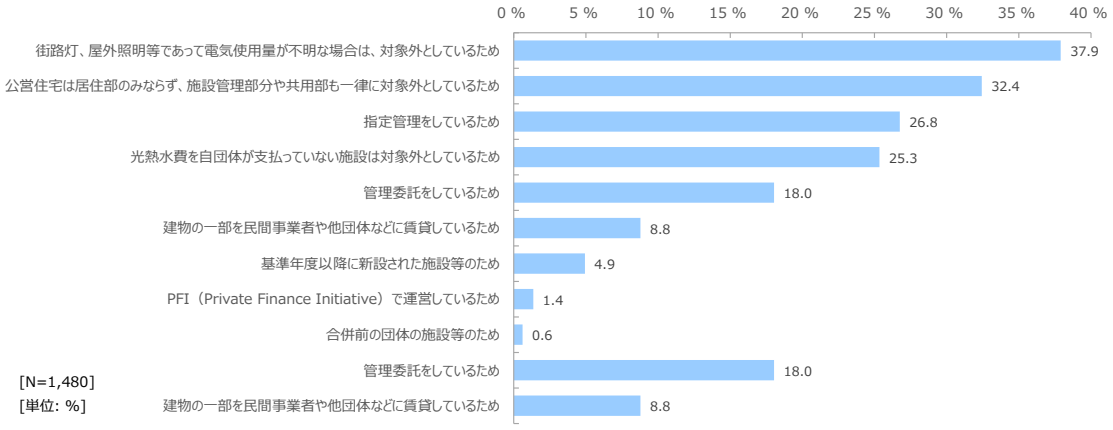

	管理委託をしているため	指定管理をしているため	PFI（Private Finance Initiative）で運営しているため	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため	光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため	基準年度以降に新設された施設等のため	合併前の団体の施設等のため	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため	その他	不明	合計
全体	267	396	20	561	375	480	73	9	130	225	344	1,480
比率（%）	18.0	26.8	1.4	37.9	25.3	32.4	4.9	0.6	8.8	15.2	23.2	

（１２）再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県・人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）に関しては、どの団体区分においても概ね９割以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、政令指定都市において水力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用設備を導入している割合が高い。

図表 196　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況
【団体区分×エネルギー種類別】

	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱熱利用	地中熱熱利用	雪氷熱熱利用	バイオマス熱熱利用	廃棄物熱熱利用	温泉熱熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用
全体(N=1,786)	76.7	1.5	6.6	0.7	6.0	13.5	2.6	8.0	1.5	11.1	9.8	1.3	2.1	2.3	8.0
都道府県(N=47)	95.7	4.3	42.6	0.0	23.4	2.1	2.1	23.4	4.3	31.9	4.3	6.4	14.9	10.6	23.4
政令指定都市(N=20)	100.0	5.0	70.0	0.0	50.0	0.0	5.0	40.0	5.0	45.0	70.0	0.0	0.0	25.0	40.0
中核市(N=58)	100.0	5.2	32.8	3.4	29.3	3.4	13.8	19.0	5.2	22.4	50.0	0.0	15.5	5.2	19.0
施行時特例市(N=27)	100.0	3.7	22.2	0.0	25.9	7.4	11.1	18.5	3.7	11.1	48.1	3.7	3.7	11.1	18.5
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=182)	99.5	1.1	8.8	0.0	10.4	6.6	6.0	13.2	1.1	12.6	30.8	1.1	3.3	4.4	13.2
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=503)	88.3	0.4	4.4	0.6	4.8	14.5	2.6	8.7	0.4	11.1	8.9	1.2	1.6	1.8	8.7
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=445)	73.3	1.8	3.1	1.3	2.2	17.8	0.9	4.9	1.8	6.1	2.5	0.7	0.7	0.4	4.9
人口1万人未満の市町村(N=504)	53.4	1.6	1.4	0.4	1.8	14.5	1.0	3.4	1.6	10.5	1.0	1.8	0.8	1.2	3.4

		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱熱利用	地中熱熱利用	雪氷熱熱利用	バイオマス熱熱利用	廃棄物熱熱利用	温泉熱熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用	全体
回答数	全体	1,370	27	118	13	107	242	46	142	27	199	175	24	38	41	142	1,786
	都道府県	45	2	20		11	1	1	11	2	15	2	3	7	5	11	47
	政令指定都市	20	1	14		10		1	8	1	9	14			5	8	20
	中核市	58	3	19	2	17	2	8	11	3	13	29		9	3	11	58
	施行時特例市	27	1	6		7	2	3	5	1	3	13	1	1	3	5	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	181	2	16		19	12	11	24	2	23	56	2	6	8	24	182
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	444	2	22	3	24	73	13	44	2	56	45	6	8	9	44	503
	人口1万人以上3万人未満の市町村	326	8	14	6	10	79	4	22	8	27	11	3	3	2	22	445
	人口1万人未満の市町村	269	8	7	2	9	73	5	17	8	53	5	9	4	6	17	504
比率（%）	全体(N=1,786)	76.7	1.5	6.6	0.7	6.0	13.5	2.6	8.0	1.5	11.1	9.8	1.3	2.1	2.3	8.0	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	42.6	0.0	23.4	2.1	2.1	23.4	4.3	31.9	4.3	6.4	14.9	10.6	23.4	
	政令指定都市(N=20)	100.0	5.0	70.0	0.0	50.0	0.0	5.0	40.0	5.0	45.0	70.0	0.0	0.0	25.0	40.0	
	中核市(N=58)	100.0	5.2	32.8	3.4	29.3	3.4	13.8	19.0	5.2	22.4	50.0	0.0	15.5	5.2	19.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	3.7	22.2	0.0	25.9	7.4	11.1	18.5	3.7	11.1	48.1	3.7	3.7	11.1	18.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=182)	99.5	1.1	8.8	0.0	10.4	6.6	6.0	13.2	1.1	12.6	30.8	1.1	3.3	4.4	13.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=503)	88.3	0.4	4.4	0.6	4.8	14.5	2.6	8.7	0.4	11.1	8.9	1.2	1.6	1.8	8.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=445)	73.3	1.8	3.1	1.3	2.2	17.8	0.9	4.9	1.8	6.1	2.5	0.7	0.7	0.4	4.9	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	53.4	1.6	1.4	0.4	1.8	14.5	1.0	3.4	1.6	10.5	1.0	1.8	0.8	1.2	3.4	

施設・設備種別ごとの再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を次頁以降に示す。

図表 197　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(1/4)

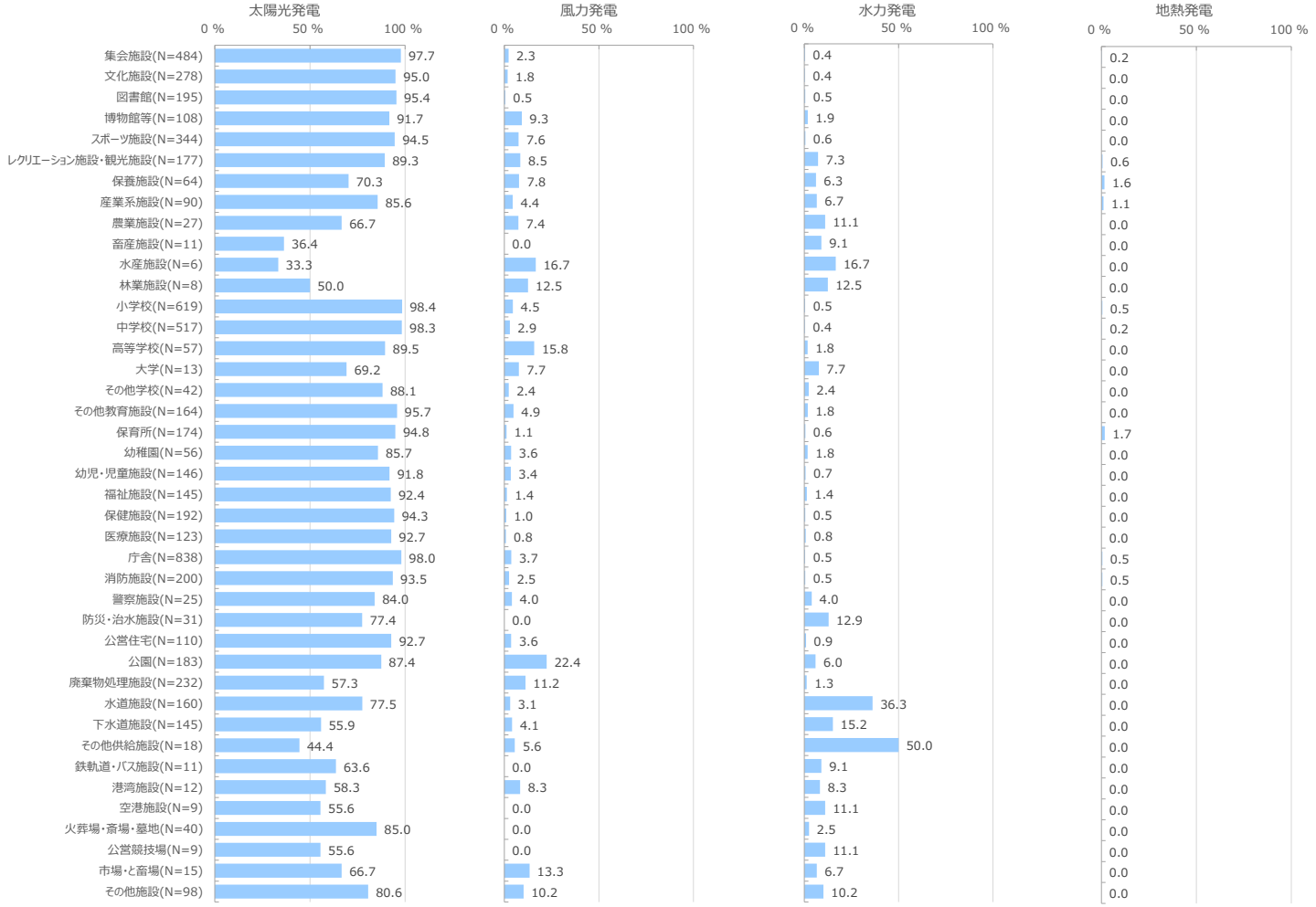

図表 198　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(2/4)

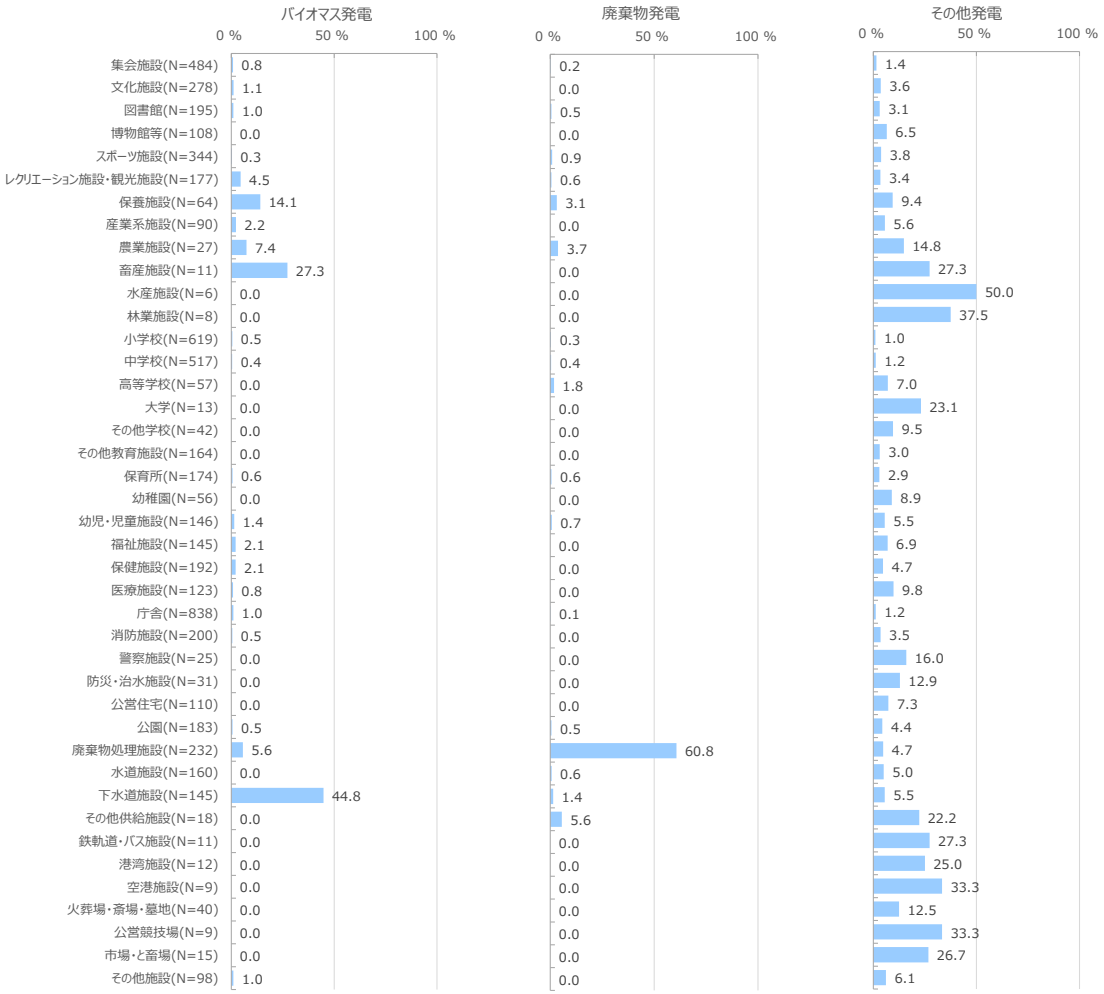

図表 199　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(3/4)

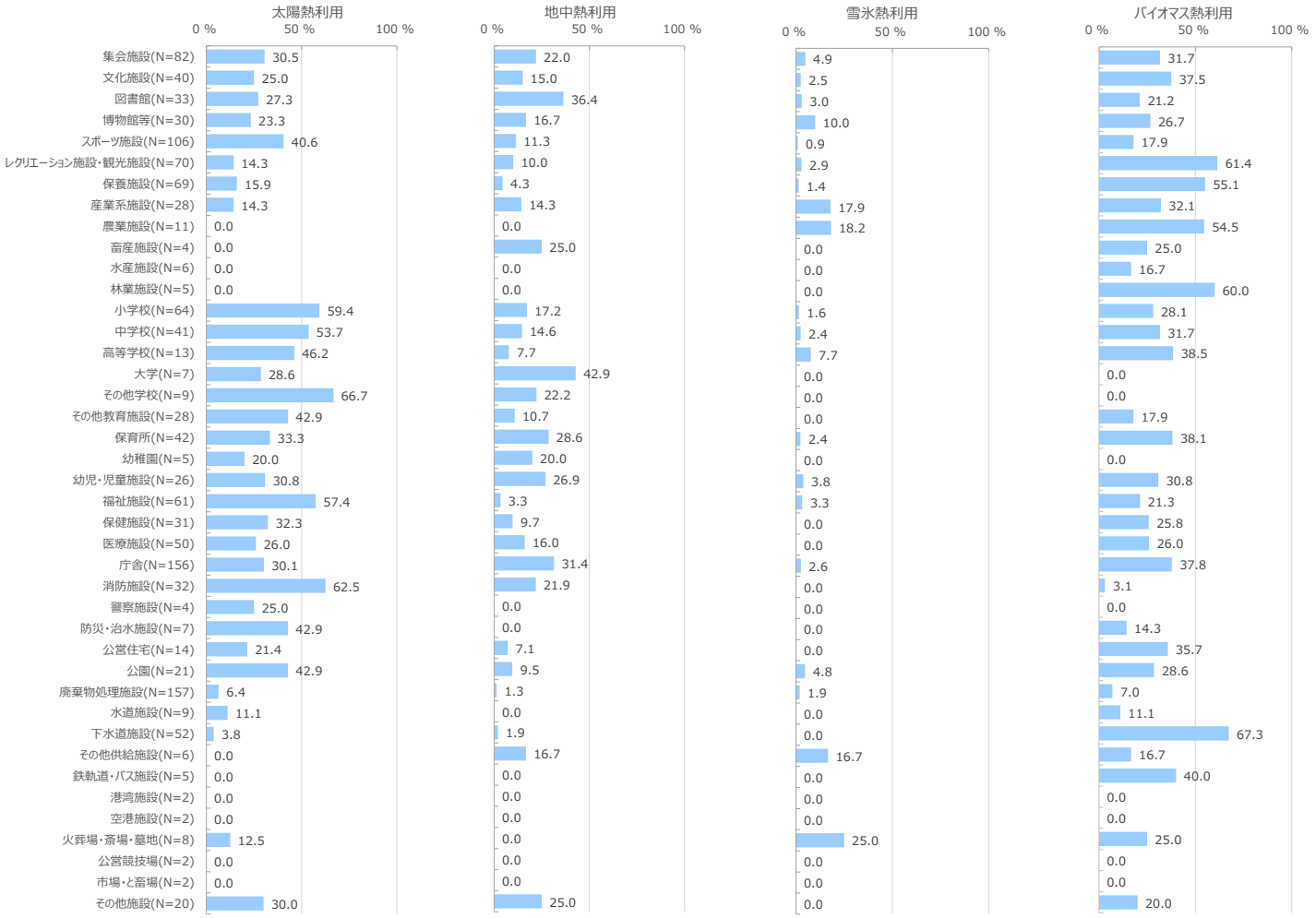

図表 200　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】（4/4）

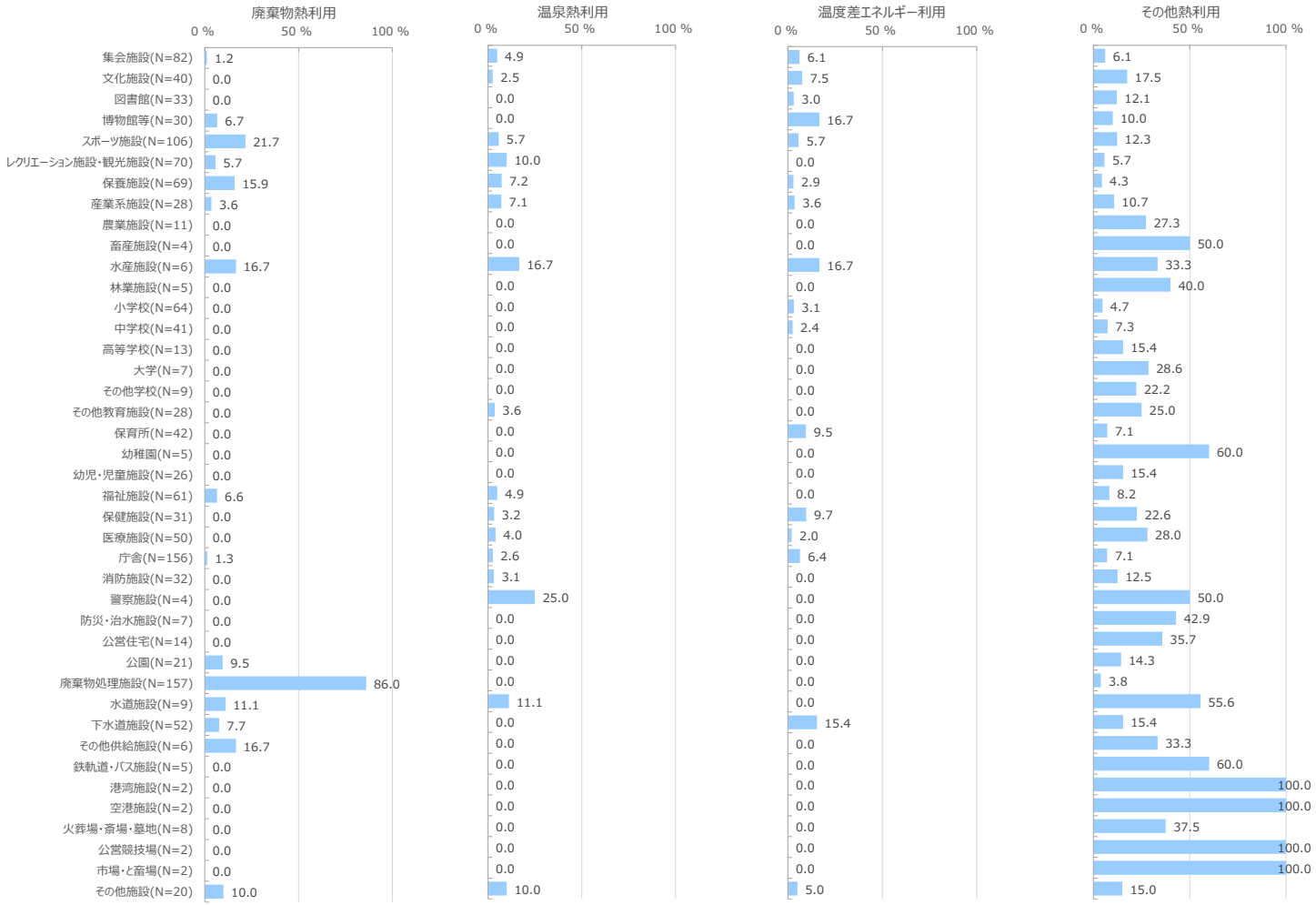

（１３）温室効果ガス削減に向けて実施している取組

都道府県・市町村（特別区含む。）において温室効果ガス削減に向けて実施している取組としては、「高効率照明・LED の導入」（55.3%）、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による廃棄物焼却量の削減」（40.0%）、「エコドライブ（排出削減に資する運転・操縦）の推進」（39.1%）、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」（34.6%）、「燃費性能の優れた車種の導入」（29.5%）が多い。

図表 201　温室効果ガス削減に向けて実施している取組

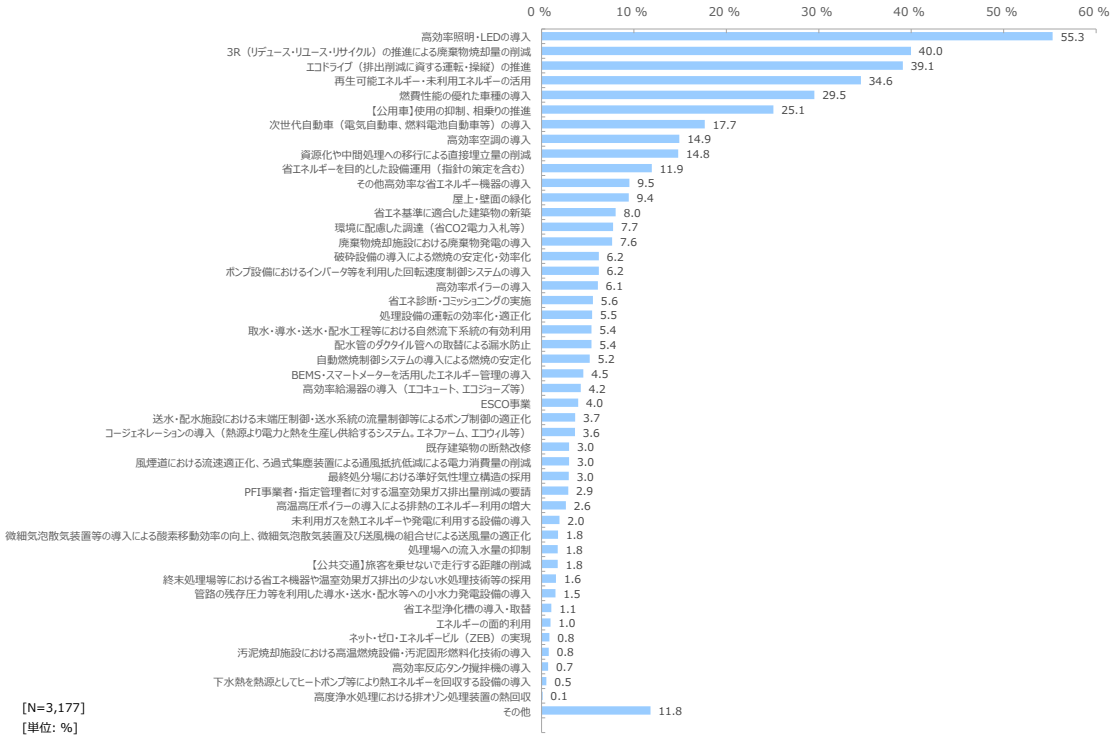

都道府県・市町村（特別区含む。）において温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組としては、「高効率照明・LED の導入」（19.4%）、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」（14.5%）「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による廃棄物焼却量の削減」（14.0%）、「エコドライブ（排出削減に資する運転・操縦）の推進」（9.1%）が多い。

図表 202　温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組

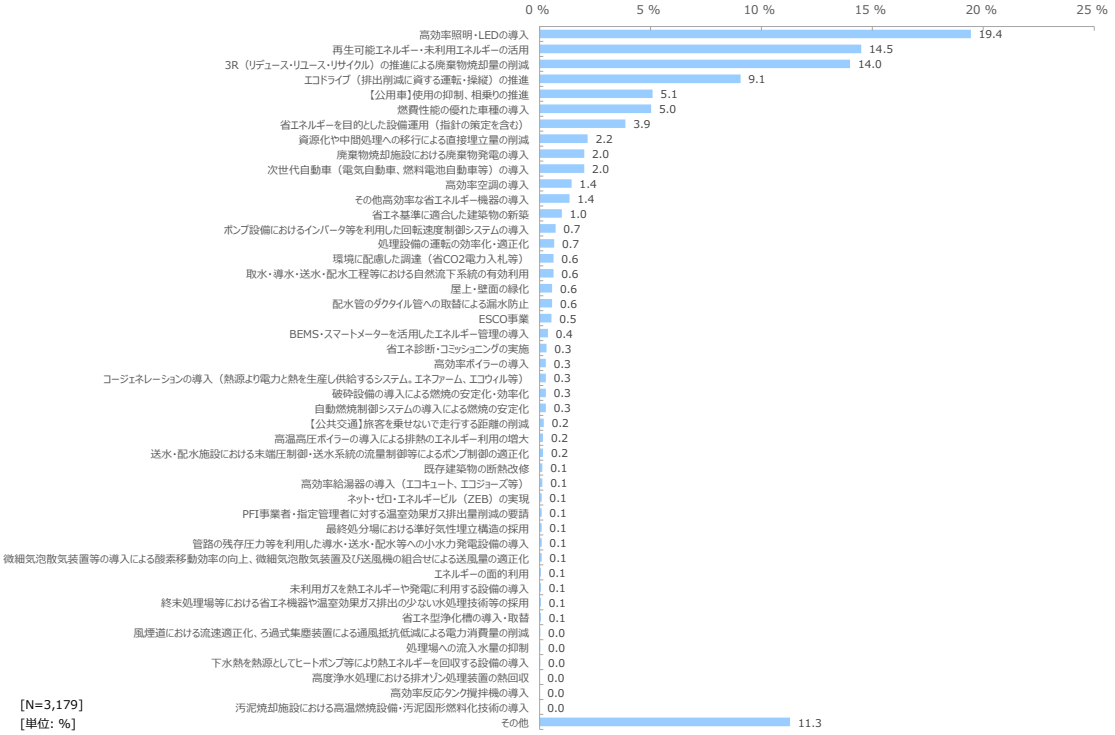

（１４）職員に対する取組

１）　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の取組としては、「庁内ＬＡＮを活用した情報提供」（35.1%）が最も多く、「ポスターの活用」（28.3%）、「職員研修の実施」（23.4%）と続く。

図表 203　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況

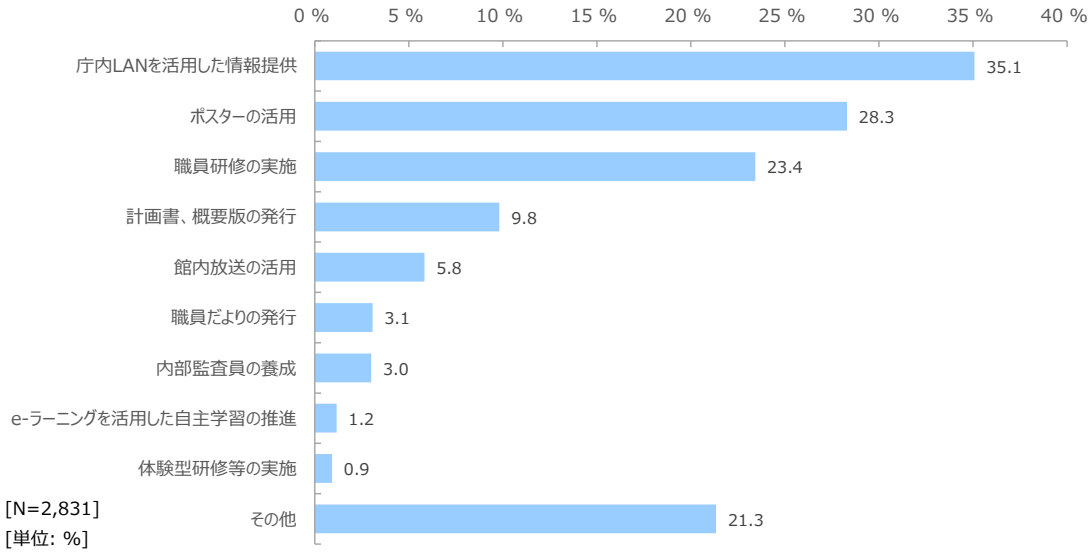

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「職員研修の実施」が多い。「庁内ＬＡＮを活用した情報提供」は規模によらず実施されている。
小規模な団体や地方公共団体の組合では「ポスターの活用」が多い。

図表 204　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況【団体区分別】

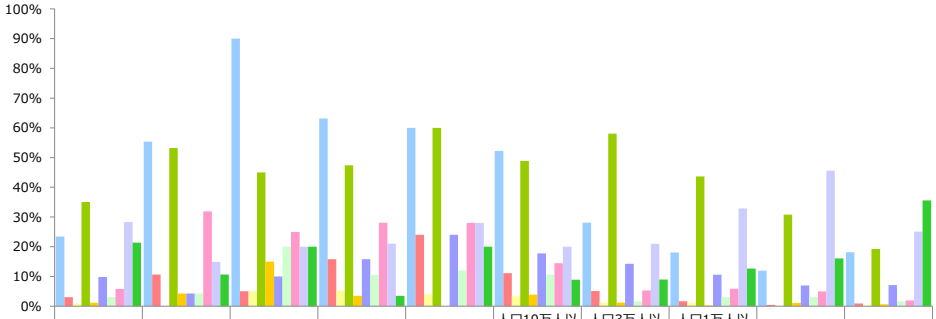

[単位：%]

	全体 (N=2,831)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=57)	施行時特例市 (N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=491)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=426)	人口1万人未満の市町村 (N=461)	地方公共団体の組合 (N=1,124)
職員研修の実施	23.4	55.3	90.0	63.2	60.0	52.2	28.1	18.1	11.9	18.1
内部監査員の養成	3.0	10.6	5.0	15.8	24.0	11.1	5.1	1.6	0.4	0.9
体験型研修等の実施	0.9	0.0	5.0	5.3	4.0	3.3	1.2	1.2	0.2	0.3
庁内LANを活用した情報提供	35.1	53.2	45.0	47.4	60.0	48.9	58.0	43.7	30.8	19.2
e-ラーニングを活用した自主学習の推進	1.2	4.3	15.0	3.5	0.0	3.9	1.2	0.2	1.1	0.6
計画書、概要版の発行	9.8	4.3	10.0	15.8	24.0	17.8	14.3	10.6	6.9	7.1
職員だよりの発行	3.1	4.3	20.0	10.5	12.0	10.6	1.6	3.1	3.0	1.6
館内放送の活用	5.8	31.9	25.0	28.1	28.0	14.4	5.3	5.9	5.0	2.0
ポスターの活用	28.3	14.9	20.0	21.1	28.0	20.0	21.0	32.9	45.6	25.1
その他	21.3	10.6	20.0	3.5	20.0	8.9	9.0	12.7	16.1	35.6

		職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内ＬＡＮを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だよりの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	その他	合計
回答数	全体	663	85	26	993	33	278	87	165	801	604	2,831
	都道府県	26	5	0	25	2	2	2	15	7	5	47
	政令指定都市	18	1	1	9	3	2	4	5	4	4	20
	中核市	36	9	3	27	2	9	6	16	12	2	57
	施行時特例市	15	6	1	15	0	6	3	7	7	5	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	94	20	6	88	7	32	19	26	36	16	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	138	25	6	285	6	70	8	26	103	44	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	77	7	5	186	1	45	13	25	140	54	426
	人口1万人未満の市町村	55	2	1	142	5	32	14	23	210	74	461
	地方公共団体の組合	204	10	3	216	7	80	18	22	282	400	1,124
比率（%）	全体(N=2,831)	23.4	3.0	0.9	35.1	1.2	9.8	3.1	5.8	28.3	21.3	
	都道府県(N=47)	55.3	10.6	0.0	53.2	4.3	4.3	4.3	31.9	14.9	10.6	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	5.0	45.0	15.0	10.0	20.0	25.0	20.0	20.0	
	中核市(N=57)	63.2	15.8	5.3	47.4	3.5	15.8	10.5	28.1	21.1	3.5	
	施行時特例市(N=25)	60.0	24.0	4.0	60.0	0.0	24.0	12.0	28.0	28.0	20.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	52.2	11.1	3.3	48.9	3.9	17.8	10.6	14.4	20.0	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	28.1	5.1	1.2	58.0	1.2	14.3	1.6	5.3	21.0	9.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=426)	18.1	1.6	1.2	43.7	0.2	10.6	3.1	5.9	32.9	12.7	
	人口1万人未満の市町村(N=461)	11.9	0.4	0.2	30.8	1.1	6.9	3.0	5.0	45.6	16.1	
	地方公共団体の組合(N=1,124)	18.1	0.9	0.3	19.2	0.6	7.1	1.6	2.0	25.1	35.6	

２） 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：最も効果的と考える取組

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の中で最も効果的と考える取組としては、「庁内ＬＡＮを活用した情報提供」（27.9%）が最も多く、「職員研修の実施」（20.1%）、「ポスターの活用」（18.0%）と続く。

図表 205　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組

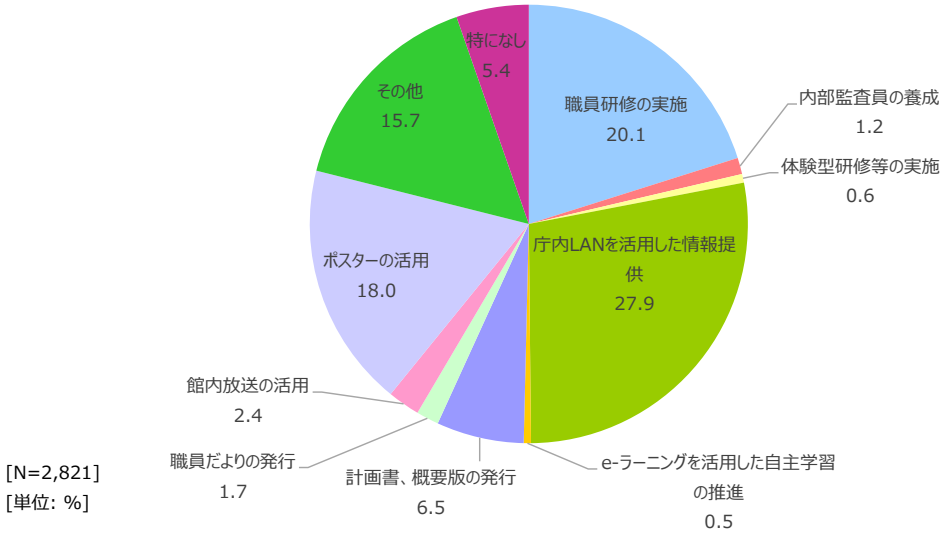

地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「職員研修の実施」、小規模な団体では「庁内ＬＡＮを活用した情報提供」の割合が高い。

図表 206　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組【団体区分別】

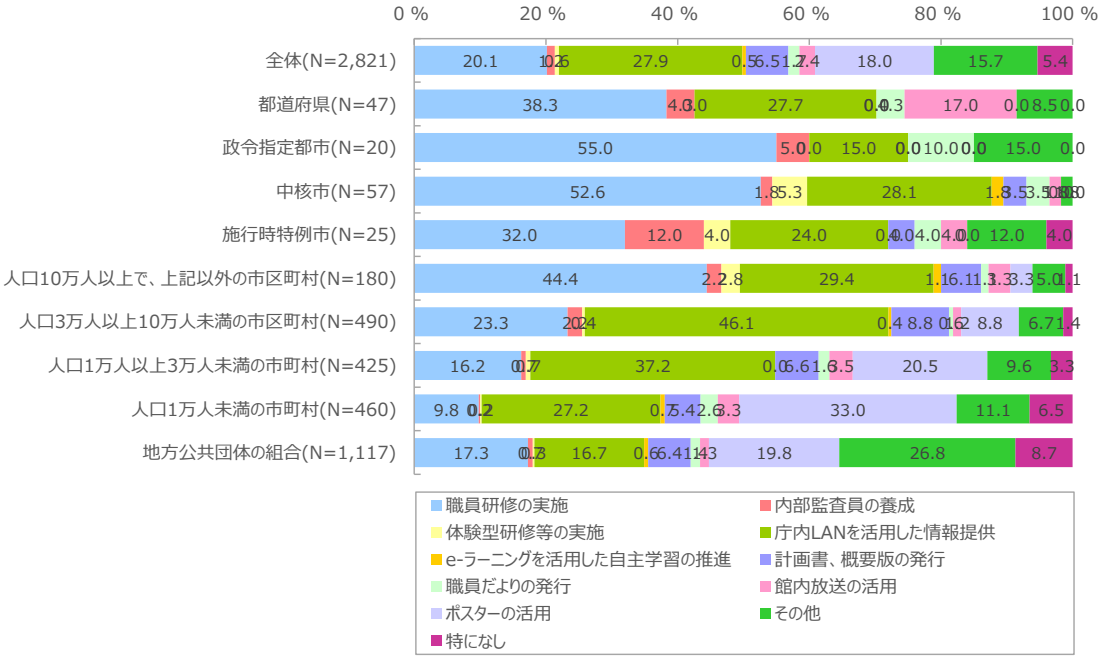

		職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内ＬＡＮを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だよりの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	その他	特になし	合計
全体	全体	568	34	18	786	15	182	47	67	509	444	151	2,821
	都道府県	18	2	0	13	0	0	2	8	0	4	0	47
	政令指定都市	11	1	0	3	0	0	2	0	0	3	0	20
	中核市	30	1	3	16	1	2	2	1	0	1	0	57
	施行時特例市	8	3	1	6	0	1	1	1	0	3	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	80	4	5	53	2	11	2	6	6	9	2	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	114	11	2	226	2	43	3	6	43	33	7	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	69	3	3	158	0	28	7	15	87	41	14	425
	人口1万人未満の市町村	45	1	1	125	3	25	12	15	152	51	30	460
	地方公共団体の組合	193	8	3	186	7	72	16	15	221	299	97	1,117
比率	全体(N=2,821)	20.1	1.2	0.6	27.9	0.5	6.5	1.7	2.4	18.0	15.7	5.4	
	都道府県(N=47)	38.3	4.3	0.0	27.7	0.0	0.0	4.3	17.0	0.0	8.5	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	5.0	0.0	15.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	15.0	0.0	
	中核市(N=57)	52.6	1.8	5.3	28.1	1.8	3.5	3.5	1.8	0.0	1.8	0.0	
	施行時特例市(N=25)	32.0	12.0	4.0	24.0	0.0	4.0	4.0	4.0	0.0	12.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	44.4	2.2	2.8	29.4	1.1	6.1	1.1	3.3	3.3	5.0	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	23.3	2.2	0.4	46.1	0.4	8.8	0.6	1.2	8.8	6.7	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=425)	16.2	0.7	0.7	37.2	0.0	6.6	1.6	3.5	20.5	9.6	3.3	
	人口1万人未満の市町村(N=460)	9.8	0.2	0.2	27.2	0.7	5.4	2.6	3.3	33.0	11.1	6.5	
	地方公共団体の組合(N=1,117)	17.3	0.7	0.3	16.7	0.6	6.4	1.4	1.3	19.8	26.8	8.7	

３） 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：職員による自主的な行動への効果

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員による自主的な行動への効果としては、「職員の自主的な行動は限定的である。」（39.1%）と「職員の自主的な行動に繋がっている。」（38.0%）が概ね同程度となっている。

図表 207　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果

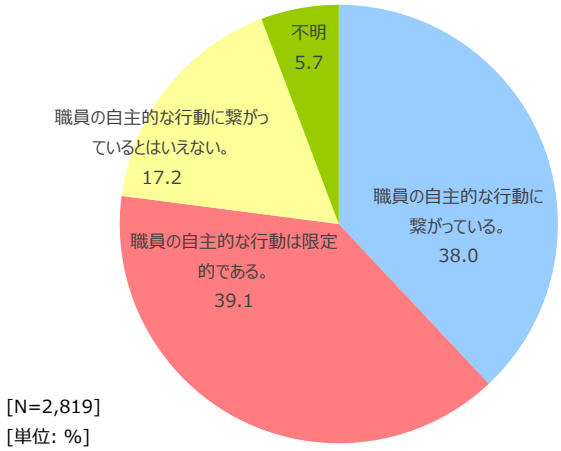

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体ほど「職員の自主的な行動に繋がっている。」と回答した割合が高い傾向にある。

図表 208　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果【団体区分別】

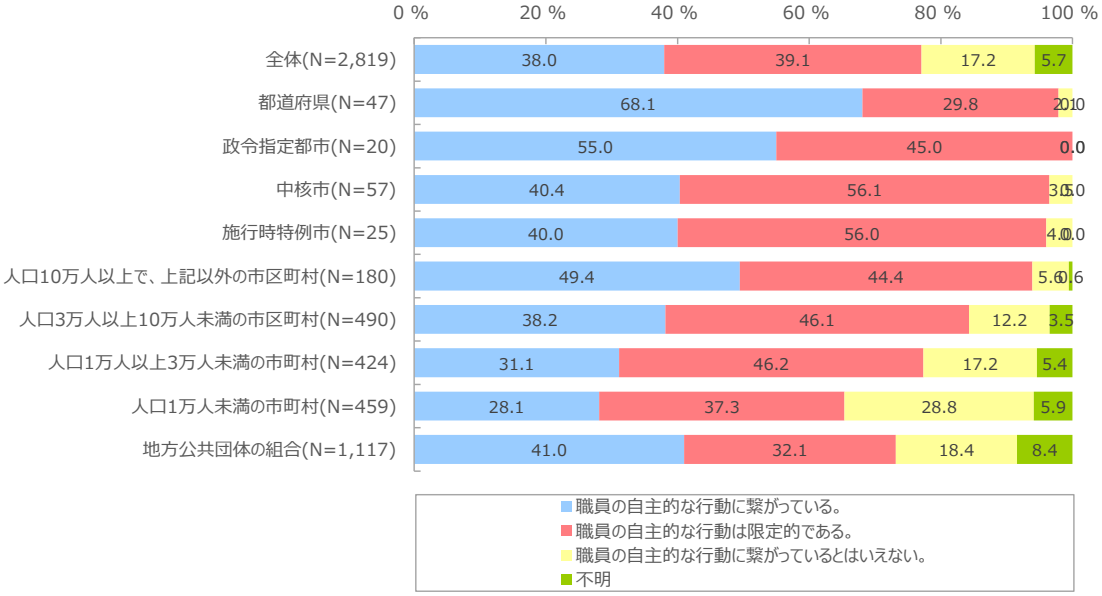

		職員の自主的な行動に繋がっている。	職員の自主的な行動は限定的である。	職員の自主的な行動に繋がっているとはいえない。	不明	合計
全体	全体	1,071	1,101	485	162	2,819
	都道府県	32	14	1	0	47
	政令指定都市	11	9	0	0	20
	中核市	23	32	2	0	57
	施行時特例市	10	14	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	89	80	10	1	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	187	226	60	17	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	132	196	73	23	424
	人口1万人未満の市町村	129	171	132	27	459
	地方公共団体の組合	458	359	206	94	1,117
比率	全体(N=2,819)	38.0	39.1	17.2	5.7	
	都道府県(N=47)	68.1	29.8	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	0.0	0.0	
	中核市(N=57)	40.4	56.1	3.5	0.0	
	施行時特例市(N=25)	40.0	56.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	49.4	44.4	5.6	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	38.2	46.1	12.2	3.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=424)	31.1	46.2	17.2	5.4	
	人口1万人未満の市町村(N=459)	28.1	37.3	28.8	5.9	
	地方公共団体の組合(N=1,117)	41.0	32.1	18.4	8.4	

３．区域施策に関する事項

（１）実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

１）　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の 26.6%である。

全体の 68.2%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の 7.1%は今後策定予定があると回答しているが、61.1%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の 5.2%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の 2.0%は今後改定予定があると回答しているが、3.2%は改定する予定がないと回答している。なお、実行計画（区域施策編）の策定済み団体は昨年度調査の 523 団体から 569 団体に増加した。

図表 209　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況

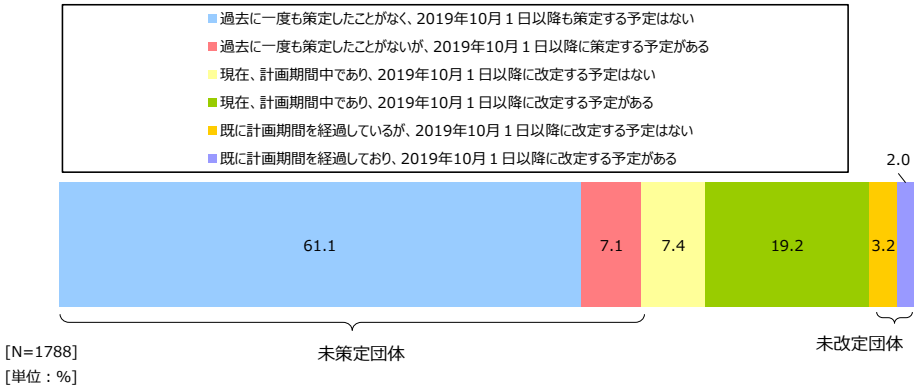

※令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況については事前登録に回答頂いた団体の有効回答を集計。

図表 210　平成 30 年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【昨年度調査】

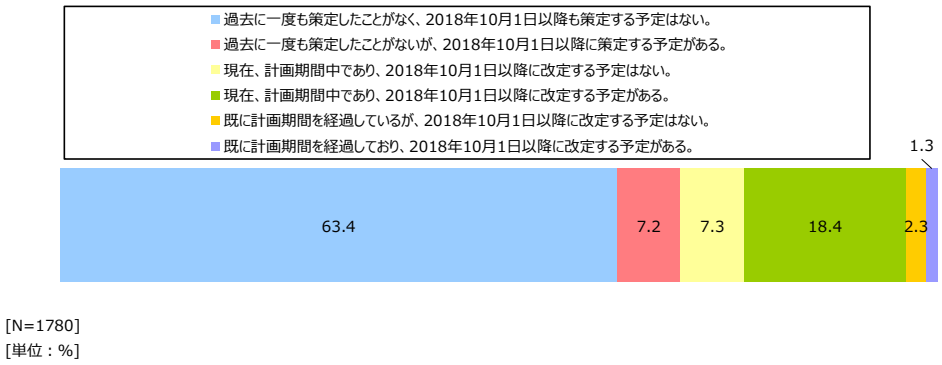

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、都道府県で 2 団体、政令指定都市、中核市でそれぞれ 1 団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）の 61.5%、人口 3 万人以上 10 万人未満の市町村（特別区含む。）の 31.0%、人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村の 14.3%、人口 1 万人未満の市町村の 11.7%が計画を策定している。

図表 211　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【策定義務のある団体】

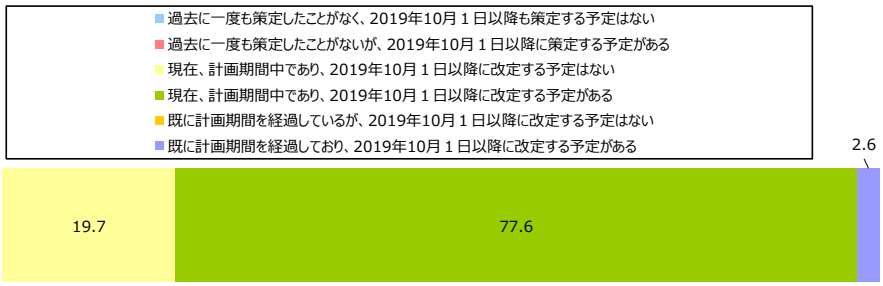

[N=152]
[単位：%]

図表 212　令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【団体区分別】

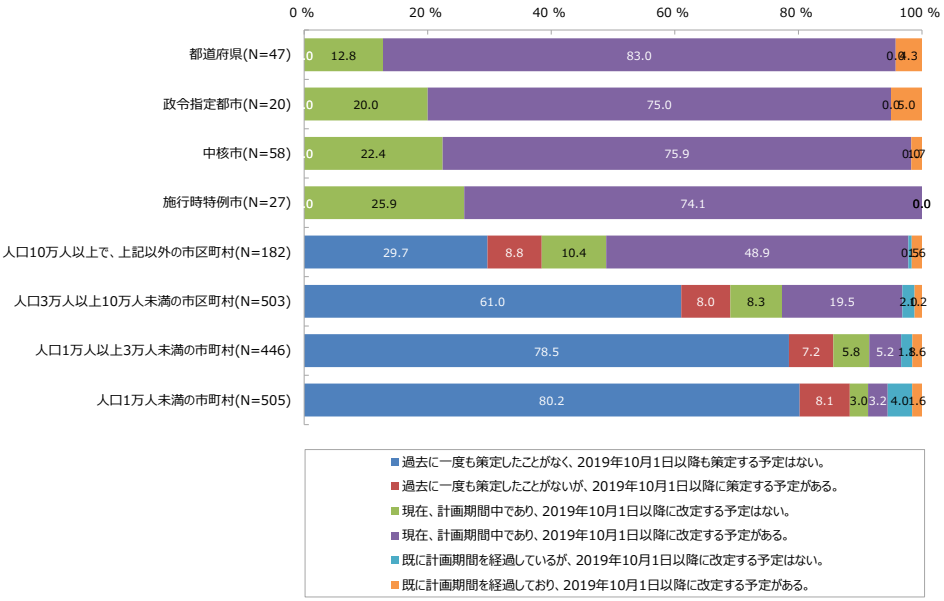

２） 区域施策編の策定・改定予定年度

区域施策編の策定･改定を予定している団体において、その予定年度は、「2020 年度」（39.1%）が最も多く、「2021 年度」（18.0%）、「2019 年度」（14.4%）と続く。

図表 213　区域施策編の策定・改定予定年度

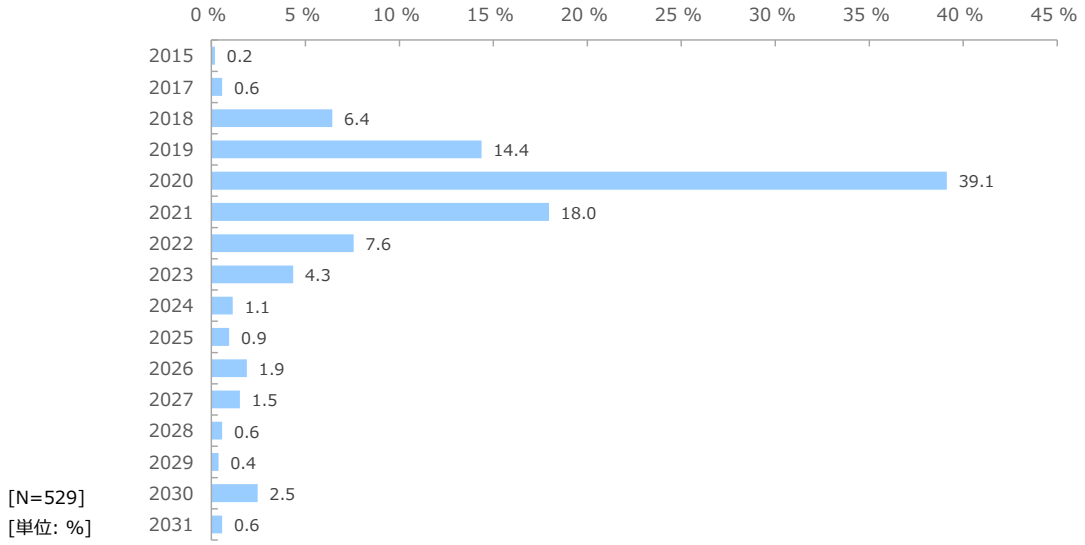

	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	1	3	34	76	207	95	40	23	6
比率（%）	0.2	0.6	6.4	14.4	39.1	18.0	7.6	4.3	1.1

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計
全体	5	10	8	3	2	13	3	529
比率（%）	0.9	1.9	1.5	0.6	0.4	2.5	0.6	

３） 区域施策編の当初策定年度及びその計画期間

区域施策編を策定済みの団体において、その当初策定年度は、「2011 年度」（14.7%）、「2010 年度」（13.3%）及びその前後に集中している。

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「5 年～10 年」（46.8%）、「５年」（29.0%）が多い。

図表 214　区域施策編の当初策定年度

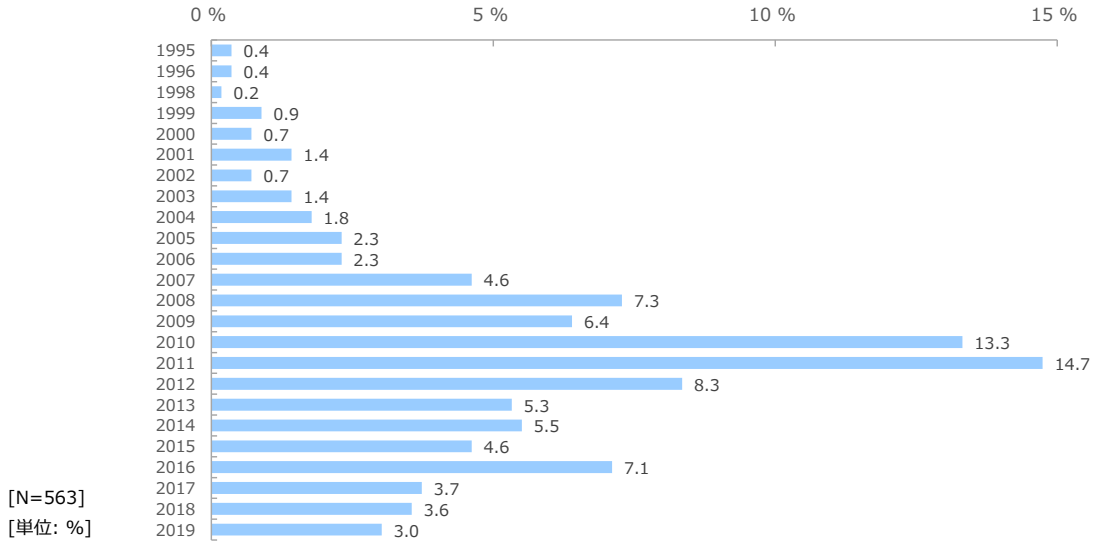

	1995	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	2	2	1	5	4	8	4	8	10	13	13	26	41
比率（%）	0.4	0.4	0.2	0.9	0.7	1.4	0.7	1.4	1.8	2.3	2.3	4.6	7.3

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	36	75	83	47	30	31	26	40	21	20	17	563
比率（%）	6.4	13.3	14.7	8.3	5.3	5.5	4.6	7.1	3.7	3.6	3.0	

図表 215　当初策定した区域施策編の計画期間

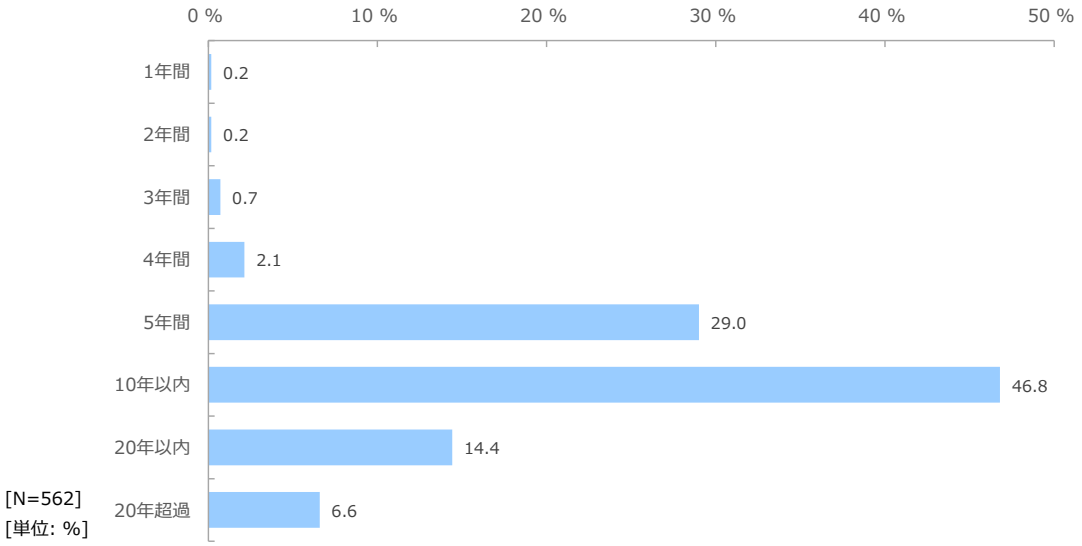

	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	1	1	4	12	163	263	81	37	562
比率（%）	0.2	0.2	0.7	2.1	29.0	46.8	14.4	6.6	

４） 区域施策編の最終改定年度及びその計画期間

区域施策編を策定済みの団体において、その最終改定年度は、「2016 年度」（25.0%）、「2017 年度」（22.8%）、「2018 年度」（16.4%）が多い。

また、最新の区域施策編の計画期間は「５年」（33.1%）、「５年～10 年」（30.4%）が多い。

図表 216　区域施策編の最終改定年度

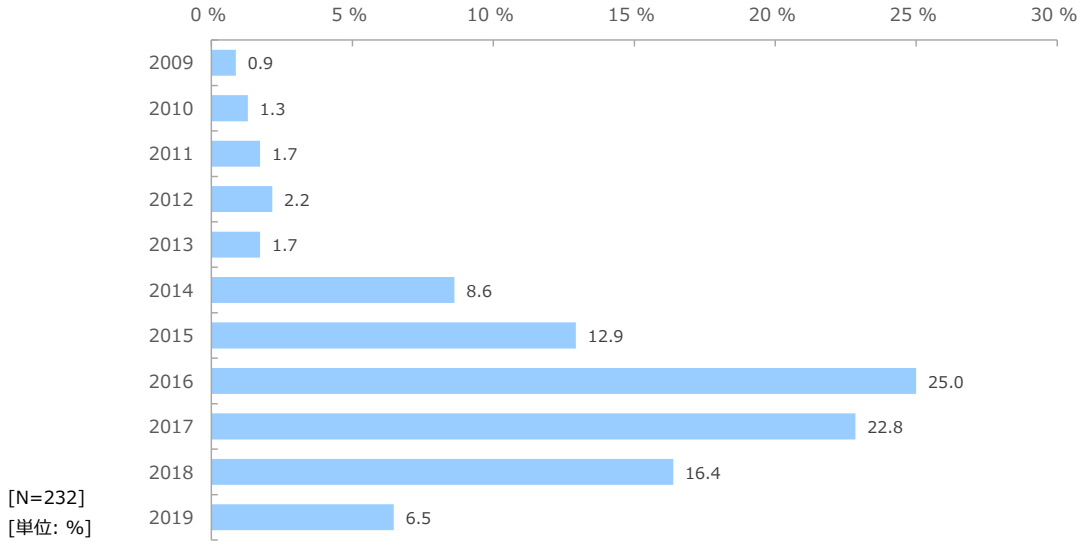

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	2	3	4	5	4	20	30	58	53	38	15	232
比率（%）	0.9	1.3	1.7	2.2	1.7	8.6	12.9	25.0	22.8	16.4	6.5	

図表 217　最終改定した区域施策編の計画期間

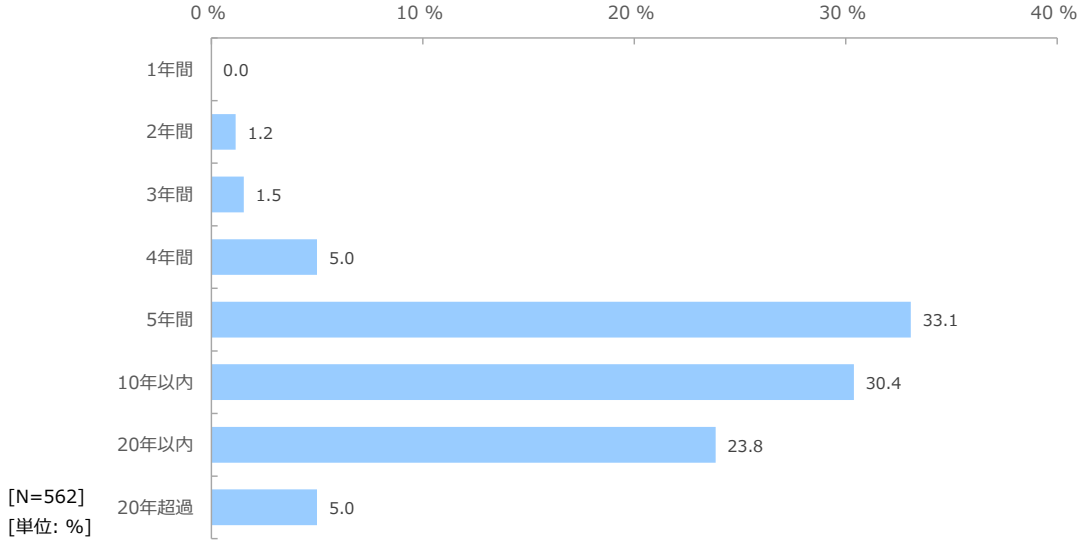

	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	3	4	13	86	79	62	13	260
比率（%）	0.0	1.2	1.5	5.0	33.1	30.4	23.8	5.0	

５）　区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」（82.9%）が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」（63.5%）「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」（50.4%）、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」（39.5%）、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」（37.3%）と続く。

図表 218　区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

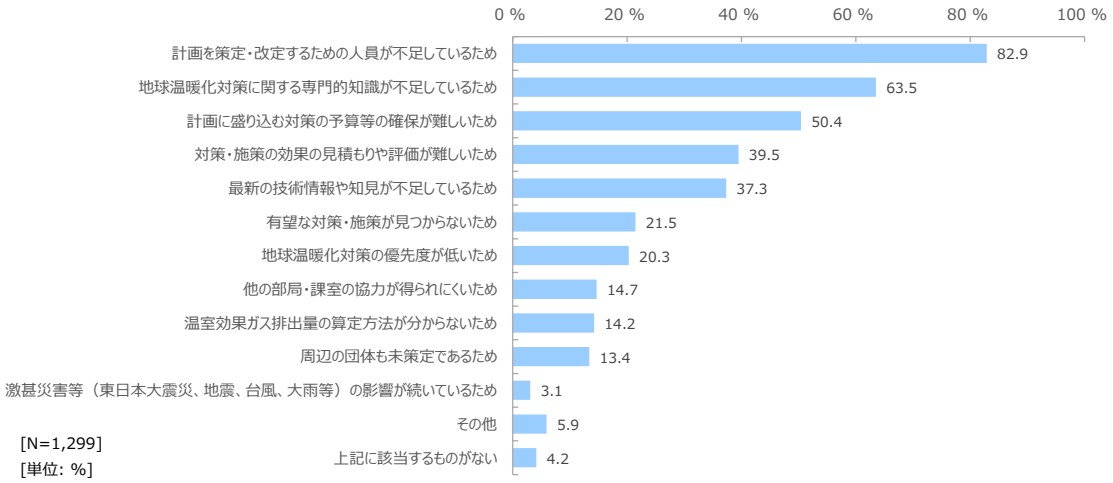

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 219　区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

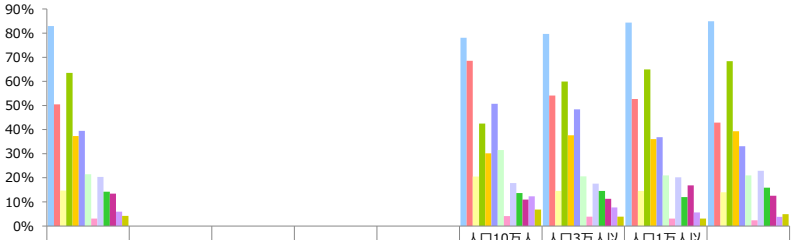

[単位：%]

	全体 (N=1,299)	都道府県 (N=0)	政令指定都市 (N=0)	中核市(N=0)	施行時特例市 (N=0)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=364)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=391)	人口1万人未満の市町村 (N=471)
計画を策定・改定するための人員が不足しているため	82.9	0.0	0.0	0.0	0.0	78.1	79.7	84.4	84.9
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	50.4	0.0	0.0	0.0	0.0	68.5	54.1	52.7	42.9
他の部局・課室の協力が得られにくいため	14.7	0.0	0.0	0.0	0.0	20.5	14.6	14.6	14.0
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	63.5	0.0	0.0	0.0	0.0	42.5	59.9	65.0	68.4
最新の技術情報や知見が不足しているため	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	30.1	37.6	36.1	39.3
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	39.5	0.0	0.0	0.0	0.0	50.7	48.4	36.8	33.1
有望な対策・施策が見つからないため	21.5	0.0	0.0	0.0	0.0	31.5	20.6	21.0	21.0
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	3.8	3.1	2.3
地球温暖化対策の優先度が低いため	20.3	0.0	0.0	0.0	0.0	17.8	17.6	20.2	22.9
温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため	14.2	0.0	0.0	0.0	0.0	13.7	14.6	12.0	15.9
周辺の団体も未策定であるため	13.4	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0	11.3	16.9	12.5
その他	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	12.3	7.7	5.6	3.8
上記に該当するものがない	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	6.8	3.8	3.1	4.9

		計画を策定・改定するための人員が不足しているため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	他の部局・課室の協力が得られにくいため	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	最新の技術情報や知見が不足しているため	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	有望な対策・施策が見つからないため	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	地球温暖化対策の優先度が低いため	温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため	周辺の団体も未策定であるため	その他	上記に該当するものがない	合計
回答数	全体	1,077	655	191	825	485	513	279	40	264	185	174	77	54	1,299
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	57	50	15	31	22	37	23	3	13	10	8	9	5	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	290	197	53	218	137	176	75	14	64	53	41	28	14	364
	人口1万人以上3万人未満の市町村	330	206	57	254	141	144	82	12	79	47	66	22	12	391
	人口1万人未満の市町村	400	202	66	322	185	156	99	11	108	75	59	18	23	471
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比率（%）	全体(N=1,299)	82.9	50.4	14.7	63.5	37.3	39.5	21.5	3.1	20.3	14.2	13.4	5.9	4.2	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	施行時特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	78.1	68.5	20.5	42.5	30.1	50.7	31.5	4.1	17.8	13.7	11.0	12.3	6.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=364)	79.7	54.1	14.6	59.9	37.6	48.4	20.6	3.8	17.6	14.6	11.3	7.7	3.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=391)	84.4	52.7	14.6	65.0	36.1	36.8	21.0	3.1	20.2	12.0	16.9	5.6	3.1	
	人口1万人未満の市町村(N=471)	84.9	42.9	14.0	68.4	39.3	33.1	21.0	2.3	22.9	15.9	12.5	3.8	4.9	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

６） 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」（53.8%）が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない。」（51.1%）、「計画を策定・改定するための人員が不足している。」（46.0%）、「専門家の助言が必要である。」（43.1%）と続く。

図表 220　区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

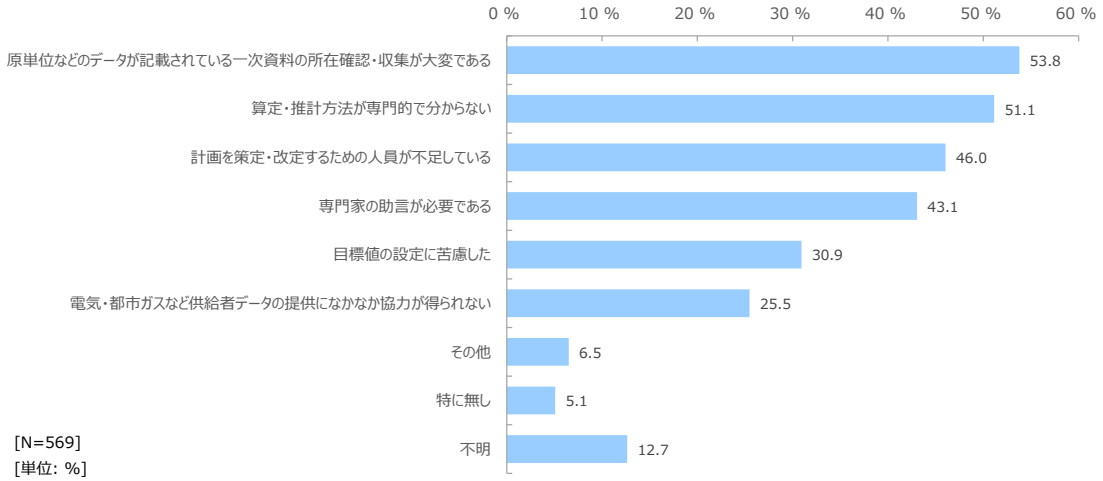

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市、中核市では 70%以上の団体が「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」を選択している。

また、人口規模が大きい団体ほど、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」、「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。」、「目標値の設定に苦慮した。」を選択する割合が高くなる傾向がある。

図表 221　区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと【団体区分別】

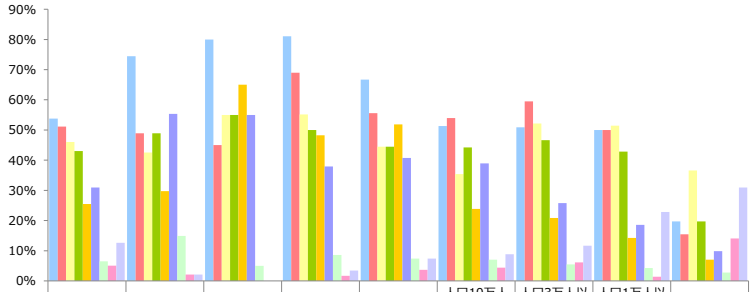

[単位：%]

	全体 (N=569)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=163)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=70)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	53.8	74.5	80.0	81.0	66.7	51.3	50.9	50.0	19.7
算定・推計方法が専門的で分からない	51.1	48.9	45.0	69.0	55.6	54.0	59.5	50.0	15.5
計画を策定・改定するための人員が不足している	46.0	42.6	55.0	55.2	44.4	35.4	52.1	51.4	36.6
専門家の助言が必要である	43.1	48.9	55.0	50.0	44.4	44.2	46.6	42.9	19.7
電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	25.5	29.8	65.0	48.3	51.9	23.9	20.9	14.3	7.0
目標値の設定に苦慮した	30.9	55.3	55.0	37.9	40.7	38.9	25.8	18.6	9.9
その他	6.5	14.9	5.0	8.6	7.4	7.1	5.5	4.3	2.8
特に無し	5.1	2.1	0.0	1.7	3.7	4.4	6.1	1.4	14.1
不明	12.7	2.1	0.0	3.4	7.4	8.8	11.7	22.9	31.0

		原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	算定・推計方法が専門的で分からない	計画を策定・改定するための人員が不足している	専門家の助言が必要である	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	目標値の設定に苦慮した	その他	特に無し	不明	合計
回答数	全体	306	291	262	245	145	176	37	29	72	569
	都道府県	35	23	20	23	14	26	7	1	1	47
	政令指定都市	16	9	11	11	13	11	1	0	0	20
	中核市	47	40	32	29	28	22	5	1	2	58
	施行時特例市	18	15	12	12	14	11	2	1	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	58	61	40	50	27	44	8	5	10	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	83	97	85	76	34	42	9	10	19	163
	人口1万人以上3万人未満の市町村	35	35	36	30	10	13	3	1	16	70
	人口1万人未満の市町村	14	11	26	14	5	7	2	10	22	71
比率（%）	全体(N=569)	53.8	51.1	46.0	43.1	25.5	30.9	6.5	5.1	12.7	
	都道府県(N=47)	74.5	48.9	42.6	48.9	29.8	55.3	14.9	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	80.0	45.0	55.0	55.0	65.0	55.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	81.0	69.0	55.2	50.0	48.3	37.9	8.6	1.7	3.4	
	施行時特例市(N=27)	66.7	55.6	44.4	44.4	51.9	40.7	7.4	3.7	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	51.3	54.0	35.4	44.2	23.9	38.9	7.1	4.4	8.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=163)	50.9	59.5	52.1	46.6	20.9	25.8	5.5	6.1	11.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	50.0	50.0	51.4	42.9	14.3	18.6	4.3	1.4	22.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	19.7	15.5	36.6	19.7	7.0	9.9	2.8	14.1	31.0	

７）　区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「対策・施策の検討」（59.1%）が最も多く、「削減目標の設定」（56.3%）と続く。

図表 222　区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

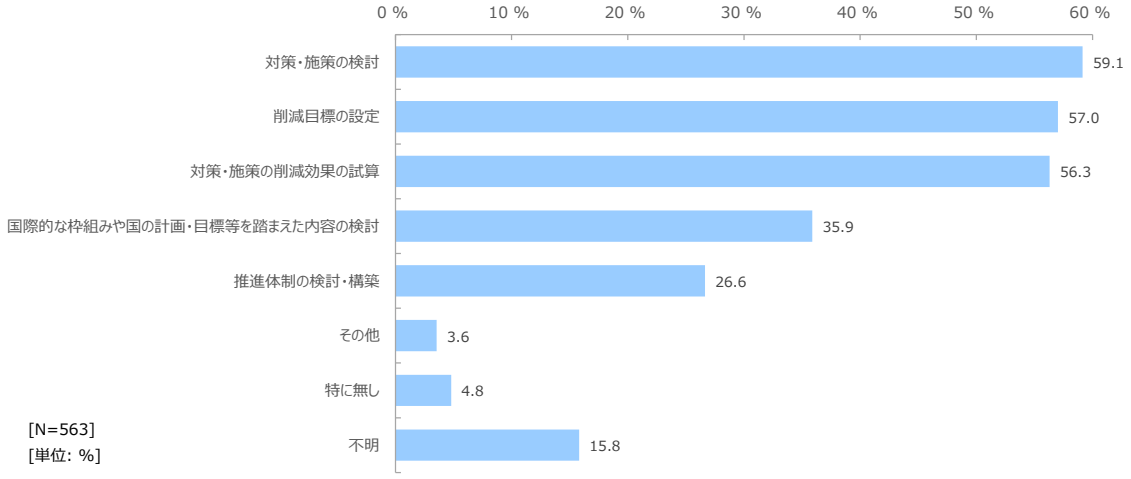

図表 223　区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【団体区分別】

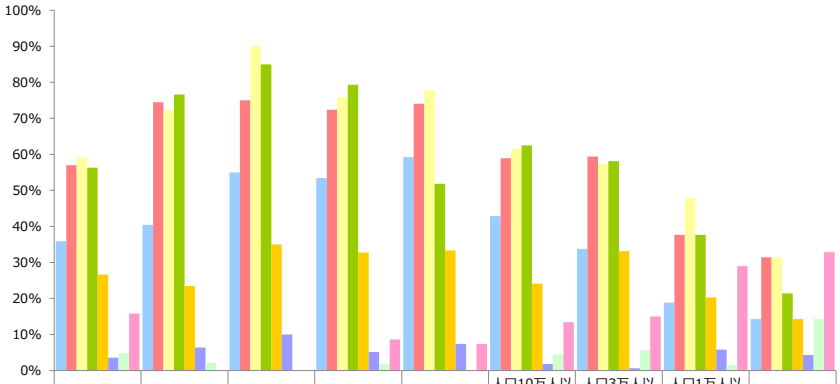

[単位：%]

	全体(N=563)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	人口1万人未満の市町村(N=70)
国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	35.9	40.4	55.0	53.4	59.3	42.9	33.8	18.8	14.3
削減目標の設定	57.0	74.5	75.0	72.4	74.1	58.9	59.4	37.7	31.4
対策・施策の検討	59.1	72.3	90.0	75.9	77.8	61.6	57.5	47.8	31.4
対策・施策の削減効果の試算	56.3	76.6	85.0	79.3	51.9	62.5	58.1	37.7	21.4
推進体制の検討・構築	26.6	23.4	35.0	32.8	33.3	24.1	33.1	20.3	14.3
その他	3.6	6.4	10.0	5.2	7.4	1.8	0.6	5.8	4.3
特に無し	4.8	2.1	0.0	1.7	0.0	4.5	5.6	1.4	14.3
不明	15.8	0.0	0.0	8.6	7.4	13.4	15.0	29.0	32.9

		国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討・構築	その他	特に無し	不明	合計
回答数	全体	202	321	333	317	150	20	27	89	563
	都道府県	19	35	34	36	11	3	1	0	47
	政令指定都市	11	15	18	17	7	2	0	0	20
	中核市	31	42	44	46	19	3	1	5	58
	施行時特例市	16	20	21	14	9	2	0	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	48	66	69	70	27	2	5	15	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	95	92	93	53	1	9	24	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	26	33	26	14	4	1	20	69
	人口1万人未満の市町村	10	22	22	15	10	3	10	23	70
比率（%）	全体(N=563)	35.9	57.0	59.1	56.3	26.6	3.6	4.8	15.8	
	都道府県(N=47)	40.4	74.5	72.3	76.6	23.4	6.4	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	75.0	90.0	85.0	35.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	53.4	72.4	75.9	79.3	32.8	5.2	1.7	8.6	
	施行時特例市(N=27)	59.3	74.1	77.8	51.9	33.3	7.4	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	42.9	58.9	61.6	62.5	24.1	1.8	4.5	13.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.8	59.4	57.5	58.1	33.1	0.6	5.6	15.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	18.8	37.7	47.8	37.7	20.3	5.8	1.4	29.0	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	14.3	31.4	31.4	21.4	14.3	4.3	14.3	32.9	

８） 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの

区域施策編を策定済み、または策定予定の団体において、その策定又は改定に当たって使用したものとしては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第１版）」（24.9%）が最も多く、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（23.6%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（策定手法編）」（22.0%）、と続く。

図表 224　区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの

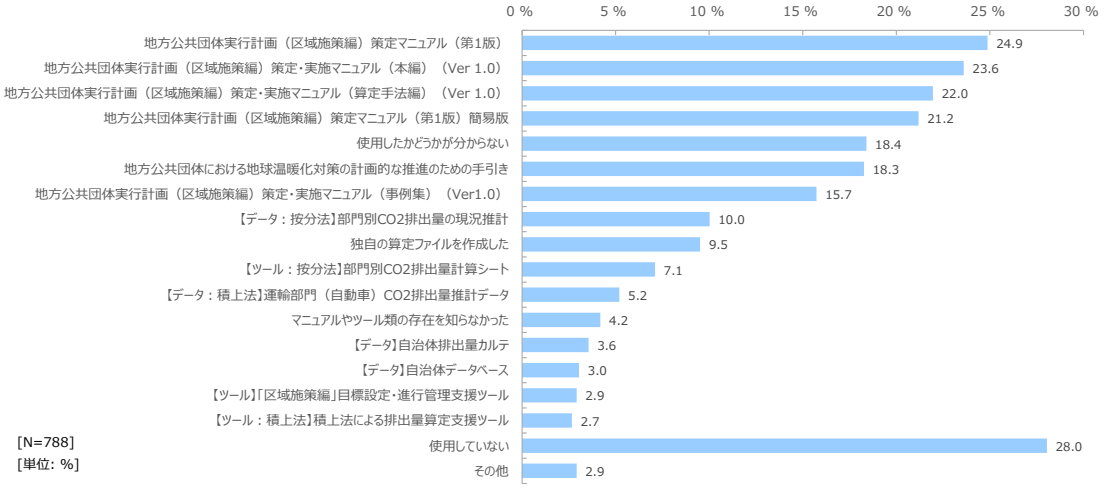

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「平成 29 年 3 月に公表された最新のマニュアル類」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。また、人口規模が小さいほど、「使用していない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 225　区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【団体区分別】

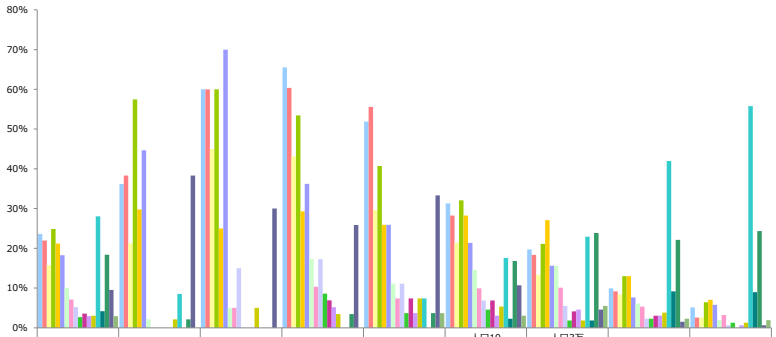

[単位：%]

	全体 (N=788)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=131)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=218)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=131)	人口1万人未満の市町村 (N=156)
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1.0）	23.6	36.2	60.0	65.5	51.9	31.3	19.7	9.9	5.1
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver 1.0）	22.0	38.3	60.0	60.3	55.6	28.2	18.3	9.2	2.6
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）	15.7	21.3	45.0	43.1	29.6	21.4	13.3	8.4	2.6
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	24.9	57.4	60.0	53.4	40.7	32.1	21.1	13.0	6.4
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	21.2	29.8	25.0	29.3	25.9	28.2	27.1	13.0	7.1
地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	18.3	44.7	70.0	36.2	25.9	21.4	15.6	7.6	5.8
【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計	10.0	2.1	5.0	17.2	11.1	14.5	15.6	6.1	1.9
【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート	7.1	0.0	5.0	10.3	7.4	9.9	10.1	5.3	3.2
【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ	5.2	0.0	15.0	17.2	11.1	6.9	5.5	2.3	0.6
【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール	2.7	0.0	0.0	8.6	3.7	4.6	1.8	2.3	1.3
【データ】自治体排出量カルテ	3.6	0.0	0.0	6.9	7.4	6.9	4.1	3.1	0.0
【ツール】「区域施策編」目標設定・進行管理支援ツール	2.9	0.0	0.0	5.2	3.7	3.1	4.6	3.1	0.6
【データ】自治体データベース	3.0	2.1	5.0	3.4	7.4	5.3	1.8	3.8	1.3
使用していない	28.0	8.5	0.0	0.0	7.4	17.6	22.9	42.0	55.8
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	1.8	9.2	9.0
使用したかどうかが分からない	18.4	2.1	0.0	3.4	3.7	16.8	23.9	22.1	24.4

		地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver 1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver 1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計	【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート	【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ	【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール	【データ】自治体排出量カルテ	【ツール】「区域施策編」目標設定・進行管理支援ツール	【データ】自治体データベース	使用していない	マニュアルやツール類の存在を知らなかった	使用したかどうかが分からない	独自の算定ファイルを作成した	その他	合計
回答数	全体	186	173	124	196	167	144	79	56	41	21	28	23	24	221	33	145	75	23	788
	都道府県	17	18	10	27	14	21	1	0	0	0	0	0	1	4	0	1	18	0	47
	政令指定都市	12	12	9	12	5	14	1	1	3	0	0	0	1	0	0	0	6	0	20
	中核市	38	35	25	31	17	21	10	6	10	5	4	3	2	0	0	2	15	0	58
	施行時特例市	14	15	8	11	7	7	3	2	3	1	2	1	2	2	0	1	9	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	41	37	28	42	37	28	19	13	9	6	9	4	7	23	3	22	14	4	131
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	43	40	29	46	59	34	34	22	12	4	9	10	4	50	4	52	10	12	218
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	12	11	17	17	10	8	7	3	3	4	4	5	55	12	29	2	3	131
	人口1万人未満の市町村	8	4	4	10	11	9	3	5	1	2	0	1	2	87	14	38	1	3	156
比率（%）	全体(N=788)	23.6	22.0	15.7	24.9	21.2	18.3	10.0	7.1	5.2	2.7	3.6	2.9	3.0	28.0	4.2	18.4	9.5	2.9	
	都道府県(N=47)	36.2	38.3	21.3	57.4	29.8	44.7	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	8.5	0.0	2.1	38.3	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	60.0	45.0	60.0	25.0	70.0	5.0	5.0	15.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0	
	中核市(N=58)	65.5	60.3	43.1	53.4	29.3	36.2	17.2	10.3	17.2	8.6	6.9	5.2	3.4	0.0	0.0	3.4	25.9	0.0	
	施行時特例市(N=27)	51.9	55.6	29.6	40.7	25.9	25.9	11.1	7.4	11.1	3.7	7.4	3.7	7.4	7.4	0.0	3.7	33.3	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=131)	31.3	28.2	21.4	32.1	28.2	21.4	14.5	9.9	6.9	4.6	6.9	3.1	5.3	17.6	2.3	16.8	10.7	3.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=218)	19.7	18.3	13.3	21.1	27.1	15.6	15.6	10.1	5.5	1.8	4.1	4.6	1.8	22.9	1.8	23.9	4.6	5.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=131)	9.9	9.2	8.4	13.0	13.0	7.6	6.1	5.3	2.3	2.3	3.1	3.1	3.8	42.0	9.2	22.1	1.5	2.3	
	人口1万人未満の市町村(N=156)	5.1	2.6	2.6	6.4	7.1	5.8	1.9	3.2	0.6	1.3	0.0	0.6	1.3	55.8	9.0	24.4	0.6	1.9	

９） 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途

区域施策編を策定・改定にあたり、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を活用した回答した団体において、その用途としては、「区域施策編の実施に際して参考としている。」（53.4%）が最も多く、「来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。」（40.3%）が続く。

図表 226　区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途

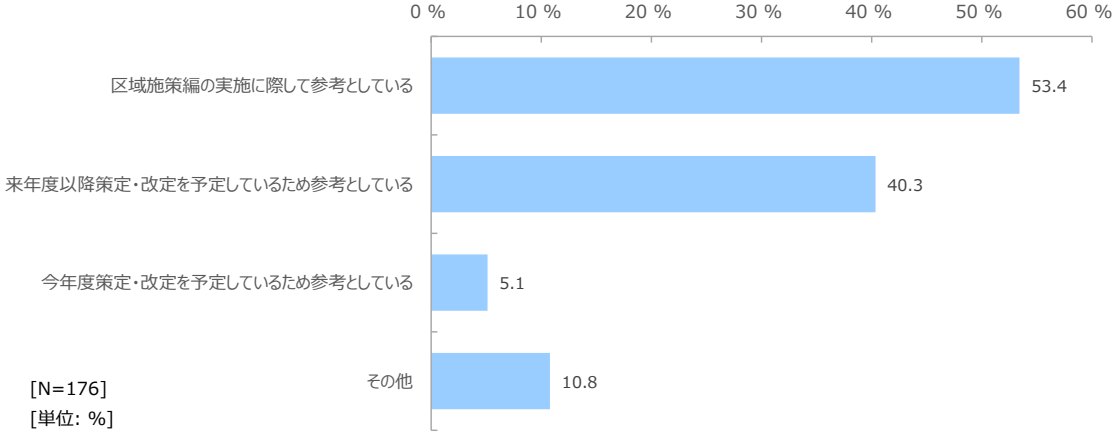

	今年度策定・改定を予定しているため参考としている	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている	区域施策編の実施に際して参考としている	その他	合計
全体	9	71	94	19	176
比率（%）	5.1	40.3	53.4	10.8	

１０） 区域施策編の共同策定の検討状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（59.4%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（20.3%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（14.5%）と続く。

策定済又は策定予定の団体は昨年度の 0.7%から 1.1%に増加した。

図表 227　区域施策編の共同策定の検討状況

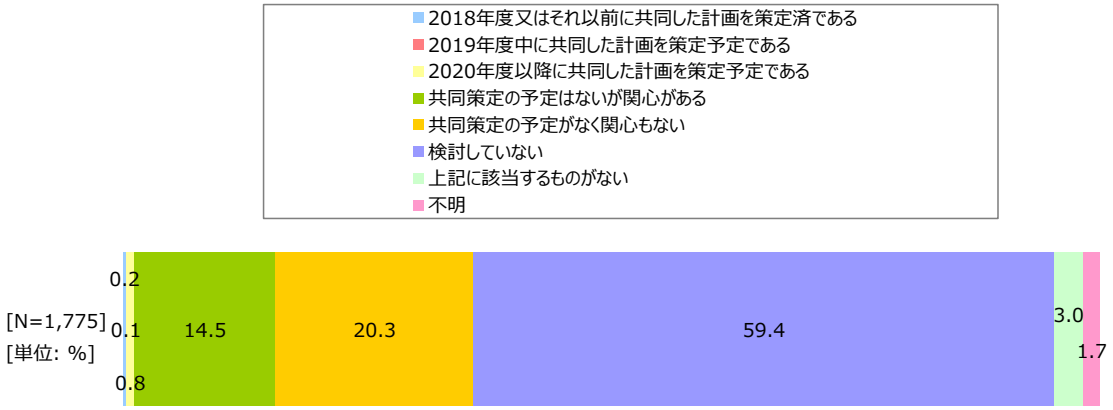

図表 228　区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】

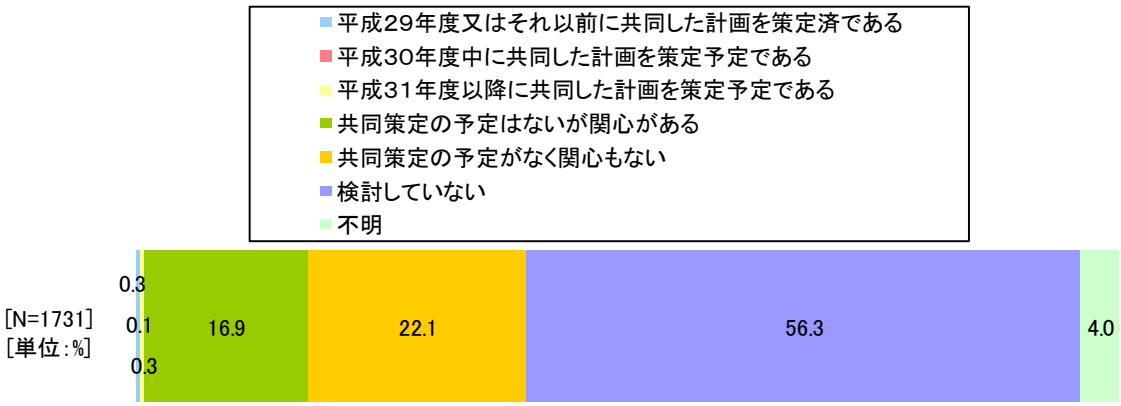

地方公共団体の区分別に見ると、中核市以下の市区町村では 15%前後の団体が「共同策定の予定はないが関心がある」を選択している。

図表 229　区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】

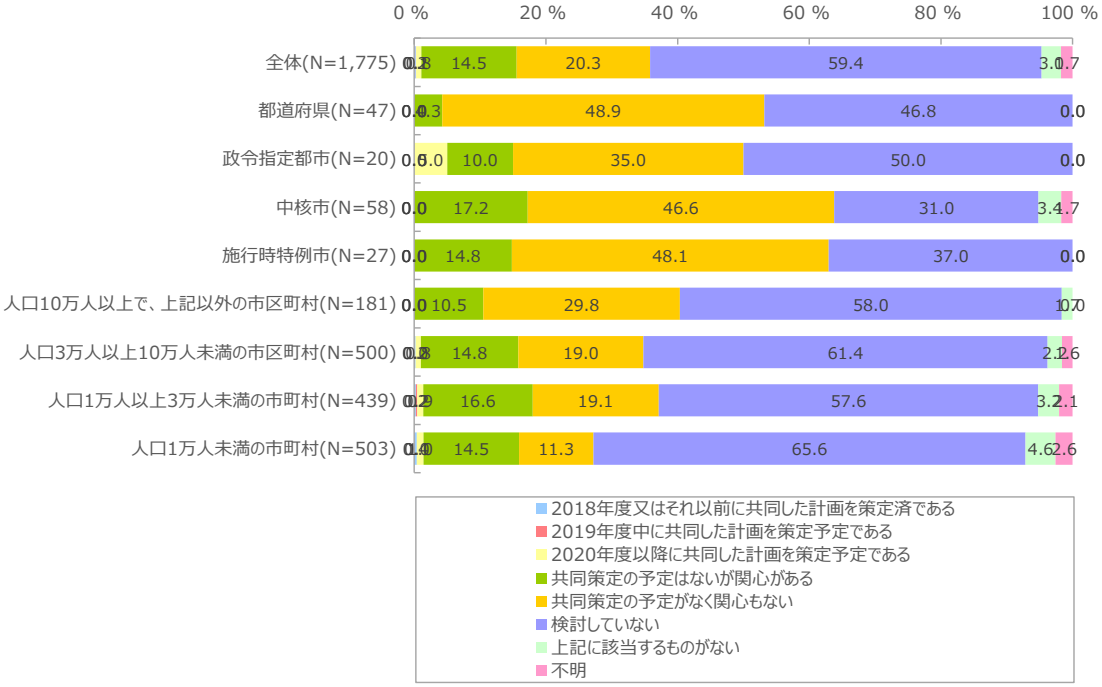

		2018年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2019年度中に共同した計画を策定予定である	2020年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	検討していない	上記に該当するものがない	不明	合計
全体	全体	4	1	14	257	360	1,055	53	31	1,775
	都道府県	0	0	0	2	23	22	0	0	47
	政令指定都市	0	0	1	2	7	10	0	0	20
	中核市	0	0	0	10	27	18	2	1	58
	施行時特例市	0	0	0	4	13	10	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	19	54	105	3	0	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	0	4	74	95	307	11	8	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	4	73	84	253	14	9	439
	人口1万人未満の市町村	2	0	5	73	57	330	23	13	503
比率	全体(N=1,775)	0.2	0.1	0.8	14.5	20.3	59.4	3.0	1.7	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	4.3	48.9	46.8	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	5.0	10.0	35.0	50.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	0.0	0.0	17.2	46.6	31.0	3.4	1.7	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	0.0	14.8	48.1	37.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.0	0.0	0.0	10.5	29.8	58.0	1.7	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.2	0.0	0.8	14.8	19.0	61.4	2.2	1.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	0.2	0.2	0.9	16.6	19.1	57.6	3.2	2.1	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	0.4	0.0	1.0	14.5	11.3	65.6	4.6	2.6	

１１） 共同したい相手先

区域施策編の共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（83.9%）が最も多く、次いで「属する都道府県」（35.9%）が多い。

図表 230　共同したい相手先

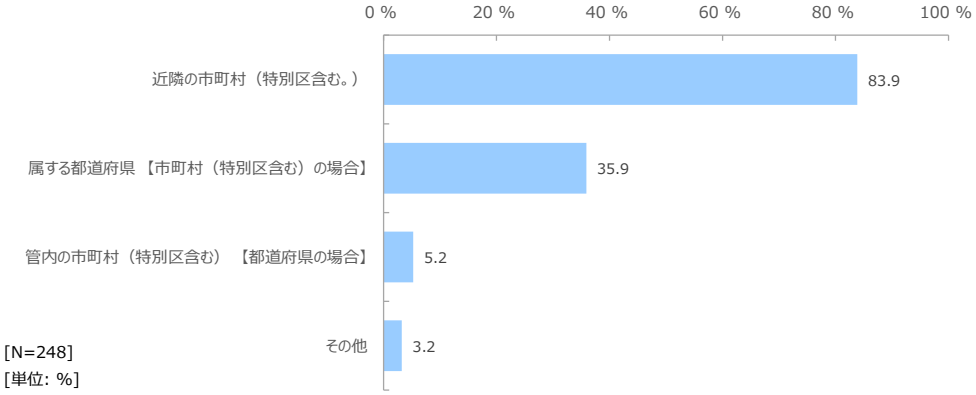

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が小さい団体では、回答した団体の 7 割以上が、共同したい相手先として「近隣の市町村（特別区含む。）」を選択している。

図表 231　共同したい相手先【団体区分別】

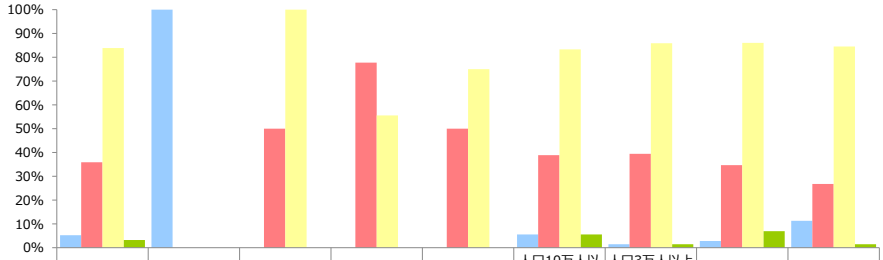

[単位：%]

	全体(N=248)	都道府県(N=1)	政令指定都市(N=2)	中核市(N=9)	施行時特例市(N=4)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	人口1万人未満の市町村(N=71)
管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	5.2	100.0	0.0	0.0	0.0	5.6	1.4	2.8	11.3
属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	35.9	0.0	50.0	77.8	50.0	38.9	39.4	34.7	26.8
近隣の市町村（特別区含む。）	83.9	0.0	100.0	55.6	75.0	83.3	85.9	86.1	84.5
その他	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	1.4	6.9	1.4

		管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	近隣の市町村（特別区含む。）	その他	合計
回答数	全体	13	89	208	8	248
	都道府県	1	0	0	0	1
	政令指定都市	0	1	2	0	2
	中核市	0	7	5	0	9
	施行時特例市	0	2	3	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	7	15	1	18
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	28	61	1	71
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	25	62	5	72
	人口1万人未満の市町村	8	19	60	1	71
比率（%）	全体(N=248)	5.2	35.9	83.9	3.2	
	都道府県(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=2)	0.0	50.0	100.0	0.0	
	中核市(N=9)	0.0	77.8	55.6	0.0	
	施行時特例市(N=4)	0.0	50.0	75.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	5.6	38.9	83.3	5.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	1.4	39.4	85.9	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	2.8	34.7	86.1	6.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	11.3	26.8	84.5	1.4	

１２） 区域施策編の公表方法

区域施策編を策定済みの団体において、その公表方法としては、「ホームページで公表している。」（80.7%）が最も多く、「環境審議会で公表している。」（47.2%）、「専用の冊子等を作成し公表している。」（42.2%）、「議会報告で公表している。」（28.1%）、「環境報告書、環境白書等で公表している。」（27.2%）と続く。

図表 232　区域施策編の公表方法

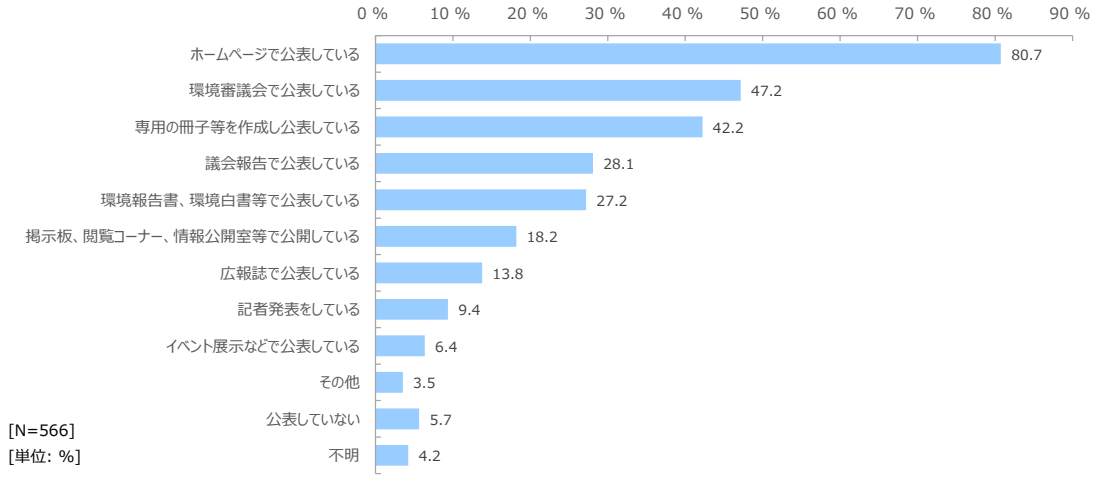

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さい。人口１万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「公表していない。」の割合が高い。

図表 233　区域施策編の公表方法【団体区分別】

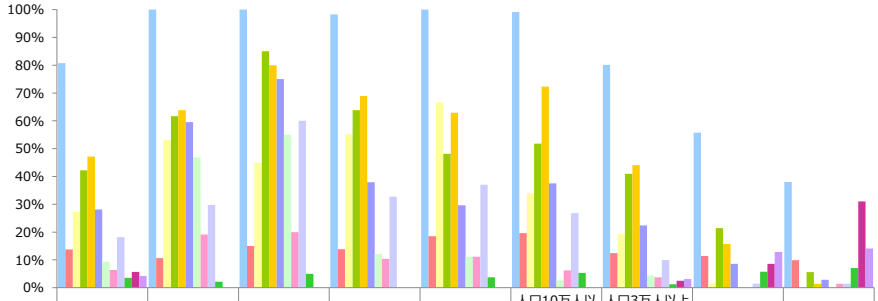

[単位：%]

	全体(N=566)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	人口1万人未満の市町村(N=71)
ホームページで公表している	80.7	100.0	100.0	98.3	100.0	99.1	80.1	55.7	38.0
広報誌で公表している	13.8	10.6	15.0	13.8	18.5	19.6	12.4	11.4	9.9
環境報告書、環境白書等で公表している	27.2	53.2	45.0	55.2	66.7	33.9	19.3	1.4	0.0
専用の冊子等を作成し公表している	42.2	61.7	85.0	63.8	48.1	51.8	41.0	21.4	5.6
環境審議会で公表している	47.2	63.8	80.0	69.0	63.0	72.3	44.1	15.7	1.4
議会報告で公表している	28.1	59.6	75.0	37.9	29.6	37.5	22.4	8.6	2.8
記者発表をしている	9.4	46.8	55.0	12.1	11.1	2.7	4.3	0.0	0.0
イベント展示などで公表している	6.4	19.1	20.0	10.3	11.1	6.3	3.7	0.0	1.4
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	18.2	29.8	60.0	32.8	37.0	26.8	9.9	1.4	1.4
その他	3.5	2.1	5.0	0.0	3.7	5.4	1.2	5.7	7.0
公表していない	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	8.6	31.0
不明	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	12.9	14.1

		ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	全体	457	78	154	239	267	159	53	36	103	20	32	24	566
	都道府県	47	5	25	29	30	28	22	9	14	1	0	0	47
	政令指定都市	20	3	9	17	16	15	11	4	12	1	0	0	20
	中核市	57	8	32	37	40	22	7	6	19	0	0	0	58
	施行時特例市	27	5	18	13	17	8	3	3	10	1	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	111	22	38	58	81	42	3	7	30	6	0	0	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	129	20	31	66	71	36	7	6	16	2	4	5	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	39	8	1	15	11	6	0	0	1	4	6	9	70
	人口1万人未満の市町村	27	7	0	4	1	2	0	1	1	5	22	10	71
比率（%）	全体(N=566)	80.7	13.8	27.2	42.2	47.2	28.1	9.4	6.4	18.2	3.5	5.7	4.2	
	都道府県(N=47)	100.0	10.6	53.2	61.7	63.8	59.6	46.8	19.1	29.8	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	15.0	45.0	85.0	80.0	75.0	55.0	20.0	60.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	98.3	13.8	55.2	63.8	69.0	37.9	12.1	10.3	32.8	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	18.5	66.7	48.1	63.0	29.6	11.1	11.1	37.0	3.7	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	99.1	19.6	33.9	51.8	72.3	37.5	2.7	6.3	26.8	5.4	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	80.1	12.4	19.3	41.0	44.1	22.4	4.3	3.7	9.9	1.2	2.5	3.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	55.7	11.4	1.4	21.4	15.7	8.6	0.0	0.0	1.4	5.7	8.6	12.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	38.0	9.9	0.0	5.6	1.4	2.8	0.0	1.4	1.4	7.0	31.0	14.1	

（２）実行計画（区域施策編）の目標設定と対象

１）　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法

①産業部門（製造業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（製造業）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（45.4%）が最も多く、「「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量」（17.9%）と続く。

図表 234　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）

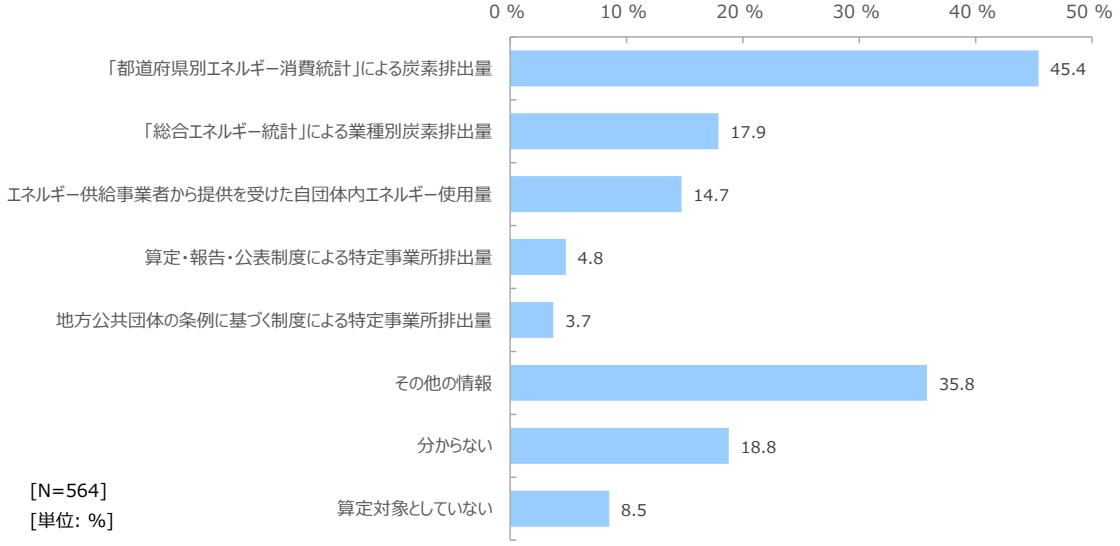

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」が多いが、中核市より規模の小さな団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多い。

図表 235　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）【団体区分別】

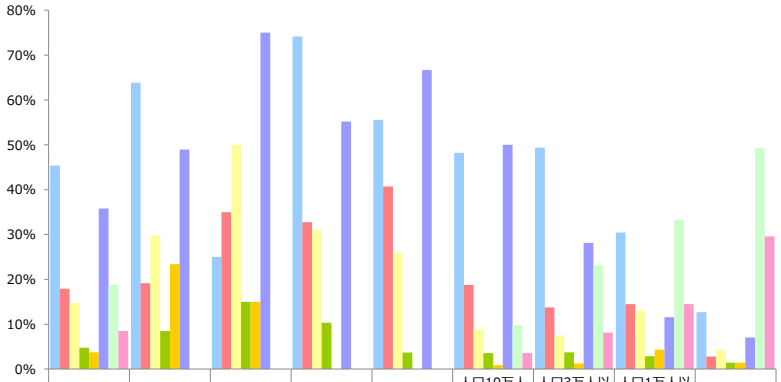

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	45.4	63.8	25.0	74.1	55.6	48.2	49.4	30.4	12.7
2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	17.9	19.1	35.0	32.8	40.7	18.8	13.8	14.5	2.8
3.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	14.7	29.8	50.0	31.0	25.9	8.9	7.5	13.0	4.2
4.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	4.8	8.5	15.0	10.3	3.7	3.6	3.8	2.9	1.4
5.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	3.7	23.4	15.0	0.0	0.0	0.9	1.3	4.3	1.4
1～5以外の情報	35.8	48.9	75.0	55.2	66.7	50.0	28.1	11.6	7.0
分からない	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	9.8	23.1	33.3	49.3
算定対象としていない	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	8.1	14.5	29.6

		1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	3.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	4.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	5.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1～5以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	256	101	83	27	21	202	106	48	564
	都道府県	30	9	14	4	11	23	0	0	47
	政令指定都市	5	7	10	3	3	15	0	0	20
	中核市	43	19	18	6	0	32	0	0	58
	施行時特例市	15	11	7	1	0	18	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	54	21	10	4	1	56	11	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	79	22	12	6	2	45	37	13	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	10	9	2	3	8	23	10	69
	人口1万人未満の市町村	9	2	3	1	1	5	35	21	71
比率（%）	全体(N=564)	45.4	17.9	14.7	4.8	3.7	35.8	18.8	8.5	
	都道府県(N=47)	63.8	19.1	29.8	8.5	23.4	48.9	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	35.0	50.0	15.0	15.0	75.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	74.1	32.8	31.0	10.3	0.0	55.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	55.6	40.7	25.9	3.7	0.0	66.7	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	48.2	18.8	8.9	3.6	0.9	50.0	9.8	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	49.4	13.8	7.5	3.8	1.3	28.1	23.1	8.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	30.4	14.5	13.0	2.9	4.3	11.6	33.3	14.5	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	12.7	2.8	4.2	1.4	1.4	7.0	49.3	29.6	

②産業部門（建設業・鉱業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（建設業・鉱業）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（50.0%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（10.8%）がそれに続く。

図表 236　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(2)産業部門（建設業・鉱業）

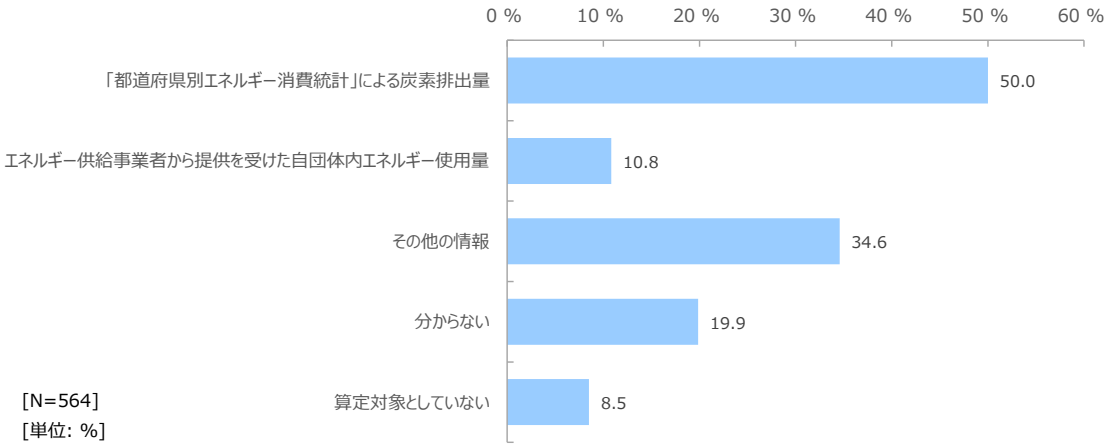

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 237　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(2) 産業部門（建設業・鉱業）【団体区分別】

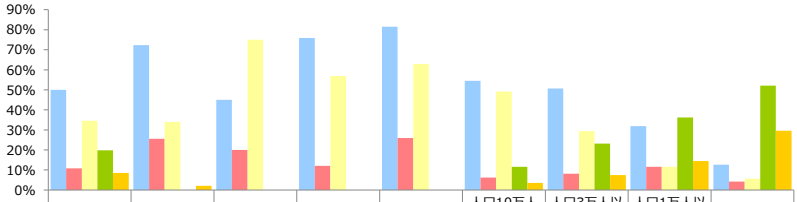

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	50.0	72.3	45.0	75.9	81.5	54.5	50.6	31.9	12.7
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	10.8	25.5	20.0	12.1	25.9	6.3	8.1	11.6	4.2
その他の情報	34.6	34.0	75.0	56.9	63.0	49.1	29.4	11.6	5.6
分からない	19.9	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6	23.1	36.2	52.1
算定対象としていない	8.5	2.1	0.0	0.0	0.0	3.6	7.5	14.5	29.6

		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	282	61	195	112	48	564
	都道府県	34	12	16	0	1	47
	政令指定都市	9	4	15	0	0	20
	中核市	44	7	33	0	0	58
	施行時特例市	22	7	17	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	61	7	55	13	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	81	13	47	37	12	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	8	8	25	10	69
	人口1万人未満の市町村	9	3	4	37	21	71
比率（%）	全体(N=564)	50.0	10.8	34.6	19.9	8.5	
	都道府県(N=47)	72.3	25.5	34.0	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	45.0	20.0	75.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	75.9	12.1	56.9	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	81.5	25.9	63.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	54.5	6.3	49.1	11.6	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	50.6	8.1	29.4	23.1	7.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	11.6	11.6	36.2	14.5	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	12.7	4.2	5.6	52.1	29.6	

③産業部門（農林水産業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（農林水産業）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（48.6%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（9.6%）がそれに続く。

図表 238　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(3)産業部門（農林水産業）

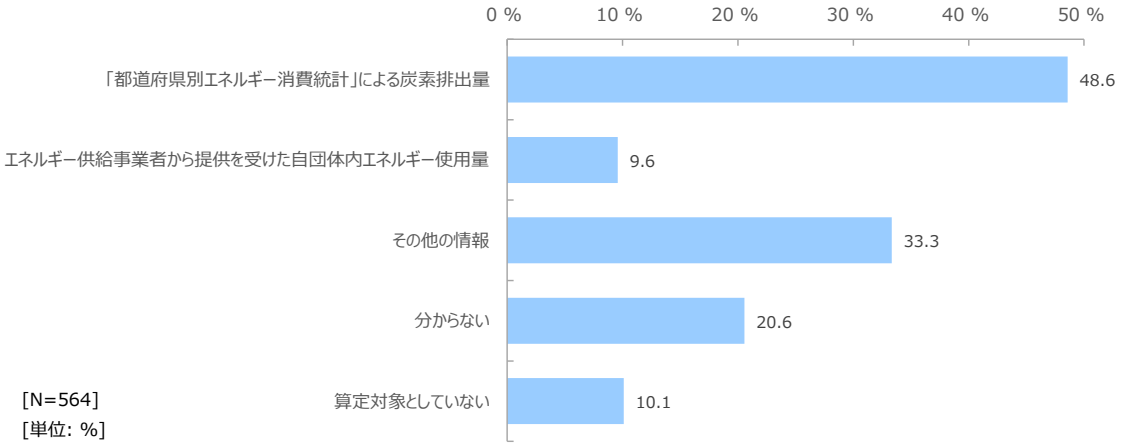

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 239　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(3) 産業部門（農林水産業）【団体区分別】

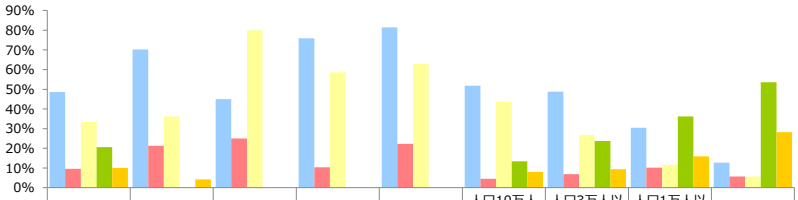

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	48.6	70.2	45.0	75.9	81.5	51.8	48.8	30.4	12.7
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	9.6	21.3	25.0	10.3	22.2	4.5	6.9	10.1	5.6
その他の情報	33.3	36.2	80.0	58.6	63.0	43.8	26.9	11.6	5.6
分からない	20.6	0.0	0.0	0.0	0.0	13.4	23.8	36.2	53.5
算定対象としていない	10.1	4.3	0.0	0.0	0.0	8.0	9.4	15.9	28.2

		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	274	54	188	116	57	564
	都道府県	33	10	17	0	2	47
	政令指定都市	9	5	16	0	0	20
	中核市	44	6	34	0	0	58
	施行時特例市	22	6	17	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	58	5	49	15	9	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	78	11	43	38	15	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	7	8	25	11	69
	人口1万人未満の市町村	9	4	4	38	20	71
比率（%）	全体(N=564)	48.6	9.6	33.3	20.6	10.1	
	都道府県(N=47)	70.2	21.3	36.2	0.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	45.0	25.0	80.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	75.9	10.3	58.6	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	81.5	22.2	63.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	51.8	4.5	43.8	13.4	8.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	48.8	6.9	26.9	23.8	9.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	30.4	10.1	11.6	36.2	15.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	12.7	5.6	5.6	53.5	28.2	

④業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（42.6%）が最も多く、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量」（17.0%）、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（16.7%）と続く。

図表 240　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(4)業務その他部門

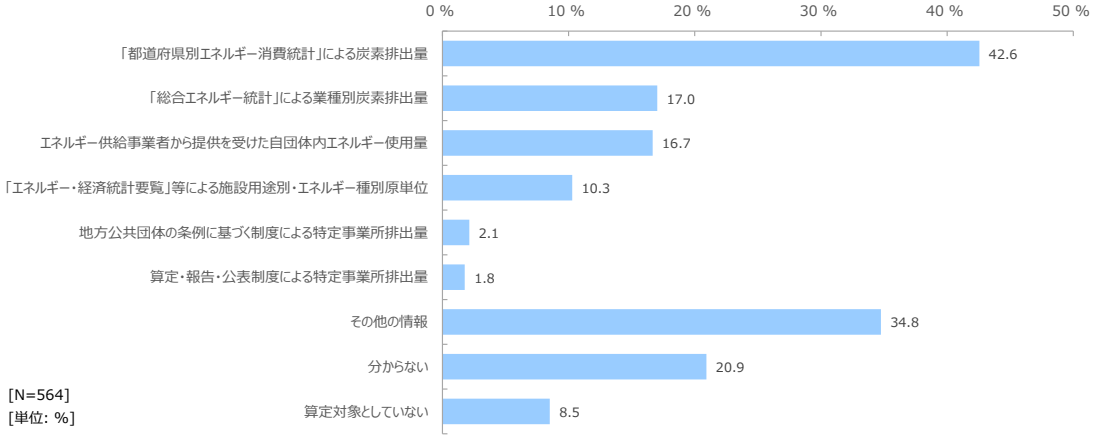

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 241　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(4) 業務その他部門【団体区分別】

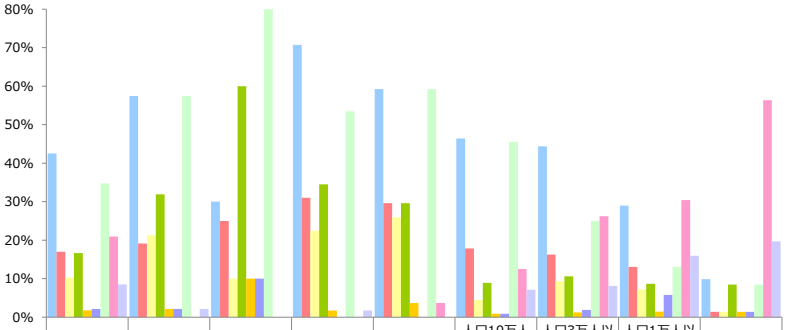

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	42.6	57.4	30.0	70.7	59.3	46.4	44.4	29.0	9.9
「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	17.0	19.1	25.0	31.0	29.6	17.9	16.3	13.0	1.4
.「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	10.3	21.3	10.0	22.4	25.9	4.5	9.4	7.2	1.4
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	16.7	31.9	60.0	34.5	29.6	8.9	10.6	8.7	8.5
算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	1.8	2.1	10.0	1.7	3.7	0.9	1.3	1.4	1.4
地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	2.1	2.1	10.0	0.0	0.0	0.9	1.9	5.8	1.4
その他の情報	34.8	57.4	80.0	53.4	59.3	45.5	25.0	13.0	8.5
分からない	20.9	0.0	0.0	0.0	3.7	12.5	26.3	30.4	56.3
算定対象としていない	8.5	2.1	0.0	1.7	0.0	7.1	8.1	15.9	19.7

		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	・「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	240	96	58	94	10	12	196	118	48	564
	都道府県	27	9	10	15	1	1	27	0	1	47
	政令指定都市	6	5	2	12	2	2	16	0	0	20
	中核市	41	18	13	20	1	0	31	0	1	58
	施行時特例市	16	8	7	8	1	0	16	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	52	20	5	10	1	1	51	14	8	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	71	26	15	17	2	3	40	42	13	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	20	9	5	6	1	4	9	21	11	69
	人口1万人未満の市町村	7	1	1	6	1	1	6	40	14	71
比率（%）	全体(N=564)	42.6	17.0	10.3	16.7	1.8	2.1	34.8	20.9	8.5	
	都道府県(N=47)	57.4	19.1	21.3	31.9	2.1	2.1	57.4	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	30.0	25.0	10.0	60.0	10.0	10.0	80.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	70.7	31.0	22.4	34.5	1.7	0.0	53.4	0.0	1.7	
	施行時特例市(N=27)	59.3	29.6	25.9	29.6	3.7	0.0	59.3	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	46.4	17.9	4.5	8.9	0.9	0.9	45.5	12.5	7.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	44.4	16.3	9.4	10.6	1.3	1.9	25.0	26.3	8.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	29.0	13.0	7.2	8.7	1.4	5.8	13.0	30.4	15.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	9.9	1.4	1.4	8.5	1.4	1.4	8.5	56.3	19.7	

⑤家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（34.6%）が最も多く、「「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」（27.1%）と続く。

図表 242　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(5)家庭部門

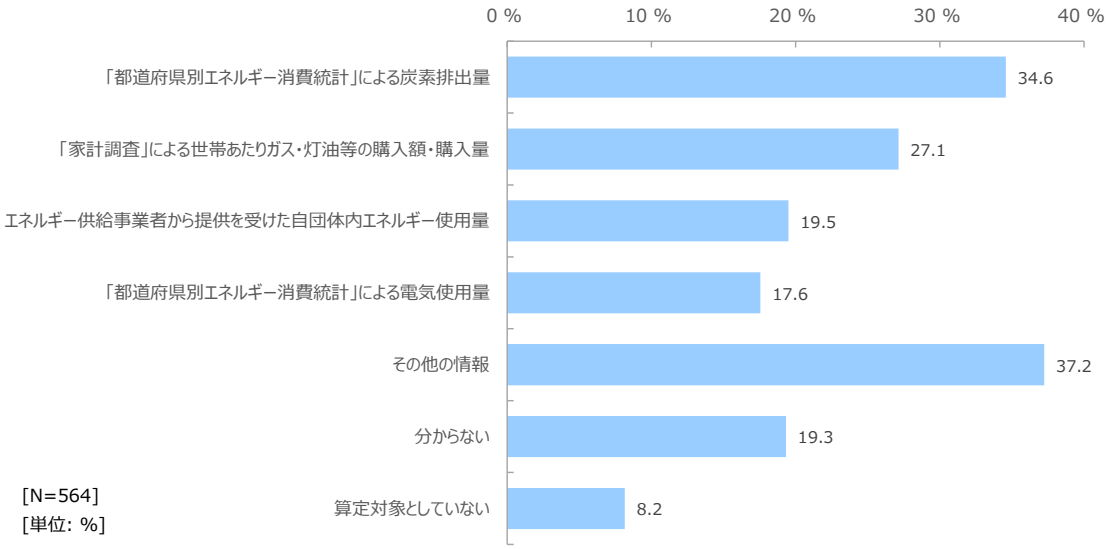

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市では「「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」が最も大きく、施工時特例市未満の団体では「「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多い。

図表 243　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(5) 家庭部門【団体区分別】

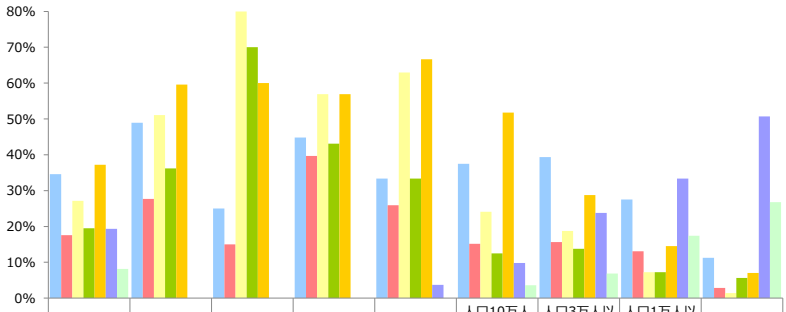

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	34.6	48.9	25.0	44.8	33.3	37.5	39.4	27.5	11.3
「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	17.6	27.7	15.0	39.7	25.9	15.2	15.6	13.0	2.8
「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	27.1	51.1	80.0	56.9	63.0	24.1	18.8	7.2	1.4
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	19.5	36.2	70.0	43.1	33.3	12.5	13.8	7.2	5.6
その他の情報	37.2	59.6	60.0	56.9	66.7	51.8	28.8	14.5	7.0
分からない	19.3	0.0	0.0	0.0	3.7	9.8	23.8	33.3	50.7
算定対象としていない	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	6.9	17.4	26.8

		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	195	99	153	110	210	109	46	564
	都道府県	23	13	24	17	28	0	0	47
	政令指定都市	5	3	16	14	12	0	0	20
	中核市	26	23	33	25	33	0	0	58
	施行時特例市	9	7	17	9	18	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	42	17	27	14	58	11	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	63	25	30	22	46	38	11	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	9	5	5	10	23	12	69
	人口1万人未満の市町村	8	2	1	4	5	36	19	71
比率（%）	全体(N=564)	34.6	17.6	27.1	19.5	37.2	19.3	8.2	
	都道府県(N=47)	48.9	27.7	51.1	36.2	59.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	15.0	80.0	70.0	60.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	44.8	39.7	56.9	43.1	56.9	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	33.3	25.9	63.0	33.3	66.7	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	37.5	15.2	24.1	12.5	51.8	9.8	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	39.4	15.6	18.8	13.8	28.8	23.8	6.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	27.5	13.0	7.2	7.2	14.5	33.3	17.4	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	11.3	2.8	1.4	5.6	7.0	50.7	26.8	

⑥運輸部門（自動車）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（自動車）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」（23.9%）が最も多く、「「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（22.7%）と続く。

図表 244　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(6)運輸部門（自動車）

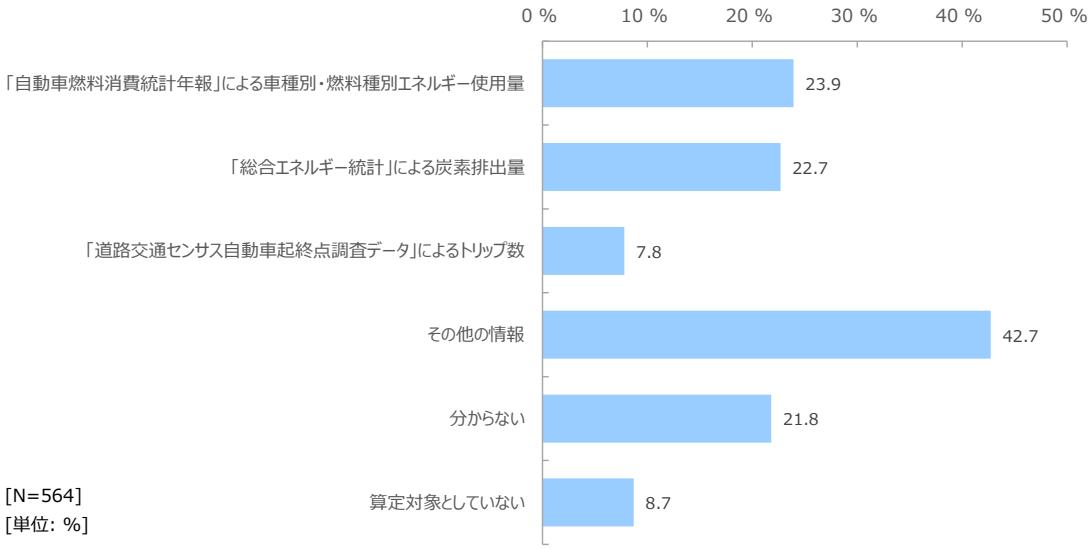

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や政令指定都市では、「「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」及び「その他の情報」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「総合エネルギー統計」による炭素排出量」が多くなる傾向がある。

図表 245　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(6) 運輸部門（自動車）【団体区分別】

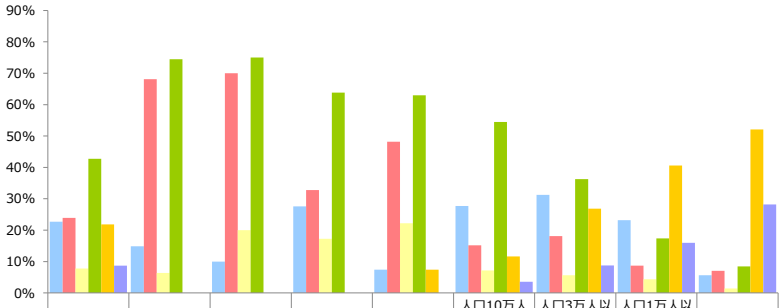

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「総合エネルギー統計」による炭素排出量	22.7	14.9	10.0	27.6	7.4	27.7	31.3	23.2	5.6
「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	23.9	68.1	70.0	32.8	48.1	15.2	18.1	8.7	7.0
「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	7.8	6.4	20.0	17.2	22.2	7.1	5.6	4.3	1.4
その他の情報	42.7	74.5	75.0	63.8	63.0	54.5	36.3	17.4	8.5
分からない	21.8	0.0	0.0	0.0	7.4	11.6	26.9	40.6	52.1
算定対象としていない	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	8.8	15.9	28.2

		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	128	135	44	241	123	49	564
	都道府県	7	32	3	35	0	0	47
	政令指定都市	2	14	4	15	0	0	20
	中核市	16	19	10	37	0	0	58
	施行時特例市	2	13	6	17	2	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	31	17	8	61	13	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	50	29	9	58	43	14	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	6	3	12	28	11	69
	人口1万人未満の市町村	4	5	1	6	37	20	71
比率（%）	全体(N=564)	22.7	23.9	7.8	42.7	21.8	8.7	
	都道府県(N=47)	14.9	68.1	6.4	74.5	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	10.0	70.0	20.0	75.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	27.6	32.8	17.2	63.8	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	7.4	48.1	22.2	63.0	7.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	27.7	15.2	7.1	54.5	11.6	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	31.3	18.1	5.6	36.3	26.9	8.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	23.2	8.7	4.3	17.4	40.6	15.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	5.6	7.0	1.4	8.5	52.1	28.2	

⑦運輸部門（鉄道）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（鉄道）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（19.2%）が最も多く、「個別企業による公表情報（環境報告書等）」（11.9%）と続く。

図表 246　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(7)運輸部門（鉄道）

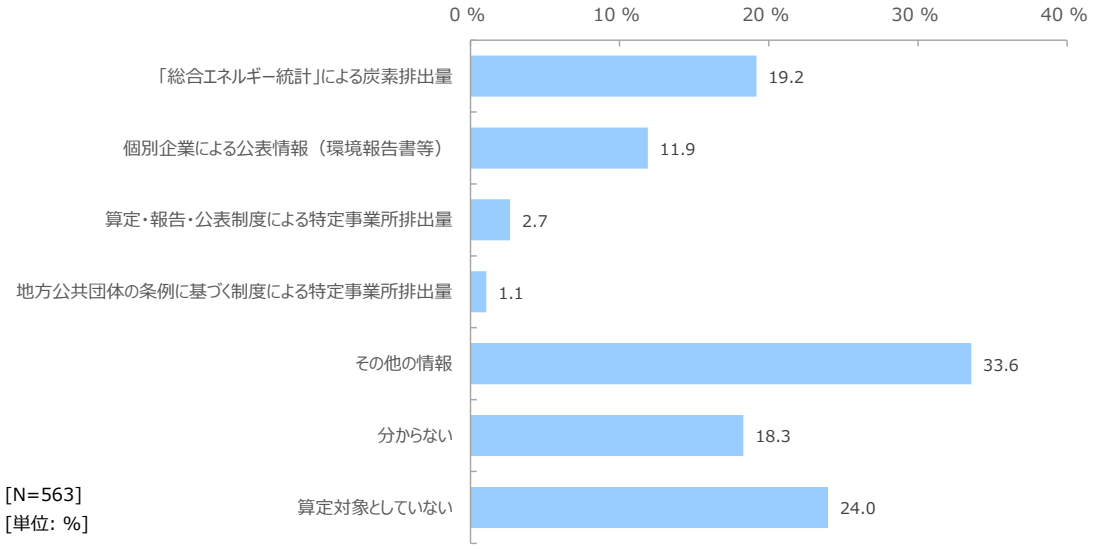

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「個別企業による公表情報（環境報告書等）」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「「総合エネルギー統計」による炭素排出量」が多い。

図表 247　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(7) 運輸部門（鉄道）【団体区分別】

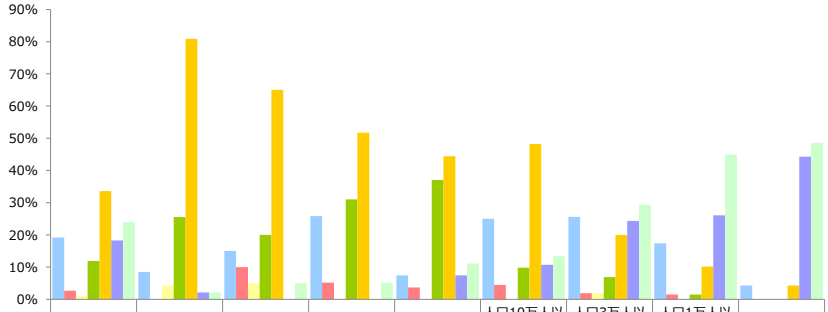

[単位：%]

	全体(N=563)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	人口1万人未満の市町村(N=70)
「総合エネルギー統計」による炭素排出量	19.2	8.5	15.0	25.9	7.4	25.0	25.6	17.4	4.3
算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	2.7	0.0	10.0	5.2	3.7	4.5	1.9	1.4	0.0
地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1.1	4.3	5.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0
個別企業による公表情報（環境報告書等）	11.9	25.5	20.0	31.0	37.0	9.8	6.9	1.4	0.0
その他の情報	33.6	80.9	65.0	51.7	44.4	48.2	20.0	10.1	4.3
分からない	18.3	2.1	0.0	0.0	7.4	10.7	24.4	26.1	44.3
算定対象としていない	24.0	2.1	5.0	5.2	11.1	13.4	29.4	44.9	48.6

		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	個別企業による公表情報（環境報告書等）	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	108	15	6	67	189	103	135	563
	都道府県	4	0	2	12	38	1	1	47
	政令指定都市	3	2	1	4	13	0	1	20
	中核市	15	3	0	18	30	0	3	58
	施行時特例市	2	1	0	10	12	2	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	5	0	11	54	12	15	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	41	3	3	11	32	39	47	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	1	0	1	7	18	31	69
	人口1万人未満の市町村	3	0	0	0	3	31	34	70
比率（%）	全体(N=563)	19.2	2.7	1.1	11.9	33.6	18.3	24.0	
	都道府県(N=47)	8.5	0.0	4.3	25.5	80.9	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	5.0	20.0	65.0	0.0	5.0	
	中核市(N=58)	25.9	5.2	0.0	31.0	51.7	0.0	5.2	
	施行時特例市(N=27)	7.4	3.7	0.0	37.0	44.4	7.4	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	25.0	4.5	0.0	9.8	48.2	10.7	13.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	25.6	1.9	1.9	6.9	20.0	24.4	29.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	1.4	0.0	1.4	10.1	26.1	44.9	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	4.3	0.0	0.0	0.0	4.3	44.3	48.6	

⑧運輸部門（船舶）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（船舶）の CO2 排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量と回答した団体は 14.5%であった。

図表 248　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(8)運輸部門（船舶）

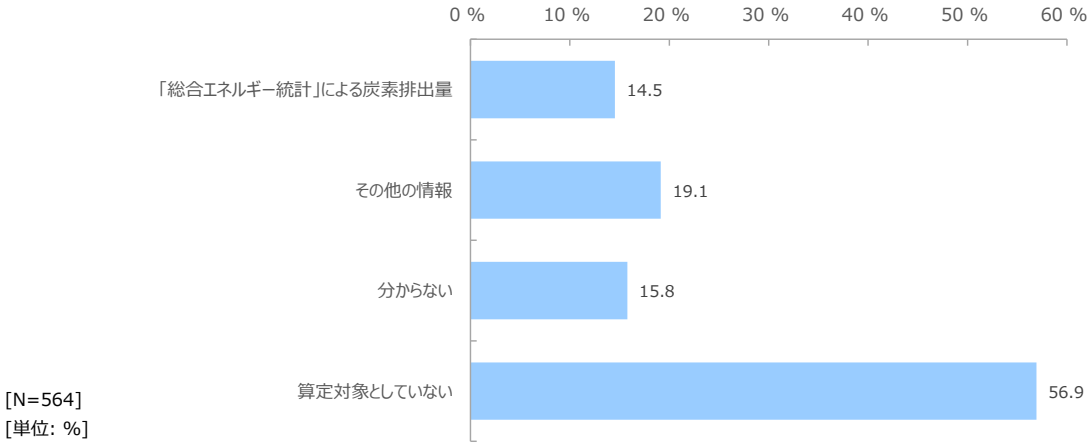

地方公共団体の区分別に見ると、規模な市町村（特別区含む。）ではそもそも「算定対象としていない」団体が 6 割以上を占めている。

図表 249　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(8) 運輸部門（船舶）【団体区分別】

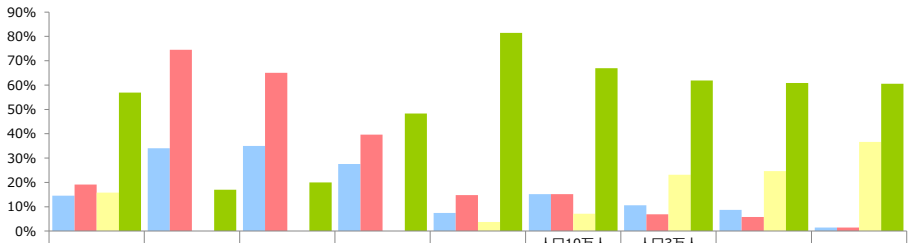

[単位：%]

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	人口1万人未満の市町村(N=71)
「総合エネルギー統計」による炭素排出量	14.5	34.0	35.0	27.6	7.4	15.2	10.6	8.7	1.4
その他の情報	19.1	74.5	65.0	39.7	14.8	15.2	6.9	5.8	1.4
分からない	15.8	0.0	0.0	0.0	3.7	7.1	23.1	24.6	36.6
算定対象としていない	56.9	17.0	20.0	48.3	81.5	67.0	61.9	60.9	60.6

		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	82	108	89	321	564
	都道府県	16	35	0	8	47
	政令指定都市	7	13	0	4	20
	中核市	16	23	0	28	58
	施行時特例市	2	4	1	22	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	17	8	75	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	11	37	99	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	4	17	42	69
	人口1万人未満の市町村	1	1	26	43	71
比率（%）	全体(N=564)	14.5	19.1	15.8	56.9	
	都道府県(N=47)	34.0	74.5	0.0	17.0	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	0.0	20.0	
	中核市(N=58)	27.6	39.7	0.0	48.3	
	施行時特例市(N=27)	7.4	14.8	3.7	81.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	15.2	15.2	7.1	67.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	10.6	6.9	23.1	61.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	8.7	5.8	24.6	60.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	1.4	1.4	36.6	60.6	

⑨運輸部門（航空）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（航空）の CO2 排出量の算定に「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」を用いている団体は 7.4%である。

図表 250　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(9)運輸部門（航空）

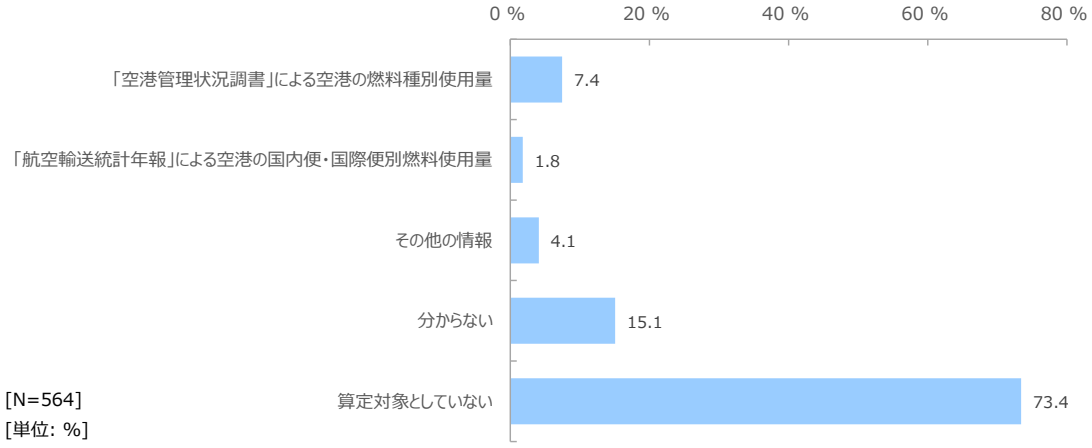

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は算定対象としている団体が大部分を占め、算定手法としては「「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」が多い。一方、市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 251　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(9) 運輸部門（航空）【団体区分別】

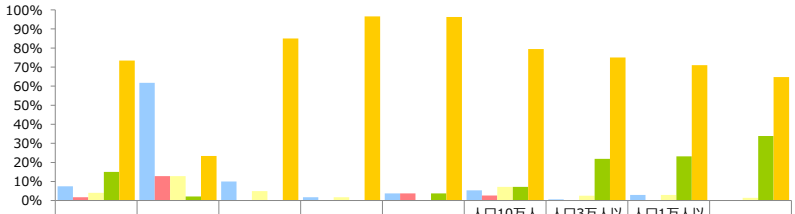

[単位：%]

	全体(N=564)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	人口1万人未満の市町村(N=71)
「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	7.4	61.7	10.0	1.7	3.7	5.4	0.6	2.9	0.0
「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	1.8	12.8	0.0	0.0	3.7	2.7	0.0	0.0	0.0
その他の情報	4.1	12.8	5.0	1.7	0.0	7.1	2.5	2.9	1.4
分からない	15.1	2.1	0.0	0.0	3.7	7.1	21.9	23.2	33.8
算定対象としていない	73.4	23.4	85.0	96.6	96.3	79.5	75.0	71.0	64.8

		「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	42	10	23	85	414	564
	都道府県	29	6	6	1	11	47
	政令指定都市	2	0	1	0	17	20
	中核市	1	0	1	0	56	58
	施行時特例市	1	1	0	1	26	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	3	8	8	89	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	0	4	35	120	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	2	16	49	69
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	24	46	71
比率（%）	全体(N=564)	7.4	1.8	4.1	15.1	73.4	
	都道府県(N=47)	61.7	12.8	12.8	2.1	23.4	
	政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	5.0	0.0	85.0	
	中核市(N=58)	1.7	0.0	1.7	0.0	96.6	
	施行時特例市(N=27)	3.7	3.7	0.0	3.7	96.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	5.4	2.7	7.1	7.1	79.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.6	0.0	2.5	21.9	75.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	0.0	2.9	23.2	71.0	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	0.0	0.0	1.4	33.8	64.8	

⑩エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の CO2 排出量の算定に「「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」を使用している団体は 5.0%である。

図表 252　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
(10)エネルギー転換部門

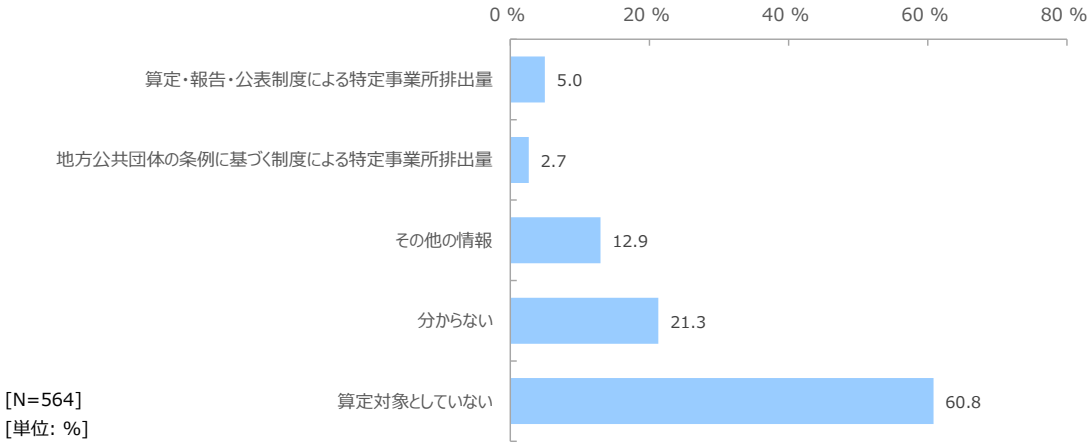

地方公共団体の区分別に見ると、中核市以下の市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 253　区域施策編における CO_2 排出量の算定手法
（10）エネルギー転換部門【団体区分別】

[単位：%]

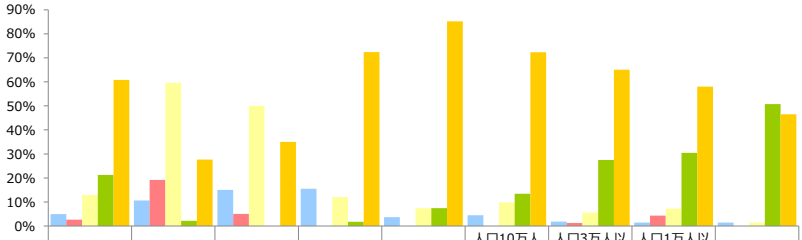

	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	人口1万人未満の市町村 (N=71)
「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	5.0	10.6	15.0	15.5	3.7	4.5	1.9	1.4	1.4
「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	2.7	19.1	5.0	0.0	0.0	0.0	1.3	4.3	0.0
その他の情報	12.9	59.6	50.0	12.1	7.4	9.8	5.6	7.2	1.4
分からない	21.3	2.1	0.0	1.7	7.4	13.4	27.5	30.4	50.7
算定対象としていない	60.8	27.7	35.0	72.4	85.2	72.3	65.0	58.0	46.5

		「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	28	15	73	120	343	564
	都道府県	5	9	28	1	13	47
	政令指定都市	3	1	10	0	7	20
	中核市	9	0	7	1	42	58
	施行時特例市	1	0	2	2	23	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	11	15	81	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	2	9	44	104	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	3	5	21	40	69
	人口1万人未満の市町村	1	0	1	36	33	71
比率（%）	全体(N=564)	5.0	2.7	12.9	21.3	60.8	
	都道府県(N=47)	10.6	19.1	59.6	2.1	27.7	
	政令指定都市(N=20)	15.0	5.0	50.0	0.0	35.0	
	中核市(N=58)	15.5	0.0	12.1	1.7	72.4	
	施行時特例市(N=27)	3.7	0.0	7.4	7.4	85.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	4.5	0.0	9.8	13.4	72.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	1.9	1.3	5.6	27.5	65.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	4.3	7.2	30.4	58.0	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	1.4	0.0	1.4	50.7	46.5	

２） 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）

①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 37.9%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている。」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

図表 254 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(1)燃料の燃焼分野【団体区分別】

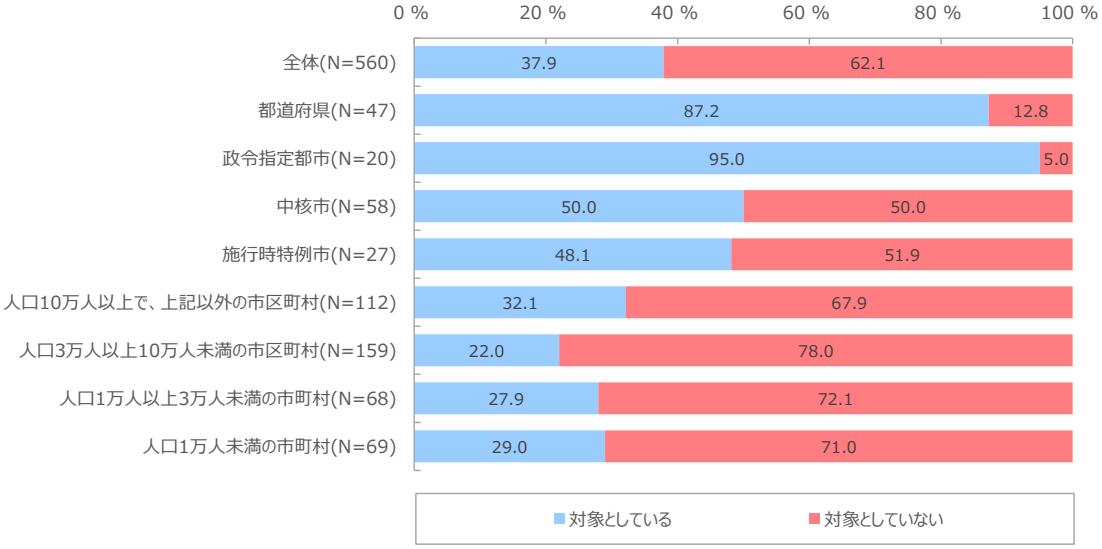

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	212	348	560
	都道府県	41	6	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	29	29	58
	施行時特例市	13	14	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	76	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	35	124	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
	人口1万人未満の市町村	20	49	69
比率	全体(N=560)	37.9	62.1	
	都道府県(N=47)	87.2	12.8	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=58)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=27)	48.1	51.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	32.1	67.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	22.0	78.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	29.0	71.0	

②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 31.8%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 255　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(2) 工業プロセス分野【団体区分別】

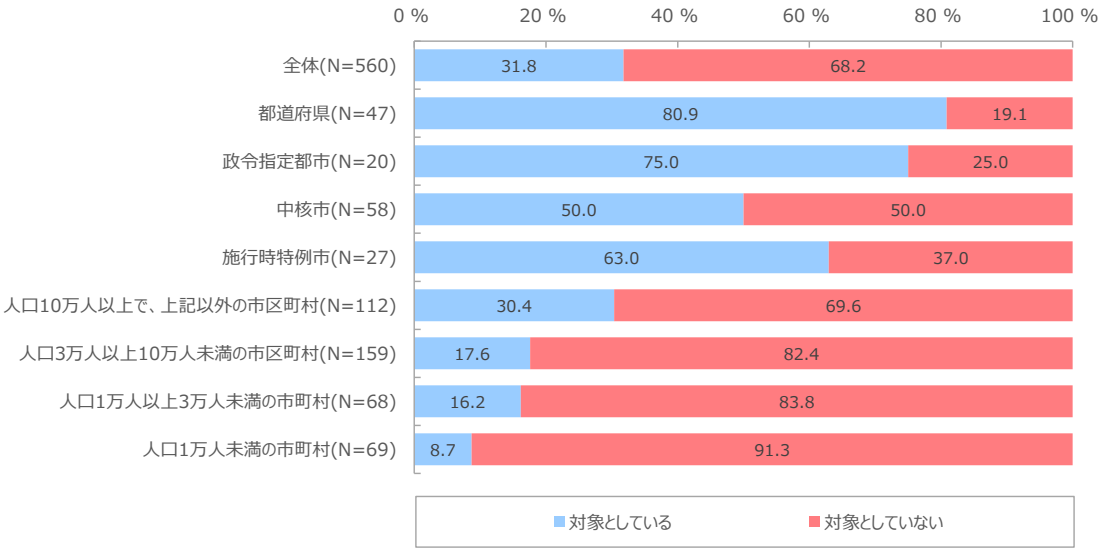

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	178	382	560
	都道府県	38	9	47
	政令指定都市	15	5	20
	中核市	29	29	58
	施行時特例市	17	10	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	78	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	131	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	57	68
	人口1万人未満の市町村	6	63	69
比率	全体(N=560)	31.8	68.2	
	都道府県(N=47)	80.9	19.1	
	政令指定都市(N=20)	75.0	25.0	
	中核市(N=58)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=27)	63.0	37.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	30.4	69.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	17.6	82.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	16.2	83.8	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	8.7	91.3	

③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 43.0%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 256　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(3) 農業分野【団体区分別】

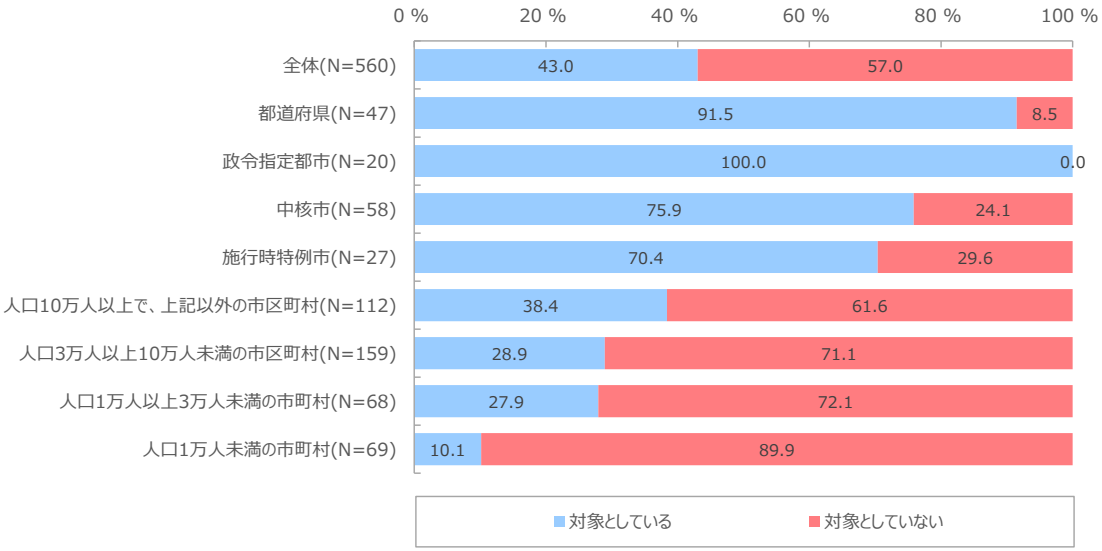

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	241	319	560
	都道府県	43	4	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	44	14	58
	施行時特例市	19	8	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	69	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	46	113	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
	人口1万人未満の市町村	7	62	69
比率	全体(N=560)	43.0	57.0	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	75.9	24.1	
	施行時特例市(N=27)	70.4	29.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	38.4	61.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	28.9	71.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	10.1	89.9	

④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 62.5%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 257　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(4) 廃棄物分野【団体区分別】

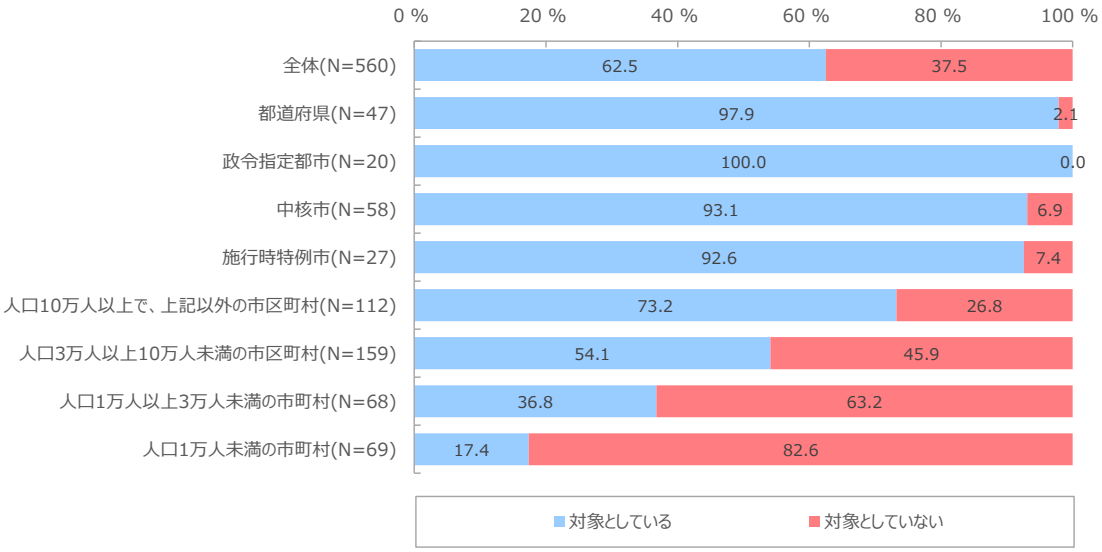

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	350	210	560
	都道府県	46	1	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	54	4	58
	施行時特例市	25	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	82	30	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	86	73	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	43	68
	人口1万人未満の市町村	12	57	69
比率	全体(N=560)	62.5	37.5	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	93.1	6.9	
	施行時特例市(N=27)	92.6	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	73.2	26.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	54.1	45.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	36.8	63.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	17.4	82.6	

⑤代替フロン等４ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等４ガス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 38.6%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 258　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(5) 代替フロン等４ガス分野【団体区分別】

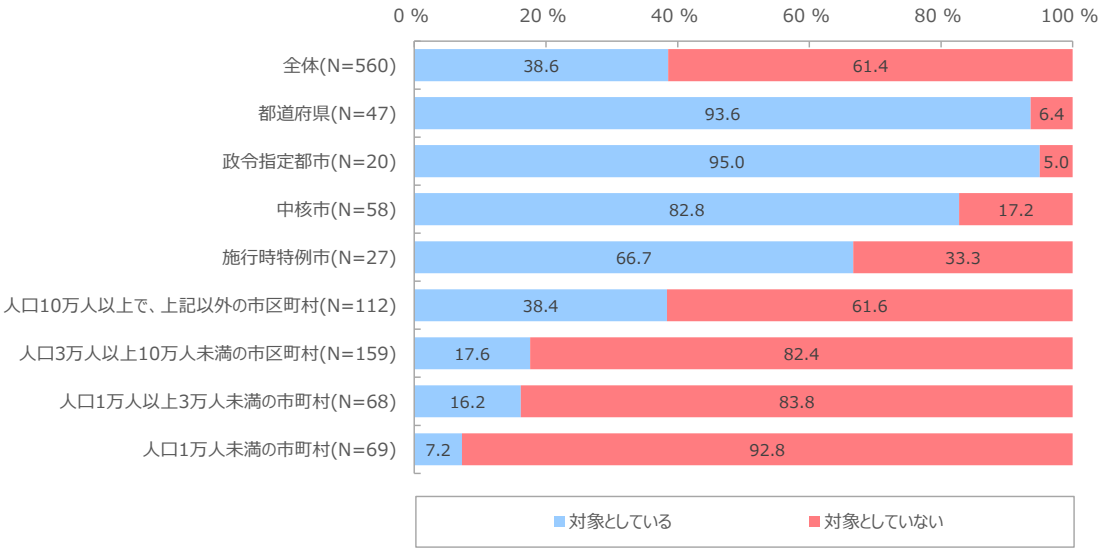

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	216	344	560
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	48	10	58
	施行時特例市	18	9	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	69	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	131	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	57	68
	人口1万人未満の市町村	5	64	69
比率	全体(N=560)	38.6	61.4	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=58)	82.8	17.2	
	施行時特例市(N=27)	66.7	33.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	38.4	61.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	17.6	82.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	16.2	83.8	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	7.2	92.8	

⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている。」と回答した団体は全体の22.5%である。都道府県に比べて市町村（特別区含む。）では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

図表 259　区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO_2 以外）
(6) 森林等の吸収源【団体区分別】

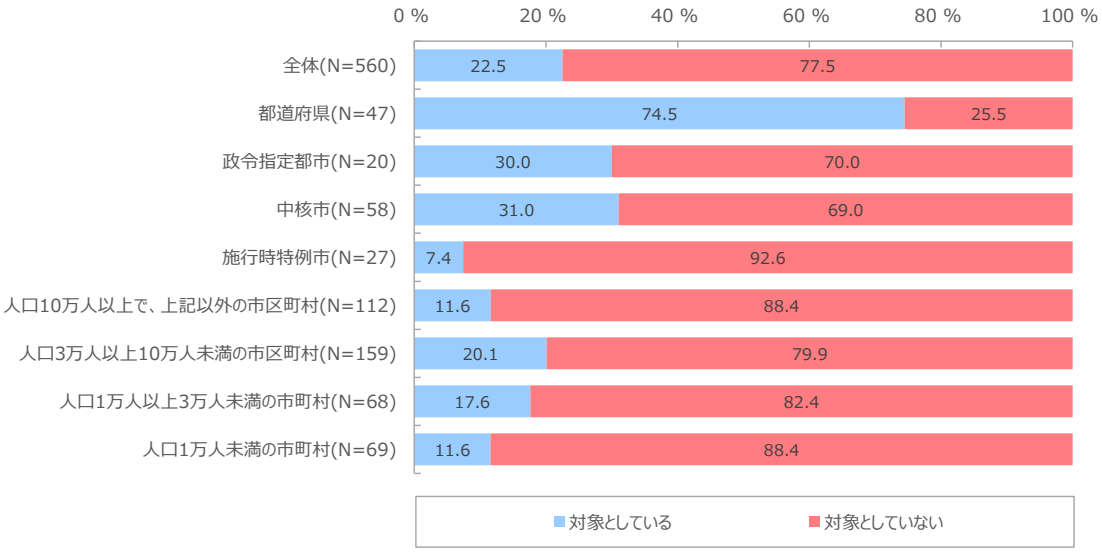

		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	126	434	560
	都道府県	35	12	47
	政令指定都市	6	14	20
	中核市	18	40	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	99	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	32	127	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	56	68
	人口1万人未満の市町村	8	61	69
比率	全体(N=560)	22.5	77.5	
	都道府県(N=47)	74.5	25.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	70.0	
	中核市(N=58)	31.0	69.0	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	11.6	88.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	20.1	79.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	17.6	82.4	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	11.6	88.4	

３） 区域施策編における直近の目標設定の有無

①総量目標

区域施策編を策定済みの団体において、総量目標（区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 82.3%である。人口規模が小さくなるほど、「設定している。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 260　区域施策編における直近の目標設定の有無
（1）総量目標【団体区分別】

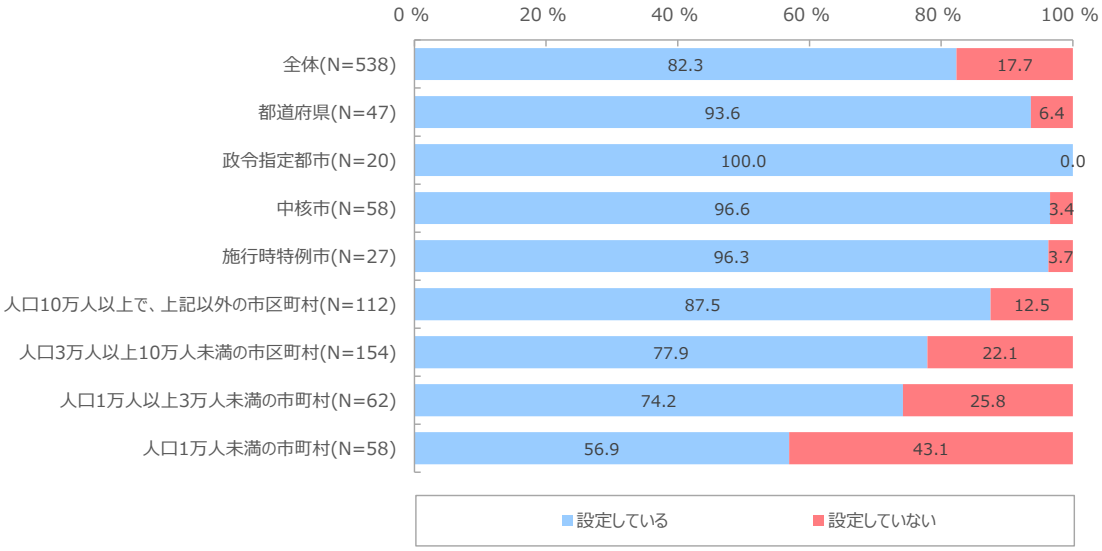

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	443	95	538
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	56	2	58
	施行時特例市	26	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	98	14	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	120	34	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	46	16	62
	人口1万人未満の市町村	33	25	58
比率	全体(N=538)	82.3	17.7	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	96.6	3.4	
	施行時特例市(N=27)	96.3	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	87.5	12.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	77.9	22.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	74.2	25.8	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	56.9	43.1	

②温室効果ガス排出量原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 13.6%である。

図表 261　区域施策編における直近の目標設定の有無
(2)温室効果ガス排出量原単位目標【団体区分別】

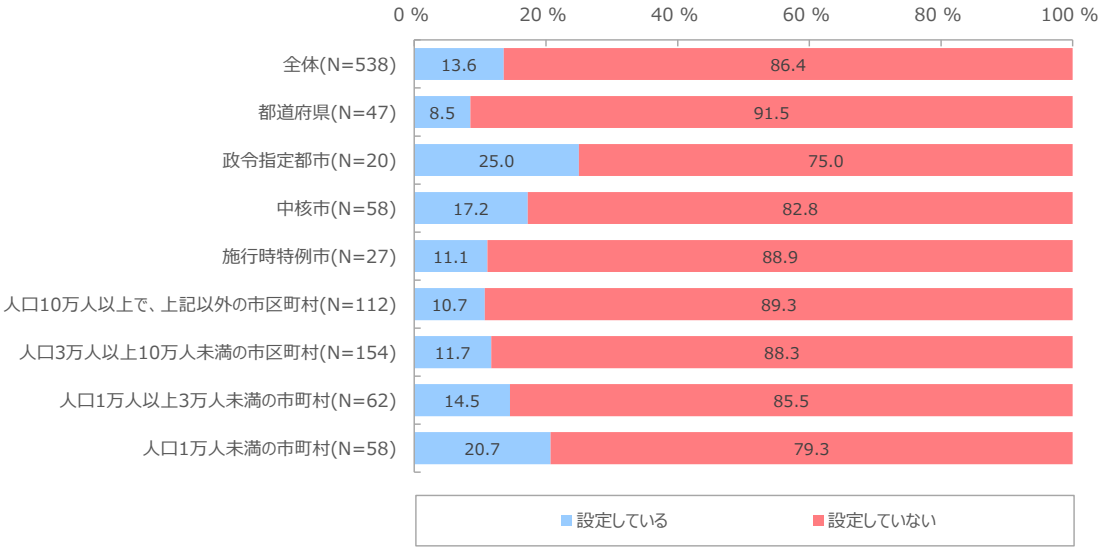

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	73	465	538
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	5	15	20
	中核市	10	48	58
	施行時特例市	3	24	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	100	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	136	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	53	62
	人口1万人未満の市町村	12	46	58
比率	全体(N=538)	13.6	86.4	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	25.0	75.0	
	中核市(N=58)	17.2	82.8	
	施行時特例市(N=27)	11.1	88.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	10.7	89.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	11.7	88.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	14.5	85.5	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	20.7	79.3	

③最終エネルギー消費量目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費量目標（区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 18.2%である。

図表 262　区域施策編における直近の目標設定の有無
(3)最終エネルギー消費量目標【団体区分別】

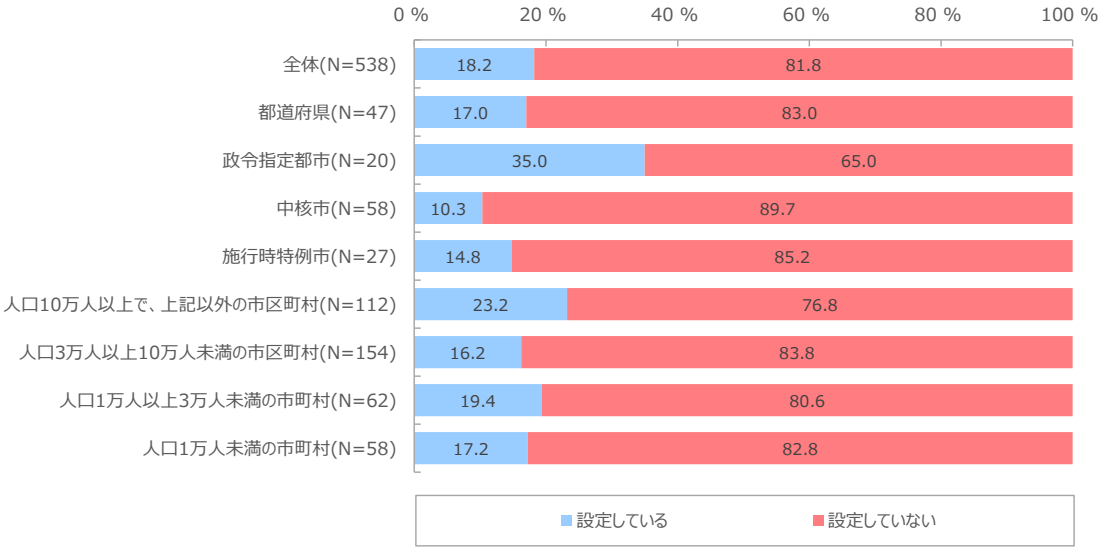

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	98	440	538
	都道府県	8	39	47
	政令指定都市	7	13	20
	中核市	6	52	58
	施行時特例市	4	23	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	26	86	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	25	129	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	50	62
	人口1万人未満の市町村	10	48	58
比率	全体(N=538)	18.2	81.8	
	都道府県(N=47)	17.0	83.0	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	
	中核市(N=58)	10.3	89.7	
	施行時特例市(N=27)	14.8	85.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	23.2	76.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	16.2	83.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	19.4	80.6	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	17.2	82.8	

④最終エネルギー消費原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 5.4%である。

図表 263　区域施策編における直近の目標設定の有無
(4)最終エネルギー消費原単位目標【団体区分別】

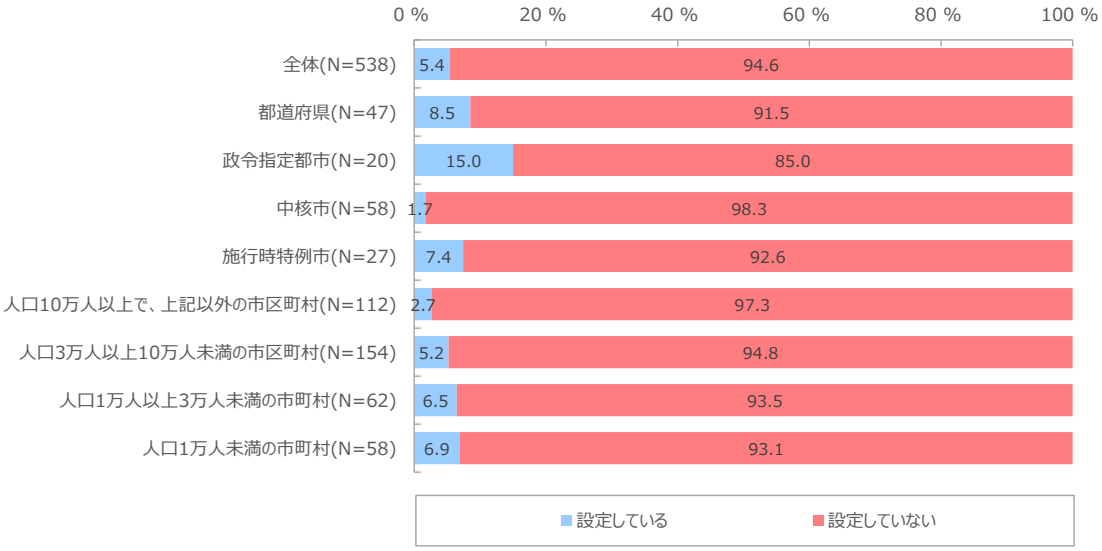

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	29	509	538
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	3	17	20
	中核市	1	57	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	109	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	146	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	58	62
	人口1万人未満の市町村	4	54	58
比率	全体(N=538)	5.4	94.6	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	15.0	85.0	
	中核市(N=58)	1.7	98.3	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	5.2	94.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	6.5	93.5	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	6.9	93.1	

⑤再生可能エネルギーの導入量目標

区域施策編を策定済みの団体において、再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 15.6%である。設定している団体の割合は、政令指定都市や都道府県で 3 割程度と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 264　区域施策編における直近の目標設定の有無
(5)再生可能エネルギー導入量目標【団体区分別】

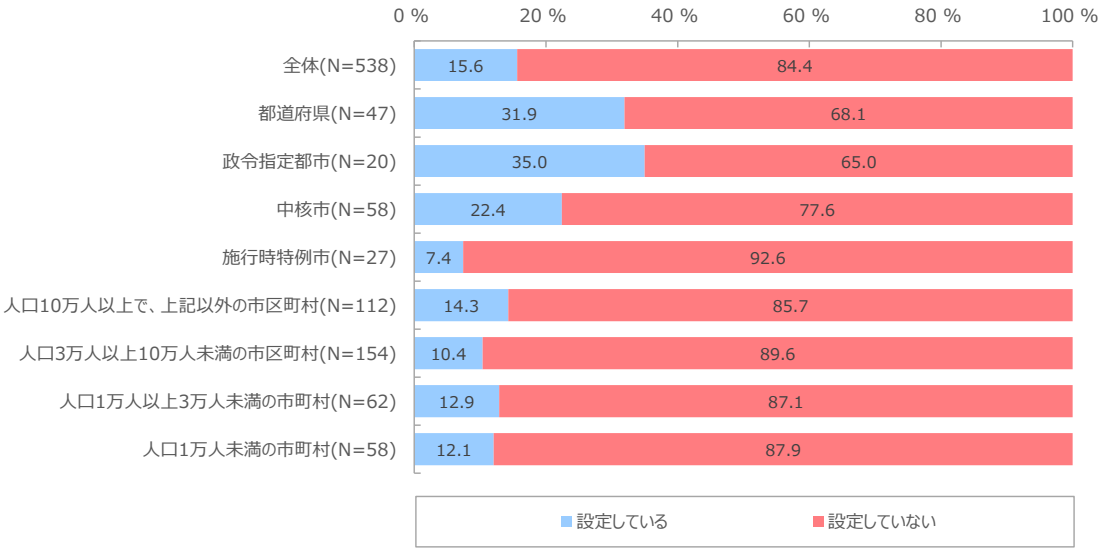

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	84	454	538
	都道府県	15	32	47
	政令指定都市	7	13	20
	中核市	13	45	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	96	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	138	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	54	62
	人口1万人未満の市町村	7	51	58
比率	全体(N=538)	15.6	84.4	
	都道府県(N=47)	31.9	68.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	
	中核市(N=58)	22.4	77.6	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	14.3	85.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	10.4	89.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	12.9	87.1	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	12.1	87.9	

⑥部門・分野別目標

区域施策編を策定済みの団体において、部門・分野別目標（産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 38.1%である。設定している団体の割合は、都道府県や施行時特例市より人口規模が大きい団体で 5 割以上と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 265　区域施策編における直近の目標設定の有無
(6)部門・分野別目標【団体区分別】

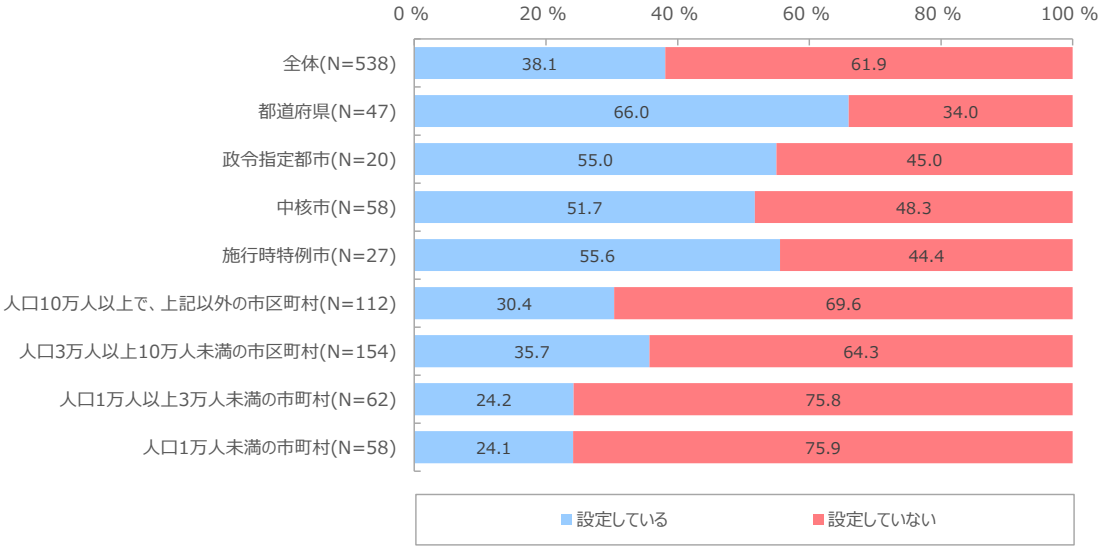

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	205	333	538
	都道府県	31	16	47
	政令指定都市	11	9	20
	中核市	30	28	58
	施行時特例市	15	12	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	78	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	99	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	47	62
	人口1万人未満の市町村	14	44	58
比率	全体(N=538)	38.1	61.9	
	都道府県(N=47)	66.0	34.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	
	中核市(N=58)	51.7	48.3	
	施行時特例市(N=27)	55.6	44.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	30.4	69.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	35.7	64.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	24.2	75.8	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	24.1	75.9	

４） 区域施策編における再生可能エネルギー導入目標量と現状値

区域施策編を策定済みで、かつ再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を設定している団体における導入量目標は「～10万 kW」（31.3%）で最も多い。また、導入量目標については「団体内のエネルギー使用量、電力消費量に対する割合」や「再生可能エネルギー設備等の導入件数」を目標量として設定している団体も存在した。

また、区域施策編では再生可能エネルギー導入目標量の導入目標量を設定していない団体において、6.1%は「実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、再生可能エネルギー導入量の目標を設定している」と回答している。

図表 266　再生可能エネルギー導入目標量と現状値

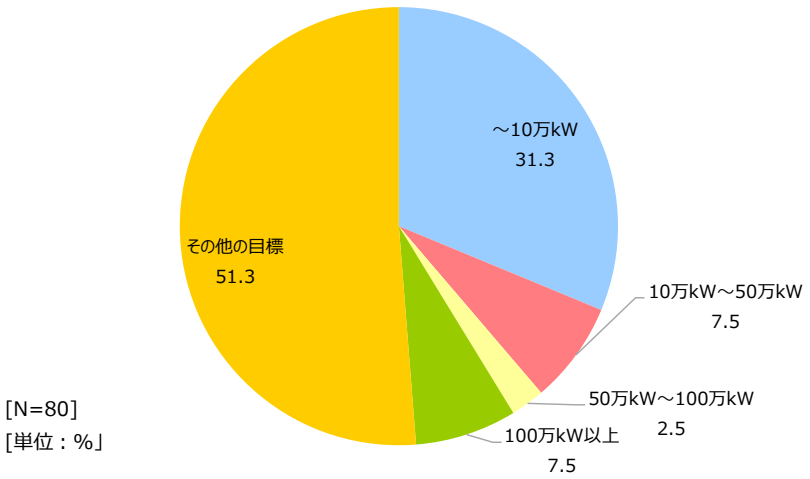

	～10万kW	10万kW～50万kW	50万kW～100万kW	100万kW以上	その他の目標	合計
全体	25	6	2	6	41	80
比率（%）	31.3	7.5	2.5	7.5	51.3	

図表 267　再生可能エネルギー導入目標量と現状値
【実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、目標を設定している場合】

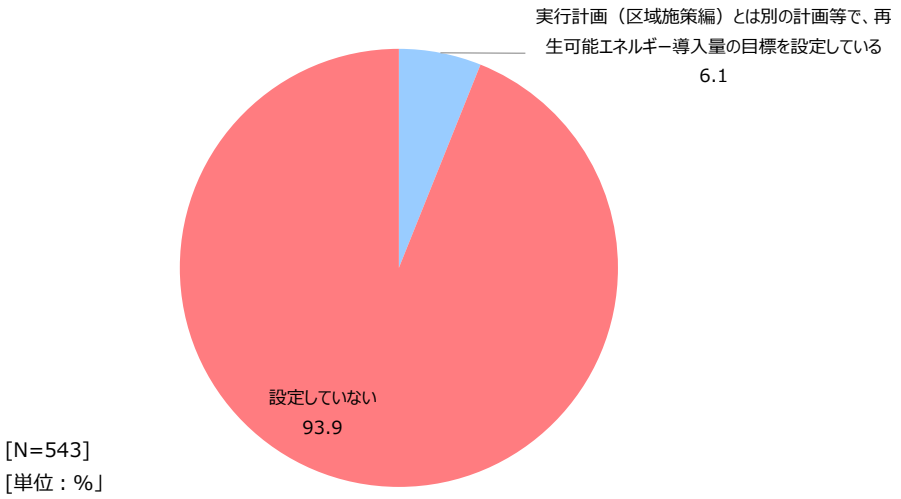

	実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、再生可能エネルギー導入量の目標を設定している	設定していない	合計
全体	33	510	543
比率（%）	6.1	93.9	

５） 区域施策編における基準年度

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013 年」（44.2%）が最も多く、次いで「1990 年」（18.6%）が多い。

図表 268　区域施策編における基準年度

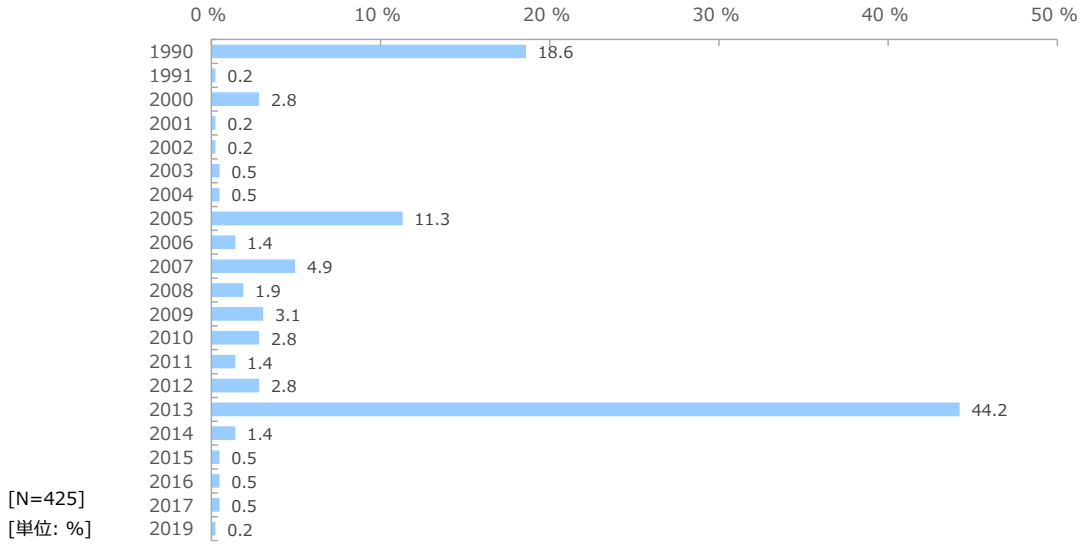

	1990	1991	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	79	1	12	1	1	2	2	48	6	21	8
比率（%）	18.6	0.2	2.8	0.2	0.2	0.5	0.5	11.3	1.4	4.9	1.9

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2019	合計
全体	13	12	6	12	188	6	2	2	2	1	425
比率（%）	3.1	2.8	1.4	2.8	44.2	1.4	0.5	0.5	0.5	0.2	

６） 区域施策編における目標年度

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2030 年」（33.1%）、「2020 年」（23.7%）、「2050 年」（23.4%）の順で多い。

図表 269　区域施策編における目標年度

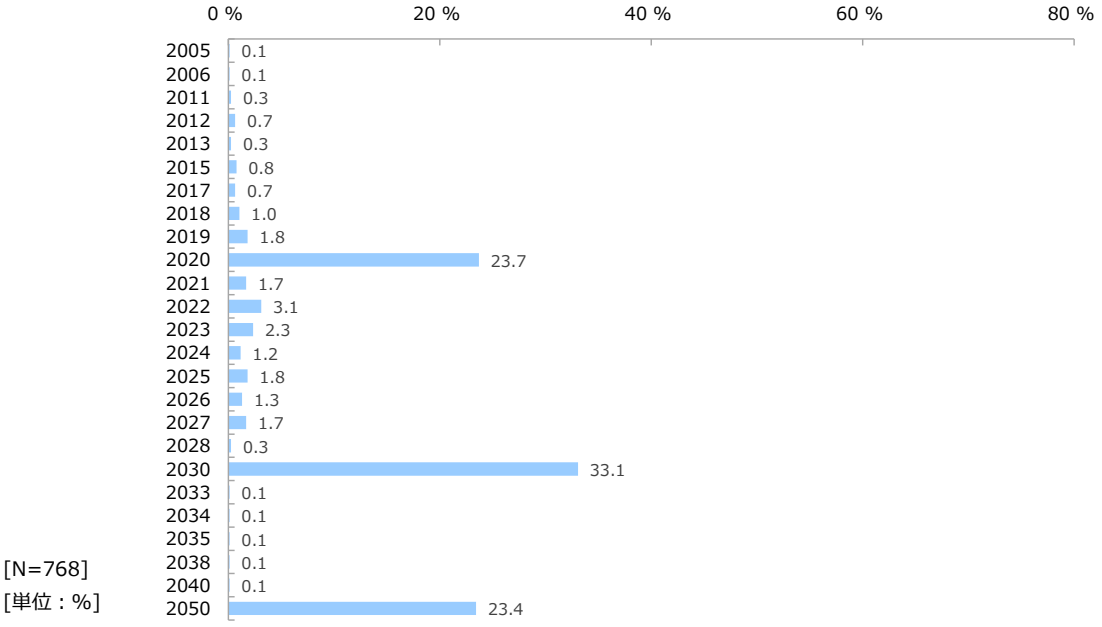

	2005	2006	2011	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
全体	1	1	2	5	2	6	5	8	14	182	13	24	18
比率	0.1%	0.1%	0.3%	0.7%	0.3%	0.8%	0.7%	1.0%	1.8%	23.7%	1.7%	3.1%	2.3%

	2024	2025	2026	2027	2028	2030	2033	2034	2035	2038	2040	2050	合計
全体	9	14	10	13	2	254	1	1	1	1	1	180	768
比率	1.2%	1.8%	1.3%	1.7%	0.3%	33.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	23.4%	

注）目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

７） 区域施策編における基準年度の排出量

①総排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100～500 万ｔ未満」（37.7%）が最も多く、「10～50 万ｔ未満」（23.5%）、「50～100 万ｔ未満」（16.4%）と続く。

図表 270　区域施策編における基準年度の排出量

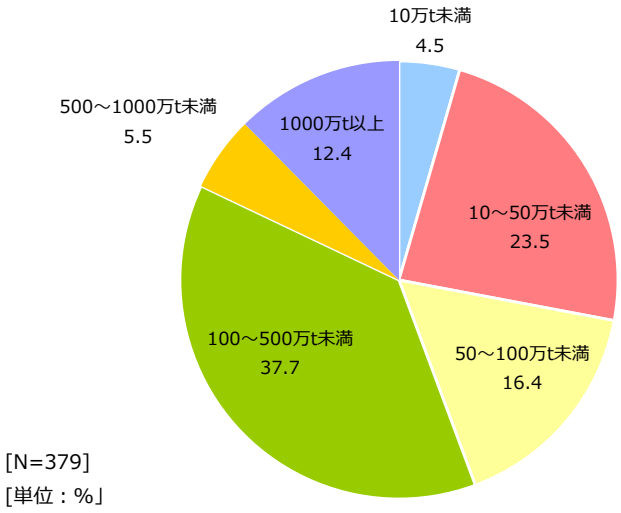

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「1000 万 t 以上」、政令指定都市では「500～1000 万 t 未満」、人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では「100～500 万 t 未満」、人口 3 万人以上 10 万人未満の市町村、人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村では「10～50 万 t 未満」、人口 1 万人未満の市町村では「10 万 t 未満」が最も多い。

図表 271　区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】

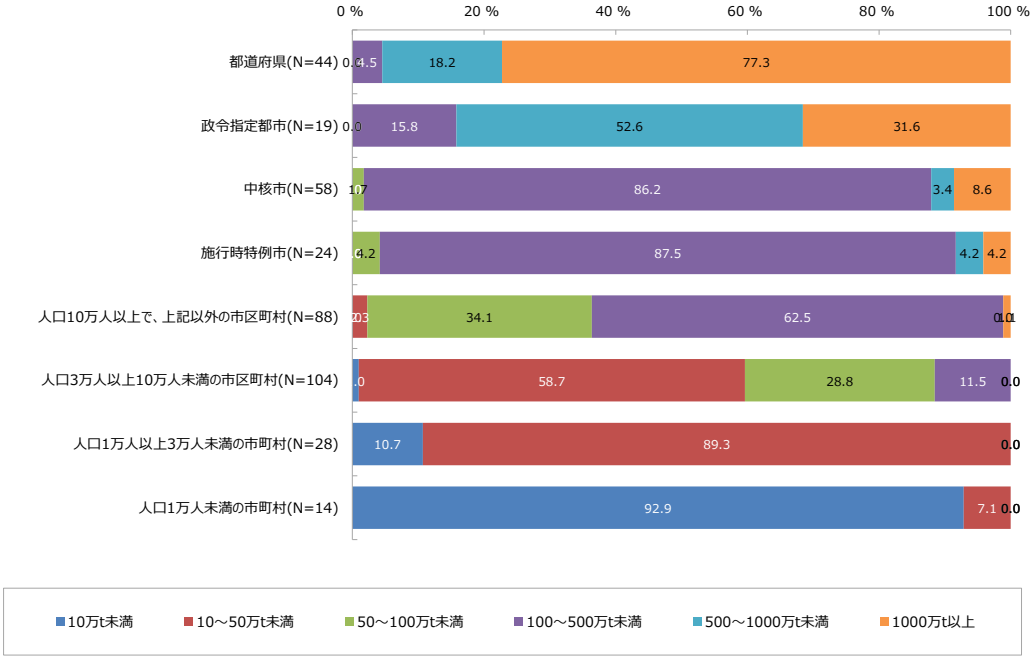

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	17	89	62	143	21	47	379
	都道府県				2	8	34	44
	政令指定都市				3	10	6	19
	中核市			1	50	2	5	58
	施行時特例市			1	21	1	1	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村		2	30	55		1	88
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	61	30	12			104
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	25					28
	人口1万人未満の市町村	13	1					14
比率（%）	全体(N=379)	4.5	23.5	16.4	37.7	5.5	12.4	
	都道府県(N=44)	0.0	0.0	0.0	4.5	18.2	77.3	
	政令指定都市(N=19)	0.0	0.0	0.0	15.8	52.6	31.6	
	中核市(N=58)	0.0	0.0	1.7	86.2	3.4	8.6	
	施行時特例市(N=24)	0.0	0.0	4.2	87.5	4.2	4.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=88)	0.0	2.3	34.1	62.5	0.0	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=104)	1.0	58.7	28.8	11.5	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=28)	10.7	89.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=14)	92.9	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	

②人口１人当たり排出量

区域施策編を策定済みの団体において、人口１人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」（57.0%）が最も多く、「10～50t/人未満」（25.9%）、「1～5t/人未満」（15.3%）と続く。

図表 272　区域施策編における基準年度の人口１人当たり排出量

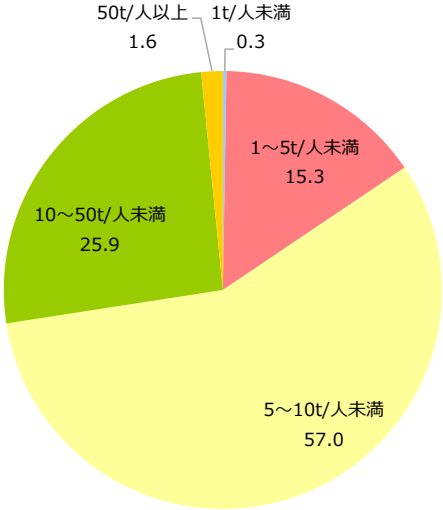

[N=379]
[単位：%」

地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分において「5～10t/人未満」が最も多い。

図表 273　区域施策編における基準年度の人口１人当たり排出量【団体区分別】

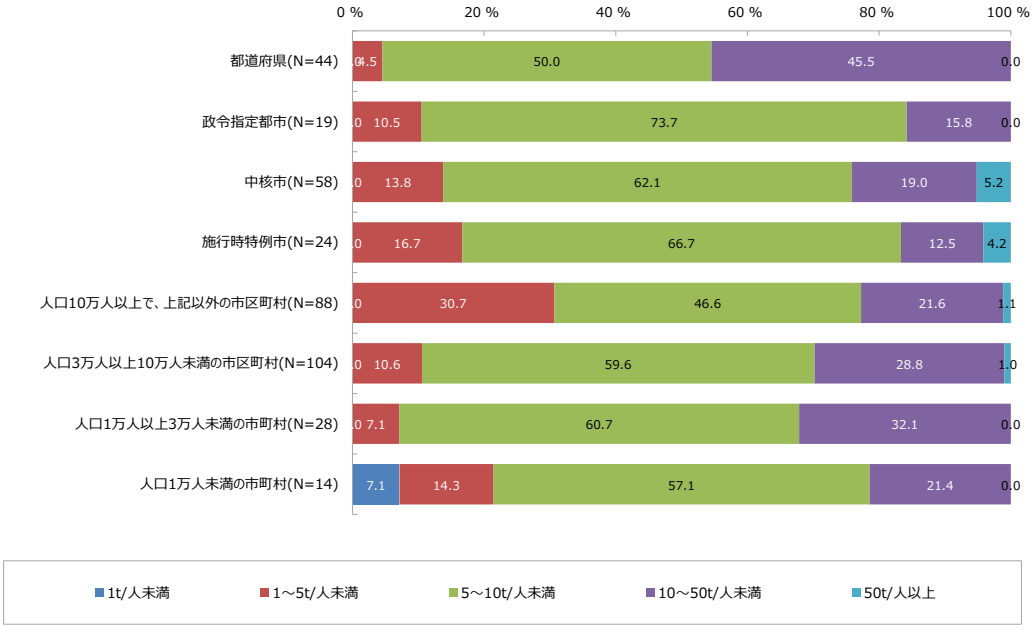

		1t/人未満	1～5t/人未満	5～10t/人未満	10～50t/人未満	50t/人以上	合計
回答数	全体	1	58	216	98	6	379
	都道府県		2	22	20		44
	政令指定都市		2	14	3		19
	中核市		8	36	11	3	58
	施行時特例市		4	16	3	1	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村		27	41	19	1	88
	人口3万人以上10万人未満の市区町村		11	62	30	1	104
	人口1万人以上3万人未満の市町村		2	17	9		28
	人口1万人未満の市町村	1	2	8	3		14
比率（%）	全体(N=379)	0.3	15.3	57.0	25.9	1.6	
	都道府県(N=44)	0.0	4.5	50.0	45.5	0.0	
	政令指定都市(N=19)	0.0	10.5	73.7	15.8	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	13.8	62.1	19.0	5.2	
	施行時特例市(N=24)	0.0	16.7	66.7	12.5	4.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=88)	0.0	30.7	46.6	21.6	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=104)	0.0	10.6	59.6	28.8	1.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=28)	0.0	7.1	60.7	32.1	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=14)	7.1	14.3	57.1	21.4	0.0	

８） 区域施策編における基準年度の排出量（部門・分野別）

①部門別

ｉ）産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「10～50 万ｔ未満」（31.5%）が最も多く、「10 万ｔ未満」（20.6%）、「100～500 万ｔ未満」（19.1%）、「50～100 万ｔ未満」（14.6%）と続く。

図表 274　区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）

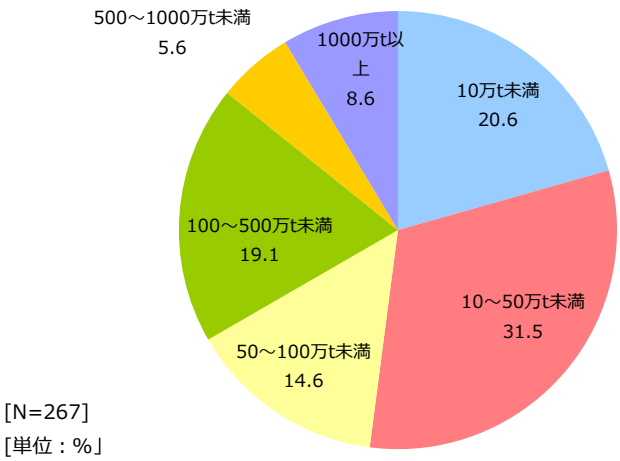

図表 275　区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

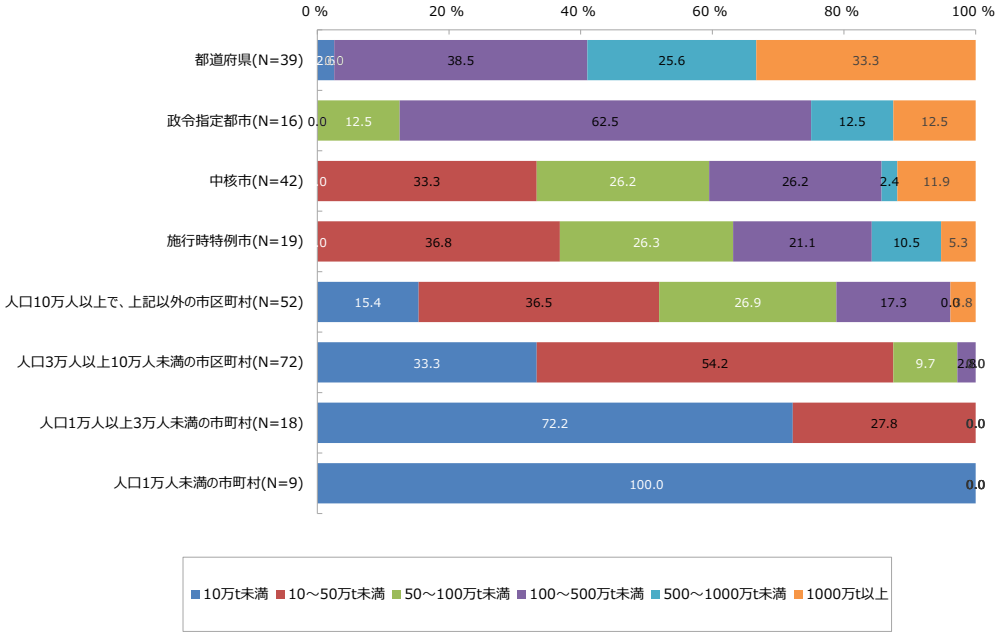

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	55	84	39	51	15	23	267
	都道府県	1			15	10	13	39
	政令指定都市			2	10	2	2	16
	中核市		14	11	11	1	5	42
	施行時特例市		7	5	4	2	1	19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	19	14	9		2	52
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	24	39	7	2			72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	5					18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率（%）	全体(N=267)	20.6	31.5	14.6	19.1	5.6	8.6	
	都道府県(N=39)	2.6	0.0	0.0	38.5	25.6	33.3	
	政令指定都市(N=16)	0.0	0.0	12.5	62.5	12.5	12.5	
	中核市(N=42)	0.0	33.3	26.2	26.2	2.4	11.9	
	施行時特例市(N=19)	0.0	36.8	26.3	21.1	10.5	5.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=52)	15.4	36.5	26.9	17.3	0.0	3.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	33.3	54.2	9.7	2.8	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	72.2	27.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

ii）業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10～50 万 t 未満」（36.9%）が最も多く、「10 万 t 未満」（31.4%）、「100～500 万 t 未満」（16.6%）と続く。

図表 276　区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）

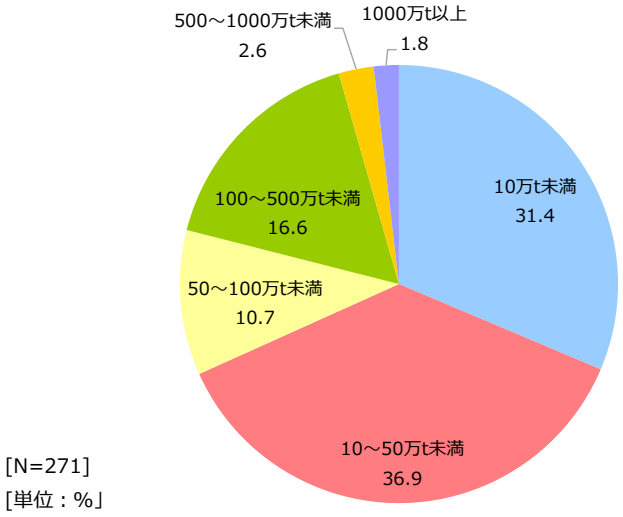

図表 277　区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）【団体区分別】

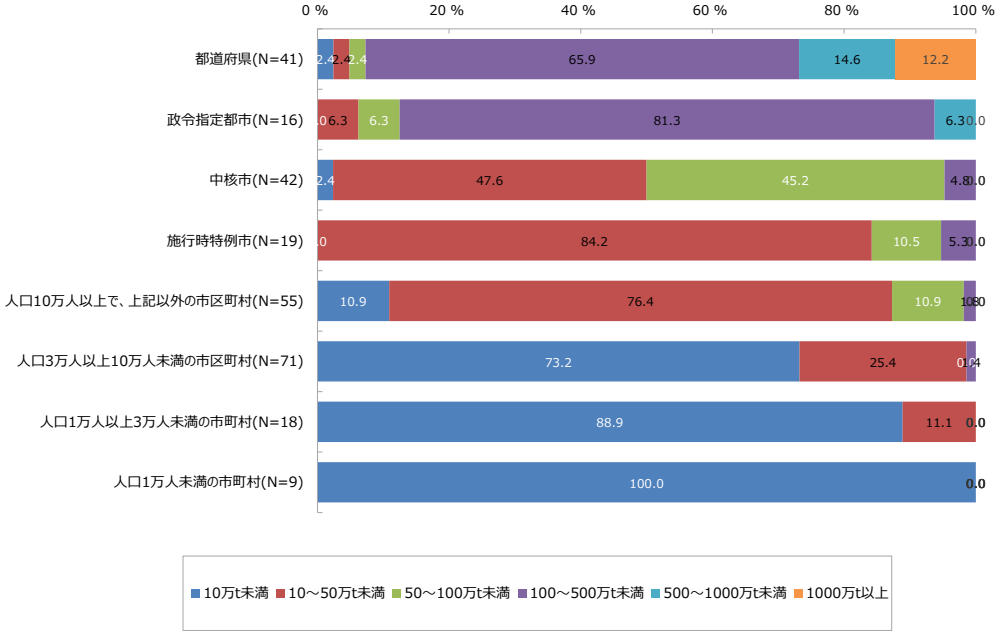

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	85	100	29	45	7	5	271
	都道府県	1	1	1	27	6	5	41
	政令指定都市		1	1	13	1		16
	中核市	1	20	19	2			42
	施行時特例市		16	2	1			19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	42	6	1			55
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	52	18		1			71
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	2					18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率（%）	全体(N=271)	31.4	36.9	10.7	16.6	2.6	1.8	
	都道府県(N=41)	2.4	2.4	2.4	65.9	14.6	12.2	
	政令指定都市(N=16)	0.0	6.3	6.3	81.3	6.3	0.0	
	中核市(N=42)	2.4	47.6	45.2	4.8	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	0.0	84.2	10.5	5.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=55)	10.9	76.4	10.9	1.8	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	73.2	25.4	0.0	1.4	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iii）家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10～50 万 t 未満」（37.1%）が最も多く、「10 万 t 未満」（29.5%）、「100～500 万 t 未満」（16.0%）と続く。

図表 278　区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）

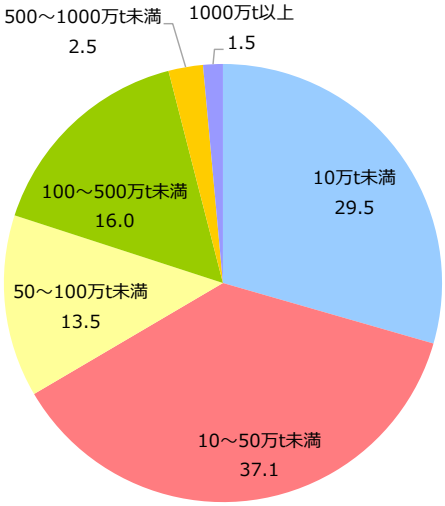

[N=275]
[単位：%」

図表 279　区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】

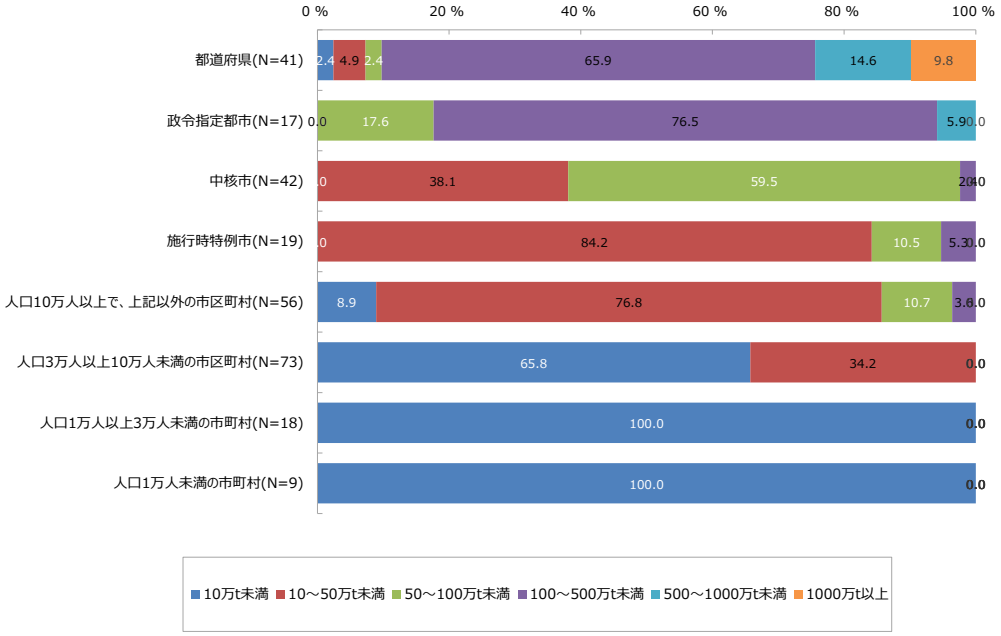

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	81	102	37	44	7	4	275
	都道府県	1	2	1	27	6	4	41
	政令指定都市			3	13	1		17
	中核市		16	25	1			42
	施行時特例市		16	2	1			19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	43	6	2			56
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	48	25					73
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18						18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率（%）	全体(N=275)	29.5	37.1	13.5	16.0	2.5	1.5	
	都道府県(N=41)	2.4	4.9	2.4	65.9	14.6	9.8	
	政令指定都市(N=17)	0.0	0.0	17.6	76.5	5.9	0.0	
	中核市(N=42)	0.0	38.1	59.5	2.4	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	0.0	84.2	10.5	5.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=56)	8.9	76.8	10.7	3.6	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=73)	65.8	34.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

ⅳ）運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「10～50 万ｔ未満」（40.7%）が最も多く、「10 万ｔ未満」（23.8%）、「100～500 万ｔ未満」（16.8%）、「50～100 万ｔ未満」（13.9%）と続く。

図表 280　区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）

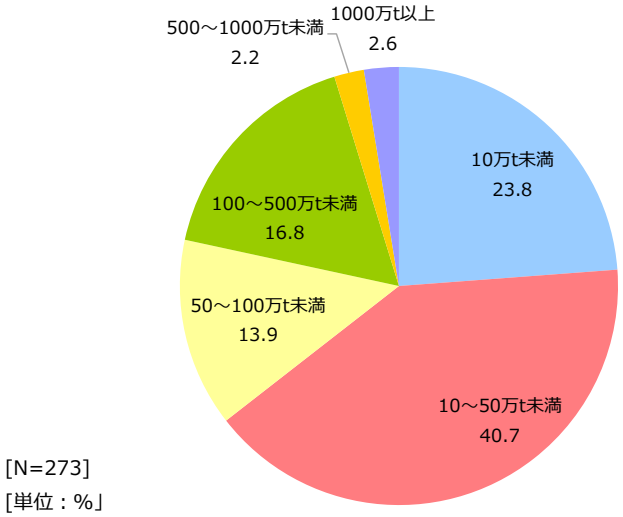

図表 281　区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

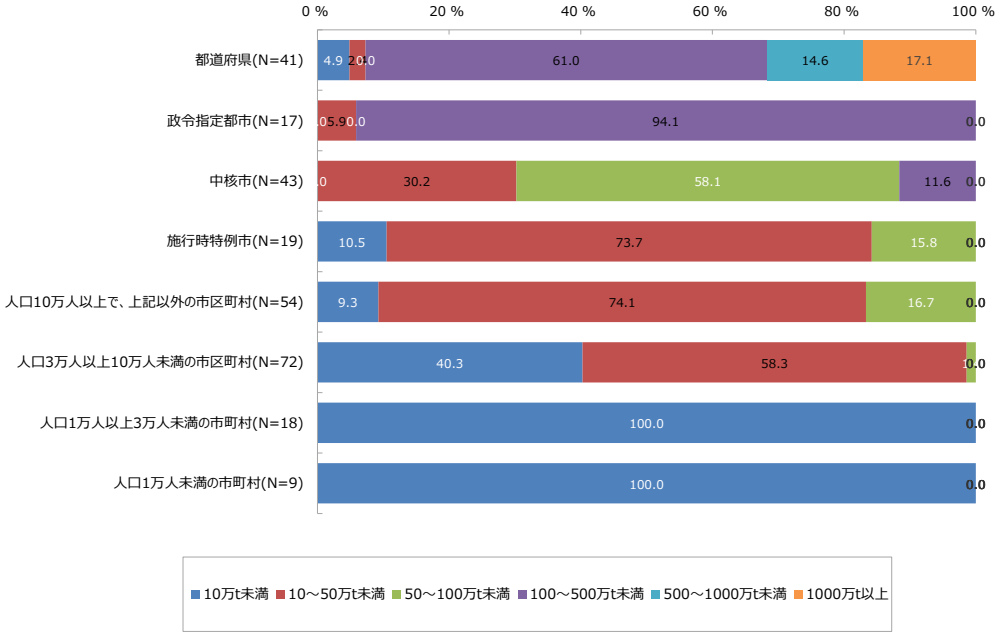

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	65	111	38	46	6	7	273
	都道府県	2	1		25	6	7	41
	政令指定都市		1		16			17
	中核市		13	25	5			43
	施行時特例市	2	14	3				19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	40	9				54
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	29	42	1				72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18						18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率（%）	全体(N=273)	23.8	40.7	13.9	16.8	2.2	2.6	
	都道府県(N=41)	4.9	2.4	0.0	61.0	14.6	17.1	
	政令指定都市(N=17)	0.0	5.9	0.0	94.1	0.0	0.0	
	中核市(N=43)	0.0	30.2	58.1	11.6	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	10.5	73.7	15.8	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=54)	9.3	74.1	16.7	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	40.3	58.3	1.4	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

v）エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（45.8%）が最も多く、「10～50 万 t 未満」（27.1%）、「100～500 万 t 未満」（16.9%）と続く。

図表 282　区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）

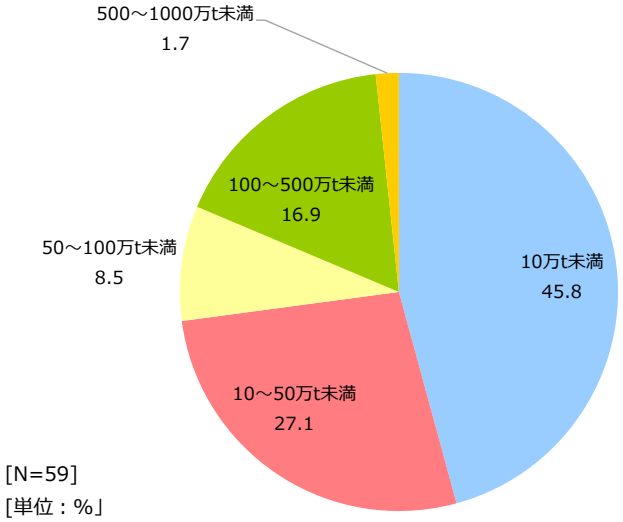

図表 283　区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）

【団体区分別】

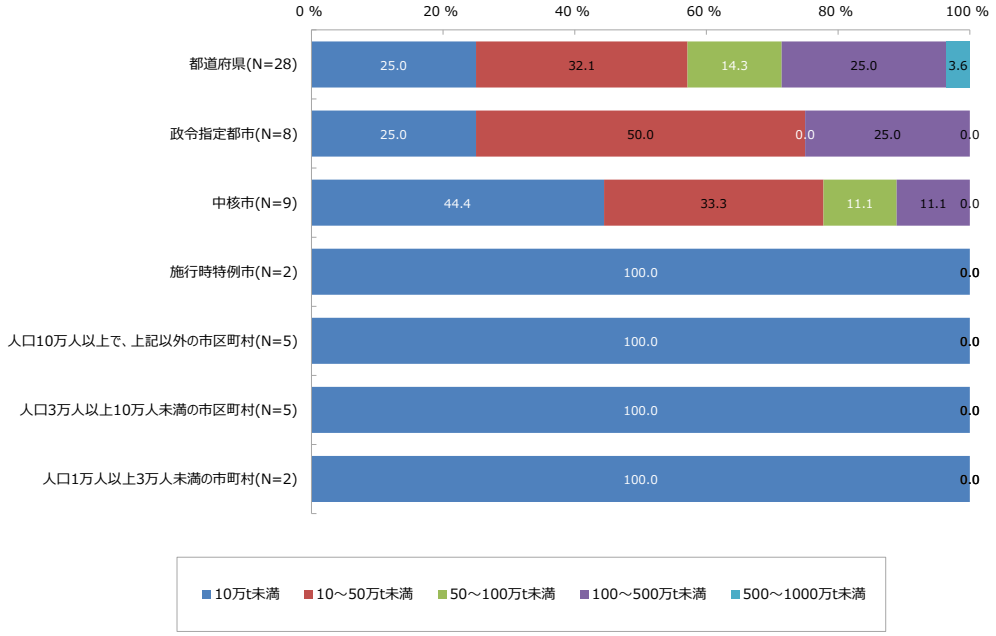

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	合計
回答数	全体	27	16	5	10	1	59
	都道府県	7	9	4	7	1	28
	政令指定都市	2	4		2		8
	中核市	4	3	1	1		9
	施行時特例市	2					2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5					5
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5					5
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2					2
比率（%）	全体(N=59)	45.8	27.1	8.5	16.9	1.7	
	都道府県(N=28)	25.0	32.1	14.3	25.0	3.6	
	政令指定都市(N=8)	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	
	中核市(N=9)	44.4	33.3	11.1	11.1	0.0	
	施行時特例市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

②分野別

i）燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（72.7%）が最も多く、「10～50 万 t 未満」（18.2%）が続く。

図表 284　区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

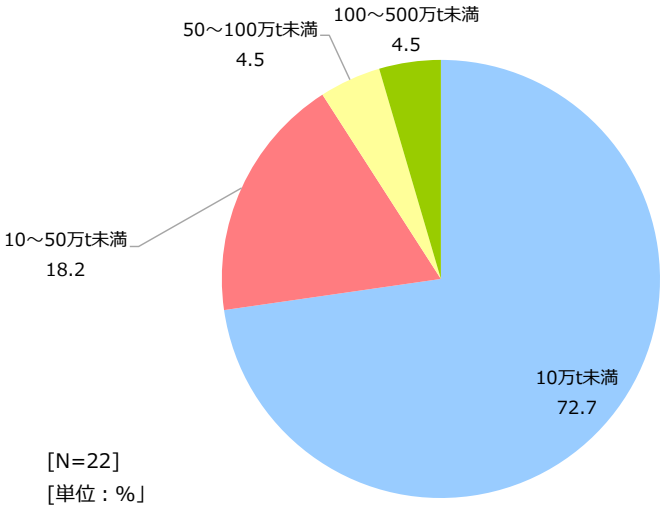

図表 285　区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

【団体区分別】

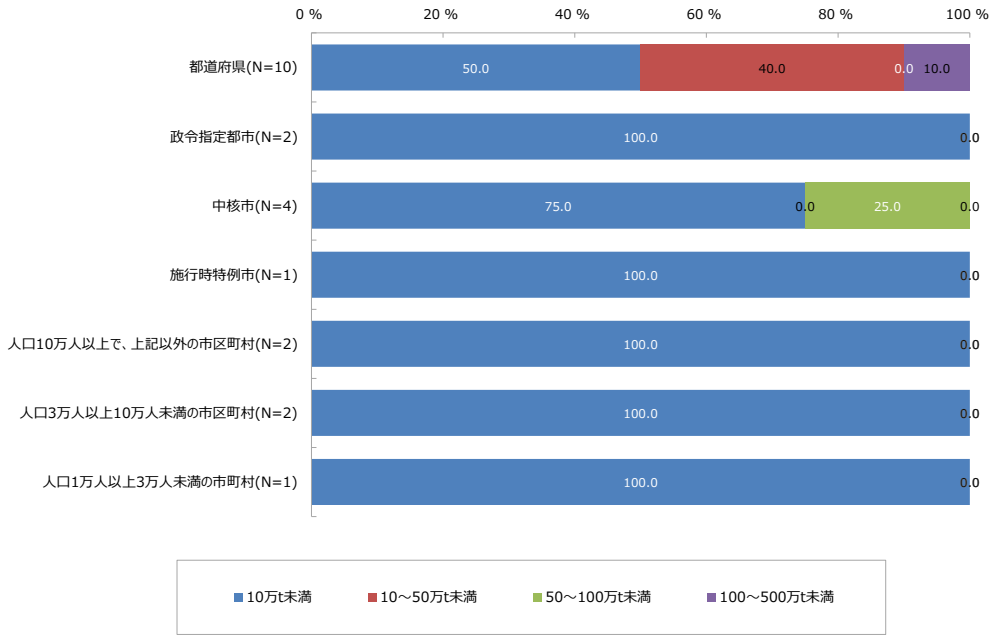

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	16	4	1	1	22
	都道府県	5	4		1	10
	政令指定都市	2				2
	中核市	3		1		4
	施行時特例市	1				1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2				2
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2				2
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1				1
比率（%）	全体(N=22)	72.7	18.2	4.5	4.5	
	都道府県(N=10)	50.0	40.0	0.0	10.0	
	政令指定都市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=4)	75.0	0.0	25.0	0.0	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	

ii）工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（40.8%）が最も多く、「100～500 万 t 未満」（22.4%）、「100～500 万 t 未満」（22.4%）と続く。

図表 286　区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

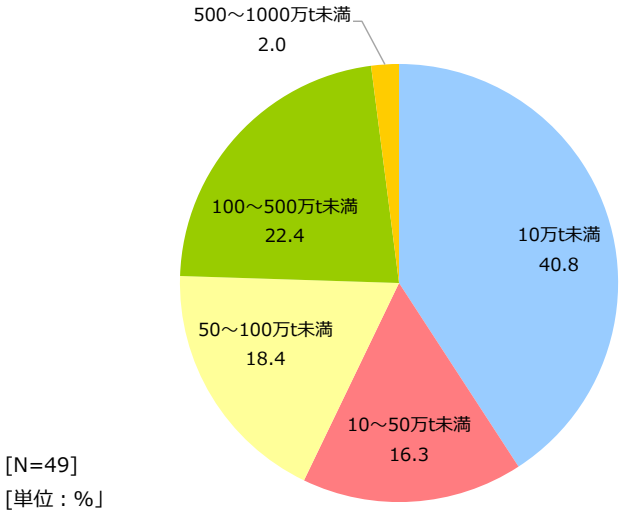

図表 287　区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

【団体区分別】

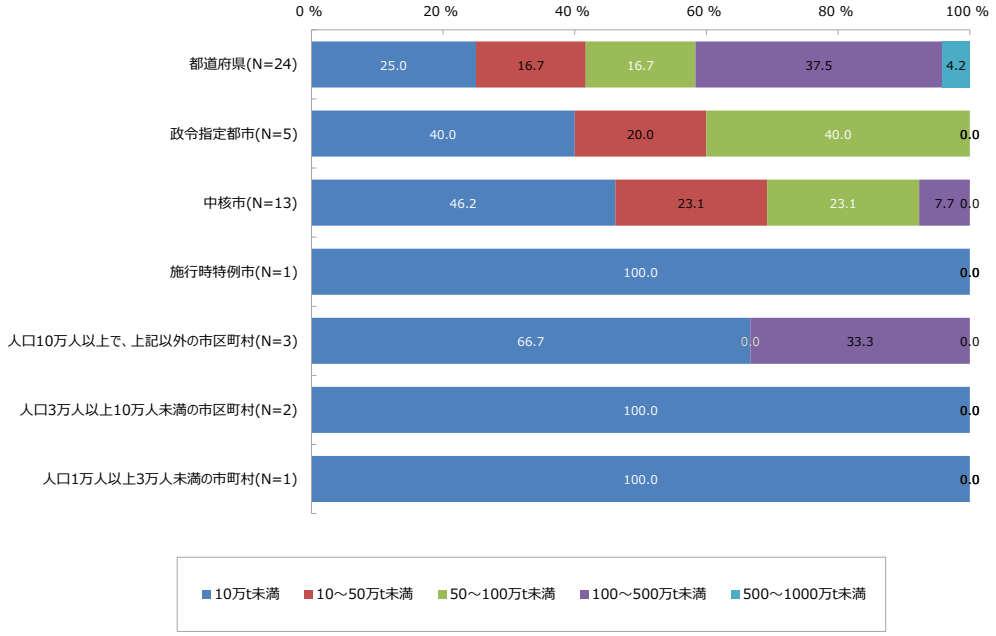

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	合計
回答数	全体	20	8	9	11	1	49
	都道府県	6	4	4	9	1	24
	政令指定都市	2	1	2			5
	中核市	6	3	3	1		13
	施行時特例市	1					1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2			1		3
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2					2
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1					1
比率（%）	全体(N=49)	40.8	16.3	18.4	22.4	2.0	
	都道府県(N=24)	25.0	16.7	16.7	37.5	4.2	
	政令指定都市(N=5)	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	
	中核市(N=13)	46.2	23.1	23.1	7.7	0.0	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=3)	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iii）農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（78.3%）が最も多く、「10～50 万 t 未満」（15.0%）と続く。

図表 288　区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）

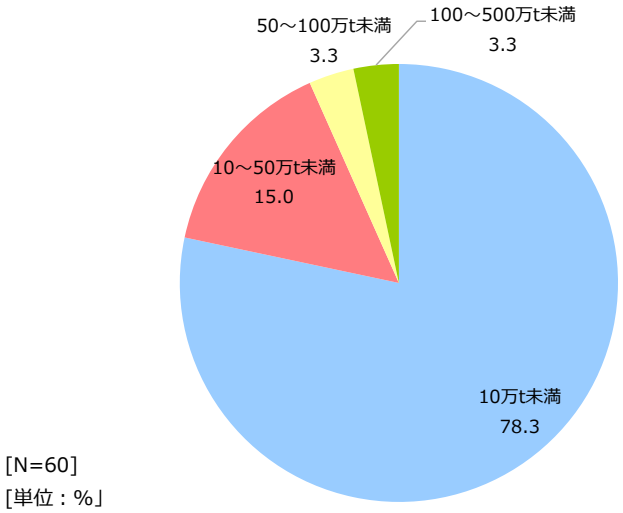

図表 289　区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

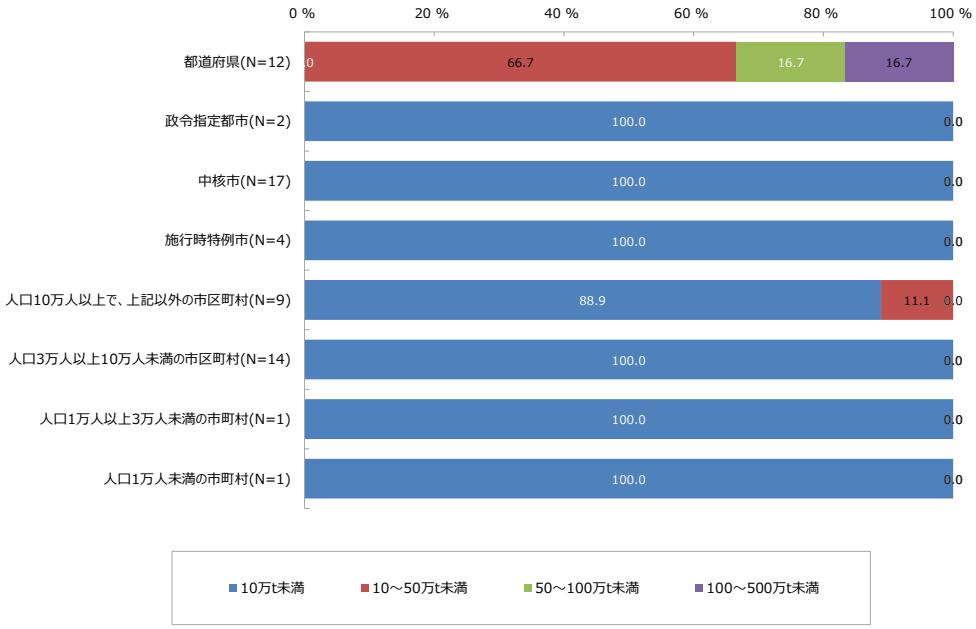

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	47	9	2	2	60
	都道府県		8	2	2	12
	政令指定都市	2				2
	中核市	17				17
	施行時特例市	4				4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	1			9
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14				14
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1				1
	人口1万人未満の市町村	1				1
比率（%）	全体(N=60)	78.3	15.0	3.3	3.3	
	都道府県(N=12)	0.0	66.7	16.7	16.7	
	政令指定都市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=17)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=9)	88.9	11.1	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=14)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	

ⅳ）廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「10万ｔ未満」（73.9%）が最も多く、「10～50 万ｔ未満」（16.7%）、「50～100 万ｔ未満」（5.9%）と続く。

図表 290　区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）

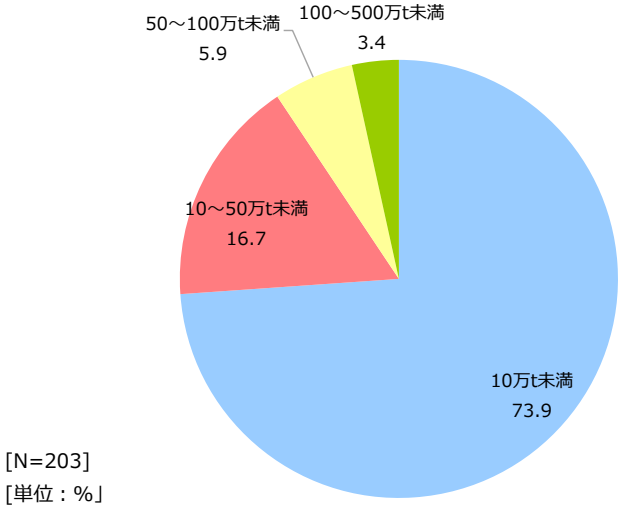

図表 291　区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）

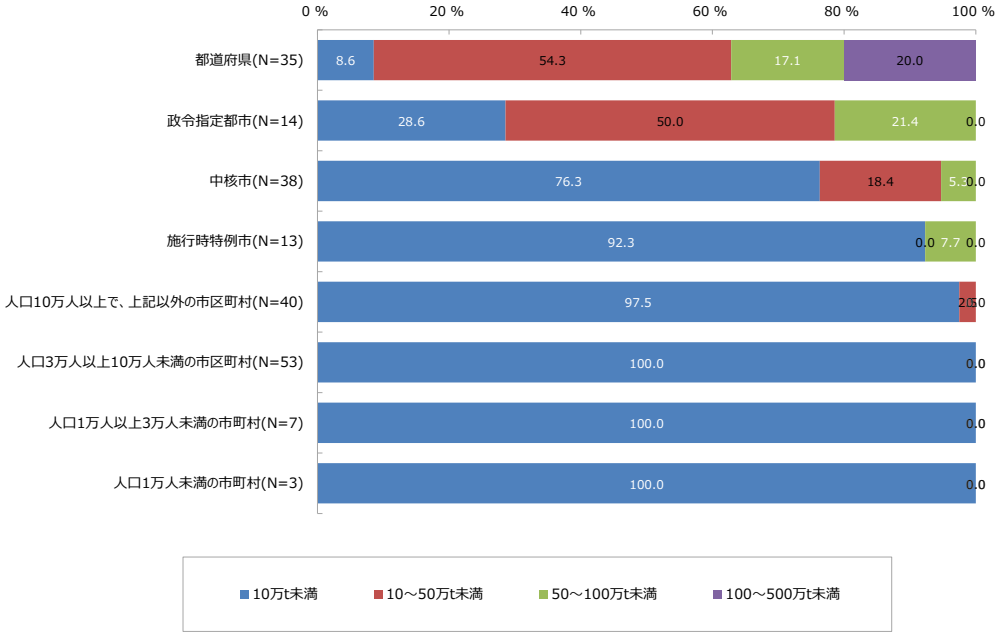

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	150	34	12	7	203
	都道府県	3	19	6	7	35
	政令指定都市	4	7	3		14
	中核市	29	7	2		38
	施行時特例市	12		1		13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	1			40
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53				53
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7				7
	人口1万人未満の市町村	3				3
比率（%）	全体(N=203)	73.9	16.7	5.9	3.4	
	都道府県(N=35)	8.6	54.3	17.1	20.0	
	政令指定都市(N=14)	28.6	50.0	21.4	0.0	
	中核市(N=38)	76.3	18.4	5.3	0.0	
	施行時特例市(N=13)	92.3	0.0	7.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=40)	97.5	2.5	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=53)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	

v）代替フロン等４ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等４ガス分野の基準年度排出量は、「10 万ｔ未満」（53.5%）が最も多く、「10～50 万ｔ未満」（27.3%）、「100～500 万ｔ未満」（10.1%）と続く。

図表 292　区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等４ガス分野）

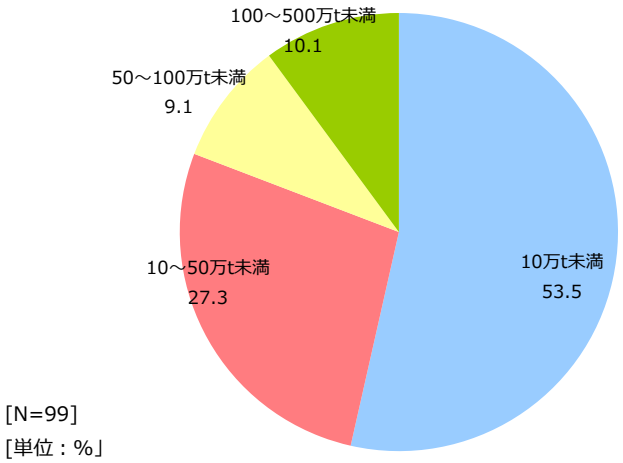

図表 293　区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等４ガス分野）【団体区分別】

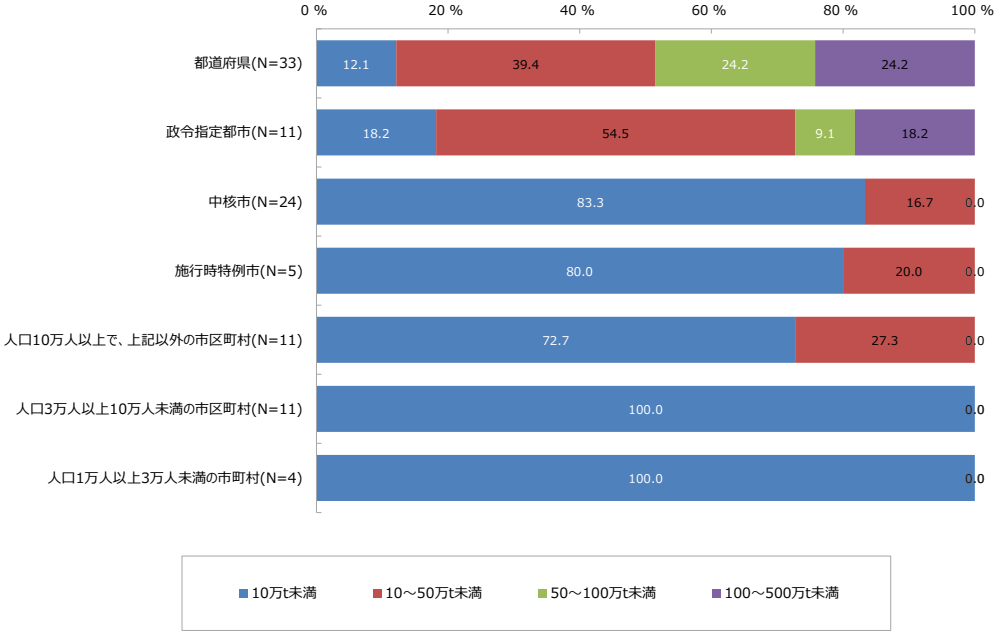

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	53	27	9	10	99
	都道府県	4	13	8	8	33
	政令指定都市	2	6	1	2	11
	中核市	20	4			24
	施行時特例市	4	1			5
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	3			11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11				11
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4				4
比率（%）	全体(N=99)	53.5	27.3	9.1	10.1	
	都道府県(N=33)	12.1	39.4	24.2	24.2	
	政令指定都市(N=11)	18.2	54.5	9.1	18.2	
	中核市(N=24)	83.3	16.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=5)	80.0	20.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	72.7	27.3	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=11)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	

vi）森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「10 万 t 未満」（70.0%）が最も多く、「50～100 万 t 未満」（12.5%）と続く。

図表 294　区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）

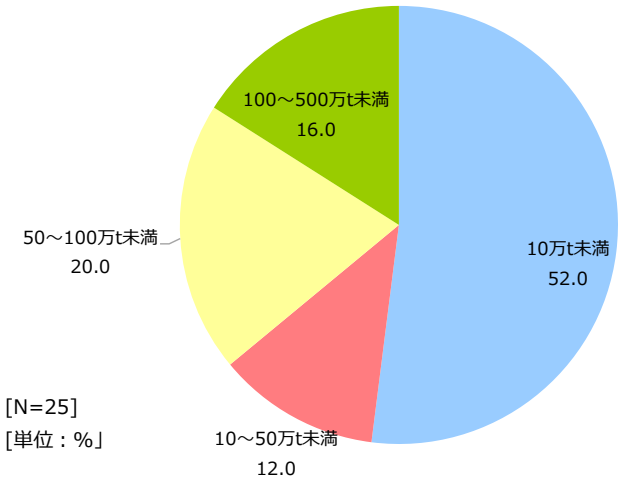

図表 295　区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）【団体区分別】

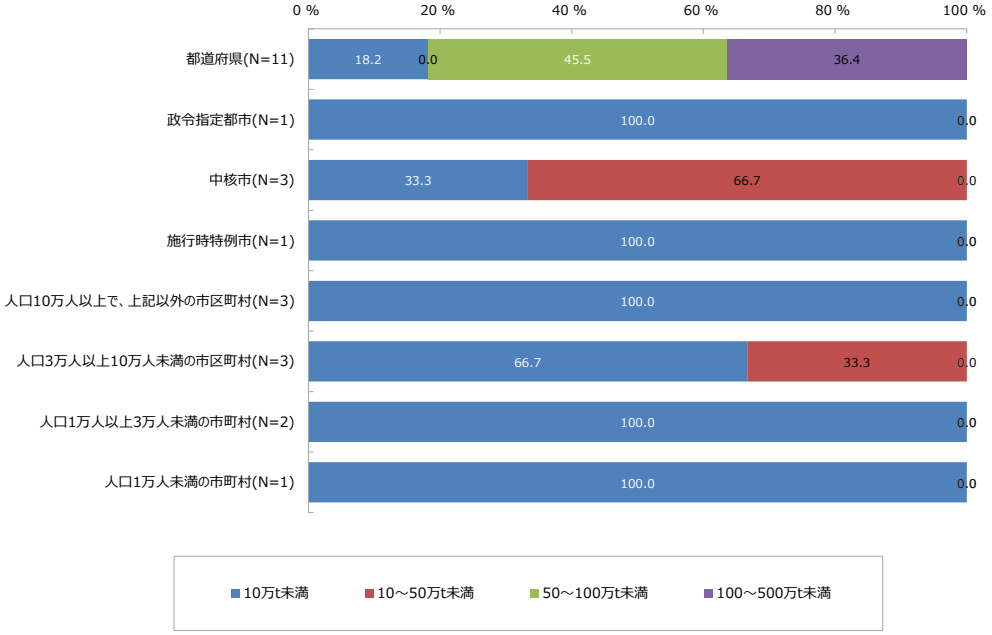

		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	合計
回答数	全体	13	3	5	4	25
	都道府県	2		5	4	11
	政令指定都市	1				1
	中核市	1	2			3
	施行時特例市	1				1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3				3
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	1			3
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2				2
	人口1万人未満の市町村	1				1
比率（%）	全体(N=25)	52.0	12.0	20.0	16.0	
	都道府県(N=11)	18.2	0.0	45.5	36.4	
	政令指定都市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=3)	33.3	66.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=3)	66.7	33.3	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	

９） 区域施策編における点検年度、目標年度の排出量削減率

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「30%以上」（24.9%）が最も多く、「25～30%未満」（21.9%）、「20～25%未満」（13.3%）と続く。

図表 296　区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率

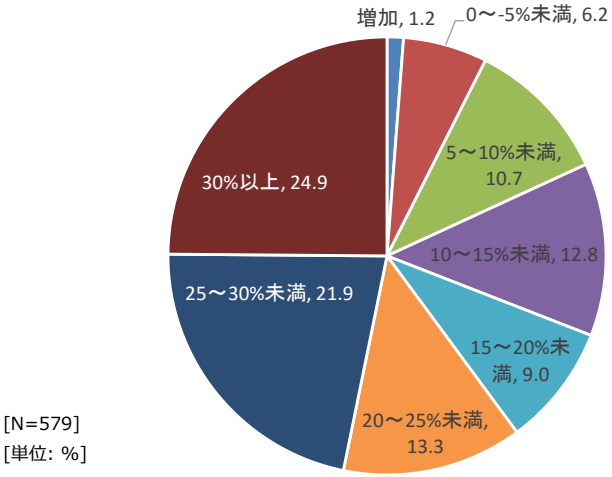

	増加	0～-5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	7	36	62	74	52	77	127	144	579
比率（%）	1.2%	6.2%	10.7%	12.8%	9.0%	13.3%	21.9%	24.9%	

注）１つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問の N 数は回答団体数とは一致しない。

区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「増加」（29.6%）が最も多く、「0～5%未満」（27.9%）、「5～10%未満」（18.9%）と続く。

図表 297　直近点検年度排出量の基準年度からの削減率

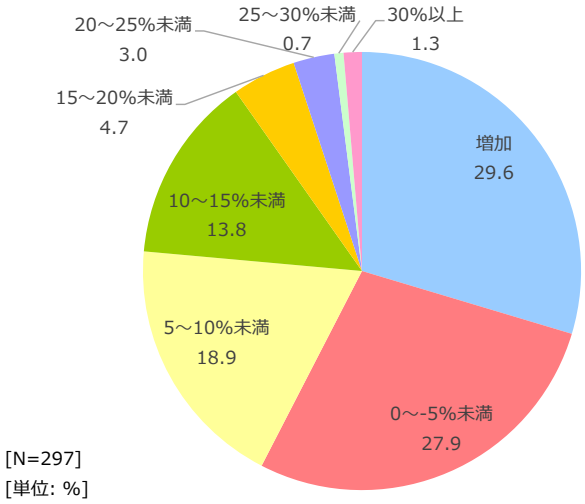

	増加	0～-5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	88	83	56	41	14	9	2	4	297
比率（%）	29.6	27.9	18.9	13.8	4.7	3.0	0.7	1.3	

１０） 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

ｉ）産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 30.5%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 298　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i)産業部門【団体区分別】

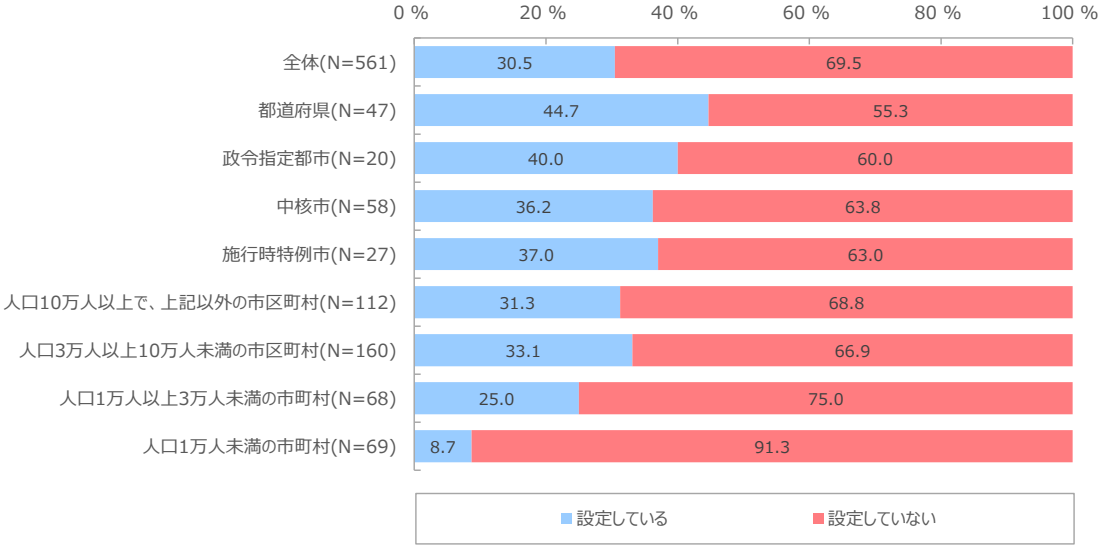

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	171	390	561
	都道府県	21	26	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	21	37	58
	施行時特例市	10	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	35	77	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53	107	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	51	68
	人口1万人未満の市町村	6	63	69
比率	全体(N=561)	30.5	69.5	
	都道府県(N=47)	44.7	55.3	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	36.2	63.8	
	施行時特例市(N=27)	37.0	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	31.3	68.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.1	66.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	8.7	91.3	

ii）業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 34.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 299　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii）業務その他部門【団体区分別】

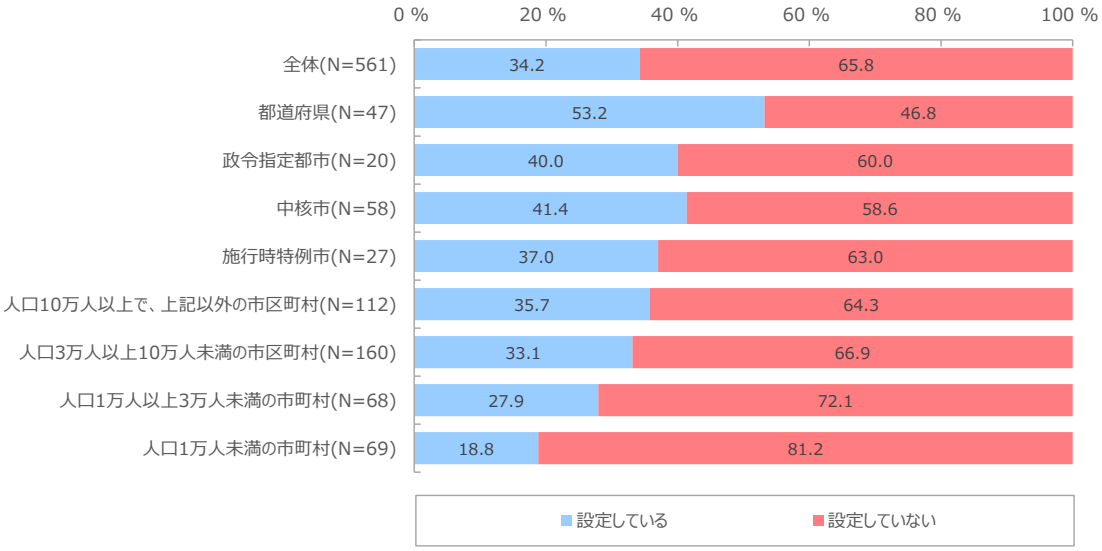

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	192	369	561
	都道府県	25	22	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	24	34	58
	施行時特例市	10	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	40	72	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53	107	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
	人口1万人未満の市町村	13	56	69
比率	全体(N=561)	34.2	65.8	
	都道府県(N=47)	53.2	46.8	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	41.4	58.6	
	施行時特例市(N=27)	37.0	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	35.7	64.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.1	66.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	18.8	81.2	

iii）家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 38.1%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 300　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii）家庭部門【団体区分別】

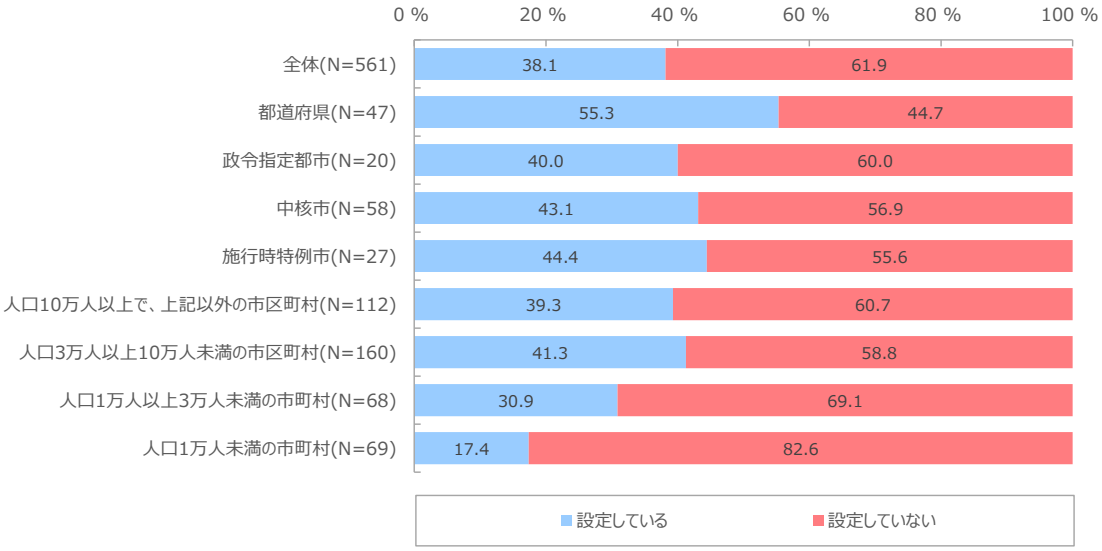

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	214	347	561
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	25	33	58
	施行時特例市	12	15	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	68	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	66	94	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	47	68
	人口1万人未満の市町村	12	57	69
比率	全体(N=561)	38.1	61.9	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	43.1	56.9	
	施行時特例市(N=27)	44.4	55.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	39.3	60.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	41.3	58.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	30.9	69.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	17.4	82.6	

ⅳ）運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 34.0%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 301　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ⅳ）運輸部門【団体区分別】

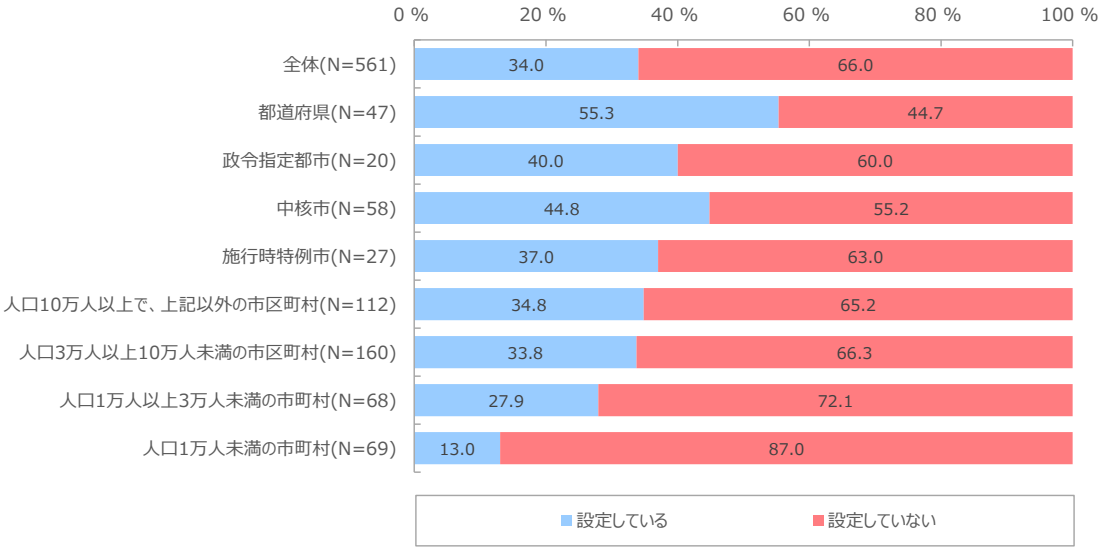

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	191	370	561
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	26	32	58
	施行時特例市	10	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	73	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	106	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
	人口1万人未満の市町村	9	60	69
比率	全体(N=561)	34.0	66.0	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	44.8	55.2	
	施行時特例市(N=27)	37.0	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	34.8	65.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.8	66.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	13.0	87.0	

v）エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 5.2%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

図表 302　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v）エネルギー転換部門【団体区分別】

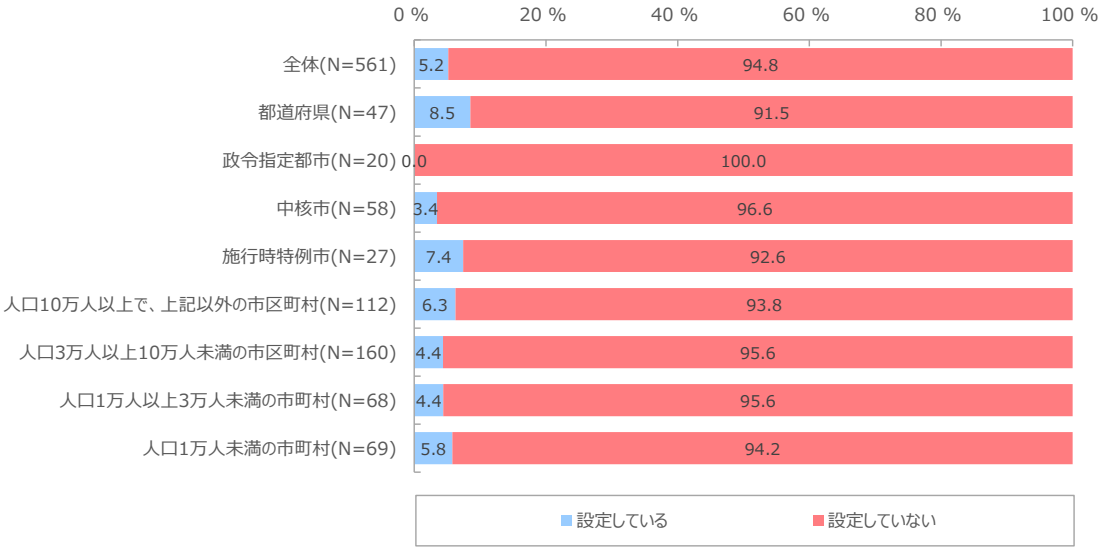

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	29	532	561
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	2	56	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	105	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	153	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	65	68
	人口1万人未満の市町村	4	65	69
比率	全体(N=561)	5.2	94.8	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	3.4	96.6	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	6.3	93.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	4.4	95.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	4.4	95.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	5.8	94.2	

②分野別

i）燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 1.4%である。

図表 303　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i）燃料の燃焼分野【団体区分別】

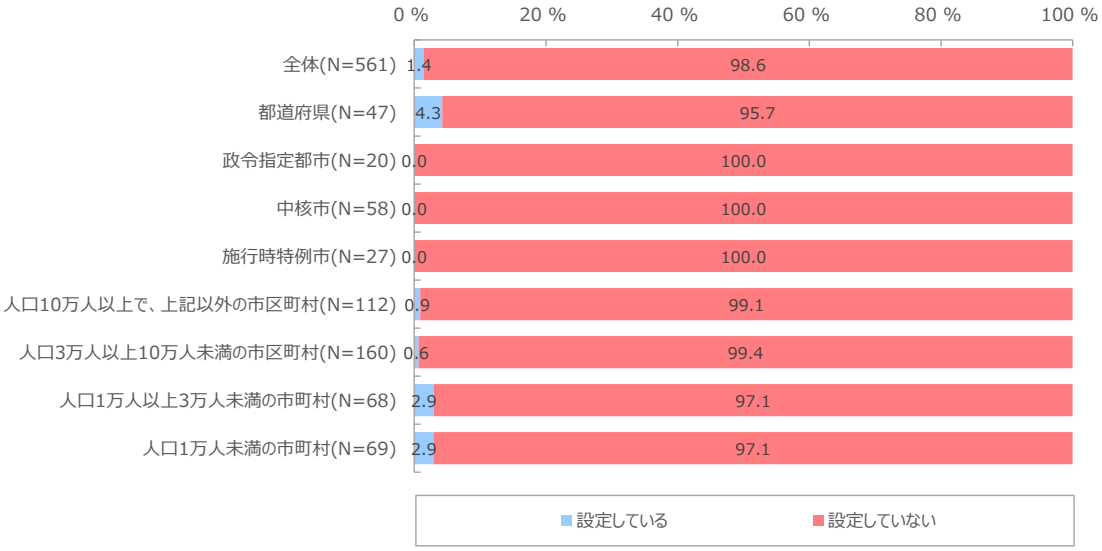

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	8	553	561
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	58	58
	施行時特例市	0	27	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	111	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	159	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	66	68
	人口1万人未満の市町村	2	67	69
比率	全体(N=561)	1.4	98.6	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=27)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	0.9	99.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	

ii）工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業のプロセス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 1.4%である。

図表 304　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii）工業プロセス分野【団体区分別】

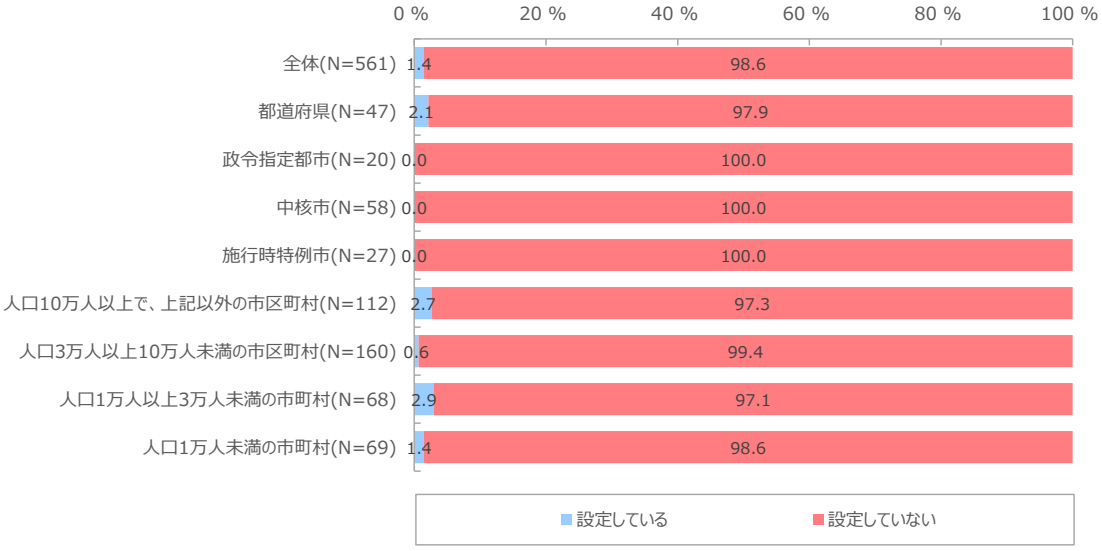

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	8	553	561
	都道府県	1	46	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	58	58
	施行時特例市	0	27	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	109	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	159	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	66	68
	人口1万人未満の市町村	1	68	69
比率	全体(N=561)	1.4	98.6	
	都道府県(N=47)	2.1	97.9	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=27)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	

iii）農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 4.5%である。

図表 305　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii）農業分野【団体区分別】

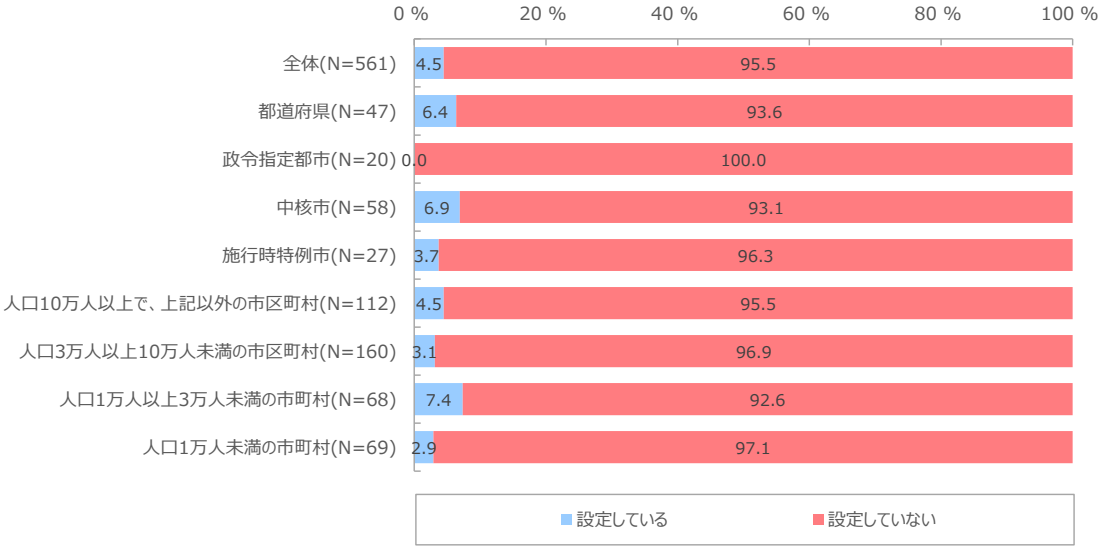

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	25	536	561
	都道府県	3	44	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	4	54	58
	施行時特例市	1	26	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	107	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	155	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	63	68
	人口1万人未満の市町村	2	67	69
比率	全体(N=561)	4.5	95.5	
	都道府県(N=47)	6.4	93.6	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	6.9	93.1	
	施行時特例市(N=27)	3.7	96.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	4.5	95.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	3.1	96.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	7.4	92.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	

ⅳ）廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 19.4%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 306　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ⅳ）廃棄物分野【団体区分別】

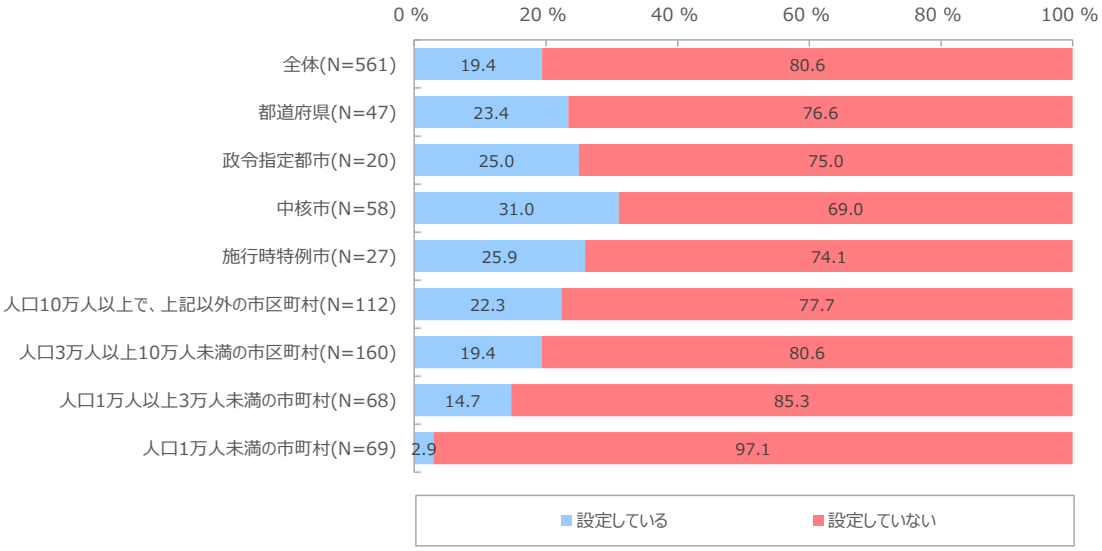

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	109	452	561
	都道府県	11	36	47
	政令指定都市	5	15	20
	中核市	18	40	58
	施行時特例市	7	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	25	87	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	31	129	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	58	68
	人口1万人未満の市町村	2	67	69
比率	全体(N=561)	19.4	80.6	
	都道府県(N=47)	23.4	76.6	
	政令指定都市(N=20)	25.0	75.0	
	中核市(N=58)	31.0	69.0	
	施行時特例市(N=27)	25.9	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	22.3	77.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	19.4	80.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	14.7	85.3	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	

v）代替フロン等４ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等４ガス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 4.1%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 307　区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v）代替フロン等４ガス分野【団体区分別】

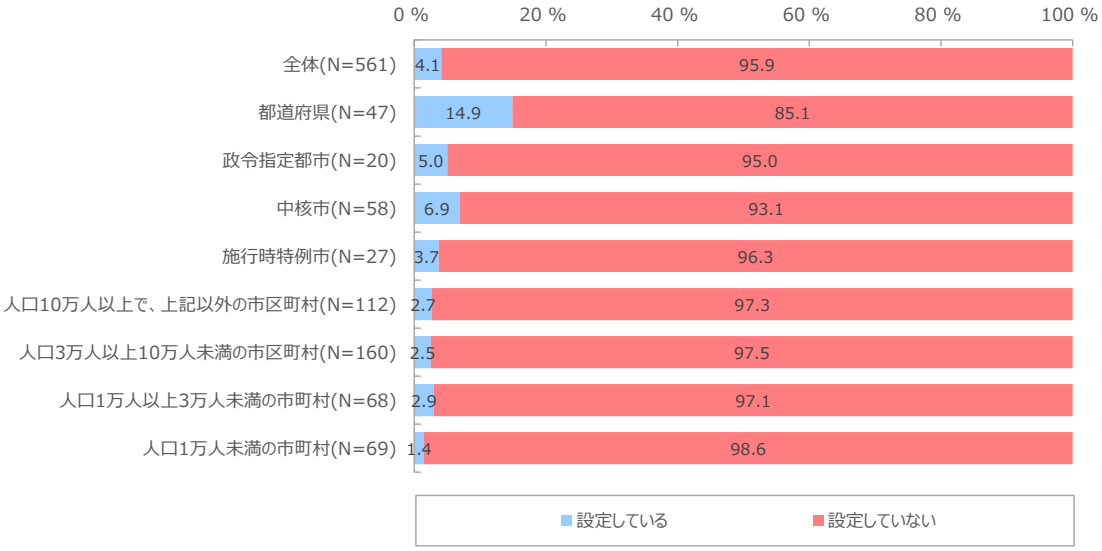

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	23	538	561
	都道府県	7	40	47
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	4	54	58
	施行時特例市	1	26	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	109	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	156	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	66	68
	人口1万人未満の市町村	1	68	69
比率	全体(N=561)	4.1	95.9	
	都道府県(N=47)	14.9	85.1	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=58)	6.9	93.1	
	施行時特例市(N=27)	3.7	96.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	2.5	97.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	

１１） 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

i）産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 21.8%である。

図表 308　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(1)産業部門【団体区分別】

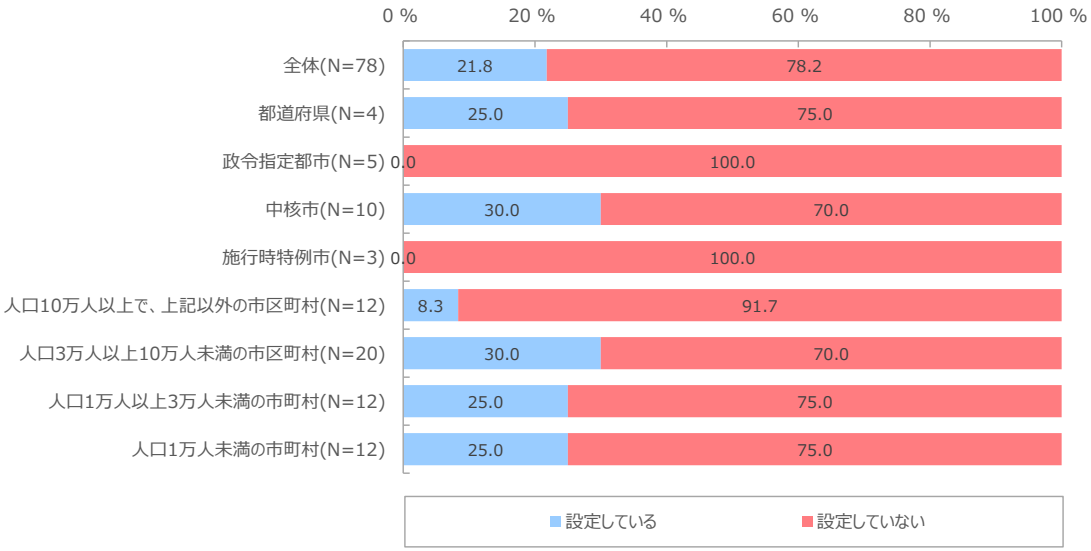

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	17	61	78
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	3	7	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	9	12
	人口1万人未満の市町村	3	9	12
比率	全体(N=78)	21.8	78.2	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	30.0	70.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	

ii）業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 33.3%である。

図表 309　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(2) 業務その他部門【団体区分別】

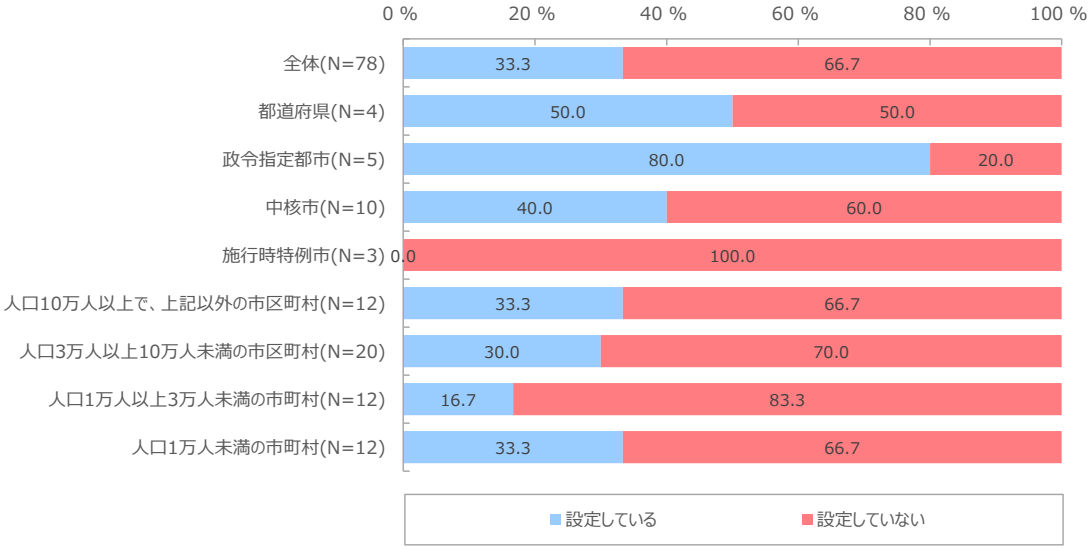

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	26	52	78
	都道府県	2	2	4
	政令指定都市	4	1	5
	中核市	4	6	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	12
	人口1万人未満の市町村	4	8	12
比率	全体(N=78)	33.3	66.7	
	都道府県(N=4)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=5)	80.0	20.0	
	中核市(N=10)	40.0	60.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	33.3	66.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	33.3	66.7	

iii）家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 35.9%である。

図表 310　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(3)家庭部門【団体区分別】

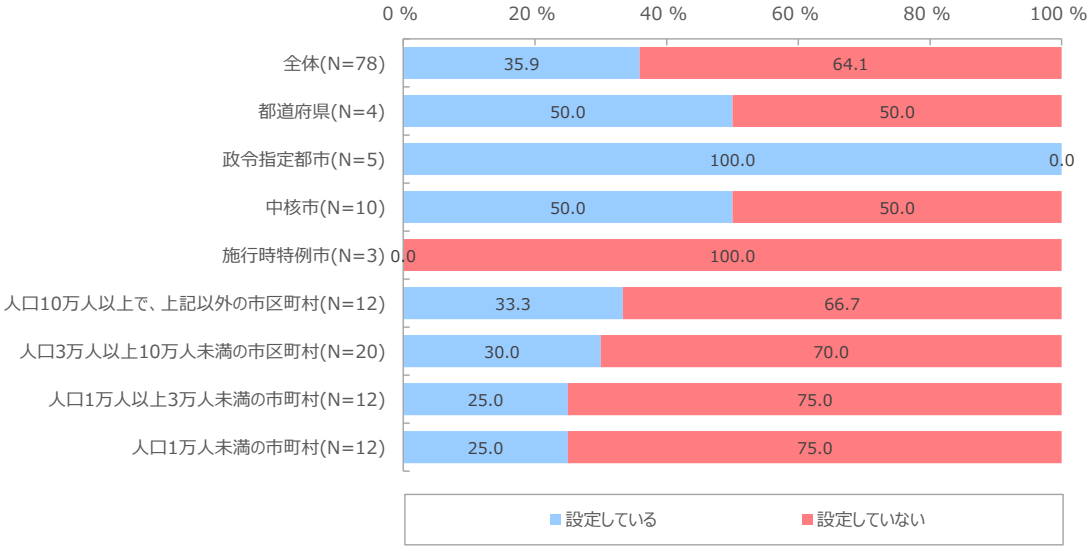

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	28	50	78
	都道府県	2	2	4
	政令指定都市	5	0	5
	中核市	5	5	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	9	12
	人口1万人未満の市町村	3	9	12
比率	全体(N=78)	35.9	64.1	
	都道府県(N=4)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	
	中核市(N=10)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	33.3	66.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	

iv）運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 26.9%である。

図表 311　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(4)運輸部門【団体区分別】

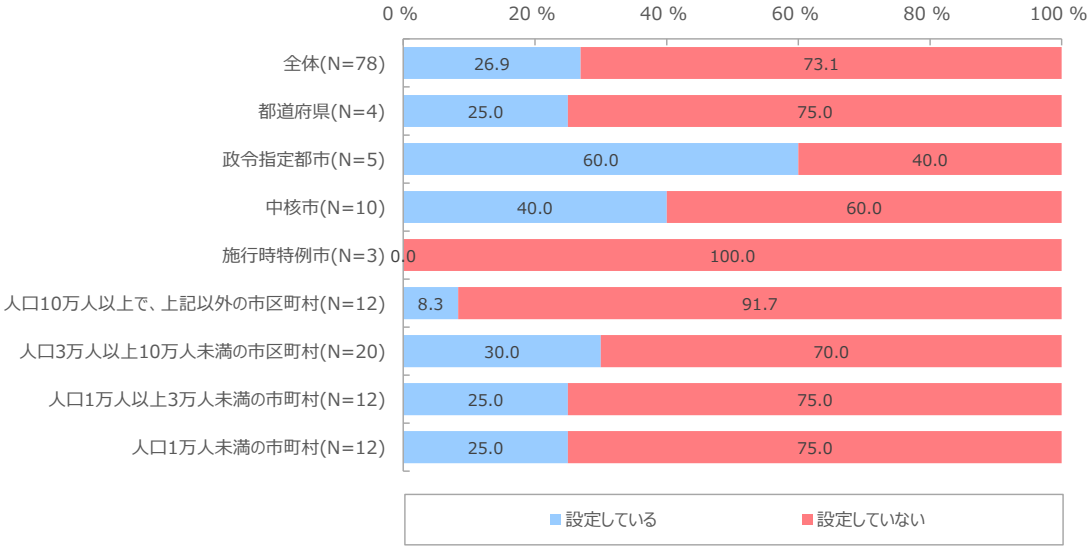

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	21	57	78
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	3	2	5
	中核市	4	6	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	9	12
	人口1万人未満の市町村	3	9	12
比率	全体(N=78)	26.9	73.1	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=5)	60.0	40.0	
	中核市(N=10)	40.0	60.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	

v）エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 3.8%である。

図表 312　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(5) エネルギー転換部門【団体区分別】

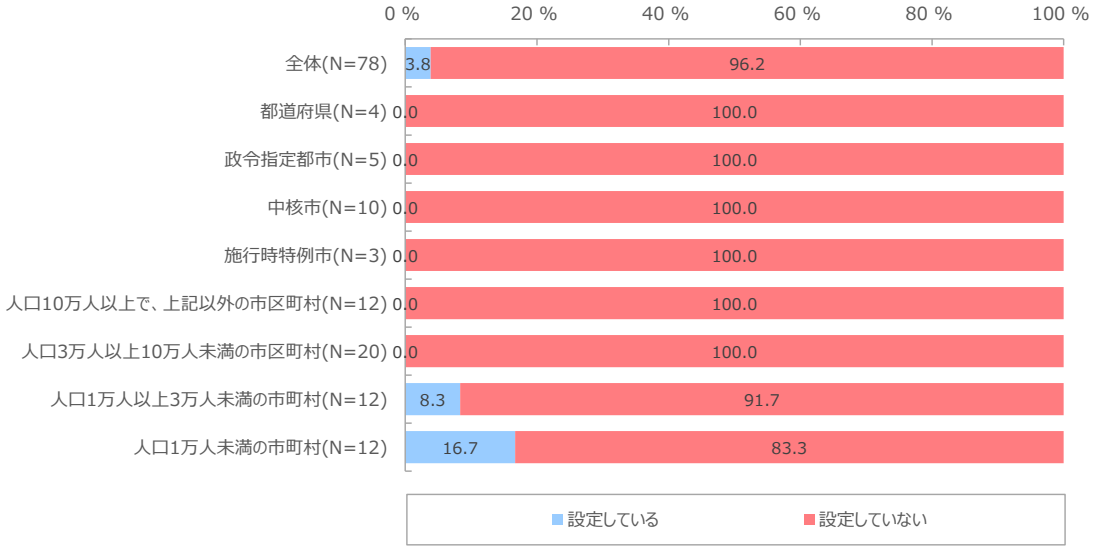

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	75	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	2	10	12
比率	全体(N=78)	3.8	96.2	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	

②分野別

i）燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 2.6%である。

図表 313　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(6)燃料の燃焼分野【団体区分別】

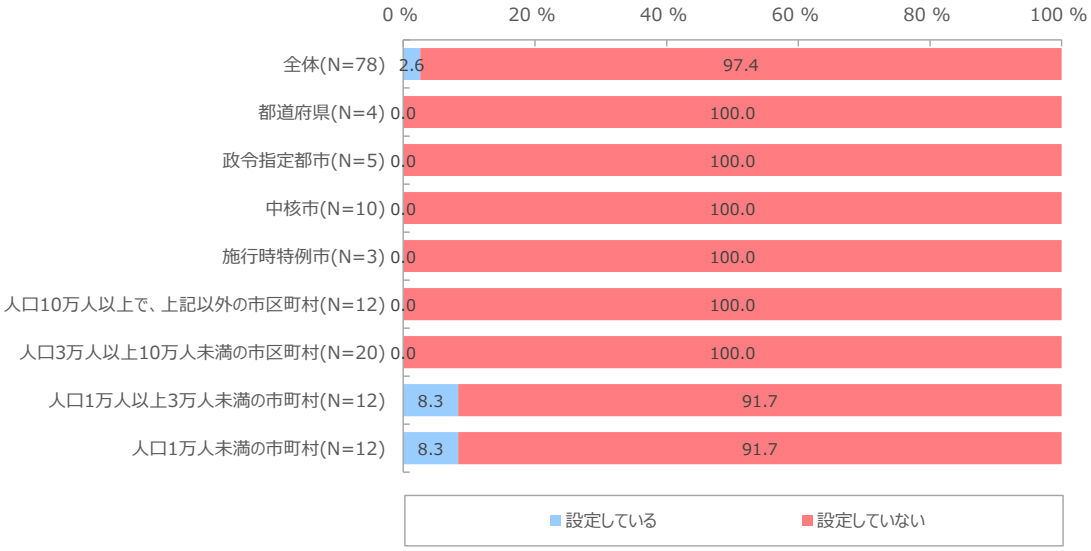

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	76	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	2.6	97.4	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

ii）工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 2.6%である。

図表 314　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(7)工業プロセス分野【団体区分別】

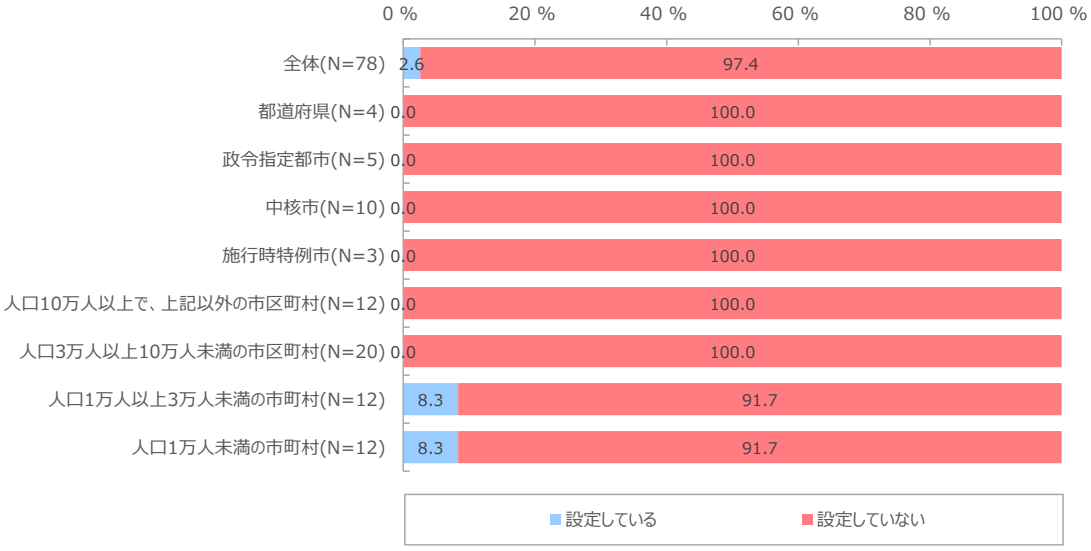

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	76	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	2.6	97.4	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

iii）農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 3.8%である。

図表 315　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(8)農業分野【団体区分別】

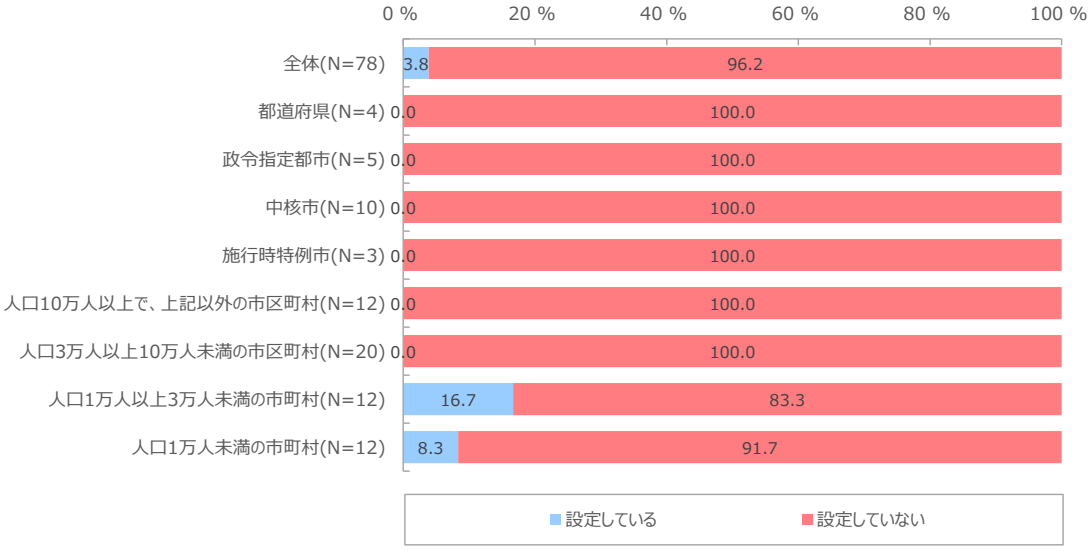

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	75	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	3.8	96.2	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

iv）廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 16.7%である。

図表 316　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(9)廃棄物分野【団体区分別】

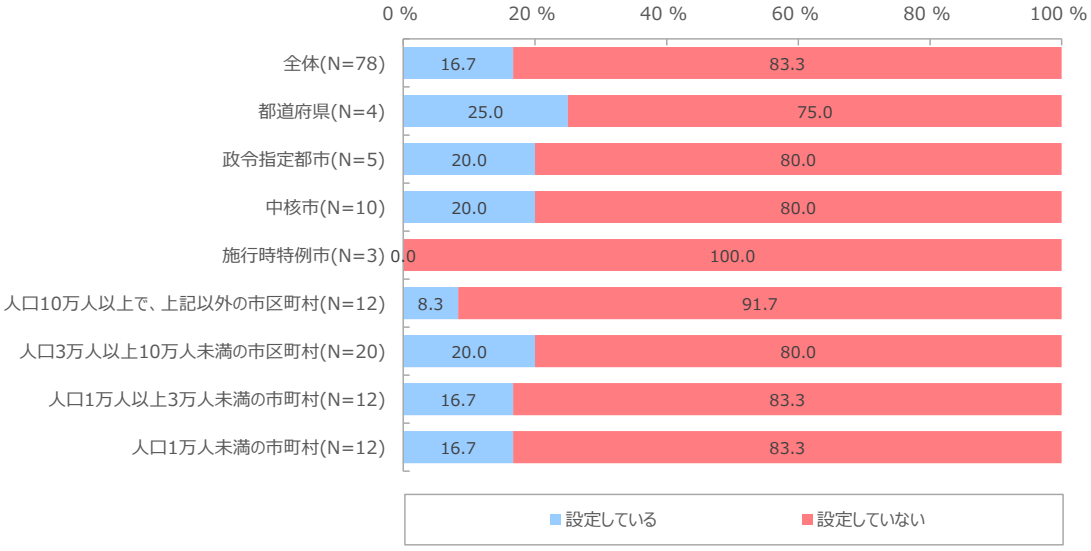

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	13	65	78
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	1	4	5
	中核市	2	8	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	16	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	12
	人口1万人未満の市町村	2	10	12
比率	全体(N=78)	16.7	83.3	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=5)	20.0	80.0	
	中核市(N=10)	20.0	80.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	20.0	80.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	

v）代替フロン等４ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等４ガス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 5.1%である。

図表 317　区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
（10）代替フロン等４ガス分野【団体区分別】

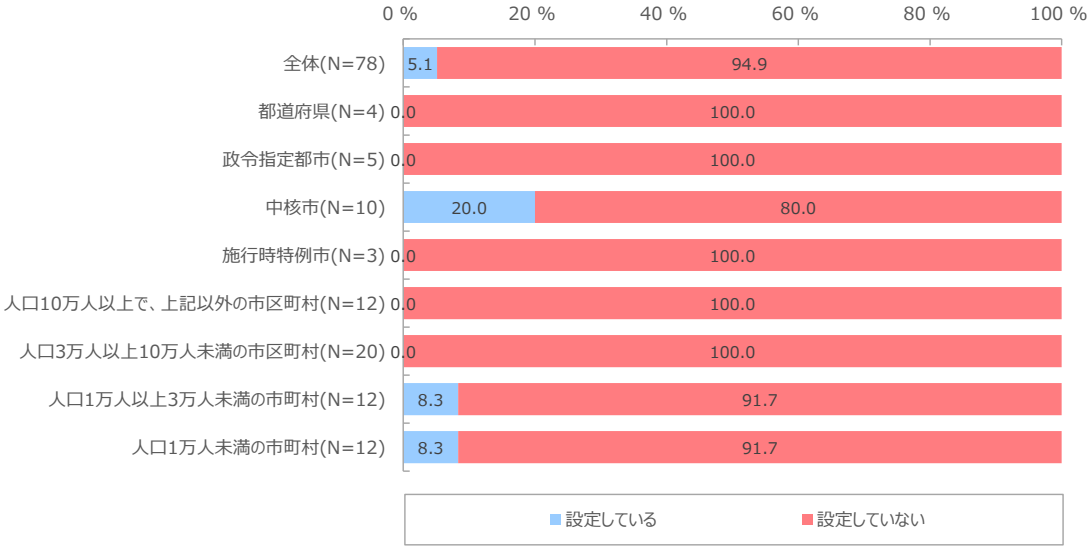

		設定している	設定していない	合計
全体	全体	4	74	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	2	8	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	5.1	94.9	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	20.0	80.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

１２） 区域施策編と事務事業編との統合の状況

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合の状況は、「統合している。」団体が 18.5%、「今後、改定時に統合を予定している。」が 4.3%存在する。

図表 318　区域施策編と事務事業編との統合の状況

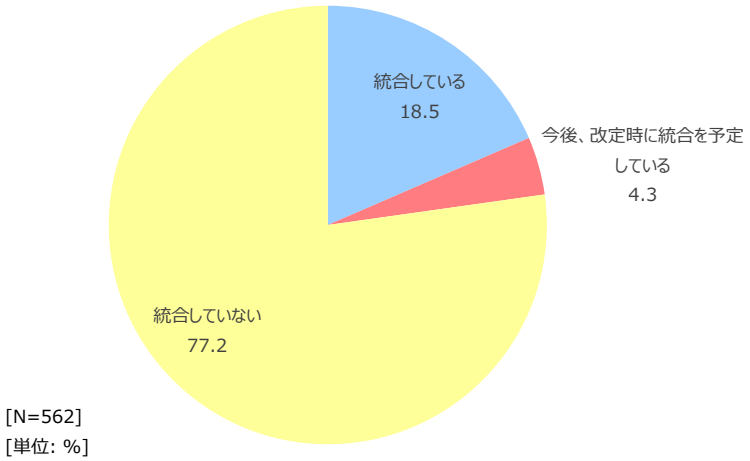

地方公共団体の区分別に見ると、区域施策編と事務事業編の統合を図っている団体は、大規模な団体にも小規模な団体にも一定数存在している。

図表 319　区域施策編と事務事業編との統合の状況【団体区分別】

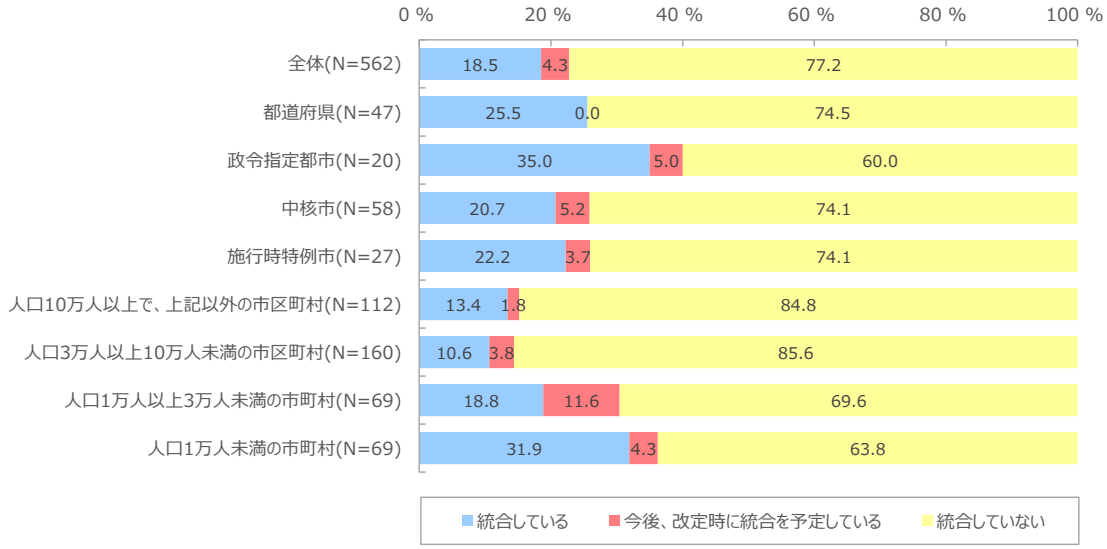

		統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	合計
全体	全体	104	24	434	562
	都道府県	12	0	35	47
	政令指定都市	7	1	12	20
	中核市	12	3	43	58
	施行時特例市	6	1	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	2	95	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	6	137	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	8	48	69
	人口1万人未満の市町村	22	3	44	69
比率	全体(N=562)	18.5	4.3	77.2	
	都道府県(N=47)	25.5	0.0	74.5	
	政令指定都市(N=20)	35.0	5.0	60.0	
	中核市(N=58)	20.7	5.2	74.1	
	施行時特例市(N=27)	22.2	3.7	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	13.4	1.8	84.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	10.6	3.8	85.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	18.8	11.6	69.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	31.9	4.3	63.8	

１３） 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」（45.2%）が最も多く、「環境基本計画と統合している。」（25.3%）が続く。

図表 320　区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況

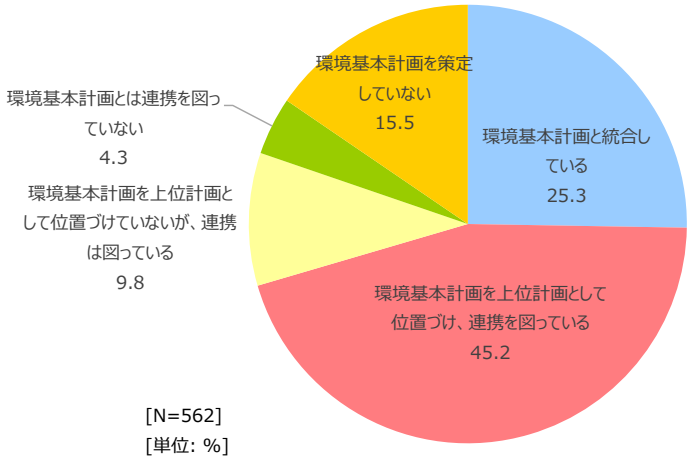

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や施行時特例市より人口規模の大きい市では「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」の割合が高く、人口規模が小さくなると「環境基本計画と統合している。」の割合が相対的に高くなる。一方、人口３万人未満の市町村では、そもそも「環境基本計画を策定していない」団体が多い。

図表 321　区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況【団体区分別】

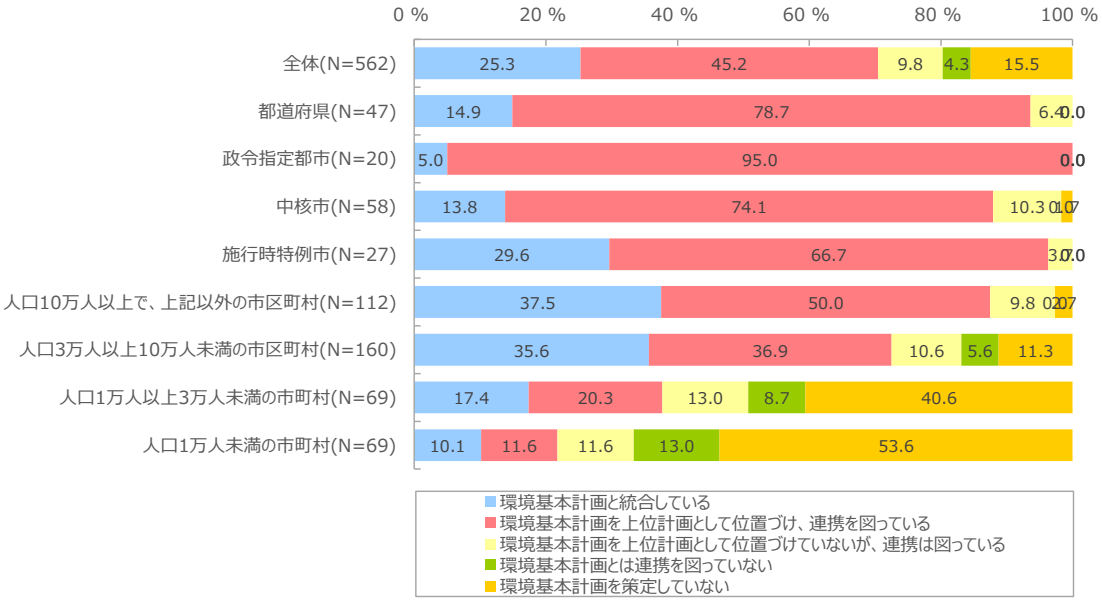

		環境基本計画と統合している	環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている	環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携は図っている	環境基本計画とは連携を図っていない	環境基本計画を策定していない	合計
全体	全体	142	254	55	24	87	562
	都道府県	7	37	3	0	0	47
	政令指定都市	1	19	0	0	0	20
	中核市	8	43	6	0	1	58
	施行時特例市	8	18	1	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	42	56	11	0	3	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	57	59	17	9	18	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	14	9	6	28	69
	人口1万人未満の市町村	7	8	8	9	37	69
比率	全体(N=562)	25.3	45.2	9.8	4.3	15.5	
	都道府県(N=47)	14.9	78.7	6.4	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	13.8	74.1	10.3	0.0	1.7	
	施行時特例市(N=27)	29.6	66.7	3.7	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	37.5	50.0	9.8	0.0	2.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	35.6	36.9	10.6	5.6	11.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	20.3	13.0	8.7	40.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	10.1	11.6	11.6	13.0	53.6	

１４） 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

①総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 80.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 322　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
①総合計画【団体区分別】

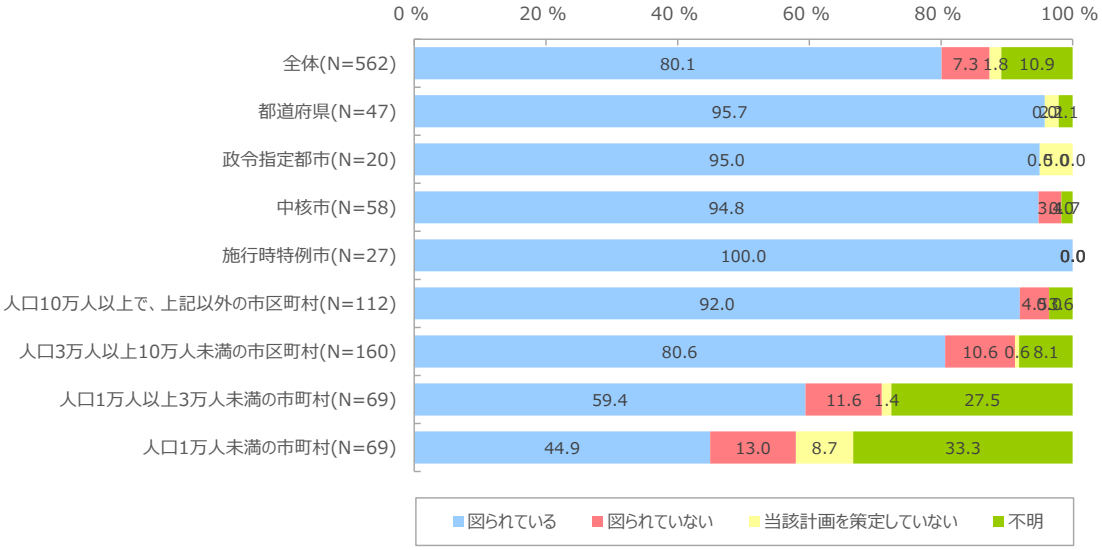

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	450	41	10	61	562
	都道府県	45	0	1	1	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	55	2	0	1	58
	施行時特例市	27	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	103	5	0	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	129	17	1	13	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	41	8	1	19	69
	人口1万人未満の市町村	31	9	6	23	69
比率	全体(N=562)	80.1	7.3	1.8	10.9	
	都道府県(N=47)	95.7	0.0	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	94.8	3.4	0.0	1.7	
	施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	92.0	4.5	0.0	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	80.6	10.6	0.6	8.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	59.4	11.6	1.4	27.5	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	44.9	13.0	8.7	33.3	

②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の47.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 323　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」
【団体区分別】

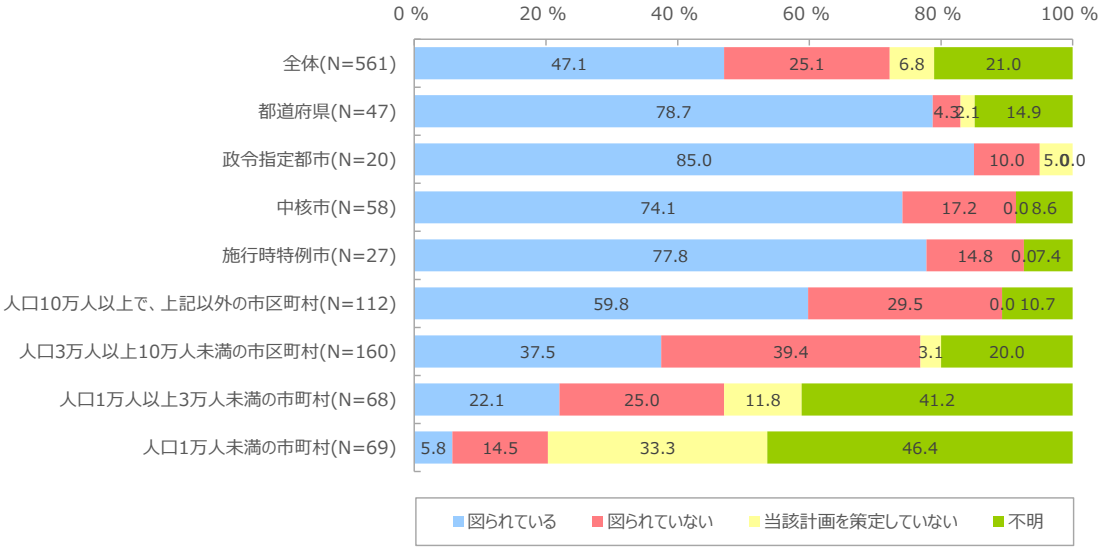

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	264	141	38	118	561
	都道府県	37	2	1	7	47
	政令指定都市	17	2	1	0	20
	中核市	43	10	0	5	58
	施行時特例市	21	4	0	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	67	33	0	12	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	60	63	5	32	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	17	8	28	68
	人口1万人未満の市町村	4	10	23	32	69
比率	全体(N=561)	47.1	25.1	6.8	21.0	
	都道府県(N=47)	78.7	4.3	2.1	14.9	
	政令指定都市(N=20)	85.0	10.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	74.1	17.2	0.0	8.6	
	施行時特例市(N=27)	77.8	14.8	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	59.8	29.5	0.0	10.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	37.5	39.4	3.1	20.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	22.1	25.0	11.8	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	5.8	14.5	33.3	46.4	

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 17.8%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 324　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」
【団体区分別】

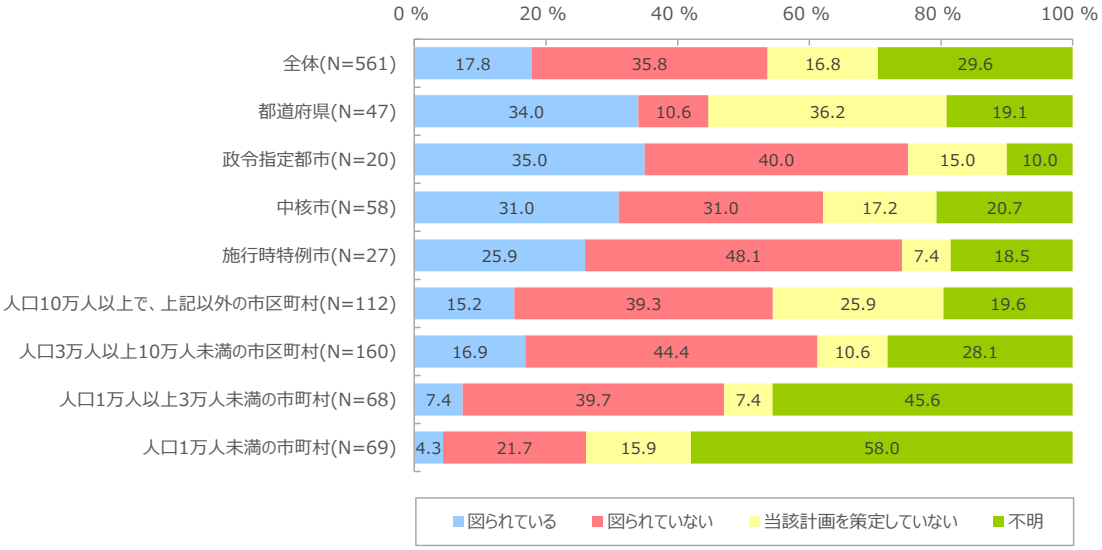

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	100	201	94	166	561
	都道府県	16	5	17	9	47
	政令指定都市	7	8	3	2	20
	中核市	18	18	10	12	58
	施行時特例市	7	13	2	5	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	44	29	22	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	71	17	45	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	27	5	31	68
	人口1万人未満の市町村	3	15	11	40	69
比率	全体(N=561)	17.8	35.8	16.8	29.6	
	都道府県(N=47)	34.0	10.6	36.2	19.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	40.0	15.0	10.0	
	中核市(N=58)	31.0	31.0	17.2	20.7	
	施行時特例市(N=27)	25.9	48.1	7.4	18.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	15.2	39.3	25.9	19.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	16.9	44.4	10.6	28.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	7.4	39.7	7.4	45.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	4.3	21.7	15.9	58.0	

④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」を策定していない団体が全体の 64.9%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 5.9%にとどまる。

図表 325　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
【団体区分別】

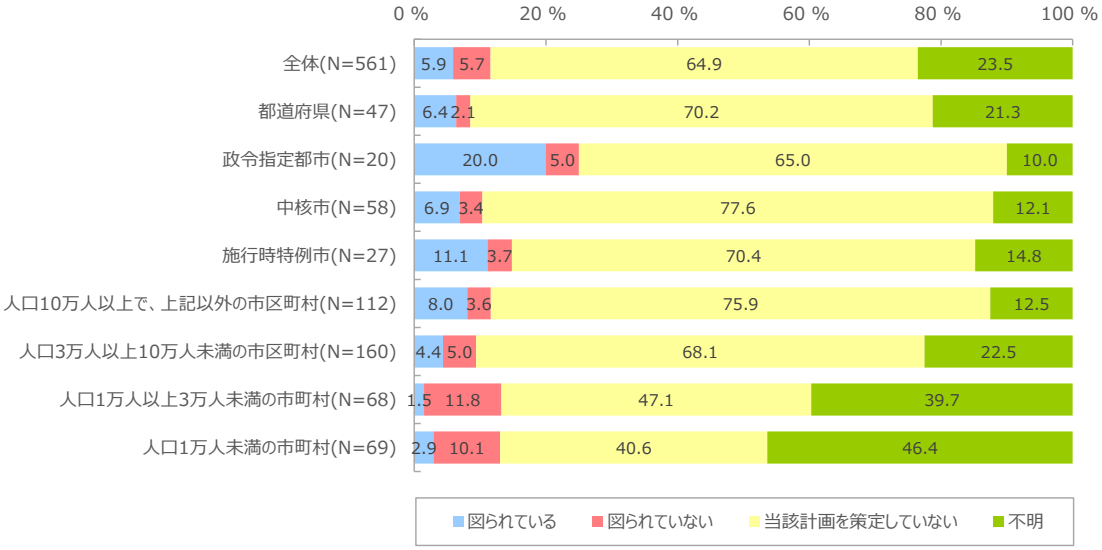

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	33	32	364	132	561
	都道府県	3	1	33	10	47
	政令指定都市	4	1	13	2	20
	中核市	4	2	45	7	58
	施行時特例市	3	1	19	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	4	85	14	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	8	109	36	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	8	32	27	68
	人口1万人未満の市町村	2	7	28	32	69
比率	全体(N=561)	5.9	5.7	64.9	23.5	
	都道府県(N=47)	6.4	2.1	70.2	21.3	
	政令指定都市(N=20)	20.0	5.0	65.0	10.0	
	中核市(N=58)	6.9	3.4	77.6	12.1	
	施行時特例市(N=27)	11.1	3.7	70.4	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	8.0	3.6	75.9	12.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	4.4	5.0	68.1	22.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	1.5	11.8	47.1	39.7	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	10.1	40.6	46.4	

⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」を策定していない団体が全体の 66.3%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 1.8%にとどまる。

図表 326　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」【団体区分別】

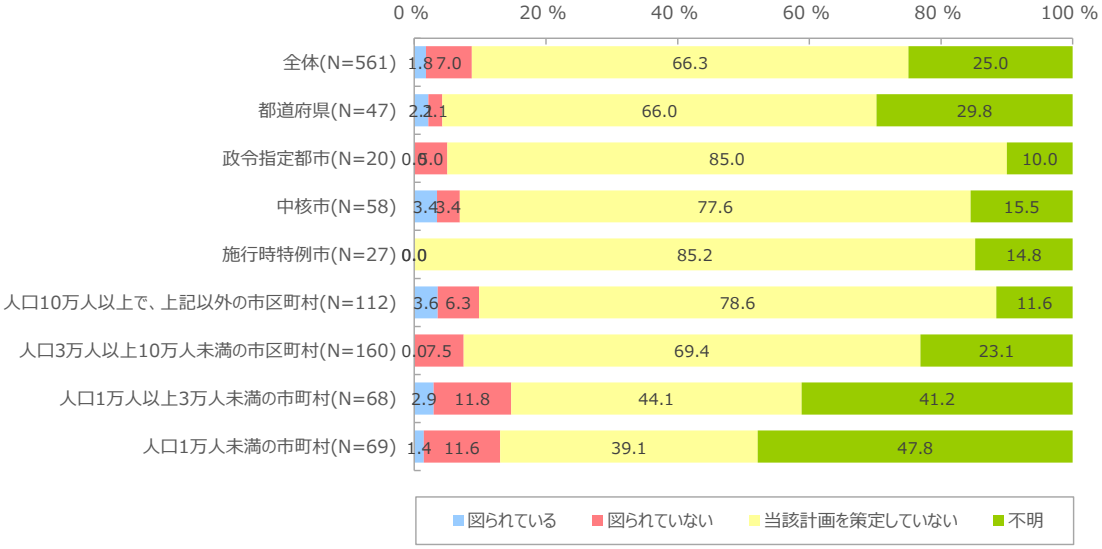

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	10	39	372	140	561
	都道府県	1	1	31	14	47
	政令指定都市	0	1	17	2	20
	中核市	2	2	45	9	58
	施行時特例市	0	0	23	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	7	88	13	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	12	111	37	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	8	30	28	68
	人口1万人未満の市町村	1	8	27	33	69
比率	全体(N=561)	1.8	7.0	66.3	25.0	
	都道府県(N=47)	2.1	2.1	66.0	29.8	
	政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	85.0	10.0	
	中核市(N=58)	3.4	3.4	77.6	15.5	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	85.2	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	3.6	6.3	78.6	11.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.0	7.5	69.4	23.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	11.8	44.1	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	11.6	39.1	47.8	

⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定していない団体が全体の38.9%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 15.5%である。

図表 327　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」【団体区分別】

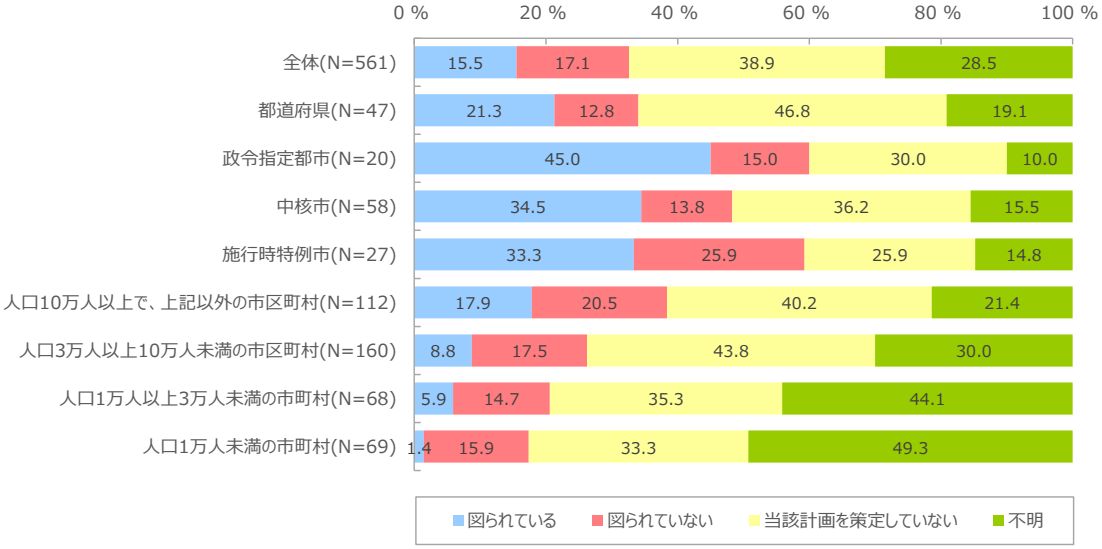

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	87	96	218	160	561
	都道府県	10	6	22	9	47
	政令指定都市	9	3	6	2	20
	中核市	20	8	21	9	58
	施行時特例市	9	7	7	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	23	45	24	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	28	70	48	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	10	24	30	68
	人口1万人未満の市町村	1	11	23	34	69
比率	全体(N=561)	15.5	17.1	38.9	28.5	
	都道府県(N=47)	21.3	12.8	46.8	19.1	
	政令指定都市(N=20)	45.0	15.0	30.0	10.0	
	中核市(N=58)	34.5	13.8	36.2	15.5	
	施行時特例市(N=27)	33.3	25.9	25.9	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	17.9	20.5	40.2	21.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	8.8	17.5	43.8	30.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	5.9	14.7	35.3	44.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	15.9	33.3	49.3	

⑦公共施設等総合管理計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 18.5%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 328　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑦公共施設等総合管理計画【団体区分別】

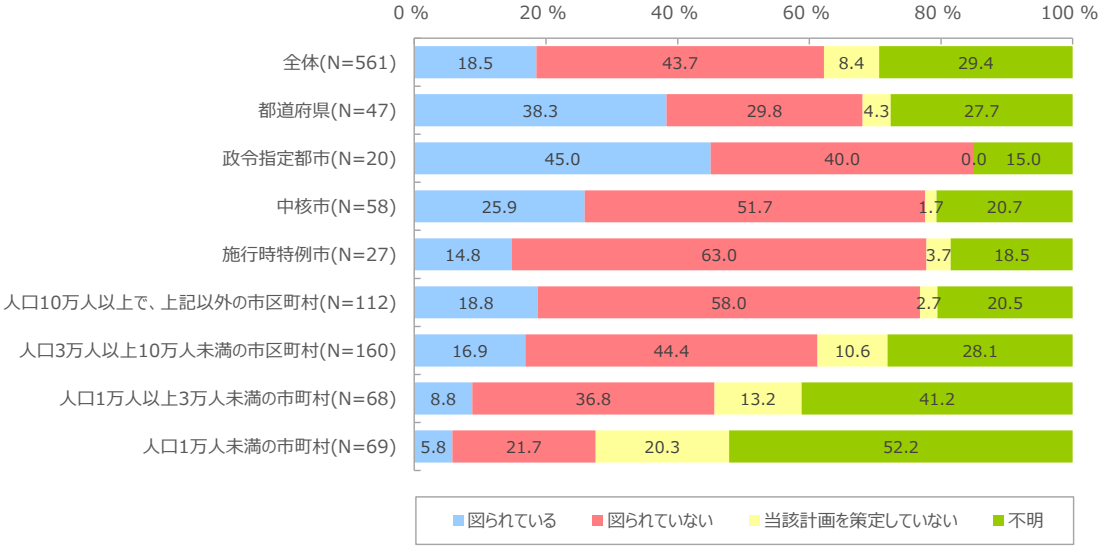

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	104	245	47	165	561
	都道府県	18	14	2	13	47
	政令指定都市	9	8	0	3	20
	中核市	15	30	1	12	58
	施行時特例市	4	17	1	5	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	21	65	3	23	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	71	17	45	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	25	9	28	68
	人口1万人未満の市町村	4	15	14	36	69
比率	全体(N=561)	18.5	43.7	8.4	29.4	
	都道府県(N=47)	38.3	29.8	4.3	27.7	
	政令指定都市(N=20)	45.0	40.0	0.0	15.0	
	中核市(N=58)	25.9	51.7	1.7	20.7	
	施行時特例市(N=27)	14.8	63.0	3.7	18.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	18.8	58.0	2.7	20.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	16.9	44.4	10.6	28.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	8.8	36.8	13.2	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	5.8	21.7	20.3	52.2	

⑧一般廃棄物処理基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と一般廃棄物処理基本計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 50.8%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 329　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑧一般廃棄物処理基本計画【団体区分別】

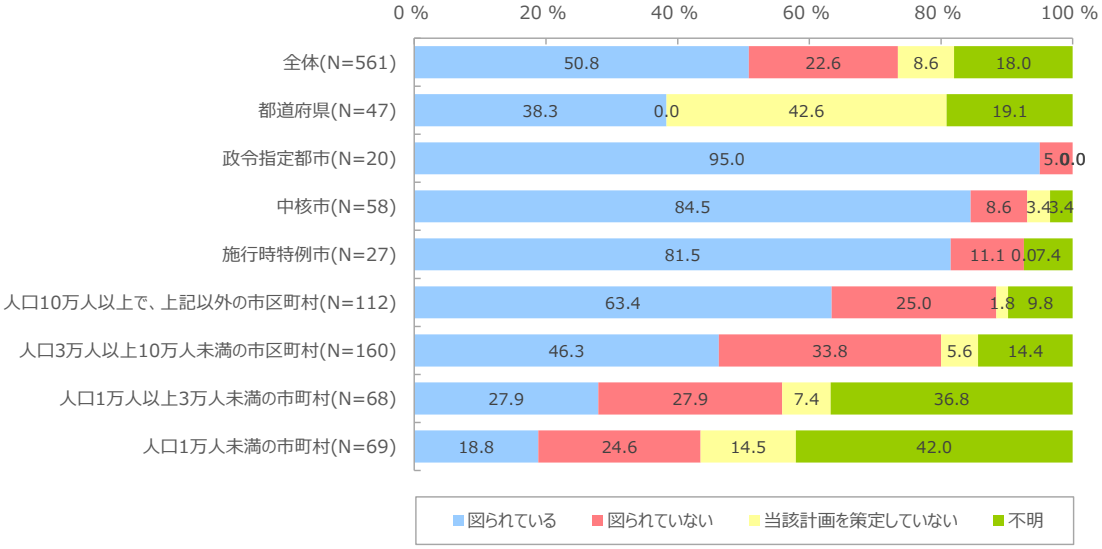

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	285	127	48	101	561
	都道府県	18	0	20	9	47
	政令指定都市	19	1	0	0	20
	中核市	49	5	2	2	58
	施行時特例市	22	3	0	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	71	28	2	11	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	74	54	9	23	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	19	5	25	68
	人口1万人未満の市町村	13	17	10	29	69
比率	全体(N=561)	50.8	22.6	8.6	18.0	
	都道府県(N=47)	38.3	0.0	42.6	19.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	84.5	8.6	3.4	3.4	
	施行時特例市(N=27)	81.5	11.1	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	63.4	25.0	1.8	9.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	46.3	33.8	5.6	14.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	27.9	7.4	36.8	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	18.8	24.6	14.5	42.0	

⑨環境モデル都市アクションプラン

区域施策編を策定済みの団体において、環境モデル都市アクションプランを策定していない団体が全体の 68.4%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 4.1%である。

図表 330　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑨環境モデル都市アクションプラン【団体区分別】

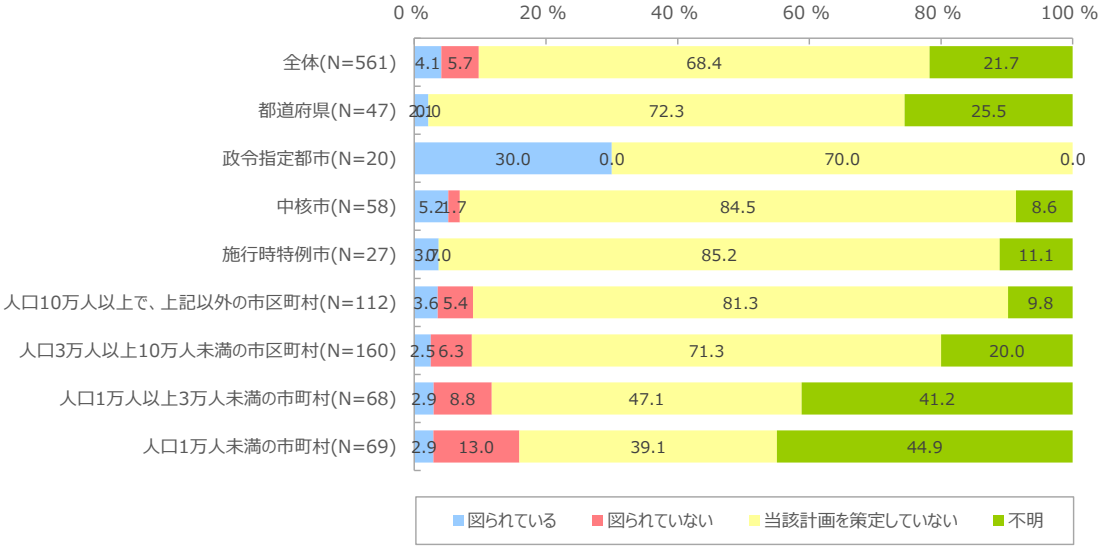

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	23	32	384	122	561
	都道府県	1	0	34	12	47
	政令指定都市	6	0	14	0	20
	中核市	3	1	49	5	58
	施行時特例市	1	0	23	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	6	91	11	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	10	114	32	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	32	28	68
	人口1万人未満の市町村	2	9	27	31	69
比率	全体(N=561)	4.1	5.7	68.4	21.7	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	72.3	25.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	0.0	70.0	0.0	
	中核市(N=58)	5.2	1.7	84.5	8.6	
	施行時特例市(N=27)	3.7	0.0	85.2	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	3.6	5.4	81.3	9.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	2.5	6.3	71.3	20.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	8.8	47.1	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	13.0	39.1	44.9	

⑩環境未来都市計画

区域施策編を策定済みの団体において、環境未来都市計画を策定していない団体が全体の 72.2%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 0.7%である。

図表 331　区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑩環境未来都市計画【団体区分別】

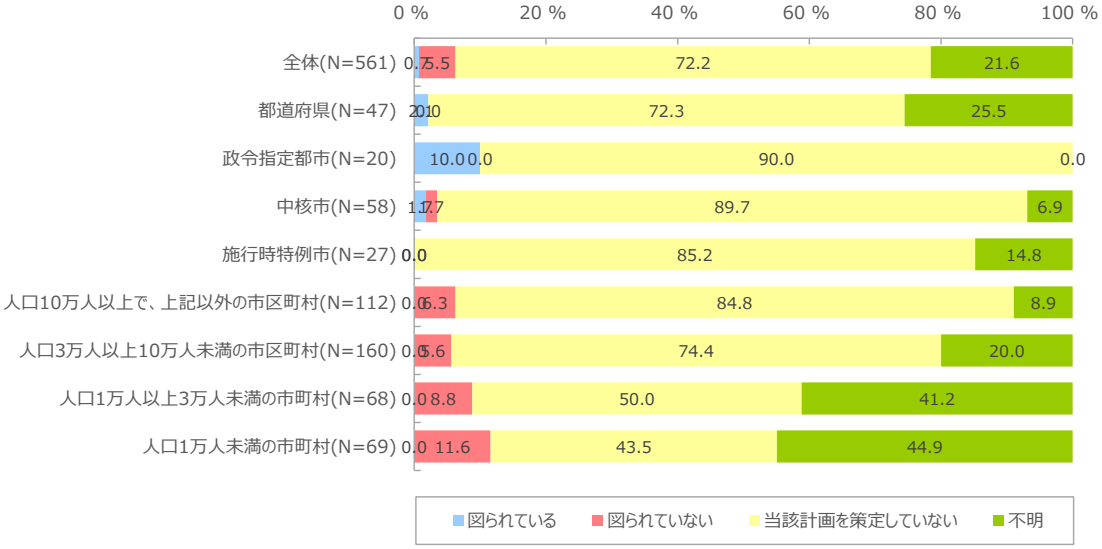

		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	4	31	405	121	561
	都道府県	1	0	34	12	47
	政令指定都市	2	0	18	0	20
	中核市	1	1	52	4	58
	施行時特例市	0	0	23	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	7	95	10	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	9	119	32	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	6	34	28	68
	人口1万人未満の市町村	0	8	30	31	69
比率	全体(N=561)	0.7	5.5	72.2	21.6	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	72.3	25.5	
	政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	90.0	0.0	
	中核市(N=58)	1.7	1.7	89.7	6.9	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	85.2	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	0.0	6.3	84.8	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.0	5.6	74.4	20.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	0.0	8.8	50.0	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	0.0	11.6	43.5	44.9	

１５） 他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）の地球温暖化対策との調和・連携の状況

区域施策編を策定済みの団体において、他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携が「図られている。」と回答した団体は全体の 35.3%である。

図表 332　他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況

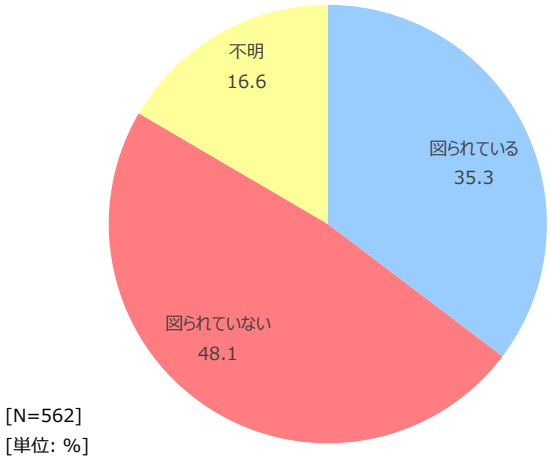

地方公共団体の区分別に見ると、「図られている。」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 333　他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況【団体区分別】

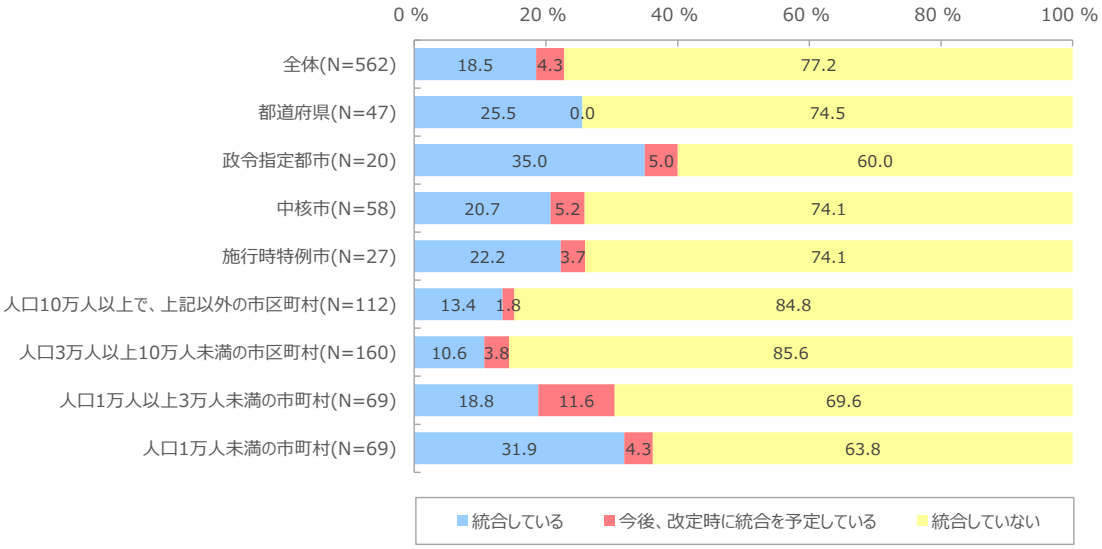

		統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	合計
全体	全体	104	24	434	562
	都道府県	12	0	35	47
	政令指定都市	7	1	12	20
	中核市	12	3	43	58
	施行時特例市	6	1	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	2	95	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	6	137	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	8	48	69
	人口1万人未満の市町村	22	3	44	69
比率	全体(N=562)	18.5	4.3	77.2	
	都道府県(N=47)	25.5	0.0	74.5	
	政令指定都市(N=20)	35.0	5.0	60.0	
	中核市(N=58)	20.7	5.2	74.1	
	施行時特例市(N=27)	22.2	3.7	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	13.4	1.8	84.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	10.6	3.8	85.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	18.8	11.6	69.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	31.9	4.3	63.8	

（３）実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み

１）　区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（55.1%）が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」（47.7%）、「地球温暖化対策地域協議会」（12.9%）と続く。

図表 334　区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

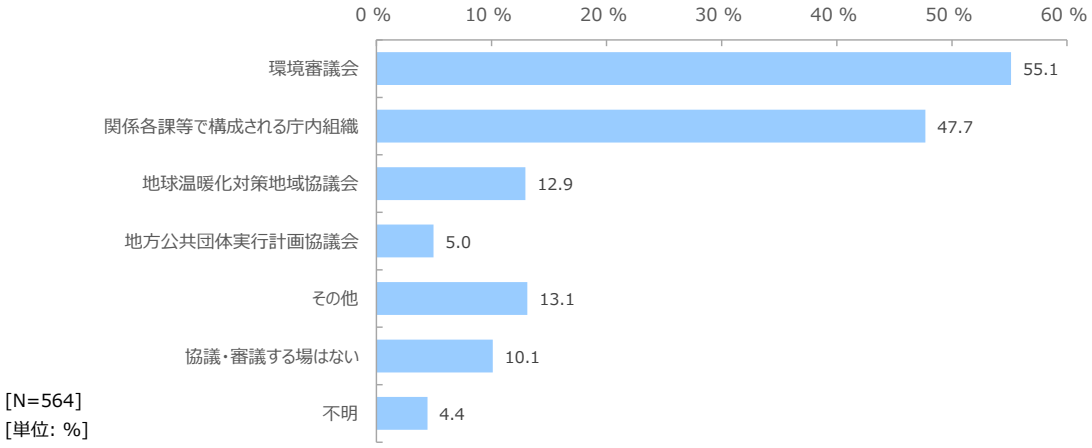

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県及び人口３万人以上の市町村（特別区含む。）では「環境審議会」を選択した団体が多い。

図表 335　区域施策編の進捗管理を協議・審議する場【団体区分別】

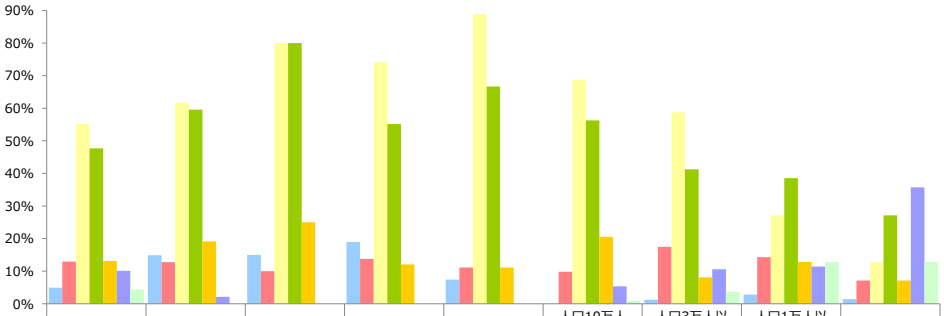

[単位：%]	全体 (N=564)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=70)	人口1万人未満の市町村 (N=70)
地方公共団体実行計画協議会	5.0	14.9	15.0	19.0	7.4	0.0	1.3	2.9	1.4
地球温暖化対策地域協議会	12.9	12.8	10.0	13.8	11.1	9.8	17.5	14.3	7.1
環境審議会	55.1	61.7	80.0	74.1	88.9	68.8	58.8	27.1	12.9
関係各課等で構成される庁内組織	47.7	59.6	80.0	55.2	66.7	56.3	41.3	38.6	27.1
その他	13.1	19.1	25.0	12.1	11.1	20.5	8.1	12.9	7.1
協議・審議する場はない	10.1	2.1	0.0	0.0	0.0	5.4	10.6	11.4	35.7
不明	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	3.8	12.9	12.9

		地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策地域協議会	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
回答数	全体	28	73	311	269	74	57	25	564
	都道府県	7	6	29	28	9	1	0	47
	政令指定都市	3	2	16	16	5	0	0	20
	中核市	11	8	43	32	7	0	0	58
	施行時特例市	2	3	24	18	3	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	77	63	23	6	1	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	28	94	66	13	17	6	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	19	27	9	8	9	70
	人口1万人未満の市町村	1	5	9	19	5	25	9	70
比率（%）	全体(N=564)	5.0	12.9	55.1	47.7	13.1	10.1	4.4	
	都道府県(N=47)	14.9	12.8	61.7	59.6	19.1	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	80.0	80.0	25.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	19.0	13.8	74.1	55.2	12.1	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	7.4	11.1	88.9	66.7	11.1	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	0.0	9.8	68.8	56.3	20.5	5.4	0.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	1.3	17.5	58.8	41.3	8.1	10.6	3.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	2.9	14.3	27.1	38.6	12.9	11.4	12.9	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	1.4	7.1	12.9	27.1	7.1	35.7	12.9	

２） 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場のメンバーとしては、「環境審議会」（53.6%）が最も多く、「部局内担当者」（49.8%）、「庁内の関係部局担当者」（48.6%）、「外部の学識経験者」（37.2%）、「住民代表」（36.5%）と続く。

図表 336　区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー

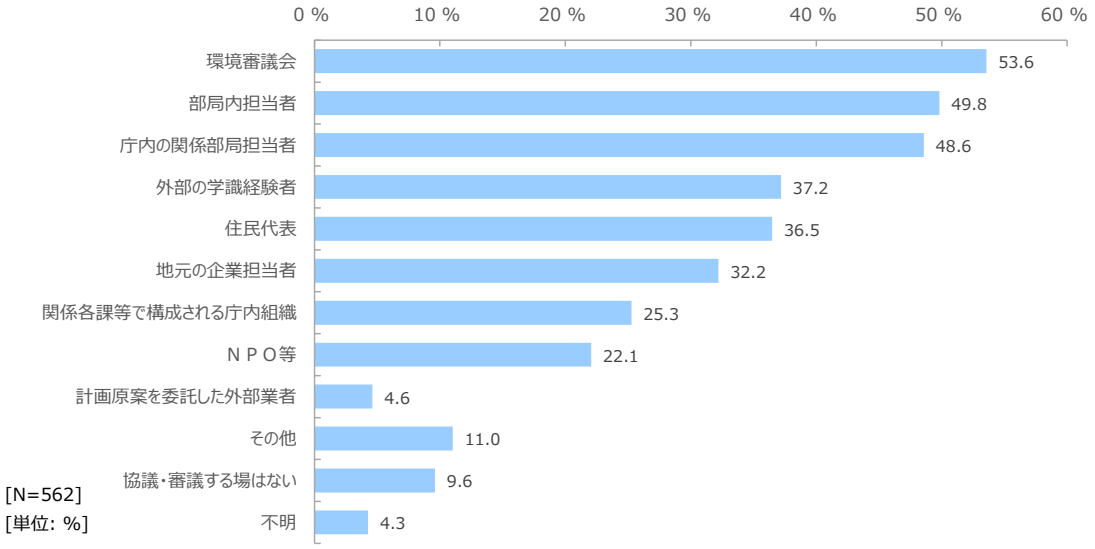

地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村では「環境審議会」を選択した団体の割合よりも、「庁内の関係部局担当者」「部局内担当者」を選択した団体の割合の方が高くなる。

図表 337　区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー【団体区分別】

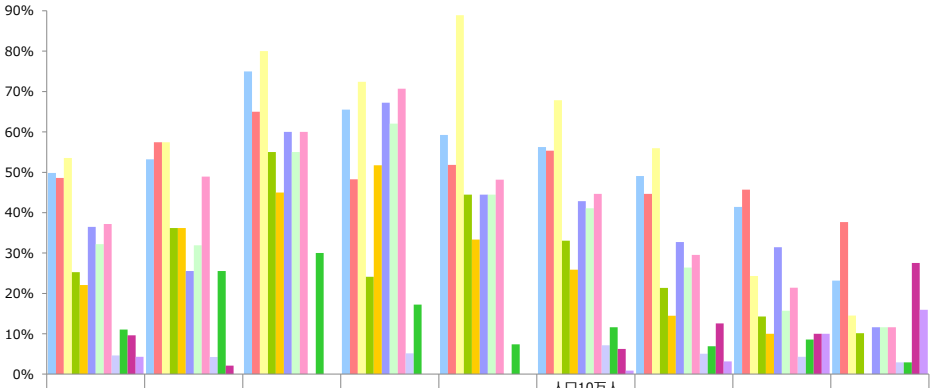

[単位：%]

	全体 (N=562)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=70)	人口1万人未満の市町村 (N=69)
部局内担当者	49.8	53.2	75.0	65.5	59.3	56.3	49.1	41.4	23.2
庁内の関係部局担当者	48.6	57.4	65.0	48.3	51.9	55.4	44.7	45.7	37.7
環境審議会	53.6	57.4	80.0	72.4	88.9	67.9	56.0	24.3	14.5
関係各課等で構成される庁内組織	25.3	36.2	55.0	24.1	44.4	33.0	21.4	14.3	10.1
ＮＰＯ等	22.1	36.2	45.0	51.7	33.3	25.9	14.5	10.0	0.0
住民代表	36.5	25.5	60.0	67.2	44.4	42.9	32.7	31.4	11.6
地元の企業担当者	32.2	31.9	55.0	62.1	44.4	41.1	26.4	15.7	11.6
外部の学識経験者	37.2	48.9	60.0	70.7	48.1	44.6	29.6	21.4	11.6
計画原案を委託した外部業者	4.6	4.3	0.0	5.2	0.0	7.1	5.0	4.3	2.9
その他	11.0	25.5	30.0	17.2	7.4	11.6	6.9	8.6	2.9
協議・審議する場はない	9.6	2.1	0.0	0.0	0.0	6.3	12.6	10.0	27.5
不明	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	3.1	10.0	15.9

		部局内担当者	庁内の関係部局担当者	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	ＮＰＯ等	住民代表	地元の企業担当者	外部の学識経験者	計画原案を委託した外部業者	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
回答数	全体	280	273	301	142	124	205	181	209	26	62	54	24	562
	都道府県	25	27	27	17	17	12	15	23	2	12	1	0	47
	政令指定都市	15	13	16	11	9	12	11	12	0	6	0	0	20
	中核市	38	28	42	14	30	39	36	41	3	10	0	0	58
	施行時特例市	16	14	24	12	9	12	12	13	0	2	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	63	62	76	37	29	48	46	50	8	13	7	1	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	78	71	89	34	23	52	42	47	8	11	20	5	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	29	32	17	10	7	22	11	15	3	6	7	7	70
	人口1万人未満の市町村	16	26	10	7	0	8	8	8	2	2	19	11	69
比率（%）	全体(N=562)	49.8	48.6	53.6	25.3	22.1	36.5	32.2	37.2	4.6	11.0	9.6	4.3	
	都道府県(N=47)	53.2	57.4	57.4	36.2	36.2	25.5	31.9	48.9	4.3	25.5	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	75.0	65.0	80.0	55.0	45.0	60.0	55.0	60.0	0.0	30.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	65.5	48.3	72.4	24.1	51.7	67.2	62.1	70.7	5.2	17.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	59.3	51.9	88.9	44.4	33.3	44.4	44.4	48.1	0.0	7.4	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	56.3	55.4	67.9	33.0	25.9	42.9	41.1	44.6	7.1	11.6	6.3	0.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	49.1	44.7	56.0	21.4	14.5	32.7	26.4	29.6	5.0	6.9	12.6	3.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	41.4	45.7	24.3	14.3	10.0	31.4	15.7	21.4	4.3	8.6	10.0	10.0	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	23.2	37.7	14.5	10.1	0.0	11.6	11.6	11.6	2.9	2.9	27.5	15.9	

（４）区域施策に関する吸収源対策の取組状況

１）　吸収源対策の取組状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」に取り組んでいる団体は 26.6%（、「森林吸収源対策」に取り組んでいる団体は 21.3%、「農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいる団体は 5.1%である。

図表 338　吸収源対策の取組状況（全団体）

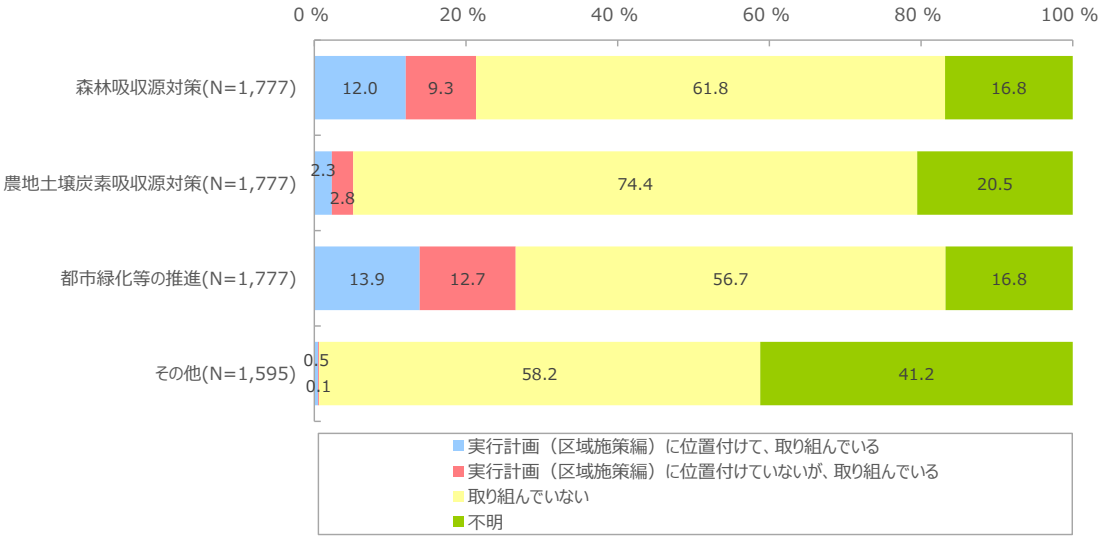

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体においては、「都市緑化等の推進」については全体の 61.6%（昨年度 48.2%から 13.4%増加）が、「森林吸収源対策」については全体の 50.3%（昨年度 41.1%から 9.2%増加）が、区域施策編に位置づけて取り組んでいる。

図表 339　吸収源対策の取組状況（区域施策編策定済団体のみ）

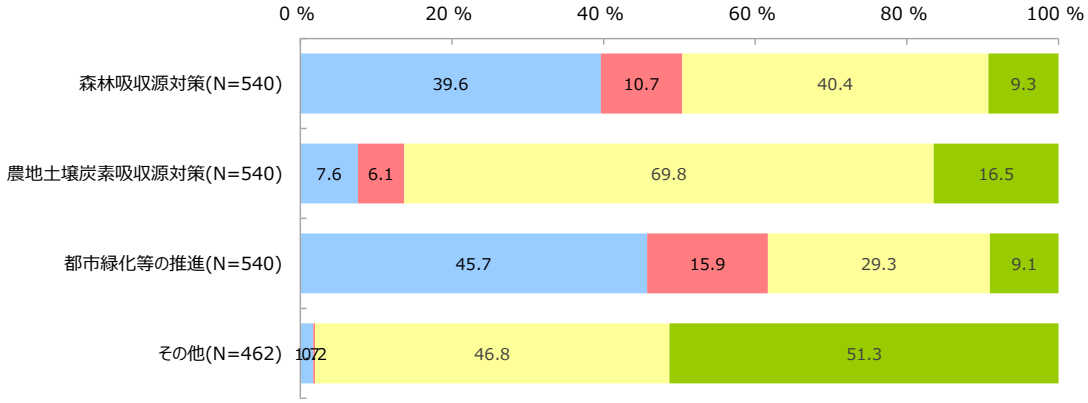

①森林吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「森林吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 12.0%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 340　吸収源対策の取組状況①森林吸収源対策
【団体区分別】

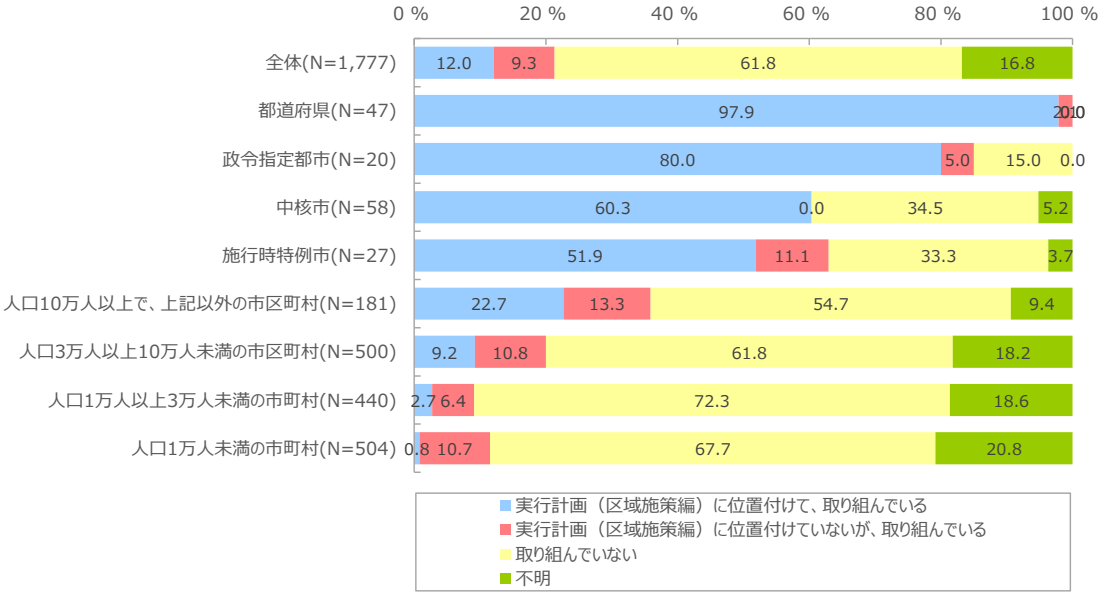

		実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる	実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	214	165	1,099	299	1,777
	都道府県	46	1	0	0	47
	政令指定都市	16	1	3	0	20
	中核市	35	0	20	3	58
	施行時特例市	14	3	9	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	41	24	99	17	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	46	54	309	91	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	28	318	82	440
	人口1万人未満の市町村	4	54	341	105	504
比率	全体(N=1,777)	12.0	9.3	61.8	16.8	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	80.0	5.0	15.0	0.0	
	中核市(N=58)	60.3	0.0	34.5	5.2	
	施行時特例市(N=27)	51.9	11.1	33.3	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	22.7	13.3	54.7	9.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	9.2	10.8	61.8	18.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	2.7	6.4	72.3	18.6	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.8	10.7	67.7	20.8	

②農地土壌炭素吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「農地土壌炭素吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 2.3%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 341　吸収源対策の取組状況　②農地土壌炭素吸収源対策
【団体区分別】

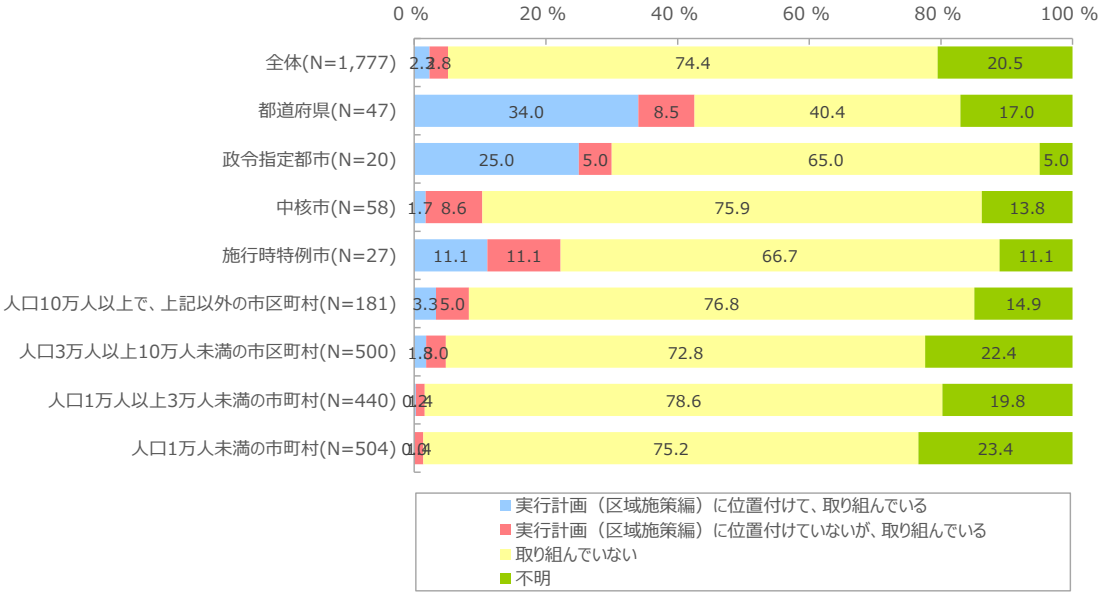

		実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる	実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	41	50	1,322	364	1,777
	都道府県	16	4	19	8	47
	政令指定都市	5	1	13	1	20
	中核市	1	5	44	8	58
	施行時特例市	3	3	18	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	9	139	27	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	15	364	112	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	6	346	87	440
	人口1万人未満の市町村	0	7	379	118	504
比率	全体(N=1,777)	2.3	2.8	74.4	20.5	
	都道府県(N=47)	34.0	8.5	40.4	17.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	65.0	5.0	
	中核市(N=58)	1.7	8.6	75.9	13.8	
	施行時特例市(N=27)	11.1	11.1	66.7	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.3	5.0	76.8	14.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.8	3.0	72.8	22.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.2	1.4	78.6	19.8	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.0	1.4	75.2	23.4	

③都市緑化等の推進

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 13.9%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 342　吸収源対策の取組状況　③都市緑化等の推進
【団体区分別】

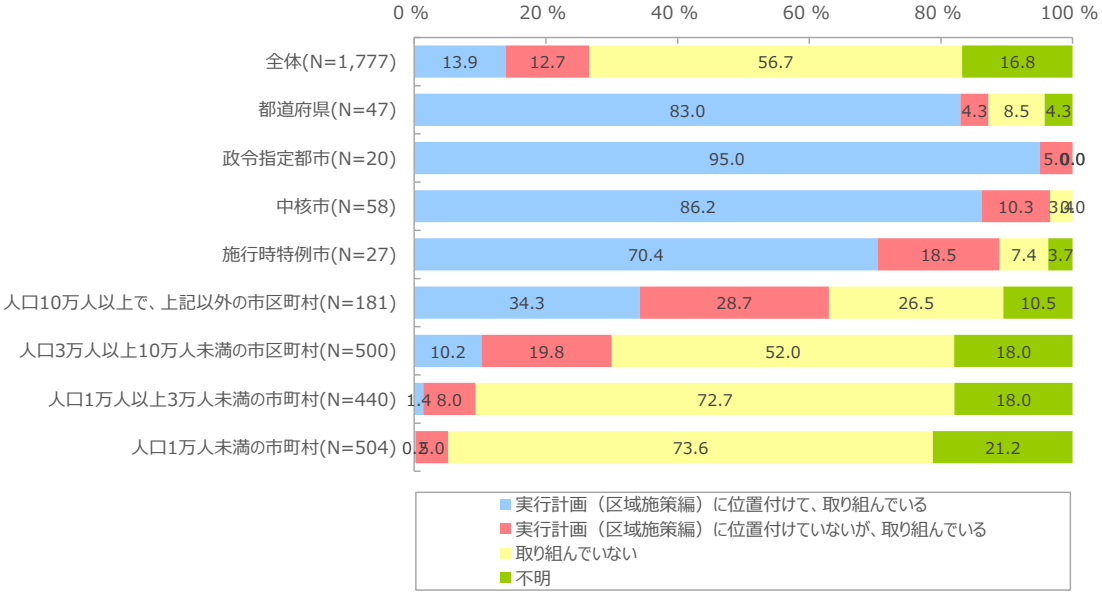

		実行計画（区域施策編）に位置付けて、取り組んでいる	実行計画（区域施策編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	247	225	1,007	298	1,777
	都道府県	39	2	4	2	47
	政令指定都市	19	1	0	0	20
	中核市	50	6	2	0	58
	施行時特例市	19	5	2	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	62	52	48	19	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	51	99	260	90	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	35	320	79	440
	人口1万人未満の市町村	1	25	371	107	504
比率	全体(N=1,777)	13.9	12.7	56.7	16.8	
	都道府県(N=47)	83.0	4.3	8.5	4.3	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	86.2	10.3	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=27)	70.4	18.5	7.4	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	34.3	28.7	26.5	10.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	10.2	19.8	52.0	18.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	1.4	8.0	72.7	18.0	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	5.0	73.6	21.2	

（５）国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況

１）　再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は 9.2%、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.6%である。

図表 343　再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置（全団体）

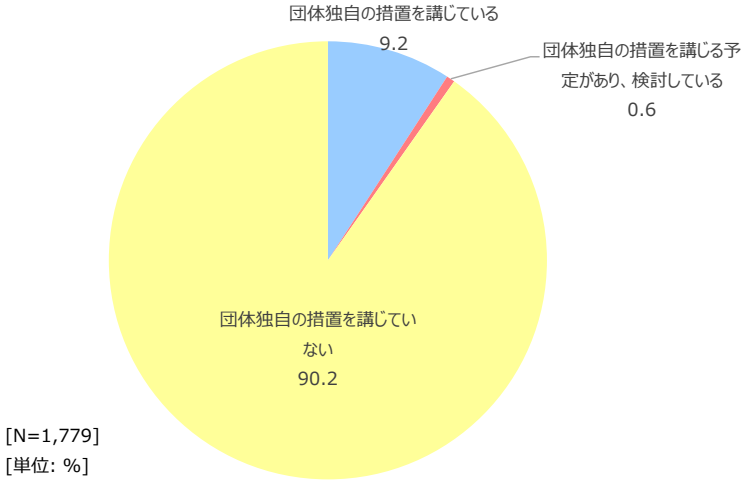

	団体独自の措置を講じている	団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	団体独自の措置を講じていない	合計
全体	163	11	1,605	1,779
比率（%）	9.2	0.6	90.2	

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は 12.2%、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.7%である。

図表 344　再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置
（区域施策編策定済団体のみ）

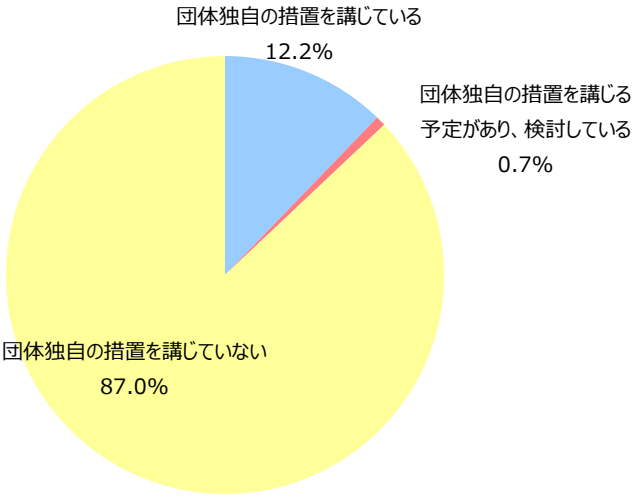

[N=540]
[単位：%」

	団体独自の措置を講じている	団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	団体独自の措置を講じていない	合計
全体	66	4	470	540
比率	12.2 %	0.7 %	87.0 %	100.0 %

図表 345　再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置【団体区分別】

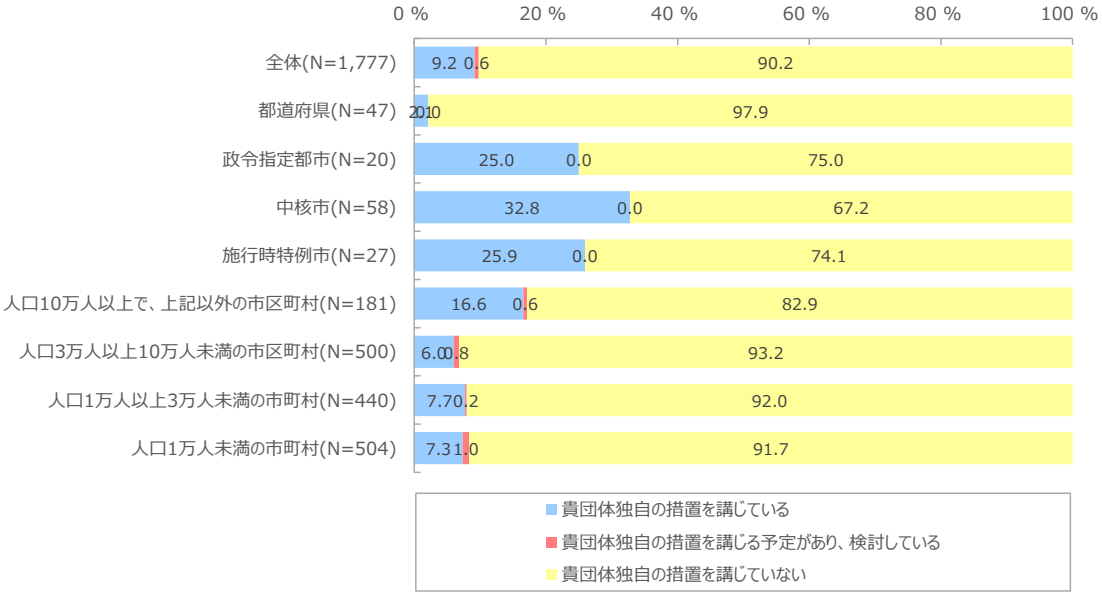

		貴団体独自の措置を講じている	貴団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	貴団体独自の措置を講じていない	合計
全体	全体	163	11	1,603	1,777
	都道府県	1	0	46	47
	政令指定都市	5	0	15	20
	中核市	19	0	39	58
	施行時特例市	7	0	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	30	1	150	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	4	466	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	34	1	405	440
	人口1万人未満の市町村	37	5	462	504
比率	全体(N=1,777)	9.2	0.6	90.2	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	97.9	
	政令指定都市(N=20)	25.0	0.0	75.0	
	中核市(N=58)	32.8	0.0	67.2	
	施行時特例市(N=27)	25.9	0.0	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	16.6	0.6	82.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	6.0	0.8	93.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	7.7	0.2	92.0	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	7.3	1.0	91.7	

２） 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は 4.3%、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.3%である。

図表 346　地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置（全団体）

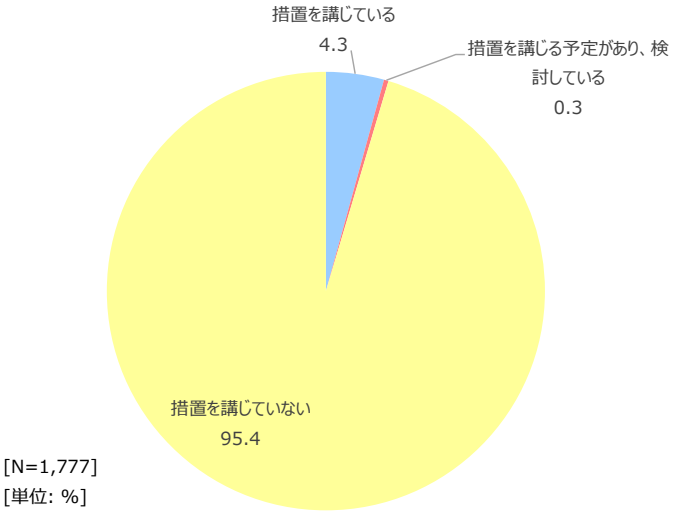

	措置を講じている	措置を講じる予定があり、検討している	措置を講じていない	合計
全体	76	6	1,695	1,777
比率（%）	4.3	0.3	95.4	

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は 14.2%（昨年度の 15.2%から 1.0%減少）、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.8%（昨年度の 1.8%から 1.0%減少）である。

図表 347　地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
（区域施策編策定済団体のみ）

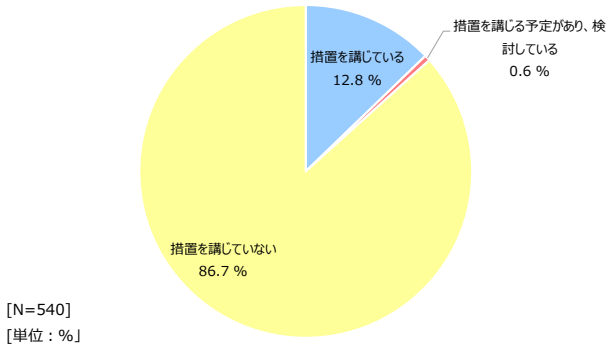

	措置を講じている	措置を講じる予定があり、検討している	措置を講じていない	合計
全体	69	3	468	540
比率	12.8 %	0.6 %	86.7 %	100.0 %

図表 348　地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置【団体区分別】

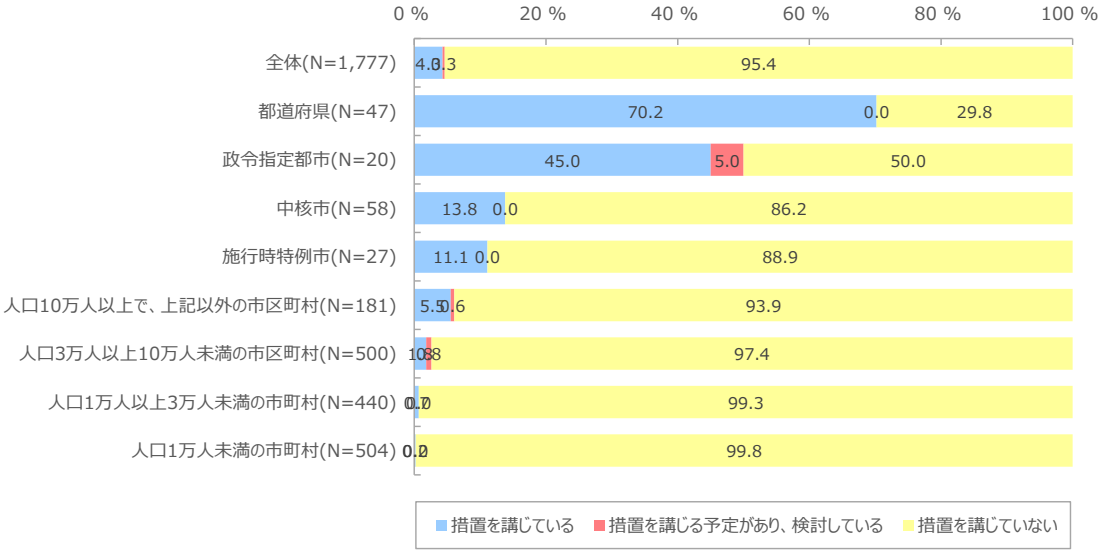

		措置を講じている	措置を講じる予定があり、検討している	措置を講じていない	合計
全体	全体	76	6	1,695	1,777
	都道府県	33	0	14	47
	政令指定都市	9	1	10	20
	中核市	8	0	50	58
	施行時特例市	3	0	24	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	1	170	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	4	487	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	437	440
	人口1万人未満の市町村	1	0	503	504
比率	全体(N=1,777)	4.3	0.3	95.4	
	都道府県(N=47)	70.2	0.0	29.8	
	政令指定都市(N=20)	45.0	5.0	50.0	
	中核市(N=58)	13.8	0.0	86.2	
	施行時特例市(N=27)	11.1	0.0	88.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	5.5	0.6	93.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.8	0.8	97.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.7	0.0	99.3	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	0.0	99.8	

３） 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」（2.3%）、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。」（1.9%）、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」（0.8%）、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」（0.8%）とまだ多くはない。ただし、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体が全体の 13.2%（昨年度の 12.8%より 0.4%増加）あり、今後の普及が期待される。

図表 349　事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況（全団体）

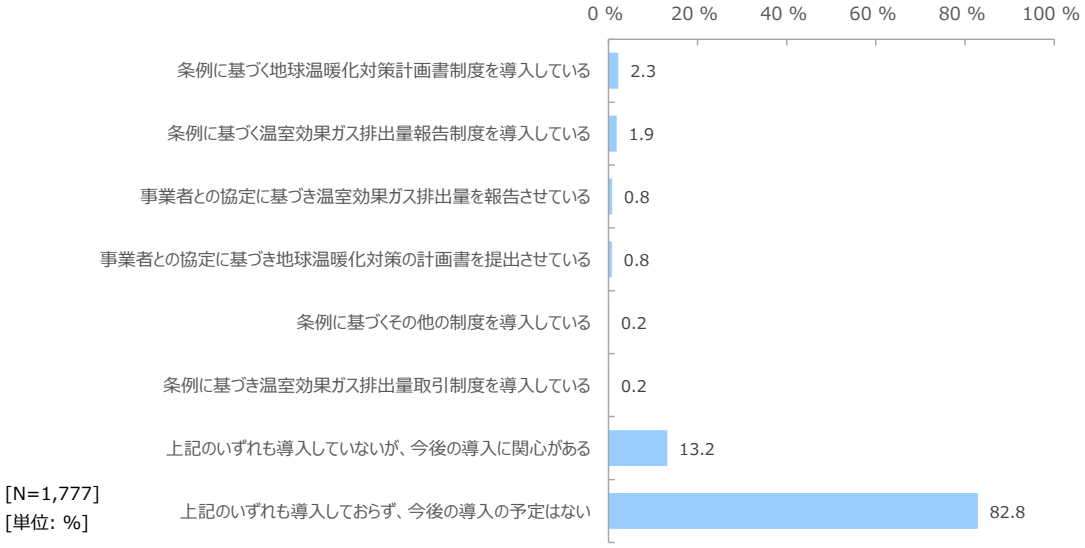

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」が 7.0%、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している」が 5.9%、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」が 2.2%、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」が 1.9%となっている。

また、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体は全体の 17.8%である。

図表 350　事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
（区域施策編策定済団体のみ）

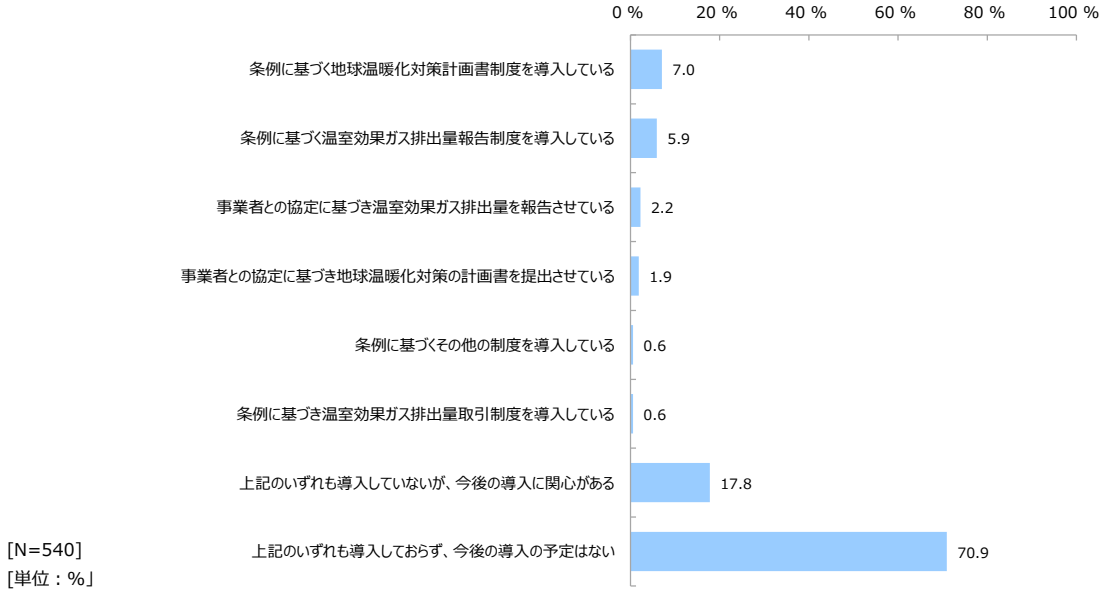

地方公共団体の区分別に見ると、事業者に対して報告を求める仕組みを導入している団体は、都道府県及び政令指定都市に多い。

図表 351　事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況【団体区分別】

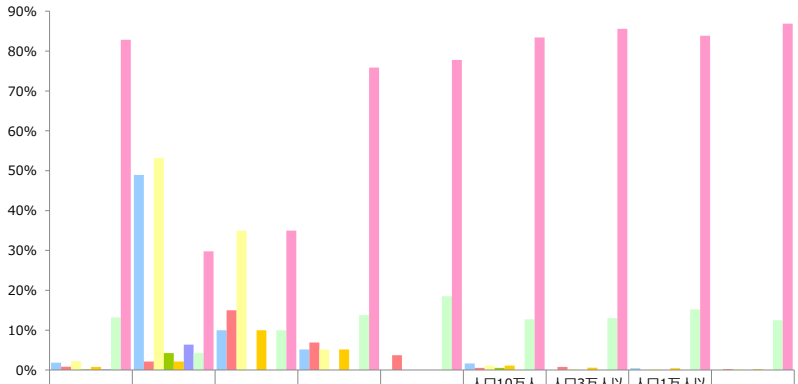

[単位：%]	全体 (N=1,777)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=440)	人口1万人未満の市町村 (N=504)
条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している	1.9	48.9	10.0	5.2	0.0	1.7	0.0	0.5	0.0
事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている	0.8	2.1	15.0	6.9	3.7	0.6	0.8	0.0	0.2
条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している	2.3	53.2	35.0	5.2	0.0	1.1	0.2	0.2	0.2
条例に基づくその他の制度を導入している	0.2	4.3	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている	0.8	2.1	10.0	5.2	0.0	1.1	0.6	0.5	0.2
条例に基づき温室効果ガス排出量取引制度を導入している	0.2	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	13.2	4.3	10.0	13.8	18.5	12.7	13.0	15.2	12.5
上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない	82.8	29.8	35.0	75.9	77.8	83.4	85.6	83.9	86.9

		条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している	条例に基づくその他の制度を導入している	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている	条例に基づき温室効果ガス排出量取引制度を導入している	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない	合計
回答数	全体	33	15	40	3	14	3	235	1,472	1,777
	都道府県	23	1	25	2	1	3	2	14	47
	政令指定都市	2	3	7	0	2	0	2	7	20
	中核市	3	4	3	0	3	0	8	44	58
	施行時特例市	0	1	0	0	0	0	5	21	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	1	2	1	2	0	23	151	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	4	1	0	3	0	65	428	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	1	0	2	0	67	369	440
	人口1万人未満の市町村	0	1	1	0	1	0	63	438	504
比率（%）	全体(N=1,777)	1.9	0.8	2.3	0.2	0.8	0.2	13.2	82.8	
	都道府県(N=47)	48.9	2.1	53.2	4.3	2.1	6.4	4.3	29.8	
	政令指定都市(N=20)	10.0	15.0	35.0	0.0	10.0	0.0	10.0	35.0	
	中核市(N=58)	5.2	6.9	5.2	0.0	5.2	0.0	13.8	75.9	
	施行時特例市(N=27)	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	18.5	77.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	1.7	0.6	1.1	0.6	1.1	0.0	12.7	83.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.0	0.8	0.2	0.0	0.6	0.0	13.0	85.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.5	0.0	0.2	0.0	0.5	0.0	15.2	83.9	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.0	12.5	86.9	

４） 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市･地域づくりの推進として取り組んでいるもの

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」（22.1%）が最も多く、「公共交通網の再構築」（11.5%）、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」（10.7%）と続く。

図表 352　地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（全団体）

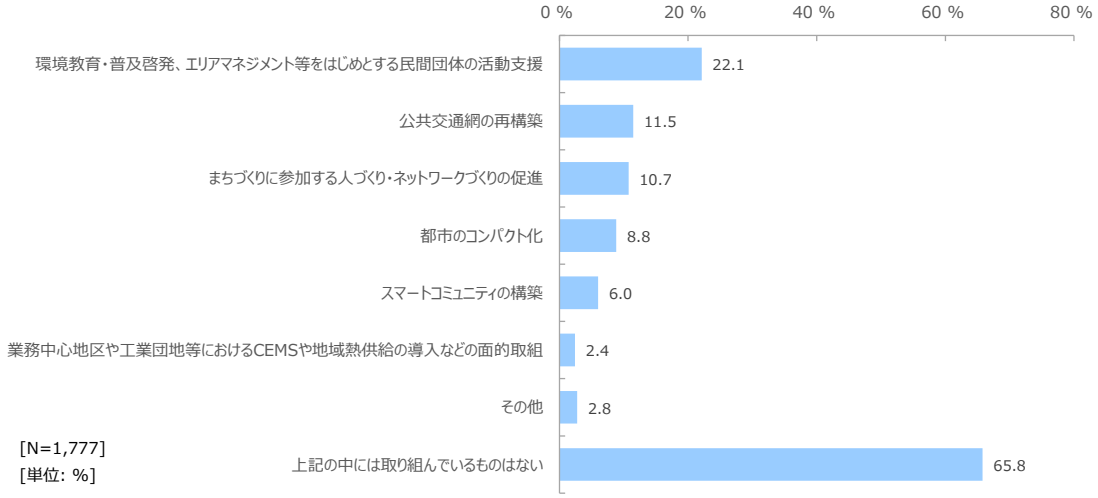

	業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	都市のコンパクト化	公共交通網の再構築	スマートコミュニティの構築	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
全体	43	157	204	107	191	393	49	1,169	1,777
比率（%）	2.4	8.8	11.5	6.0	10.7	22.1	2.8	65.8	

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が 47.2%と最も多く、「公共交通網の再構築」が 23.0%、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」が 21.3%、「都市のコンパクト化」が 20.2%と多くなっている。

図表 353　地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（区域施策編策定済団体のみ）

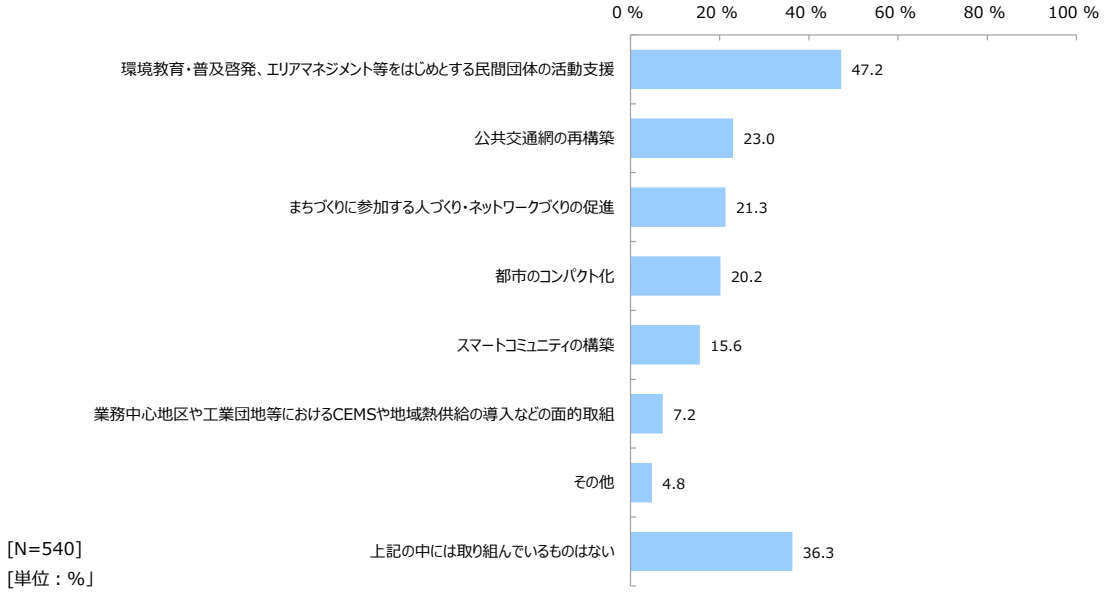

	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	公共交通網の再構築	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	都市のコンパクト化	スマートコミュニティの構築	業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
全体	255	124	115	109	84	39	26	196	540
比率	47.2	23.0	21.3	20.2	15.6	7.2	4.8	36.3	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体の多くが、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために何らかの取組を行っている。政令指定都市は他の区分に比べて「スマートコミュニティの構築」に取り組んでいる団体の割合が高い点が特徴的である。

図表 354　地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの【団体区分別】

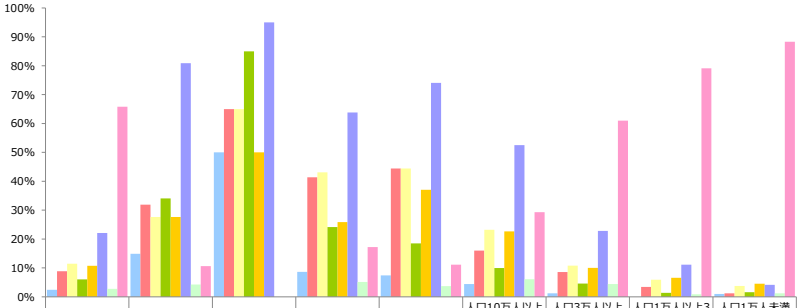

[単位：%]

	全体(N=1,777)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	人口1万人未満の市町村(N=504)
業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	2.4	14.9	50.0	8.6	7.4	4.4	1.2	0.0	1.0
都市のコンパクト化	8.8	31.9	65.0	41.4	44.4	16.0	8.6	3.4	1.2
公共交通網の再構築	11.5	27.7	65.0	43.1	44.4	23.2	10.8	5.9	3.8
スマートコミュニティの構築	6.0	34.0	85.0	24.1	18.5	9.9	4.6	1.4	1.6
まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	10.7	27.7	50.0	25.9	37.0	22.7	10.0	6.6	4.6
環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	22.1	80.9	95.0	63.8	74.1	52.5	22.8	11.1	4.2
その他	2.8	4.3	0.0	5.2	3.7	6.1	4.4	0.9	1.2
上記の中には取り組んでいるものはない	65.8	10.6	0.0	17.2	11.1	29.3	61.0	79.1	88.3

		業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	都市のコンパクト化	公共交通網の再構築	スマートコミュニティの構築	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
回答数	全体	43	157	204	107	191	393	49	1,169	1,777
	都道府県	7	15	13	16	13	38	2	5	47
	政令指定都市	10	13	13	17	10	19	0	0	20
	中核市	5	24	25	14	15	37	3	10	58
	施行時特例市	2	12	12	5	10	20	1	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	29	42	18	41	95	11	53	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	43	54	23	50	114	22	305	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	15	26	6	29	49	4	348	440
	人口1万人未満の市町村	5	6	19	8	23	21	6	445	504
比率（%）	全体(N=1,777)	2.4	8.8	11.5	6.0	10.7	22.1	2.8	65.8	
	都道府県(N=47)	14.9	31.9	27.7	34.0	27.7	80.9	4.3	10.6	
	政令指定都市(N=20)	50.0	65.0	65.0	85.0	50.0	95.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	8.6	41.4	43.1	24.1	25.9	63.8	5.2	17.2	
	施行時特例市(N=27)	7.4	44.4	44.4	18.5	37.0	74.1	3.7	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	4.4	16.0	23.2	9.9	22.7	52.5	6.1	29.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.2	8.6	10.8	4.6	10.0	22.8	4.4	61.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.0	3.4	5.9	1.4	6.6	11.1	0.9	79.1	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	1.0	1.2	3.8	1.6	4.6	4.2	1.2	88.3	

５） 他の地方公共団体との広域的な協調･連携による地球温暖化対策に資する施策や事業

①取組状況

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は 7.0%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 2.0%である。

図表 355　他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(全団体)

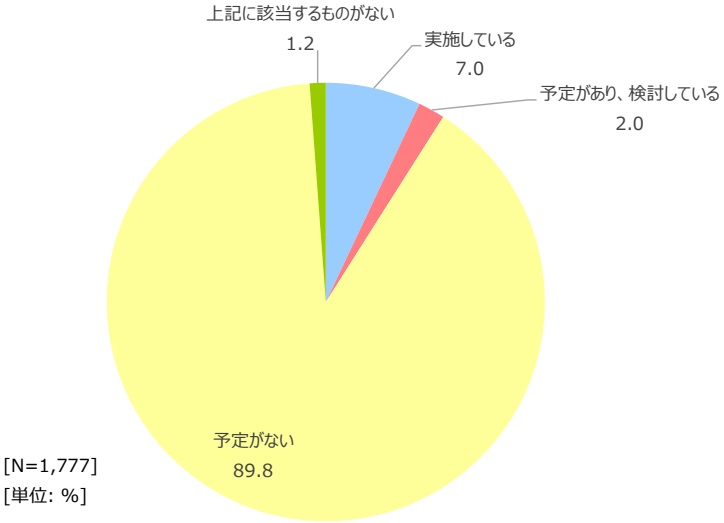

	実施している	予定があり、検討している	予定がない	上記に該当するものがない	合計
全体	125	35	1,596	21	1,777
比率（%）	7.0	2.0	89.8	1.2	

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は 18.0%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 3.9%である。

図表 356　他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(区域施策編策定済団体のみ)

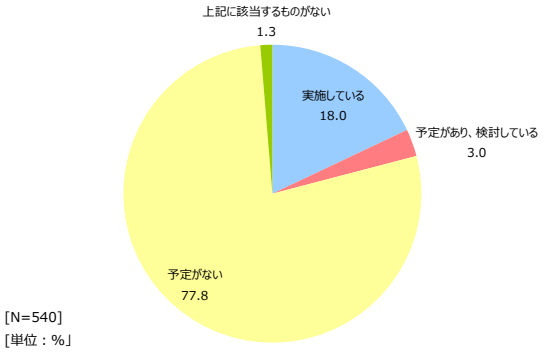

	実施している	予定があり、検討している	予定がない	上記に該当するものがない	合計
全体	97	16	420	7	540
比率（%）	18.0	3.0	77.8	1.3	

地方公共団体の区分別に見ると、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を実施している団体の割合が高いのは都道府県及び政令指定都市である。

図表 357　他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況【団体区分別】

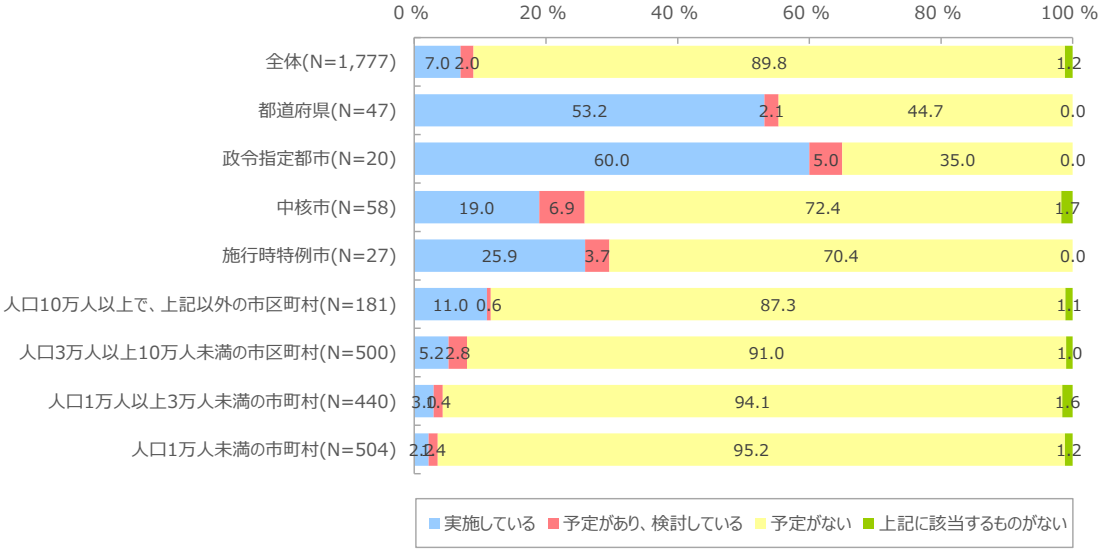

		実施している	予定があり、検討している	予定がない	上記に該当するものがない	合計
全体	全体	125	35	1,596	21	1,777
	都道府県	25	1	21	0	47
	政令指定都市	12	1	7	0	20
	中核市	11	4	42	1	58
	施行時特例市	7	1	19	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	1	158	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	14	455	5	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	6	414	7	440
	人口1万人未満の市町村	11	7	480	6	504
比率	全体(N=1,777)	7.0	2.0	89.8	1.2	
	都道府県(N=47)	53.2	2.1	44.7	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	5.0	35.0	0.0	
	中核市(N=58)	19.0	6.9	72.4	1.7	
	施行時特例市(N=27)	25.9	3.7	70.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	11.0	0.6	87.3	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	5.2	2.8	91.0	1.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	3.0	1.4	94.1	1.6	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	2.2	1.4	95.2	1.2	

②取組内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有」（42.2%）が最も多く、これに「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」（37.5%）が続く。

図表 358　他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容

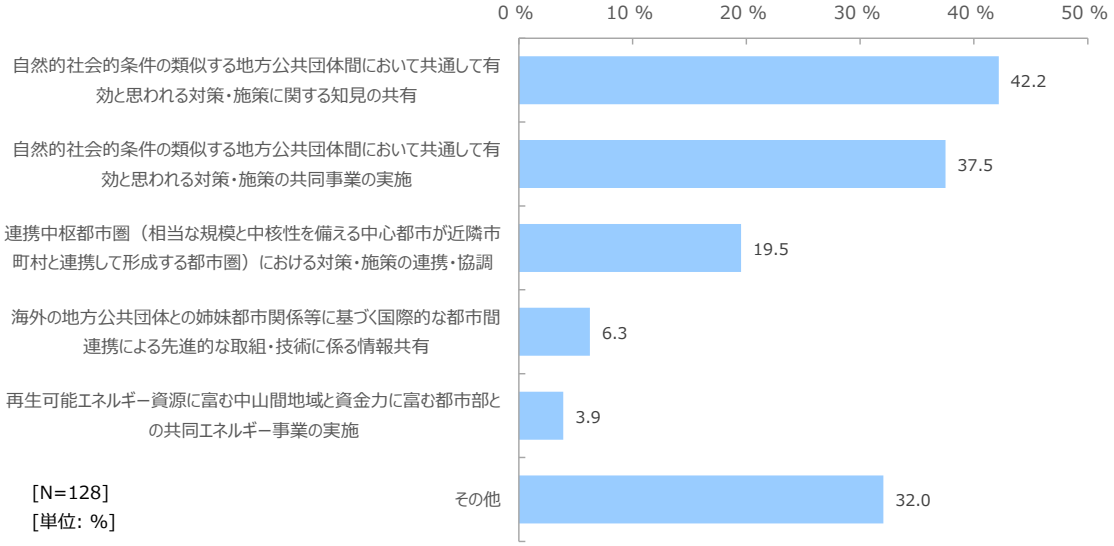

図表 359　他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容【団体区分別】

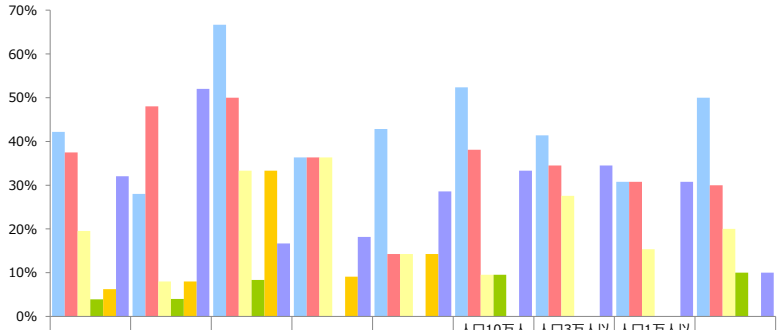

[単位：%]

	全体(N=128)	都道府県(N=25)	政令指定都市(N=12)	中核市(N=11)	施行時特例市(N=7)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=21)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=29)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=13)	人口1万人未満の市町村(N=10)
自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有	42.2	28.0	66.7	36.4	42.9	52.4	41.4	30.8	50.0
自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施	37.5	48.0	50.0	36.4	14.3	38.1	34.5	30.8	30.0
連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調	19.5	8.0	33.3	36.4	14.3	9.5	27.6	15.4	20.0
再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施	3.9	4.0	8.3	0.0	0.0	9.5	0.0	0.0	10.0
海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有	6.3	8.0	33.3	9.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	32.0	52.0	16.7	18.2	28.6	33.3	34.5	30.8	10.0

		自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施	連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調	再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有	その他	合計
回答数	全体	54	48	25	5	8	41	128
	都道府県	7	12	2	1	2	13	25
	政令指定都市	8	6	4	1	4	2	12
	中核市	4	4	4	0	1	2	11
	施行時特例市	3	1	1	0	1	2	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	8	2	2	0	7	21
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	10	8	0	0	10	29
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	4	2	0	0	4	13
	人口1万人未満の市町村	5	3	2	1	0	1	10
比率（%）	全体(N=128)	42.2	37.5	19.5	3.9	6.3	32.0	
	都道府県(N=25)	28.0	48.0	8.0	4.0	8.0	52.0	
	政令指定都市(N=12)	66.7	50.0	33.3	8.3	33.3	16.7	
	中核市(N=11)	36.4	36.4	36.4	0.0	9.1	18.2	
	施行時特例市(N=7)	42.9	14.3	14.3	0.0	14.3	28.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=21)	52.4	38.1	9.5	9.5	0.0	33.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=29)	41.4	34.5	27.6	0.0	0.0	34.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=13)	30.8	30.8	15.4	0.0	0.0	30.8	
	人口1万人未満の市町村(N=10)	50.0	30.0	20.0	10.0	0.0	10.0	

（６）地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

１）　「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

都道府県において、「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」（60.4%）が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」（56.3%）、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」（50.0%）と続く。

図表 360　「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

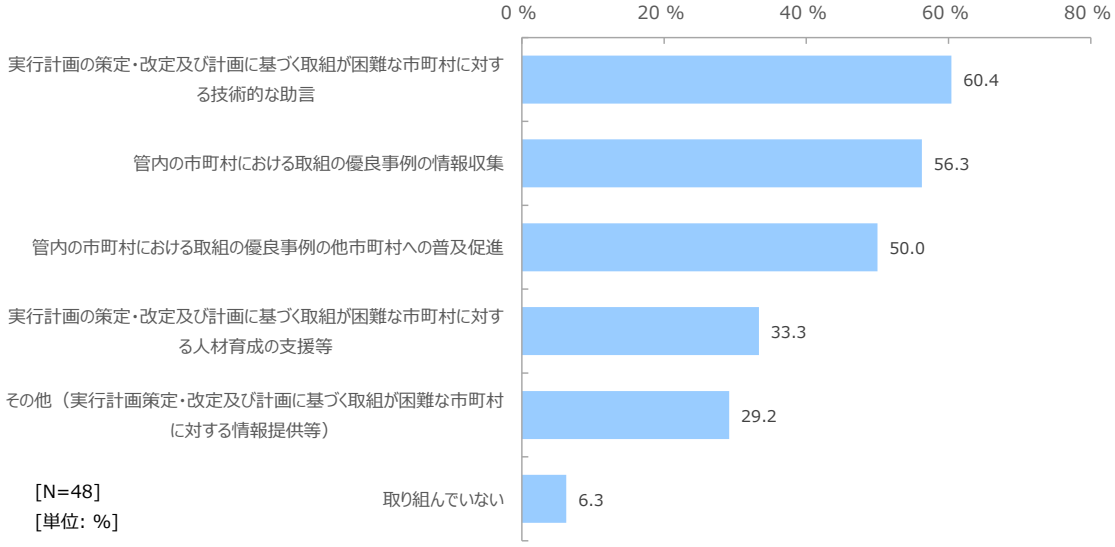

	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等）	取り組んでいない	合計
全体	27	24	29	16	14	3	48
比率（%）	56.3	50.0	60.4	33.3	29.2	6.3	

２） 市町村に対する支援を行う際の課題

市町村（特別区含む。）に対する支援を行っていると回答した都道府県において、支援を行う際の課題としては、「知識・情報が足りない。」（46.7%）が最も多く、「日常業務で忙しく、時間をとることができない。」（44.4%）、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）。」（44.4%）、と続く。

図表 361　市町村に対する支援を行う際の課題

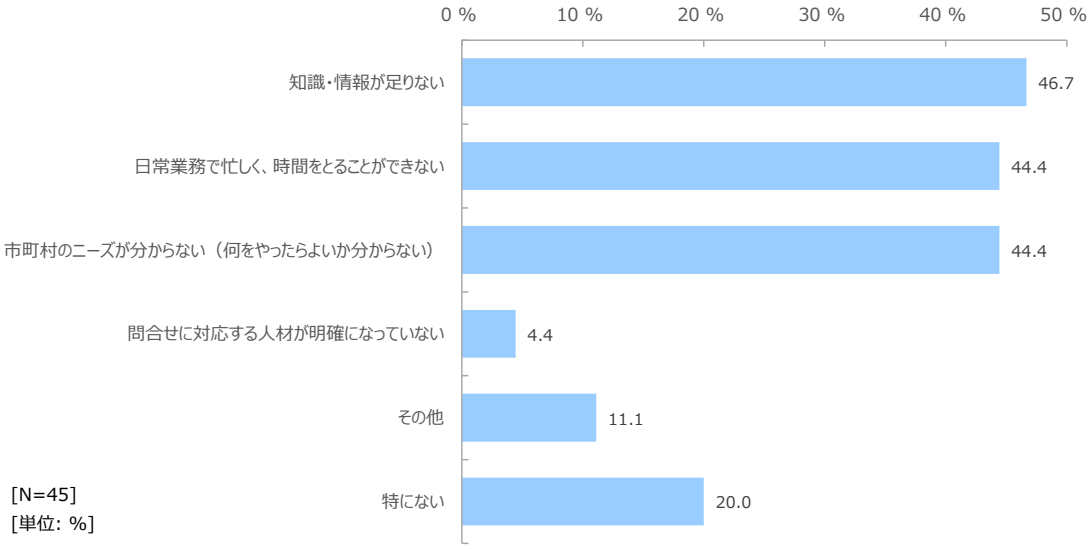

	日常業務で忙しく、時間をとることができない	知識・情報が足りない	問合せに対応する人材が明確になっていない	市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）	その他	特にない	合計
全体	20	21	2	20	5	9	45
比率（%）	44.4	46.7	4.4	44.4	11.1	20.0	

（７）実行計画（区域施策編）の点検の実施状況

１）　区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握

区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」団体が 51.2%と過半数を超えている。「毎年ではないが、定期的に実施している。」団体（5.5%）を合わせ、６割弱の団体が点検を実施している。

図表 362　区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握

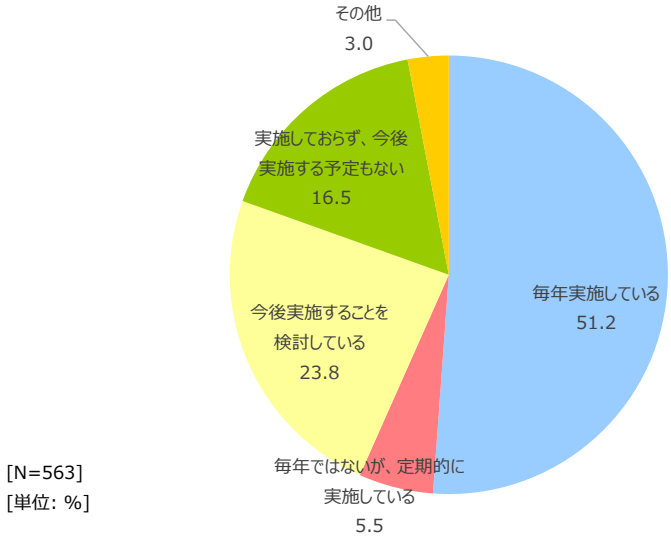

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では 9 割以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

図表 363　区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】

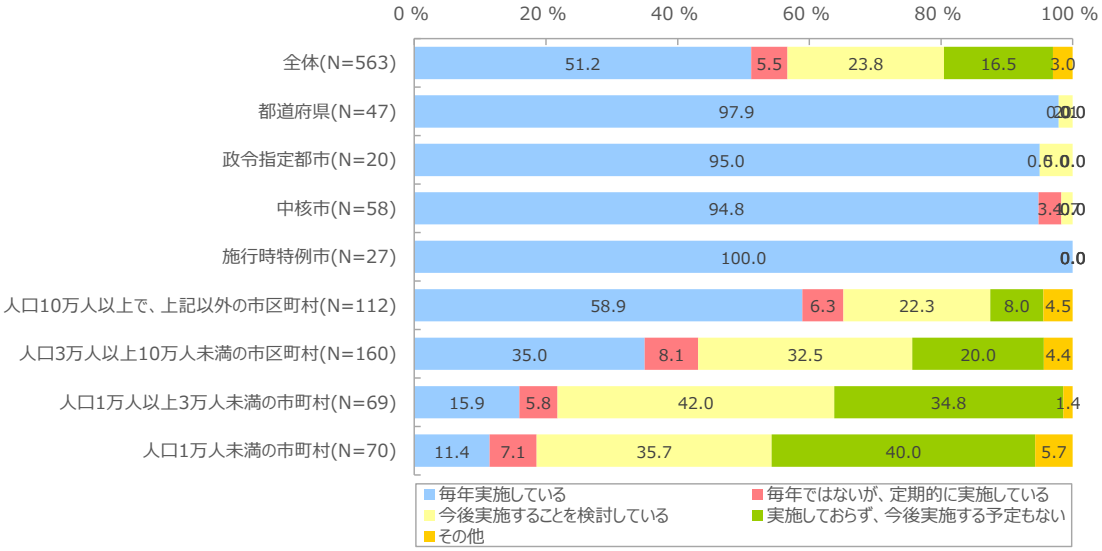

		毎年実施している	毎年ではないが、定期的に実施している	今後実施することを検討している	実施しておらず、今後実施する予定もない	その他	合計
全体	全体	288	31	134	93	17	563
	都道府県	46	0	1	0	0	47
	政令指定都市	19	0	1	0	0	20
	中核市	55	2	1	0	0	58
	施行時特例市	27	0	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	66	7	25	9	5	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	56	13	52	32	7	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	4	29	24	1	69
	人口1万人未満の市町村	8	5	25	28	4	70
比率	全体(N=563)	51.2	5.5	23.8	16.5	3.0	
	都道府県(N=47)	97.9	0.0	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	94.8	3.4	1.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	58.9	6.3	22.3	8.0	4.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	35.0	8.1	32.5	20.0	4.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	15.9	5.8	42.0	34.8	1.4	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	11.4	7.1	35.7	40.0	5.7	

２） 区域施策編の進捗評価の対象

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価の対象としては、「区域内の温室効果ガス排出量の変化」（86.3%）が最も多く、「設定した目標の達成状況」（76.7%）、「対策・施策の進捗状況等」（62.4%）と続く。

図表 364　区域施策編の進捗評価の対象

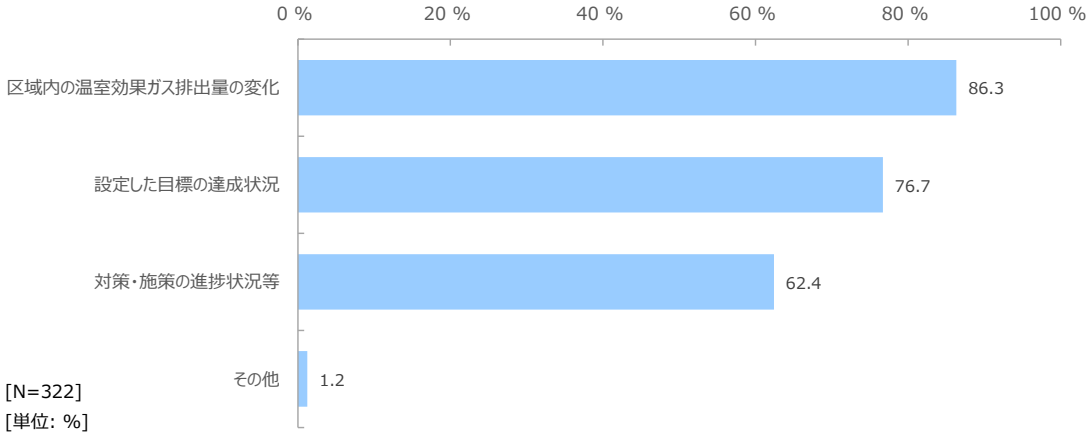

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体のほとんどが「区域内の温室効果ガス排出量の変化」を進捗評価の対象としている。一方、「対策・施策の進捗状況等」を進捗評価の対象としていると回答した割合は、政令指定都市が最も多い。

図表 365　区域施策編の進捗評価の対象【団体区分別】

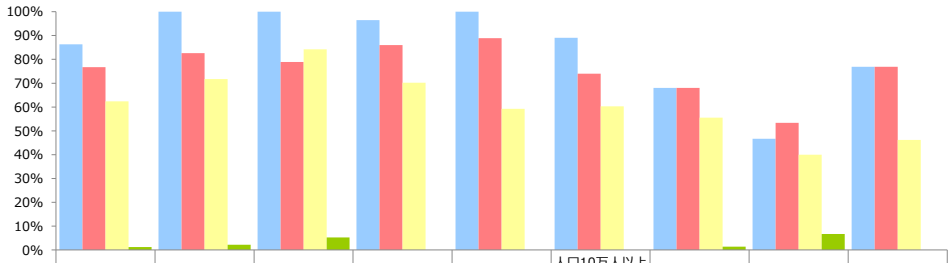

[単位：%]	全体(N=322)	都道府県(N=46)	政令指定都市(N=19)	中核市(N=57)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)
区域内の温室効果ガス排出量の変化	86.3	100.0	100.0	96.5	100.0	89.0	68.1	46.7	76.9
設定した目標の達成状況	76.7	82.6	78.9	86.0	88.9	74.0	68.1	53.3	76.9
対策・施策の進捗状況等	62.4	71.7	84.2	70.2	59.3	60.3	55.6	40.0	46.2
その他	1.2	2.2	5.3	0.0	0.0	0.0	1.4	6.7	0.0

		区域内の温室効果ガス排出量の変化	設定した目標の達成状況	対策・施策の進捗状況等	その他	合計
回答数	全体	278	247	201	4	322
	都道府県	46	38	33	1	46
	政令指定都市	19	15	16	1	19
	中核市	55	49	40	0	57
	施行時特例市	27	24	16	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	65	54	44	0	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	49	49	40	1	72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	8	6	1	15
	人口1万人未満の市町村	10	10	6	0	13
比率（%）	全体(N=322)	86.3	76.7	62.4	1.2	
	都道府県(N=46)	100.0	82.6	71.7	2.2	
	政令指定都市(N=19)	100.0	78.9	84.2	5.3	
	中核市(N=57)	96.5	86.0	70.2	0.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	88.9	59.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	89.0	74.0	60.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	68.1	68.1	55.6	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	46.7	53.3	40.0	6.7	
	人口1万人未満の市町村(N=13)	76.9	76.9	46.2	0.0	

３） 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している。」（73.4%）が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」（60.4%）、「環境審議会で公表している。」（56.7%）と続く。

図表 366　区域施策編の進捗評価結果の公表方法

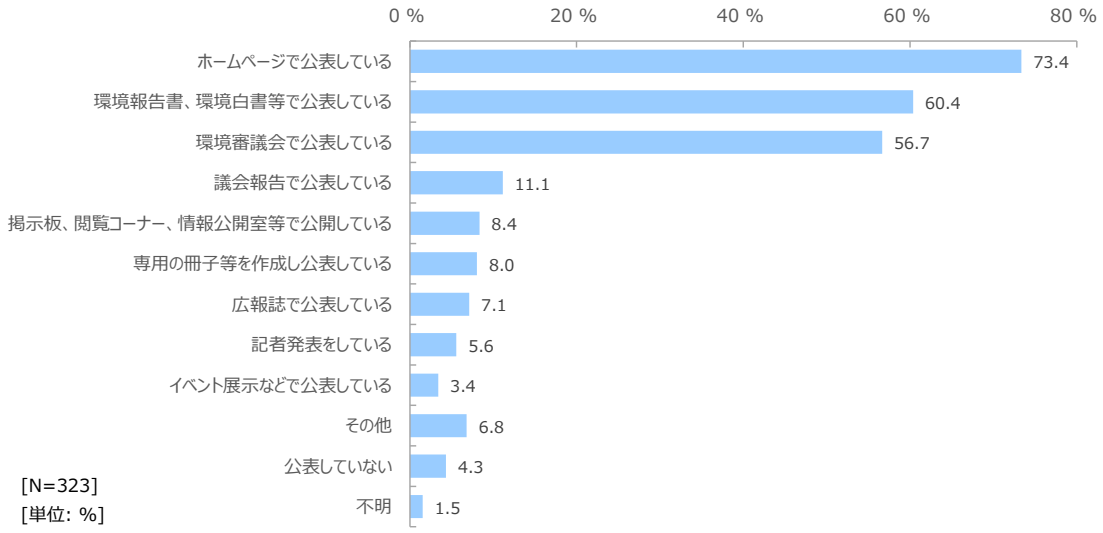

地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分でも「ホームページで公表している。」を選択した団体が最も多い。

図表 367　区域施策編の進捗評価結果の公表方法【団体区分別】

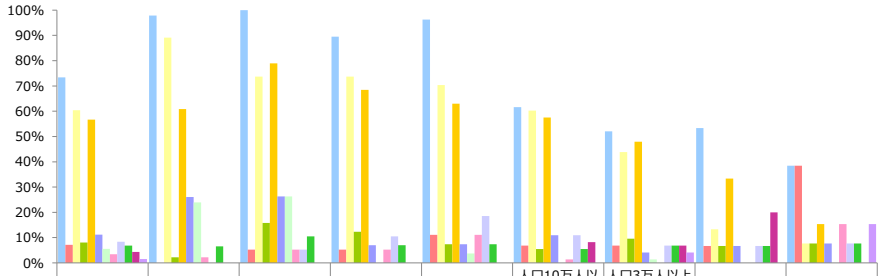

[単位：%]

	全体(N=323)	都道府県(N=46)	政令指定都市(N=19)	中核市(N=57)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=73)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)
ホームページで公表している	73.4	97.8	100.0	89.5	96.3	61.6	52.1	53.3	38.5
広報誌で公表している	7.1	0.0	5.3	5.3	11.1	6.8	6.8	6.7	38.5
環境報告書、環境白書等で公表している	60.4	89.1	73.7	73.7	70.4	60.3	43.8	13.3	7.7
専用の冊子等を作成し公表している	8.0	2.2	15.8	12.3	7.4	5.5	9.6	6.7	7.7
環境審議会で公表している	56.7	60.9	78.9	68.4	63.0	57.5	47.9	33.3	15.4
議会報告で公表している	11.1	26.1	26.3	7.0	7.4	11.0	4.1	6.7	7.7
記者発表をしている	5.6	23.9	26.3	0.0	3.7	0.0	1.4	0.0	0.0
イベント展示などで公表している	3.4	2.2	5.3	5.3	11.1	1.4	0.0	0.0	15.4
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	8.4	0.0	5.3	10.5	18.5	11.0	6.8	6.7	7.7
その他	6.8	6.5	10.5	7.0	7.4	5.5	6.8	6.7	7.7
公表していない	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	8.2	6.8	20.0	0.0
不明	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	15.4

		ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	全体	237	23	195	26	183	36	18	11	27	22	14	5	323
	都道府県	45	0	41	1	28	12	11	1	0	3	0	0	46
	政令指定都市	19	1	14	3	15	5	5	1	1	2	0	0	19
	中核市	51	3	42	7	39	4	0	3	6	4	0	0	57
	施行時特例市	26	3	19	2	17	2	1	3	5	2	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	45	5	44	4	42	8	0	1	8	4	6	0	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	38	5	32	7	35	3	1	0	5	5	5	3	73
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	1	2	1	5	1	0	0	1	1	3	0	15
	人口1万人未満の市町村	5	5	1	1	2	1	0	2	1	1	0	2	13
比率（%）	全体(N=323)	73.4	7.1	60.4	8.0	56.7	11.1	5.6	3.4	8.4	6.8	4.3	1.5	
	都道府県(N=46)	97.8	0.0	89.1	2.2	60.9	26.1	23.9	2.2	0.0	6.5	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=19)	100.0	5.3	73.7	15.8	78.9	26.3	26.3	5.3	5.3	10.5	0.0	0.0	
	中核市(N=57)	89.5	5.3	73.7	12.3	68.4	7.0	0.0	5.3	10.5	7.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	96.3	11.1	70.4	7.4	63.0	7.4	3.7	11.1	18.5	7.4	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	61.6	6.8	60.3	5.5	57.5	11.0	0.0	1.4	11.0	5.5	8.2	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=73)	52.1	6.8	43.8	9.6	47.9	4.1	1.4	0.0	6.8	6.8	6.8	4.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	53.3	6.7	13.3	6.7	33.3	6.7	0.0	0.0	6.7	6.7	20.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=13)	38.5	38.5	7.7	7.7	15.4	7.7	0.0	15.4	7.7	7.7	0.0	15.4	

４） 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている。」（71.1%）が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。」（28.0%）、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。」（23.3%）と続く。

図表 368　区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い

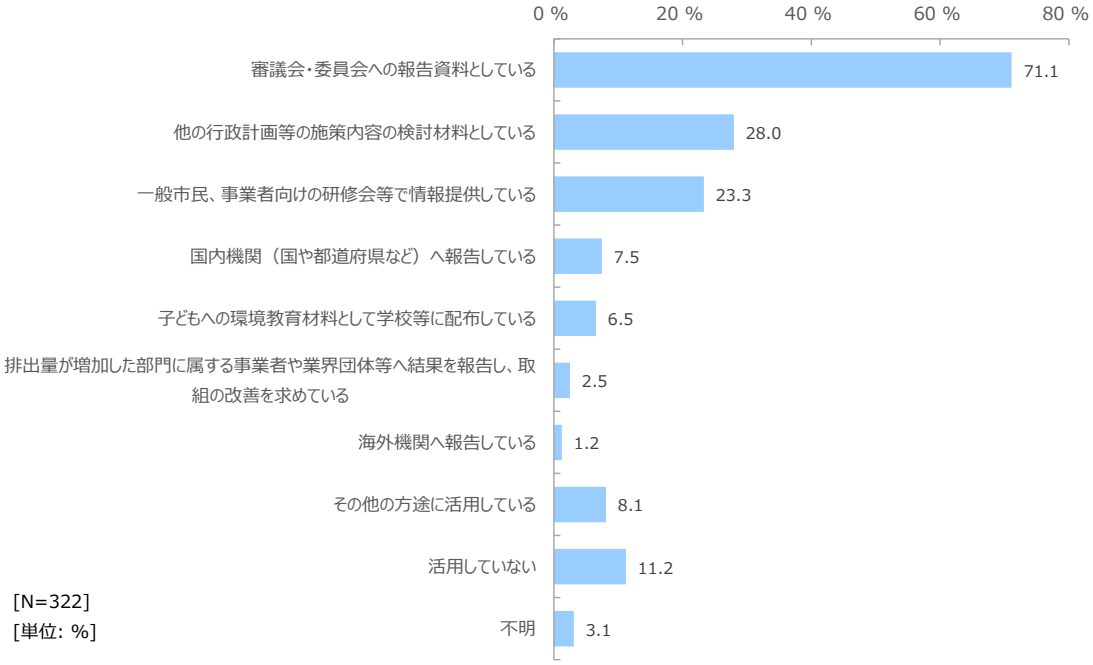

地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分においても、「審議会・委員会への報告資料としている。」を選択した団体が最も多い。

図表 369　区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】

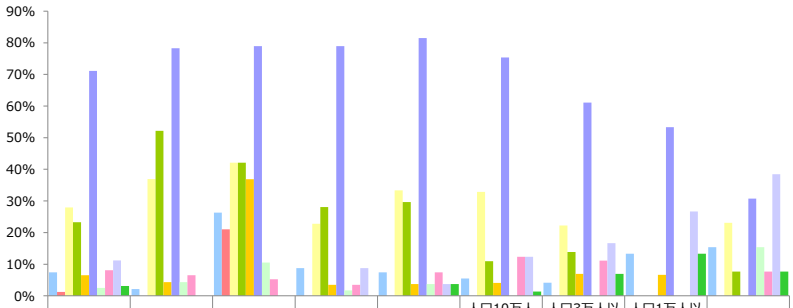

[単位：%]

	全体 (N=322)	都道府県 (N=46)	政令指定都市 (N=19)	中核市 (N=57)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=72)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=15)	人口1万人未満の市町村 (N=13)
国内機関（国や都道府県など）へ報告している	7.5	2.2	26.3	8.8	7.4	5.5	4.2	13.3	15.4
海外機関へ報告している	1.2	0.0	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	28.0	37.0	42.1	22.8	33.3	32.9	22.2	0.0	23.1
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	23.3	52.2	42.1	28.1	29.6	11.0	13.9	0.0	7.7
子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	6.5	4.3	36.8	3.5	3.7	4.1	6.9	6.7	0.0
審議会・委員会への報告資料としている	71.1	78.3	78.9	78.9	81.5	75.3	61.1	53.3	30.8
排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている	2.5	4.3	10.5	1.8	3.7	0.0	0.0	0.0	15.4
その他の方途に活用している	8.1	6.5	5.3	3.5	7.4	12.3	11.1	0.0	7.7
活用していない	11.2	0.0	0.0	8.8	3.7	12.3	16.7	26.7	38.5
不明	3.1	0.0	0.0	0.0	3.7	1.4	6.9	13.3	7.7

		国内機関（国や都道府県など）へ報告している	海外機関へ報告している	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている	その他の方途に活用している	活用していない	不明	合計
回答数	全体	24	4	90	75	21	229	8	26	36	10	322
	都道府県	1	0	17	24	2	36	2	3	0	0	46
	政令指定都市	5	4	8	8	7	15	2	1	0	0	19
	中核市	5	0	13	16	2	45	1	2	5	0	57
	施行時特例市	2	0	9	8	1	22	1	2	1	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	0	24	8	3	55	0	9	9	1	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	0	16	10	5	44	0	8	12	5	72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	0	0	1	8	0	0	4	2	15
	人口1万人未満の市町村	2	0	3	1	0	4	2	1	5	1	13
比率（%）	全体(N=322)	7.5	1.2	28.0	23.3	6.5	71.1	2.5	8.1	11.2	3.1	
	都道府県(N=46)	2.2	0.0	37.0	52.2	4.3	78.3	4.3	6.5	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=19)	26.3	21.1	42.1	42.1	36.8	78.9	10.5	5.3	0.0	0.0	
	中核市(N=57)	8.8	0.0	22.8	28.1	3.5	78.9	1.8	3.5	8.8	0.0	
	施行時特例市(N=27)	7.4	0.0	33.3	29.6	3.7	81.5	3.7	7.4	3.7	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	5.5	0.0	32.9	11.0	4.1	75.3	0.0	12.3	12.3	1.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	4.2	0.0	22.2	13.9	6.9	61.1	0.0	11.1	16.7	6.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	13.3	0.0	0.0	0.0	6.7	53.3	0.0	0.0	26.7	13.3	
	人口1万人未満の市町村(N=13)	15.4	0.0	23.1	7.7	0.0	30.8	15.4	7.7	38.5	7.7	

５）　区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の 38.6%である。

図表 370　区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

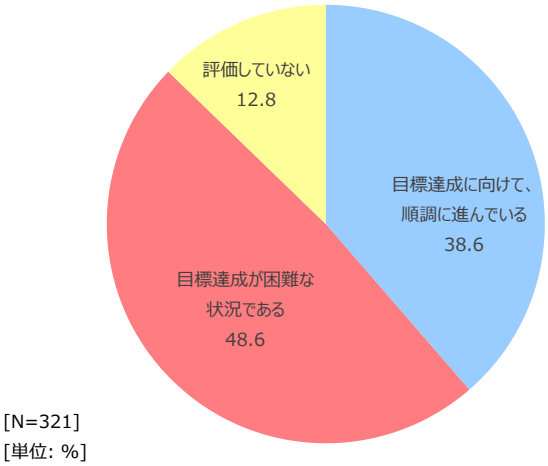

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市では約７割の団体が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答している一方、中核市、施行時特例市では約７割の団体が「目標達成が困難な状況である。」と回答している。

図表 371　区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価【団体区分別】

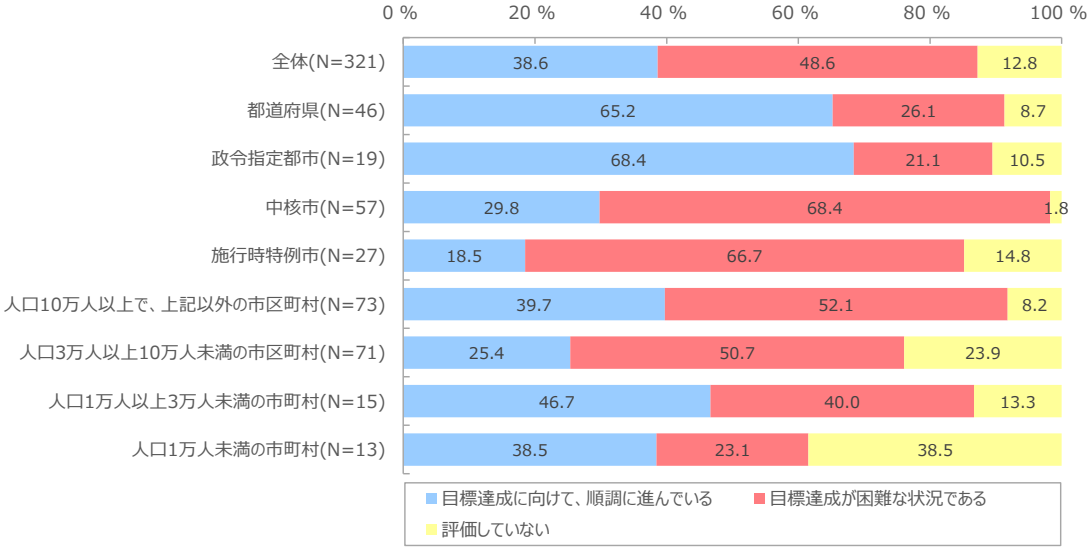

		目標達成に向けて、順調に進んでいる	目標達成が困難な状況である	評価していない	合計
全体	全体	124	156	41	321
	都道府県	30	12	4	46
	政令指定都市	13	4	2	19
	中核市	17	39	1	57
	施行時特例市	5	18	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	38	6	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	36	17	71
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	6	2	15
	人口1万人未満の市町村	5	3	5	13
比率	全体(N=321)	38.6	48.6	12.8	
	都道府県(N=46)	65.2	26.1	8.7	
	政令指定都市(N=19)	68.4	21.1	10.5	
	中核市(N=57)	29.8	68.4	1.8	
	施行時特例市(N=27)	18.5	66.7	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	39.7	52.1	8.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	25.4	50.7	23.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	46.7	40.0	13.3	
	人口1万人未満の市町村(N=13)	38.5	23.1	38.5	

６）　＜順調＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主な要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」（55.8%）が最も多く、「再生可能エネルギーの導入の拡大」（53.5%）、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」（52.7%）と続く。

図表 372　＜順調＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

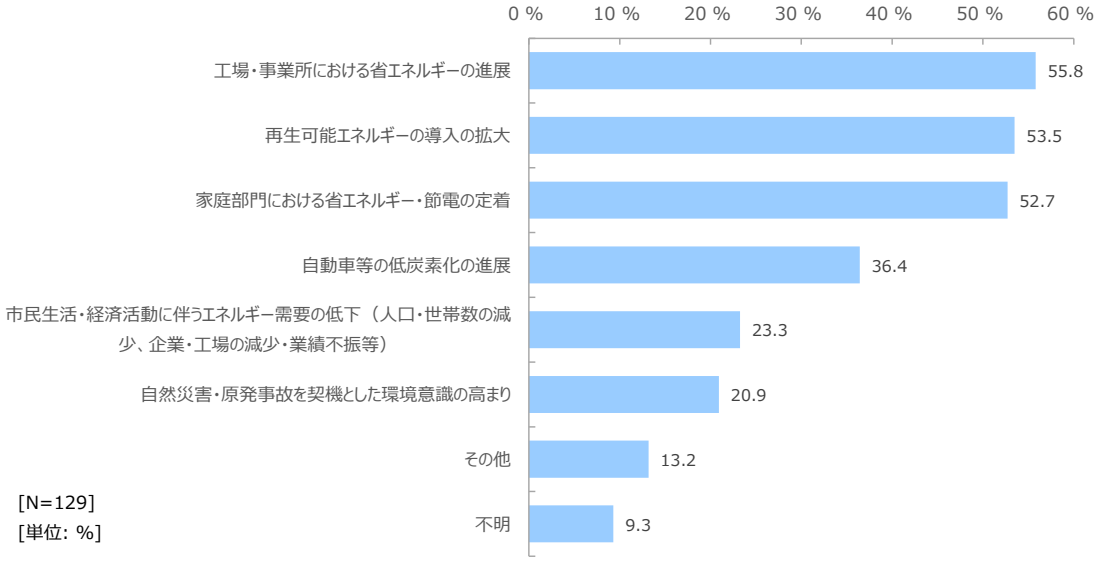

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「工場・事業所における省エネルギーの進展」が最も多い一方、政令指定都市や中核市では「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」が最も多い。

図表 373　＜順調＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

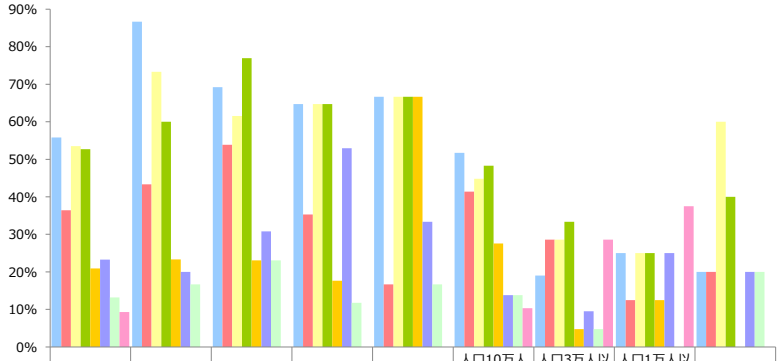

[単位：%]

	全体(N=129)	都道府県(N=30)	政令指定都市(N=13)	中核市(N=17)	施行時特例市(N=6)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	人口1万人未満の市町村(N=5)
工場・事業所における省エネルギーの進展	55.8	86.7	69.2	64.7	66.7	51.7	19.0	25.0	20.0
自動車等の低炭素化の進展	36.4	43.3	53.8	35.3	16.7	41.4	28.6	12.5	20.0
再生可能エネルギーの導入の拡大	53.5	73.3	61.5	64.7	66.7	44.8	28.6	25.0	60.0
家庭部門における省エネルギー・節電の定着	52.7	60.0	76.9	64.7	66.7	48.3	33.3	25.0	40.0
自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	20.9	23.3	23.1	17.6	66.7	27.6	4.8	12.5	0.0
市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）	23.3	20.0	30.8	52.9	33.3	13.8	9.5	25.0	20.0
その他	13.2	16.7	23.1	11.8	16.7	13.8	4.8	0.0	20.0
不明	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3	28.6	37.5	0.0

		工場・事業所における省エネルギーの進展	自動車等の低炭素化の進展	再生可能エネルギーの導入の拡大	家庭部門における省エネルギー・節電の定着	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）	その他	不明	合計
回答数	全体	72	47	69	68	27	30	17	12	129
	都道府県	26	13	22	18	7	6	5	0	30
	政令指定都市	9	7	8	10	3	4	3	0	13
	中核市	11	6	11	11	3	9	2	0	17
	施行時特例市	4	1	4	4	4	2	1	0	6
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	12	13	14	8	4	4	3	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	6	6	7	1	2	1	6	21
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	2	2	1	2	0	3	8
	人口1万人未満の市町村	1	1	3	2	0	1	1	0	5
比率（%）	全体(N=129)	55.8	36.4	53.5	52.7	20.9	23.3	13.2	9.3	
	都道府県(N=30)	86.7	43.3	73.3	60.0	23.3	20.0	16.7	0.0	
	政令指定都市(N=13)	69.2	53.8	61.5	76.9	23.1	30.8	23.1	0.0	
	中核市(N=17)	64.7	35.3	64.7	64.7	17.6	52.9	11.8	0.0	
	施行時特例市(N=6)	66.7	16.7	66.7	66.7	66.7	33.3	16.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	51.7	41.4	44.8	48.3	27.6	13.8	13.8	10.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	19.0	28.6	28.6	33.3	4.8	9.5	4.8	28.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	12.5	25.0	25.0	12.5	25.0	0.0	37.5	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	

７）　＜困難＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主な要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（62.3%）が最も高く、「電力排出係数の悪化」（52.8%）、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」（29.6%）と続く。

図表 374　＜困難＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

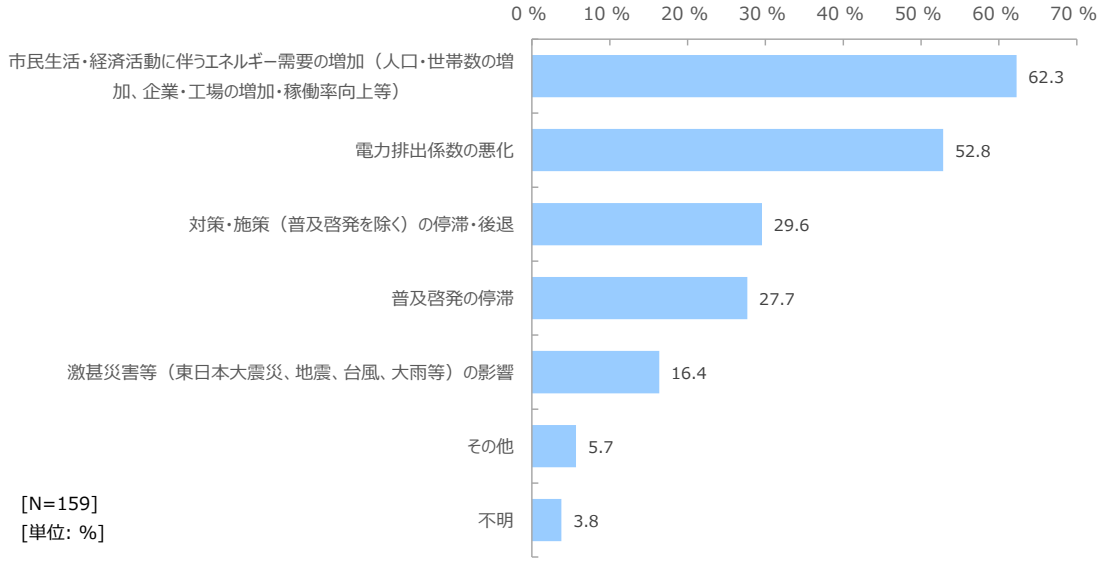

地方公共団体の区分別に見ると、特に大規模な団体で「電力排出係数の悪化」と回答した割合が高い。

図表 375　＜困難＞区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

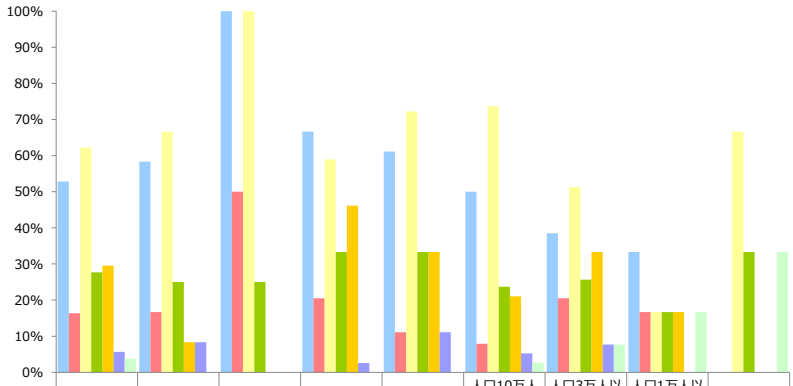

[単位：%]

	全体(N=159)	都道府県(N=12)	政令指定都市(N=4)	中核市(N=39)	施行時特例市(N=18)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=38)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=39)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=6)	人口1万人未満の市町村(N=3)
電力排出係数の悪化	52.8	58.3	100.0	66.7	61.1	50.0	38.5	33.3	0.0
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	16.4	16.7	50.0	20.5	11.1	7.9	20.5	16.7	0.0
市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）	62.3	66.7	100.0	59.0	72.2	73.7	51.3	16.7	66.7
普及啓発の停滞	27.7	25.0	25.0	33.3	33.3	23.7	25.6	16.7	33.3
対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退	29.6	8.3	0.0	46.2	33.3	21.1	33.3	16.7	0.0
その他	5.7	8.3	0.0	2.6	11.1	5.3	7.7	0.0	0.0
不明	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	7.7	16.7	33.3

		電力排出係数の悪化	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増	普及啓発の停滞	対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退	その他	不明	合計
回答数	全体	84	26	99	44	47	9	6	159
	都道府県	7	2	8	3	1	1	0	12
	政令指定都市	4	2	4	1	0	0	0	4
	中核市	26	8	23	13	18	1	0	39
	施行時特例市	11	2	13	6	6	2	0	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	19	3	28	9	8	2	1	38
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	8	20	10	13	3	3	39
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	1	1	1	0	1	6
	人口1万人未満の市町村	0	0	2	1	0	0	1	3
比率（%）	全体(N=159)	52.8	16.4	62.3	27.7	29.6	5.7	3.8	
	都道府県(N=12)	58.3	16.7	66.7	25.0	8.3	8.3	0.0	
	政令指定都市(N=4)	100.0	50.0	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=39)	66.7	20.5	59.0	33.3	46.2	2.6	0.0	
	施行時特例市(N=18)	61.1	11.1	72.2	33.3	33.3	11.1	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=38)	50.0	7.9	73.7	23.7	21.1	5.3	2.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=39)	38.5	20.5	51.3	25.6	33.3	7.7	7.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=6)	33.3	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	33.3	

８） 区域施策編の推進過程で困っていること

区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」（67.3%）が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。」（62.5%）、「住民に対する普及啓発が難しい。」（57.1%）、「財源が不足している。」（56.8%）、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」（48.2%）と続く。

図表 376　区域施策編の推進過程で困っていること

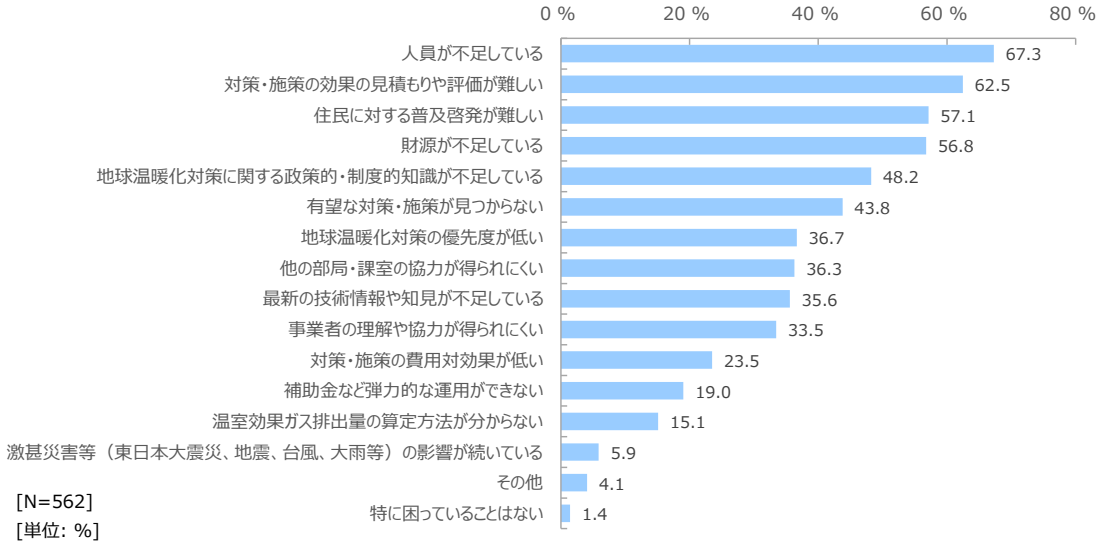

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「財源が不足している。」、小規模な市町村（特別区含む。）では「人員が不足している。」と回答した団体が多い。

図表 377　区域施策編の推進過程で困っていること【団体区分別】

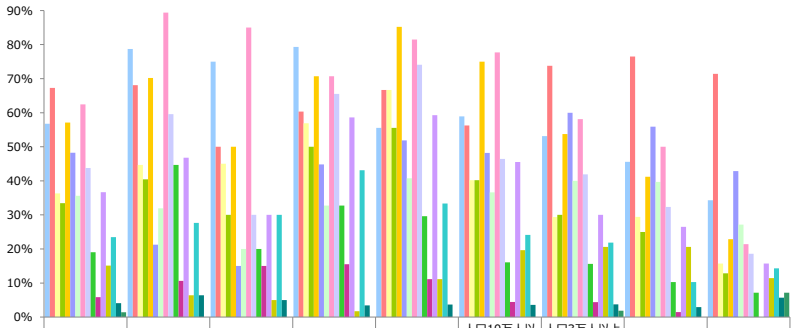

[単位：%]

	全体(N=562)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	人口1万人未満の市町村(N=70)
財源が不足している	56.8	78.7	75.0	79.3	55.6	58.9	53.1	45.6	34.3
人員が不足している	67.3	68.1	50.0	60.3	66.7	56.3	73.8	76.5	71.4
他の部局・課室の協力が得られにくい	36.3	44.7	45.0	56.9	66.7	40.2	29.4	29.4	15.7
事業者の理解や協力が得られにくい	33.5	40.4	30.0	50.0	55.6	40.2	30.0	25.0	12.9
住民に対する普及啓発が難しい	57.1	70.2	50.0	70.7	85.2	75.0	53.8	41.2	22.9
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	48.2	21.3	15.0	44.8	51.9	48.2	60.0	55.9	42.9
最新の技術情報や知見が不足している	35.6	31.9	20.0	32.8	40.7	36.6	40.0	39.7	27.1
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	62.5	89.4	85.0	70.7	81.5	77.7	58.1	50.0	21.4
有望な対策・施策が見つからない	43.8	59.6	30.0	65.5	74.1	46.4	41.9	32.4	18.6
補助金など弾力的な運用ができない	19.0	44.7	20.0	32.8	29.6	16.1	15.6	10.3	7.1
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	5.9	10.6	15.0	15.5	11.1	4.5	4.4	1.5	0.0
地球温暖化対策の優先度が低い	36.7	46.8	30.0	58.6	59.3	45.5	30.0	26.5	15.7
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	15.1	6.4	5.0	1.7	11.1	19.6	20.6	20.6	11.4
対策・施策の費用対効果が低い	23.5	27.7	30.0	43.1	33.3	24.1	21.9	10.3	14.3
その他	4.1	6.4	5.0	3.4	3.7	3.6	3.8	2.9	5.7
特に困っていることはない	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	7.1

		財源が不足している	人員が不足している	他の部局・課室の協力が得られにくい	事業者の理解や協力が得られにくい	住民に対する普及啓発が難しい	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	最新の技術情報や知見が不足している	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	有望な対策・施策が見つからない	補助金など弾力的な運用ができない	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	地球温暖化対策の優先度が低い	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	対策・施策の費用対効果が低い	その他	特に困っていることはない	合計
回答数	全体	319	378	204	188	321	271	200	351	246	107	33	206	85	132	23	8	562
	都道府県	37	32	21	19	33	10	15	42	28	21	5	22	3	13	3	0	47
	政令指定都市	15	10	9	6	10	3	4	17	6	4	3	6	1	6	1	0	20
	中核市	46	35	33	29	41	26	19	41	38	19	9	34	1	25	2	0	58
	施行時特例市	15	18	18	15	23	14	11	22	20	8	3	16	3	9	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	66	63	45	45	84	54	41	87	52	18	5	51	22	27	4	0	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	85	118	47	48	86	96	64	93	67	25	7	48	33	35	6	3	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	31	52	20	17	28	38	27	34	22	7	1	18	14	7	2	0	68
	人口1万人未満の市町村	24	50	11	9	16	30	19	15	13	5	0	11	8	10	4	5	70
比率（%）	全体(N=562)	56.8	67.3	36.3	33.5	57.1	48.2	35.6	62.5	43.8	19.0	5.9	36.7	15.1	23.5	4.1	1.4	
	都道府県(N=47)	78.7	68.1	44.7	40.4	70.2	21.3	31.9	89.4	59.6	44.7	10.6	46.8	6.4	27.7	6.4	0.0	
	政令指定都市(N=20)	75.0	50.0	45.0	30.0	50.0	15.0	20.0	85.0	30.0	20.0	15.0	30.0	5.0	30.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	79.3	60.3	56.9	50.0	70.7	44.8	32.8	70.7	65.5	32.8	15.5	58.6	1.7	43.1	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=27)	55.6	66.7	66.7	55.6	85.2	51.9	40.7	81.5	74.1	29.6	11.1	59.3	11.1	33.3	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	58.9	56.3	40.2	40.2	75.0	48.2	36.6	77.7	46.4	16.1	4.5	45.5	19.6	24.1	3.6	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	53.1	73.8	29.4	30.0	53.8	60.0	40.0	58.1	41.9	15.6	4.4	30.0	20.6	21.9	3.8	1.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	45.6	76.5	29.4	25.0	41.2	55.9	39.7	50.0	32.4	10.3	1.5	26.5	20.6	10.3	2.9	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	34.3	71.4	15.7	12.9	22.9	42.9	27.1	21.4	18.6	7.1	0.0	15.7	11.4	14.3	5.7	7.1	

（８）実行計画（区域施策編）の見直し

１）　「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における、政府の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年５月 13 日閣議決定）を受けた区域施策編の策定・改定状況としては、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は 11.2%である。一方、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体も 73.2%存在している。

図表 378　「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況

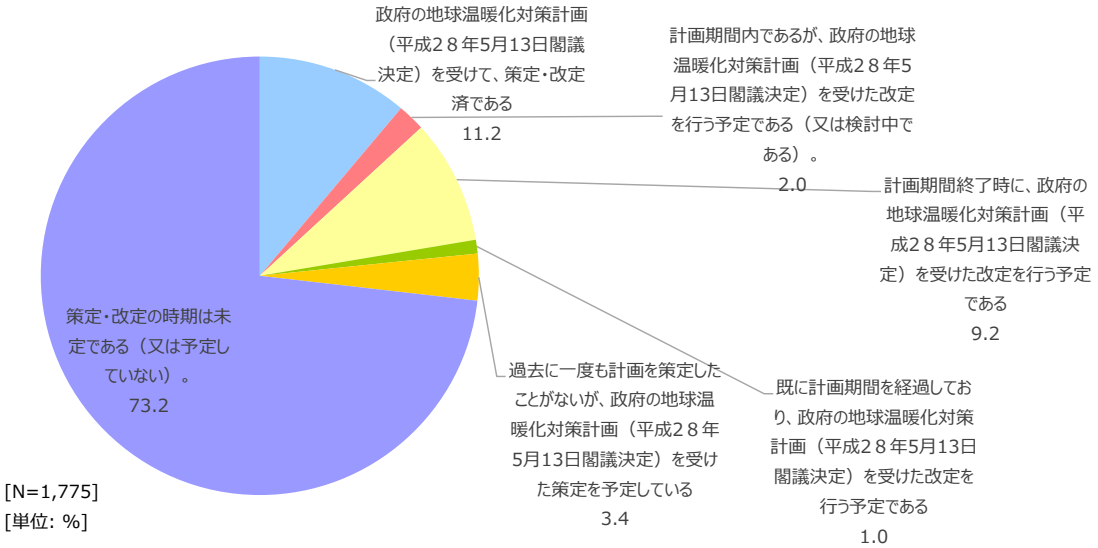

	政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた策定を予定している	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	合計
全体	198	36	163	18	61	1,299	1,775
比率（%）	11.2	2.0	9.2	1.0	3.4	73.2	

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある施行時特例市より人口規模が大きい団体においては、改定を予定している団体が大半を占める。人口 10 万人未満の市区町村では、7 割以上の団体が策定・改定の予定はないと回答している。

図表 379　「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況【団体区分別】

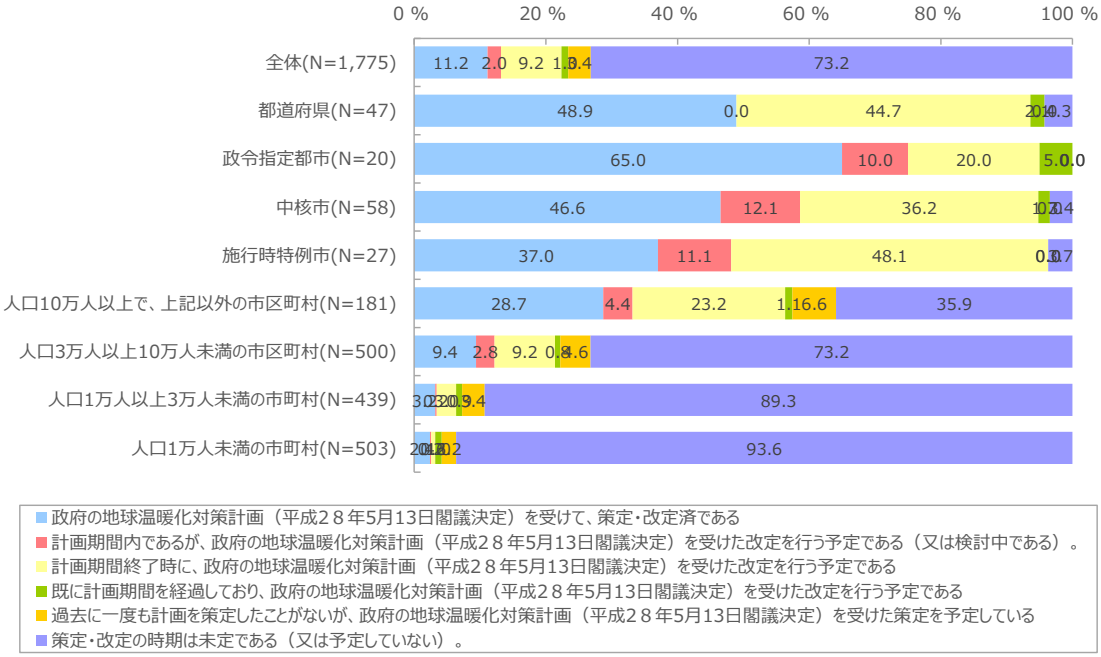

		政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	合計
全体	全体	198	36	163	18	61	1,299	1,775
	都道府県	23	0	21	1	0	2	47
	政令指定都市	13	2	4	1	0	0	20
	中核市	27	7	21	1	0	2	58
	施行時特例市	10	3	13	0	0	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	52	8	42	2	12	65	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	47	14	46	4	23	366	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	1	13	4	15	392	439
	人口1万人未満の市町村	12	1	3	5	11	471	503
比率	全体(N=1,775)	11.2	2.0	9.2	1.0	3.4	73.2	
	都道府県(N=47)	48.9	0.0	44.7	2.1	0.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	65.0	10.0	20.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	46.6	12.1	36.2	1.7	0.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	37.0	11.1	48.1	0.0	0.0	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	28.7	4.4	23.2	1.1	6.6	35.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	9.4	2.8	9.2	0.8	4.6	73.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	3.2	0.2	3.0	0.9	3.4	89.3	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	2.4	0.2	0.6	1.0	2.2	93.6	

２）　「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）

政府の「地球温暖化対策計画」を受けて区域施策編を策定・改定済み（又は予定）の団体における策定・改定（予定）年度は「2020 年度」（33.0%）が最も多い。大部分の団体が 2021 年度までに策定・改定する予定となっている。

図表 380　「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）

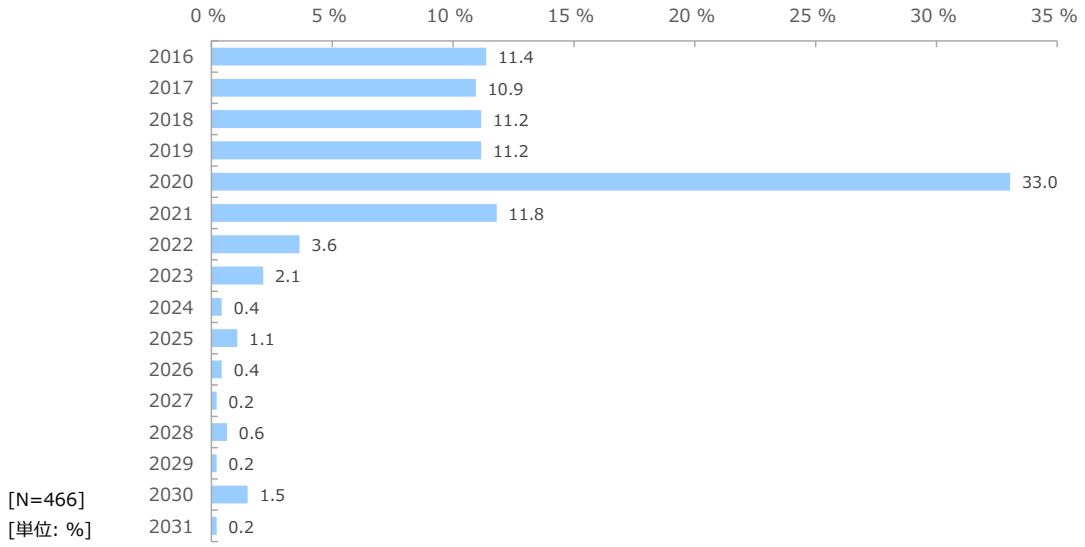

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	53	51	52	52	154	55	17	10	2
比率（%）	11.4	10.9	11.2	11.2	33.0	11.8	3.6	2.1	0.4

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計
全体	5	2	1	3	1	7	1	466
比率（%）	1.1	0.4	0.2	0.6	0.2	1.5	0.2	

３） 区域施策編の中間見直しの予定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体は 21.2%、「予定がない。」と回答した団体は 62.8%である。

図表 381　区域施策編の中間見直しの予定の有無

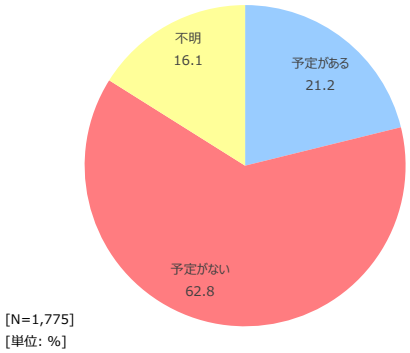

図表 382　区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

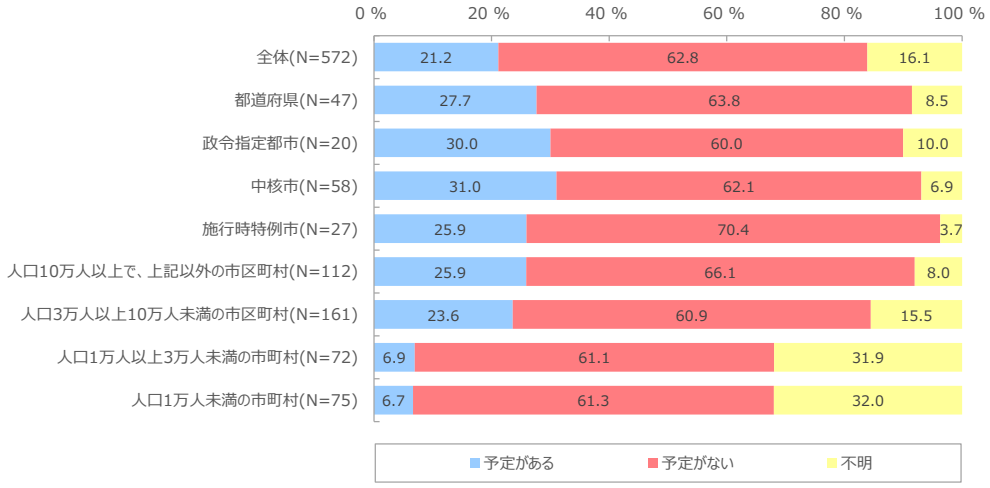

		予定がある	予定がない	不明	合計
全体	全体	121	359	92	572
	都道府県	13	30	4	47
	政令指定都市	6	12	2	20
	中核市	18	36	4	58
	施行時特例市	7	19	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	74	9	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	38	98	25	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	44	23	72
	人口1万人未満の市町村	5	46	24	75
比率	全体(N=572)	21.2	62.8	16.1	
	都道府県(N=47)	27.7	63.8	8.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	60.0	10.0	
	中核市(N=58)	31.0	62.1	6.9	
	施行時特例市(N=27)	25.9	70.4	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	25.9	66.1	8.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	23.6	60.9	15.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	6.9	61.1	31.9	
	人口1万人未満の市町村(N=75)	6.7	61.3	32.0	

４） 区域施策編の中間見直しの予定年度

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、中間見直しの予定年度は「2020 年度」（40.0%）が最も多い。

図表 383　区域施策編の中間見直しの予定年度

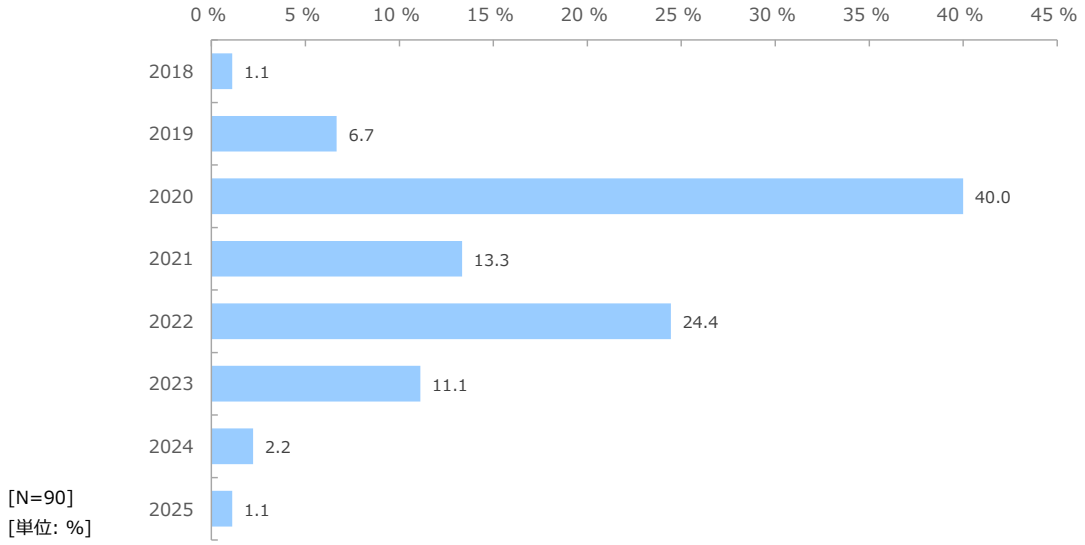

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
全体	1	6	36	12	22	10	2	1	90
比率（%）	1.1	6.7	40.0	13.3	24.4	11.1	2.2	1.1	

５） 区域施策編の中間見直しの対象

①目標や対策・施策の内容

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、目標や対策・施策の内容を中間見直しの対象としている団体は 68.5%である。

図表 384 区域施策編の中間見直しの対象 ①目標や対策・施策の内容【団体区分別】

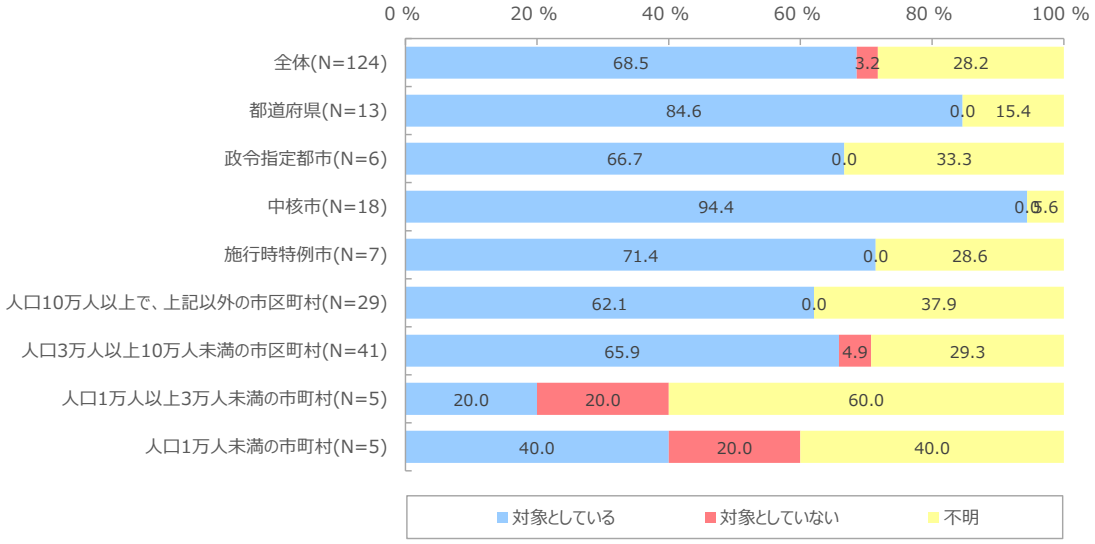

		対象としている	対象としていない	不明	合計
全体	全体	85	4	35	124
	都道府県	11	0	2	13
	政令指定都市	4	0	2	6
	中核市	17	0	1	18
	施行時特例市	5	0	2	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	0	11	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	2	12	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=124)	68.5	3.2	28.2	
	都道府県(N=13)	84.6	0.0	15.4	
	政令指定都市(N=6)	66.7	0.0	33.3	
	中核市(N=18)	94.4	0.0	5.6	
	施行時特例市(N=7)	71.4	0.0	28.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	62.1	0.0	37.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	65.9	4.9	29.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

②進捗管理の仕組み

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、進捗管理の仕組みを中間見直しの対象としている団体は 37.1%である。

図表 385　区域施策編の中間見直しの対象　②進捗管理の仕組み
【団体区分別】

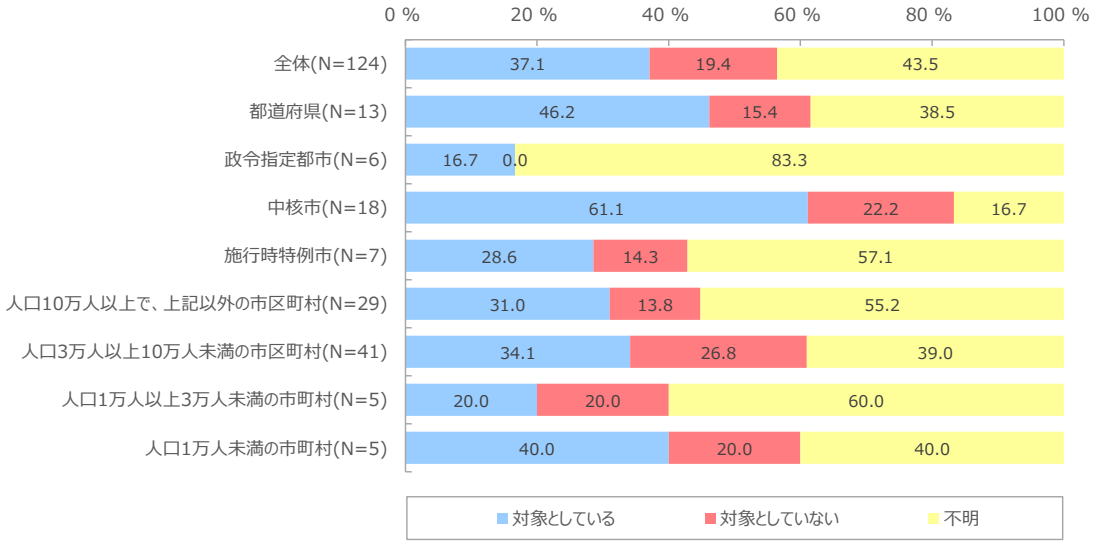

		対象としている	対象としていない	不明	合計
全体	全体	46	24	54	124
	都道府県	6	2	5	13
	政令指定都市	1	0	5	6
	中核市	11	4	3	18
	施行時特例市	2	1	4	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	4	16	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	11	16	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=124)	37.1	19.4	43.5	
	都道府県(N=13)	46.2	15.4	38.5	
	政令指定都市(N=6)	16.7	0.0	83.3	
	中核市(N=18)	61.1	22.2	16.7	
	施行時特例市(N=7)	28.6	14.3	57.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	31.0	13.8	55.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	34.1	26.8	39.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

③評価結果の公表のあり方

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、評価結果の公表のあり方を中間見直しの対象としているのは 29.0%である。

図表 386　区域施策編の中間見直しの対象　③評価結果の公表のあり方【団体区分別】

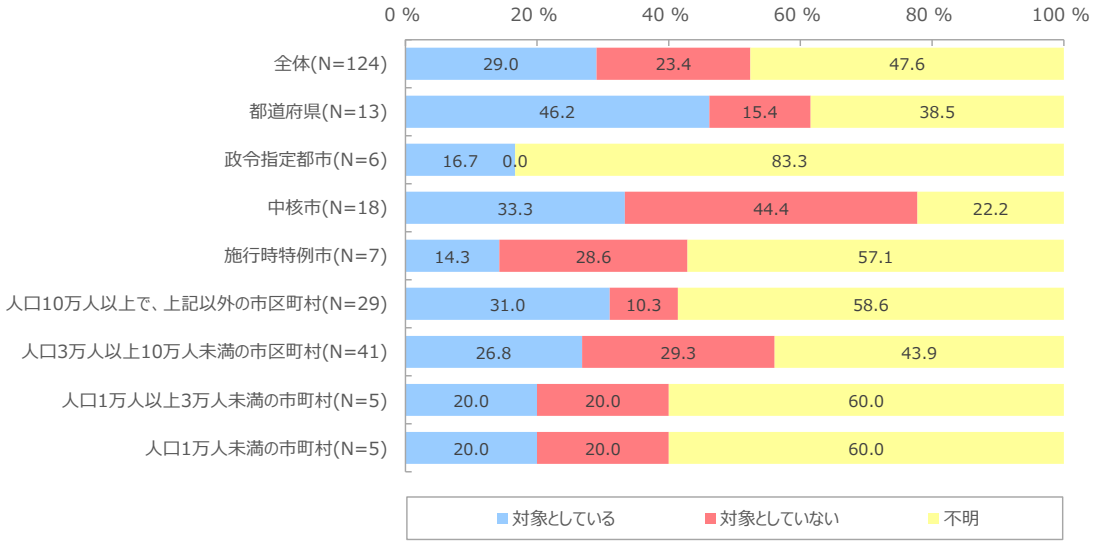

		対象としている	対象としていない	不明	合計
全体	全体	36	29	59	124
	都道府県	6	2	5	13
	政令指定都市	1	0	5	6
	中核市	6	8	4	18
	施行時特例市	1	2	4	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	3	17	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	12	18	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	1	1	3	5
比率	全体(N=124)	29.0	23.4	47.6	
	都道府県(N=13)	46.2	15.4	38.5	
	政令指定都市(N=6)	16.7	0.0	83.3	
	中核市(N=18)	33.3	44.4	22.2	
	施行時特例市(N=7)	14.3	28.6	57.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	31.0	10.3	58.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	26.8	29.3	43.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	

（９）エネルギー事業者からのデータ提供

１）　エネルギー事業者からの区域におけるデータ提供の有無

区域施策編を策定済みの団体における、電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」（41.1%）が最も多く、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」(26.1%)、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」（14.2%）と続く。

また、ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」(54.1%）が最も多く、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」(17.0%)、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」（9.2%）と続く。

図表 387　電気事業者・ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無

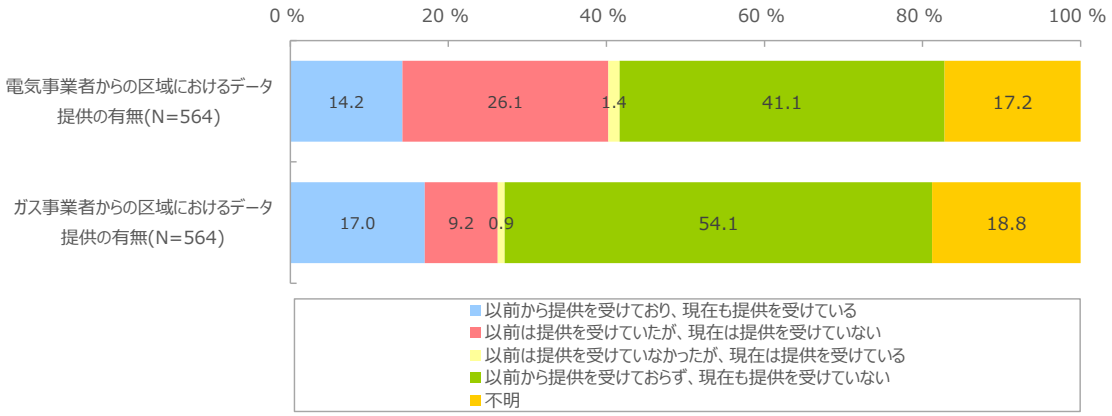

電気事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」が最も多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

図表 388　電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無
【団体区分別】

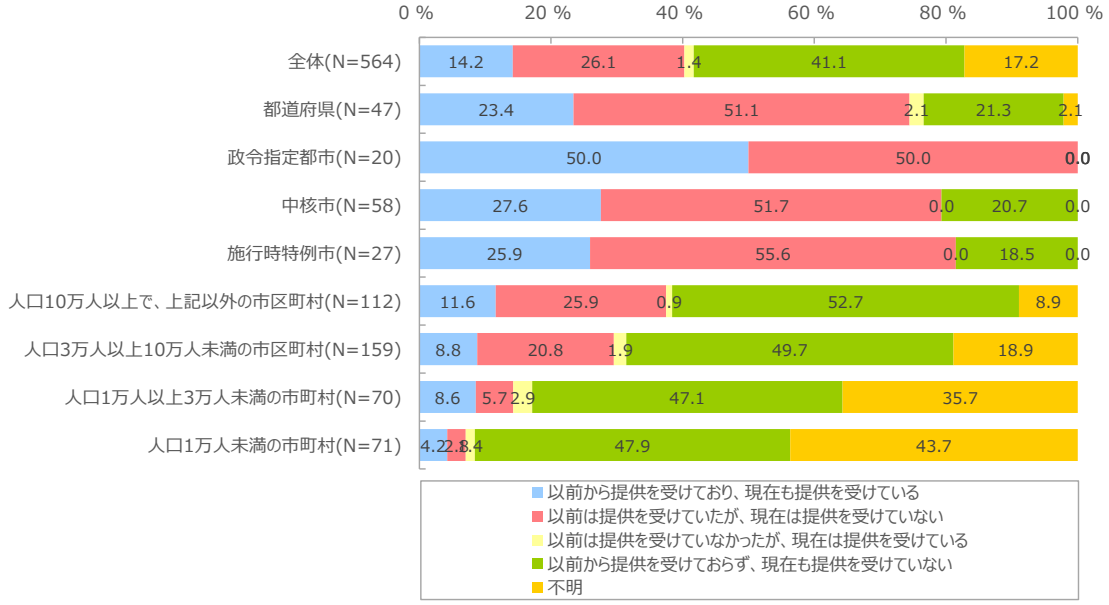

		以前から提供を受けており、現在も提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	全体	80	147	8	232	97	564
	都道府県	11	24	1	10	1	47
	政令指定都市	10	10	0	0	0	20
	中核市	16	30	0	12	0	58
	施行時特例市	7	15	0	5	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	29	1	59	10	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	33	3	79	30	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	4	2	33	25	70
	人口1万人未満の市町村	3	2	1	34	31	71
比率	全体(N=564)	14.2	26.1	1.4	41.1	17.2	
	都道府県(N=47)	23.4	51.1	2.1	21.3	2.1	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	27.6	51.7	0.0	20.7	0.0	
	施行時特例市(N=27)	25.9	55.6	0.0	18.5	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	11.6	25.9	0.9	52.7	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	8.8	20.8	1.9	49.7	18.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	8.6	5.7	2.9	47.1	35.7	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	4.2	2.8	1.4	47.9	43.7	

ガス事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、大規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」が最も多く、都道府県や小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

図表 389　ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無
【団体区分別】

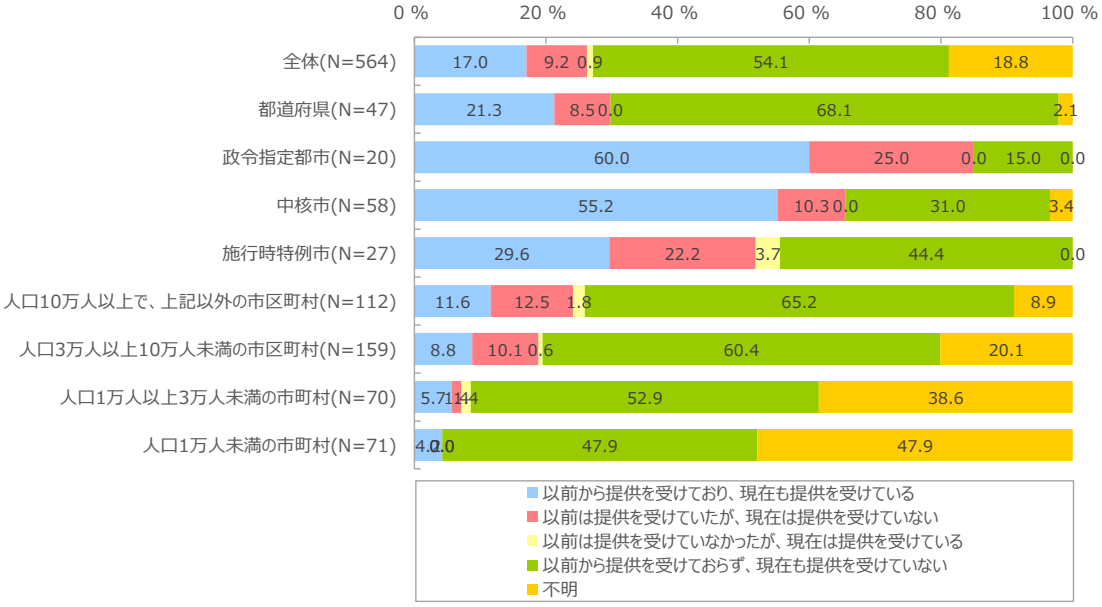

		以前から提供を受けており、現在も提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	全体	96	52	5	305	106	564
	都道府県	10	4	0	32	1	47
	政令指定都市	12	5	0	3	0	20
	中核市	32	6	0	18	2	58
	施行時特例市	8	6	1	12	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	14	2	73	10	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	16	1	96	32	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	1	37	27	70
	人口1万人未満の市町村	3	0	0	34	34	71
比率	全体(N=564)	17.0	9.2	0.9	54.1	18.8	
	都道府県(N=47)	21.3	8.5	0.0	68.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	60.0	25.0	0.0	15.0	0.0	
	中核市(N=58)	55.2	10.3	0.0	31.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	29.6	22.2	3.7	44.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	11.6	12.5	1.8	65.2	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	8.8	10.1	0.6	60.4	20.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	5.7	1.4	1.4	52.9	38.6	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	4.2	0.0	0.0	47.9	47.9	

２）　＜過去／現在＞エネルギーデータの提供者及び対象範囲

以前、エネルギーデータの提供を受けていたと回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けていた団体（78.7%）が最も多く、次いで、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けていた団体（47.8%）が多い。

また、現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体（55.5%）が最も多く、次いで、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けている団体（50.4%）が多い。

図表 390　＜過去／現在＞エネルギーデータの提供者及び対象範囲

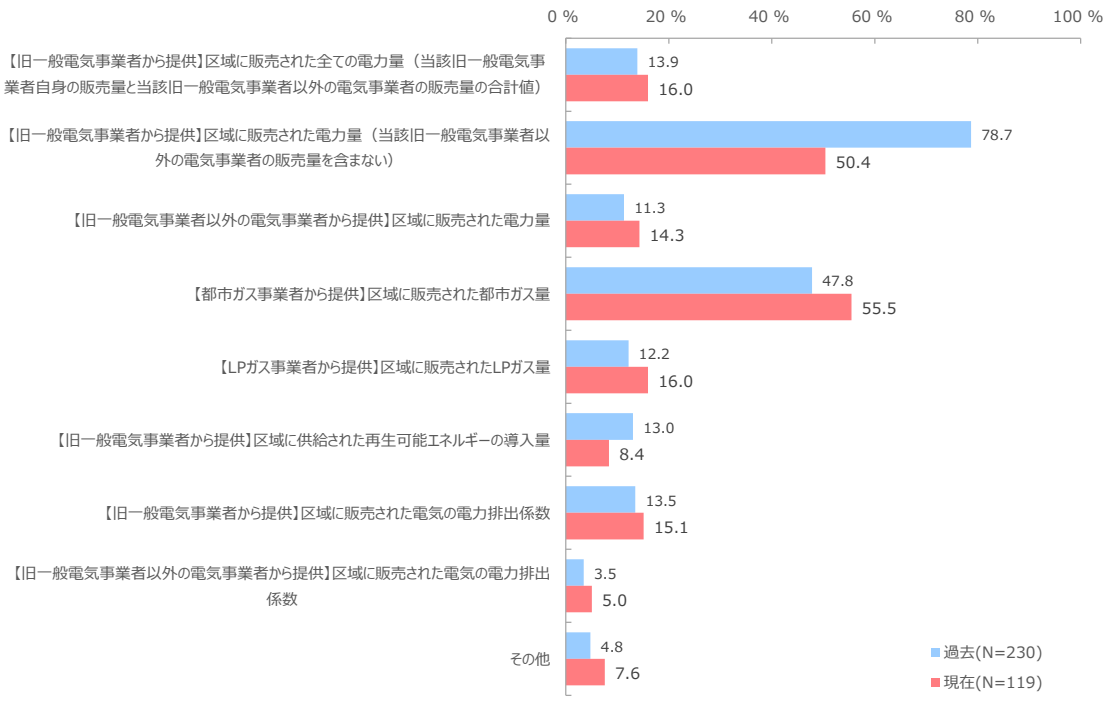

地方公共団体の区分別に、過去と現在のエネルギーデータの提供状況を比較すると、ほぼすべての区分で、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量」の提供を受けている団体の割合が低下している。一方、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体の割合は都道府県、中核市、施行時特例市等で上昇傾向にある。

図表 391　＜過去＞エネルギーデータの提供者及び対象範囲【団体区分別】

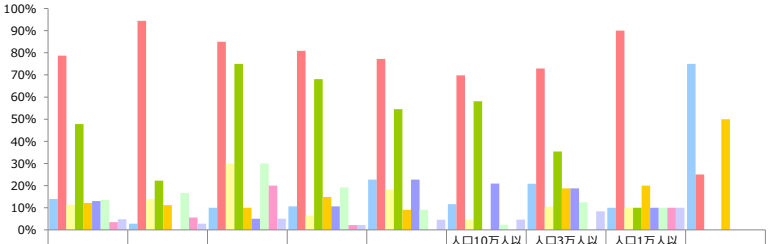

[単位：%]

	全体(N=230)	都道府県(N=36)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=47)	施行時特例市(N=22)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=43)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=48)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=10)	人口1万人未満の市町村(N=4)
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	13.9	2.8	10.0	10.6	22.7	11.6	20.8	10.0	75.0
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	78.7	94.4	85.0	80.9	77.3	69.8	72.9	90.0	25.0
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	11.3	13.9	30.0	6.4	18.2	4.7	10.4	10.0	0.0
【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	47.8	22.2	75.0	68.1	54.5	58.1	35.4	10.0	0.0
【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量	12.2	11.1	10.0	14.9	9.1	0.0	18.8	20.0	50.0
【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	13.0	0.0	5.0	10.6	22.7	20.9	18.8	10.0	0.0
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	13.5	16.7	30.0	19.1	9.1	2.3	12.5	10.0	0.0
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	3.5	5.6	20.0	2.1	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0
その他	4.8	2.8	5.0	2.1	4.5	4.7	8.3	10.0	0.0

		【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量	【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	その他	合計
回答数	全体	32	181	26	110	28	30	31	8	11	230
	都道府県	1	34	5	8	4	0	6	2	1	36
	政令指定都市	2	17	6	15	2	1	6	4	1	20
	中核市	5	38	3	32	7	5	9	1	1	47
	施行時特例市	5	17	4	12	2	5	2	0	1	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	30	2	25	0	9	1	0	2	43
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	35	5	17	9	9	6	0	4	48
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	9	1	1	2	1	1	1	1	10
	人口1万人未満の市町村	3	1	0	0	2	0	0	0	0	4
比率（%）	全体(N=230)	13.9	78.7	11.3	47.8	12.2	13.0	13.5	3.5	4.8	
	都道府県(N=36)	2.8	94.4	13.9	22.2	11.1	0.0	16.7	5.6	2.8	
	政令指定都市(N=20)	10.0	85.0	30.0	75.0	10.0	5.0	30.0	20.0	5.0	
	中核市(N=47)	10.6	80.9	6.4	68.1	14.9	10.6	19.1	2.1	2.1	
	施行時特例市(N=22)	22.7	77.3	18.2	54.5	9.1	22.7	9.1	0.0	4.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=43)	11.6	69.8	4.7	58.1	0.0	20.9	2.3	0.0	4.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=48)	20.8	72.9	10.4	35.4	18.8	18.8	12.5	0.0	8.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=10)	10.0	90.0	10.0	10.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	75.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表 392　＜現在＞エネルギーデータの提供者及び対象範囲【団体区分別】

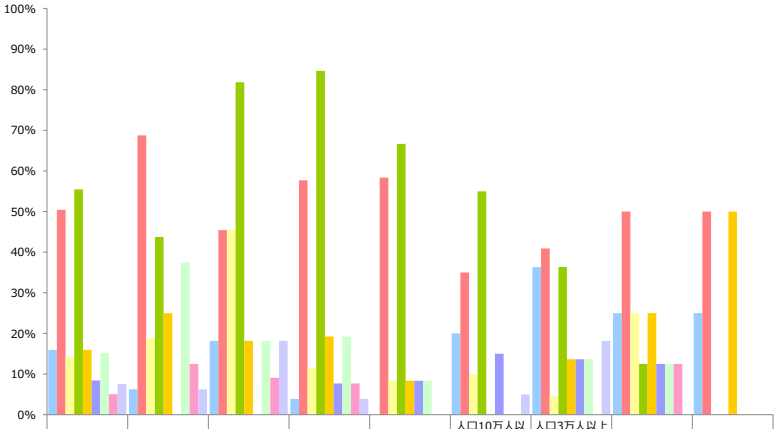

[単位：%]

	全体(N=119)	都道府県(N=16)	政令指定都市(N=11)	中核市(N=26)	施行時特例市(N=12)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=20)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	人口1万人未満の市町村(N=4)
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	16.0	6.3	18.2	3.8	0.0	20.0	36.4	25.0	25.0
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	50.4	68.8	45.5	57.7	58.3	35.0	40.9	50.0	50.0
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	14.3	18.8	45.5	11.5	8.3	10.0	4.5	25.0	0.0
【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	55.5	43.8	81.8	84.6	66.7	55.0	36.4	12.5	0.0
【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量	16.0	25.0	18.2	19.2	8.3	0.0	13.6	25.0	50.0
【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	8.4	0.0	0.0	7.7	8.3	15.0	13.6	12.5	0.0
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	15.1	37.5	18.2	19.2	8.3	0.0	13.6	12.5	0.0
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	5.0	12.5	9.1	7.7	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0
その他	7.6	6.3	18.2	3.8	0.0	5.0	18.2	0.0	0.0

		【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量	【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	その他	合計
回答数	全体	19	60	17	66	19	10	18	6	9	119
	都道府県	1	11	3	7	4	0	6	2	1	16
	政令指定都市	2	5	5	9	2	0	2	1	2	11
	中核市	1	15	3	22	5	2	5	2	1	26
	施行時特例市	0	7	1	8	1	1	1	0	0	12
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	7	2	11	0	3	0	0	1	20
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	9	1	8	3	3	3	0	4	22
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	4	2	1	2	1	1	1	0	8
	人口1万人未満の市町村	1	2	0	0	2	0	0	0	0	4
比率（%）	全体(N=119)	16.0	50.4	14.3	55.5	16.0	8.4	15.1	5.0	7.6	
	都道府県(N=16)	6.3	68.8	18.8	43.8	25.0	0.0	37.5	12.5	6.3	
	政令指定都市(N=11)	18.2	45.5	45.5	81.8	18.2	0.0	18.2	9.1	18.2	
	中核市(N=26)	3.8	57.7	11.5	84.6	19.2	7.7	19.2	7.7	3.8	
	施行時特例市(N=12)	0.0	58.3	8.3	66.7	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=20)	20.0	35.0	10.0	55.0	0.0	15.0	0.0	0.0	5.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	36.4	40.9	4.5	36.4	13.6	13.6	13.6	0.0	18.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	50.0	25.0	12.5	25.0	12.5	12.5	12.5	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	25.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

３）　＜過去／現在＞提供を受けている電力量の区分

以前、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けていた団体において、その電力量の区分は、「部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）」（50.7%）が最も多く、次いで「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」（44.3%）が多い。

現在、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けている団体において、その電力量の区分は、「部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）」（47.1%）が最も多く、次いで「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」（38.2%）が多い。

過去と現在を比べると、「部門別」「契約種別」「産業別」の割合はすべて低下している。

図表 393　＜過去／現在＞提供を受けている電力量の区分

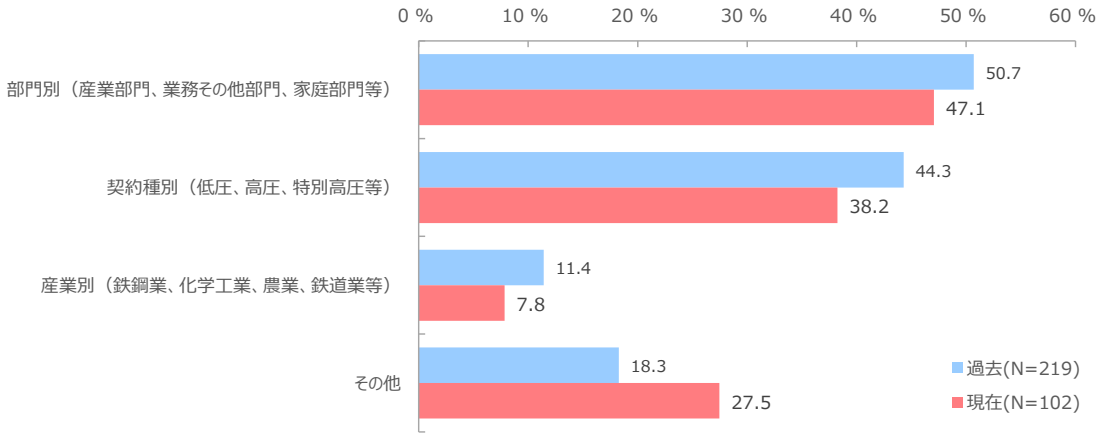

地方公共団体の区分別に、提供を受けている電力量の区分について、過去と現在を比較すると、ほぼすべての区分で、「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」の割合が低下している。

図表 394　＜過去＞提供を受けていた電力量の区分
【団体区分別】

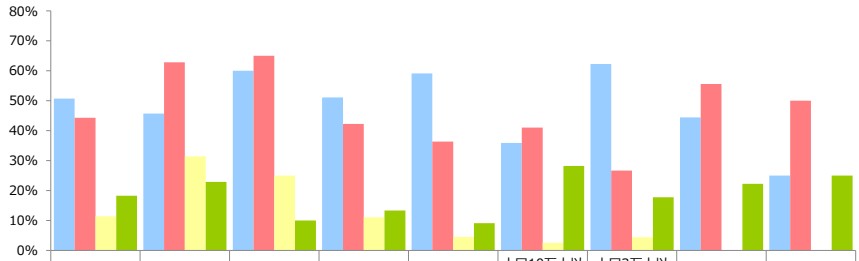

[単位：%]	全体(N=219)	都道府県(N=35)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=45)	施行時特例市(N=22)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=45)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	人口1万人未満の市町村(N=4)
部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	50.7	45.7	60.0	51.1	59.1	35.9	62.2	44.4	25.0
契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	44.3	62.9	65.0	42.2	36.4	41.0	26.7	55.6	50.0
産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	11.4	31.4	25.0	11.1	4.5	2.6	4.4	0.0	0.0
その他	18.3	22.9	10.0	13.3	9.1	28.2	17.8	22.2	25.0

		部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	その他	合計
回答数	全体	111	97	25	40	219
	都道府県	16	22	11	8	35
	政令指定都市	12	13	5	2	20
	中核市	23	19	5	6	45
	施行時特例市	13	8	1	2	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	16	1	11	39
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	12	2	8	45
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	5	0	2	9
	人口1万人未満の市町村	1	2	0	1	4
比率（%）	全体(N=219)	50.7	44.3	11.4	18.3	
	都道府県(N=35)	45.7	62.9	31.4	22.9	
	政令指定都市(N=20)	60.0	65.0	25.0	10.0	
	中核市(N=45)	51.1	42.2	11.1	13.3	
	施行時特例市(N=22)	59.1	36.4	4.5	9.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	35.9	41.0	2.6	28.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=45)	62.2	26.7	4.4	17.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	44.4	55.6	0.0	22.2	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	25.0	50.0	0.0	25.0	

図表 395　＜現在＞提供を受けている電力量の区分
【団体区分別】

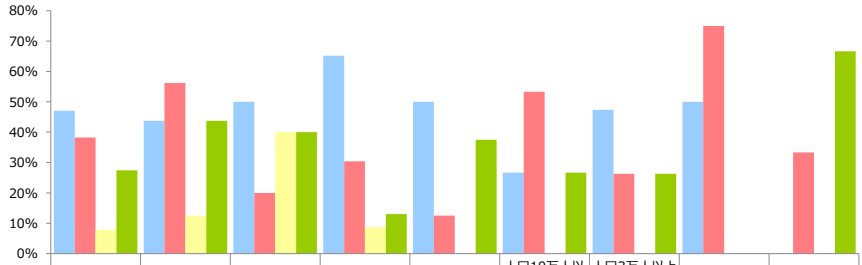

[単位：%]

	全体(N=102)	都道府県(N=16)	政令指定都市(N=10)	中核市(N=23)	施行時特例市(N=8)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=15)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=19)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	人口1万人未満の市町村(N=3)
部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	47.1	43.8	50.0	65.2	50.0	26.7	47.4	50.0	0.0
契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	38.2	56.3	20.0	30.4	12.5	53.3	26.3	75.0	33.3
産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	7.8	12.5	40.0	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	27.5	43.8	40.0	13.0	37.5	26.7	26.3	0.0	66.7

		部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	その他	合計
回答数	全体	48	39	8	28	102
	都道府県	7	9	2	7	16
	政令指定都市	5	2	4	4	10
	中核市	15	7	2	3	23
	施行時特例市	4	1	0	3	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	0	4	15
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	5	0	5	19
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	6	0	0	8
	人口1万人未満の市町村	0	1	0	2	3
比率（%）	全体(N=102)	47.1	38.2	7.8	27.5	
	都道府県(N=16)	43.8	56.3	12.5	43.8	
	政令指定都市(N=10)	50.0	20.0	40.0	40.0	
	中核市(N=23)	65.2	30.4	8.7	13.0	
	施行時特例市(N=8)	50.0	12.5	0.0	37.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=15)	26.7	53.3	0.0	26.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=19)	47.4	26.3	0.0	26.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	50.0	75.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	33.3	0.0	66.7	

４） 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件

現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体において、そのデータの公表について電気事業者・ガス事業者から提示された条件としては、「何らの条件も提示されていない。」（50.6%）が最も高く、「区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること」（22.0%）、「区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること」（14.4%）と続く。

図表 396　提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件

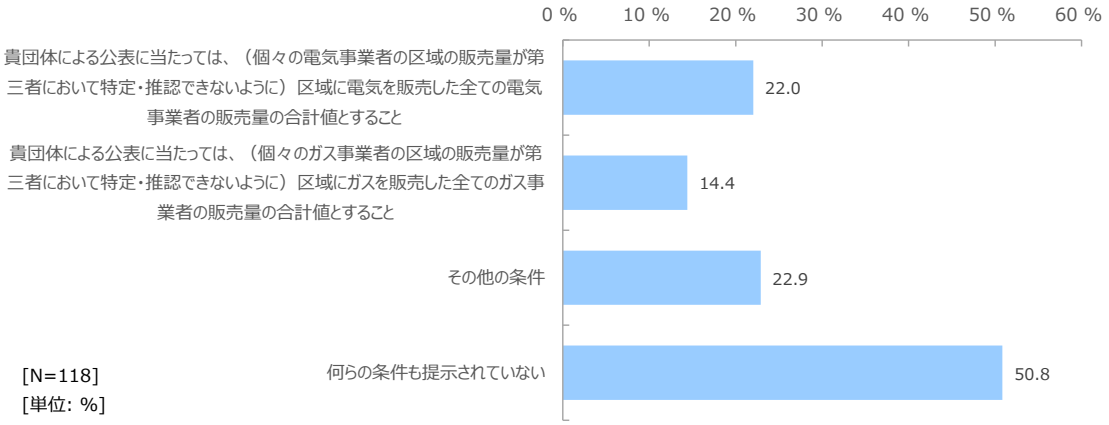

地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村（特別区含む。）ほど、条件を提示されていない団体の割合が高い傾向がある。

図表 397　提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件【団体区分別】

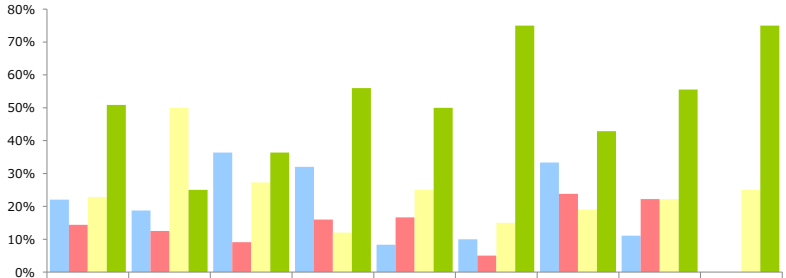

[単位：%]

	全体(N=118)	都道府県(N=16)	政令指定都市(N=11)	中核市(N=25)	施行時特例市(N=12)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=20)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	人口1万人未満の市町村(N=4)
貴団体による公表に当たっては、（個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように）区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること	22.0	18.8	36.4	32.0	8.3	10.0	33.3	11.1	0.0
貴団体による公表に当たっては、（個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように）区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること	14.4	12.5	9.1	16.0	16.7	5.0	23.8	22.2	0.0
その他の条件	22.9	50.0	27.3	12.0	25.0	15.0	19.0	22.2	25.0
何らの条件も提示されていない	50.8	25.0	36.4	56.0	50.0	75.0	42.9	55.6	75.0

		貴団体による公表に当たっては、（個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように）区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること	貴団体による公表に当たっては、（個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように）区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること	その他の条件	何らの条件も提示されていない	合計
回答数	全体	26	17	27	60	118
	都道府県	3	2	8	4	16
	政令指定都市	4	1	3	4	11
	中核市	8	4	3	14	25
	施行時特例市	1	2	3	6	12
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	1	3	15	20
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	5	4	9	21
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	2	2	5	9
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	3	4
比率（%）	全体(N=118)	22.0	14.4	22.9	50.8	
	都道府県(N=16)	18.8	12.5	50.0	25.0	
	政令指定都市(N=11)	36.4	9.1	27.3	36.4	
	中核市(N=25)	32.0	16.0	12.0	56.0	
	施行時特例市(N=12)	8.3	16.7	25.0	50.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=20)	10.0	5.0	15.0	75.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	33.3	23.8	19.0	42.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	11.1	22.2	22.2	55.6	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	0.0	0.0	25.0	75.0	

４．その他地球温暖化対策に関する事項

（１）現在実施している地域の地球温暖化対策・施策

１）　現在実施している地域の地球温暖化対策・施策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、現在実施している地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」（55.9%）が最も多く、「廃棄物焼却量の削減」（37.5%）、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」（35.5%）、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」（30.9%）と続く。

図表 398　現在実施している（してきた）地域の地球温暖化対策・施策

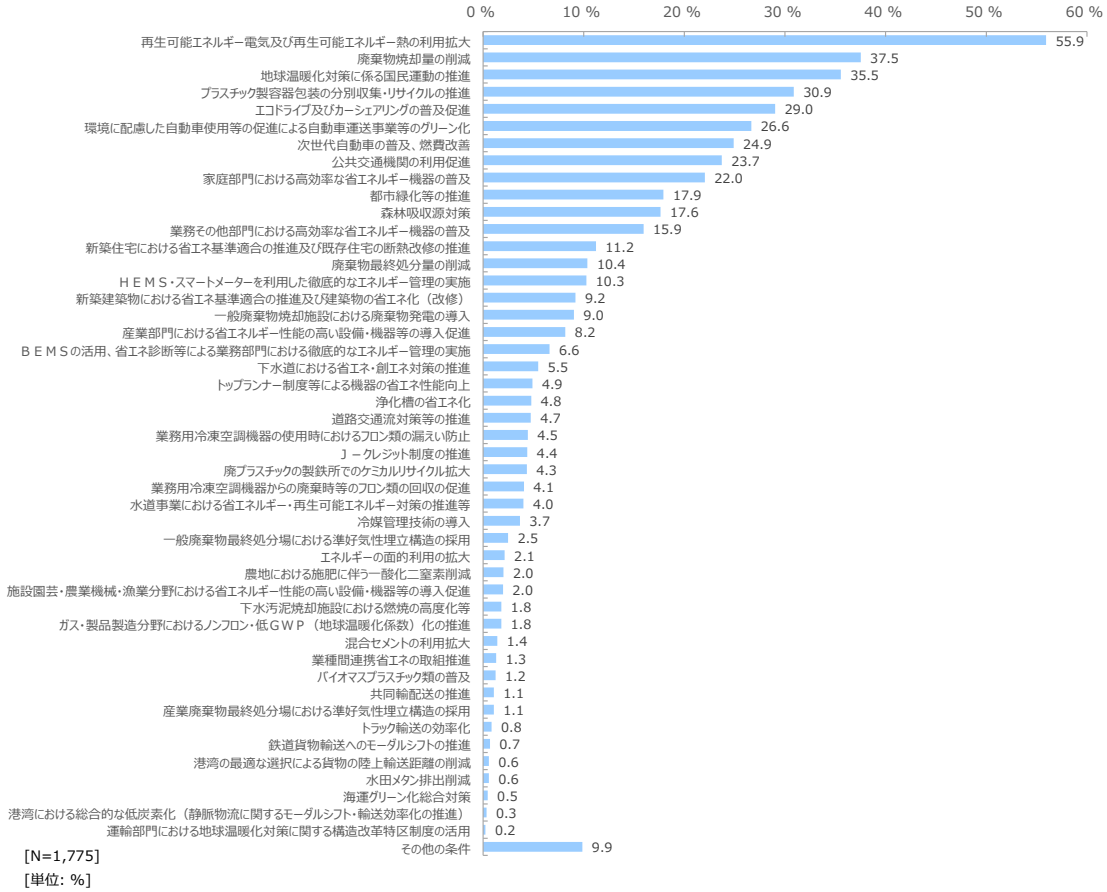

２） 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」（30.3%）が最も多く、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」（13.5%）、「廃棄物焼却量の削減」（12.5%）、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」（8.3%）、「家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及」（5.1%）、と続く。

図表 399　現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

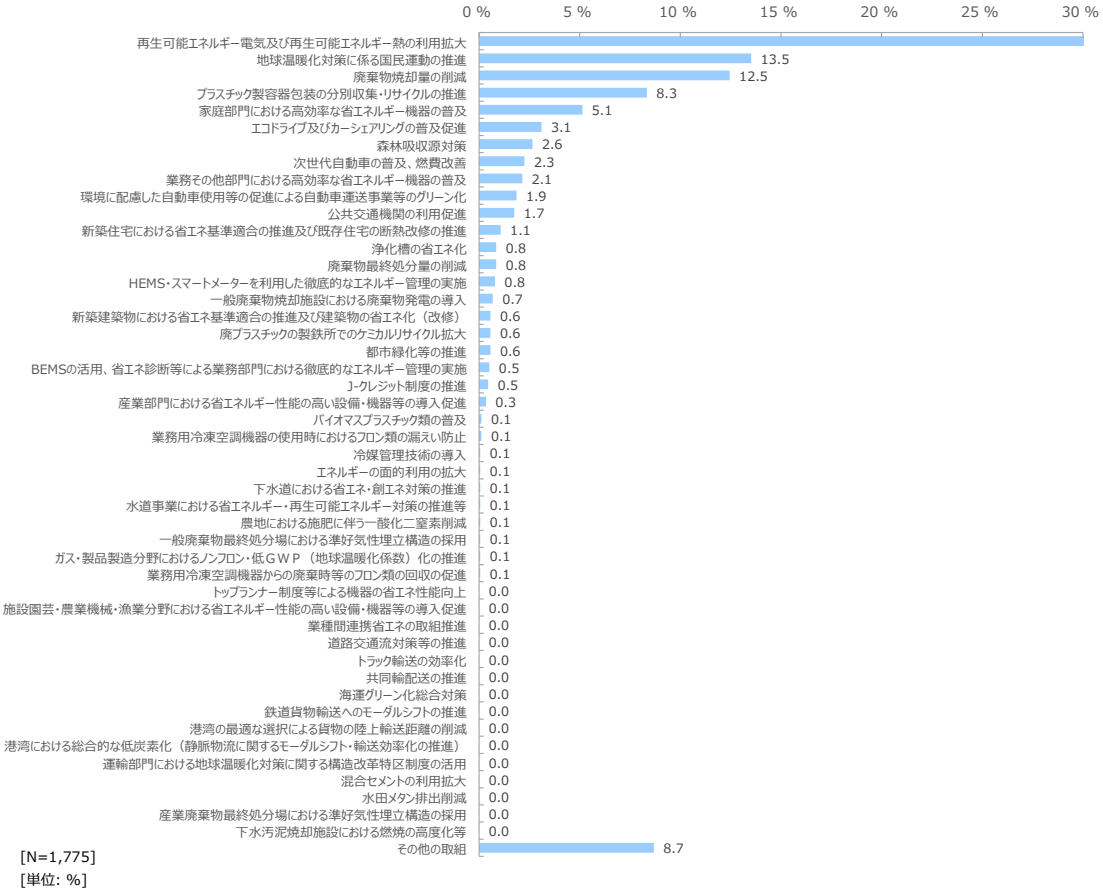

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」が最も多く、都道府県以外の全団体では「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」が最も多い。

図表 400　現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策【団体区分別】（単位：%）

	全体(N=1,775)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	人口1万人未満の市町村(N=503)
再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	30.3	12.8	55.0	43.1	40.7	33.1	33.8	23.9	29.8
新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	1.1	2.1	5.0	3.4	3.7	1.1	0.6	0.9	1.0
家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	5.1	12.8	5.0	13.8	18.5	11.6	6.8	1.6	1.8
浄化槽の省エネ化	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.1	0.6
ＨＥＭＳ・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	1.2	0.7	0.2
新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化（改修）	0.6	0.0	0.0	0.0	3.7	1.1	0.6	0.5	0.4
業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	3.3	1.4	3.4	1.8
冷媒管理技術の導入	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ＢＥＭＳの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.4	0.9	0.4
エネルギーの面的利用の拡大	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	6.0	13.2	10.9
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	0.7	0.0	0.0	1.7	0.0	2.8	0.4	0.7	0.2
産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.3	2.1	0.0	1.7	0.0	0.0	0.2	0.0	0.6
廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.9	0.8
施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業種間連携省エネの取組推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
次世代自動車の普及、燃費改善	2.3	2.1	0.0	0.0	0.0	2.8	1.4	2.3	3.4
道路交通流対策等の推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	1.9	0.0	0.0	1.7	0.0	2.2	2.2	1.8	1.8
公共交通機関の利用促進	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	2.8	1.6	1.2
トラック輸送の効率化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
共同輸配送の推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海運グリーン化総合対策	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
港湾における総合的な低炭素化（静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合セメントの利用拡大	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
バイオマスプラスチック類の普及	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2
廃棄物焼却量の削減	12.5	0.0	0.0	1.7	0.0	6.6	14.0	18.2	11.5
水田メタン排出削減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農地における施肥に伴う一酸化二窒素削減	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
廃棄物最終処分量の削減	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.5	2.0
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低ＧＷＰ（地球温暖化係数）化の推進	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	0.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林吸収源対策	2.6	0.0	0.0	0.0	3.7	1.7	1.0	2.7	5.2
都市緑化等の推進	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.7	0.6
Ｊ－クレジット制度の推進	0.5	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.7	0.2
地球温暖化対策に係る国民運動の推進	13.5	42.6	10.0	29.3	14.8	19.9	14.8	9.6	8.9
エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	3.1	2.1	0.0	0.0	7.4	1.1	3.0	4.3	3.2
その他の取組	8.7	17.0	25.0	3.4	7.4	3.3	6.4	8.2	12.5

	回答数									比率（%）								
	全体(N=1,775)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	人口1万人未満の市町村(N=503)	全体(N=1,775)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	人口1万人未満の市町村(N=503)
再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	537	6	11	25	11	60	169	105	150	30.3	12.8	55.0	43.1	40.7	33.1	33.8	23.9	29.8
新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	19	1	1	2	1	2	3	4	5	1.1	2.1	5.0	3.4	3.7	1.1	0.6	0.9	1.0
家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	91	6	1	8	5	21	34	7	9	5.1	12.8	5.0	13.8	18.5	11.6	6.8	1.6	1.8
浄化槽の省エネ化	15	0	0	0	0	0	3	9	3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.1	0.6
ＨＥＭＳ・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	14	0	0	0	0	4	6	3	1	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	1.2	0.7	0.2
新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化（改修）	10	0	0	0	1	2	3	2	2	0.6	0.0	0.0	0.0	3.7	1.1	0.6	0.5	0.4
業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	38	1	0	0	0	6	7	15	9	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	3.3	1.4	3.4	1.8
冷媒管理技術の導入	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ＢＥＭＳの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	9	0	0	0	0	1	2	4	2	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.4	0.9	0.4
エネルギーの面的利用の拡大	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	148	0	0	0	0	5	30	58	55	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	6.0	13.2	10.9
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	12	0	0	1	0	5	2	3	1	0.7	0.0	0.0	1.7	0.0	2.8	0.4	0.7	0.2
産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	6	1	0	1	0	0	1	0	3	0.3	2.1	0.0	1.7	0.0	0.0	0.2	0.0	0.6
廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	10	0	0	0	0	0	2	4	4	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.9	0.8
施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業種間連携省エネの取組推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
次世代自動車の普及、燃費改善	40	1	0	0	0	5	7	10	17	2.3	2.1	0.0	0.0	0.0	2.8	1.4	2.3	3.4
道路交通流対策等の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	33	0	0	1	0	4	11	8	9	1.9	0.0	0.0	1.7	0.0	2.2	2.2	1.8	1.8
公共交通機関の利用促進	31	0	0	0	0	4	14	7	6	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	2.8	1.6	1.2
トラック輸送の効率化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
共同輸配送の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海運グリーン化総合対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
港湾における総合的な低炭素化（静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合セメントの利用拡大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
バイオマスプラスチック類の普及	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2
廃棄物焼却量の削減	221	0	0	1	0	12	70	80	58	12.5	0.0	0.0	1.7	0.0	6.6	14.0	18.2	11.5
水田メタン排出削減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農地における施肥に伴う一酸化二窒素削減	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
廃棄物最終処分量の削減	15	0	0	0	0	0	3	2	10	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.5	2.0
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低ＧＷＰ（地球温暖化係数）化の推進	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林吸収源対策	47	0	0	0	1	3	5	12	26	2.6	0.0	0.0	0.0	3.7	1.7	1.0	2.7	5.2
都市緑化等の推進	10	0	0	0	0	1	3	3	3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.7	0.6
Ｊ－クレジット制度の推進	8	1	0	0	0	0	3	3	1	0.5	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.7	0.2
地球温暖化対策に係る国民運動の推進	240	20	2	17	4	36	74	42	45	13.5	42.6	10.0	29.3	14.8	19.9	14.8	9.6	8.9
エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	55	1	0	0	2	2	15	19	16	3.1	2.1	0.0	0.0	7.4	1.1	3.0	4.3	3.2
その他の取組	154	8	5	2	2	6	32	36	63	8.7	17.0	25.0	3.4	7.4	3.3	6.4	8.2	12.5

（２）気候変動適応に関する取組状況

１）　気候変動の影響が懸念される分野

都道府県・市町村（特別区含む。）において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害・沿岸域」（75.1%）が最も多く、「農業、森林・林業、水産業」（68.1%）、「自然生態系」（46.0%）、「健康」（43.8%）と続く。

図表 401　気候変動の影響が懸念される分野

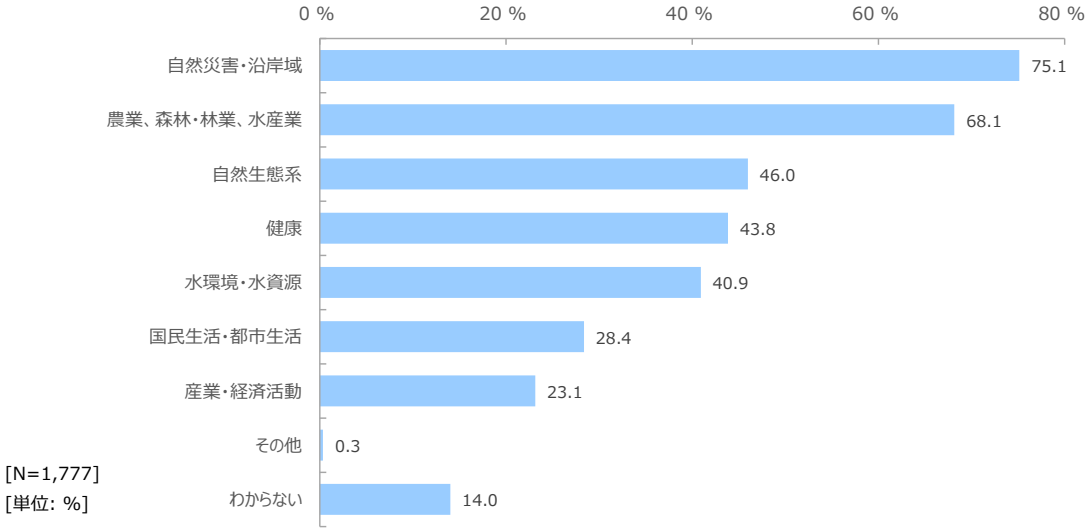

	農業、森林・林業、水産業	水環境・水資源	自然生態系	自然災害・沿岸域	健康	産業・経済活動	国民生活・都市生活	その他	わからない	合計
全体	1,211	727	817	1,335	779	411	504	6	249	1,777
比率（%）	68.1	40.9	46.0	75.1	43.8	23.1	28.4	0.3	14.0	

地方公共団体の区分別に見ると、気候変動の影響に対する懸念は、小規模な市町村（特別区含む。）に比べ、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）の方が全般的に大きい傾向がある。

図表 402　気候変動の影響が懸念される分野【団体区分別】

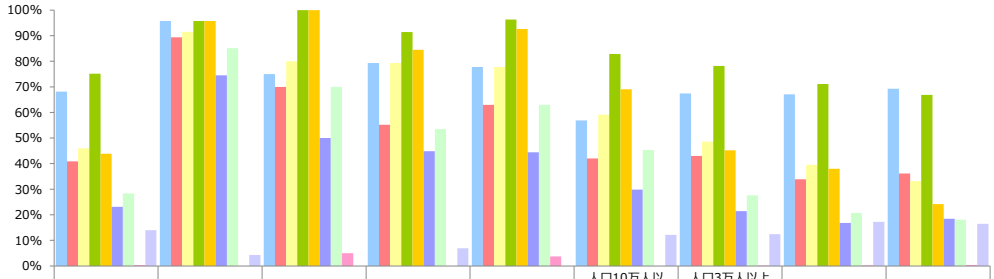

[単位：%]

	全体 (N=1,777)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	人口1万人未満の市町村 (N=504)
農業、森林・林業、水産業	68.1	95.7	75.0	79.3	77.8	56.9	67.4	67.0	69.2
水環境・水資源	40.9	89.4	70.0	55.2	63.0	42.0	43.0	33.9	36.1
自然生態系	46.0	91.5	80.0	79.3	77.8	59.1	48.6	39.5	33.1
自然災害・沿岸域	75.1	95.7	100.0	91.4	96.3	82.9	78.2	71.1	66.9
健康	43.8	95.7	100.0	84.5	92.6	69.1	45.2	38.0	24.2
産業・経済活動	23.1	74.5	50.0	44.8	44.4	29.8	21.4	16.8	18.5
国民生活・都市生活	28.4	85.1	70.0	53.4	63.0	45.3	27.6	20.7	18.1
その他	0.3	0.0	5.0	0.0	3.7	0.0	0.2	0.2	0.4

		農業、森林・林業、水産業	水環境・水資源	自然生態系	自然災害・沿岸域	健康	産業・経済活動	国民生活・都市生活	その他	わからない	合計
回答数	全体	1,211	727	817	1,335	779	411	504	6	249	1,777
	都道府県	45	42	43	45	45	35	40	0	2	47
	政令指定都市	15	14	16	20	20	10	14	1	0	20
	中核市	46	32	46	53	49	26	31	0	4	58
	施行時特例市	21	17	21	26	25	12	17	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	103	76	107	150	125	54	82	0	22	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	337	215	243	391	226	107	138	1	62	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	295	149	174	313	167	74	91	1	76	440
	人口1万人未満の市町村	349	182	167	337	122	93	91	2	83	504
比率（%）	全体(N=1,777)	68.1	40.9	46.0	75.1	43.8	23.1	28.4	0.3	14.0	
	都道府県(N=47)	95.7	89.4	91.5	95.7	95.7	74.5	85.1	0.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	75.0	70.0	80.0	100.0	100.0	50.0	70.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	79.3	55.2	79.3	91.4	84.5	44.8	53.4	0.0	6.9	
	施行時特例市(N=27)	77.8	63.0	77.8	96.3	92.6	44.4	63.0	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	56.9	42.0	59.1	82.9	69.1	29.8	45.3	0.0	12.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	67.4	43.0	48.6	78.2	45.2	21.4	27.6	0.2	12.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	67.0	33.9	39.5	71.1	38.0	16.8	20.7	0.2	17.3	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	69.2	36.1	33.1	66.9	24.2	18.5	18.1	0.4	16.5	

２） 地域気候変動適応計画の策定状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応計画の策定状況としては、「策定する予定がない」（63.1%）が最も多い。

一方、「既に策定している」団体は 2.3%、「これから策定する予定」団体も 6.3%、「法には基づかないが、自主的に策定している」団体も 1.8%存在している。

図表 403　地域気候変動適応計画の策定状況

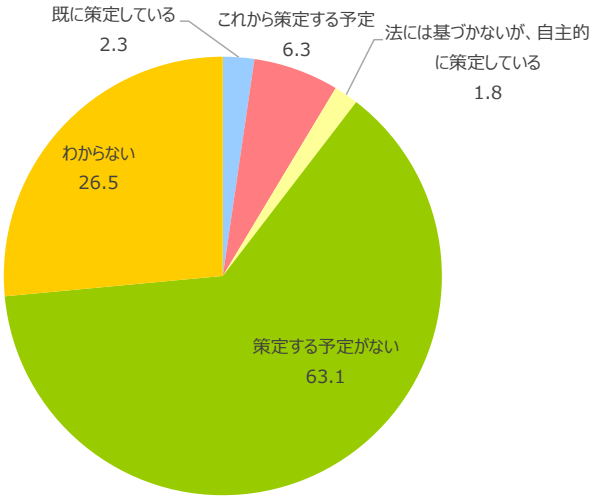

[N=1,775]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては８割以上の団体が「既に策定している」、または「これから策定する予定」を選択している。一方、人口 10 万人未満の市区町村では、「策定する予定がない」を選択する団体が 5 割以上となっている。

図表 404　地域気候変動適応計画の策定状況【団体区分別】

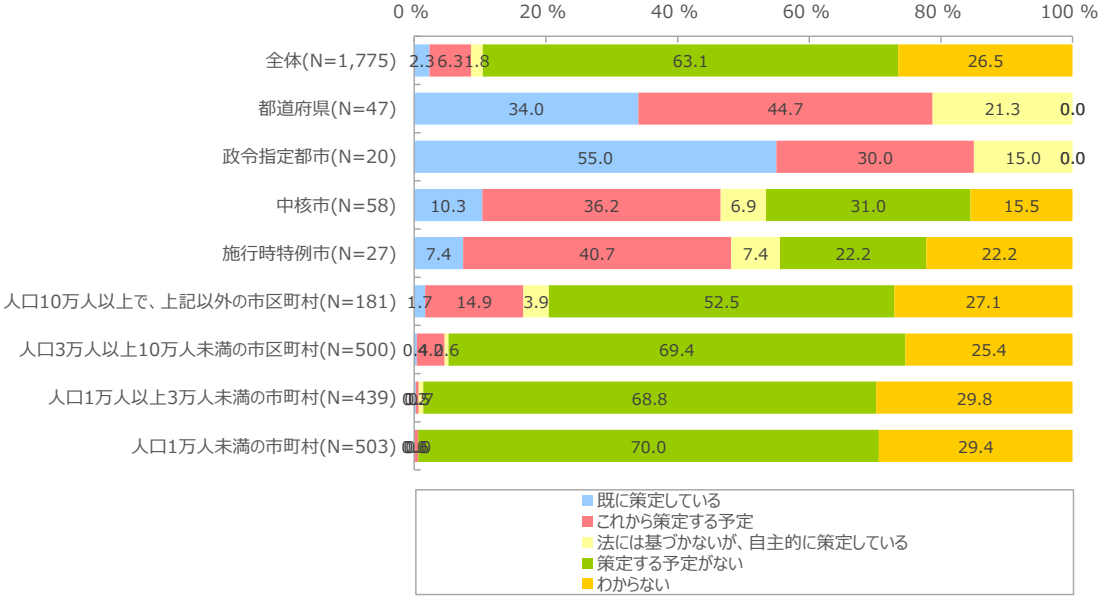

		既に策定している	これから策定する予定	法には基づかないが、自主的に策定している	策定する予定がない	わからない	合計
全体	全体	41	112	32	1,120	470	1,775
	都道府県	16	21	10	0	0	47
	政令指定都市	11	6	3	0	0	20
	中核市	6	21	4	18	9	58
	施行時特例市	2	11	2	6	6	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	27	7	95	49	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	21	3	347	127	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	2	3	302	131	439
	人口1万人未満の市町村	0	3	0	352	148	503
比率	全体(N=1,775)	2.3	6.3	1.8	63.1	26.5	
	都道府県(N=47)	34.0	44.7	21.3	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	30.0	15.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	10.3	36.2	6.9	31.0	15.5	
	施行時特例市(N=27)	7.4	40.7	7.4	22.2	22.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	1.7	14.9	3.9	52.5	27.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.4	4.2	0.6	69.4	25.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	0.2	0.5	0.7	68.8	29.8	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	0.0	0.6	0.0	70.0	29.4	

①策定年月

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画策定年月（予定も含む）としては、「2020 年３月」（79.2%）が最も多い。

図表 405　地域気候変動適応計画の策定及び直近の改定年度

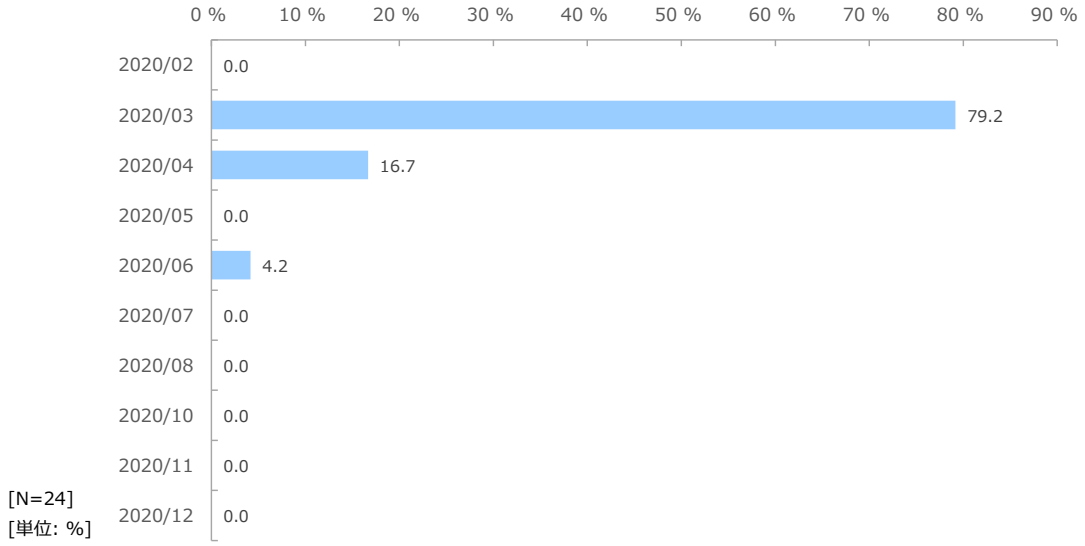

②策定実態

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の策定実態については、99.3%と大部分の団体が「単独」での計画策定と回答している。

図表 406　地域気候変動適応計画の策定実態

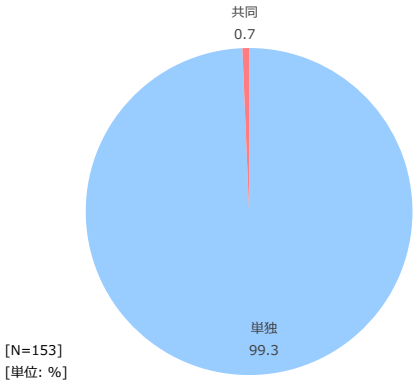

図表 407　地域気候変動適応計画の策定実態【団体区分別】

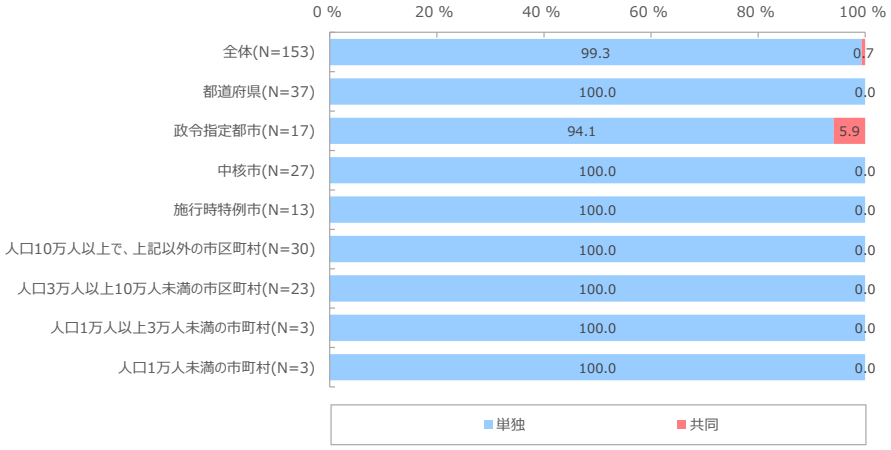

		単独	共同	合計
全体	全体	152	1	153
	都道府県	37	0	37
	政令指定都市	16	1	17
	中核市	27	0	27
	施行時特例市	13	0	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	30	0	30
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	23	0	23
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	3
	人口1万人未満の市町村	3	0	3
比率	全体(N=153)	99.3	0.7	
	都道府県(N=37)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=17)	94.1	5.9	
	中核市(N=27)	100.0	0.0	
	施行時特例市(N=13)	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=30)	100.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=23)	100.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	

③計画の位置づけ

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の位置づけは、「温対計画（区域施策編）の中に位置付けている」（51.6%）が最も多い。「環境基本計画の中に位置付けている」団体も 3 割程度存在する。

図表 408　地域気候変動適応計画の位置づけ

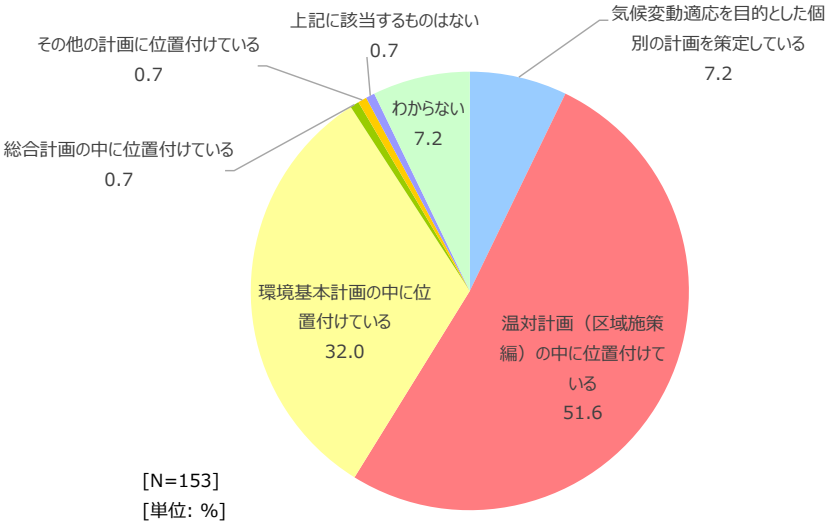

図表 409　地域気候変動適応計画の位置づけ【団体区分別】

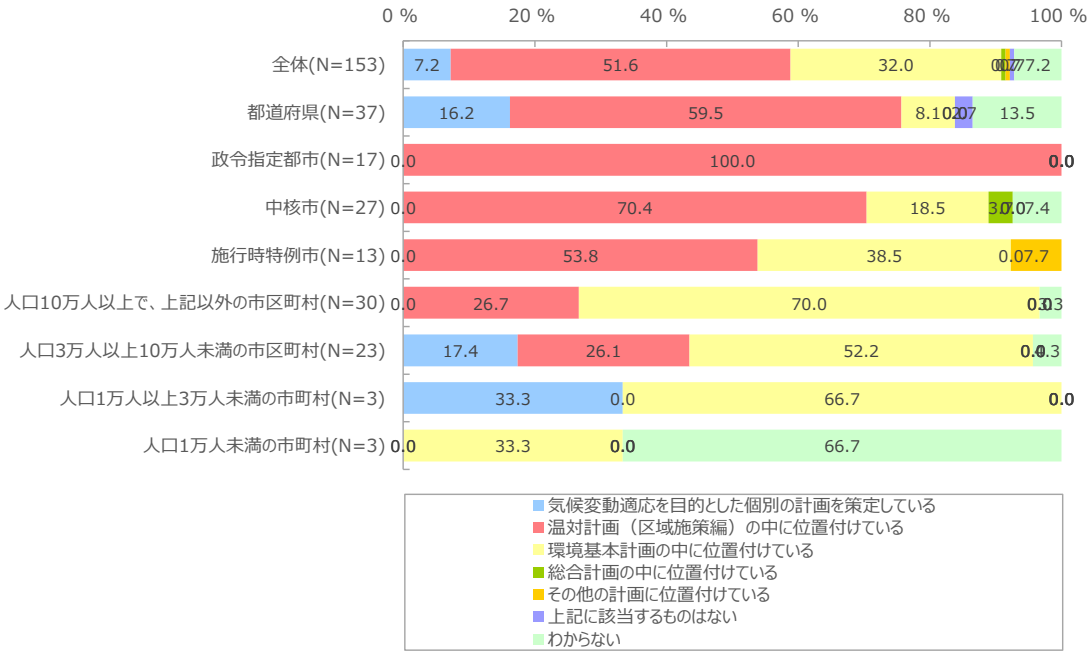

		気候変動適応を目的とした個別の計画を策定している	温対計画（区域施策編）の中に位置付けている	環境基本計画の中に位置付けている	総合計画の中に位置付けている	その他の計画に位置付けている	上記に該当するものはない	わからない	合計
全体	全体	11	79	49	1	1	1	11	153
	都道府県	6	22	3	0	0	1	5	37
	政令指定都市	0	17	0	0	0	0	0	17
	中核市	0	19	5	1	0	0	2	27
	施行時特例市	0	7	5	0	1	0	0	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	21	0	0	0	1	30
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	6	12	0	0	0	1	23
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	2	0	0	0	0	3
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	0	0	0	2	3
比率	全体(N=153)	7.2	51.6	32.0	0.7	0.7	0.7	7.2	
	都道府県(N=37)	16.2	59.5	8.1	0.0	0.0	2.7	13.5	
	政令指定都市(N=17)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=27)	0.0	70.4	18.5	3.7	0.0	0.0	7.4	
	施行時特例市(N=13)	0.0	53.8	38.5	0.0	7.7	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=30)	0.0	26.7	70.0	0.0	0.0	0.0	3.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=23)	17.4	26.1	52.2	0.0	0.0	0.0	4.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	

④改定予定時期

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の改定予定年度は、「計画策定又は直近の改定から 5 年後」(35.9%)が最も多く、「計画策定又は直近の改定から 10 年後」（22.2%）が続く。

図表 410　地域気候変動適応計画の改定予定時期

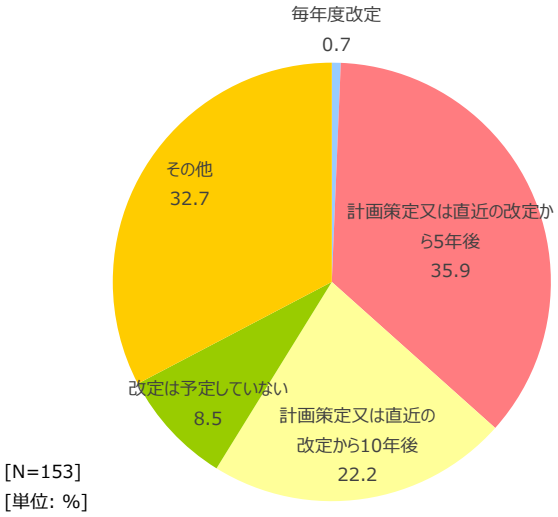

図表 411　地域気候変動適応計画の改定予定時期【団体区分別】

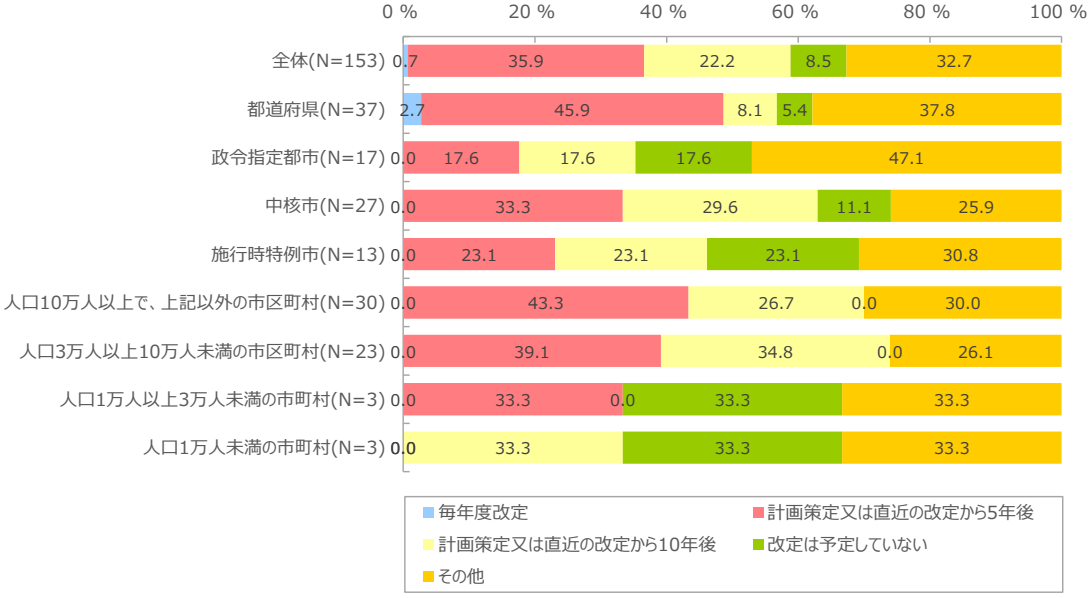

		毎年度改定	計画策定又は直近の改定から5年後	計画策定又は直近の改定から10年後	改定は予定していない	その他	合計
全体	全体	1	55	34	13	50	153
	都道府県	1	17	3	2	14	37
	政令指定都市	0	3	3	3	8	17
	中核市	0	9	8	3	7	27
	施行時特例市	0	3	3	3	4	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	13	8	0	9	30
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	9	8	0	6	23
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	1	0	1	1	3
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	1	1	3
比率	全体(N=153)	0.7	35.9	22.2	8.5	32.7	
	都道府県(N=37)	2.7	45.9	8.1	5.4	37.8	
	政令指定都市(N=17)	0.0	17.6	17.6	17.6	47.1	
	中核市(N=27)	0.0	33.3	29.6	11.1	25.9	
	施行時特例市(N=13)	0.0	23.1	23.1	23.1	30.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=30)	0.0	43.3	26.7	0.0	30.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=23)	0.0	39.1	34.8	0.0	26.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	

⑤計画の進捗状況の把握・評価の頻度

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の進捗状況の把握・評価の頻度について、「毎年実施」（47.7%）が最も多く、「把握・評価を数年ごとに実施」（13.1%）が続く。

図表 412　地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度

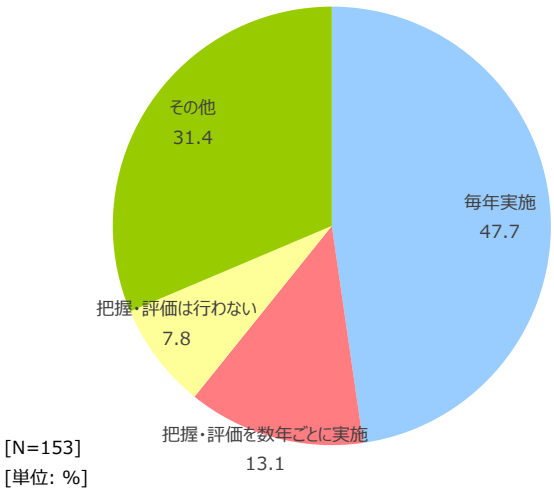

図表 413　地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度【団体区分別】

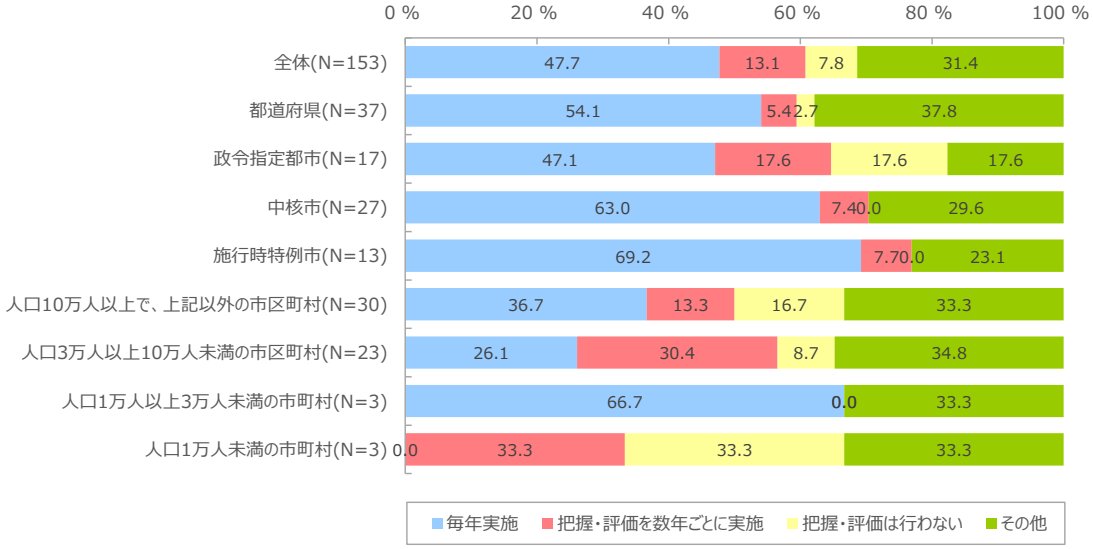

		毎年実施	把握・評価を数年ごとに実施	把握・評価は行わない	その他	合計
全体	全体	73	20	12	48	153
	都道府県	20	2	1	14	37
	政令指定都市	8	3	3	3	17
	中核市	17	2	0	8	27
	施行時特例市	9	1	0	3	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	4	5	10	30
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	7	2	8	23
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	0	1	3
	人口1万人未満の市町村	0	1	1	1	3
比率	全体(N=153)	47.7	13.1	7.8	31.4	
	都道府県(N=37)	54.1	5.4	2.7	37.8	
	政令指定都市(N=17)	47.1	17.6	17.6	17.6	
	中核市(N=27)	63.0	7.4	0.0	29.6	
	施行時特例市(N=13)	69.2	7.7	0.0	23.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=30)	36.7	13.3	16.7	33.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=23)	26.1	30.4	8.7	34.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	66.7	0.0	0.0	33.3	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	33.3	33.3	33.3	

⑥評価指標

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の進捗状況の評価指標について、「各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定」（17.6%）が最も多く、「計画に記載されたすべての施策について評価指標を設定」（9.2%）が続く。「設定していない」団体も 36.6%存在している。

図表 414　地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標

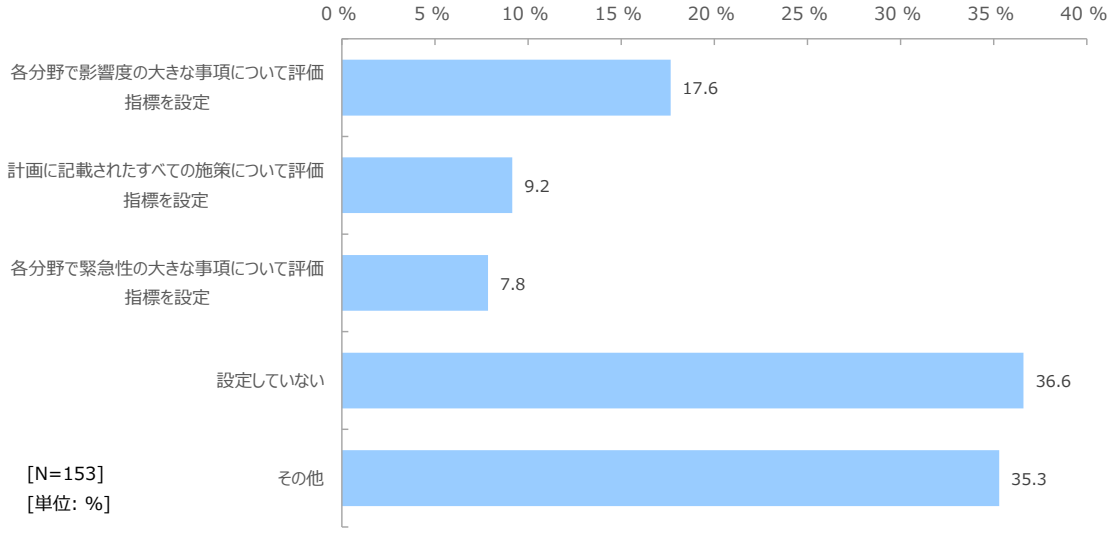

図表 415　地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標
【団体区分別】

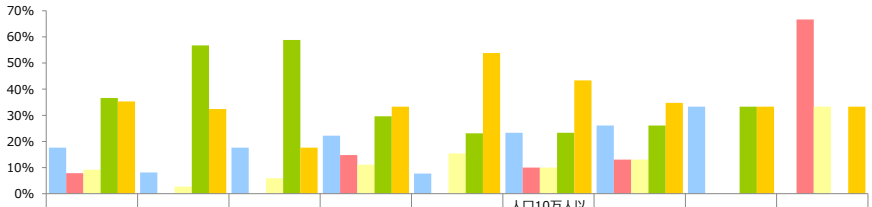

[単位：%]

	全体(N=153)	都道府県(N=37)	政令指定都市(N=17)	中核市(N=27)	施行時特例市(N=13)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=30)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=23)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	人口1万人未満の市町村(N=3)
各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定	17.6	8.1	17.6	22.2	7.7	23.3	26.1	33.3	0.0
各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定	7.8	0.0	0.0	14.8	0.0	10.0	13.0	0.0	66.7
計画に記載されたすべての施策について評価指標を設定	9.2	2.7	5.9	11.1	15.4	10.0	13.0	0.0	33.3
設定していない	36.6	56.8	58.8	29.6	23.1	23.3	26.1	33.3	0.0
その他	35.3	32.4	17.6	33.3	53.8	43.3	34.8	33.3	33.3

		各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定	各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定	計画に記載されたすべての施策について評価指標を設定	設定していない	その他	合計
回答数	全体	27	12	14	56	54	153
	都道府県	3	0	1	21	12	37
	政令指定都市	3	0	1	10	3	17
	中核市	6	4	3	8	9	27
	施行時特例市	1	0	2	3	7	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	3	3	7	13	30
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	3	3	6	8	23
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	1	1	3
	人口1万人未満の市町村	0	2	1	0	1	3
比率（%）	全体(N=153)	17.6	7.8	9.2	36.6	35.3	
	都道府県(N=37)	8.1	0.0	2.7	56.8	32.4	
	政令指定都市(N=17)	17.6	0.0	5.9	58.8	17.6	
	中核市(N=27)	22.2	14.8	11.1	29.6	33.3	
	施行時特例市(N=13)	7.7	0.0	15.4	23.1	53.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=30)	23.3	10.0	10.0	23.3	43.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=23)	26.1	13.0	13.0	26.1	34.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	66.7	33.3	0.0	33.3	

３）　地域気候変動適応センターの確保状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応センターの確保状況について、「確保する予定はない」（62.0%）が最も多い。「既に確保している」団体は 1.0%、「これから確保する予定」の団体は 2.9%に留まる。

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「既に確保している」、「これから確保する予定」の団体があわせて 8 割以上となっている。

図表 416　地域気候変動適応センターの確保状況

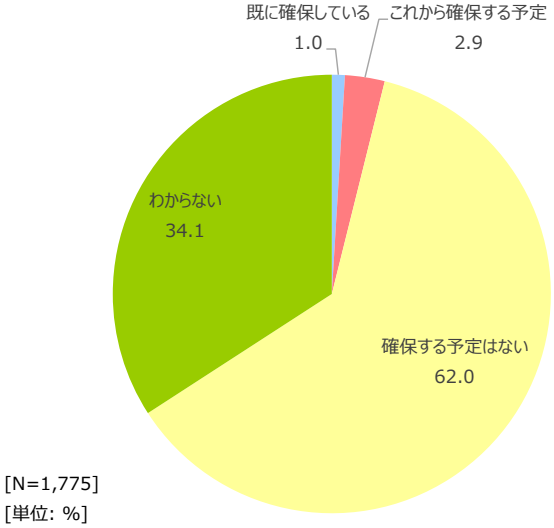

図表 417　地域気候変動適応センターの確保状況
【団体区分別】

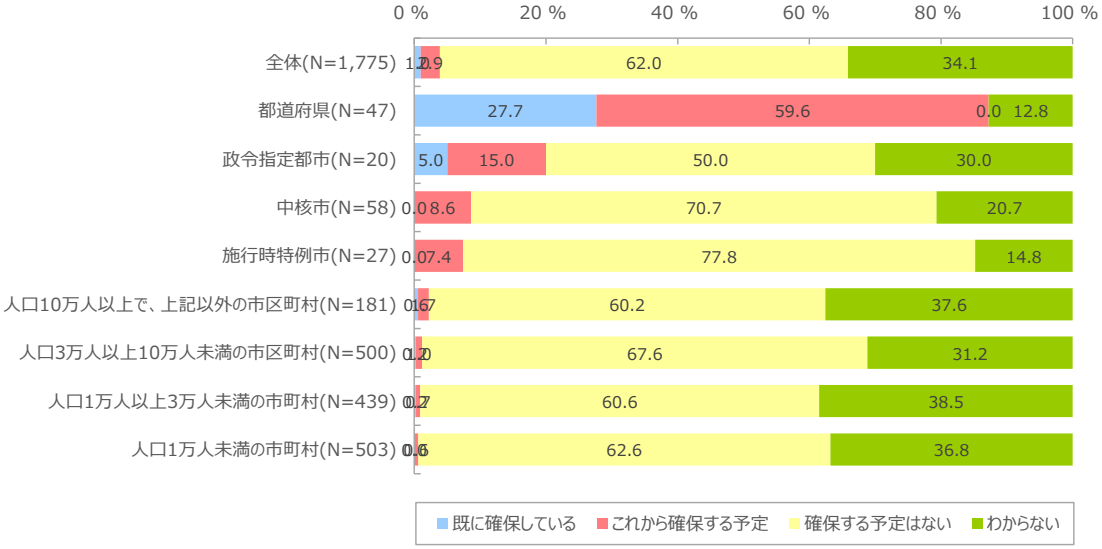

		既に確保している	これから確保する予定	確保する予定はない	わからない	合計
全体	全体	17	52	1,100	606	1,775
	都道府県	13	28	0	6	47
	政令指定都市	1	3	10	6	20
	中核市	0	5	41	12	58
	施行時特例市	0	2	21	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	3	109	68	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	5	338	156	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	3	266	169	439
	人口1万人未満の市町村	0	3	315	185	503
比率	全体(N=1,775)	1.0	2.9	62.0	34.1	
	都道府県(N=47)	27.7	59.6	0.0	12.8	
	政令指定都市(N=20)	5.0	15.0	50.0	30.0	
	中核市(N=58)	0.0	8.6	70.7	20.7	
	施行時特例市(N=27)	0.0	7.4	77.8	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.6	1.7	60.2	37.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.2	1.0	67.6	31.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	0.2	0.7	60.6	38.5	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	0.0	0.6	62.6	36.8	

①確保年度

地域気候変動適応センターを既に確保している団体における確保年月は、「2019 年４月」（50.0%）が最も多い。

図表 418　地域気候変動適応センターの確保年度

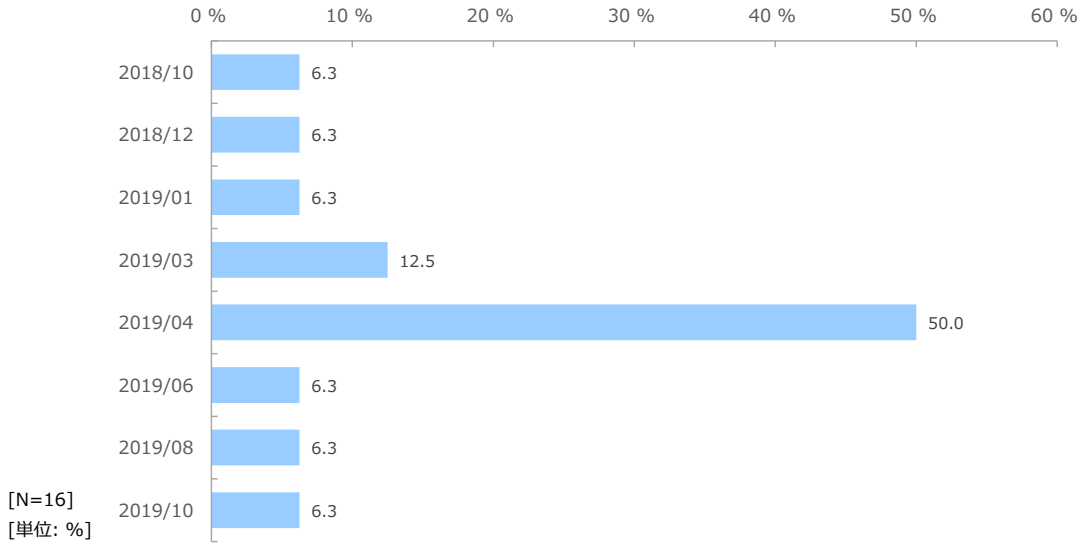

②確保形態

地域気候変動適応センターを既に確保している団体における確保形態は、「単独」が 76.5%で、共同で確保している団体も 23.5%存在している。

図表 419　地域気候変動適応センターの確保形態

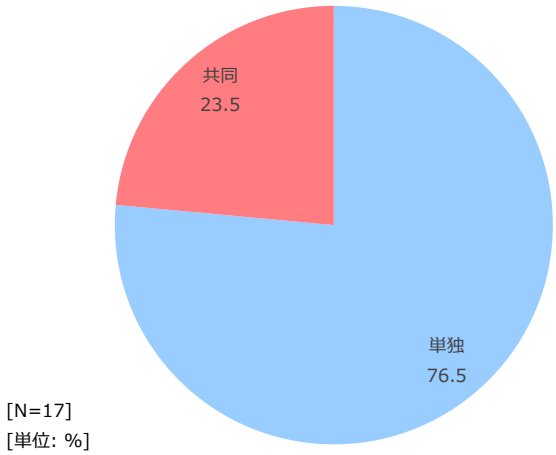

４）　気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」(20.8%) が最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」(18.8%) と続く。「実施している取組はない」団体は 67.8%となっている。

図表 420　気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

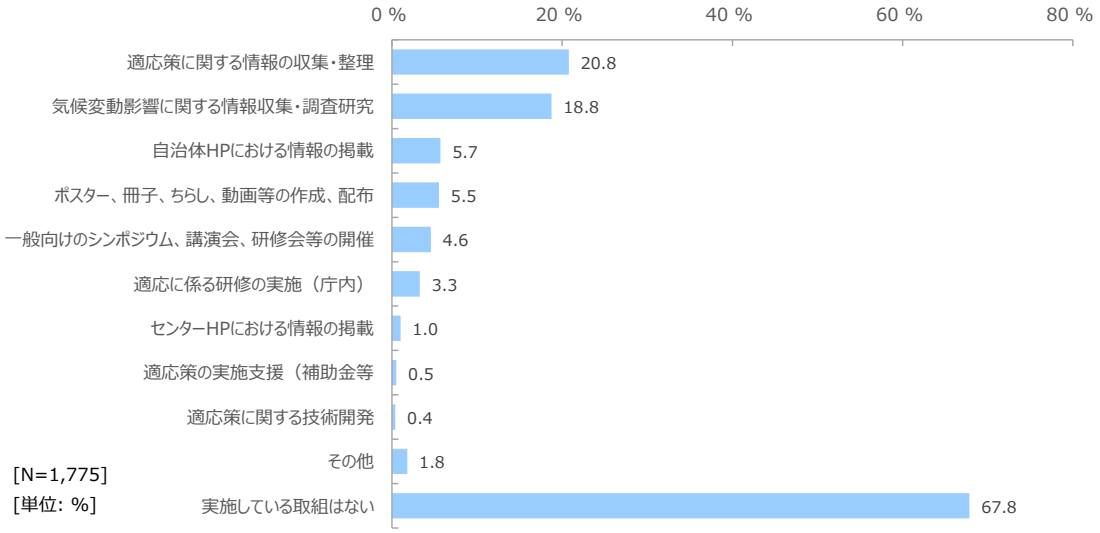

図表 421　気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容【団体区分別】

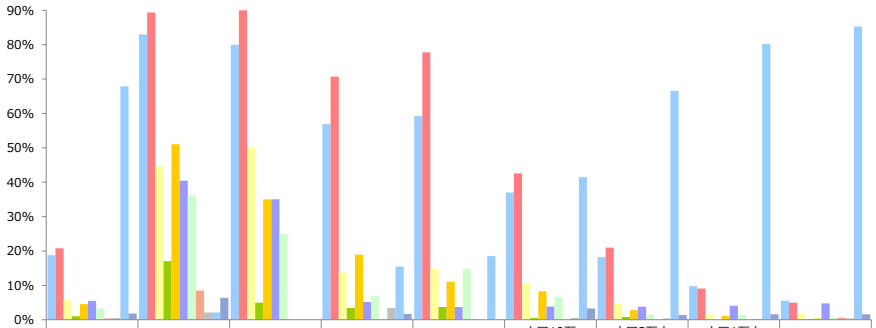

[単位：%]

	全体 (N=1,775)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行時特例市 (N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=439)	人口1万人未満の市町村 (N=503)
気候変動影響に関する情報収集・調査研究	18.8	83.0	80.0	56.9	59.3	37.0	18.2	9.8	5.6
適応策に関する情報の収集・整理	20.8	89.4	90.0	70.7	77.8	42.5	21.0	9.1	5.0
自治体HPにおける情報の掲載	5.7	44.7	50.0	13.8	14.8	10.5	4.6	1.6	1.8
センターHPにおける情報の掲載	1.0	17.0	5.0	3.4	3.7	0.6	0.8	0.0	0.2
一般向けのシンポジウム、講演会、研修会等の開催	4.6	51.1	35.0	19.0	11.1	8.3	2.8	1.1	0.4
ポスター、冊子、ちらし、動画等の作成、配布	5.5	40.4	35.0	5.2	3.7	3.9	3.8	4.1	4.8
適応に係る研修の実施（庁内）	3.3	36.2	25.0	6.9	14.8	6.6	1.4	1.4	0.6
適応策に関する技術開発	0.4	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
適応策の実施支援（補助金等	0.5	2.1	0.0	3.4	0.0	0.6	0.4	0.2	0.4

		気候変動影響に関する情報収集・調査研究	適応策に関する情報の収集・整理	自治体HPにおける情報の掲載	センターHPにおける情報の掲載	一般向けのシンポジウム、講演会、研修会等の開催	ポスター、冊子、ちらし、動画等の作成、配布	適応に係る研修の実施（庁内）	適応策に関する技術開発	適応策の実施支援（補助金等	実施している取組はない	その他	合計
回答数	全体	333	369	101	18	81	98	58	7	9	1,204	32	1,775
	都道府県	39	42	21	8	24	19	17	4	1	1	3	47
	政令指定都市	16	18	10	1	7	7	5	0	0	0	0	20
	中核市	33	41	8	2	11	3	4	0	2	9	1	58
	施行時特例市	16	21	4	1	3	1	4	0	0	5	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	67	77	19	1	15	7	12	0	1	75	6	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	91	105	23	4	14	19	7	0	2	333	7	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	43	40	7	0	5	18	6	0	1	352	7	439
	人口1万人未満の市町村	28	25	9	1	2	24	3	3	2	429	8	503
比率（%）	全体(N=1,775)	18.8	20.8	5.7	1.0	4.6	5.5	3.3	0.4	0.5	67.8	1.8	
	都道府県(N=47)	83.0	89.4	44.7	17.0	51.1	40.4	36.2	8.5	2.1	2.1	6.4	
	政令指定都市(N=20)	80.0	90.0	50.0	5.0	35.0	35.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	56.9	70.7	13.8	3.4	19.0	5.2	6.9	0.0	3.4	15.5	1.7	
	施行時特例市(N=27)	59.3	77.8	14.8	3.7	11.1	3.7	14.8	0.0	0.0	18.5	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	37.0	42.5	10.5	0.6	8.3	3.9	6.6	0.0	0.6	41.4	3.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	18.2	21.0	4.6	0.8	2.8	3.8	1.4	0.0	0.4	66.6	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	9.8	9.1	1.6	0.0	1.1	4.1	1.4	0.0	0.2	80.2	1.6	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	5.6	5.0	1.8	0.2	0.4	4.8	0.6	0.6	0.4	85.3	1.6	

５）　気候変動適応情報プラットフォームの活用状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動適応情報プラットフォームの活用状況について、「全く活用していない」（49.1%）、「プラットフォームの存在を知らない」（34.５%）団体が合わせて８割以上となっている。活用している団体については、「数ヶ月に１回程度活用している」（5.9%）、「1 年に 1 回程度活用している」（4.6%）団体が多い。

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては月に１回程度以上活用している団体が 7 割以上となっている。施工時特例市未満の団体では７割以上の団体が活用できていない。

図表 422　気候変動適応情報プラットフォームの活用状況

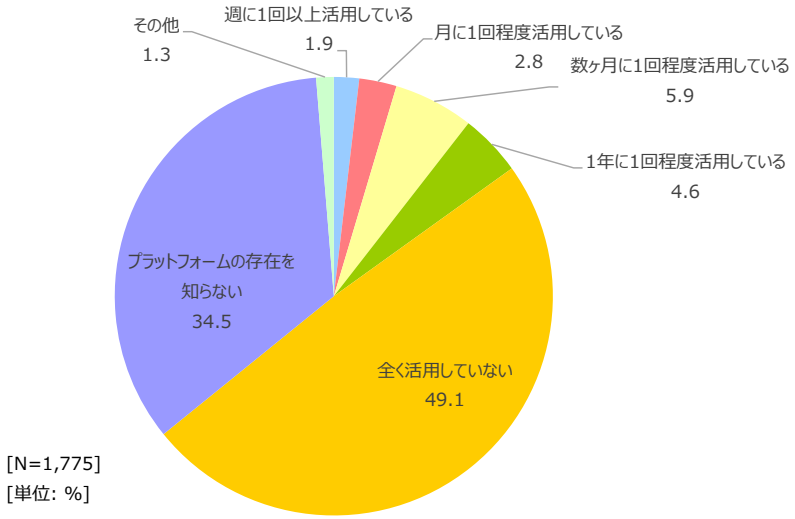

図表 423　気候変動適応情報プラットフォームの活用状況【団体区分別】

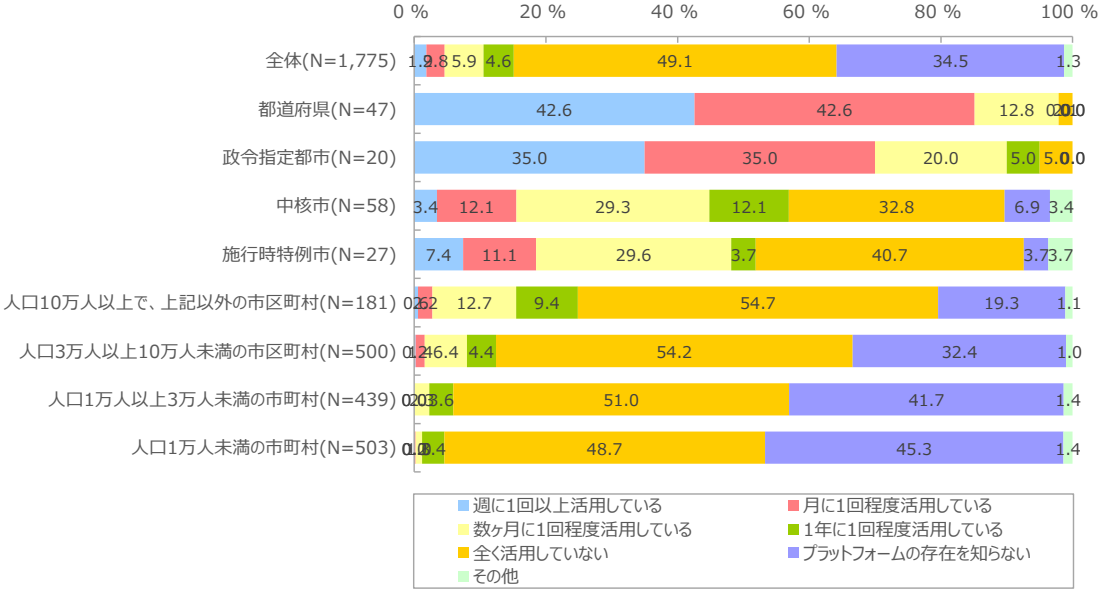

		週に1回以上活用している	月に1回程度活用している	数ヶ月に1回程度活用している	1年に1回程度活用している	全く活用していない	プラットフォームの存在を知らない	その他	合計
全体	全体	33	49	105	81	871	613	23	1,775
	都道府県	20	20	6	0	1	0	0	47
	政令指定都市	7	7	4	1	1	0	0	20
	中核市	2	7	17	7	19	4	2	58
	施行時特例市	2	3	8	1	11	1	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	4	23	17	99	35	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	7	32	22	271	162	5	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	0	10	16	224	183	6	439
	人口1万人未満の市町村	0	1	5	17	245	228	7	503
比率	全体(N=1,775)	1.9	2.8	5.9	4.6	49.1	34.5	1.3	
	都道府県(N=47)	42.6	42.6	12.8	0.0	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	35.0	35.0	20.0	5.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	3.4	12.1	29.3	12.1	32.8	6.9	3.4	
	施行時特例市(N=27)	7.4	11.1	29.6	3.7	40.7	3.7	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.6	2.2	12.7	9.4	54.7	19.3	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.2	1.4	6.4	4.4	54.2	32.4	1.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	0.0	0.0	2.3	3.6	51.0	41.7	1.4	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	0.0	0.2	1.0	3.4	48.7	45.3	1.4	

６） プラットフォームに掲載してほしい情報、国立環境研究所に期待する技術的助言の内容

プラットフォームに掲載してほしい情報、国立環境研究所に期待する技術的助言の内容については、「具体的な市町村の取組事例」、「各市区町村の気候変動・影響に関するデータ」、「気候変動による影響に関する情報」、「プラットフォームそのものに関する情報」等が挙げられている。

７） 気候変動適応に関する取組実施に向けた意見・要望

図表 424　気候変動適応に関する取組実施に向けた意見・要望

気候変動適応に関する取組実施に向けた意見・要望
予算措置が難しく、適応に関する施策が十分実施できない状況であるため、支援をお願いしたい。
NASA で公表している温暖化に関する論文の内容をマニュアルに取り入れる予定はありますか。
１．実行計画の策定について（小規模自治体では人員的・財政的・力量的に困難） ２．温室効果ガス排出量算定について（小規模自治体では人員的・財政的・力量的に困難） ３．急激な高齢化と人口減が進む地方の小規模自治体では設備投資を進めることは困難。 また、同様の理由により、住民レベルでの地球温暖化防止に関する取組の活発化もほとんど図られない。
環境問題の緊急性に鑑みると政策上の優先度をさらに高める必要があると感じていますが、財政や人員等の事情により今一つ気運が高まりません。
国の適応計画の策定による地方自治体の役割の提示が求められるが、行政担当部署の人員不足が適応策の推進を阻害している。
適応センターの取組事例が少なく、センター確保に向けた検討材料が得られない
法令化しなければ対応できない対策が多々あると感じます。
国民、市民は、気候変動について他人事で、自分が被害を受けて初めてその認識に至るような状況です。自分が居住している地域のことを知ろうともせず、対策もしないため、災害被害が拡大しており、国としてその示しをしっかりと実施し、市町村行政で行動しやすくしていただきたいと思います。
人員不足で内容把握不足のため、説明会等実施
気候変動について、町レベルだと計画や施策に反映するには規模が大きい印象があり、具体的にどのように取り組んでいくかが課題である。
テレビ、新聞など一般の方の目に触れる機会を増やし、特に健康被害の抑制に努めていただきたい

気候変動適応に関する取組実施に向けた意見・要望
環境関連部署が主導して適応策の実施について理解を求めるには限界がある（とくに、インフラ整備など大きな支出を伴う場合）。何らかの予算措置をお願いしたい。
適応策は様々な分野にまたがる一方、部局間の連携が課題となっている。環境省と他の省庁で連携し、政府全体の取組として位置付けてほしい。
防災対策を進めるに当たり、庁内連携も大切であるが、各省庁における取組（特に、河川整備計画の見直し）も不可欠であるため、縦（国→自治体）及び横（庁内）の連携をともに進めることにより、国土強靭化を進めるべきと考える。
他部局との連携について、適応策への理解を得ることが難しいことがあるので、国土交通省や厚生労働省といった組織からも地方自治体の関係部局に適応策について周知できるような態勢を整えてほしい。
適応策では環境分野ではなく、多くは経済分野や保健、都市計画、防災など他の分野が行う施策が多い。如何に他の分野の方に環境の視点にたって、協力してもらうかが課題である。国としても、各関係法例に環境の視点を盛り込むなど、動きやすくして欲しい。
適応策を進めるうえで自治体での課題の抽出方法とその対応の策定方法が課題
影響予測評価について、腱や国で行う結果と重複するため市単独で実施する意義は乏しく、そのための人材確保も難しいことから、都道府県、市町村での役割分担を明確にしてほしい。都道府県と市町村で事務権限が異なるため、その点にも着目していただきたい。（例：農業に関して　県は品種改良の研究、市は農業委員会の運営や農業振興、普及啓発など）
抽象的であるとの印象が若干強く、専門的知識を有しない職員であっても、ある程度の学習等で対応が可能になるような支援制度等の整備についてご検討いただけると幸いです。
全国一律の調査ではなく小規模自治体の実態に合った調査を行ってほしい
職員数が少なく専門に携われる職員がいない場合、策定計画等はとても困難なものである。
環境施策は人材・財源が厳しい自治体では後回しになるため、地方交付税の算定基礎に組み込む、人材確保につながる方針を検討して欲しい
人員不足などにより組織化が困難
市町村単位で気候変動に取り組より、県単位など、もう少し広域で取り組むことが効果的では？隣接した市町村で気候変動についての差異はあまりないような気がします。
予算面が最も大きな課題です。
兼務業務のため、必須事務や努力事務などの優先度の明分化
他部署においては、他省庁の計画等に基づき事業を実施しているため、他省庁への適応への働きかけを実施してほしい。

気候変動適応に関する取組実施に向けた意見・要望
全国の策定済の計画を見ると、内容や形態も様々であり、策定のイメージもつきにくい。策定マニュアルも参考であると思うが、実際すべてのステップを踏んでいくのは困難である。最低限、計画に含まれるべき内容が分かるようなフォーマットや、簡易マニュアルがあると嬉しい。
もう少し分かりやすくしてほしいと思います。
上記と同様、気候変動への適応策についての意義と必要性を、より詳しく、他の関係部門との連携・議論の必要性についての啓発をお願いします。
気候変動影響予測に関する情報の中で、適応策につなげられるものが極めて少なく、充実させてほしい。
庁内の合意形成が課題。
現在、市環境基本計画の改定を進めており、内容を盛り込んでいるのですが、具体的な指標や市が取り組める内容が、あまりなく国からの情報提供程度なのが課題です。
庁内の調整がとても困難である。
担当係に、公害・空地等、広範囲の環境に関する事務分掌が割り当てられていることや、法改正等による範囲拡大等による、慢性的な人員不足。
気候変動適応計画の各自治体（特に小規模自治体）における策定メリットの提示
計画策定のための人員が不足している。
この計画に限らず、新しい法令や政策が策定されると、地方でもそれに沿った計画の策定を求められることが多いが、小規模な自治体では業務増や人員減の中、それらすべてに対応することが困難。
基礎自治体からボトムアップして取り組みを推進していかなければならないと理解するが、考え方の規模が大きすぎるため、どのような視点で計画を策定していけば良いかが分かりにくい。
庁内の各部局で、適応的な施策は既に進められているところであり、法定の適応計画を改めて策定する意義も含め、議論を進める必要がある。
適応策を進めるための人員及び予算が不足していることが大きな課題です。
地域適応センターの気候変動の専門家がいない、補助金等の金銭的支援が必要不可欠
市の特性として、移動手段として車の利用や交通機関利用が必要であり、電気自動車等のエコな自動車の取得しやすい政策や取組について要望する。
地球レベルの問題を解消すべく様々な計画を小さな町で策定することは難しい。
地域気候変動適応センターの設置や運営に関する財政的支援を要望
自治体で適応策の策定、推進を行うにあたって、事務局（環境部局）が部局横断的に情報収集・進捗管理を行う必要があるため、その際のポイントやうまく行えている事例があれば教えてほしい。

気候変動適応に関する取組実施に向けた意見・要望
各自治体の地域気候変動適応計画や作成方法・マニュアルなど
「適応策」の対応をするための補助金等の情報について、「エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業」のようなまとまった冊子等を作成して欲しい。
緩和策におおける温室効果ガス排出量のような、適応策での総合的な評価指標があるとよい。
適応策の認知度が低いため、各課の連携が困難であることが課題。

（３）地域循環共生圏に関する取組状況

１）　地域循環共生圏の認知度

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域循環共生圏の認知度について、「名前を聞いたことはあったが、内容は理解していなかった」（38.5%）、「名前を聞いたこともなかった」（34.8%）団体が合わせて 7 割以上となっている。「内容を理解している」団体は 20.5%に留まる。

地方公共団体の区分別に見ると、中核市以上の市町村では「内容を理解している」団体が 7 割以上だが、人口 3 万人未満の市町村では 1 割未満に留まる。

図表 425　地域循環共生圏の認知度

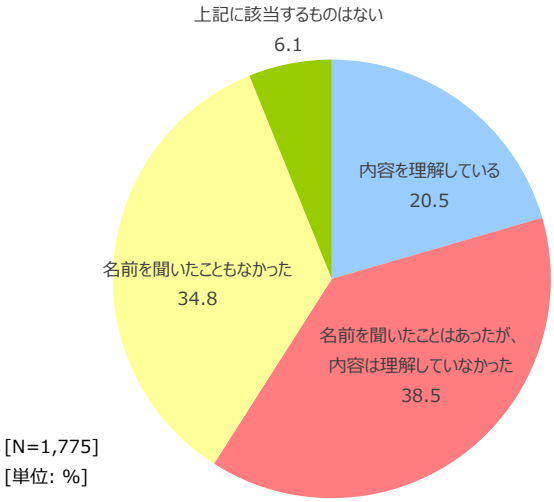

図表 426　地域循環共生圏の認知度【団体区分別】

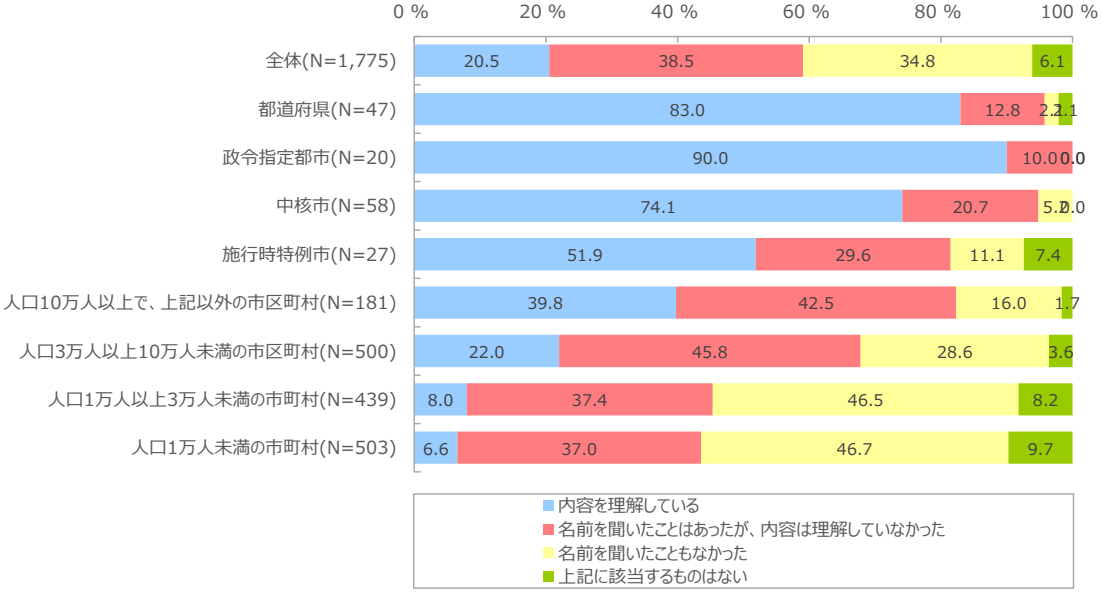

		内容を理解している	名前を聞いたことはあったが、内容は理解していなかった	名前を聞いたこともなかった	上記に該当するものはない	合計
全体	全体	364	684	618	109	1,775
	都道府県	39	6	1	1	47
	政令指定都市	18	2	0	0	20
	中核市	43	12	3	0	58
	施行時特例市	14	8	3	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	72	77	29	3	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	110	229	143	18	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	35	164	204	36	439
	人口1万人未満の市町村	33	186	235	49	503
比率	全体(N=1,775)	20.5	38.5	34.8	6.1	
	都道府県(N=47)	83.0	12.8	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	90.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	74.1	20.7	5.2	0.0	
	施行時特例市(N=27)	51.9	29.6	11.1	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	39.8	42.5	16.0	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	22.0	45.8	28.6	3.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	8.0	37.4	46.5	8.2	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	6.6	37.0	46.7	9.7	

２）　地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無

地域循環共生圏の概念を理解している団体において、具体的な取組を「行っている」団体は 23.9%である。

図表 427　地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無

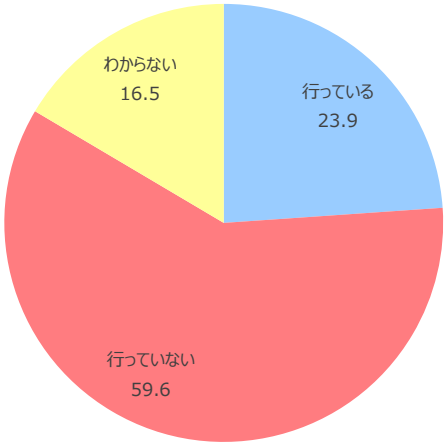

[N=364]
[単位：%]

図表 428　地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無【団体区分別】

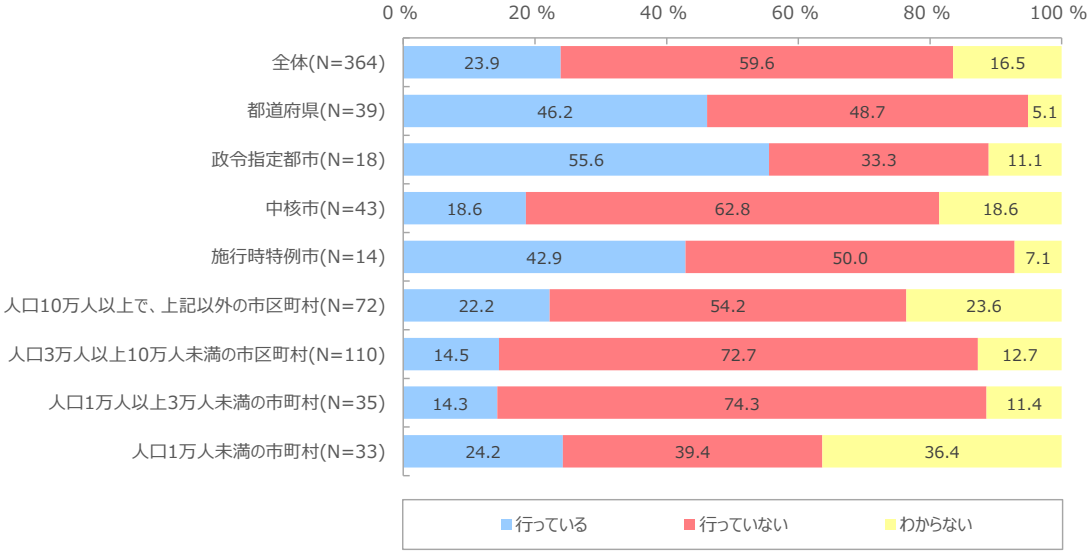

		行っている	行っていない	わからない	合計
全体	全体	87	217	60	364
	都道府県	18	19	2	39
	政令指定都市	10	6	2	18
	中核市	8	27	8	43
	施行時特例市	6	7	1	14
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	39	17	72
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	80	14	110
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	26	4	35
	人口1万人未満の市町村	8	13	12	33
比率	全体(N=364)	23.9	59.6	16.5	
	都道府県(N=39)	46.2	48.7	5.1	
	政令指定都市(N=18)	55.6	33.3	11.1	
	中核市(N=43)	18.6	62.8	18.6	
	施行時特例市(N=14)	42.9	50.0	7.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=72)	22.2	54.2	23.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=110)	14.5	72.7	12.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=35)	14.3	74.3	11.4	
	人口1万人未満の市町村(N=33)	24.2	39.4	36.4	

（４）国際イニシアチブへの参加状況

１）　気候変動に対するイニシアチブへの参加状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動に対するイニシアチブへの参加状況について、「わからない、知らない」団体が約 9 割（89.4%）となっている。「参加している」団体は 2.5%で、「参加を検討している」団体は 0.3%、「関心がある」団体も 7.8%存在している。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市においては「参加している」、「参加を検討している」団体があわせて 5 割以上となっている。

図表 429　気候変動に対するイニシアチブへの参加状況

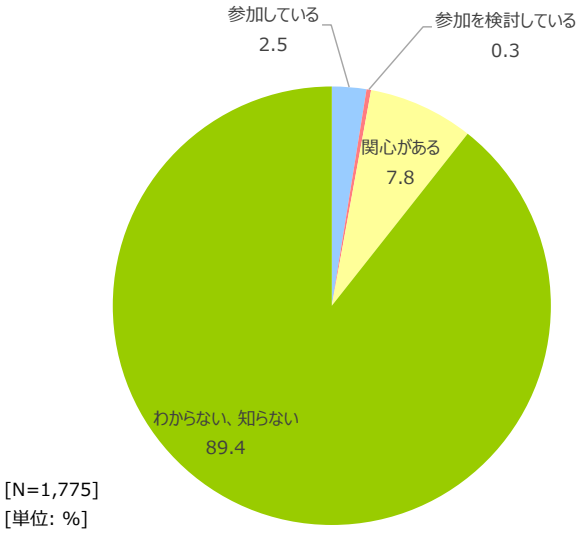

図表 430　気候変動に対するイニシアチブへの参加状況【団体区分別】

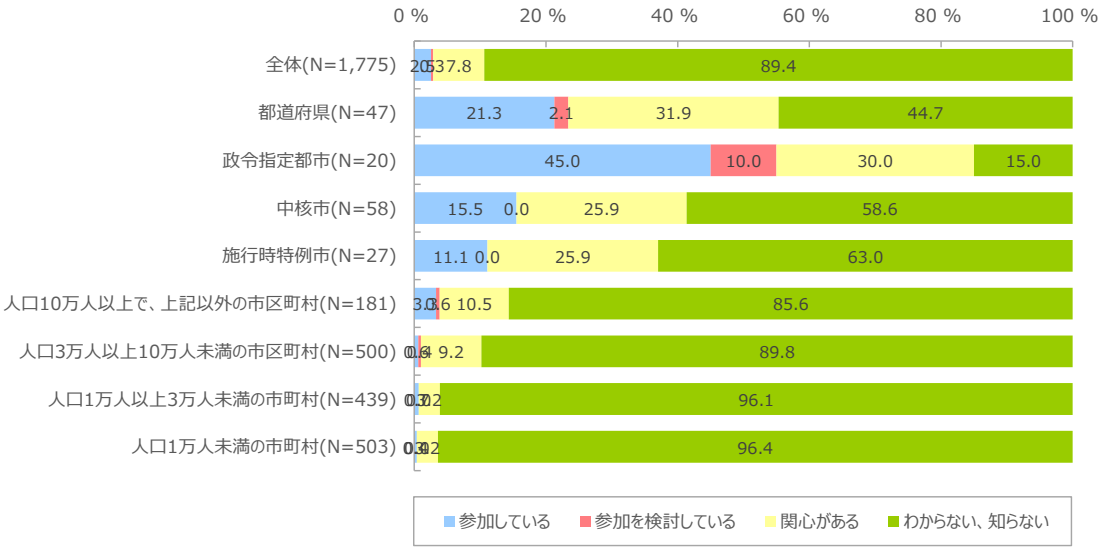

		参加している	参加を検討している	関心がある	わからない、知らない	合計
全体	全体	45	6	138	1,586	1,775
	都道府県	10	1	15	21	47
	政令指定都市	9	2	6	3	20
	中核市	9	0	15	34	58
	施行時特例市	3	0	7	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	1	19	155	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	2	46	449	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	14	422	439
	人口1万人未満の市町村	2	0	16	485	503
比率	全体(N=1,775)	2.5	0.3	7.8	89.4	
	都道府県(N=47)	21.3	2.1	31.9	44.7	
	政令指定都市(N=20)	45.0	10.0	30.0	15.0	
	中核市(N=58)	15.5	0.0	25.9	58.6	
	施行時特例市(N=27)	11.1	0.0	25.9	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.3	0.6	10.5	85.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.6	0.4	9.2	89.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	0.7	0.0	3.2	96.1	
	人口1万人未満の市町村(N=503)	0.4	0.0	3.2	96.4	

２） 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ

気候変動に対するイニシアチブへ参加している、もしくは参加を検討している、関心がある団体における、参加（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブは、「RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）」（50.3%）が最も多く、「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」（39,8%）、「世界首長誓約（Compact of Mayors）」（31.1%）と続く。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市、人口 1 万人未満の市町村では「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」の割合が最も多い。

図表 431　参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ

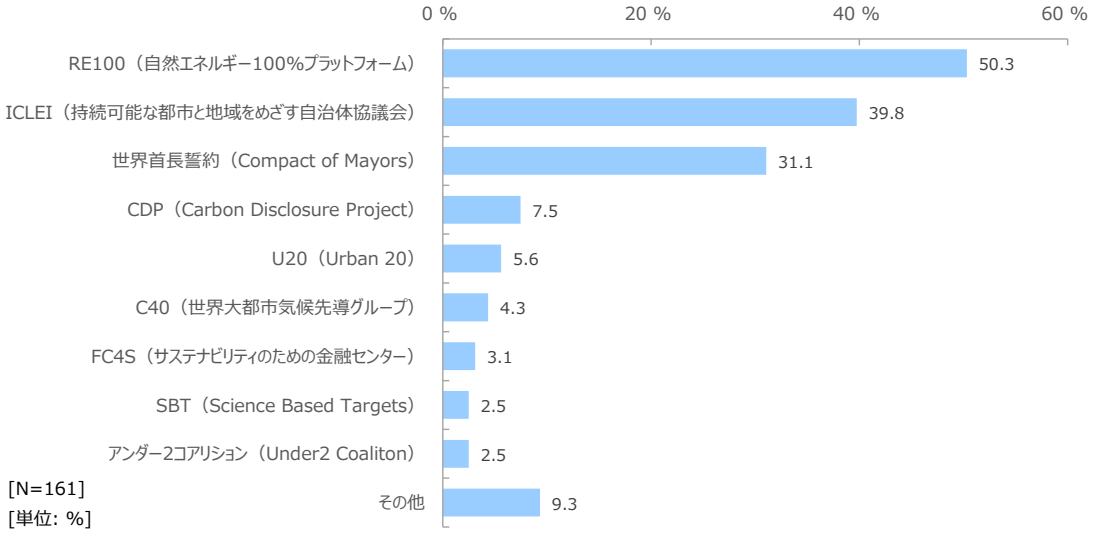

図表 432　参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ【団体区分別】

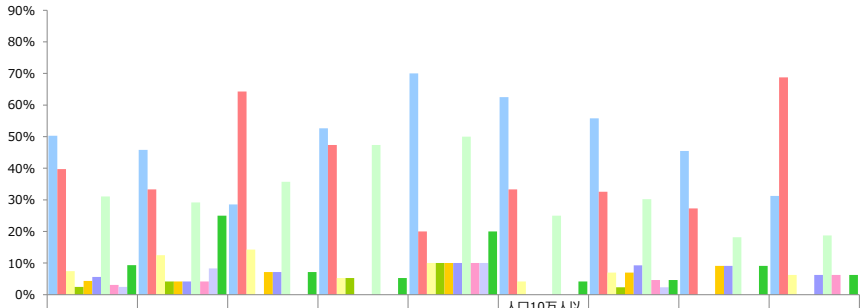

[単位：%]

	全体(N=161)	都道府県(N=24)	政令指定都市(N=14)	中核市(N=19)	施行時特例市(N=10)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=24)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=43)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=11)	人口1万人未満の市町村(N=16)
RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）	50.3	45.8	28.6	52.6	70.0	62.5	55.8	45.5	31.3
ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）	39.8	33.3	64.3	47.4	20.0	33.3	32.6	27.3	68.8
CDP（Carbon Disclosure Project）	7.5	12.5	14.3	5.3	10.0	4.2	7.0	0.0	6.3
SBT（Science Based Targets）	2.5	4.2	0.0	5.3	10.0	0.0	2.3	0.0	0.0
C40（世界大都市気候先導グループ）	4.3	4.2	7.1	0.0	10.0	0.0	7.0	9.1	0.0
U20（Urban 20）	5.6	4.2	7.1	0.0	10.0	0.0	9.3	9.1	6.3
世界首長誓約（Compact of Mayors）	31.1	29.2	35.7	47.4	50.0	25.0	30.2	18.2	18.8
FC4S（サステナビリティのための金融センター）	3.1	4.2	0.0	0.0	10.0	0.0	4.7	0.0	6.3
アンダー2コアリション（Under2 Coaliton）	2.5	8.3	0.0	0.0	10.0	0.0	2.3	0.0	0.0
その他	9.3	25.0	7.1	5.3	20.0	4.2	4.7	9.1	6.3

		RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）	ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）	CDP（Carbon Disclosure Project）	SBT（Science Based Targets）	C40（世界大都市気候先導グループ）	U20（Urban 20）	世界首長誓約（Compact of Mayors）	FC4S（サステナビリティのための金融センター）	アンダー2コアリション（Under2 Coaliton）	その他	合計
回答数	全体	81	64	12	4	7	9	50	5	4	15	161
	都道府県	11	8	3	1	1	1	7	1	2	6	24
	政令指定都市	4	9	2	0	1	1	5	0	0	1	14
	中核市	10	9	1	1	0	0	9	0	0	1	19
	施行時特例市	7	2	1	1	1	1	5	1	1	2	10
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	8	1	0	0	0	6	0	0	1	24
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	24	14	3	1	3	4	13	2	1	2	43
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	3	0	0	1	1	2	0	0	1	11
	人口1万人未満の市町村	5	11	1	0	0	1	3	1	0	1	16
比率（%）	全体(N=161)	50.3	39.8	7.5	2.5	4.3	5.6	31.1	3.1	2.5	9.3	
	都道府県(N=24)	45.8	33.3	12.5	4.2	4.2	4.2	29.2	4.2	8.3	25.0	
	政令指定都市(N=14)	28.6	64.3	14.3	0.0	7.1	7.1	35.7	0.0	0.0	7.1	
	中核市(N=19)	52.6	47.4	5.3	5.3	0.0	0.0	47.4	0.0	0.0	5.3	
	施行時特例市(N=10)	70.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	50.0	10.0	10.0	20.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=24)	62.5	33.3	4.2	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	4.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=43)	55.8	32.6	7.0	2.3	7.0	9.3	30.2	4.7	2.3	4.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=11)	45.5	27.3	0.0	0.0	9.1	9.1	18.2	0.0	0.0	9.1	
	人口1万人未満の市町村(N=16)	31.3	68.8	6.3	0.0	0.0	6.3	18.8	6.3	0.0	6.3	

３） 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）理由

図表 433　参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）理由

参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）理由
国際社会の動向を把握するため。
企業や自治体の先進的な取り組みとして関心があったため。
温暖化対策には、国際的な視野と情報共有が欠かせないため。
地球温暖化の問題は異常気象に限らず、農林水産業に多大な影響を与えている。特に近年水産業は漁獲量が激減するなど、漁業者の生活に大きく影響している。自分たちが便利な生活を優先するのではなく、地球規模での産業や生活のありかたを考えて実施していかなければならないと感じている。
参加することにより政策推進を加速化できる可能性があるから。
関係機関から情報提供があったため。
本市において、洋上での風力発電事業が検討されており、陸上においても再エネ（風力発電）が普及しているため、国際的な動きに注目しなければいけないと考えている。
低炭素社会を形成する上での、情報収集のため。また、上記のためには国内・国外との協調が必要と考えるため。
国内外の動向に遅れることなく、気候変動対策を推進したいと考えるため。
再ｴﾈ100%で生活が可能と考えているため。
脱炭素化に向けた取組を推進する必要があると考えるため。
再生可能エネルギーの地産地消による市域内の低炭素化を目指しているため。
最近、新聞等でよく目にするため。
SDGs を意識した取組を検討しているため。
地球規模での環境問題の解決には地域の自発的な活動の積み重ねが欠かせないと考え、その活動のサポートが得られるため。
持続可能な地域を目指すことは秩父市にとっても重要なことであり、それに関しての情報収集、情報交換などができればよいと思ったため。
気候変動対策、海洋プラスチック問題等、地球の持続可能性に係る課題は、世界と協力して解決していく必要があるから。
世界の動向、日本の動向を知りたい。
率先して参加することにより、庁内のみならず、市内事業者や市民に波及効果があると考えるため。

参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）理由
世界の各都市や国際機関と連携を深め、都の先進的な取組を情報発信するとともに、政策ノウハウや技術を提供し、都市の環境改善・世界の気候変動対策に貢献していくため。
区有施設で使用する電力について、再生可能エネルギー由来の電力調達への切り替えを推進しており、取り組みを外部にもＰＲしていきたいため。
気候変動に対する国際イニシアチブに参加し、知見を広げることで、地球温暖化対策に関する施策に役立てるため。
・先進都市の取組み事例を情報収集すること・他自治体との交流を深めること。
気候変動の問題は、一自治体だけで解決できるものではないため、他団体の動向を注視する必要がある。
自治体が率先して国際イニシアチブへ参画することで、民間企業・民間団体への普及・啓発につながると考えるから。
今後地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するにあたり、民間事業者の動きを把握するとともに、現在の事務事業編の推進のために必要な考え方やスキームの情報収集をするため
地域新電力などを研究中。
市として、気候変動に対する何らかのイニシアチブを取る必要性を感じているから。
気候変動への対応が喫緊の課題となる中で、SDGs 先進県として率先して再エネを導入するとともに、県内企業等に対して RE100 の取組を促進するため。・気候変動イニシアティブの設立宣言に賛同したため。
日本のエネルギー消費の約２％を占める大都市としての責務として、世界の気候変動問題の解決に貢献したいと考える為・世界の都市と情報交換・情報共有をすることにより、相互に高めあうことができると考える為・本市のプレゼンスや国際競争力の向上、市内経済の活性化のため。
各団体が保有している情報や団体の活動内容を参考にするため。
気候変動は世界各国で取り組むべき課題であり、参加することによって、気候変動対策について世界レベルの先進技術や新たな知見を得ることが可能になる。各団体との情報交換やノウハウの共有は事業・取組のボトムアップにも資するものであるから高い関心を持っている。
再生可能エネルギー普及のため。
再生可能エネルギーの導入促進支援策を検討する中で、町における支援策に提言のあった任意の研究組織（温暖化対策事業化実施研究会）より、導入促進を図るための側面的支援の一つとして「RE100」による「行政の再生可能エネルギー需要の担い手としての役割」が示されたため。

参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）理由
持続可能でレジリエントな地域づくりとともに、パリ協定の目標達成への貢献を目指す自治体の一つとして、世界首長誓約に関心がある。
再エネ100宣言RE Actionの構想は、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」、また国の温室効果ガス排出削減の目標等を鑑みれば、とても重要な構想ではないかと思われる。RE100は、達成できるできないは別として、地球温暖化対策を推進していくなかでは、重要な取組方針だと考えられるため。
先進的自治体の取り組み状況について関心がある。
他の自治体等で取り組まれているため。
環境都市としての発信力。
温室効果ガス削減の大幅な削減とエネルギーの「地産地消」が現在の当市における重要な課題であるとの認識に基づき、2018(平成30)年11月19日に世界首長制約／日本に加入したところであり、また、出資法人を介する等した再生可能エネルギー(電気)の地域内での循環体制の整備を進めているところであります。
企業における最先端の脱炭素への取組状況が分かるため。
持続可能な地域をめざす自治体に関心がある。
県内の取組を海外に発信するとともに、海外の取組等に係る情報を得るため。
長野市総合計画にも位置付ける木質バイオマス利用を中心に交流を進めたい。トゥルク市の優良事例や課題の共有を図ることで、本プロジェクトから現状の課題の解決や新たな事業の創出等の可能性が期待できるため。
今後、世界首長制約を実施する予定であるため。
SDGsをはじめ、世界的にも周囲と共同での対策を行っていく必要があるなかで、共通の旗印を持つことは温暖化対策を進めるにあたって有用であると考えるため。
他の自治体の先進的な地球温暖化対策について情報収集するため。
本市総合計画における戦略目標に「環境日本一」を掲げていることから、今後の事業展開によって国際イニシアチブへの参画の可能性があるため。
地域創生効果、新たなブランドの獲得効果、実務的メリット（専門家によるアドバイス、海外の自治体の先進事例の情報提供、ＣＯ２算定ツールの提供等。
率先行動になり得る。
温室効果ガスの大幅な削減の一助となる可能性があるため。
地球温暖化、気候変動に対して国レベルでの取組だけでなく、地域の地道な取組も必要だと感じているため。
個人的に参加した研修で存在を知った。最も費用が少なく実施できるため、実行可能性が高いと考える。
自治体も国際的な動きに合わせ、気候変動対策に取り組む必要があるから。

参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）理由
国際イニシアチブに参加することで、率先的に持続可能なエネルギーの推進や気候変動の影響への適応の推進を図ることができると考えるため。
市が行っている新電力事業を活用できる取組の一つとして、RE100 について関心がある。
設立趣旨に賛同したため。
情報収集のため。
本市には環境に配慮した内陸型工業団地として誕生した「長田野工業団地」が立地しており、グローバルに展開している企業も多数立地しているため。
世界中で行われている取り組みに、環境部局として実行、周知していく必要があるため。
京丹後市環境基本計画及び京丹後市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で掲げる取組目標「脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応」を進めていくにあたっての必要性を認識しているため。
U20（参加している）：G20 開催地であり、環境先進都市を目指しているため RE100（参加を検討している）：グローバル企業の再生可能エネルギーの導入拡大を進めるＲＥ100 は再生可能エネルギーの導入拡大の有効なアプローチであると認識しており、注視している。
池田市新環境基本計画に沿った内容があるため。
市として気候変動対策に取り組むにあたって、国際的な動向を把握するにあたって有用であるため。
県内事業者を対象に、RE100 や日本版 RE100 である再エネ 100 宣言 REAction への参画を推進し、事業者側の再エネ行動を促進するため。
地球温暖化防止のために脱炭素化を進めていく上で、国際的な気候変動対策を認知する必要があるから。
参加していることで、市を挙げて取り組むということの一つの意思表示になると考えるから。
世間的な風潮を受け、議会や環境に関する会議において提案される機会が増えたため。
気候変動対策の国際的な動きとして関心があるため。
国際動向の情報収集。
他都市との連携やネットワークの形成を推進することや、瀬戸内市の取り組みについて、広報する機会が得られると考えたため。
イクレイに参加・イクレイを通じ、国内外に本市取組を情報発信することで、環境モデル都市である本市の責務を果たすとともにブランド力向上につなげていく。 ・イクレイカフェ等の参加を通じ、会員自治体の政策や世界の動向等、最新の情報を収集し、本市取組に活かしていく

参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）理由
・イクレイを通じ、他市と連携することで、共通の課題解決に向け各自治体の特性を活かすとともに、補完していける関係性の構築を目指す。
地球温暖化対策を進めていくうえで、化石燃料等に頼らない生活に変えていくことは、必要不可欠なことであると考えるため。
海外他都市の情報を入手できるため国際的な場で、北九州市の施策等を発信する機会があるため。
再エネ導入促進のための事業者の後押しとなるため。
実行計画の目標（２０３０年度までに２７％削減、２０５０年度までに８０％削減）を達成するには、まずは再生可能エネルギーの普及が欠かせないため。
世界規模のネットワークにより自治体の環境に関する取組への支援、情報提供を行っているところに関心がある。
再生可能エネルギーの普及促進により、以下のような効果等が期待されるため。・県内市町による自主的で先進的な取組が推進されることで、県全体での緩和策の推進・県内企業による再エネ導入の促進等を通じて、環境と経済成長の同時実現により、本県での持続可能な低炭素社会（その先の脱炭素社会）づくりに寄与。
率先行動及び企業への普及促進のため。
今後、温室効果ガス排出量を継続的に削減するためには、再生可能エネルギー（自然エネルギー）の活用が必須になると考えており、関心を持っている。
低炭素ではなく脱炭素が今後のスタンダードになると思われるため。
将来的に市内でのエネルギーの自給自足を目指しているため。
首長が環境問題を意識しているため。
脱炭素社会や気候変動に関する情報収集や意見交換により、当県の地球温暖化対策や気候変動適応策へ反映させたいため。
パリ協定の目指す目標そのものだから。
目標達成に向けた取り組み事例を、本市にも応用したい。
再生可能エネルギー等の先進的な導入事例等の取り組みを知りたい。

５．意見・要望

（１）実行計画の策定・改定のために必要な行政支援

１）　事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援

回答団体全体における事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援のニーズとしては、「実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報」（66.7%）が最も高く、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（49.0%）、「削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報」（47.4%）と続く。

図表 434　事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援

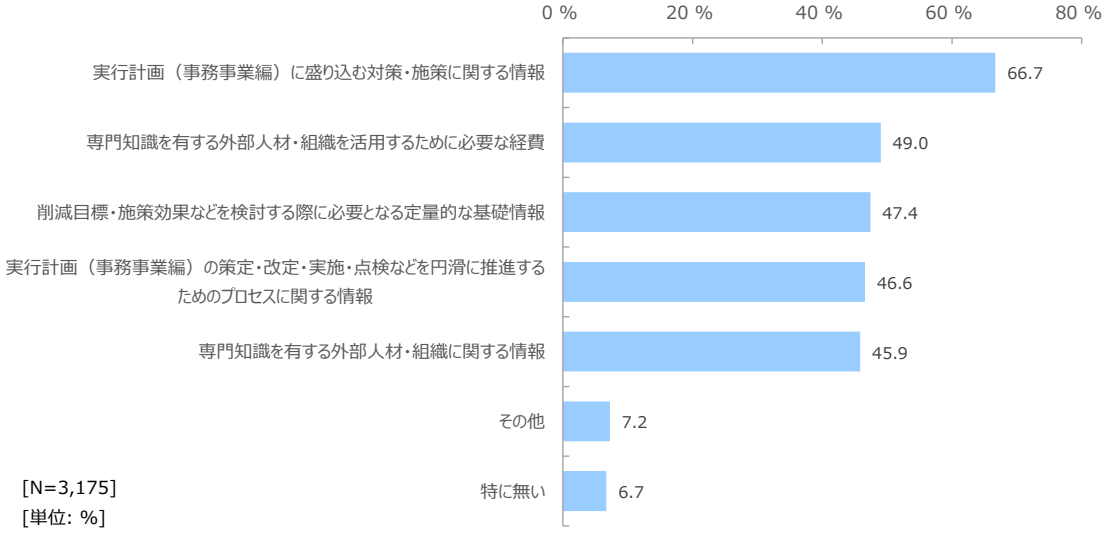

	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計
全体	1,456	1,556	1,479	1,506	2,117	230	213	3,175
比率（%）	45.9	49.0	46.6	47.4	66.7	7.2	6.7	

地方公共団体の区分別に見ると、すべての区分において、「実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報」が最も多い。

図表 435　事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援【団体区分別】

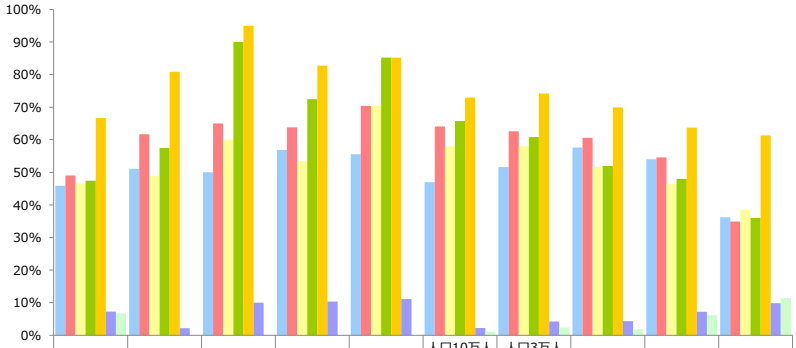

[単位：%]

	全体(N=3,175)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	人口1万人未満の市町村(N=502)	地方公共団体の組合(N=1,401)
専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	45.9	51.1	50.0	56.9	55.6	47.0	51.6	57.6	54.0	36.2
専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	49.0	61.7	65.0	63.8	70.4	64.1	62.6	60.6	54.6	34.9
実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	46.6	48.9	60.0	53.4	70.4	58.0	58.0	51.7	46.4	38.5
削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	47.4	57.4	90.0	72.4	85.2	65.7	60.8	51.9	48.0	36.0
実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報	66.7	80.9	95.0	82.8	85.2	72.9	74.2	69.9	63.7	61.3
その他	7.2	2.1	10.0	10.3	11.1	2.2	4.2	4.3	7.2	9.9
特に無い	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	2.4	1.8	6.2	11.4

		専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計
回答数	全体	1,456	1,556	1,479	1,506	2,117	230	213	3,175
	都道府県	24	29	23	27	38	1	0	47
	政令指定都市	10	13	12	18	19	2	0	20
	中核市	33	37	31	42	48	6	0	58
	施行時特例市	15	19	19	23	23	3	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	85	116	105	119	132	4	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	258	313	290	304	371	21	12	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	253	266	227	228	307	19	8	439
	人口1万人未満の市町村	271	274	233	241	320	36	31	502
	地方公共団体の組合	507	489	539	504	859	138	160	1,401
比率（%）	全体(N=3,175)	45.9	49.0	46.6	47.4	66.7	7.2	6.7	
	都道府県(N=47)	51.1	61.7	48.9	57.4	80.9	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	50.0	65.0	60.0	90.0	95.0	10.0	0.0	
	中核市(N=58)	56.9	63.8	53.4	72.4	82.8	10.3	0.0	
	施行時特例市(N=27)	55.6	70.4	70.4	85.2	85.2	11.1	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	47.0	64.1	58.0	65.7	72.9	2.2	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	51.6	62.6	58.0	60.8	74.2	4.2	2.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	57.6	60.6	51.7	51.9	69.9	4.3	1.8	
	人口1万人未満の市町村(N=502)	54.0	54.6	46.4	48.0	63.7	7.2	6.2	
	地方公共団体の組合(N=1,401)	36.2	34.9	38.5	36.0	61.3	9.9	11.4	

２） 事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定

事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援として「事務事業編に係る専門知識を有する外部人材」と回答した団体において、その具体的な人材の想定としては、「民間のコンサルタント」（66.2%）が最も多く、「学識者・有識者」（55.1%）、「国や都道府県の技術職員」（53.6%）と続く。

図表 436　事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定

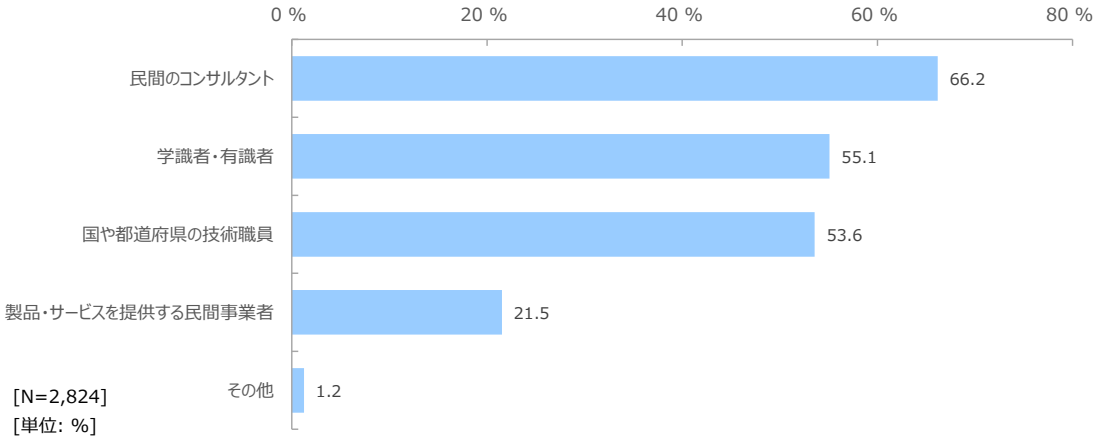

地方公共団体の区分別に見ると、すべての区分において「民間のコンサルタント」の割合が最も高い。市町村の人口規模が小さいほど、「国や都道府県の技術職員」の割合が高くなる傾向がある。

図表 437　事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定【団体区分別】

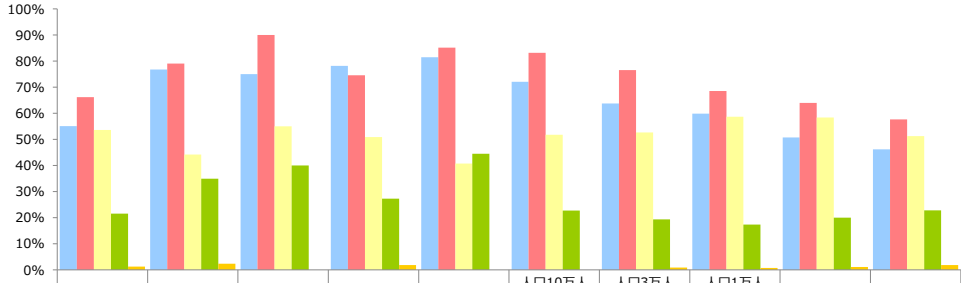

[単位：%]

	全体 (N=2,824)	都道府県 (N=43)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=55)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=172)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=477)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=416)	人口1万人未満の市町村 (N=461)	地方公共団体の組合 (N=1,153)
学識者・有識者	55.1	76.7	75.0	78.2	81.5	72.1	63.7	59.9	50.8	46.1
民間のコンサルタント	66.2	79.1	90.0	74.5	85.2	83.1	76.5	68.5	64.0	57.7
国や都道府県の技術職員	53.6	44.2	55.0	50.9	40.7	51.7	52.6	58.7	58.4	51.3
製品・サービスを提供する民間事業者	21.5	34.9	40.0	27.3	44.4	22.7	19.3	17.3	20.0	22.8
その他	1.2	2.3	0.0	1.8	0.0	0.0	0.8	0.7	1.1	1.8

		学識者・有識者	民間のコンサルタント	国や都道府県の技術職員	製品・サービスを提供する民間事業者	その他	合計
回答数	全体	1,556	1,869	1,513	608	35	2,824
	都道府県	33	34	19	15	1	43
	政令指定都市	15	18	11	8	0	20
	中核市	43	41	28	15	1	55
	施行時特例市	22	23	11	12	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	124	143	89	39	0	172
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	304	365	251	92	4	477
	人口1万人以上3万人未満の市町村	249	285	244	72	3	416
	人口1万人未満の市町村	234	295	269	92	5	461
	地方公共団体の組合	532	665	591	263	21	1,153
比率（%）	全体(N=2,824)	55.1	66.2	53.6	21.5	1.2	
	都道府県(N=43)	76.7	79.1	44.2	34.9	2.3	
	政令指定都市(N=20)	75.0	90.0	55.0	40.0	0.0	
	中核市(N=55)	78.2	74.5	50.9	27.3	1.8	
	施行時特例市(N=27)	81.5	85.2	40.7	44.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=172)	72.1	83.1	51.7	22.7	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=477)	63.7	76.5	52.6	19.3	0.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=416)	59.9	68.5	58.7	17.3	0.7	
	人口1万人未満の市町村(N=461)	50.8	64.0	58.4	20.0	1.1	
	地方公共団体の組合(N=1,153)	46.1	57.7	51.3	22.8	1.8	

３） 区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援

区域施策編の策定義務のある団体における区域施策編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援のニーズとしては、「実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報」（83.0%）が最も多く、「削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報」（77.1%）、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（72.5%）と続く。

図表 438 区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援

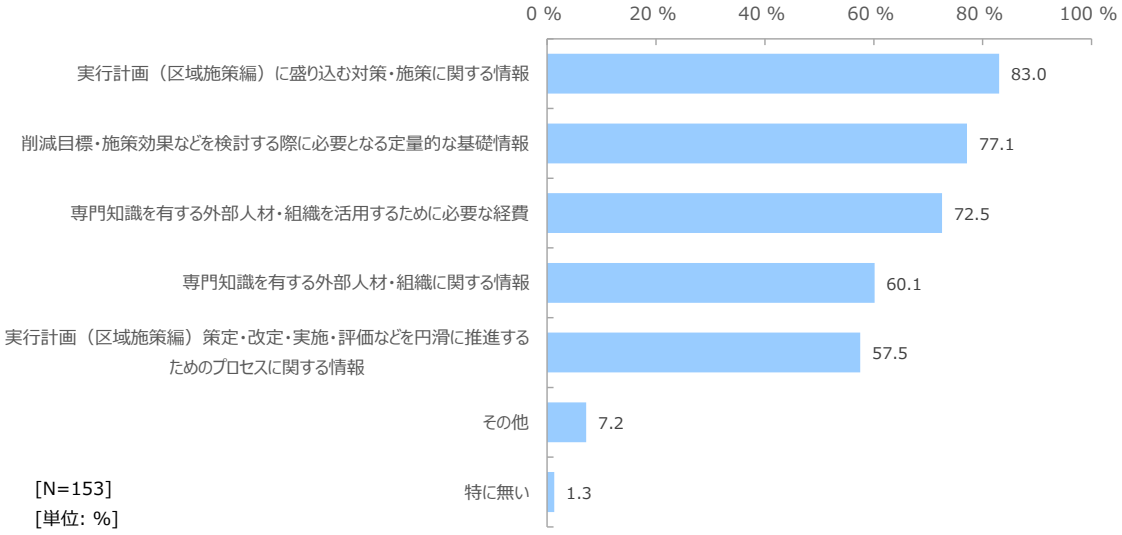

	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	実行計画（区域施策編）策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計
全体	92	111	88	118	127	11	2	153
比率（%）	60.1	72.5	57.5	77.1	83.0	7.2	1.3	

地方公共団体の区分別に見ると、すべての区分において、「実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報」の割合が最も多い。

図表 439　区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援【団体区分別】

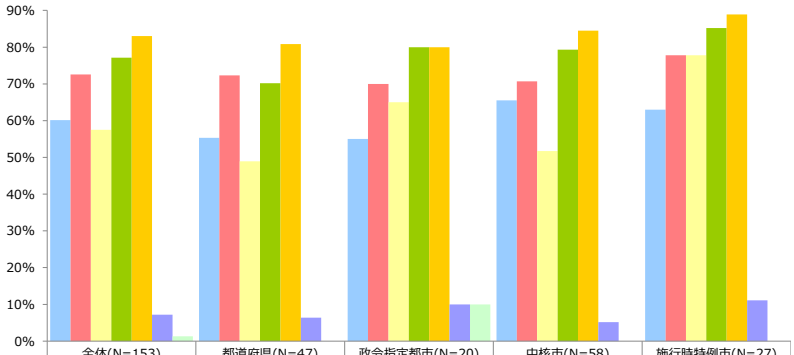

[単位：%]

	全体(N=153)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)
専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	60.1	55.3	55.0	65.5	63.0
専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	72.5	72.3	70.0	70.7	77.8
実行計画（区域施策編）策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	57.5	48.9	65.0	51.7	77.8
削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	77.1	70.2	80.0	79.3	85.2
実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報	83.0	80.9	80.0	84.5	88.9
その他	7.2	6.4	10.0	5.2	11.1
特に無い	1.3	0.0	10.0	0.0	0.0

		専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	実行計画（区域施策編）策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計
回答数	全体	92	111	88	118	127	11	2	153
	都道府県	26	34	23	33	38	3	0	47
	政令指定都市	11	14	13	16	16	2	2	20
	中核市	38	41	30	46	49	3	0	58
	施行時特例市	17	21	21	23	24	3	0	27
比率（%）	全体(N=153)	60.1	72.5	57.5	77.1	83.0	7.2	1.3	
	都道府県(N=47)	55.3	72.3	48.9	70.2	80.9	6.4	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	70.0	65.0	80.0	80.0	10.0	10.0	
	中核市(N=58)	65.5	70.7	51.7	79.3	84.5	5.2	0.0	
	施行時特例市(N=27)	63.0	77.8	77.8	85.2	88.9	11.1	0.0	

４） 区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定

区域施策編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援として「区域施策編に係る専門知識を有する外部人材」と回答した団体において、その具体的な人材の想定としては、「学識者・有識者」（84.2%）が最も多く、「民間のコンサルタント」（80.1%）、「国や都道府県の技術職員」（45.9%）と続く。

図表 440　区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定

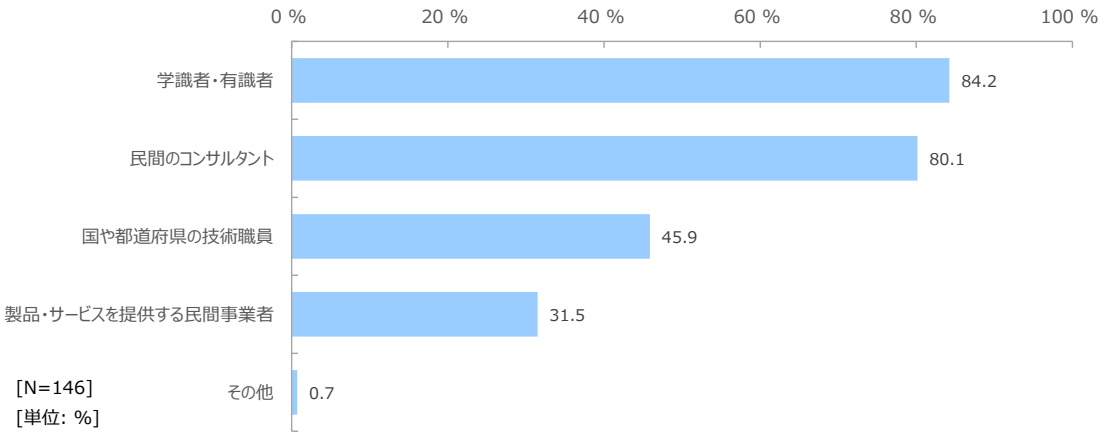

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市においては「民間のコンサルタント」の割合が最も高く、その他の団体においては「学識者・有識者」の割合が最も高い。

図表 441　区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定
【団体区分別】

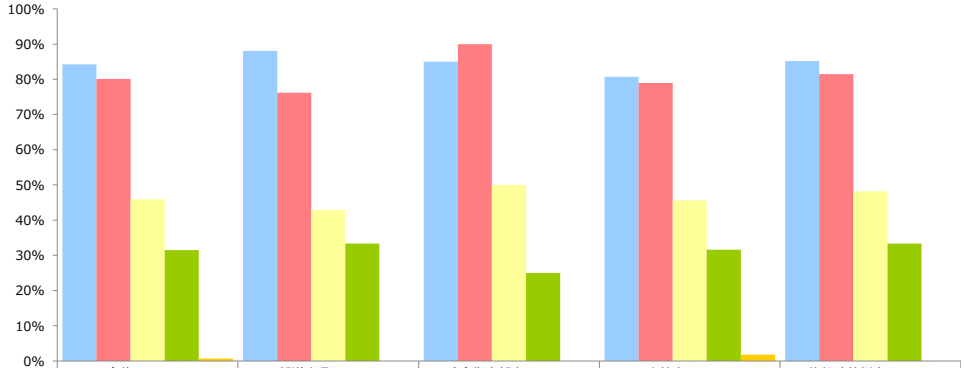

[単位：%]

	全体(N=146)	都道府県(N=42)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=57)	施行時特例市(N=27)
学識者・有識者	84.2	88.1	85.0	80.7	85.2
民間のコンサルタント	80.1	76.2	90.0	78.9	81.5
国や都道府県の技術職員	45.9	42.9	50.0	45.6	48.1
製品・サービスを提供する民間事業者	31.5	33.3	25.0	31.6	33.3
その他	0.7	0.0	0.0	1.8	0.0

		学識者・有識者	民間のコンサルタント	国や都道府県の技術職員	製品・サービスを提供する民間事業者	その他	合計
回答数	全体	123	117	67	46	1	146
	都道府県	37	32	18	14	0	42
	政令指定都市	17	18	10	5	0	20
	中核市	46	45	26	18	1	57
	施行時特例市	23	22	13	9	0	27
比率（%）	全体(N=146)	84.2	80.1	45.9	31.5	0.7	
	都道府県(N=42)	88.1	76.2	42.9	33.3	0.0	
	政令指定都市(N=20)	85.0	90.0	50.0	25.0	0.0	
	中核市(N=57)	80.7	78.9	45.6	31.6	1.8	
	施行時特例市(N=27)	85.2	81.5	48.1	33.3	0.0	

（２）「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」を利用した調査形式に関する意見・要望

回答団体全体における「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」を利用した調査形式に関する意見・要望としては、「一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。」（46.1%）が最も多く「昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。」（19.5%）、「LGWAN（統合行政ネットワーク）接続系ネットワークと、インターネット接続系ネットワークの両方での接続が可能となり、便利であった。」（16.6%）、「昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。」（11.4%）、「一部の設問について実行計画の入力値が表示される機能は便利である。（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムを使用している団体のみ）」（10.2%）と続く。

図表 442　ウェブを利用した施行状況調査に係る意見・要望

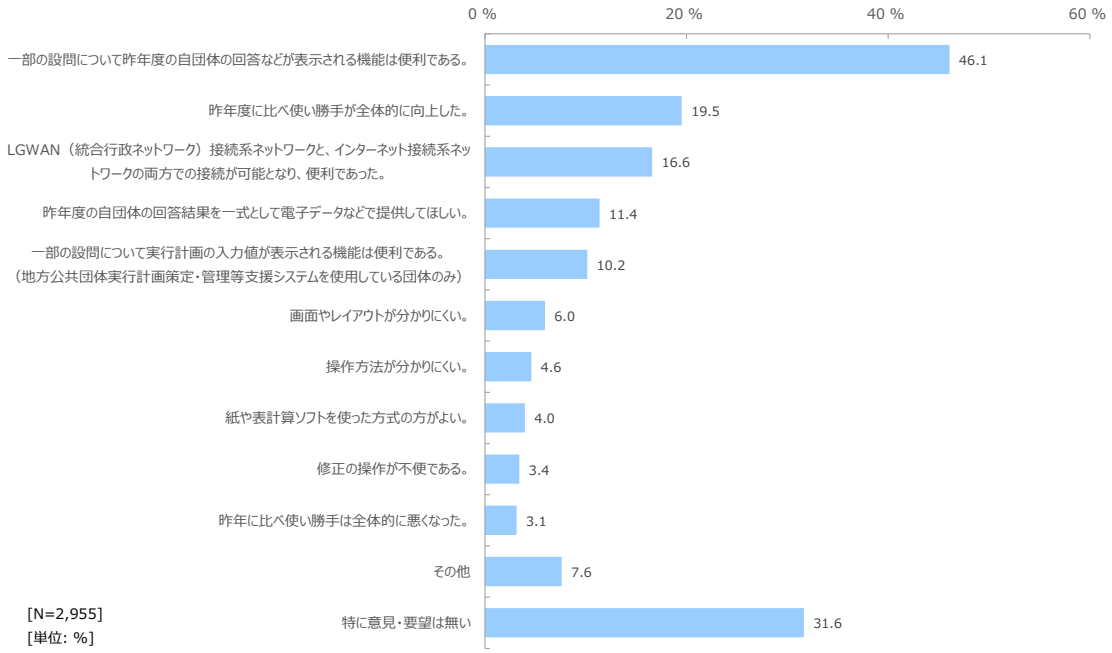

	昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。	昨年に比べ使い勝手は全体的に悪くなった。	一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。	一部の設問について実行計画の入力値が表示される機能（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムを使用している団体のみ）は便利である。	昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。	LGWAN（統合行政ネットワーク）接続系ネットワークと、インターネット接続系ネットワークの両方での接続が可能となり、便利であった。	紙や表計算ソフトを使った方式の方がよい。	操作方法が分かりにくい。	画面やレイアウトが分かりにくい。	修正の操作が不便である。	その他	特に意見・要望は無い	合計
全体	577	93	1,362	300	336	490	117	136	176	101	225	935	2,955
比率（%）	19.5	3.1	46.1	10.2	11.4	16.6	4.0	4.6	6.0	3.4	7.6	31.6	

（３）環境省に対する意見、要望

回答団体全体における環境省に対する意見・要望としては、「温室効果ガス排出量算定について」（5.7%）、「実行計画の策定について」（5.3%）、「電力自由化による状況の変化について」（3.7%）が多い。

図表 443　環境省に対する意見・要望

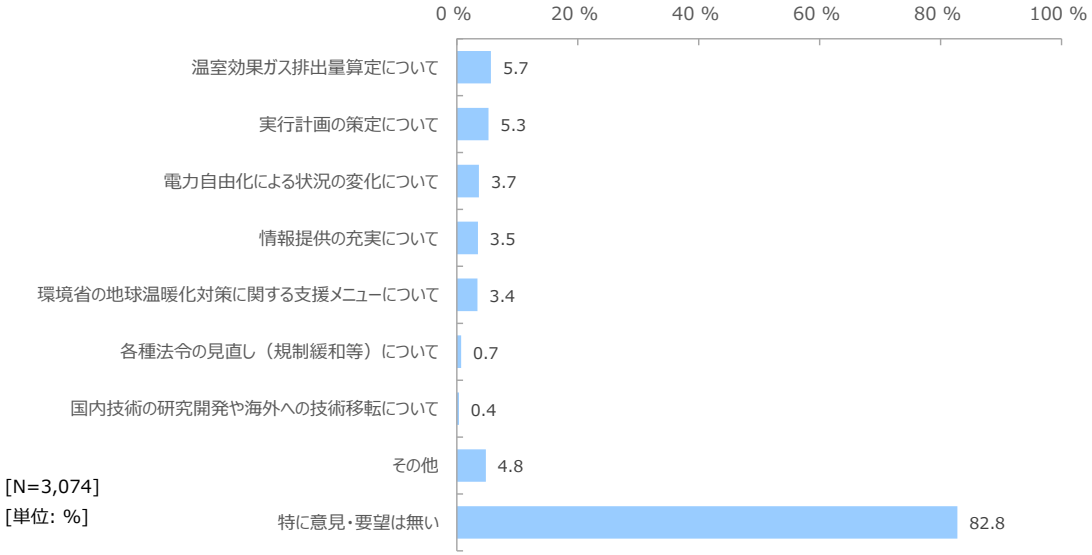

	実行計画の策定について	温室効果ガス排出量算定について	環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	情報提供の充実について	各種法令の見直し（規制緩和等）について	電力自由化による状況の変化について	国内技術の研究開発や海外への技術移転について	その他	特に意見・要望は無い	合計
全体	162	174	106	108	22	113	11	148	2,545	3,074
比率（%）	5.3	5.7	3.4	3.5	0.7	3.7	0.4	4.8	82.8	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市では「電力自由化による状況の変化について」や「温室効果ガス排出量算定について」を選択した割合が高い。小規模な市町村（特別区含む。）や地方公共団体の組合では、「特に意見・要望は無い。」が大半を占める。

図表 444　環境省に対する意見・要望【団体区分別】

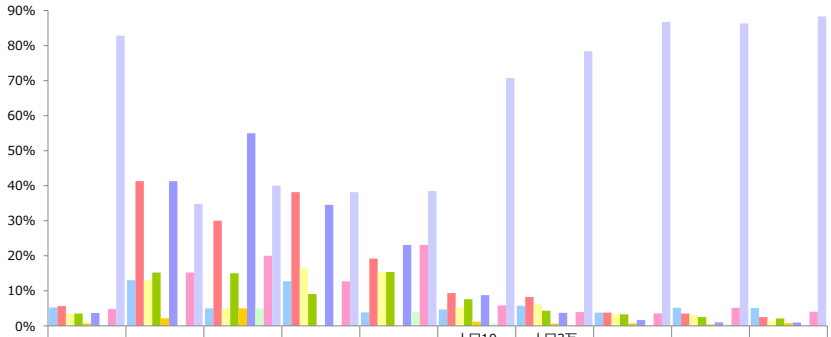

[単位：%]

	全体(N=3,074)	都道府県(N=46)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=55)	施行時特例市(N=26)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=171)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=485)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=422)	人口1万人未満の市町村(N=483)	地方公共団体の組合(N=1,366)
実行計画の策定について	5.3	13.0	5.0	12.7	3.8	4.7	5.8	3.8	5.2	5.1
温室効果ガス排出量算定について	5.7	41.3	30.0	38.2	19.2	9.4	8.2	3.8	3.5	2.5
環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	3.4	13.0	5.0	16.4	15.4	5.3	6.2	3.3	3.1	1.3
情報提供の充実について	3.5	15.2	15.0	9.1	15.4	7.6	4.3	3.3	2.5	2.1
各種法令の見直し（規制緩和等）について	0.7	2.2	5.0	0.0	0.0	1.2	0.6	0.7	0.4	0.7
電力自由化による状況の変化について	3.7	41.3	55.0	34.5	23.1	8.8	3.7	1.7	1.0	1.0

		実行計画の策定について	温室効果ガス排出量算定について	環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	情報提供の充実について	各種法令の見直し（規制緩和等）について	電力自由化による状況の変化について	国内技術の研究開発や海外への技術移転について	その他	特に意見・要望は無い	合計
回答数	全体	162	174	106	108	22	113	11	148	2,545	3,074
	都道府県	6	19	6	7	1	19	0	7	16	46
	政令指定都市	1	6	1	3	1	11	1	4	8	20
	中核市	7	21	9	5	0	19	0	7	21	55
	施行時特例市	1	5	4	4	0	6	1	6	10	26
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	16	9	13	2	15	1	10	121	171
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	40	30	21	3	18	1	19	380	485
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	16	14	14	3	7	1	15	366	422
	人口1万人未満の市町村	25	17	15	12	2	5	2	25	417	483
	地方公共団体の組合	70	34	18	29	10	13	4	55	1,206	1,366
比率（%）	全体(N=3,074)	5.3	5.7	3.4	3.5	0.7	3.7	0.4	4.8	82.8	
	都道府県(N=46)	13.0	41.3	13.0	15.2	2.2	41.3	0.0	15.2	34.8	
	政令指定都市(N=20)	5.0	30.0	5.0	15.0	5.0	55.0	5.0	20.0	40.0	
	中核市(N=55)	12.7	38.2	16.4	9.1	0.0	34.5	0.0	12.7	38.2	
	施行時特例市(N=26)	3.8	19.2	15.4	15.4	0.0	23.1	3.8	23.1	38.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=171)	4.7	9.4	5.3	7.6	1.2	8.8	0.6	5.8	70.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=485)	5.8	8.2	6.2	4.3	0.6	3.7	0.2	3.9	78.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=422)	3.8	3.8	3.3	3.3	0.7	1.7	0.2	3.6	86.7	
	人口1万人未満の市町村(N=483)	5.2	3.5	3.1	2.5	0.4	1.0	0.4	5.2	86.3	
	地方公共団体の組合(N=1,366)	5.1	2.5	1.3	2.1	0.7	1.0	0.3	4.0	88.3	